

市政記録

2025年版



市政記録

2025年版

横浜市き章



横浜市き章は、明治42年の開港50周年を記念して、市民の皆さんから募集してつくられたもので、ハマの2字をデザインしたもののが採用されました。

公示は同年6月5日。

地質は白、き章は赤です。

市の花「バラ」



横浜市の花「バラ」は、花と緑あふれる横浜を創造するシンボルとして、平成元年9月23日市民の皆さんにより定められました。

西洋バラの多くは開港間もない横浜から日本へ上陸したといわれ、その後1世紀以上にわたって市民の皆さんに親しまれています。

横浜市歌

わが日の本は島國よ

朝日かがよう海に

連れりそばだつ島々なれば

あらゆる國より舟こそ通え

されば港の数多かれど

この横浜にまさるあらめや

むかし思えば とま屋の煙

ちらりほらりと立てりしころ

今はもも舟もも千舟

泊るところぞ見よや

果なく栄えて行くらんみ代を

飾る宝も入りくる港

横 浜 市 歌

森 林太郎(鷗外) 作詞

南 龍衛 作曲

市歌普及委員会 補修編曲

Tempo di marcia ($\text{♩} = 88 - 104$)

市 長 山中 竹春

副 市 長 平原 敏英

副 市 長 伊地知 英弘

副 市 長 大久保 智子

副 市 長 佐藤 広毅

市会議長 渋谷 健

市会副議長 尾崎 太

●市政記録2025年版目次●

第1部 市勢編	1
市域	2
気象・地震	4
人口	5
横浜のあゆみ	7
横浜の経済	11
横浜港	12
第2部 市政編	15
第1章 横浜市中期計画	16
第2章 令和7年度予算と主要事業	18
第3章 市政への提言と指針	26
第4章 市政の仕組み	29
第5章 18区の紹介	38
第6章 各局統括本部の事業案内	77
脱炭素・GREEN×EXPO推進局	78
政策経営局	83
総務局	90
デジタル統括本部	96
財政局	98
国際局	105
市民局	109
にぎわいスポーツ文化局	119
経済局	127
こども青少年局	136
健康福祉局	144
医療局・医療局病院経営本部	164
みどり環境局	172
下水道河川局	184
資源循環局	191
建築局	199
都市整備局	207
道路局	217
港湾局	226
消防局	235
水道局	243
交通局	249
教育委員会	255
公立大学法人横浜市立大学	266

付 錄 横浜市機構図

第1部

市勢編

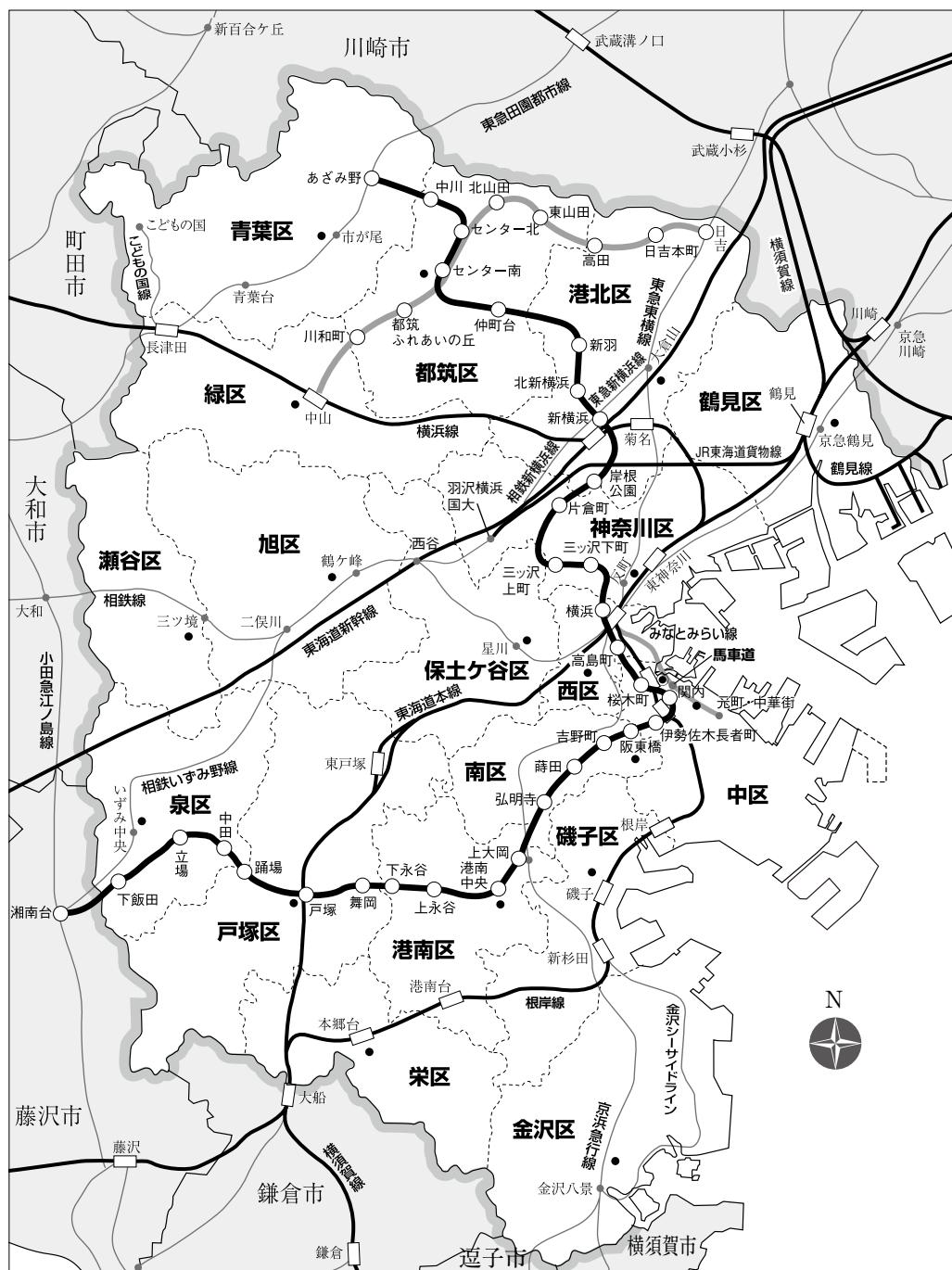
- 市域
 - 気象・地震
 - 人口
 - 横浜のあゆみ
 - 横浜の経済
 - 横浜港
-

市域

横浜市は神奈川県の東端に位置し、東は東京湾、北は川崎市、西は町田市・大和市・藤沢市、南は鎌倉市・逗子市・横須賀市に接しています。横浜市の中心部から東京都心部までは、約30キロメートルです。我が国を代表する国際貿易港である横浜港を基盤として、首都圏の中核都市としての役割を担っています。総面積は、約438平方キロメートルで、これは東京23区の約7割にあたります。

市の位置

東西 23.6 キロメートル
(東経 $139^{\circ} 27' 53''$ ~ $139^{\circ} 43' 31''$)
南北 31.1 キロメートル
(北緯 $35^{\circ} 18' 45''$ ~ $35^{\circ} 35' 34''$)



■市制施行後の市域拡張と行政区再編成

年月日	事項	面積	拡張地域
		km ²	
明治22.4.1	市制施行	5.40	
34.4.1	第1次市域拡張	24.80	久良岐郡戸太町、本牧村、中村、根岸村、橋樹郡神奈川町、保土ヶ谷町の一部
44.4.1	第2次市域拡張	36.71	橋樹郡保土ヶ谷町の一部、子安村の一部、久良岐郡屏風浦村の一部、大岡川村の一部
大正9.10.1	—	37.03	第2次市域拡張の数値に千若町、守屋町の埋立てを加えた数値
昭和2.4.1	第3次市域拡張	133.88	橋樹郡鶴見町、旭村、大綱村、城郷村、保土ヶ谷町、都筑郡西谷村、久良岐郡大岡川村、日下村、屏風浦村
2.10.1	区制施行	—	鶴見区、神奈川区、中区、保土ヶ谷区、磯子区が誕生
10.10.1	—	135.63	第4回国勢調査の際、「全国市町村別面積調」による内閣統計局の公表数値
11.10.1	第4次市域拡張	168.02	久良岐郡金沢町、六浦荘村、鎌倉郡永野村
12.4.1	第5次市域拡張	173.18	橋樹郡日吉村の一部
14.4.1	第6次市域拡張	400.97	都筑郡新治村、田奈村、中里村、川和町、新田村、中川村、山内村、都岡村、二俣川村、鎌倉郡戸塚町、川上村、豊田村、大正村、中和田村、中川村、瀬谷村、本郷村
//	区新設	—	港北区、戸塚区が誕生
18.12.1	行政区再編成	—	中区から 南区 が誕生
19.4.1	✓	—	中区から 西区 が誕生
23.5.15	✓	—	磯子区から 金沢区 が誕生
25.10.1	—	408.66	第7回国勢調査の際、「国勢調査結果報告」による総理府統計局の推定数値
30.10.1	—	405.56	第8回国勢調査の際、「国勢調査結果報告」による総理府統計局の推定数値
35.10.1	—	405.60	第9回国勢調査の際、「国勢調査結果報告」による総理府統計局の推定数値
40.10.1	—	412.94	第10回国勢調査の際、「国勢調査結果報告」による総理府統計局の推定数値
44.10.1	—	417.29	建設省国土地理院公表の数値
//	行政区再編成	—	南区から 港南区 、保土ヶ谷区から 旭区 、港北区から 緑区 、戸塚区から 瀬谷区 が誕生
45.10.1	—	417.63	建設省国土地理院公表の数値
50.10.1	—	421.46	✓
55.10.1	—	426.72	✓
60.10.1	—	430.75	✓
61.10.1	—	430.80	✓
61.11.3	行政区再編成	—	戸塚区から 栄区、泉区 が誕生
62.10.1	—	431.57	建設省国土地理院公表の数値
平成3.10.1	—	433.17	横浜市区別町別面積調の数値
6.11.6	行政区再編成	—	港北区、緑区から 青葉区、都筑区 が誕生
令和5.7.5 現在	埋立地編入	435.95	埋立てによる拡張（複数回）

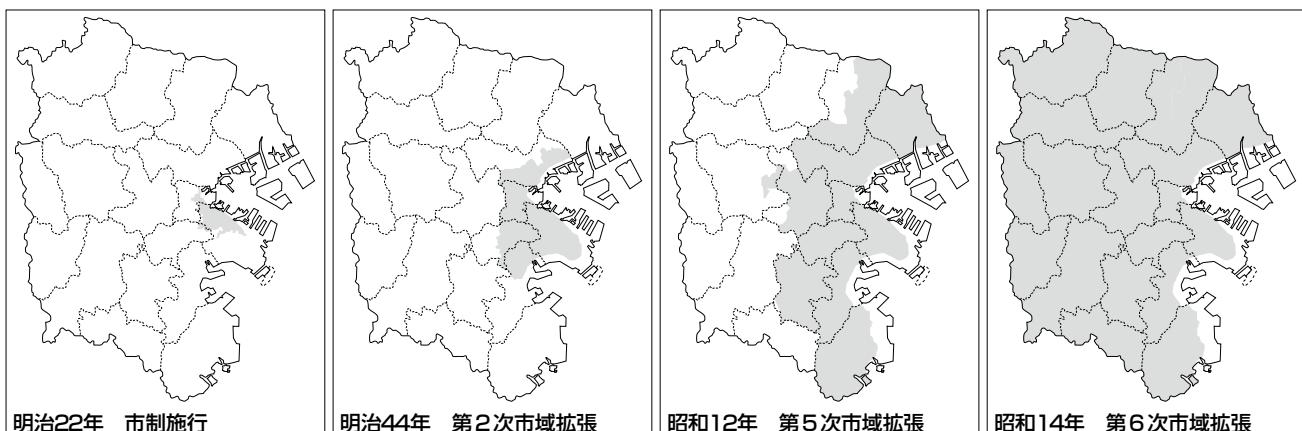
(注) 1 大正9年第1回国勢調査の際、内閣統計局の公表数値は33.00km²です。

2 昭和25年の建設省地理調査所公表の数値は408.9km²です。

3 昭和30、35、40年の面積は金沢区と横須賀市の境界未定のため、総理府統計局の推定数値を掲載しました。

4 面積は、昭和63年国土地理院発行の2万5千分の1の地形図を基に計測した数値に、埋立て及び境界変更の告示の面積変化を加算減し算出した数値です。

市域の変遷



気象・地震

令和6年の気象・地震概況

■全般

1月から2月は冬型の気圧配置や高気圧に覆われ晴れた日が多くなりました。3月は低気圧と高気圧が交互に通過したため天気は数日毎に変わりました。4月から5月は高気圧に覆われ晴れた日が多くなりました。6月から7月は前線や低気圧の影響で曇りや雨の日が多く、大雨となった日もありました。8月から9月にかけては、高気圧に覆われ晴れた日が多くなりましたが、8月の終わりころには、台風第10号や太平洋高気圧の縁を回る暖かく湿った空気が流れ込んで大気の状態が不安定となり、大雨となりました。10月は低気圧や前線の影響で曇りや雨の日が多くなりました。11月は前半は気圧の谷や湿った空気の影響で雨や曇りの日が多くなりましたが、後半は西高東低の気圧配置や高気圧に覆われ晴れた日が多くなりました。12月は冬型の気圧配置や高気圧に覆われ晴れた日が多くなりました。

■気温

横浜の年平均気温は、18.0°C（平年差+1.8°C）で平年よりかなり高くなりました。

■降水量

横浜の年間降水量は、1819.0mm（平年比105%）で平年並となりました。

■日照時間

横浜の年間日照時間は、2227.3時間（平年比110%）で平年よりかなり多くなりました。

■神奈川県に影響を及ぼした台風

8月13日に日本の南で発生した台風第7号は、発達しながら北上して15日朝には強い勢力になり、夜には非常に強い勢力となって伊豆諸島に接近しました。その後も発達しながら北上を続け、16日から17日にかけて関東地方の沿岸部に接近しました。県内では、台風の影響で8月16日は大雨となり、風にあおられて転倒するなどの人的被害や道路冠水、交通機関への影響などが発生しました。

8月20日にマリアナ諸島で発生した台風第10号は、日本付近で動きが遅くなり、27日に非常に強い勢力となって奄美地方に接近しました。その後、進路を北に変えて非常に強い勢力のまま九州南部に接近し、強い勢力で29日8時頃に鹿児島県薩摩川内市付近に上陸しました。上陸後は、遅い速度で勢力を弱めながら九州北部地方や四国地方を通り、30日に熱帯低気圧に変わった後、東海道沖へ進みました。県内では、長時間大雨が続き、月最大

72時間降水量が小田原市で529.5mm（9月1日7時30分）、海老名市で444.5mm（1日12時50分）、平塚市で427.5mm（1日9時50分）、相模原市中央で420.5mm（1日12時20分）と観測史上1位の値を更新し、人的被害や建物被害、停電などの被害が発生しました。

なお、令和6年の台風の発生数は26個（平年値25.1個）で、接近数（全国）は11個（平年値11.7個）、上陸数は2個（平年値30個）でした。

■地震

横浜地方気象台（横浜市中区山手町）で震度1以上を観測した地震は35回でした。

また、横浜市内で震度3以上を観測した地震は、以下の9回でした。

発生日	震央地名	横浜市内の最大の震度
1月 1日	石川県能登地方	震度3
1月 28日	東京湾	震度4
3月 1日	千葉県東方沖	震度3
3月 21日	茨城県南部	震度3
7月 4日	千葉県東方沖	震度3
7月 31日	東京都多摩東部	震度3
8月 9日	神奈川県西部	震度4
8月 28日	神奈川県東部	震度3
10月 14日	東京湾	震度3

（横浜地方気象台まとめ）

令和6年（2024年）横浜地方気象台年表

	海面気圧 (hPa)		平均気温 (°C)		日最高気温 (°C)		日最低気温 (°C)		相対湿度 (%)		平均雲量 (10分比)	日照時間 (時間)	日照率 (%)
	平均	平年	平均	平年	平均	平年	平均	平年	平均	平年			
平成29年	1013.1	1013.7	16.3	16.2	20.3	20.2	13.0	13.0	67	67	6.6	2174.6	49
30年	1014.2	1013.7	17.1	16.2	21.1	20.2	13.9	13.0	68	67	6.7	2194.6	50
令和元年	1014.0	1013.7	16.9	16.2	20.9	20.2	13.7	13.0	68	67	3.4]	2020.7	46
令和2年	1013.9	1013.7	17.0	16.2	20.9	20.2	13.8	13.0	70	67		2005.1	45
令和3年	1014.3	1013.7	17.0	16.2	21.1	20.2	13.7	13.0	68	67		2215.8	50
令和4年	1014.0	1013.7	16.7	16.2	20.8	20.2	13.5	13.0	69	67		2111.1	48
令和5年	1014.5	1013.7	18.0	16.2	22.2	20.2	14.6	13.0	67	67		2410.0	54
令和6年	1013.8	1013.7	18.0	16.2	22.1	20.2	14.7	13.0	69	67		2227.3	50
1月	1016.4	1015.6	8.0	6.1	12.2	10.2	4.1	2.7	52	53		212.3	68
2月	1020.1	1015.9	8.5	6.7	12.4	10.8	5.2	3.1	63	54		146.3	47
3月	1013.2	1015.1	10.1	9.7	14.5	14.0	6.2	6.0	57	60		195.6	53
4月	1014.5	1013.8	17.0	14.5	21.1	18.9	13.6	10.7	73	65		146.4	37
5月	1013.6	1011.8	19.9	18.8	24.1	23.1	16.2	15.5	73	70		194.5	45
6月	1009.5	1009.0	23.1	21.8	27.6	25.5	19.8	19.1	78	78		184.9	43
7月	1008.0	1008.7	28.8	25.6	33.1	29.4	25.8	22.9	77	78		221.9	50
8月	1007.6	1010.0	29.3	27.0	33.7	31.0	26.5	24.3	77	76		229.9	55
9月	1013.2	1012.9	26.9	23.7	30.7	27.3	24.2	21.0	79	76		192.7	52
10月	1018.5	1016.5	21.0	18.5	24.5	22.0	18.0	15.7	78	71		116.7	33
11月	1017.9	1018.1	14.4	13.4	17.7	17.1	11.4	10.1	66	65		146.4	47
12月	1013.5	1016.9	9.0	8.7	13.4	12.5	5.1	5.2	53	57		239.7	79

	平均風速 (m/s)	最多風向 (16方位)	降水量 (mm)	階級別日数							震度1以上の地震回数	
				日最大風速 (m/s)		日降水量 (mm)						
				≥10.0	≥15.0	≥0.0	≥0.5	≥1.0	≥10.0	≥30.0		
平成29年	3.5	N	1628.5	34	1	196	111	97	48	16	43	
30年	3.7	N	1573.5	38	2	195	117	104	52	21	47	
令和元年	3.5	N)	1937.0	33	2	224	130	111	49	13	40	
令和2年	3.6	N	1687.5	36	0	228	128	108	46	18	51	
令和3年	3.5	N)	2056.5	35	2	214	119	105	47	17	44	
令和4年	3.4	N)	1657.5	25	0	200	127	112	47	17	47	
令和5年	3.6	N)	1377.0	30	1	178	95	87	36	14	39	
令和6年	3.5	N)	1819.0	35	0	211	120	104	47	20	35	
1月	3.6	N	32.5	5	0	10	4	2	1	0	0	
2月	4.0	N)	83.5	7	0	20	11	10	2	0	0	
3月	4.3	N	223.0	7	0	19	13	13	6	2	0	
4月	2.9	N	128.5	1	0	20	14	10	4	1	2	
5月	3.8	SSW	212.5	2	0	19	13	12	6	3	3	
6月	3.0	SW	356.0	0	0	19	13	12	6	4	6	
7月	3.0	SW	82.0	3	0	22	10	8	2	1	5	
8月	3.3	SSE	245.0	1	0	18	10	8	5	3	6	
9月	3.6	N	96.5	2	0	20	10	8	4	1	3	
10月	3.5	N	207.5	2	0	22	13	13	7	3	3	
11月	3.7	N	152.0	3	0	16	9	8	4	2	3	
12月	3.2	N	0.0	2	0	6	0	0	0	0	4	

注1 年平均値は、1991年～2020年までの30年間の平均値である。注2 震度1以上の地震回数は、横浜市中区山手町で震度1以上を観測した地震の回数である。

注3 データに付加した「」は、許容範囲内の欠測を含む値である（準正常値）。注4 データに付加した「」は、許容範囲を超える欠測を含む値である（資料不足値）。

注5 目視観測自動化にともない、令和元年2月1日以降の雲量の観測値はない。

人口

■人口の動き

令和2年国勢調査結果を基礎とした令和7年1月1日現在の横浜市の総人口は3,769,584人、世帯数は1,819,315世帯でした。また、男性は1,857,904人、女性は1,911,680人であり、1世帯あたりの人員は2.07人でした。

昭和40年以降の横浜市の人口の推移をみると、48年に250万人を超える、53年に東京都区部に次いで大都市中第2位となりました。昭和60年に300万人を超える、平成14年に350万人を、25年には370万人を突破しました。

平成以降の人口増加数の動きをみると、7年に7,049人に低下した後、13年に36,405人に増加しましたが、その後は減少に転じ、22年以降は小さく増減を繰り返しながら1万人未満で推移しています。29年に1,988人と大きく減少した後、令和元年に8,985人まで増加しました。その後、2年は5,278人と再び減少、3年以降

は人口減少となっていましたが、6年には4年ぶりに人口が増加しました。

■社会増加数

社会増加数(=転入数-転出数)は、高度経済成長期に大幅に増加しましたが、二度の石油ショックに伴う景気悪化などにより減少傾向となりました。昭和55年以降の経済のバブル期に多くの人口が流入して増加に転じた後、バブル崩壊後一時的に社会増加数がマイナスとなったもの再びプラスに転じました。

東日本大震災が発生した平成23年に再びマイナスとなりましたが、それ以降は、増減を繰り返しながらもプラスで推移しています。

令和6年中の転入者数は前年より2,578人多い151,791人、転出者数は前年より89人多い134,061人で、その他の異動数を加えた社会増加数は18,802人となり、前年に比べると2,685人増加しています。行政区別の社会増加数では、神奈川区、鶴見区、港北区の順で多くなっています。

■自然増加数

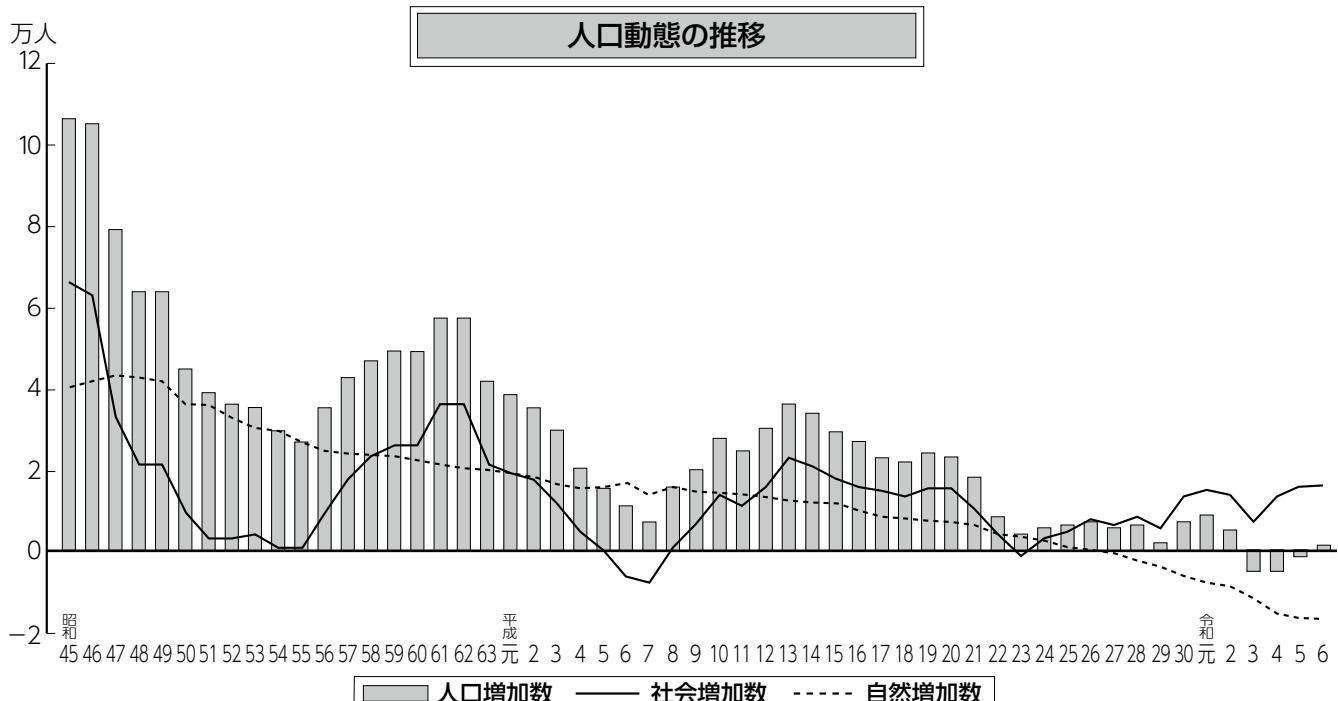
出生数は第2次ベビーブーム(昭和46年～49年)をピークにその後減少し、昭和61年以降は3万人台前半で推移していましたが、平成28年に3万人を割り込みました。

一方、死亡数は増加傾向にあり、28年に出生数を上回ると、以降は自然増加数のマイナスが続いています。

令和6年中の出生数は22,137人、死亡数は40,575人で、自然増加数は18,438人のマイナスでした。

■行政区別的人口

令和7年1月1日現在の人口を行政区別にみると、最も多いのは港北区の365,705人で、以下青葉区307,875人、鶴見区297,511人と続いている。人口が最も少ないのは西区の107,420人で、次いで栄区120,343人、瀬谷区121,200人の順となっています。



■昼夜間人口

(令和2年国勢調査)

昼間人口とは、横浜市の常住人口(夜間人口)に、市外に常住し市内に通勤・通学する者の数(流入人口)を加え、市内に常住し市外に通勤・通学する者の数(流出人口)を減じたものをいいます(買い物等の移動は含みません)。また、夜間人口100に対する昼間人口の割合を昼夜間人口比率といい、都市の活力を示す指標として使われています。

令和2年国勢調査によると、令和2年10月1日現在の横浜市の常住人口は3,777,491人、流入人口は509,203人、流出人口は846,624人で、昼間人口は3,440,070人となり、平成27年の国勢調査結果と比較すると、昼間人口が約7万人の増となっています。昼夜間人口比率は91.1で、平成27年の90.5と比べ0.6ポイント上昇しています。

注) 不詳補完値による。

■行政区別昼夜間人口比率

(令和2年国勢調査)

昼夜間人口比率を行政区別にみると、最も高いのは西区で210.4、次いで中区で168.7となっており、その他の区では100を下回っています。一方、昼夜間人口比率が低い区をみると、南区が74.0と最も低く、次いで泉区が76.5となっています。

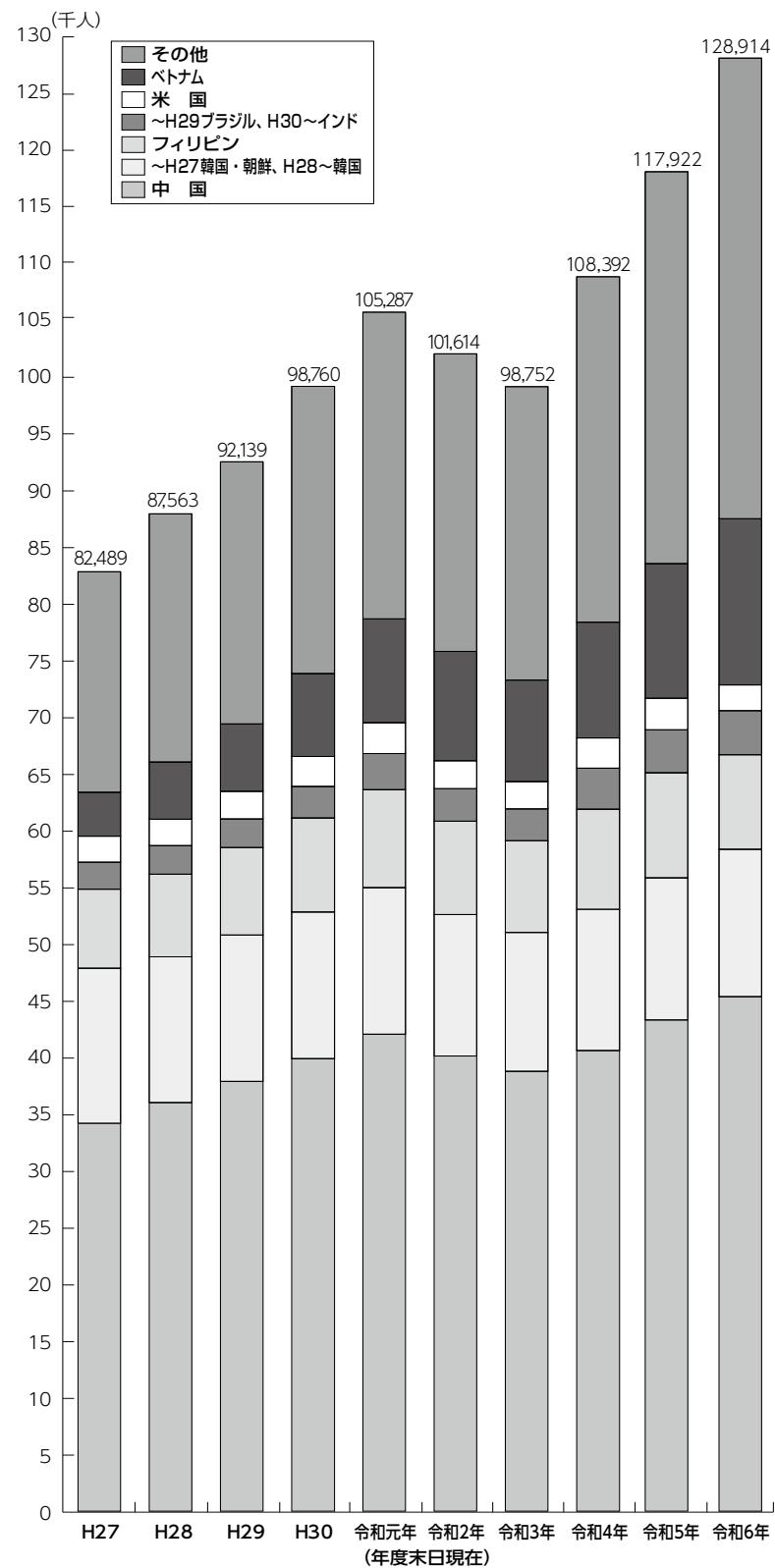
注) 不詳補完値による。

■横浜市の外国人住民数

令和6年度末現在の横浜市の外国人住民数は128,914人で横浜市の人団3,769,150人(令和7年4月1日現在推計)の3.4パーセントに当たり、令和5年度末に比べ10,992人、9.3パーセント増加し、5年前の令和元度末に比べると23,627人、22.4パーセント増加しています。

国籍別に見ると、中国が45,891人と最も多く、13,728人のベトナムが続いています。5年度末に比

■横浜市の住民基本台帳の外国人住民数の推移



べて、中国は2,746人増加しています。構成比では中国が35.6パーセントです。

行政区別に見ると、中区が18,773人で全市の14.6パーセントを占め

て最も多く、以下、鶴見区(17,179人、13.3パーセント)、南区(13,586人、10.5パーセント)の順で続き、最少は栄区(1,697人、1.3パーセント)となっています。

横浜のあゆみ

■開港前

文献でたどることのできる横浜の起源は、11世紀まで遡ることができます。横浜は桓武平氏の出身といわれる、平良文の子孫の一族、平子氏によって支配されていました。この支配は、その後16世紀まで続きます。

12世紀、鎌倉時代になると、横浜地方の開発も進み、金沢では、北条氏により、称名寺や金沢文庫が建てられ、また小机では、佐々木泰綱により水田が開かれました。

その後、江戸幕府のもとでは、大部分が旗本領、幕府直轄の天領でしたが、大名領としては、金沢の六浦藩がありました。

1601(慶長6)年、神奈川、保土ヶ谷が、次いで、1604(慶長9)年には、戸塚が東海道の宿駅となり、19世紀前期になると、人口も増え、特に神奈川は城下町小田原と肩を並べるほどになりました。

■開港

1854(安政元)年、日本代表林大学頭と米国代表ペリーとの間で、日米和親条約（神奈川条約）が結ばれました。その後、1858(安政5)年、米国総領事ハリスによって日米修好通商条約が結ばれ、続いてオランダ、ロシア、英国、仏国とも通商条約が締結され、横浜の開港は1859年7月1日(太陰暦では安政6年6月2日)と定めされました。

幕府はこの年、運上所を置き、これを境界として以南を外国人居留地、以北を日本人居住地としました。日本人居住地を、5区域に分割して、横浜町と名付け、各区域に名主を置き総年寄が町全体を統括しました。

■市制施行

1889(明治22)年4月1日に市制が施行されました。市域は、現在の中区のうち本牧、根岸を除いた狭い区域でしたが、すでに戸数27,209戸、人口121,985人に達していました(1889年末現在)。

■歴史年表

安政元(1854)年	日米和親条約(神奈川条約)を締結する。
5(1858)年	日米修好通商条約を締結する。
6(1859)年	横浜が開港(旧暦6月2日)される。 応接所跡に運上所が置かれる。 横浜町(5か町)ができる。 生麦事件が起きる。
文久2(1862)年	神奈川県が置かれる。
明治元(1868)年	横浜灯明台役所・裁判所間に電線が敷かれる(電信のはじめ)。 吉田橋が鉄橋になる(鉄橋のはじめ)。
2(1869)年	横浜毎日新聞(我が国最初の日刊日本語新聞)が創刊される。 新橋・横浜間に鉄道が開通する。
3(1870)年	横浜商人が生糸改会社を設立する。
5(1872)年	十全病院(横浜市大病院の前身)ができる。
6(1873)年	郡区町村編成法を公布する。横浜第一大区は久良岐郡から独立して横浜区となり、横浜区長が管轄する。
7(1874)年	横浜商法会議所(現在の横浜商工会議所)が設立される。
11(1878)年	横浜正金銀行が本町に設立される。
13(1880)年	横浜連合生糸荷預所を設立する。
14(1881)年	県営水道ができ、野毛山貯水場から市街への配水が始まる。
20(1887)年	横浜に市制が敷かれる(4月1日)(人口116,193人・面積5.40km ²)。
22(1889)年	横浜貿易新聞が創刊される。
23(1890)年	水道が市営になる。 横浜共同電灯会社が初めて電灯を点火する。
24(1891)年	十全病院が市営になる。
25(1892)年	ガス局が市営になる。
27(1894)年	伊勢佐木・石川・山手の3消防組ができる。
28(1895)年	横浜港鉄桟橋(現在の大さん橋)が完成する。 生糸検査所が設立される。
32(1899)年	横浜商業会議所(横浜商法会議所の後身)が設立される。
34(1901)年	条約改正で居留地が撤廃される。
37(1904)年	第1次市域拡張(人口299,202人・面積24.80km ²)。
39(1906)年	横浜電気鉄道(後の市電)、神奈川・大江橋間が開通する。
41(1908)年	本牧三溪園が公開される。
42(1909)年	横浜鉄道、東神奈川・八王子間(現在のJR横浜線)が全通する。
44(1911)年	開港50年記念祭が行われる。市章・市歌を制定する。 2代目市庁舎が完成する。
大正6(1917)年	第2次市域拡張(人口444,039人・面積36.71km ²)。
8(1919)年	開港記念横浜会館が開館する。 千歳町から出火、8か町、3,248戸を焼失する(埋地の大火)。
10(1921)年	主要道路を中心に都市計画を立てる。
12(1923)年	市内電車が市営となる。
15(1926)年	関東大震災で大きな被害を受ける。
昭和2(1927)年	野毛山公園が開園する。
3(1928)年	第3次市域拡張(人口529,300人・面積133.88km ²)。
5(1930)年	区制を施行する(10月)。鶴見区・神奈川区・中区・保土ヶ谷区・磯子区が誕生。
6(1931)年	市バスが開業する(7路線・30.2km)。
10(1935)年	山下公園が開園する。
11(1936)年	横浜市中央卸売市場を開設する。
12(1937)年	復興記念横浜大博覧会が開催される。
14(1939)年	第4次市域拡張(人口738,400人・面積168.02km ²)。
16(1941)年	第5次市域拡張(人口759,700人・面積173.18km ²)。
17(1942)年	第6次市域拡張(人口866,200人・面積400.97km ²)。
18(1943)年	港北区・戸塚区が誕生する(4月)。
19(1944)年	太平洋戦争に突入する。
20(1945)年	人口が100万人を超える。
21(1946)年	中区の一部が南区になる(12月)。
	中区の一部が西区になる(4月)。
	市会は図書館へ、市庁舎は老松国民学校などの鉄筋コンクリート校舎に移転する。
	横浜大空襲(5月29日)、市街地の46パーセントが被害を受ける。
	ポツダム宣言を受け、日本が降伏する(8月15日)。
	市の中心部、港湾を中心に土地(918万m ²)建物(96万m ²)が接収される。
	日本国憲法が公布される(11月3日)。22年5月3日施行。

■近代貿易都市

開港当初、横浜からは生糸・茶・海産物が輸出され、絹織物・毛織物が輸入されました。貿易は外国商館の手に握られていました。横浜商人は1873(明治6)年に生糸改会社を、1881(明治14)年に生糸荷預所を設立して居留地貿易の主導権を確立しました。

明治20年代に入ると、1887(明治20)年に県営水道ができ、1890(明治23)年に横浜共同電灯会社が初めて電灯を点火し、1891(明治24)年十全病院が、翌年ガス局・報時所が市営に移管されるなど、横浜の都市基盤の整備がなされました。

さらに、1895(明治28)年の生糸検査所の設立と、商業会議所の設立は、近代貿易都市の機能を確立するものでした。

■関東大震災

1923(大正12)年9月1日、関東大震災のため、横浜市の家屋建築物はことごとく倒壊して、火の海と化しました。死者2万余人、全壊家屋6万戸を出し、徹底的に打ちのめされました。市民の懸命の努力によって、1929(昭和4)年には、ほぼ旧状に復しました。

■区の新設

1901(明治34)年、1911(明治44)年に統合して、1927(昭和2)年には、第3次の市域拡張が行われ、鶴見町、保土ヶ谷町などを編入、同年10月には区制が敷かれ、市域を中区、磯子区、神奈川区、保土ヶ谷区、鶴見区の5区に分けました。1936(昭和11)年に第4次、翌1937(昭和12)年に第5次拡張と続き、1939(昭和14)年の第6次拡張によって、港北区、戸塚区を新設しました。さらにその後、区域変更を行い、1948(昭和23)年までに南区、西区、金沢区の3区が置かれ、合計10区となりました。1969(昭和44)年には港南区、

22(1947)年	地方自治法が施行される(4月)。市長公選が行われる。
23(1948)年	磯子区の一部が金沢区になる(5月)。
24(1949)年	野毛、反町で日本貿易博覧会を開催する。
25(1950)年	横浜国際港都建設法が公布される。
26(1951)年	市役所が貿易博反町会場跡に移転する。
27(1952)年	横浜港の管理権が国から市へ移る。
28(1953)年	大さん橋が接収解除となる。
29(1954)年	第1回みなと祭が開催され、国際仮装行列が行われる。
30(1955)年	開国百年祭が行われる。
31(1956)年	政令指定都市となる。
32(1957)年	開港百年祭が行われる。
33(1958)年	7代目市庁舎が完成する。
34(1959)年	マリンタワーが開業する。
35(1960)年	大黒町地先埋立てが完成する。
36(1961)年	港の見える丘公園・横浜文化体育館が完成する。
37(1962)年	根岸線(桜木町・磯子間)が開通する。
38(1963)年	東海道新幹線が開通し新横浜駅ができる。
39(1964)年	「横浜の都市づくりの将来計画の構想」を発表する。
40(1965)年	「横浜国際港都建設総合計画」を発表する。
41(1966)年	平潟湾の埋立てが完成する。
42(1967)年	市営地下鉄(上大岡・関内間)の建設に着手する。
43(1968)年	人口が200万人を超える(全国第3位)。
44(1969)年	行政区の再編成により、南区から港南区、保土ヶ谷区から旭区、港北区から緑区、戸塚区から瀬谷区が誕生し、14区となる(10月)。
45(1970)年	本牧市民公園が誕生する。
46(1971)年	港北ニュータウン建設事業に着手する。
47(1972)年	根岸線(磯子・洋光台間)が開通する。
48(1973)年	金沢地先埋立て事業に着手する。
49(1974)年	市営地下鉄(上大岡・伊勢佐木長者町間)の営業を開始する。
50(1975)年	市電、トロリーバスを全て廃止する。
51(1976)年	「横浜市基本構想」に基づく「横浜市総合計画1985」と第1次5か年指標を策定する。
52(1977)年	根岸線全線(洋光台・大船間)開通する。
53(1978)年	第2回アジア卓球選手権大会が開催される。
54(1979)年	各区で区民会議が誕生する。
55(1980)年	人口が250万人を超える。
56(1981)年	市営地下鉄(上永谷・横浜間)が開通する。
57(1982)年	新(第2次)5か年指標を策定する。
58(1983)年	人口が2,729,433人に達し、全国で第2位となる。
59(1984)年	大通り公園、横浜スタジアムが完成する。
60(1985)年	横浜シティ・エア・ターミナル(YCAT)が開業する。
61(1986)年	横浜ベイブリッジ建設事業に着手する。
62(1987)年	「よこはま21世紀プラン」を策定する。「よこはま21世紀プラン第1次実施計画(1981~1985)」を策定する。
63(1988)年	横浜開港資料館がオープンする。
平成元(1989)年	「国連アジア太平洋都市会議」が開催される。
	「みなとみらい21事業」に着手する。
	横浜こども科学館がオープンする。
	金沢シーサイドライン建設に着手する。
	「よこはま21世紀プラン第2次実施計画(1986~1989)」を策定する。
	市営地下鉄(舞岡・新横浜間)が開通する。
	人口が300万人を超える。帆船「日本丸」が公開される。
	戸塚区から栄区・泉区が誕生する(11月)。
	横浜人形の家がオープンする。関内ホールがオープンする。
	近代水道100周年、水道記念館がオープンする。
	市営地下鉄(舞岡・戸塚間)が開通する。
	国連「ピース・メッセンジャー」(平和の使徒)に認定される。
	各区で市政100周年記念事業地域イベントが開催される。
	横浜女性フォーラムが開館する。
	市政100周年・開港130周年記念式典が行われる。
	横浜博覧会がみなとみらい21地区で開催される(3月25日~10月1日)。
	新交通金沢シーサイドライン(新杉田・金沢八景間)が開通する。
	市の花として「バラ」を制定する。

旭区、緑区、瀬谷区が置かれて合計14区となり、1986(昭和61)年11月には、栄区と泉区が新設され合計16区となりました。さらに、1994(平成6)年11月に青葉区と都筑区が誕生して、計18区となり現在に至っています。

■商業貿易都市から工業都市へ

横浜は、1931(昭和6)年に鶴見川河口の埋立てが完成して、以降臨海部の埋立てが進み、京浜工業地帯として発展しました。

開港以来、商業貿易都市として発展してきましたが、さらに、重化学工業都市化が急速に進みました。

■横浜への空襲

1945(昭和20)年、米軍の空襲は激しさを増し、横浜も度重なる空襲により、市街地は焦土と化しました。特に、5月29日の空襲では、死傷者・行方不明者合わせて14,157名、被災家屋79,017戸を出し、市街地の46パーセントが被害を受けました。

■戦後復興の遅れ

1945(昭和20)年8月15日の敗戦により、横浜は連合軍により、港湾施設の90パーセント、市街地の27パーセントが接収されました。この接収により、横浜の基盤整備の回復は、他都市に比べて、かなり遅ってしまいました。しかし、1951(昭和26)年、対日講和条約の調印により日本は独立を取り戻しました。

この年6月1日、横浜港の管理権が国から市に移り、さらに1952(昭和27)年には、大さん橋の接収が解除され、これを契機として横浜の接収解除は、市民の努力により着々と実を結んできました。

3 (1991)年	横浜ベイブリッジが開通する。 「よこはま21世紀プラン第3次実施計画(1990～1994)」を策定する。 みなとみらい21地区に横浜国際平和会議場が完成する(7月)。 国連ピース・メッセンジャー都市会議が、横浜国際平和会議場で開催される(8月)。
4 (1992)年	金沢自然公園の建設が完了する。
5 (1993)年	「横浜業務核都市基本構想」が国の承認を得る。 市営地下鉄3号線(新横浜・あざみ野間)が開通する。 横浜八景島がオープンする。 新総合計画「ゆめはま2010プラン(長期ビジョン)」を策定する。
6 (1994)年	横浜市中央図書館が全面オープンする(4月)。 国連防災世界会議がパシフィコ横浜で開催される(5月)。 第10回国際エイズ会議がパシフィコ横浜で開催される(8月)。 行政区の再編成により、港北区・緑区から青葉区・都筑区が誕生し、18区となる(11月)。
7 (1995)年	「ゆめはま2010プラン事業計画」を策定する。
8 (1996)年	横浜市歴史博物館がオープンする(1月)。 横浜能楽堂が開館する(6月)。 第7回国際廃棄物会議がパシフィコ横浜で開催される(10月)。
9 (1997)年	「ゆめはま2010プラン5か年計画(1997～2001)」を策定する。 「シティネット97横浜－アジア太平洋都市間協力ネットワーク会議－」がみなとみらい21地区で開催される(11月)。
10 (1998)年	横浜国際総合競技場がオープンする(3月)。 横浜みなとみらいホールがオープンする(5月)。 横浜国際プールがオープンする(7月)。
11 (1999)年	よこはま動物園(ズーラシア)が開園する(4月)。 脳血管医療センターが開院する(8月)。
12 (2000)年	市営地下鉄(戸塚・湘南台間)が開通する(8月)。 横浜ワールドポーターズがオープンする(9月)。
13 (2001)年	市大医学部附属市民総合医療センターが開院する(1月)。
14 (2002)年	横浜情報文化センターがオープンする(10月)。 「横浜トリエンナーレ2001」が開催される(9月～10月)。
15 (2003)年	赤レンガ倉庫がオープンする(4月)。 横浜港大さん橋国際客船ターミナルがオープンする(5月)。
16 (2004)年	2002 FIFAワールドカップTM決勝戦等が横浜国際総合競技場で開催される(6月)。
18 (2006)年	人口が350万人を超える(10月)。
20 (2008)年	横浜都市発展記念館、横浜ユーラシア文化館がオープンする(3月)。
21 (2009)年	みなとみらい線が開業する(2月)。
22 (2010)年	「横浜市基本構想(長期ビジョン)」を策定する(6月)。
24 (2012)年	「横浜市中期計画」を策定する(12月)。
25 (2013)年	市営地下鉄「グリーンライン」(中山・日吉間)が開通する(3月)。
26 (2014)年	第4回アフリカ開発会議が開催される(5月)。
29 (2017)年	横浜みどり税が創設される(4月)。
30 (2018)年	開国博Y150が開催される(4月～9月)。
令和元 (2019)年	APEC(アジア太平洋経済協力)首脳会議が開催される(11月)。
2 (2020)年	「横浜市中期4か年計画2010～2013」を策定する(12月)。
4 (2022)年	「横浜市中期4か年計画2014～2017」を策定する(1月)。
5 (2023)年	「横浜市中期計画2022～2025」を策定する(12月)。

■人口の急増

横浜の人口は、1945(昭和20)年には、62万人に減少しましたが、1951(昭和26)年に再び100万人台になり、1962(昭和37)年150万人、1968(昭和43)年200万人、1974(昭和49)年250万人をそれぞれ突破し、1978(昭和53)年5月に大阪市を抜いて、東京23区に次ぐ全国第2位の大都市になりました。1985(昭和60)年12月には、ついに300万人の大台に乗りました。その後、2002(平成14)年には、350万人、2013(平成25)年には、370万人となりました。

■市制100周年を迎える

1989(平成元)年には、市制100周年を迎え、3月25日から10月1日まで(191日間)「横浜博覧会」が開催されました。また、6月2日には、「市政100周年・開港130周年記念式典」が盛大に行われました。(市民と市がともに培った100年という意味から、記念事業については「市制」ではなく「市政」としました。)

■計画の策定

横浜市は1973(昭和48)年に、「横浜市基本構想」(旧)を制定、その後、「市民力と創造力により新しい「横浜らしさ」を生み出す都市」をテーマに掲げた新「横浜市基本構想(長期ビジョン)」を、2006(平成18)年に発表しました。この間、総合計画として、「よこはま21世紀プラン」(1981年)、「ゆめはま2010プラン」(1994年)を策定しました。その後、中期計画を2006、2010、2014、2018、2022年に策定しました。

2022年に策定した中期計画では、2040年頃の横浜のありたい姿「共にめざす都市像」を「明日をひらく都市OPEN×PIONEER 2040 YOKOHAMA」として描きました。

■歴代市長

順位	就任年月日	退職年月日	氏名
初代	明治 22. 6.18	明治 23. 2.15	増田 知
2代	23. 3. 3	29. 3. 2	佐藤 喜左衛門
3代	29. 6. 3	35. 9.20	梅田 義信
4代	36. 1. 9	39. 5. 2	市原 盛宏
5代	39. 9.28	43. 6.25	三橋 信方
6代	43. 9.10	大正 2.11.13	荒川 義太郎
7代	大正 3. 7.24	7. 7.23	安藤 謙介
8代	7. 8.26	11. 5.27	久保田 政周
9代	11.11.29	14. 4.10	渡辺 勝三郎
10代	14. 5. 7	昭和 6. 2.26	有吉 忠一
11代	昭和 6. 3. 3	10. 7.18	大西 一郎
12代	10. 8. 3	16. 2.10	青木 周三
13代	16. 2.10	21.11.30	半井 清
14代	22. 4. 9	26. 4. 4	石河 京市
15代	26. 4.25	30. 4. 3	平沼 亮三
16代	30. 4.25	34. 2.13	平沼 亮三
17代	34. 4.25	38. 4.22	半井 清
18代	38. 4.23	42. 4.22	飛鳥田 一雄
19代	42. 4.23	46. 4.22	飛鳥田 一雄
20代	46. 4.23	50. 4.22	飛鳥田 一雄
21代	50. 4.23	53. 3. 1	飛鳥田 一雄
22代	53. 4.16	57. 4.15	細郷 道一
23代	57. 4.16	61. 4.15	細郷 道一
24代	61. 4.16	平成 2. 2.15	細郷 道一
25代	平成 2. 4. 8	6. 4. 7	高秀 秀信
26代	6. 4. 8	10. 4. 7	高秀 秀信
27代	10. 4. 8	14. 4. 7	高秀 秀信
28代	14. 4. 8	18. 4. 7	中田 宏
29代	18. 4. 8	21. 8.17	中田 宏
30代	21. 8.30	25. 8.29	林 文子
31代	25. 8.30	29. 8.29	林 文子
32代	29. 8.30	令和 3. 8.29	林 文子
33代	令和 3. 8.30	令和 7. 8. 2	山中 竹春
34代	7. 8. 3	現 在	山中 竹春

横浜の経済

■他都市比較からみた横浜経済

横浜市は、人口約 377 万人の大都市であり、東京都特別区の約 990 万人に次ぐ第 2 位の都市です。

市内での経済活動によって生み出された付加価値を表す「市内総生産」は約 14.6 兆円で東京都（全域）の約 113.7 兆円、大阪市の約 20.2 兆円に次いで

第 3 位、市民の生産した付加価値を表す「市民総所得」は約 17.5 兆円で東京都（全域）の約 109.8 兆円に次ぐ第 2 位となっています。（出典：内閣府県民経済計算（平成 23 年度 - 令和 3 年度）、内閣府 2021 年度国民経済計算）

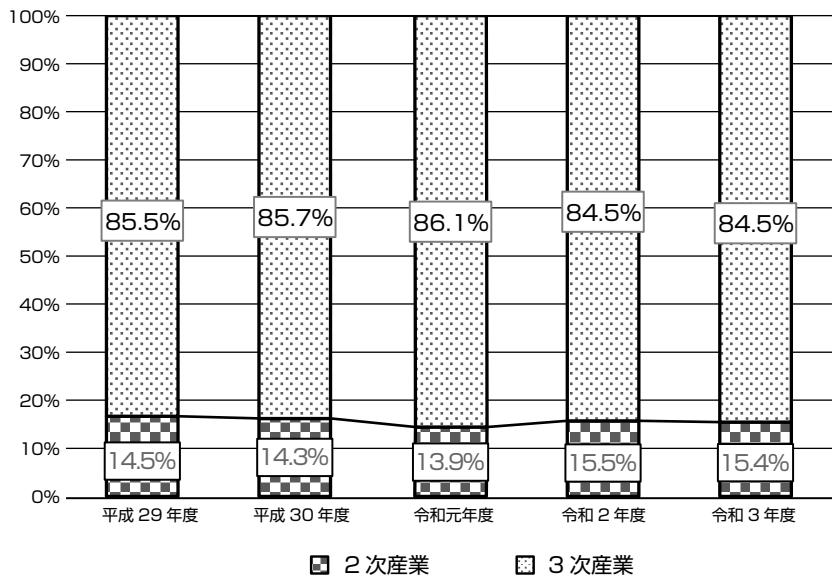
また、「事業所数」は約 11.6 万事業所で東京都特別区の約 50.4 万事業所、大阪市の約 17.7 万事業所、名古屋市の約 11.7 万事業所に次いで第 4 位、「従業者数」は約 153 万人で東京都特別区の約 811 万人、大阪市の約 231 万人に次いで第 3 位となっています。（出典：令和 3 年度国民経済センサス - 活動調査）

■他都市比較からみた横浜経済

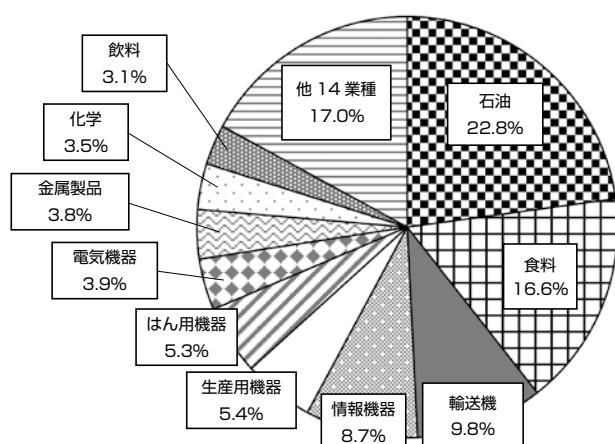
人口	1位	2位	3位	4位	5位
3,769,150人 (全国シェア：3.1%)	東京都特別区 (990万人)	横浜市 (377万人)	大阪市 (280万人)	名古屋市 (233万人)	札幌市 (196万人)
市内総生産（R3年度）	1位	2位	3位	4位	5位
14兆6,452億7,000万円 (全国シェア：2.7%)	東京都（全域） (113.7兆円)	大阪市 (20.2兆円)	横浜市 (14.6兆円)	名古屋市 (13.9兆円)	福岡市 (7.8兆円)
市民総所得（R3年度）	1位	2位	3位	4位	5位
17兆4,561億6,700万円 (全国シェア：3.0%)	東京都（全域） (109.8兆円)	横浜市 (17.5兆円)	大阪市 (17.0兆円)	名古屋市 (13.7兆円)	川崎市 (7.8兆円)
事業所数（R3年度）	1位	2位	3位	4位	5位
116,479事業所 (全国シェア：2.3%)	東京都特別区 (50.4万事業所)	大阪市 (17.7万事業所)	名古屋市 (11.7万事業所)	横浜市 (11.6万事業所)	福岡市 (7.5万事業所)
従業者数（R3年度）	1位	2位	3位	4位	5位
1,527,783人 (全国シェア：2.6%)	東京都特別区 (811万人)	大阪市 (231万人)	横浜市 (153万人)	名古屋市 (145万人)	福岡市 (92万人)

〔出典〕 人口…人口推計（総務省及び各都市）（令和 7 年 4 月 1 日現在）
市内総生産・市民総所得…（内閣府県民経済計算（平成 23 年度 - 令和 3 年度）、内閣府 2021 年度国民経済計算）
事業所数・従業者数………（令和 3 年度経済センサス - 活動調査）

■市内総生産の産業別構成比推移（令和 3 年度横浜市の市民経済計算）



■製造品出荷額等の産業中分類別構成比（従業者 4 人以上の事務所） (令和 3 年度経済センサス - 活動調査)



■横浜市の産業構造の推移

横浜市の産業は、京浜工業地帯の一翼を担う製造業を中心として発展してきましたが、産業構造のサービス化の進展に伴い、近年では、第 3 次産業の構成比が 84% から 86% 台で推移しています。一方で製造業や建設業からなる第 2 次産業の構成比は 13% から 15% 台で推移しています。（出典：令和 3 年度横浜市の市民経済計算）

■製造品出荷額等の産業別構成比

横浜市の製造品出荷額等の産業中分類別構成比をみると、石油が 22.8% と最も高く、次いで食料が 16.6%、輸送機が 9.8% となっています。石油・食料・輸送機で 49.2% を占めています。（出典：令和 3 年度経済センサス - 活動調査）

横浜港

横浜港は安政6(1859)年の開港以来160年以上、貿易立国日本の物流及び生産の拠点として、日本経済の発展を支えるとともに、都市横浜の発展にも大きな役割を果たしてきました。

また、横浜港は、賑わいのある市民の「みなと」として愛され、多くの市民から「横浜らしさ」の象徴として親しまれています。

■日本を代表する国際貿易港

1 日本一の外航船の入港隻数を誇る

横浜港の令和6年の入港隻数は27,412隻となり、このうち外航船は8,602隻で日本一となっています。外航船のフルコンテナ船隻数は、4,628隻(前年比1.1パーセント減)で、外航船隻数の53.8パーセントを占めています。

2 コンテナによる貨物輸送が主流

海上貨物取扱量は、外貿貨物量が7,120万トン、内貿貨物量が3,000万トン、総貨物量が10,121万トン(前年比0.2パーセント増)となっています。貿易額は14兆

8,380億円で、全国シェア6.8パーセント、港湾では国内第3位です。

輸出貨物量は、2,901万トン(前年比1.6パーセント減)となりました。品種別では「完成自動車」(構成比35.9パーセント)が第1位、続いて「自動車部品」(構成比14.9パーセント)となっています。

輸入貨物量は、4,219万トン(前年比0.6パーセント増)となりました。品種別では「LNG(液化天然ガス)」(構成比14.3パーセント)が第1位、続いて「石炭」(構成比6.6パーセント)となっています。

現在の海上輸送はコンテナによる貨物輸送が主流となっています。完成自動車やガス等の取扱量の多い横浜港も、輸出では62.4パーセント、輸入では59.4パーセントがコンテナ貨物です。

外貿コンテナ貨物量は、輸出入全体で、前年比6.8パーセントの増加となっています。コンテナ貨物の主な品種は、輸出では自動車部品で、輸入では電気機械や製造食品、衣服・身廻品・はきものとなっています。

■横浜港の入港船舶、貨物取扱実績(令和6年:速報値)

主要指標	単位	数量	前年比
入港隻数	隻	27,412	95.9%
船舶総トン数	千総トン	277,640	96.2%
外航船	隻	8,602	97.8%
うちフルコンテナ船隻数	隻	4,628	98.9%
総トン数	千総トン	123,834	97.3%
内航船	隻	18,810	95.1%
海上貨物量合計	千トン	101,206	100.2%
外貿合計	千トン	71,204	99.7%
輸出	千トン	29,015	98.4%
輸入	千トン	42,189	100.6%
うちコンテナ貨物合計	千トン	43,148	106.8%
輸出	千トン	18,102	106.2%
輸入	千トン	25,046	107.2%
内貿	千トン	30,003	101.6%
貿易額※1合計	億円	148,380	99.5%
輸出	億円	85,386	100.2%
輸入	億円	62,994	98.7%

※1:普通貿易統計

注:それぞれの数値は端数処理のため、合計値等が若干合わない場合があります。

3 横浜港を支えるアジア諸国との貿易

国別では、輸出入貨物、輸出コンテナ貨物ともに、第1位は中国で、輸出入貨物量全体の6割以上をアジア諸国が占めています。

■横浜市経済に貢献する横浜港

横浜港の機能としては、その中心となる「物流機能」に加え、原材料が調達しやすく、製品の輸出も容易であるなどの立地特性を生かした「生産機能」、さらには港の景観やイメージを活用した「観光文化機能」などがあげられます。

これらに関わる各産業の地域経済にもたらす効果は、間接効果も含めると所得創出効果、雇用創出効果とともに、市全体の約3割に関わっています。

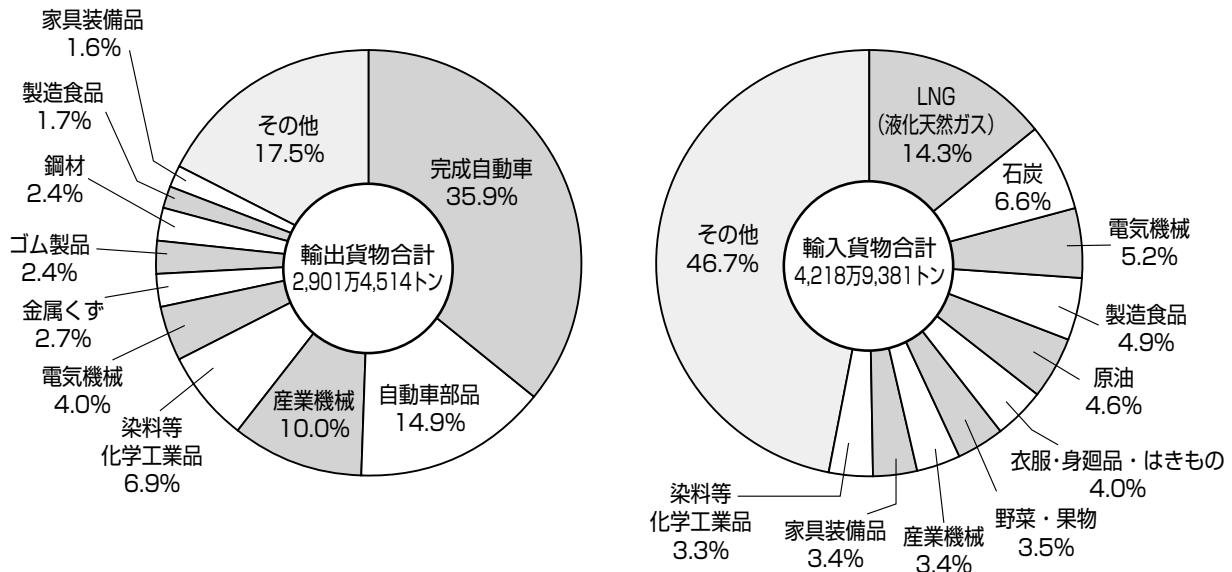
■市民の皆さんに親しまれている横浜港

横浜は港とともに発展してきた都市であり、横浜港は横浜のシンボルとして市民の皆さんから親しまれています。

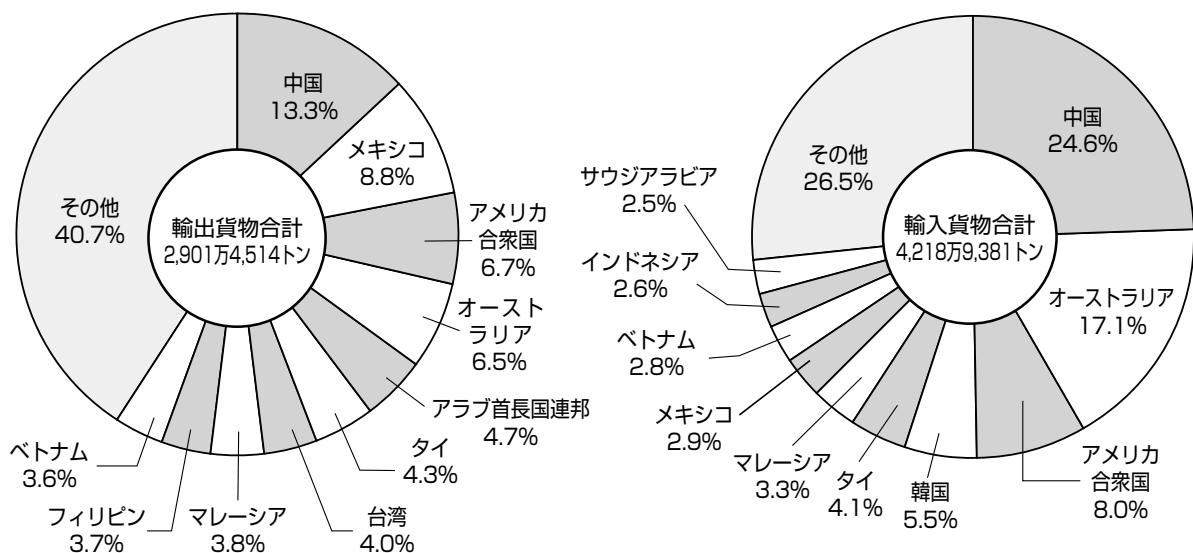
特に、みなとみらい21中央地区の臨港パークから、新港ふ頭客船ターミナル、赤レンガ倉庫、大さん橋国際客船ターミナル、山下公園に至るまでの水際線は横浜の顔であり、いつも多くの市民や観光客で賑わっています。

また、帆船日本丸・横浜みなと博物館や、横浜・八景島、横浜ベイサイドマリーナなど多彩な施設も充実し、横浜港は、賑わいのある市民の皆さんのが「みなと」として、さらにその魅力を増しています。

■外国貿易主要品種（令和6年：速報値） 注：それぞれの数値は端数処理のため、合計値等が若干合わない場合があります。



■外国貿易主要国（令和6年：速報値） 注：それぞれの数値は端数処理のため、合計値等が若干合わない場合があります。



■横浜港の経済波及効果（令和4年4月公表）

	直接効果			直接効果 計	間接効果	経済波及効果 直接効果+間接効果
	物流機能	生産機能	観光文化機能			
所得創出効果 (百万円)	746,129	1,688,949	1,166,505	3,601,583	1,460,475	5,062,058
	4.7%	10.7%	7.4%	22.8%	9.3%	32.1%
雇用創出効果 (人)	76,196	171,044	152,268	399,508	157,705	557,213
	4.2%	9.5%	8.4%	22.1%	8.7%	30.8%

第 2 部

市政 編

- 第 1 章
横浜市中期計画
 - 第 2 章
令和 7 年度
予算と主要事業
 - 第 3 章
市政への提言と指針
 - 第 4 章
市政の仕組み
 - 第 5 章
18 区の紹介
 - 第 6 章
各局統括本部の事業案内
-

第1章

横浜市中期計画

我が国最大の人口を抱える基礎自治体として、これまで発展を続けてきた本市も、いよいよ人口減少局面を迎える、生産年齢人口の減少、少子高齢化が更に進むと想定されています。持続可能であることはもちろん、平和や人権の尊重を市政運営の基調としながら、日本・世界をけん引する都市として挑戦し続けることができるよう、「横浜市中期計画 2022～2025」を推進しています。

◆策定経過

令和4年5月に「新たな中期計画の基本的方向」、8月に「横浜市中期計画 2022～2025（素案）」、11月に「横浜市中期計画 2022～2025（原案）」を公表しました。計画の策定にあたっては、市民の皆さんへのアンケートや外部有識者へのヒアリング、各種団体への説明、パブリックコメントの実施など、様々な手法で幅広く意見を募集し、参考にしました。

◆計画期間

2022（令和4）年度から2025（令和7）年度までの4年間

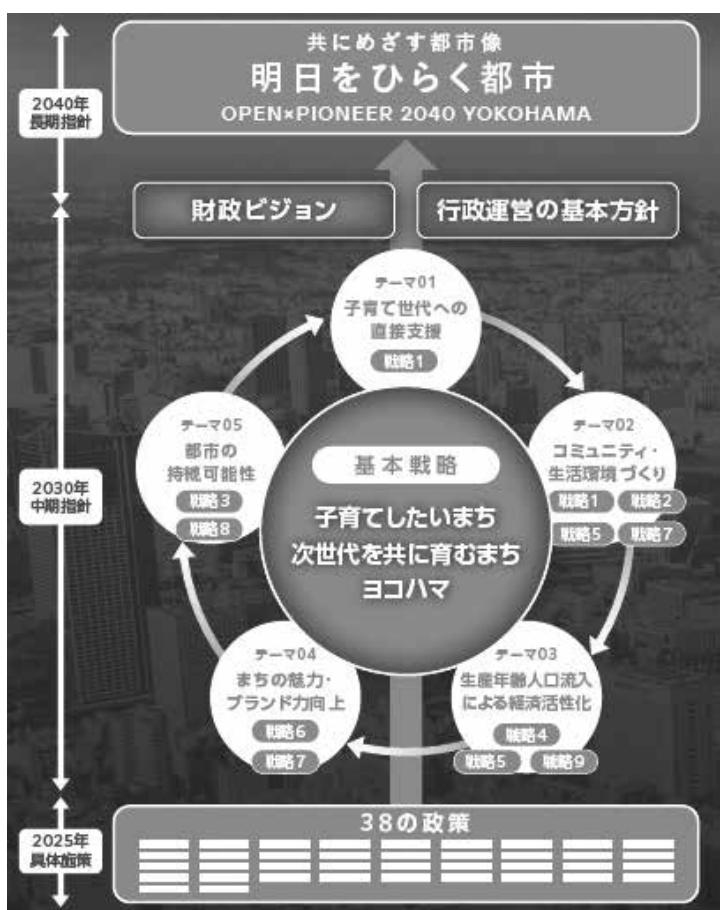
◆計画の構成

社会の変化が激しい中では、先を見通したビジョンを描くことは困難なため、現在までの経過や統計データ等の中で、今後更に顕在化・深刻化しそうな課題を把握し、それが解決された姿を「共にめざす都市像」として描いていきます。

そして、その実現に向けて、基本戦略を掲げ、目指す中期的な方向性・姿勢を明確にした上で、9つの中長期的な戦略を定めるとともに、戦略を踏まえて計画期間の4年間に重点的に取り組む38の政策をとりまとめています。

さらに、財政ビジョンで示した収支不足解消に向けて、「中期計画」では、施策の方向性と達成状況を測る指標を示し、毎年の予算編成の中で、施策指標の達成に効果的な事業を議論し、計上していきます。あわせて、「行政運営の基本方針」を踏まえた、「創造・転換」を理念とする歳出改革を進める仕組みの構築なども進めています。

政策・財政・行政を連動させながら、「必要な施策の推進と財政の健全性の維持」を目指します。



◆中期計画の特徴

1. 「共にめざす都市像」、「基本戦略」、戦略、「政策－施策－事業」の体系化
2040年頃の課題が解決した姿を描き、市民・事業者の皆さんと共有し、市が目指す長期的・中期的な方向性を示しながら具体施策とつながりを持たせています。
2. 財政ビジョン及び行政運営の基本方針を踏まえ計画で予算を固定せず効果的な事業を徹底的に追求
計画では、施策の方向性・指標までを固定しています。これまでのやり方を変革させ、各年度の予算編成の中で、最も施策の達成に効果的な事業を議論し追求していきます。

◆共に目指す都市像

共にめざす都市像：「明日をひらく都市 OPEN × PIONEER 2040 YOKOHAMA」

共にめざす都市像とは、現在及び未来の横浜をとりまく環境を、統計データや有識者等の知見を踏まえて策定した、「2040年頃の横浜のありたい姿」です。

4か年ごとに策定される中期計画の指針として活用するほか、横浜に関わる多様な人・企業・団体が、共に未来を切り拓いていくための共通認識として発信・活用していきます。

◆基本戦略

基本戦略：「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」

2040年頃の共にめざす都市像「明日をひらく都市」を実現するためにも、未来の横浜を担う次世代を育むまちであることが不可欠です。市では基本戦略として「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を掲げ、横浜に関わる様々な人・団体の皆さんと共に、横浜の受け継ぐ多様な魅力を更に高め、「住みたい都市」「住み続けたい都市」「選ばれる都市」を目指し、市民生活の質と都市の活力の向上の好循環へつなげていきます。

◆基本姿勢

「共にめざす都市像」の実現に向け、複雑化・多様化する社会課題や市民ニーズに対応した取組を推進していくために、次の点を重視していきます。

1. SDGsの実現の視点
2. 地域コミュニティ強化の視点
3. DXの推進とデータ活用・オープンイノベーションの推進の視点
4. 協働・共創の視点
5. 脱炭素社会実現の視点

◆9つの戦略及び38の政策

10年程度の中長期的な戦略を定めるとともに、戦略を踏まえて計画期間の4年間に重点的に取り組む38の政策をとりまとめています。

戦略1 すべての子どもたちの未来を創るまちづくり
政策1 切れ目なく力強い子育て支援～妊娠・出産期・乳幼児期～
政策2 切れ目なく力強い子育て支援～乳幼児期・学齢期～
政策3 困難な状況にある子ども・家庭への支援
政策4 児童虐待・DVの防止と社会的養護の充実
政策5 子ども一人ひとりを大切にした教育の推進
政策6 豊かな学びの環境の実現
戦略2 誰もがいきいきと生涯活躍できるまちづくり
政策7 市民の健康づくりと安心確保
政策8 スポーツ環境の充実
政策9 地域コミュニティの活性化
政策10 地域の支えあいの推進
政策11 多文化共生の推進
政策12 ジェンダー平等の推進
政策13 障害児・者の支援
政策14 暮らしと自立の支援
政策15 高齢者を支える地域包括ケアの推進
政策16 在宅医療や介護の推進
政策17 医療提供体制の充実
戦略3 Zero Carbon Yokohama の実現
政策18 脱炭素社会の推進
政策19 持続可能な資源循環の推進
戦略4 未来を切り拓く経済成長と国際都市・横浜の実現
政策20 中小・小規模事業者の経営基盤強化
政策21 スタートアップの創出・イノベーションの推進
政策22 観光・MICE の振興
政策23 市内大学と連携した地域づくり
政策24 國際ビジネス支援と地球規模課題解決への貢献
政策25 世界から集いつながる国際都市の実現
戦略5 新たな価値を創造し続ける郊外部のまちづくり
政策26 人を惹きつける郊外部のまちづくり
政策27 豊かで暮らしやすい住まい・環境づくり
政策28 日常生活を支える地域交通の実現
戦略6 成長と活力を生み出す都心・臨海部のまちづくり
政策29 活力ある都心部・臨海部のまちづくり
政策30 市民に身近な文化芸術創造都市の推進
戦略7 花・緑・農・水の豊かな魅力あふれるガーデンシティ横浜の実現
政策31 自然豊かな都市環境の充実
政策32 活力ある都市農業の展開
戦略8 災害に強い安全・安心な都市づくり
政策33 地震に強い都市づくり
政策34 風水害に強い都市づくり
政策35 地域で支える防災まちづくり
戦略9 市民生活と経済活動を支える都市づくり
政策36 交通ネットワークの充実
政策37 國際競争力のある総合港湾づくり
政策38 公共施設の計画的・効果的な保全更新

◆行財政運営

政策を進めるに当たっての土台となる取組です。それぞれ、目標、指標、現状と課題、主な取組を記載しています。

行政運営
1- (1) 組織の最適化と職員の能力・役割発揮の最大化 時代に即した組織体制の構築と人事給与制度の推進
1- (2) 組織の最適化と職員の能力・役割発揮の最大化 チーム力向上に向けた人材育成と働きやすい職場環境づくり
2- (1) 行政サービスの最適化～事業手法の創造・転換～ 新たな価値やサービスを生み出すDXの推進
2- (2) 行政サービスの最適化～事業手法の創造・転換～ 市民ニーズに応える持続的な行政運営の推進
3 住民自治の充実と協働・共創による地域の更なる活性化
財政運営
1 債務管理ガバナンスの徹底による中長期的な視点に立った債務管理
2 戰略的・総合的な取組による財源の安定的・構造的な充実
3 資産の総合的なマネジメント（ファシリティマネジメント）の推進
4 歳出ガバナンスの強化による効率的で効果的な予算編成・執行
5 市民の共感を生み出す情報発信と課題提起

第2章

令和7年度 予算と主要事業

令和7年度予算の概要

令和7年度は、「横浜市中期計画 2022～2025」の総仕上げをするとともに、能登半島地震を契機とした新たな防災・減災対策や、循環型社会・カーボンニュートラルの取組など、変化の激しい社会環境への対応を進めます。また、全ての施策・事業を対象に、データに基づいた、「質の向上」及び「創造と転換」を進めます。そして、「人にやさしいまち」「出かけたくなるまち」「世界を魅了するまち」を目指します。

－令和7年度の主な取組－

(1) 防災・減災対策の推進

新たな「横浜市地震防災戦略」に基づき、「市民や地域の発災前からの備えを強化」（地震火災対策の強化、木造住宅耐震化の促進）、「誰もが安心して避難生活を送れる環境改善」（避難所環境の向上、要援護者の支援）、「本市初の広域防災拠点」（方面別備蓄庫整備、現地司令施設整備）、「災害に強いまちづくり」（緊急輸送路の強靭化、避難所等の水インフラの大幅強化）の4つを柱として取り組みます。

(2) おやこ More Smile Package+

令和6年度に実施した子育て世代のゆとりを生み出す「おやこ More Smile Package」に加え、さらなる「子育てのしやすさ」の実感につなげるため、預けやすいまちヨコハマの推進（横浜型短時間預かり認証制度の新設、いざというときの一時預かり事業、長期休業期間中の放課後キッズクラブ及び放課後児童クラブでの昼食提供事業、子育てタクシー普及促進事業等）、グローバル人材の育成に向けた新たな取組（英語指導助手（AET）の増員による小学校英語教育の推進、高校生の留学支援等）、図書館の魅力向上（新たな大型図書館の整備、図書サービスへのアクセス性向上等）などに取り組みます。

(3) 誰もが暮らしやすいまちづくり

新たな地域交通の取組（地域交通の導入促進、公共交通利用・外出促進等）、受動喫煙環境がない快適な都市環境の整備（公園等の禁煙化、分煙環境整備等）、総合的ながん対策（子宮頸がん検診 HPV 検査単独法の実施、

小児がん患者のメタバースによる居場所づくり、70歳以上精密検査の無料化等）、乳幼児の健やかな育ちのための新たな支援（屈折検査機器による検査のモデル実施、子どもの健やかな発達を支える新たな支援）、高齢者が安心して暮らせるための取組（「おひとりさまの老後」を支える情報登録事業の創設、認知症施策の推進）、地域の安全安心やコミュニティ活性化に向けた取組（地域防犯対策への緊急補助金、地域防犯カメラ設置補助事業等）、インクルーシブなまちづくり（のげやまインクルーシブ構想等）、子育て世帯向けの農体験「すぐすぐファーム 横浜」の始動（都心臨海部における気軽な農体験機会の創出、郊外部における農体験機会の拡充等）、市民目線の施策実現（市民の声をしっかりと捉えるデジタルプラットフォームの活用）などを行います。

(4) にぎわい・経済活性化の取組

世界に誇れる水際線の魅力向上（水際線のにぎわい創出に向けたソフト及びハードの取組の始動、案内サインの刷新等）、経済活性化に向けた取組（スタートアップ・エコシステムの形成、半導体関連産業の拠点形成に向けた検討等）を実施します。

(5) グリーン社会の実現に向けた取組

循環型社会に向けた取組（不要な衣料品からの再製品化など衣料関連分野での取組、更なるプラスチックのリサイクル等）を進めるとともに、カーボンニュートラルの取組として、市民の行動変容（横浜グリーンエネルギーパートナーシップ事業の新設、マンション再エネ電気一括受電の設備等補助等）、事業者の行動変容（中小企業の脱炭素化に向けた行動変容、次世代自動車の普及促進等）、脱炭素イノベーション（大さん橋への陸電設備設置の導入促進、「みなとみらい地区」脱炭素先行地域の取組加速等）、市役所の率先行動（全ての公共施設のLED化推進、太陽光発電導入事業等）の4つを柱として推進します。また、「GREEN × EXPO 2027」の開催やその先のグリーン社会の実現に向けた取組を展開します。

(6) データドリブンプロジェクト

全ての施策・事業を対象に、データに基づいて、施策の質の向上と、事業の創造・転換を検討し、その結果を予算編成等に反映させ、歳出改革にも貢献していきます。

■持続可能な市政運営の実現に向けて

明日をひらく横浜に向けて、政策・財政・行政を連動させながら段階的に強化していきます。令和7年度は「横浜市中期計画2022～2025」「行政運営の基本方針」「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」「横浜DX戦略」の令和4年度に策定した市政の礎となる方針に基づく取組を実践していきます。

また、持続可能な市政の実現に向けた行政サービスの最適化のため、1,240件、172億円の財源創出を行いました。政策の質を高めながら、歳出改革を段階的に進める仕組みの実践として、中長期的な運営の強化、「歳出改革基本方針」の徹底、施策評価・事業評価の推進とデータに基づく政策立案・予算編成に取り組みます。

財政ビジョンに基づく財政運営の取組として市債を計画的に活用し、1,027億円を計上しました。減債基金の臨時的な活用を段階的に縮減するため、130億円の活用とし、令和6年度と比較して20億円縮減します。他にも、ファシリティマネジメントの推進に取り組みます。

横浜DX戦略を推進するため、行政手続のオンライン利用促進やデジタルを活用した新しい働き方である「Link-Up!YOKOHAMA」を推進します。

■歳入について

市税収入は、令和6年度当初実収見込額に比べて629億円増となる9,459億円（対前年度比7.1%増）を見込んでいます。

主な税目では、個人市民税は、納税者数の増や給与の引き上げ等による増、定額減税の終了による増などにより498億円の増、法人市民税は、企業収益の増による法人税割の増などにより39億円の増、固定資産税は、土地の地価上昇の影響や家屋の新增築による増などにより78億円の増となる見込みです。

なお、市民税均等割の超過課税である横浜みどり税は、30億円を見込んでいます。

また、ふるさと納税による税収影響額（減収額）は▲325億円を見込んでいます。

地方交付税については、国の予算等を踏まえ、普通交付税240億円、特別交付税10億円、合計250億円（対前年度比7.4%減）を計上しました。

県税交付金については、地方消費税交付金の増（160億円）などにより、総額で213億円増の1,410億円（対前年度比17.8%増）を計上しました。

国・県支出金について、国庫支出金は、児童手当費負担金の増（157億円）、保育・教育に係る給付の負担金の増（86億円）などにより、425億円増の4,265億円（対前年度比11.1%増）を計上しました。県支出金は、保育・教育に係る給付の負担金の増（32億円）、国勢調査の実施に伴う基幹統計調査費委託金の増（22億円）などにより、115億円増の1,177億円（対前年度比10.8%増）を計上しました。

市債については、「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」や「横浜市中期計画2022～2025」における「4か年活用額：5,300億円」のもと、新たな「横浜市地震防災戦略」に基づく事業実施や令和6年度水準を参考として計画的に活用することとし、1,027億円（対前年度比3.6%減）を計上しました。なお、国が地方自治体に配分する地方交付税の財源が不足した場合、各地方自治体がその不足分をまかなうために発行する地方債である臨時財政対策債は、令和7年度は発行を行わないことを国が決定したため、本市予算も未計上と

なりました。

その他の収入については、中小企業制度融資預託金元利収入（コロナ特例分）の減（▲335億円）などにより、2,153億円（対前年度比15.7%減）を計上しました。

■歳出について

人件費については、令和6年度横浜市人事委員会勧告を踏まえた対応などにより、全体で89億円増の3,965億円（対前年度比2.3%増）を計上しました。

扶助費については、保育・教育に係る給付の増（217億円）、児童手当支給事業費の増（148億円）、障害児通所支援事業費の増（30億円）、小児医療費助成事業費の増（26億円）などにより、全体で528億円増の6,525億円（対前年度比8.8%増）を計上しました。

公債費については、元金が1,431億円、利子等が233億円となり、全体で78億円減の1,664億円（対前年度比4.5%減）を計上しました。

行政運営費については、戸籍住民登録事務費の増（24億円）、中学校給食事業費の増（18億円）、妊婦・産婦健康診査事業費の増（13億円）などの一方で、特殊要因である中小企業制度融資事業の預託金（コロナ特例分）の減（▲335億円）などにより、全体で67億円減の3,486億円（対前年度比1.9%減）を計上しました。

施設等整備費については、新たな「横浜市地震防災戦略」に基づく対応や、市民生活に身近な道路や公園等の整備、公共施設の保全更新等、必要な公共投資を進めることにより、概ね令和6年度並みの2,002億円（対前年度比0.9%増）を計上しました。

繰出金については、職員の定年引上げによる影響額の平準化に伴う財政調整基金積立金の増（90億円）などにより、全体で199億円増の2,203億円（対前年度比9.9%増）を計上しました。

表1 会計別予算 (億円、%)

会計	令和7年度	令和6年度	増減率
一般会計	19,844	19,156	3.6
特別会計	13,649	13,079	4.4
公営企業会計	6,387	6,110	4.5
総 計	39,881	38,345	4.0
純 計*	32,653	31,545	3.5

* 会計間で相互にやりとりする重複部分を除いた額

注：各項目で四捨五入をしているため、総計等と一致しないことがあります。

表2 一般会計予算総括表

【歳入】 (億円、%)

区分	令和7年度	令和6年度	比較	
			増▲減	増減率
市 税	9,429	8,810	619	7.0
地方交付税	250	270	▲ 20	▲ 7.4
地方特例交付金	45	273	▲ 228	▲ 83.6
地方譲与税	90	87	3	3.5
県税交付金	1,410	1,196	213	17.8
国・県支出金	5,441	4,901	540	11.0
市 債	1,027	1,066	▲ 39	▲ 3.6
建設地方債	1,027	996	31	3.1
臨時財政対策債	—	70	▲ 70	▲ 100.0
その他の収入	2,153	2,553	▲ 400	▲ 15.7
合 計	19,844	19,156	689	3.6

注：各項目で四捨五入をしているため、合計等と一致しないことがあります。

【歳出】 (億円、%)

区分	令和7年度	令和6年度	比較	
			増▲減	増減率
人件費	3,965	3,875	89	2.3
扶助費	6,525	5,998	528	8.8
行政運営費	3,486	3,553	▲ 67	▲ 1.9
行政推進経費	2,860	2,979	▲ 118	▲ 4.0
行政基盤経費	626	575	51	8.9
施設等整備費	2,002	1,985	18	0.9
市単独事業費	1,242	1,304	▲ 62	▲ 4.8
国庫補助事業費	760	681	80	11.7
公債費	1,664	1,741	▲ 78	▲ 4.5
繰出金	2,203	2,004	199	9.9
合計	19,844	19,156	689	3.6

注:各項目で四捨五入をしているため、合計等と一致しないことがあります。

表3 施設等整備費の状況 (億円、%)

区分	令和7年度	令和6年度	増▲減	増減率
一般会計	2,002	1,985	18	0.9
特別会計	832	682	150	22.0
公営企業会計	1,617	1,593	24	1.5

注:各項目で四捨五入をしているため、「増△減」と一致しないことがあります。

表4 会計別総括表 (億円、%)

区分	令和7年度	令和6年度	増減率
一般会計	19,844	19,156	3.6
特別会計	13,649	13,079	4.4
国民健康保険事業費	3,074	3,080	▲ 0.2
介護保険事業費	3,422	3,418	0.1
後期高齢者医療事業費	1,055	1,017	3.7
港湾整備事業費	359	326	9.8
中央卸売市場費	63	41	53.3
中央と畜場費	51	42	19.4
母子父子寡婦福祉資金	3	3	21.9
勤労者福祉共済事業費	5	5	1.1
公害被害者救済事業費	0.3	0.3	2.0
市街地開発事業費	420	331	26.8
自動車駐車場事業費	2	3	▲ 14.4
新墓園事業費	26	23	11.9
風力発電事業費	1	1	2.2
みどり保全創造事業費	127	109	16.8
公共事業用地費	25	39	▲ 37.2
市債金	5,017	4,641	8.1
公営企業会計	6,387	6,110	4.5
下水道事業	2,778	2,630	5.6
埋立事業	231	161	43.1
水道事業	1,520	1,467	3.6
工業用水道事業	47	62	▲ 24.6
自動車事業	276	270	2.5
高速鉄道事業	970	958	1.2
病院事業	566	563	0.6
全会計総計	39,881	38,345	4.0
(全会計純計)*	32,653	31,545	3.5

* 会計間で相互にやりとりする重複部分を除いた額

注:各項目で四捨五入をしているため、合計等と一致しないことがあります。

令和7年度の主要事業

◇子育て世代への直接支援 ~誰もが安心して出産や育児ができるまち~

(単位:百万円)

事業名	事業費	説明	局名
横浜型短時間預かり認証制度の新設	—	令和8年度本格実施を見据え、令和7年度は現状調査、法的整理、事業スキーム等、横浜型短時間預かり認証制度の新設に向けた検討を進めます。	こども青少年局
イベント時の短時間預かり実施補助	5	イベント等実施時に臨時に短時間預かりをする際の運営費等を補助します。令和7年度は市内大規模イベント等においてモデル実施を行います。	こども青少年局
商業・集客施設等での短時間預かり	5	短時間預かり認証施設に対する補助の令和8年度実施を目指し、令和7年度は商業・集客施設等でモデル事業を実施します。	こども青少年局
こどもが楽しめる体験プログラム付き一時預かり事業	3	地区センター等（5か所程度）の身近な施設や市庁舎アトリウムにおいて、こどもが楽しめる体験プログラム（リトミック・ダンス・英語遊び等）付き短時間預かりを実施します。	こども青少年局
いざというときの一時預かり事業	20	定員割れする保育施設のスペース等を活用して一時預かりを実施します（10施設程度）。非定期利用（緊急・リフレッシュ）を対象として、突発的に利用したいニーズに応えるとともに、保育施設の「空き定員」の活用を進めます。	こども青少年局
24時間いつでも預かり保育事業	81	緊急に子どもを預けなければならなくなつた時、保育所（市内2か所）でお預かりします。夜間・宿泊も含め、24時間365日対応します。より多くの方にご利用いただけるよう、「24時間いつでも預かり保育事業」と事業名称を変更するとともに、受入体制を強化します。	こども青少年局
市庁舎内での土日祝日預かり	10	市庁舎内において、土日祝日の一時預かりをモデル的に実施することで、一時預かりを充実させ子育て世帯を支えていきます。	こども青少年局
利用事前面談のオンライン化	19	事前面談として、一時預かりの予約前に施設へ出向いていく負担の軽減を図るため、一時預かり・病児保育WEB予約システムにオンライン面談が可能となる機能を実装し、利便性の向上を図ります。	こども青少年局
子育て応援アプリ「ママトコ」	470	令和6年度に横浜の子育てのすべてが集約された公式アプリとしてリリースしました。令和7年度は家庭と市立学校との連携や放課後キッズクラブ等システムとの連携を展開します。この連携により「ママトコ」利用者を妊娠・未就学期（約18万人）から学齢期（約45万人）まで大幅に拡大させます。	こども青少年局

長期休業期間中の放課後キッズクラブ及び放課後児童クラブでの昼食提供事業	151	令和6年度は全ての放課後キッズクラブ・放課後児童クラブを対象に、小学校の夏休み期間に昼食提供のモデル実施を行いました。令和7年度は本格実施として、夏休み期間だけではなく、冬休みと春休みにも期間を拡大し、子育て世帯のゆとり創出につなげます。	こども青少年局
小学生の朝の居場所づくりモデル事業	45	子育てと仕事の両立を支援するとともに、子ども達が小学校の始業前の時間に安心して過ごせる環境を整える「小学生の朝の居場所づくりモデル事業」を2校から10校に拡大します。令和7年度は4月から事業を開始し、実施校の保護者の皆様への周知時期を早めることで、より利用しやすい事業とします。	こども青少年局
子育てタクシー普及促進事業	10	子育てタクシー®(※)の認定を受けるにあたって事業者の負担となっている講習費・登録費等の補助を行うことで、利用エリアを18区に広げるとともに、供給量を拡大し、利用しやすい環境を整えます。また、体験乗車会を開催し、利用者の認知度の向上と利用促進を図ります。 ※全国子育てタクシー協会の研修を受けたドライバーが子どもや保護者、妊婦の移動をサポート	こども青少年局
英語指導助手(AET)の増員による小学校英語教育の推進	1,265	英語指導助手(AET)を193人から233人に大幅に増員するとともに、新たにオンラインも活用することで、週2~3日実施していたAETによる授業を全小学校(334校)で、毎日(リアル+オンライン)実施できるようにします。	教育委員会事務局
高校生の留学支援	104	・長期留学(概ね1年間)の支援額を最大40万円から最大150万円に増額します。 ・短期留学(3か月未満)への支援を開始します。 ・対象人数も長期15人から、長期・短期あわせて100人に大幅に拡充します。 ・全市立高校を対象とした長期留学プログラムを新設し、令和8年度からの留学支援に向けた取組を進めます。	国際局 教育委員会事務局
乳幼児期からの英語体験の開始	10	乳幼児期からの英語体験の充実を目指し、コミュニケーション活動を通して英語に触れるよう、ネイティブの講師によるプレイフルラーニング(遊びを通して英語や文化に触れる活動)を市立保育所15園(各園年40時間)でモデル実施します。	こども青少年局
屈折検査機器による検査のモデル実施	9	乳幼児の弱視等は早期発見により治療が可能であることから、新たに屈折検査機器による検査を3歳児健診に導入し、片眼性の弱視等の早期発見・治療に結び付けます。令和8年度の全区展開を目指し、令和7年度は6区においてモデル実施します。	こども青少年局
子どもの健やかな発達を支える新たな支援	13	子どもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うことやその他育児に関する指導を行うことを目的に、令和8年度以降に開始する5歳児健診の実施に向けた体制を整備します。	こども青少年局

◇コミュニティ・生活環境づくり～未来を育むつながり・自然・文化・学びに溢れるまち～

(単位：百万円)

事業名	事業費	説明	局名
新たな大型図書館の整備	45	「教育都市・横浜」の知の拠点として、知の創造・発信とともに、図書も含めた多様なメディアに対応した新たな大型図書館の整備を目指し、「新大型図書館基本構想」を策定します。	教育委員会事務局
図書サービスへのアクセス性向上	15	図書サービスへのアクセス性向上のため、商業施設「ららぽーと横浜」での図書取次所の開設を契機に、新たに全市域において、地区センター等身近な施設での図書取次拠点の設置に向けて取り組みます。	教育委員会事務局
のげやま子ども図書館の整備	165	・中央図書館の1階フロアすべてを使った「のげやま子ども図書館」の整備に向け、「おやこフロア」の整備に続き、「子どもフロア」の設計を進めます。 ・AIによるおすすめ絵本の紹介など、デジタル技術を使った、新たなサービスを提供します。	教育委員会事務局
公園等の禁煙化	68	望まない受動喫煙を防止するため、公園や地域の広場などの屋外施設を令和7年4月から禁煙化しました。また、公園の巡回指導を新たに実施し、周知や注意を行います。	みどり環境局 健康福祉局
分煙環境整備：民間喫煙所設置補助制度の創設と喫煙所の密閉化	22	民間喫煙所の設置補助制度を創設し、喫煙禁止地区での民間喫煙所設置を支援します。喫煙禁止地区で、公設喫煙所の密閉化を進めるなど喫煙所の改善に取り組み、たばこを吸わない人も吸う人も快適なまちを目指します。	資源循環局
禁煙・受動喫煙防止に向けた広報・啓発	35	路上喫煙のパトロールを強化するほか、携帯電話の位置情報を活用した喫煙者へのダイレクト広報や、電柱広告、公共交通サイネージ、SNSなど様々なシーン・媒体での広報・啓発を強化します。	健康福祉局
喫煙禁止地区の新たな指定	231	地域の要望等を踏まえ、新たな喫煙禁止地区の指定を行います。また、現在の喫煙禁止地区の周辺や市内の主要駅等で喫煙状況の実態を調査します。	資源循環局
子宮頸がん検診HPV検査単独法の実施	1,019	子宮頸がんは、30代から50代のり患が多いがんです。令和7年1月に全国に先駆けて30歳から60歳の方のHPV検査を導入しました。今後、検査結果に基づきフォローアップを充実します。	医療局
子宮頸がん検診無料クーポンの対象年齢拡大	15	現在は20歳のみを対象としているクーポンの対象年齢を新たに24歳まで拡大し、対象者には無料クーポン券を送付します。	医療局
小児がん患者のメタバースによる居場所づくり	15	常設するメタバース(仮想空間)を活用し、小児がん患者とそのご家族の居場所づくりを進め、カウンセリングや座談会、患者同士の交流等を定期的に実施します。	医療局
働く世代のがん検診受診勧奨の強化	3	協会けんぽ被扶養者の方や、健康保険組合加入者の方へ、横浜市がん検診の受診を促します。また、市内事業所に対し、社員のがん検診の受診や治療と仕事を両立支援を促進するための助成を行います。	医療局

65歳がん検診の無料化	8	がんのリスクが高まる年代の方々に定期的にがん検診を受診するきっかけにしていただきたため、65歳の方の横浜市がん検診の無料化を実施し、早期発見・早期治療につなげます。	医療局
70歳以上精密検査の無料化	118	がんのリスクが大きく高まる年代の方々の早期発見・早期治療を後押しするため、70歳以上の方を対象に、横浜市がん検診（無料）を受診して、精密検査が必要となった場合の検査費用を助成します。	医療局
「おひとりさまの老後」を支える情報登録事業の創設	161	自分に万が一のことがあった際に、緊急連絡先や、必要な情報・希望を伝える「エンディングノート」の保管場所などの情報を事前に市に登録できる「情報登録事業」を新たに開始し、身寄りのない高齢者の不安を軽減します。	健康福祉局
認知症施策の推進	355	認知症の人を地域で支え合う「チームオレンジ」の取組を市内全域にある地域ケアプラザ等（147か所）で本格実施するほか、スローショッピングの普及に向けた啓発を強化するなど、認知症の方の支援を充実します。	健康福祉局
地域防犯対策への緊急補助金	620	約3,000の全自治会町内会等の皆様が実施する防犯パトロール、防犯用品購入、センサーライトの整備、防犯講座などの公益的な取組を対象に、補助率90%の緊急的な補助（上限額20万円）を実施します。	市民局
地域防犯カメラ設置補助事業	50	安全安心な地域づくりに向け、自治会町内会が設置する地域防犯カメラの設置費用の補助を増額するとともに、補助台数を180台に拡充します。併せて、申請手続を分かりやすく改善し、地域の皆様が行う地域防犯活動を支援します。	市民局
地域活動推進費補助金の拡充	1,318	自治会町内会に交付する地域活動推進費補助金の上限額を1世帯あたり700円から900円に引き上げ、地域コミュニティの要である自治会町内会の皆様の活動を支援します。	市民局
市民の声をしっかりと捉えるデジタルプラットフォームの活用	5	18区の多様な地域ニーズや課題等を把握し、施策や事業の参考にさせていただくため、オンライン上で意見募集を行う「デジタルプラットフォーム」を引き続き活用します。	市民局

◇生産年齢人口流入による経済活性化～住居・交通・仕事において便利で選ばれるまち～

(単位：百万円)

事業名	事業費	説明	局名
子育て世帯向け移動サービスの本格運行に向けた取組	78	青葉区東部地区（3地区）の生活サービスと連携した新たな公共交通サービス（通称：あおばGO！）について、令和7年度より行政主体の実証実験から企業主体の実証運行へと移行し、令和8年度からの本格運行を目指します。	都市整備局
地域交通の導入促進 地域交通サポート事業に代わる新制度創設	322	地域交通を増やす取組として、新たに移動ニーズの掘り起こし、実証運行開始までの期間短縮を図るため、地域への意向確認や運行計画の提案等のブッシュ型の支援を開始するほか、運行経費の支援内容の拡充を図る制度を創設します。（実証運行・導入支援地区：23地区、本格運行地区：6地区）	都市整備局
公共交通利用・外出促進	13,725	これまで市営地下鉄とシーサイドライン、路線バスに利用が限られていた敬老バスを、タクシー会社等が運行する地域交通にも適用し、高齢者の移動を支援します。また、運転免許証を返納する75歳以上の方に敬老バスを3年間無料交付し、免許返納と公共交通の利用を促進します。	健康福祉局
交通DX・GX・共創の推進	157	持続可能な地域交通としていくため、事業者との連携を図りながら自動運転実装へ向けた取組や環境配慮型車両の導入補助による脱炭素への取組を推進します。また、地域交通の持続性向上に向け、民間企業との連携・共創による取組を推進します。	都市整備局 脱炭素・GREEN × EXPO推進局
バスネットワークの維持	93	バスの人材確保の取組や、生活交通バス路線維持制度、連節バス走行環境整備等の既存施策に加え、バス運転士確保のために住宅手当補助制度（最長5年間）を創設するなど、地域交通を守る取組を進めます。	都市整備局
スタートアップ・エコシステムの形成	247	「TECH HUB YOKOHAMA」を核に、グローバル企業のR&D（研究開発拠点）や大学、技術者の集積といった横浜の優位性を生かしてスタートアップ・エコシステムを形成し、国内外から人・企業・投資を呼び込む好循環を生み出すことで、市内経済の活性化を目指します。	経済局
半導体関連産業の拠点形成に向けた検討	29	京浜臨海部を世界最先端技術の創出拠点としてさらに発展させ、高いブランド力を持ったエリアとしていくため、半導体をはじめとする成長分野の企業集積に向けた基礎調査を行います。	経済局
中小企業のDX・デジタル化の推進と人手不足対策	126	中小企業の新たな変革への挑戦に向けて、DX・デジタル化を支援します。業務効率化に資するシステムやIT設備の導入費用の補助、専門家による伴走支援や相談対応、デジタル人材の育成支援などにより、人手不足解消と生産性向上を目指します。また、企業における外国人の就労に関する課題等を調査・研究し、必要な支援策を検討します。	経済局
戦略的なぎわいの創出	290	民間と連携した大規模集客イベント等の実施や公共空間等を活用した戦略的な回遊性向上・宿泊促進策により、にぎわいを創出することで、観光消費額を増加させ、市内経済活性化につなげます。	にぎわいスポーツ文化局

◇まちの魅力・ブランド力向上 ～いつまでも愛着をもって過ごせる魅力的なまち～

(単位：百万円)

事業名	事業費	説明	局名
のげやまインクルーシブ構想	521	・野毛山動物園のリニューアルに向けて、動物展示等複合施設の設計を進めます。 ・中央図書館の1階すべてを使った「のげやま子ども図書館」の子どもフロアについても設計を進めます。 ・野毛山地区へ駅からのアクセス道路も含め、移動が楽しく快適なものとなるよう、歩道環境の整備を行います。	みどり環境局 道路局 教育委員会事務局 健康福祉局
「公園のまち ヨコハマ」の推進	180	・本牧市民公園をはじめ、その他市内5か所の公園に、誰もが楽しめる遊具等を設置します。 ・また、他の身近な公園においても、遊具等の改修・更新を加速します※。(R6:49公園・81基→R7:78公園・160基(倍増)) ※ 180百万円とは別に公園整備事業で実施	みどり環境局
都心臨海部における気軽な農体験機会の創出	10	子育て世帯をターゲットに、みなとみらいなどの都心臨海部の商業施設における野菜の収穫体験等、気軽な農体験の機会を創出します。	みどり環境局
郊外部における農体験機会の拡充	10	農の資源が豊かな郊外部において、農園での収穫体験や特色ある農の魅力の案内など、子育て世帯のニーズに合った農体験の機会の拡充に企業・団体等と連携して取り組みます。	みどり環境局
家庭等での農体験機会の創出	8	子育て世帯を対象に、農に触れる初めの一歩として、自宅などで親子で楽しみながら栽培ができるオリジナル栽培キットの配布をモデル実施します。	みどり環境局
農体験情報ウェブサイトの構築	7	横浜の農体験に関する情報を市民が容易に得られるように、農体験や農に親しむことのできる取組の情報を、一元的に提供するウェブサイトの構築等を進めます。	みどり環境局
水際線のにぎわい創出に向けたソフト及びハードの取組の始動	130	水際線について、現在の人の動きや観光消費額等のデータを調査するとともに、更なるにぎわいの創出に向けたコンセプトプランを策定します。併せて、山下公園における魅力的な夜間照明の整備や、臨港パークにおける居心地の良い滞在空間の検討など、水際線の各エリアの魅力向上に取り組みます。	みどり環境局 都市整備局 港湾局
案内サインの刷新	34	現在の地図案内サインの地図盤面のデザインを、より見やすく、分かりやすいものとなるようリニューアルします。更に、街なかから水際線へ、また水際線から街なかへの移動を促し、都心臨海部を今まで以上に楽しみながら回遊できるような、新たなサインシステムの検討を行います。	都市整備局
山下ふ頭再開発の新たな事業計画の策定に向けた検討	64	これまでにいただいた市民の皆様のご意見等や、山下ふ頭再開発検討委員会からの「世界に誇れる、魅せる『緑と海辺』空間の創造」など3つの目標すべき姿等を示した答申を踏まえ、新たな事業計画の策定に向けた検討を行います。	港湾局

◇都市の持続可能性～将来の世代にわたり安全・安心に暮らせるまち～

(単位：百万円)

事業名	事業費	説明	局名
衣料関連分野での取組	17	不要な衣料品からの再製品化や、保育所でのリサイクルおむつのサブスク、中学校制服のリユース・リサイクルなど、衣料関連分野での循環への取組を進めます。	脱炭素・GREEN × EXPO 推進局 こども青少年局 教育委員会事務局
更なるプラスチックのリサイクル	132	地域や商店街等でのボトル to ボトルの実施や、焼却処分されている粗大ごみの衣装ケース等のリサイクルを実施します。	資源循環局
建築分野での取組	142	・ GREEN × EXPO 2027 展示施設解体後の木材等を公共建築物等に再利用するため、建材再利用の検討を開始します。 ・ 環境にやさしい住宅リノベーションを普及させるための補助制度を創設します。	建築局
資源化センターの公民連携による再整備	30	老朽化が進行する鶴見資源化センターにおいて、公民連携による再整備事業に着手します。缶・びん・ペットボトルの最新選別システムを導入することで安定したりサイクルを目指します。	資源循環局
食品ロス削減 SDGs ロッカーの設置拡大	-	市内における食品ロス削減のため、現在4か所に設置されている SDGs ロッカーの設置か所数を、30か所に拡大します。	脱炭素・GREEN × EXPO 推進局
循環型社会に関わる基礎調査の実施	10	アジアを代表する環境都市として、大都市の特性・強みを生かし、横浜ならではの循環型社会を形成するための中長期的な施策展開を検討します。	政策経営局
横浜グリーンエネルギーパートナーシップ(YGrEP) 事業の新設	100	家庭向け省エネ・再エネ設備の導入支援制度を創設し、事業者向け補助制度と連動して、市内の脱炭素化を加速します。これらにより創出された環境価値をGREEN × EXPO 2027 等の大規模イベントで活用・発信します。	脱炭素・GREEN × EXPO 推進局
マンション再エネ電気一括受電の設備等補助	17	市内住宅の約6割を占める集合住宅における再エネ電気の導入・切替を進めるため、再エネ電気供給を条件として、高圧一括受電化に必要となる受変電設備等の設置に対する補助制度を創設します。	脱炭素・GREEN × EXPO 推進局
中小企業の脱炭素化に向けた行動変容	361	GREEN × EXPO 2027 までに、ほぼ全ての中小企業が脱炭素化へ着手していただくため、「脱炭素取組宣言」をさらに広げていきます(令和7年8月1日現在6,276事業所)。また、排出量削減に向けた計画策定支援や設備投資の補助などにより、宣言企業の取組実践をサポートするほか、より効果的な事業推進に向けた調査検討を行います。	経済局

大さん橋への陸電設備設置の導入促進	60	カーボンニュートラルポートの形成に向け、日本初となる国際規格に則った大型船舶用陸上電力供給設備の検討に着手します。埠頭における脱炭素化に必要不可欠となる、停泊中船舶のアイドリングを止める陸上電力供給設備の導入を図ります。	港湾局
「みなとみらい地区」脱炭素先行地域の取組加速	923	日本で初めてとなる「地区内での資源循環率の可視化」に取り組みます。省エネ・再エネの導入、熱の脱炭素化などにより地区の完全脱炭素化に取り組む「みなとみらい地区」において、新たに、エリア単位での資源の循環を促すモニタリングシステムの構築を目指します。	脱炭素・GREEN × EXPO 推進局
全ての公共施設のLED化推進	7,299	本市の全ての公共施設について、LED化の計画を2030年度から3年前倒し、2027年度までに100%達成※を目指します。前倒しにより、2030年度までの累計でCO2排出量を8.6万トン、電気代を約33億円削減します。※建替え・廃止等の計画がある施設などを除く	脱炭素・GREEN × EXPO 推進局 教育委員会事務局
GREEN × EXPO 2027開催に向けた総合的取組	740	各区の環境活動団体の皆様との協働を進めつつ、 ・博覧会協会と連携したボランティアセンターの立ち上げ ・市民参加プログラムや広報・共有の場等の様々な機会を通じて、活動の輪の拡大に向けた支援を進めます。 GREEN × EXPO 2027が目指す環境との共生を、市民の皆様と共に実践し、持続可能な社会を実現していきます。	脱炭素・GREEN × EXPO 推進局
新たなグリーン社会形成に向けた市民の行動変容促進	600	小中学生等を対象とした教育プログラムの企画や、地球にやさしい未来の暮らしの活動を創る「STYLE100」、若者がアクションを起こすきっかけとなる「ヨコハマ未来創造会議」など、様々な世代や取組と協働しながら、新たなグリーン社会の実現に向けた取組を展開していきます。	脱炭素・GREEN × EXPO 推進局

◇防災・減災対策の推進

(単位:百万円)

事業名	事業費	説明	局名
地震火災対策の強化(重点対策地域の対策強化)	280	①自助 出火の削減効果のある感震ブレーカーの補助率を100%とともに、新たに高齢者・障害者世帯等を対象とした家具転倒防止器具の100%補助制度を創設し、プッシュ型で支援し、設置率80%を目指します。 ②共助 消火栓にホースを接続し放水する消防器具（スタンドパイプ）の補助率を90%とし、整備や訓練を支援します。 ③公助 消防水利確保のため防火水槽の整備を推進します。	総務局 消防局
木造住宅耐震化の促進	120	①旧耐震木造住宅 除却工事への補助の限度額を現行20万円から50万円まで拡大して旧耐震の建築物の除却を促進します。 ②新耐震グレーベン住宅（1981～2000年築） 新たに新耐震グレーベン住宅の耐震補助制度を創設して、耐震改修などの支援を進めます。	建築局
トイレ洋式化の加速	2,402	避難所生活の質の向上に向けて、全ての小中学校のトイレ洋式化を加速します。（5年間（令和7～11年度）で98%）（戦略期間内※（令和7～15年度）で完了） ※既存計画に対し3年の前倒し 併せて帰宅困難者等も考慮し、全ての公園トイレの洋式化を加速します。（令和10年度中に完了）	みどり環境局 教育委員会事務局
体育館空調の整備加速	1,474 ※6年度 2月補正 含む	避難所生活における健康維持を図るため、全ての小中学校※の体育館への空調整備を加速します。（5年間＊（令和7～11年度）で完了） ＊既存計画に対し5年の前倒し ※建替えや大規模改修が予定されている学校を除く	教育委員会事務局
避難所の防犯対策	21	避難所生活における防犯対策を強化するため、全ての避難所に簡易防犯カメラや防犯ブザーを配付し、日頃の訓練などで活用することで、防犯意識の向上を図ります。（令和7年度中に完了）	市民局
備蓄飲食料の大幅強化	377	①飲食料の備蓄 支援物資の到着、各避難所への移送に要する時間を考慮し、3食×3日分を確保します。（5年間（令和7～11年度）で完了） ②流通備蓄 市場に流通する飲食料や生活必需品を災害時に流通備蓄として活用できるよう、民間事業者と連携して備蓄品を確保します。	総務局
新たな備蓄品の配備	353 ※6年度 2月補正 含む	①避難者対象 健康維持や感染症対策、プライバシー確保や、就寝環境等、避難生活環境向上に向けて、これまで備蓄していなかった品目についても、新たに備蓄を始めます。 ②高齢者・障害者等対象 安心して食事ができるよう、新たに介護食の備蓄を開始します。 （①、②とも5年間（令和7～11年度）で完了）	総務局 健康福祉局
T K Bユニット（トイレ、キッチン、ベッド）導入による避難生活支援	320	被災状況に応じて柔軟かつ機動的に対応できるよう、全国初となる、T K Bユニット（トイレ・キッチン・ベッド）を導入し、避難生活を支援します。 ①T：トイレトレーラーの購入（5台） K：キッチンカーの購入（1台） B：簡易ベッドの購入（300台） による、避難生活支援ユニットの試験導入 ②ユニット導入により、避難生活支援を機動的にバックアップする運用の検討	総務局 資源循環局

要援護者支援の強化	35	<p>①医療的ケア児支援 医療的ケアが必要な児童・生徒の発災時の安全を確保するため、特別支援学校に非常用ポータブル電源の整備を加速します。（令和7年度で完了）</p> <p>②妊産婦・乳幼児支援 妊産婦・乳児のための母子専用型福祉避難所（仮称）を新たに確保（令和7年度1か所）します。</p>	教育委員会事務局 こども青少年局
福祉避難所等の運営への支援	45	<p>①社会福祉施設等の設備支援 非常用電源確保（電気自動車の導入含む）や、災害時マンホールトイレの整備を支援します。</p> <p>②社会福祉施設等における災害時対応力の向上支援 社会福祉施設等が被災時においても、利用者にサービス提供を継続できるBCP（業務継続計画）の実効性の確保に向けて支援します。</p>	健康福祉局
方面別備蓄庫整備	20	本市最大の方面別備蓄庫（4,000 m ³ ）を整備し、避難所にいち早く物資を送り届ける機能を整えるとともに、既存の方面別備蓄庫の再編を図り、災害時における物資輸送の全体最適化を進めます。（5年間（令和7～11年度）で完了）	総務局
現地司令施設整備	50	災害時に全国から集結する自衛隊、警察、消防などの応援部隊の活動を現地で一括して調整・統率し、救助や支援活動の迅速化・効率化を図るため、現地司令施設を整備します。（5年間（令和7～11年度）で完了）	消防局
インターチェンジ整備	262	広域防災拠点の機能を最大限に發揮させる、東名高速道路と接続する新たなインターチェンジについて、整備に向けた設計・都市計画や環境影響評価の法定手続を進めます。	脱炭素・ GREEN × EXPO 推進局
緊急輸送路の強靭化に向けた対策（沿道がけ対策・無電柱化）	340	<p>①沿道がけ対策 緊急輸送路沿道の民間所有のがけの崩落を防ぎ輸送機能を確保するため、対策工事を進めます。（5年間（令和7～11年度）で完了）</p> <p>②無電柱化 無電柱化を進め、電柱の倒壊による被害をなくし、緊急輸送路の通行空間を確保します。（環状2号線 戰略期間内（令和7～15年度）で完了）</p>	道路局
避難所や病院等における水インフラの大幅強化	9	避難所や医療活動の拠点となる病院などの重要施設の給水・排水機能を確保するため、施設に接続する上下水道管の耐震化を進めるとともに、避難所の敷地内の耐震給水栓の設置を進めます。 - 避難所で発災直後から給水可能（令和9年度で完了） - 避難所の流末枝線下水道の耐震化（令和7年度で完了） - 災害拠点病院等の流末枝線下水道の耐震化（令和11年度で完了）	総務局 下水道河川局 水道局
風水害に対する取組	60	シミュレーションにおいて「浸水想定が広く深い」かつ「浸水の影響度が大きい」とされた252地区と、そこに繋がる16幹線の整備を優先して整備していきます。令和7年度は対策工事に向けた施設設計に着手します。※従来の浸水対策（過去に浸水被害を受けた地区等での「再度災害防止」の観点による対策）も、継続して推進。〈12,707百万円（下水道事業会計）〉	下水道河川局

第3章

市政への提言と 指針

市民生活と行政を取り巻く社会・経済情勢の変化には著しいものがありますが、こうした変化の中で、市政にとって新しい課題が数多く生み出され、新たな取組や施策の質的転換が求められています。

本市では、当面する課題について、懇談会・審議会を設置して市民の皆さんや学識経験者等の意見を求めたり、各種の調査研究を依頼し、また行政内部に検討のためのプロジェクトを設けて調査研究を行い、それらの結果に基づいて行政計画の立案・策定を行っています。

ここでは、それらのさまざまな課題について、令和6年4月から令和7年3月までの間に提出された答申等のダイジェストを収録しました。

山下ふ頭再開発の方向性について（答申）

横浜市山下ふ頭再開発検討委員会

令和6年12月26日

委員長 平尾 光司

■機関等の概要

横浜市山下ふ頭再開発検討委員会は、山下ふ頭の再開発に係る計画の策定に関する事項等を調査審議することを目的として、学識者及び地域関係団体で構成される市長の附属機関として設置しました。

■背景と経過

平成26年度の港湾計画改訂において、山下ふ頭を新たな賑わい拠点として、都市的な土地利用に転換することが位置付けられました。

山下ふ頭の優れた立地や広大な開発空間を活かした、新しい時代の象徴となるまちづくりに向けて、令和3年から5年にかけて2度にわたり、市民意見募集等を実施しました。いただいたご意見を踏まえ、5年8月から6年12月にかけて計6回の委員会を開催し、まちづくりの方向性や導入機能等についてご議論いただき、6年12月26日に答申を受領しました。

■答申等の概要

委員会から受領した答申は、まちづくりの大きな方向性を示すことに主眼を置き、山下ふ頭再開発が「目指すべき姿」を明確にしたうえで、その実現に向けた土台となる「基盤・空間の考え方」が整理されています。

また、委員会の開催にあたっては、傍聴に加え、インターネットによる生配信を行うなど透明性を確保するとともに、視聴をされた方々からいただいたご意見を、各回で報告し、多様な市民意見を取り入れながら進められました。

■答申等に対する行政対応

令和7年6月に「山下ふ頭再開発 答申を踏まえた基本的な方向性」を取りまとめました。

新たな事業計画策定に向け、この基本的な方向性に対して、市民の皆様のご意見を幅広く伺いながら検討を進めています。

令和6年度横浜市税制調査会答申 —固定資産税・都市計画税に係る税負担軽減措置の検証—

横浜市税制調査会
令和7年3月27日
座長 青木 宗明

■機関等の概要

横浜市の政策目標の実現に向けた、課税自主権の活用上の諸課題等について、調査・審議を行うため、平成24年に設置されました。

委員は地方税財政制度に精通し、専門的知識を有する公平な立場にある学識経験者によって構成されています。

■背景と経過

令和6年8月に「本市の政策目標の実現に向けた課税自主権の活用上の諸課題等について、意見を求める」旨を諮問し、固定資産税・都市計画税に係る税負担軽減措置について、令和7年3月に答申をいただきました。

■答申等の概要

答申は、次に掲げる税負担軽減措置について検証し、とりまとめられています。

- ・固定資産税における新築住宅に係る特例措置
- ・都市計画税における横浜市独自の減額措置
- ・横浜みどり税条例における固定資産税・都市計画税の減額措置

■答申等に対する行政対応

いただいた答申を参考に、横浜市として、固定資産税の安定的な確保を図ることについて、今後とも、国に要望していきます。

横浜市独自の税制措置については、関係局と連携しながら今後のあり方について検討していきます。

第14次横浜市消費生活審議会報告 「デジタル社会の進展に伴う消費者行政に必要な教育・啓発等の取組」

横浜市消費生活審議会
令和6年9月
天野 正男

■機関等の概要

横浜市消費生活審議会は、横浜市消費生活条例に基づき、市民の安全で快適な消費生活を実現するため、消費生活に関する重要事項について審議等を行う目的で市長の附属機関として設置されました。委員は学識経験者、消費者代表、事業者代表で構成されています。

■背景と経過

近年、デジタル社会の進展に伴い、インターネット上の取引による契約における消費者トラブルが多発しています。被害の未然防止・拡大防止のためには、消費者がインターネット上の取引におけるリスクの理解や、情報の正確さを見極める力、適切に活用するための知識を身に付けることが必要です。

第14次横浜市消費生活審議会においては、主にインターネット通販、電子広告、SNS等に関連する消費生活相談の現状を踏まえながら議論を重ね、「デジタル社

会の進展に伴う消費者行政に必要な教育・啓発等の取組」について、令和6年10月に提言をいただきました

■答申等の概要

インターネット通販、電子広告、SNS等に関連する消費者トラブルの未然防止・拡大防止やトラブルへの対応のため、「インターネット、電子広告、SNS上の情報を正しく理解し、慎重に契約をする意識を高める」を基本的な考え方とし、対応の方向性として提言を3つにまとめています。

- ① SNS広告等を活用した消費者教育・啓発の実施
- ② 消費生活相談事例の効果的な情報発信
- ③ トラブル発生後の相談及び解決手法の検討等

■答申等に対する行政対応

提言を踏まえ、被害の未然防止・拡大防止のためWeb広告等を活用した啓発の実施のほか、引き続きトラブルにあった時の相談窓口として消費生活総合センターを周知する等、適宜検討し実施していく予定です。

今後の横浜市のスポーツ振興について

横浜市スポーツ推進審議会

令和7年3月28日

会長 山口 宏

■機関等の概要

横浜市スポーツ推進審議会は、主にスポーツの推進に関する重要事項の調査審議を行うため、スポーツ基本法第31条の規定に基づき設置しています。委員は、学識経験者、スポーツ団体等を代表する者、関係行政機関の職員で構成されています。

■背景と経過

横浜市は、スポーツにより親しむ環境づくりを進めるため、今後の本市のスポーツ振興について、令和5年3月に横浜市スポーツ推進審議会に諮問しました。

審議会では、現段階におけるスポーツ振興施策の達成状況や課題を検証するとともに、幅広い見地から審議を重ね、令和7年3月に答申しました。

■答申等の概要

- 今後の横浜市におけるスポーツ振興について、
- ・働く世代・子育て世代のスポーツ実施率向上のため、日常的なスポーツ実施につなげることが重要
 - ・スポーツを通じた共生社会の実現に向けて、体験から日常化へつながる仕組みづくりと「みる」スポーツでのインクルーシブな視点を踏まえた環境整備が必要
 - ・トップスポーツチームとの連携や大規模イベントの開催支援で成果を上げており、今後は「みる」「ささえる」から「する」へつながる仕組みづくりに期待
 - ・大規模スポーツ施設を中心としたにぎわいづくりのため、市の観光施策との連携等、更なる取組強化を図るべき
- などの提言をいただきました。

■答申等に対する行政対応

答申を踏まえ、第3期横浜市スポーツ推進計画の目標達成を目指し、着実に施策を実行するとともに、次期計画の策定に向けた準備を進めていきます。

第4章

市政の仕組み

市政を運営するための組織は、市の重要な意思を決定する議決機関と議決に基づく事務等を執行する執行機関から成っています。

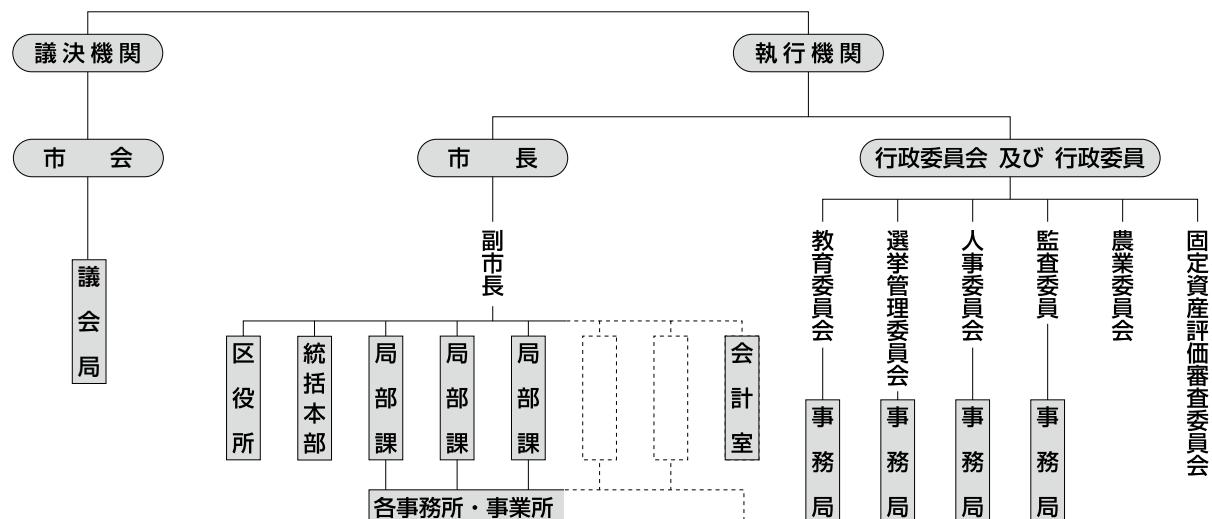
議決機関としての市会は、市民の皆さんから直接選挙によって選ばれた議員により構成され、予算案や市の法律とも言える条例の案などについて審議し、議決します。

執行機関は、民主的で公平な行政運営を図るため、市長、行政委員会及び行政委員（教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会）により構成され、その権限は分散されていますが、相互に連携を図りながら市政の執行に当たっています。

市長は、各執行機関を所轄し、相互の間にその権限について疑義が生じた場合は、これを調整しています。

議決機関である市会と執行機関である市長は、独立対等の地位にあり、相互にチェック・アンド・バランスの関係にあります。また、その職務権限についてもそれぞれ直接市民の皆さんに対して責任を負います。

図1 横浜市の組織



市会

■市会の構成

議員

市会議員は、選挙権を有する住民の直接投票で、区別(18区)に選出されます。議員定数は、条例により86人と定めています。

現議員の任期は、令和5年4月30日から令和9年4月29日までの4年間です。

会派別議員数 (令和7年8月4日現在)

自由民主党横浜市会議員団	32人
公明党横浜市会議員団	15人
立憲民主党横浜市会議員団	12人
日本維新の会横浜市会議員団・無所属の会	7人
国民民主党横浜市会議員団・無所属の会	6人
日本共産党横浜市会議員団	5人
地域政党よこはま横浜市会議員団	2人
自由民主党太田正孝	1人
井上さくら	1人
無所属(梶村充)	1人
無所属(輿石かつ子)	1人
横浜の風	1人
長谷川えつこ	1人
大野トモイで自由と民主主義を守り	
立憲主義を実践する会	1人
計	86人

図2 各区選出議員数 (令和7年8月4日現在)

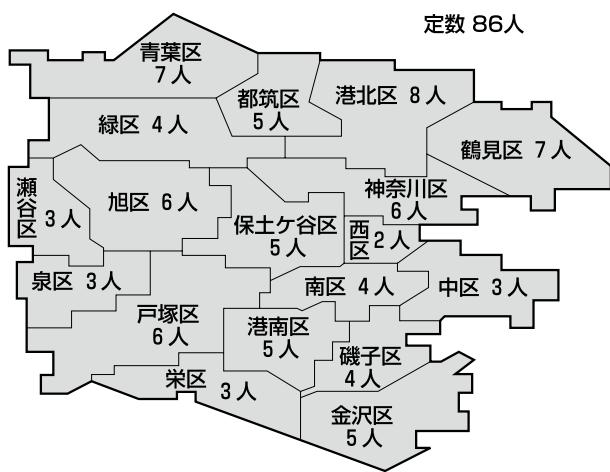


表1 付議件数一覧

	市長提出案件							議員提出議案			その他の案件			合計
	予算	決算	計画	条例	契約	市報	その他	条例	意見	その他	選挙	請願	その他	
令和6年第2回定例会	1	0	0	8	4	6	10	2	1	1	7	3	7	50
第3回定例会	3	24	0	12	11	10	14	0	3	0	1	8	4	90
第4回定例会	2	0	0	9	6	5	18	0	1	0	0	6	2	49
令和7年第1回定例会	43	0	1	26	8	5	6	2	3	0	1	5	7	107
計	49	24	1	55	29	26	48	4	8	1	9	22	20	296

表2 常任委員会開催数 議案件数等

委員会名	開会回数	議案件数 ^{※1}	請願件数 ^{※2}	陳情件数 ^{※2}
政策・総務・財政委員会	17	74	4	3
国際・経済・港湾委員会	7	22	0	6
市民・にぎわいスポーツ文化・消防委員会	7	28	2	0
こども青少年・教育委員会	12	18	9	1
健康福祉・医療委員会	8	42	3	17
脱炭素・GREEN EXPO推進・みどり環境・資源循環委員会	8	18	1	1
建築・都市整備・道路委員会	7	33	3	1
下水道河川・水道・交通委員会	7	14	0	0
合計	73	249	22	29

令和6年4月1日～令和7年3月31日

※1 議案の件数は、継続審査分を除いたもの。

※2 請願と陳情の件数は、継続審査分及び審査される前に取り下げられた分を除いたもの。

また、陳情については付託されない陳情（行政への要望などの陳情）も除く。



市会本会議場

長が市会運営委員会の議決を経て招集を請求した場合及び議員定数の4分の1以上の議員から請求があった場合には、市長は臨時会を招集しなければなりません。また、議長等の臨時会の招集請求に対して長が招集しないときは、議長が臨時会を招集することができます。

定例会及び臨時会では、初めに会期が定められ、原則としてその会期中に本会議や委員会を開き、議案の審議・審査などの議会活動を行います。

本会議

本会議は、議員全員で構成され、市会の意思を決定する会議です。市会に提出された議案や市会としての意見表明などは、最終的にはすべて本会議において議決されます。

議員は招集された日に議場に参集し、原則として議員の定数の半数以上の議員が出席したときに、議長の宣告により会議が開かれます。

本会議では、提案された議案についての説明や質疑、賛成・反対意見の表明、そしてその議案を認めるかどうかの採決などが行われます。

また、議員が、市政全般の施策等について、市長などの考え方を問いただす一般質問を行うのを通例としています。

常任委員会

本会議ですべての議案等をきめ細かく審議することは効率的ではないので、市の執行機関の所管局別に8つの常任委員会を設置し、議案や請願・陳情などの審査を行っています。

議員は原則1つの委員会に所属し、委員の任期は1年で、各委員会にはそれぞれ委員長1人と副委員長2人がいます。

常任委員会は、市会閉会中（会期以外の期間）にも、所管する局の事業などについて、調査・研究するなどさまざまな活動を行っています。

市会運営委員会

市会運営委員会は、各会派の意見を調整する場として設置され、各交渉会派（所属議員5人以上）の代表者によって市会運営上のさまざまな事項に関して協議が行われています。

また、市会に関する条例などの議案や請願・陳情などの審査も行っています。委員の任期は1年で定数は16人としており、委員長1人、副委員長2人のほか、各交渉会派1人ずつの理事がいます。

特別委員会

特別委員会は、付議事件（市会の議決によって定められた市政の特定の問題）について審査あるいは調査・研究するため、必要に応じて設置される委員会です。

現在、6つの特別委員会が設置されており、各特別委員会では、付議事件の調査・研究を目的として、委員間の意見交換、事例視察や参考人意見聴取などを行っています。

また、このほかに毎年、当初予算及び決算の審査のために、それぞれ予算第一・予算第二特別委員会及び決算第一・決算第二特別委員会が設置されるのが通例です。

○各特別委員会の付議事件

1 特別市・大都市行財政制度特別委員会

特別市制度の早期実現を図るとともに、大都市の実態に対応する行財政制度の確立を目的とし、これらを強力に促進すること。

2 基地対策特別委員会

米軍施設の跡地利用及び早期全面返還の促進等を図ること。

3 減災対策推進特別委員会

減災及び防災対策の推進に関すること。

4 未来のまちづくり推進特別委員会

経済成長及び国際都市・横浜の実現を目指すとともに、都市の成長の基盤を支える魅力と活力あるまちづくりの推進に関すること。

5 次世代活躍推進特別委員会

次代を担う全てのことと・若者の活躍推進に関するここと。

6 市民活躍・地域コミュニティ活性化特別委員会

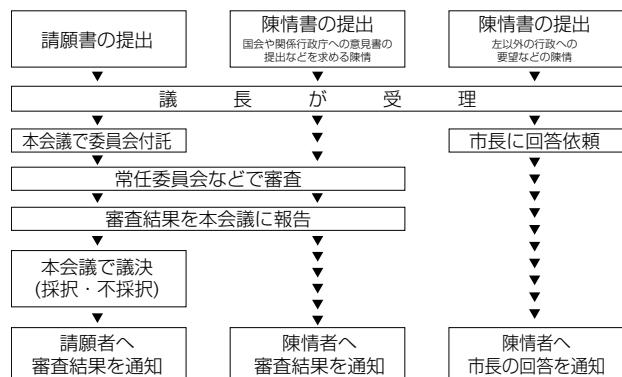
誰もが居場所と役割を持ち、いきいきと生涯活躍できるまちづくりや地域コミュニティの活性化に関するここと。

■市民と市会

請願と陳情

市政などについての意見や要望があるときは、どなたでも請願や陳情を市会議長あてに提出することができます。請願書を提出するときは、市会議員の紹介を必要としますが、陳情書の場合は、その必要はありません。

図3 請願・陳情審査の流れ



請願・陳情の受付時期は、郵送の場合は各定例会において当初議案を上程する本会議日の4日前（必着）まで、持参及び横浜市電子申請・届出システムの場合は3日前の正午までですが、受付時期を過ぎて提出されたものは、次回定例会で取り扱われます。提出された請願書・陳情書の審査方法は、図3のとおりです。

なお、法令等又は公序良俗に反する行為を求めるものなど、陳情の内容によっては委員会での審査や市長等からの回答を求める取扱いとすることがあります。

記録の閲覧

本会議の会議録及び常任委員会、市会運営委員会、特別委員会、予算・決算特別委員会、全員協議会の記録は、市会図書室、市民情報センター、中央図書館、各区図書館、横浜市立大学学術情報センター及び市会ホームページで閲覧できます。

※閲覧を開始する時期等は、会議によって異なりますので、詳細については、議会局までお問い合わせください。

本会議等の傍聴

本会議は公開されており、誰でも傍聴することができます。傍聴を希望される方は、本会議当日に市会議事堂3階の傍聴受付で先着順に傍聴券の交付を受けます（本会議場傍聴席数：216席＜うち車椅子スペース8席＞）。

また、委員会も傍聴することができます。傍聴手続は本会議の傍聴と同様ですが、傍聴受付開始前に希望者が定員を超えた場合には抽選となります。

市会を身近に感じ、議会や政治により一層興味を持っていたための取組として、市内の学校に通う児童・生徒を対象とした本会議傍聴を実施しています。

インターネット中継

本会議、予算・決算特別委員会、全員協議会、常任・運営・特別委員会、特別委員会が設置する理事会、市会歓迎行事等について、インターネットでの生中継と録画配信を実施しており、パソコンやスマートフォン、タブレット端末から視聴することができます。

また、市会議事堂や各区役所のモニターテレビ等では、本会議、予算・決算特別委員会、全員協議会等の生中継を実施しています。

広報番組・動画

各定例会の概要番組「市会ダイジェスト」（年4回）や、「横浜市会 新春語り初め」を制作し、tvk（テレビ神奈川）及び市内に放送網を持つケーブルテレビ（7局）で放送しています。

また、新年度予算案に対する考え方などを議員がお伝えする動画「予算市会の焦点」を制作しています。

各動画は市会ホームページに掲載しています。

ホームページ

市会の仕組み、会議日程、議員名簿、議案一覧、委員会の活動概要、会議録、市会の広報など、様々な市会情報を探していただけます。

横浜市会 Facebook

定例会・委員会情報や正副議長の動向など、市会に関する幅広い情報を発信しています。

横浜市会 X

市会日程やインターネット中継などの市会ホームページの掲載情報及び横浜市会からのお知らせをXで発信

しています。

*横浜市会アカウント @ yokohama_shikai

ヨコハマ議会だより

議会広報紙「ヨコハマ議会だより」は、定例会の概要や一般質問の質問・答弁の要旨、議案に対する賛否一覧などを中心に編集し、定例会ごとに年4回発行しています。自治会・町内会等を通じて各世帯へ配布するほか、区役所や市内のPRボックスでも配布しています。

また、点字版・CD版・デイジー版も作製し、図書館などで閲覧・視聴できるほか、希望される方にお届けしています。

市会のしおり

「市会のしおり」は、議会について分かりやすく解説するパンフレットで、定例会の流れや議員の役割をはじめ、請願・陳情の手続きなどの情報を掲載しています。市役所市民情報センター、区役所広報相談係で配布しています。

市会ポスター

定例会の開催を周知し、傍聴やインターネット中継の利用を促進するため、定例会ごとにポスターを制作し、市内公共施設、公共交通機関、市立学校などに掲出、また、デジタルサイネージでの放映を実施しています。

市長と補助機関

■市長

市長は市政全般を総括し、市を代表します。市長が管理執行する事務は、①住民の安全、健康、福祉の保持や保育所・公園等各種施設の設置管理など市の事務（自治事務）②国や県が本来果たすべき役割にあるが、利便性や効率性のため、法令により市が行う事務（法定受託事務）があります。市長は、これらの事務を処理するため、必要な内部組織を設け、また、この権限に属する事務を職員に委任し、または臨時に代理させることができます。

■補助機関

市長の権限に属する事務を処理するため、市長の補助機関として、副市長、会計管理者、統括本部長、局長、区長のほか、事務職員、技術職員その他職員が置かれています。

副市長は、市長を補佐し、職員の担当する事務を監督し、市長に事故があるときまたは市長が欠けたときは、その職務を代理する最高の補助機関で、現在4人置かれています。

会計管理者は、市長が任命し、市の現金、物品等の出納その他の会計事務を担当しています。

統括本部長、局長は、市長が任命し、市長と副市長の命を受け、主管の事務を処理しています。

区長は、市長が任命し、市長と副市長の命を受け、市長の権限に属する事務、戸籍事務など法令により直接委任された事務を処理しています。

なお、事務の執行機関として1つの統括本部と22の局、18の区役所、1つの室を置いています。

行政委員会と行政委員

市長以外の執行機関として、委員会と委員が設けられ、複雑多岐にわたる行政の中で、特に公正中立の立場を必要とする領域、または、専門性の高い領域の事務を、公選の長から独立した権限をもって執行しています。

地方自治法に基づき、横浜市に設置されている委員会と委員は次の6つです。

■教育委員会

教育委員会は、教育の中立性を保持し、学校教育・生涯学習等の振興を図るために、設置された執行機関です。市長が議会の同意を得て任命する教育長及び5人の委員で組織され、教育長の任期は3年、委員の任期は4年です。

毎月1回定例会を開催するほか、必要に応じて臨時会を開催し、学校その他の教育機関の設置・管理、学校教育に関する指導、教材等の整備、教職員の配置などに関する事項、生涯学習等に関する事項を審議・決定しています。

教育委員会の権限に属する事務を処理するため、教育長の統轄の下に事務局が置かれています。

■選挙管理委員会

民主政治の基盤である選挙は、公正中立な機関によって、適正に行わなければなりません。そこで、市長から独立した地位と権限を持つ執行機関として、選挙管理委員会が設置され、その委員会は、選挙権を有する者たちから、市会で選挙された4人の委員で組織され、任期は4年です。

選挙管理委員会は、各種の選挙を適法かつ適正に執行するとともに、市民の皆さん一人ひとりが選挙に関心を持ち、有権者としての自覚に基づいて積極的に投票に参加するよう、日頃から啓発活動を行っています。なお、その事務を処理するため、事務局が置かれています。また、各区にも同様に選挙管理委員会が置かれています。

選挙

1 公正かつ円滑な選挙の執行管理

公正、中立な立場で選挙を円滑に執行、管理します。

- ・投票(市内投票所626か所 投票時間7時～20時)
- ・開票(市内開票所18か所 開票開始21時15分～)
- ・期日前投票(市内期日前投票所38か所)
- ・不在者投票
- ・選挙人名簿の調製及び「投票のご案内」作成 等

※データは令和7年参議院選挙・市長選挙の実績

2 選挙執行に向けた調査・研究の推進

持続可能な選挙執行に向け、調査・研究を行います。

- ・共通投票所導入に向けた検討
- ・開票の迅速化に向けた改善取組の検討・実施
- ・デジタル技術・データ活用による選挙業務の見直し 等

3 直近選挙における投票率及び当日有権者数

- ・令和7年7月20日執行参議院選挙
投票率61.71% 当日有権者数3,143,472人

・令和7年8月3日執行市長選挙
投票率41.64% 当日有権者数3,103,689人

啓発

1 常時啓発

選挙は有権者が政治に参加する最も重要な機会であり、積極的な投票参加は民主政治の健全な発展のために欠かすことのできないものです。このため、市民一人ひとりが選挙や政治に関心を持ち、主権者としての自覚や政治常識、選挙のルールを守るという意識の醸成を図ることで、より積極的な投票参加を進めています。

特に、低投票率傾向にある若年層の投票率の向上には、主権者教育の推進が重要であることから、横浜市教育委員会と連携し、小・中・高・特別支援校において出前授業等の取組を実施しています。

また、市・区明るい選挙推進協議会をはじめ、若者選挙啓発団体やNPO等多様な主体と連携し、幅広い世代への訴求につなげています。

2 選挙時啓発

選挙時には、有権者に投票日や期日前投票等について周知し、投票参加を広く呼びかけるため、様々な媒体を活用して集中的に啓発を実施しています。

■人事委員会

人事委員会は、人事給与制度に関する調査・研究や職員の採用等の事務を、中立的かつ専門的な視点で処理するため設置された執行機関です。

人事委員会は、市長が議会の同意を得て任命する3人の委員で組織され、委員の任期は4年です。また、その事務を処理するため、事務局が置かれています。

給与に関する報告及び勧告

市職員の給与は、職務と責任に応じ、国、他の自治体の職員や民間企業の従業員の給与等を考慮して定めることとなっています。職員は全体の奉仕者として労働基本権の制約を受けるため、その代償として、人事委員会が毎年、市内民間企業を対象に「職種別民間給与実態調査」を実施し、民間給与と本市職員給与を比較した上で、市会と市長に対し職員の給与水準等について報告し、必要に応じて給与改定等を勧告することとなっています。

公平審査

人事委員会は、中立、公正な第三者機関として、地方公務員法に基づき、不利益処分についての審査請求（職員の身分を保障するための制度）や勤務条件に関する措置の要求（職員の経済上の諸権利を確保するための制度）の審査を行っています。

また、勤務条件等に関して、職員からの相談を受ける職員相談を実施しています。

職員の採用試験・選考

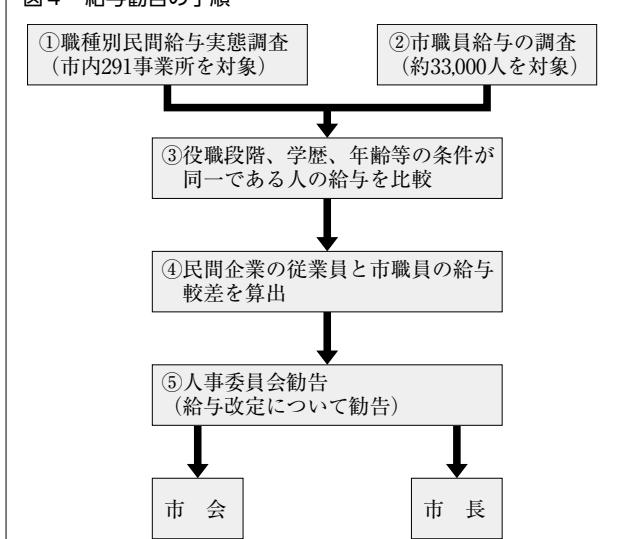
職員の採用は、地方公務員法に定める成績主義の原則に基づき、競争試験又は選考により行っています。

令和7年度に人事委員会が実施している職員採用試験・選考を大きく分けると ①大学卒程度等採用試験

表4 令和6年度の実施結果

種類	区分	第一次試験・選考日	受験者(人)	最終合格者(人)
職員の採用試験・選考	大学卒程度【春実施枠】	3月19日～4月2日	1,624	179
	社会人【春実施枠】	3月19日～4月2日	290	75
	大学卒程度等	6月16日	2,117	519
	高校卒程度、免許資格職など	9月29日	718	203
	社会人	8月30日～9月13日	1,118	127
	障害のある人を対象	9月1日	219	16
	就職氷河期世代を対象	8月30日～9月13日	465	3
係長・消防司令昇任試験	係長（事務、社会福祉、土木、建築、機械、電気、造園、環境、衛生監視、保健師、保育士）、消防司令	8月25日	1,569	214

図4 給与勧告の手順



②高校卒程度、免許資格職など採用試験 ③社会人採用試験 ④障害のある人を対象とした採用選考の4種類です。

大学卒程度等の採用試験は、採用年度の4月1日現在で年齢が22歳から30歳までの人を対象とした試験です。該当する年齢の人は、学歴・職歴にかかわらず受験することができます。

高校卒程度、免許資格職などの採用試験を、受験することができる年齢は、各試験区分によって異なります。

社会人採用試験は、採用年度の4月1日現在で原則、年齢が31歳から61歳までの人で、一定の経験を有している人を対象とした試験です。それぞれの区分によって必要な経験は異なります。

障害のある人を対象とした採用選考は、身体障害、知的障害又は精神障害のある人を対象とした選考です。受験資格は選考区分によって異なります。

なお、各試験の資格・免許を必要とする区分は、それぞれの職種に必要な国家資格や免許を有する人又は取得見込みの人が対象です。

このほか、各局の協力により各種の採用選考も実施しています。

職員の昇任試験・選考

職員の昇任は、採用と同様に成績主義の原則に基づき、競争試験又は選考により行っています。

特に、係長への昇任については、情実による人事を排し、公平な人事管理を行うために、昭和30年度から責任職への選抜登用制度として係長昇任試験を実施しています。この試験は、意欲と能力のある人が昇任できる制度として、自己研鑽や職場における士気の高揚に役立つなど横浜市的人事行政上重要な役割を果たしています。また、平成21年度から、試験に加え選考により昇任者を選抜するという、いわゆる「試験・選考併用制度」を導入しています。

■監査委員

監査委員は、地方自治行政における公正と効率の確保という見地から地方自治法に基づいて設置されている執行機関で、市長が議会の同意を得て選任する、人格が高潔で行政運営に関し優れた識見を有する者3人と議員2人からなる5人の委員によって構成されています。

なお、その事務を処理するため、事務局が設置されています。

監査委員は、市の行政が法令等に適合し、最少の経費で最大の効果を發揮するよう運営されているか、という事務処理の合規性、経済性、効率性等の確保を主眼として、各種の監査を実施しています。

この監査結果は、その都度、市長と議会に報告とともに、市報に登載し公表しています。

監査結果に基づいて市長等が措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知することとされており、監査委員は当該通知に係る事項を市報に登載し公表しています。

主な監査委員監査とその内容については次のとおりです。

(注) 1 法令名の略語は、次のとおり

「法」……………地方自治法

「公企法」……………地方公営企業法

2 法令の条項等は、次のように省略して記載

(例)「150⑤」は「第150条第5項」を表します。

内部統制評価報告書審査「法 150 ⑤」

市長から審査を求められた内部統制評価報告書について、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかを審査するものです。

財務監査「法 199 ①」

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げ、その組織及び運営の合理化に努めているかを監査するものです。

行政監査「法 199 ②」

市の事務の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げ、その組織及び運営の合理化に努めているかを監査するものです。

財政援助団体等監査「法 199 ⑦」

市が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えていたもの、市が資本金、基本金その他これらに準ずるもの4分の1以上を出資している法人、市が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、市が受益権を有する不動産の信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の出納その他の事務（当該財政的援助等に係るものに限る。）が法令等及び当該監査対象団体が定めた規程類に適合し、かつ、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかを監査するものです。

決算審査「法 233 ②、公企法 30 ②」

市長から審査を求められた各会計決算及び附属書類が法令に適合し、かつ、正確であるかを確認し、予算の執行と会計処理が適正かつ効率的に行われているかを審査するものです。

現金出納検査「法 235 の 2 ①」

会計管理者、企業管理者等が保管する現金の出納事務が正確に行われているかについて、毎月、例日を定めて計数を確認し、その保管状況を検査するものです。

基金運用状況審査「法 241 ⑤」

市長から審査を求められた各基金の運用状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているかを審査するものです。

健全化判断比率等の審査「地方公共団体の財政の健全化に関する法律 3 ①、22 ①」

市長から審査を求められた健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるかを審査するものです。

住民監査請求に基づく監査「法 242」

市民の皆さんから市の職員等による違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、その事実を証する書面を添えて監査の請求があったときに、その請求に係る事項について、違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実があったかを監査するものです。

(外部監査契約に基づく監査)

監査委員による監査とは別に、市長が、横浜市の組織には属さない外部の専門家（弁護士、公認会計士、税理士等）と外部監査契約を締結して監査を受ける外部監査制度（法 252 条の 27 以下）があります。

外部監査には包括外部監査と個別外部監査があり、包括外部監査については毎会計年度、市長は外部監査契約を締結し、外部監査人は監査を実施しなければならないこととされています。

■農業委員会

農業委員会は、農地法に基づく売買・貸借の許可、農地転用案件の審査、遊休農地の調査・指導など農地に関する事務を執行するために設置された執行機関です。

横浜市では、中央農業委員会と南西部農業委員会の二つの農業委員会があり、委員の任期は3年です。

■固定資産評価審査委員会

固定資産評価審査委員会は、固定資産税の課税の基礎となる固定資産課税台帳に登録された価格について、納税者の不服を審査するために設置された執行機関です。

委員は、市民の皆さんや学識経験者などの中から市長が議会の同意を得て選任し、任期は3年です。横浜市では、18人の委員が選任され、審査は、3人の委員で構成する合議体で行っています。

行政区

■行政区の意義

行政区とは、大都市に関する特例の一つで、地方自治法第 252 条の 20 では「指定都市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、その区域を分けて区を設け、区の事務所又は必要があると認めるときはその出張所を置くものとする」とされています。

行政区は、次のような意義を持っています。

都市が発展する中で市域の拡大、人口の増加が進みますが、それに伴い行政機構が多様化し、行政事務も専門化していきます。その結果、市民の皆さんと行政の距離が遠くなるなどの状況が生じます。

こうしたことを避けるために、生活圏などを考慮し、市内の区域を分けて区を設け、市民の皆さんと密接な関連のある事務事業を区長が行うことで、広域化した大都市においても、市内の各地域の実情に応じたきめ細かな行政を確保しようとするものです。

■行政区の性格と機能強化

指定都市の行政区は、特別地方公共団体として法人格や公選制の区長を持つ東京都の特別区とは異なっています。

区長は市長によって任命され、取扱事務には、市長の補助機関として執行する事務、市長からの委任を受けて行う事務、法令によって直接区長に委任されている事務などがあります。また、横浜市では、行政区の予算は市（局）から再配当され、事務執行については市長の指揮監督を受けています。

横浜市では、市としての一体性を確保しながらも、市民

の皆さんの要望や地域の課題に的確に対応するため、行政区における予算の編成・執行、事業の企画・立案などの機能や権限の強化に取り組んでいます。

■横浜市の行政区の沿革

横浜市の市制は、明治 22 年、現在の中区及び西区のうち本牧、根岸を除いた区域と約 12 万人の人口をもって施行されました。その後数次にわたる市域拡張を経て、昭和 2 年に区制が施行され、鶴見区、神奈川区、中区、保土ヶ谷区及び磯子区の 5 区が設置されました。

昭和 14 年に、周辺町村との合併によって、人口は約 87 万人、市域はほぼ現在の区域になるとともに、港北区と戸塚区の 2 区が設置され、7 区制となりました。また、戦時体制下の昭和 18 年には中区から南区が、昭和 19 年には西区が分離誕生しました。

昭和 23 年には、磯子区から金沢区が分離誕生し、10 区制となりました。この 10 区制はその後 20 年間続きましたが、その間に市の人口は飛躍的に増加し、昭和 23 年当時 86 万人であったものが、昭和 43 年には 200 万人を超え、都市構造も大きな変貌を遂げました。

特に、南区、保土ヶ谷区、港北区及び戸塚区の郊外 4 区では、田畠が広がっていた地域や緑に覆われていた丘陵地帯の宅地化が急激に進行したため、昭和 44 年に再編成を行い、南区から港南区、保土ヶ谷区から旭区、港北区から緑区、戸塚区から瀬谷区がそれぞれ誕生し、14 区制となりました。

その後も人口は郊外区を中心に引き続き増加したため、特に戸塚区は、人口・面積ともに横浜市行政区中最大となり、人口では相模原市、横須賀市に匹敵する規模になりました。

そこで、規模増大に伴う諸問題を解消するため、昭和 61 年に戸塚区の再編成を行い、新たに栄区、泉区が誕生して 16 区制となりました。

この結果、平成 2 年には港北区と緑区が人口・面積ともに全 16 区中 1、2 位を占め、人口は全政令指定都市の中でも最大規模になりました。

また、港北ニュータウンの進展・地下鉄 3 号線の開通などにより、一層の人口の増加と都市機能の集積が進んだため、平成 6 年、港北区及び緑区の区域を再編成し、新たに青葉区及び都筑区が誕生しました。

以降、横浜市は 18 区制となり現在に至っています。

■区役所が目指すこと

横浜市では、全市的に取り組む分野は局が担い、また、市民生活に密着した区域の課題は、身近な区役所で区長が先頭となって解決していくよう、他の指定都市に先んじて様々な区役所機能の強化に取り組んできました。

近年の少子・高齢化の急速な進展などによる市民の皆さんの意識やライフスタイルの変化に伴って、市民生活の課題はますます複雑化・多様化しています。

横浜市の区役所は、市民の皆さんに最も身近な「地域の総合行政機関」として、今後も幅広く、質の高い行政サービスの提供に努めています。また、地域で活動す

る様々な団体や市民の皆さんが連携して身近な地域課題の解決に取り組む「協働による地域づくり」を推進する「地域協働の総合支援拠点」として、地域支援に取り組んでいきます。

主な区の機能強化のあゆみ

年度	概 要
平成	
6	【地域の総合行政機関としての区役所の実現】 ・個性ある区づくり推進費の創設 各区の責任において執行できる予算を、1 区 1 億円に増額し、地域の身近な課題や緊急的なニーズに、区がより主体的かつ迅速に対応
13	・福祉保健センターの設置 福祉事務所と保健所を統合し、福祉・保健の相談からサービス提供まで一体的に対応
16	・副区長の設置 ・区長による自律的な組織機構の組み換え 必要に応じて地域の実情に合わせた独自の執行体制の編成を区長が実施 ・区役所への市立保育所の編入 多様な保育ニーズに対応し、地域の子育て支援の拠点として活用
17	・区役所への土木事務所の編入 道路や公園分野のニーズにより迅速にきめ細かく対応
19	・土曜開庁の全区展開 戸籍課・保険年金課・こども家庭支援課の一部業務について、第 2・第 4 土曜日に取扱い ・健康危機管理機能の強化 18 保健所から 1 保健所 18 保健所支所体制とし、健康危機管理機能を強化
21	【地域協働の総合支援拠点】
22	・地域力推進担当の設置 市民主体による地域運営、協働による課題解決のための地域力向上を推進
25	・就労支援窓口「ジョブスポット」の開設 ハローワークとの連携による福祉サービスと就労支援の連携強化
27	
28	・「横浜市区役所事務分掌条例」の施行 区役所が分掌する事務に加え、「地域の総合行政機関」及び「地域協働の総合支援拠点」としての区役所の役割や、区局連携・調整に関する事項を規定 ・区提案反映制度の創設 区役所のみでは解決が困難な課題に、区局がより一層連携して対応

第5章

18区の紹介



- 鶴見区
- 神奈川区
- 西 区
- 中 区
- 南 区
- 港南区
- 保土ヶ谷区
- 旭 区
- 磯子区
- 金沢区
- 港北区
- 緑 区
- 青葉区
- 都筑区
- 戸塚区
- 栄 区
- 泉 区
- 瀬谷区

区役所の仕組みと仕事

令和7年4月1日現在



本市では、地域において市民満足度の高い行政サービスを提供するため、各区の地域特性などを反映し、必要に応じて区役所組織機構を一部組換えています。



鶴見区

昭和2年10月1日創設

〒230-0051

鶴見区鶴見中央3-20-1

TEL 045-510-1818(代表電話)

FAX 045-510-1891

平成3年2月14日制定

人口 297,998人 (令和7年4月1日現在)

世帯数 152,268世帯 (令和7年4月1日現在)

面積 33.21 km² (令和7年4月1日現在)

区民の花 サルビア (平成3年11月15日制定)

区の木 サルスベリ (平成9年10月4日制定)

区のマスコット ワッくん (区制60周年を記念して

昭和63年1月制定)

ホームページアドレス <https://www.city.yokohama.lg.jp/tsurumi/>



あゆみ

鶴見区は、昭和2年10月1日、横浜市の区制施行により誕生しました。

区域では、江戸時代から、鶴見川の水運や東海道を往来する人々によって、川筋や街道筋がにぎわっていました。

大正に入って本格化した河口域の埋立てや京浜運河の整備により、日本の重化学工業を支える大規模工場の進出が相次ぎ、多くの勤労者が住む京浜工業地帯のまちとして発展してきました。

また、戦後の高度経済成長とともに、丘陵部を中心に急速な宅地化が進み、住宅地としての市街地が形成されてきました。

現在の鶴見区は、工業都市としてばかりでなく、商業都市、住宅都市としての顔も兼ね備えています。

2年後の令和9年には区制100周年を迎えます。

現況

鶴見区は、現在約29万8千人の人口を擁し、うち約17人に1人が外国人という国際色豊かなまちです。鶴見駅周辺地区では、公益施設、商業・業務施設、ホテル、住宅など、多様な機能が集積された市街地再開発事業が進められました。

住宅地が連なる市街地や、斜面樹林を背景と

する神社仏閣が点在する「丘のまち」では、緑豊かな住環境の維持・向上を図るとともに、自然や歴史を生かしたまちづくりが進んでいます。

鶴見川を中心とした「川のまち」では、工場から住宅への利用転換が進み、また、外国人が多く住む国際色豊かな地域でもあり、鶴見川は多くの区民が散歩などで親しむ鶴見区のシンボルとなっています。

臨海部の「海のまち」では、産業集積地にふさわしい環境整備を進めていき、区民や在勤者及び来街者の憩いの場が一体となった、国際貿易港横浜の役割の一翼を担うエリアとして、再編整備を進めます。



鶴見区マスコットキャラクター「ワッくん」

鶴見区のマスコット
ワッくん

鶴見区運営方針

I 基本目標

いつまでも住み続けたいまち 鶴見

市の方針や鶴見区の地域特性・課題を踏まえ、2年後のGREEN×EXPO 2027や区制100周年を見据えながら、地域・企業・団体の皆さんとともに取組を進めていきます。

II 目標達成に向けた施策

1 地域力の強化

地震、風水害及び都市災害等に備え、自助・共助の取組推進など、地域における防災力の向上を図るとともに、自治会町内会の活動支援、地域福祉保健計画の推進など、地域力強化の取組を進めます。

2 区内経済・活力の向上

多くの外国人が暮らすまちとして、誰もが安心して暮らせる多文化共生を推進します。また、GREEN×EXPO 2027の機運醸成とあわせた脱炭素行動の推進や区制100周年に向けた取組を進めます。

3 子どもから大人まで安心・元気に

身近な地域での子育て支援や保育所支援の充実、健康づくりなどの取組をより充実させ、子育てしたくなるまち、ひいてはあらゆる世代がいきいきと安心して暮らせるまちづくりを進めます。

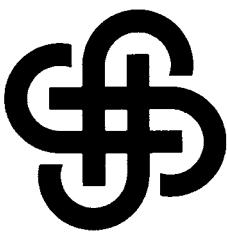
III 目標達成に向けた組織運営

信頼される区役所づくり

人権や多様性を尊重するとともに、区民の皆さまの声を丁寧にお聞きし、市民目線とスピード感を持って、寄り添ったサービスを提供します。さらに、デジタル技術の活用や業務改善によるサービス向上、データを活かした課題解決を進め、区民の皆さまのニーズにお応えする施策を進めています。

「チーム鶴見」の推進

職員の意欲・能力が最大限に発揮される職場づくり・人材育成を進め、すべての職員が「チーム鶴見」の一員として連携し、前例にとらわれることなく区民サービスの向上に取り組みます。



昭和56年12月制定

神奈川区

昭和2年10月1日創設

〒221-0824

神奈川区広台太田町3-8

TEL 045-411-7171(代表電話)

FAX 045-314-8890

人口 252,242人 (令和7年4月1日現在)

世帯数 137,339世帯 (令和7年4月1日現在)

面積 23.73 km² (令和7年4月1日現在)

区の木 コブシ (昭和63年10月制定)

区の花 チューリップ (昭和63年10月制定)

区のイメージソング 早春花 (平成5年10月制定)

区のマスコット かめ太郎 (浦島太郎の伝説にちなむ)

ホームページアドレス <https://www.city.yokohama.lg.jp/kanagawa/>



あゆみ

神奈川区は、昭和2年10月1日横浜市区制施行により誕生しました。

鎌倉時代から神奈川湊としてにぎわい、江戸時代には東海道の宿場町「神奈川宿」として栄えるなど、古くから交通の要衝として発展するとともに、幕末には開国の舞台となり、寺院などに各国の領事館や公使館が置かれました。

明治時代後半から海面の埋立てが始まり、埋立地に多くの工場や事業所が進出して、京浜工業地帯の一角へと発展しました。関東大震災や第二次世界大戦中の横浜大空襲などでは沿岸の市街地を中心に大きな被害を受けましたが、その度に復興への取組が続けられました。

戦後は、内陸部を中心に、商店街の復興や住宅地の開発が進み、現在のような街並みが形成されてきました。

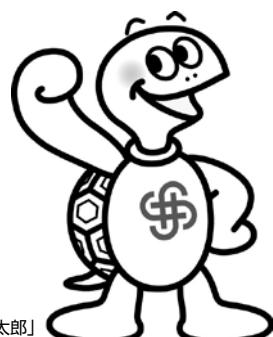
現況

神奈川区は、横浜市の都心臨海部と新横浜都心の一角を占めており、多くの鉄道駅が存在し、いずれの都心へもアクセスしやすい好立地にあります。区内には、JR線、京浜急行線、相鉄線、東急東横線、市営地下鉄ブルーラインが通っており、令和元年11月に開業した「羽沢横浜国大駅」を合わせ15の駅があります。令和5年3月に開業した相鉄・東急直通線により、さらに首都圏・新横浜へのアクセスが向上しました。

東部には埋立地、西部には丘陵地が広がり、その間に丘と平地が点在するという起伏に富んだ地形となっており、こうした地形的な特徴やまちの成り立ちなどから、大きく「臨海部」「内陸部」「丘陵部」の3つの地域に分かれ、それぞれに多様な姿をみせています。

「臨海部」では、埋立地などに工場や事業所などが多く立地し、「内陸部」では、起伏のある地形に住宅地が広がっています。「丘陵部」では、緑地や農地が多く残り、キャベツなどの栽培が盛んに行われています。

近年では、再開発の進展や都心回帰の影響を受け、臨海部を中心にマンションの建設が進んでいることなどにより、人口は現在も増加傾向にあります。神奈川区の特色として、若い世代の転出入が多く、特に20歳代の割合が市平均と比べて高い傾向にあります。



神奈川区マスコットキャラクター 「かめ太郎」

令和7年度 神奈川区運営方針

I 基本目標

笑顔でつながる「神奈川区」

地域の皆様とともに、安心で温かい元気なまちづくりを進めます

II 目標達成に向けた3つの施策

1

いきいきと暮らせるまちづくり

子育て中の方、高齢の方、障害のある方、外国につながりのある方など、誰もが自分らしく地域で暮らせるよう、きめ細かに行政サービスにつなげます。



2

魅力あふれるまちづくり

つながり、支えあうことの良さを実感し、地域に愛着を感じるとともに、神奈川区の様々な魅力に触れ、「住みたい・住み続けたい」まちづくりを進めます。



2

安全・安心なまちづくり

すべての皆様にとって必要不可欠な安全・安心な暮らしを目指して、自助・共助・公助の防災や防犯の取組を進めます。



3

III 目標達成に向けた組織運営

横浜市中期計画2022～2025基本戦略「子育てしたいまち 次世代と共に育むまち ヨコハマ」の実現に向け、取り組みます。

■ 行政サービスの向上

行政サービスを正確・迅速に実施するために職員の一層のスキルアップに取り組みます。来庁者の利便性向上のためデジタル技術を活用します。

■ 区民の目線で行動

職員一人ひとりが自らの果たすべき責任と役割を自覚し、区民の皆様の声に耳を傾け、区民の目線で事業を進めます。

■ チーム神奈川の推進

職員の意欲・能力を最大限に発揮できるよう、職員同士のコミュニケーションを大切に、施策を推進します。



西区

昭和49年4月制定

昭和19年4月1日創設

元220-0051

西区中央1-5-10

TEL 045-320-8484(代表電話)

FAX 045-314-8894

人口 107,819人 (令和7年4月1日現在)

世帯数 60,854 世帯 (令和7年4月1日現在)

面 積 7.03 km² (令和7年4月1日現在)

区の本 もくせい (昭和59年11月制定)

区の木 ひくきい
区の花 すいせん

区のマスコット にしまろちゃん

ホームページアドレス <https://www.city.yokohama.lg.jp/nishi/>

あゆみ

現在の西区の区域は、江戸時代には、東海道沿いの芝生村と戸部台地の戸部村を中心とする半農半漁の一寒村でした。その後、帷子川河口に新田の開発が進められ、今日の区の基盤が築かれました。横浜港開港を機に、鉄道開通や埋立地への大工場の進出など開発が進み、昭和19年に市内で9番目の区として、中区から分區して西区が誕生しました。

高度経済成長とともに、横浜駅周辺は、県下最大のショッピングゾーンとして、臨海部は、「みなとみらい21」事業により都心区としての機能がますます強化されてきています。

さらに平成16年2月に「みなとみらい線」が開通し、平成25年3月には、東京メトロ副都心線等との相互直通運転が開始され、交通の利便性が向上しました。令和6年4月1日に区制80周年を迎えました。

現況

西区は、横浜市のはば中央に位置する18区中もっとも小さい区ですが、交通の要衝であり、県下最大の商業・業務機能が集積した“横浜の玄関口”横浜駅周辺地区や、開発が進むみなとみらい21地区、また横浜開港以来の歴史を伝える野毛山・掃部山地域や浅間町・平沼・藤棚町といった下町情緒の残る街など、様々な特色のある地域で構成されています。



区別の人口は市内最小の区ですが、65歳以上の人口の割合を表す老人人口比率は最も低く、20代の人口も堅調に増加しています。みなとみらい21地区では、業務・商業施設に加えて音楽施設などの機能集積が進み、概成しつつあります。また、昼夜間人口比率が約2倍に迫るなど、多くの就業者が西区に集まっており、活気があふれる区であるとともに、横浜市が好きである割合や地域に愛着を感じている割合が高いなど、シビックプライドが高い区でもあります。

地域を支える担い手不足、価値観の多様化等の社会情勢の中、引き続き、「つながりを大切に 誰もがにこやかしあわせにくらせるまち西区」を目指してまいります。



西区のマスコットキャラクター 「にしまろちゃん」



西区のマスコット
キャラクター
「にしまろちゃん」

令和7年度 西区運営方針

GREEN
×
EXPO
2027
YOKOHAMA JAPAN

I 基本目標

つながりを大切に 誰もが にこやか しあわせに くらせるまち 西区

昨年の西区制80周年を通じて育まれたつながりを生かし、地域・企業・団体の皆さまと協力しながら様々な取組を行います。

今年は西区の総合的な計画である西区地域福祉保健計画(にこまちプラン)の第4期計画が最終年度を迎えます。現在の計画を着実に推進するとともに、令和8年度から始まる第5期計画を地域の皆さまと策定していきます。

GREEN×EXPO 2027の機運醸成や脱炭素化に向けたライフスタイルをPRとともに、横浜の玄関口である横浜駅の美化や環境改善にも取り組みます。また、こどもたちが健やかに成長できる地域づくりと切れ目のない子育て支援、認知症や障害への理解促進に向けた取組を行い、あらゆる世代の皆さまが生き生きと暮らせるインクルーシブな社会の実現を目指します。さらに、激甚化する自然災害への対策や警察と連携した防犯対策等を推進し、安全・安心なまちづくりにも尽力します。



掃部山公園から望むみなとみらいの風景

II 目標達成に向けた施策

80周年で育まれたつながりを生かし、取組を推進

GREEN×EXPO 2027 の機運醸成

1 地域のつながりづくり

2 いきいきと健やかに
暮らせるまちづくり

3 まちの回遊性向上と
にぎわいづくり

4 安全・安心なまちづくり

横浜市中期計画 2022～2025

III 目標達成に向けた組織運営

～区民の皆さんに寄り添う区役所づくり～

1 お客様の立場に立った区民サービスの提供

窓口では、区民の皆さんを笑顔とあいさつで温かくお迎えします。傾聴を第一に、丁寧で分かりやすい説明を心がけ、正確で的確なサービスを提供するとともに、適切に業務を行います。また、区民の皆さまの目線に立ち、多媒体を活用した「伝わる」広報をはじめ、区民の皆さまの利便性向上等に取り組みます。

2 つながりを生かした効果的な事業推進

地域・企業・団体との協働による地域課題の解決・支援を推進します。連携の中で、区民ニーズを的確に把握し、取組を実施します。また、事業の効果・達成度を検証し、区民の皆さまが効果を最大限実感できるよう、取り組みます。引き続き、デジタルツールやDXを活用した地域の負担軽減・連携強化を進めます。

3 『チーム西区役所』の強化

人材育成や風通しのよい職場づくりに加えて、協働、共創、チームイノベーションを創出する職場環境の実現と働き方改革を進めるとともに、歳出見直しに向けて取り組みます。また、各課の連携を強め、『チーム西区役所』として総合力を発揮し、区民満足度の向上に努めます。



中区

昭和2年10月1日創設
〒231-0021
中区日本大通35
TEL 045-224-8181(代表電話)
FAX 045-224-8109

平成19年10月制定

人口	153,433人	(令和7年4月1日現在)
世帯数	89,792世帯	(令和7年4月1日現在)
面積	22.01 km ²	(令和7年4月1日現在)
区の花	チューリップ	(平成9年2月12日制定)
区のマスコット	スウィンギー	(平成19年6月2日制定)



ホームページアドレス <https://www.city.yokohama.lg.jp/naka/>

あゆみ

現在の中区の区域一帯は安政6(1859)年の開港以前には、一寒村である横浜村、吉田・太田屋新田の埋立地、その周辺にある半農半漁の本牧・根岸の村々という静かな風景を見せていました。開港後は西洋文明の窓口になり、横浜の行政・経済の中心として発展を続け、昭和2年の区制施行時には人口28万人と、全市人口(53万人)の半分以上を占めています。

その後、南区(昭和18年)、西区(昭和19年)を分区し、戦後は被災や接収で復興が遅れたものの、次第に都心機能を回復し、工業・港湾・業務・商業・居住機能を併せもつ地域として新たな発展を遂げました。昭和50年代以降は、都心部を中心に都市デザインの考え方が取り入れられ、歴史や文化を生かした街づくりが進められています。



現況

中区マスコットキャラクター「スウィンギー」

■ 開港のまち、中区

中区は横浜開港の歴史と異国情緒を感じさせる街並み、行政・ビジネス・港湾・観光等の多様な都市機能を有しています。元町、中華街、伊勢佐木町、馬車道、野毛など、横浜を代表する商店街には国内外から多くの人が訪れ、山手、本牧などでは、地域の特色を活かしたまちづくり

が進められています。

区内には「もののはじめ」や開港の歴史を伝える碑が点在し、区ではこれらを紹介するリーフレット「よこはま中区の歴史を碑もとく絵地図」を作成し、区民や来訪者に配布することで、地域への愛着とまちの回遊性の向上につなげています。

■ 多文化共生

山下町や山手町に設けられた外国人居留地、世界最大級の中華街など、中区はかねてから外国人が多く住むまちでした。令和7年3月末現在の外国人人口は約1万9千人、区の人口の約12.1%を占めており、市内最多であることはもちろん、国内でも有数の外国人集住地域です。国籍に関わらずあらゆる区民が安心して自分らしく暮らせるよう、外国人転入者向けの生活情報をまとめた「中区ウェルカムキット」の配付や多言語広報紙の発行、国際交流ラウンジを中心とした相談・支援等に取り組んでいます。

■ 多様なまちづくり事業

~住んで良し、働いて良し、訪れて良しの中区へ

今後も区内では、関内駅前の再開発や、新たな歩行者デッキの整備等、大規模なまちづくり事業が展開されます。

返還が予定される根岸住宅地区では、跡地利用基本計画に基づき、地域活性化を図るための魅力的なまちづくりを進めます。

まちの様相が変化するなかで、安全・安心の確保と更なる賑わいの創出が期待されています。在住する区民はもとより、在勤者や来街者等、誰もが安心して暮らし、働き、訪れるまち・中区を実現します。



令和7年度中区運営方針



2027年は、中区制100周年

01 | 基本目標

誰もが安心と活力を実感するまち中区

～住んで良し、働いて良し、訪れて良し～

区民の皆様が心豊かな暮らしを送ることができるよう、皆様の声に耳を傾け、地域のニーズやデータを踏まえた区政運営を進めます。

2027年の「中区制100周年」と「GREEN×EXPO 2027」に向け、地域の皆様や関係団体の皆様と連携して、まちの賑わいと活力の創出にさらに取り組むとともに、「中区に住んで良かった、中区で働いていて良かった」と思ってもらえるまちづくりを進めていきます。



中区って「イイネ！」フォトコンテスト2024入賞作品

02 | 目標達成に向けた施策

「基本目標」の達成に向け、「5つの柱」を定めます。

1 安全・安心で健やかに暮らせるまちづくり

防災・防犯施策をはじめ、将来にわたって誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます。

基本戦略
テーマ
02・05

2 子どもから高齢者までともに支え合うまちづくり

誰もが住み慣れた地域で自分らしく健やかに暮らしつづけることができるまちづくりを進めます。

基本戦略
テーマ
01・02

3 多文化共生のまちづくり

国籍やルーツにかかわらず、ともに尊重しあい生き生きと暮らせる、多様性あるまちづくりを進めます。

基本戦略
テーマ
02

4 地域の活力があふれるまちづくり

人・まちによる主体的な取組が広がり、活気があふれ、環境にもやさしいまちづくりを進めます。

基本戦略
テーマ
02・03・04

5 区民目線で行動する区役所づくり

区民のニーズやデータを踏まえ、スピード感と柔軟性を持って行動する区役所づくりを進めます。

行政運営

横浜市中期計画では基本戦略を掲げ、5つのテーマのもと各施策を推進しています。中区においても、基本戦略の実現に向け、各テーマに沿って施策を推進します。

テーマ01 子育て世代への直接支援

テーマ02 コミュニティ・生活環境づくり

テーマ03 生産年齢人口流入による経済活性化

テーマ04 まちの魅力・ブランド力向上

テーマ05 都市の持続可能性

※「区民目線で行動する区役所づくり」は、横浜市中期計画における行政運営のもとに施策を推進します。

03 | 目標達成に向けた組織運営

区民の皆様の信頼に応えます！

区役所一丸となって課題解決に取り組みます！

地域の皆様と「オール中区」で総合力を発揮します！

区民の皆様の声に耳を傾け、ニーズを把握し、地域の課題解決に全力で取り組みます。

部・課を越えて連携し、全組織・全職員が協力し合いながら取り組みます。

年齢・国籍・性別・障害などにかかわらず多様な人・企業・団体の皆様とともに取り組みます。



南区

昭和18年12月1日創設
〒232-0024
南区浦舟町2-33
TEL 045-341-1212(代表電話)
FAX 045-241-1151

昭和63年6月1日制定

人口	199,643人	(令和7年4月1日現在)
世帯数	110,009世帯	(令和7年4月1日現在)
面積	12.65 km ²	(令和7年4月1日現在)
区の花	さくら	(平成13年1月5日制定)
区のマスコット	みなっち	(平成16年4月4日制定)
キャッチフレーズ	南の風はあったかい	

ホームページアドレス <https://www.city.yokohama.lg.jp/minami/>



あゆみ

南区は武蔵国久良岐郡の一部で、農業を中心とした村々でした。中央を流れる大岡川は蛇行の多い川で、自然の恵みをもたらす一方で、大雨のたびに氾濫を起こしていました。

1656年に江戸の商人吉田勘兵衛が大岡川河口を新田として埋め立てる許可を江戸幕府から受け、1667年に「吉田新田」を完成させました。

現在の南区万世町には1873（明治6）年に日本で初めてせっけんを製造した工場が立地していたほか、横浜で最初の小学校のうちの3校（現、大岡・石川・太田小学校）は南区内に開設されるなど、まちの近代化が進行してきました。吉田新田は、港町よこはまの後背地として市街地化し始め、人口増加も目立ってきました。

1882（明治15）年には、横浜の貿易商人たちが後継者育成のために、現在の市立横浜商業高等学校の前身になる横浜商法学校を創立しました。

1914（大正3）年に路面電車が弘明寺まで開通すると、区内は鎌倉街道沿いを中心に市街化が進みました。

開港以来発展を続けてきた南区のまちも、1923（大正12）年の関東大震災により大きな被害を受けました。

1927（昭和2）年には、横浜市の区制が施行され、1930（昭和5）年には湘南電鉄（現在の京浜急行）が開通しました。

1943（昭和18）年、第二次世界大戦のさなか、中区から分かれて南区が誕生しました。商業地と住宅密集地は度重なる空襲に遭い、市内でも

っとも大きな被害を受けました。終戦後には、接收地が広がっていたことによって、復興は容易ではありませんでしたが、戦災を免れた弘明寺などでは商店街が繁栄しました。

1969（昭和44）年に南区の南部を港南区として分区し、現在の南区の姿となりました。路面電車が廃止され、1972（昭和47）年には市営地下鉄が伊勢佐木長者町～上大岡間で開通し、区内に4つの駅が設けされました。

2016（平成28）年2月に浦舟町に庁舎が移転し、2023（令和5）年に区制80周年を迎えるました。

現況

- 市内18区の中でも年少人口割合が低く、一世帯あたりの人員も少なくなっています。
- 区内には土砂災害警戒区域などのけ地や狭い道路が多く存在し、人口密度も高いことから、大震災発生時の被害が市内でも多いとされています。
- 丘陵地が多く起伏が大きい地域が多く存在します。
- 区の中心部を流れる大岡川と桜並木、古くから残る神社・仏閣など豊富な地域資源に恵まれています。
- 全国的に有名な横浜弘明寺商店街、横浜橋通商店街があり、市で1番多い7人の横浜マイスターが活躍するなど下町文化が継承されています。

令和7年度 南区運営方針

I 基本目標

地域の皆さまとともにつくる



「あったかい 南区」

子育て世代など未来を担う若い世代を支援し、地域でともに活動する仲間を増やしていくながら、高齢者を支えていく等の好循環を創り出すことで、誰もが“つながり”や“あったかさ”を感じられ、ずっと住み続けたいと思える南区をめざします。中期計画の推進や地域の皆さまの声を大切にし、次の4つを重点として取組を進めます。

II 目標達成に向けた施策



にぎわいにあふれ、あったかさを感じられるまちづくり

自治会町内会をはじめとした地域の皆さまと連携しながら、地域のにぎわいやつながりをさらに高め、地域経済の活性化を図ります。また、下町情緒を感じさせる商店街、歴史ある寺社や文化財、区民に親しまれるまつりなど、南区らしさを感じられる魅力を広く区内外に発信します。



子育てしやすく、誰もが住み続けたいまちづくり

南区を子育てしやすいまちにしていくため、相談体制や子どもの居場所づくりなど、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を充実させるとともに、地域ぐるみで子ども・青少年の健全育成に取り組みます。また、ライフステージに合わせた区民の健康づくりや介護予防、障害者支援など様々な取組を進めるとともに、平時からの見守り等地域の支え合いを支援し、一人ひとりが住み慣れた地域で自分らしく暮らせるまちを目指します。



安全で安心して暮らせる、持続可能なまちづくり

自らの身を守る自助力や地域の防災力を高めるための啓発及び支援を実施するとともに、災害に備えて拠点や関係者・関係団体との連携を強化するほか、交通安全や防犯対策にも地域と協働で取り組みます。また、グリーン社会の実現に向け、「GREEN×EXPO 2027」開催の機運醸成や、一人ひとりの行動変容を促すPRを進めるとともに、引き続き、市民利用施設のLED化を推進します。



地域の皆さまとともに歩む区づくり

地域活動に携わる人材の発掘・育成及び自治会町内会の支援に取り組むとともに、外国籍住民等との相互理解を深める取組などを通じて、多文化共生のまちづくりを進めます。また、各種広報媒体を通じて区の様々な情報の発信を積極的に行うとともに、区民の皆さんからのご意見を大切にしながら各種施策を進めています。

III 目標達成に向けた組織運営

- 全ての仕事の土台となる区民・地域と区役所との信頼関係を築きながら、区役所のチーム力を生かして目標達成に向けて取り組みます。
- 職員自らが学ぶ姿勢を持ち、能力向上に努め、これを組織として支援するとともに、DX・データ活用の推進により正確かつ効率的に業務を進めます。また、「市民目線」と「スピード感」を重視し、日常的に自由に意見が言える、新しいことに積極的にチャレンジできる組織風土を作ります。
- 自治会町内会や各種団体、事業者、学校や各施設等と連携し、地域の皆さまとともに事業を進めることで、「共感と信頼」、「横のつながり」を育み、暮らしやすく住み続けたいと感じられるまちづくりを進めます。



港南区

昭和44年10月1日創設
〒233-0003
港南区港南四丁目2番10号
TEL 045-847-8484(代表電話)
FAX 045-846-2483
平成6年10月22日制定

人口	211,463人	(令和7年4月1日現在)
世帯数	97,936世帯	(令和7年4月1日現在)
面積	19.90 km ²	(令和7年4月1日現在)
区の花	ヒマワリ、アジサイ、キキョウ	(昭和54年10月1日制定)
区の鳥	シジュウカラ	(平成6年10月22日制定)
区の木	クロガネモチ	(平成6年10月22日制定)

ホームページアドレス <https://www.city.yokohama.lg.jp/konan/>



あゆみ

港南区は横浜市の南部に位置します。旧武藏の国と相模の国を分ける国境の道が、区を南北に貫くように通っており、この道は鎌倉へ通じる道として、古来重要な役割を果たしてきました。古くは、緑豊かな自然丘陵に囲まれた農村地域でしたが、鎌倉街道沿いに市街地が発達しました。

昭和44年に南区の一部を分区して港南区が誕生。当時の人口は約9万6千人でした。高度経済成長期には、市営地下鉄1号線（現在のブルーライン）の開通、港南台駅の開設等を経て宅地開発・市街化が進み、その後も大規模な開発が行われました。現在では人口約21万人の住宅都市となり、令和元年には区制50周年を迎えました。

現況

■ 自然環境

大岡川や柏尾川の支流である平戸永谷川、馬洗川には遊歩道が整備され、市民の皆さん憩いの場となっています。また区の西部には、野庭農業専用地区が広がり、野菜や花卉などの栽培を行っています。久良岐公園や下永谷市民の森など、貴重な自然が残っています。

■ 産業

市街地の中に小規模に残る農地や、野庭農業専用地区で近郊農業が営まれています。一方で、利便性の高い駅周辺には商業やサービス業が発達しています。そのほかに、江戸時代の横浜港開港を背景にして起こった地場産業として捺染業が有名です。

■ 生活環境

京浜急行線、JR根岸線、市営地下鉄の3つの鉄道が通り、通勤・通学の利便性が高くなっています。特に上大岡及び港南台地区は商業施設が集中し、生活に必要なものが揃っています。

■ 地域活動

港南区は、防犯・防災、区内を流れる川の清掃をはじめとするまちの美化活動や地域のおまつり・イベント等様々な場面で、地域や関係団体と協働し、「地域のつながり」や「支えあい」を大切にした地域活動が盛んな区です。

令和元年に行われた区制50周年記念事業を機に、地域全体のつながりがより一層強くなりました。

地域、活動団体及び行政等が話し合い、取りまとめた「第4期港南ひまわりプラン（地域福祉保健計画）」を推進し、地域の中で見守り、支えあい、地域・企業・行政の連携により誰もがいきいきと暮らしていくことができる「協働による地域づくり」を進めています。



地域活動応援標語ロゴマーク

令和7年度 港南区運営方針

I 基本目標

愛あふれる♥ふるさと港南に

- ◇ 地域の皆さまと協働でつくる「安全で誰もが安心して元気に暮らせるまち」
- ◇ 区民生活の基本となる「行政サービスを正確・丁寧に提供する区役所」

II 目標達成に向けた施策

● 地域の皆さまと協働で進める地域づくり

地域の皆さまと共に策定した「第4期港南ひまわりプラン（地域福祉保健計画）」の推進と次期プランと一緒に作りあげていく過程を通じて、幅広い世代や事業者にも地域活動の輪を広げ、地域の中で見守り、支え合い、誰もがいきいきと暮らしていくことができる「協働による地域づくり※」を進めます。

● 区民の皆さまに寄り添う身近な区役所の運営

区民生活の基本となる手続きや相談について、お一人おひとりの気持ちに寄り添いながら、正確・丁寧で満足度の高い行政サービスを提供します。

※「協働による地域づくり」とは？
地域住民が地域課題の解決に向けて取り組む活動において、自分たちで出来ることは自分たちで行い、地域住民だけでは対応できない課題がある場合は、行政等がともに考え方支援することで地域課題の解決につなげ、より住みやすいまちづくりを進めること。

● 「あったかデジタル 港南」の推進

デジタル区役所モデル区の経験を活かし、デジタルツールの活用により区民の利便性向上や区役所業務の効率化を図ります。取組によって生み出した時間が、対面での応対や地域とのコミュニケーションにつながる、あったかい区役所づくりを進めます。

地域・企業・行政の連携により「協働による地域づくり」を推進します！

昨年12月に災害時協力事業所登録制度を創設し「こうなん災害時協働隊」が発足しました。災害が発生した際に、企業も地域の一員として、できる範囲で協力してもらうことを目的とし、地域への共助活動として貢献していただく制度です。

「新たな横浜市地震防災戦略」に基づき、「自助・共助」のさらなる推進を図るとともに、これまで取り組んできた事業も活用しながら、地域・企業・行政が連携し、共に考え方行動する、協働による地域づくりを推進していきます。

III GREEN×EXPO 2027に向けた機運醸成の取組等

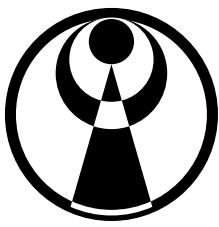
GREEN×EXPO 2027は、私たちの生活に大きな影響をもたらす気候変動に着目した、環境と共生し市民の皆様と共につくる、「環共」をテーマとする日本で初めての国際園芸博覧会です。

2027年3月の開催に向け、区役所窓口やイベント等の区民との接点を周知啓発・機運醸成のチャンスと捉え、区内全課全職員で取り組みます。

また、自治会町内会をはじめとする、関係団体や施設の協力を得ながら地域からの機運醸成により、市全体の盛り上がりにつなげていきます。

自然・人・社会が共に持続するために、地球の限界や脱炭素社会を見据え「人々の環境への意識は2027年の横浜から変わった」と言われるよう、準備を進めていきます。あわせて、特別市など市の重点施策に港南区全体として取り組みます。

**GREEN
×
EXPO
2027**
YOKOHAMA JAPAN



保土ヶ谷区

昭和2年10月1日創設

〒240-0001

保土ヶ谷区川辺町2-9

TEL 045-334-6262(代表電話)

FAX 045-334-6390

昭和52年4月1日制定

人口 205,283人 (令和7年4月1日現在)

世帯数 102,387世帯 (令和7年4月1日現在)

面積 21.93 km² (令和7年4月1日現在)

区の花 すみれ (平成元年11月4日制定)

区の鳥 カルガモ (平成元年11月4日制定)

区の色 ほどがやグリーン (平成4年3月4日制定)

区の木 ハナモモ、シイノキ (平成19年10月7日制定)

区のマスコット ほどぴー

ホームページアドレス <https://www.city.yokohama.lg.jp/hodogaya/>



あゆみ

慶長6（1601）年、東海道に宿駅の制度が定められた際、江戸から4番目の宿場として、東海道保土ヶ谷宿が誕生し、以来、保土ヶ谷は江戸時代を通じて交通・経済・文化の要所としてにぎわいました。

明治に入ると東海道線「程ヶ谷駅」が開業、帷子川下流域に工場が進出し、内陸の工業地帶として発展しました。

昭和2年4月に、橘樹郡保土ヶ谷町、都筑郡西谷村が横浜市に編入され、同年10月に人口38,118人で保土ヶ谷区が誕生。戦後の高度経済成長による人口急増のため、昭和44年に旭区を分区し、現在の姿となりました。その後、産業構造の変化により移転した工場跡地などには、商業ビルや中高層住宅を中心に市街地が形成され、平成13年には、分区後初めて人口が20万人を超えるました。

現況

保土ヶ谷区は、横浜市のほぼ中央に位置し、帷子川と今井川が流れ、鉄道や道路の通る低地と、それらを取り囲む丘陵地からなる起伏に富んだ地形です。川や鉄道に沿った低地部は、駅を中心に市街地が形成され、丘陵部は落ち着きのある成熟した住宅地となっています。

このような状況から、浸水やがけ崩れなどの災害防止対策、狭い道路の整備と歩行者空間

の確保による交通安全対策、防犯対策など、安全・安心・快適な暮らしを支える取組が求められています。

また近年は核家族化や少子高齢化が進み、地域のコミュニケーションが希薄になる中で、身近な地域での福祉、子育てや区民利用施設の充実など、地域のつながりを強化することが重要になっています。

保土ヶ谷区は、市の中心部に近い立地にありながら、水や緑などの自然環境に恵まれているため、親しみやすい水辺空間の整備、緑や農地の保全、旧東海道を中心とした歴史資産の活用・保全などを通じて、暮らしやすい快適なまちづくりに努めています。



保土ヶ谷区マスコット ほどぴー



令和7年度 保土ヶ谷区運営方針



保土ヶ谷区マスコット
ほどぴー

I 基本目標

「いつまでも住み続けたいまち ほどがや」を未来へ

令和9年の区制100周年や「GREEN×EXPO 2027」を見据え、横浜市中期計画2022～2025基本戦略「子育てしたいまち 次世代と共に育むまち ヨコハマ」の実現に向け、保土ヶ谷区の魅力をさらに高め、「訪れたいまち」、「住み続けたいまち」を未来へつないでいきます。

II 目標達成に向けた施策

1 子どもから高齢者まで誰もが健やかに暮らせるまちづくり

妊娠期から学齢期までの支援や地域と連携した子育て支援、区内の地域資源を生かした子どもの体験・交流の場を充実させます。また、働き・子育て世代の健康増進やスポーツ振興、高齢者・障害がある方への支援に取り組み、誰もが健やかに暮らせるまちづくりを進めます。

2 暮らしの安全・安心の確保

地震防災戦略なども踏まえ、地域防災力の強化や将来の地域防災の担い手育成、危機管理体制の強化など区民からの関心が高い災害対策を推進するほか、道路、下水道、河川、公園等施設の適切な維持管理、交通事故防止の取組や地域防犯力の向上、脱炭素化に向けた啓発など、安全・安心なまちづくりを進めます。

3 つながり・支えあいの推進

つながり・支えあいの充実を図るため、「第4期保土ヶ谷ほっとなまちづくり(区地域福祉保健計画)」を推進するとともに、第5期計画を策定します。また、地域活動の更なる活性化に向け、自治会町内会におけるデジタル活用や担い手の発掘・育成を支援するほか、多文化共生のまちづくりを推進します。

4 魅力と賑わいのあるまちづくり

令和9年の区制100周年に向けて、区民の皆様と取組を進めるとともに、同時に開催される「GREEN×EXPO 2027」を見据え、「ほどがや花憲章」に基づく「花の街ほどがや」を一層推進します。また、歴史や文化、自然、農業、商店街など区の特色を生かした取組により、更なる魅力向上を図ります。

III 目標達成に向けた組織運営

信頼される区役所づくり

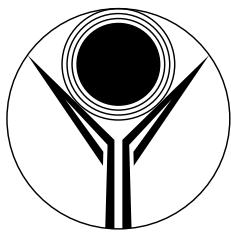
- お客様の立場や気持ちに寄り添い、区民の皆様にとって「元気が出る区役所」を目指します。
- 正確かつ円滑な窓口サービスを提供し、個人情報を適正に取り扱い、業務を遂行します。
- 安心・快適な庁舎環境を整えます。

地域との協働

- 地区担当制等により、地域課題を適切に把握し、解決に向けて取り組みます。
- 協働・共創の意識を持ち、区民、自治会町内会、各種団体、企業、大学等の皆様と連携し、より良いまちづくりを推進します。

チーム保土ヶ谷 ～もっといい保土ヶ谷をつくろう～

- 職員同士のコミュニケーションを大切にしながら、もっといい保土ヶ谷を目指し、区役所一丸となって施策・事業を推進します。
- データに基づいた効果的・効率的な事業を実施し、区民サービスの向上に取り組みます。



旭区

昭和44年10月1日創設
〒241-0022
旭区鶴ヶ峰1-4-12
TEL 045-954-6161(代表電話)
FAX 045-955-2856

昭和58年2月20日制定

人口	240,201人	(令和7年4月1日現在)
世帯数	109,489世帯	(令和7年4月1日現在)
面積	32.73 km ²	(令和7年4月1日現在)
区の花	アサガオ	(平成元年2月4日制定)
区の昆虫	ホタル	(平成元年2月4日制定)
区の木	ドウダンツツジ	(平成11年10月31日制定)
区のマスコット	あさひくん	(平成20年10月26日誕生)
ホームページアドレス	https://www.city.yokohama.lg.jp/asahi/	



あゆみ

旭区は、明治4年の廃藩置県で神奈川県都筑郡となり、明治22年の市町村制による西谷村（一部）、都岡村、二俣川村を経て、昭和2年と昭和14年に横浜市に合併、保土ヶ谷区に編入されました。

大正11年頃の資料によると、都岡村680戸、二俣川村650戸、あわせて4,500人ほどが養蚕等を副業とした農業を行っていました。

大正15年に厚木・二俣川間に神中鉄道（現・相模鉄道）が開業、昭和8年には横浜までの全線が開通しました。

第二次世界大戦後開発が進み、次第に住宅が増え始め、昭和24年に保土ヶ谷区役所鶴ヶ峰出張所ができました。当時の人口は17,384人（3,282世帯）でした。昭和30年頃から大規模な開発・宅地化が進み、昭和44年には保土ヶ谷区から分区して、人口139,812人（37,082世帯）の旭区が誕生しました。

令和元年10月1日には、旭区誕生50周年を迎えました。

現況

旭区は、人口が市内第6位、面積が同第4位の、18区の中でも比較的大きな区です。

起伏に富んだ地形が大きな特徴で、中央部を帷子川が流れ、北部にはよこはま動物園ズーラシアと里山ガーデンを含む横浜動物の森公園、

南部にはこども自然公園という大規模公園がある、水と緑に恵まれた区です。

区内には二俣川駅など相鉄線の4つの駅があり、横浜へのアクセスも良好で、区誕生（昭和44年）以降、市西部の住宅都市として発展を続けてきました。

令和元年11月30日に相鉄・JR直通線、令和5年3月18日に相鉄・東急直通線が開業し、新幹線への乗り換えや首都圏へのアクセスがますます便利になりました。

今後も、相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）連続立体交差事業やGREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）の開催等を契機に、「豊かな自然」と「都市の暮らし」が共存した旭区の魅力をさらに磨き上げ、「子育て世代をはじめ多くの方々に選ばれ続ける『ふるさと旭』の実現」を目指します。



旭区マスコットキャラクター 「あさひくん」

令和7年度旭区運営方針

I 基本目標 子育て世代をはじめ多くの方々に選ばれ続ける「ふるさと旭」の実現

～「SDGs未来都市・横浜」郊外部モデルの構築～



○旭区では、GREEN×EXPO 2027開催に向けた動きに加えて、都市計画道路鴨居上飯田線及び都市計画道路保土ヶ谷二俣川線の整備や鶴ヶ峰駅付近連続立体交差事業など、未来に向けたまちづくりが進んでいます。転入者が転出者を上回る転入超過の状態が続いている一方で、少子高齢化の進行により旭区の人口は減少傾向にあります。

○誰もが安心して自分らしく暮らせるまちづくりを進めるため、生活の基盤となる安全・安心への取組と、地域での支え合いや人と人とのつながりづくりを進めます。“豊かな自然”と“都市の暮らし”が共存した旭区の魅力をさらに磨き上げ、「子育て世代をはじめ多くの方々に選ばれ続ける『ふるさと旭』」の実現を目指します。

II 目標達成に向けた施策の3つの柱

安全・安心

- 区民一人ひとりと町の防災組織（自治会町内会等）の自助・共助の取組を推進
- 防災・防犯・交通安全対策の推進による安全・安心なまちづくり
- 次世代を育み、すべての人が安心して住み続けられる身近な地域での見守り・支え合い、つながりづくりの推進

地域の力

- 地域で楽しく安心して子育てができるよう、妊娠期から乳幼児・若者まで個々のニーズに沿った支援や、地域全体でこどもを育み様々な体験を通じて成長できるような環境づくり
- 多様性を認め合い、困ったときには声を上げ、支え合える環境づくり
- 多様なパートナー連携の促進や、地域の様々なチャレンジ等の支援・情報発信を通じた地域活力の創出

魅力づくり

- 開催地元区としてGREEN×EXPO 2027の機運醸成に向けた取組を推進
- 水・緑・花・農に身近に親しめる環境や文化・歴史的な財産を活かした魅力の発信
- 子育て世代をはじめとした転入・定住促進に向けた魅力づくり

III 目標達成に向けた組織運営

信頼される区役所

- 正確・迅速・丁寧で親しみやすく、利便性の高いサービスの提供や、庁舎環境の改善など、区民の視点に立った行政サービスを着実に推進していきます。
- 地域ニーズや社会環境の変化に対応し、デジタル化をはじめ新たな手法やスタイルの活用、効率的・効果的な業務執行への改善に取り組みます。
- 多様な媒体・機会を通じて、区民の皆様の立場に立った“伝わる”情報発信を目指します。

つながりによるチャレンジ

- 多様な人・企業・団体等のパートナーとの連携・協働を進め、地域の課題解決や新たな価値創造にチャレンジします。
- 区の業務や地区担当制等を通じて、地区の実情や課題を共有し、地域の主体的な取組を支援します。

チームあさひ

- 職員が意欲・能力を最大限に発揮できるよう、共に学び合う人材育成、ワークライフバランスの実現、ワークスタイル改革に取り組みます。
- 区役所の職員がよりよい行政サービスを提供できるよう、「チームあさひ」で職場の枠を超えたプロジェクトチームを編成し、課題を共有、環境改善に向けて取り組みます。



磯子区

昭和2年10月1日創設

〒235-0016

磯子区磯子3-5-1

TEL 045-750-2323(代表電話)

FAX 045-750-2530

昭和58年10月29日制定

人口 164,295人 (令和7年4月1日現在)

世帯数 80,657世帯 (令和7年4月1日現在)

面積 19.02 km² (令和7年4月1日現在)

区の木 ウメ (昭和62年10月1日制定)

区の花 コスモス (昭和62年10月1日制定)



ホームページアドレス <https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/>

あゆみ

江戸時代は杉田梅林の見物客で賑わった磯子区は、昭和2年に人口約3万人で誕生しました。風光明媚な海岸線は別荘地や海水浴場として賑わい、漁業やノリの養殖が盛んでした。当時の海岸線は、現在のほぼ国道16号に沿うところにありました。

昭和23年に磯子区の一部が金沢区に分区。昭和34年に始まった根岸湾の埋め立てにより、臨海部は京浜工業地帯の一翼を担うようになりました。また、JR根岸線の延伸に伴い丘陵部の開発が進み、昭和30年代から昭和40年代にかけて人口が急増しました。

こうして磯子区は、古くからの町並みと高度経済成長期に開発された新興住宅地、そして臨海部の工業地帯と緑豊かな丘陵地・斜面緑地といった多様性を持つ区へと成長してきました。

平成29年に区制施行90周年を迎えました。

現況

磯子区は市域の東南に位置する南北に細長い形状になっています。根岸湾に面した海岸部分の平地とそれを囲む丘陵地からなり、その境には斜面緑地が点在しています。また、南部の峰・氷取沢には市内でも有数の大規模な緑地が広がっています。

平成30年3月、「磯子区まちづくり方針」(横浜市都市計画マスターplan・磯子区プラン)を改定しました。概ね20年後の将来を見据え

たまちづくりの目標を「水と緑に抱かれた人にやさしい快適なまち」としました。この目標は、磯子区の地理的特徴である海や川の“水”と、円海山などの“緑”的継承に加え、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりの方向性を示しています。

「水と緑の拠点」としては、杉田臨海緑地が区内の貴重な水辺空間として親しまれているほか、堀割川では、歴史や魅力を発信するための区民等による活動が活発に行われています。

磯子区がいつまでも魅力あるまちであり続けるよう、商店街の振興や「磯子の逸品」(地域に根付き、愛されている磯子区内の食べ物や飲み物を広く募集し、区役所が逸品として認定)のPR、いそご芸術文化祭など文化活動への支援等、にぎわいと魅力あふれるまちづくりに取り組んでいます。

自治会町内会をはじめとする地域活動が盛んで、防犯・防災や文化活動など住みよい街づくりに向けた取組が各地域で活発に行われています。また、磯子区地域福祉保健計画「スイッチON磯子」では、「誰もが幸せに暮らせるまちをみんなでめざす」を基本理念に、地域が主体となって福祉保健に関する取組を推進しています。



令和7年度 磯子区運営方針



I 基本目標

皆さまとともにつくる 笑顔あふれるまち・いそご

磯子区では、横浜市中期計画の基本戦略「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を踏まえ、地域・事業者等の皆さまとの連携・協働により、誰もが安心して暮らせる、笑顔あふれるまち・いそごの実現を目指します。

II 目標達成に向けた施策

1 地域の力と魅力にあふれるまち ～区制100周年、GREEN×EXPO 2027の機運醸成～

多様化する地域課題と向き合い、自治会町内会や商店街、事業者など地域で活躍する皆さまと協働で地域の活性化に取り組みます。

また、令和9年の区制100周年及びGREEN×EXPO 2027を契機に、区の魅力や地域資源を活用した機運醸成を図ることで、脱炭素化に向けた取組を推進します。

2 安全・安心なまち

「横浜市地震防災戦略（令和7年3月改定）」を踏まえ、震災や激甚化している風水害に備え、様々な世代や多様な避難者への対応を含めた自助・共助の取組の支援や啓発等を実施することにより、地域防災力の向上を図ります。

また、地域・学校・警察等と連携した防犯対策や交通安全対策に取り組みます。

3 子どもから高齢者まで誰もが暮らしやすいまち

多様化する子育てニーズを踏まえた育児支援をはじめ、「第4期磯子区地域福祉保健計画（スイッチON磯子）」に基づく地域の皆さまの取組の支援や、第5期計画（令和8～12年度）の策定、地域包括ケアシステムの推進、多文化共生の推進に取り組みます。

III 目標達成に向けた組織運営

① 信頼される区役所

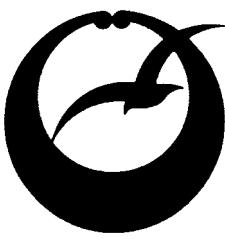
- ・災害発生に備え、発災時には、地域の安全・安心のため迅速に行動します。
- ・地域課題の解決に向けて、地域の皆さまとの協働により取り組みます。
- ・多様性を尊重し、区民の皆さんに寄り添いながら応対します。

② 確実で効率的な業務執行

- ・個人情報をはじめ、行政が保有する情報を適切に取り扱います。
- ・データの活用と可視化により、新しいアイデアの創出や事業の見直しを図ります。
- ・様々な事件や事故のリスクに備えるとともに、発生時には組織として対応します。

③ 職員が能力を発揮できる組織

- ・組織の枠を超えた連携や実践により、職員がいきいきと働く風通しの良い職場を実現します。
- ・職員の自信、やりがいの向上に向けて、きめ細やかな人材育成に取り組みます。



金沢区

昭和23年5月15日創設

〒236-0021

金沢区泥亀2-9-1

TEL 045-788-7878(代表電話)

FAX 045-784-9580

昭和62年3月16日制定

人口 192,807人 (令和7年4月1日現在)

世帯数 91,194世帯 (令和7年4月1日現在)

面積 30.95 km² (令和7年4月1日現在)

区の木 ヤマザクラ (平成5年10月18日制定)

区の花 ボタン (平成5年10月18日制定)



ホームページアドレス <https://www.city.yokohama.lg.jp/kanazawa/>

あゆみ

金沢は古くから交通の要衝として、また全国から鎌倉への海上輸送物資の荷揚げ場として栄えました。江戸時代に入ると、江ノ島参りの人々で観光地としてにぎわい、明治になってからは別荘地として多くの文化人が訪れるようになりました。

昭和11年に久良岐郡から横浜市磯子区に編入され、昭和23年5月15日に磯子区から分離して、現在の金沢区が誕生しました。

昭和30年代からは内陸部の宅地開発が進み、昭和46年からは臨海部において大規模な金沢地先埋立事業が始まり、市内内陸部に散在していた多くの工場等を集積するための工場用地や新たな住宅用地の整備が行われました。

平成元年には、金沢シーサイドラインが開通し、その後、海の公園、横浜八景島及び横浜ベイサイドマリーナなども整備されました。

令和5年には、小柴自然公園の1期エリアが開園しました。

現況

金沢区は横浜市の南端に位置し、東は東京湾に面し、南は横須賀市、逗子市、鎌倉市に、西は栄区に、北は磯子区に接しています。区の大部分は起伏の激しい丘陵地で、概ね標高100m前後の山が入り組んだ地形になっています。

横浜市内で唯一の自然海岸が残る野島公園のほか、海の公園、八景島、金沢自然公園など、海・山両方の豊かな自然に恵まれています。

また、鎌倉文化を現代に伝える県立金沢文庫、

称名寺に代表される歴史的・文化的資産や名所・旧跡が数多く残っており、これらの地域資源を楽しみに、毎年多くの観光客が金沢区を訪れています。

さらに、臨海部には横浜市を代表する産業団地が立地し、1,000を超える企業・事業所が集積しています。また、関東学院大学と横浜市立大学の2つの総合大学があり、多くの学生が学ぶキャンパスタウンでもあります。

多くの特徴がある金沢区ですが、平成18年度をピークに人口減少が進み、近年の減少率は18区の中で比較的高い数値となっています。一方で65歳以上の人口は増加しており、高齢化率は令和7年3月末現在で31.3%となりました。

こうした人口減少や高齢化をはじめとした社会的課題の解決に向けて、平成26年7月に鉄道事業者、企業、大学、商工業などの八者により「かなざわ八携協定」を締結しました。

今後も、各者と連携しながら金沢のまちの活性化に取り組むとともに、その魅力を区内外に発信していきます。



金沢区幸せお届け大使
「ぼたんちゃん」

令和7年度 金沢区 運営方針

I 基本目標

はぐく かなざわ しあわせ育む 金沢

～私らしく心地よいまち～



II 目標達成に向けた施策

本市中期計画の基本戦略「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」の実現に向けて、地域や事業者、大学など多様な主体との協働によるまちづくりを進め、誰もが幸せを育める、心地よいまちを目指します。

施策1 子ども・子育て

子どもが健やかに育ち、地元への愛着心を育むまち



施策2 福祉保健の推進

健やかに住み続けられる支え合いのまち



施策3 暮らしの安全・安心

区民の皆様との協働による安全・安心なまち



施策4 まちの魅力づくり

多様な主体等と連携した、魅力あるまち



施策5 グリーン施策・脱炭素

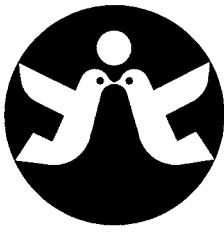
金沢区の海や緑を活かした、環境にやさしいまち



III 目標達成に向けた組織運営

区民の皆さんに寄り添い、信頼される区政運営を行います。

職員一人ひとりがチャレンジでき、成長を感じられる組織づくりを進めます。



昭和63年5月制定

港北区

昭和14年4月1日創設

〒222-0032

港北区大豆戸町26-1

TEL 045-540-2323(代表電話)

FAX 045-540-2209

人口 366,574人 (令和7年4月1日現在)

世帯数 185,055世帯 (令和7年4月1日現在)

面積 31.40 km² (令和7年4月1日現在)

区の木 ハナミズキ (平成3年5月11日制定)

区の花 ウメ (平成3年5月11日制定)

区のマスコット 港北区ミズキー (平成21年4月1日制定)



ホームページアドレス <https://www.city.yokohama.lg.jp/kohoku/>

あゆみ

港北区は市北部に位置し、鶴見川流域の平野部と多摩丘陵に連なる丘陵部から成っています。昭和14年4月都筑郡の横浜市編入に伴い、現在の港北・緑・青葉・都筑区の区域を合わせた人口5万人あまりの行政区として誕生し、昭和30年代後半ごろからは、東海道新幹線・第三京浜道路等の開通に伴い、目覚ましい発展を遂げてきました。

その間、昭和44年に緑区を分区し、平成6年の行政区再編成により、区の北西部地域が都筑区に編入され、現在の港北区になりました。また、平成に入ってから、横浜アリーナや横浜国際総合競技場（日产スタジアム）、市営地下鉄ブルーライン（新横浜～あざみ野間）・グリーンラインが開業するなど、まちづくりが急速に進みました。

平成31年4月に区制80周年を迎ました。

現況

■人(子ども・高齢者等)

港北区は市内最大の人口を有し、現在は約36万人の区民の皆さんのが生活しており、今後も令和25年頃まで人口増加することが見込まれています。また、若い世代の割合が市平均と比べて高く、出生数も2,855人（令和6年1年間）と市内最多です。一方で、65歳以上の高齢者数も今後急激な増加が予想されています。

■自然・環境

区内には市民の森などの緑地や一級河川の鶴見川をはじめとした多くの自然があり、市民の皆さんのが散策などを楽しみ、市民団体が環境学習などの活動をしています。一方、住宅開発などから緑被率は平成13年度に28.2%あったものが令和元年度には24.1%に減少しており、緑の保全や創造、鶴見川の治水・活用、地球温暖化対策などの取組を進めていく必要があります。

■まちづくり

道路は都市計画道路等の道路網整備が進められています。

綱島街道は、平成30年度に拡幅に向けた事業に着手し、設計・測量等を進めています。

鉄道は令和5年3月に相鉄・東急直通線及び新横浜駅・新綱島駅が開業しました。

新綱島駅周辺では新駅設置と併せて、新たな文化芸術活動の拠点となる区民文化センターが令和6年3月に開館するなど、市街地再開発事業等による駅周辺の一体的なまちづくりに取り組んでいます。



©横浜市港北区ミズキー



令和7年度 港北区 運営方針

I 基本目標

活気にあふれ、人が、地域がつながる「ふるさと港北」
～区民の皆様の安全・安心を守り、共にあゆむ区政～

II 目標達成に向けた施策

～「GREEN×EXPO 2027」を転換点とした
人と環境にやさしいグリーン社会の実現～

- 1 安全に、安心して
暮らせるまちづくり
 - 2 地域で支えあう
福祉・保健のまちづくり
 - 3 活気にあふれる
まちづくり
- ～協働で進めるまちづくり～

III 目標達成に向けた組織運営

行動指針 ～区民の皆様のために～

区民の皆様に寄り添う 協働と共に 初心者で応える

ベースとなる職員・職場の力

職員の力 職場の力

聴く力	=	考える力	+	おもてなしの職場	支え合う職場
行動する力	=	伝える力		創造・転換する職場	スマートな職場

港北区ミズキーは
ハナミズキの妖精だよ♪
仲良くしてね♪



©横浜市港北区ミズキー

なまえ 港北区ミズキー

たんじょう日 4月1日

生まれたところ 港北区にあるハナミズキの木

せいかく 人なつっこいのんびりやさん
しっぱいすることもあるけど、おひるねすると忘れちゃう

身長 チューリップと同じくらい

体重 ひみつ

血液型 わすれちゃった！

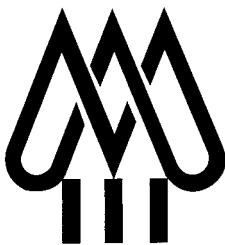
たからもの 手に持ったハナミズキの魔法のつえ、きみどり色のぼうし

とくぎ お空に浮かぶこと(風に乗って飛ぶこともできるよ)、
魔法のつえをふってみんなを笑顔にすること

好きなこと おさんぽ、陽だまりでおひるね

好きなたべもの はちみつ入りのクッキー

かぞく 白いハナミズキの妖精のきょうだいがどこかにいるらしいけど、
会ったことがないの



緑区

昭和44年10月1日創設
〒226-0013
緑区寺山町118
TEL 045-930-2323(代表電話)
FAX 045-930-2225

平成元年7月1日制定

人口	182,420人	(令和7年4月1日現在)
世帯数	82,929世帯	(令和7年4月1日現在)
面積	25.51 km ²	(令和7年4月1日現在)
区の花	シラン	(平成6年11月6日制定)
区の木	カエデ	(平成6年11月6日制定)



ホームページアドレス <https://www.city.yokohama.lg.jp/midori/>

あゆみ

緑区は、横浜市の北西部に位置し、鶴見川とその支流の恩田川に沿うように、東西に細長い区域となっています。また地形は、鶴見川に流れ込む短い支流の流域にあたる丘陵地と、鶴見川が流れる低地から構成されています。

江戸時代には、主に農業地帯でした。明治以降には養蚕が盛んになり、明治41年には、生糸を横浜港に運ぶため横浜線が開通、同時に中山駅と長津田駅が開業しました。その後、中小規模の団地開発が始まる中、地元住民の請願により昭和37年に鴨居駅が、また周辺の土地区画整理にともない、昭和54年に十日市場駅がそれぞれ開業しました。そして、平成20年には市営地下鉄グリーンライン（4号線）が開通し、中山駅に接続しました。

昭和40年ごろからは工業集積が進みましたが、一方で川沿いの市街化調整区域では浜なしに代表される果樹園が広がるなど、都市農業も育成されてきました。また、丘陵地の市街化調整区域では、農地を維持するとともに、自然を生かした大規模な公園の整備や市民の森の指定により自然豊かな環境が保全されてきました。

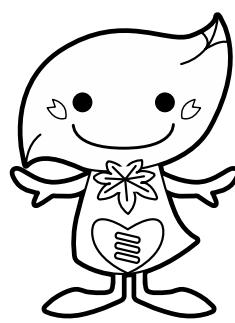
昭和14年に都筑郡（現在の緑区を含む。）が港北区に編入され、昭和44年には港北区の分區が実施され緑区が誕生しました。さらに、平成6年の行政区再編成により、現在の緑区、青葉区そして都筑区の一部に分かれ、現在に至っており、令和元年10月に50周年を迎えることになりました。

現況

緑区は区名のとおり緑が豊富で、緑被率（区の面積に対する緑地の割合）は、40.6パーセントと18区中一番高い数値（令和元年度調査）になっています。

区内に残る緑の多くは市街化調整区域にあって開発が抑制され、一部は緑地保全地区や市民の森として積極的に保全されています。緑区の貴重な財産として保全するとともに、適切な管理を行っていく必要があります。

一方、区内を横断している横浜線沿線では4駅を中心に住宅地や商業地が広がり、それに特色のある街並みが形成されています。しかしながら、区画整理や再開発事業を実施したところを除き、各駅周辺地区では、道路や駅前広場などの都市基盤施設の整備がまだ十分ではないので、都市計画道路の整備、市街地再開発事業などを通して、渋滞の解消や安全な歩行空間の確保など、交通環境の改善を進めています。



緑区キャラクター「ミドリン」

令和7年度緑区運営方針

I 基本目標

次世代につなぐ みんなにやさしい みどりの魅力あふれるまち

緑区は、豊かな自然の中で地域の皆さまの温かい「つながり」が息づく、みんなにやさしい魅力あふれるまちです。これは、区民の皆さまの継続した活動により大切に育まれてきたものであり、この魅力あふれるまちを次世代に引き継いでいく必要があります。

令和7年度は「横浜市中期計画2022～2025」の最終年度です。緑区においても、中期計画の基本戦略「子育てしたいまち 次世代と共に育むまち ヨコハマ」に沿って、区民の皆さまの声に寄り添いながら、妊娠期から切れ目のない子育て支援の充実や、安全・安心なまちづくり、共に支え合うつながりのあるまちづくりを進めます。また、地域や関係団体、企業、大学等と連携しながら、グリーン社会の実現やデジタル化に向けた取組を進めます。

II 目標達成に向けた施策

1 安全・安心なまち

自助・共助による防災・減災、防火・防犯等、区民の皆さまの主体的な取組の支援など、災害に強いまちづくりを進めます。

身近な交通安全や感染症対策など、暮らしの安全対策に取り組みます。

2 いきいき暮らせるまち

誰もが安心して暮らし続けられるよう、共に支え合うつながりのあるまちづくりを進めます。

健康づくりや健康寿命の延伸に向けた取組を進めます。

デジタル化による市民サービスの向上と業務効率化を進めるとともに、身近な区役所として適正・迅速・丁寧に取り組み、信頼される窓口サービスを目指します。

3 魅力あふれるまち

自治会をはじめ、スポーツ・芸術・文化などの様々な市民活動の支援や、商店街の振興に取り組みます。

グリーン社会の実現に向け、区民の皆さんとともに、花や緑、環境を大切にする意識の向上や行動変容につながる取組を進めます。

地域の現状を踏まえたまちづくりを進めます。また、魅力ある公園づくりに取り組むとともに、花植えや清掃活動などによる、地域の良好な環境

づくりを進めます。

III 目標達成に向けた組織運営

●適正・迅速・丁寧に取り組みます

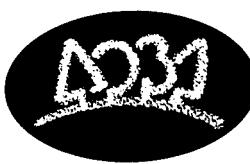
信頼される区役所を目指し「市民目線」「スピード感」「全体最適」を重視した行政運営を行うとともに、DXの推進により、区民・事業者の皆さまの利便性・満足度向上を図ります。

●地域との協働・共創を進めます

自治会や関係団体、企業、大学、NPOなど、多様な主体が持つ知恵や力を活かして協働・共創に取り組み、新たな価値創造につなげます。また、データの活用により、多様化する地域のニーズに的確に応えるとともに、行政サービスの最適化につなげます。

●チーム力・職員力を高めます

限られた経営資源の中で最大限の効果を發揮できるよう、効率的・効果的な事務運営を進めます。また、高いコンプライアンス意識のもと、地域・組織運営の課題を自ら発見し、情報や課題を共有しながら、チーム力で解決できる人材の育成・職場づくりを進めます。



青葉区

平成6年11月6日制定

平成6年11月6日創設

〒225-0024

青葉区市ヶ尾町31-4

TEL 045-978-2323(代表電話)

FAX 045-978-2410

人口 307,291人 (令和7年4月1日現在)

世帯数 137,155世帯 (令和7年4月1日現在)

面積 35.22 km² (令和7年4月1日現在)

区の花 ナシ (区制10周年を記念して平成16年11月6日制定)

区の木 ヤマザクラ (区制10周年を記念して平成16年11月6日制定)

区のマスコット なしかちゃん (区制15周年を記念して平成21年4月12日制定)

ホームページアドレス <https://www.city.yokohama.lg.jp/aoba/>



あゆみ

昭和14年、現在の青葉区域にあたる山内村、中里村、田奈村は、横浜市に編入されました。当時は静かな農村地帯でしたが、昭和30年代後半の高度成長期以降、宅地開発が進み昭和41年の田園都市線の開通を機に、急激に人口が増加しました。こうした中で、昭和44年には港北区から分区して緑区となりました。その後も都市化が進み、昭和61年に北部支所開設、平成6年11月6日に行行政区再編成で青葉区が誕生しました。

現況

青葉区は横浜市北西部に位置し、区画整理によって計画的に開発された良好な居住環境が特徴です。また、「丘の横浜」と呼ばれるとおり、丘陵が多く、谷本川や恩田川沿いに広がる田園風景などの自然も残されています。

人口・面積はともに市内第2位を占め、特に年少人口（0～14歳）は市内で2番目、生産年齢人口（15歳～64歳）は市内で3番目となっており、平均年齢46.8歳で市内で6番目に若い区となっています。一方で、老人人口（65歳以上）も年々増えており、高齢化が進んでいます。厚生労働省から発表された「令和2年市区町村別生命表」によれば、青葉区男性の平均寿命は83.9歳で全国2位、女性の平均寿命は88.8歳で全国13位となっています。

青葉区内の事業所数は、卸売・小売業が一番多いです。また、横浜市全体と比較する

と建設業等が少なく、教育、学習支援業等が多い区となっています。

令和7年度 青葉区運営方針

《基本目標》

「住みづけたい・住みたいまち 青葉」の実現

青葉区は、計画的に整備された美しい街並みや豊かな自然、地域活動をはじめ、さまざまな活動が活発に行われている魅力にあふれたまちです。

令和7年度は、「横浜市中期計画 2022～2025」の基本戦略「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を踏まえ5つの柱をもとに、施策・事業を進めます。

区民の皆様に暮らしやすさやまちへの愛着をさらに感じていただくとともに、魅力的で選ばれる「住みづけたい・住みたいまち 青葉」の実現に向けて取り組んでいきます。

【目標達成に向けた5つの柱】

- 1 安心して出産や育児ができる、子どもたちの未来を創るまち
- 2 健やかに暮らし、いきいきと活躍できるまち
- 3 便利で魅力的な選ばれるまち
- 4 いつまでも愛着を持って暮らせるまち
- 5 将来の世代にわたり安全・安心に暮らせる持続可能なまち



青葉区マスコット
なしかちゃん

《目標達成に向けた施策》

1 安心して出産や育児ができる、子どもたちの未来を創るまち

誰もが安心して出産や子育てができる、未来を担う子どもたちが社会との関わりの中で健やかに成長できる環境づくりを進めます。また、引き続き「子育てしたいまち推進モデル地区」の取組を推進します。

【主な事業・取組】

- 子育て支援事業
- 児童虐待・DV 対策事業
- 子育てしたいまち推進モデル地区
- 地域子育て支援拠点事業「出張ひろば」

2 健やかに暮らす、いきいきと活躍できるまち

誰もが自分らしく健やかに暮らすことができるよう、地域での支え合いを支援するとともに、いくつになっても生きがいや役割を持って活躍できるための取組を進めます。

【主な事業・取組】

- 地域福祉保健推進事業
- 地域包括ケアシステムの推進事業
- 障害者ふれあい事業
- あおば地域サポート事業

3 便利で魅力的な選ばれるまち

区内事業者や大学などと連携し、地域課題の解決や魅力の創造に取り組むことで、暮らしやすく便利で魅力的なまちを実現します。

【主な事業・取組】

- まちづくり・データ活用推進事業
- 青葉6大学連携事業
- 都市計画道路の整備

4 いつまでも愛着を持って暮らせるまち

花・緑・農等、青葉区が誇るさまざまな特色を生かした事業・取組を通じて、いつまでも愛着を持って暮らせるまちを目指します。また、GREEN × EXPO 2027 の開催に向けて青葉区から盛り上げていきます。

【主な事業・取組】

- 花と緑があふれる街事業
- 青葉区における都市農業の展開
- GREEN × EXPO 2027 開催に向けた機運醸成

5 将来の世代にわたり安全・安心に暮らせる持続可能なまち

市民生活に不可欠なインフラを適正に維持管理していくことに加え、災害等のさまざまなり

スクに備えた、将来の世代にわたって安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。また、脱炭素社会の実現に向け取り組むことで、持続可能なまちを目指します。

【主な事業・取組】

- 郊外部における脱炭素化の促進
- 青葉区防災の街づくり事業
- 地域防犯の支援

組織運営について

・地域連携力を高めます

地域との「顔の見える関係」を大切にし、地域の実情や課題、想いを共有しながら、引き続き課題解決に取り組みます。また、地域のつながりを深めるために、コーディネート力を発揮し、地域の主体的な取組を支援します。

・区民の皆様の信頼に応えます

職員一人ひとりが丁寧・迅速・正確な対応を心がけます。また区民の皆様の想いを受け止め、しっかりと寄り添いながら、スピード感をもって対応します。事務事業の点検・効率化をはじめとしたリスクマネジメントを推進し、適正な事務の執行に努めます。

・チーム力・職員力を高めます

課の枠を超えた情報共有や連携を強化し、協力し支え合える組織づくりを進めます。また、OJT、研修など人材育成に努め、職員のモチベーション・能力の向上、職場全体のチーム力を高めます。



都筑区

平成6年11月6日制定

平成6年11月6日創設

〒224-0032

都筑区茅ヶ崎中央32-1

TEL 045-948-2323(代表電話)

FAX 045-948-2228

人口 214,580人 (令和7年4月1日現在)

世帯数 89,838世帯 (令和7年4月1日現在)

面積 27.87 km² (令和7年4月1日現在)

区の木

(里山の木) ヤマモミジ、ヤマザクラ、コナラ、シデ
(人里の木) サルスベリ、モクセイ、ウメ

(平成11年11月6日制定)

区の花 サクラソウ

(平成22年2月24日制定) ホームページアドレス <https://www.city.yokohama.lg.jp/tsuzuki>

あゆみ

現在の都筑区にあたる地域は、昭和初期までは森や田園風景が広がるのどかな農村でした。高度経済成長に入った昭和35年頃から、区の南端の鶴見川沿いに道路が整備され、工場群の進出が進みました。

昭和40年代に入ると、区の北部・中央部で港北ニュータウン建設事業が始まり、区画整理による計画的な開発が進みました。開発に伴い人口が急激に増加し、これに対応するため、平成4年に区役所の前身である港北ニュータウン行政サービスセンターを開設しました。

平成5年には、市営地下鉄3号線が新横浜からあざみ野まで開通し、翌平成6年11月6日に港北区と緑区の行政区再編成により都筑区が誕生しました。

平成20年に市営地下鉄4号線（日吉～中山間）、平成29年3月に横浜北線（第三京浜道路・横浜港北ジャンクション～横羽線生麦ジャンクション）、令和2年3月には横浜北西線（東名高速道路・横浜青葉ジャンクション～第三京浜道路・横浜港北ジャンクション）が開通しました。

現況

平成6年の区誕生当時、約11万人だった人口は、平成26年5月に21万人を突破しました。



横浜市18区の中で15歳未満の人口(年少人口)割合が最も高い、活力あふれる区です。

区の北部・中央部の港北ニュータウンでは、里山型公園や緑道、歩行者専用道路などが計画的に整備され、豊かな自然と都市が調和したまちづくりが進んでいます。港北ニュータウンを中心に張りめぐらされた総延長約15kmにも及ぶ緑道は、公園緑地等をつなぐ緑のネットワークとして区民の皆さんに広く親しまれています。また、区の中心となるタウンセンター地区には、区総合庁舎、警察署、病院、郵便局、商業施設などが集積しており、令和元年10月にはセンター南駅構内に市パスポーツセンターが設置されたほか、タウンセンター北地区では令和7年3月に都筑区民文化センター(ポッシュホール)が開館しました。

一方、区の南部では、大規模な農業専用地区が広がり、農業が盛んに行われているほか、鶴見川沿いには市内屈指の工業地帯が形成されています。

また、横浜北西線と横浜北線の開通により、東名高速道路から横浜港までが直結されました。これにより、横浜北西部と横浜都心、湾岸エリアや羽田空港とのアクセス性が向上しました。

令和7年度
都筑区運営方針



I 基本目標

**「つながり」「活力と魅力」「安心」を
実感できるまち、ふるさと都筑**

横浜市中期計画の最終年度であることを踏まえ、自治会町内会や団体、企業、大学等の皆様の声を丁寧にお聴きし、区民ニーズを捉えた施策を着実に推進します。また、充実した都市機能や自然環境、子どもの多さなどのポテンシャルを活かし、協働・共創しながら、都筑区に関わる皆様が活躍し、幸せを実感できるまちを目指します。

II 目標達成に向けた施策

1 子育て世代をはじめ、あらゆる世代が住み続けたいと思えるまち

D E I（多様性、公平性、包括性）の視点を入れながら、安心して子育てできる環境づくりや、地域福祉保健計画の策定、農福連携などの取組を進め、誰もが自分らしく暮らすことができ、住み続けたいまちづくりを進めます。また、人と人とのつながりを実感できるよう、自治会町内会と地域活動主体との連携を支援します。



2 誰もが安全・安心に暮らせるまち

震災や風水害に備えた自助・共助の取組を支援し、地域防災力の向上を図るとともに、各種訓練を通じて関係機関・団体との連携強化や職員の災害対応能力を高めることで、災害に強いまちづくりを進めます。

また、昨今の犯罪や事件の発生を踏まえ、地域の防犯意識向上に向けた取組をさらに推進します。あわせて、生活に身近な交通安全の啓発を推進します。



3 活力とぎわい、魅力あふれるまち

まちの魅力を活かしてにぎわいを創出し、活気あふれるまちづくりを推進するため、スポーツを通じた健康増進やD E Iへの理解促進、地域の伝統芸能等を含む多様な文化活動の振興を図ります。また、ものづくり企業や区内農家等、多様な主体との連携に取り組みます。



4 花と緑にあふれ、豊かな環境を育むまち

身近な花や緑を通じて「GREEN×EXPO 2027」に関心を持っていただけるよう、区民団体が行う緑化活動の支援を行います。また、区制30周年を記念して整備した「つづき彩りガーデン」を活用し、グリーン社会の実現を目指します。



III 目標達成に向けた組織運営

職員力の向上

- ・様々な場面で地域や区民の皆様の声を丁寧にお聴きします。
- ・職員が区民目線・利用者目線で積極的に行動することができるよう、人材の育成に取り組みます。
- ・業務の効率化やハラスメント対策に取り組み、ワーク・ライフ・バランスのとれた、安心して働くことのできる職場づくりを進めます。

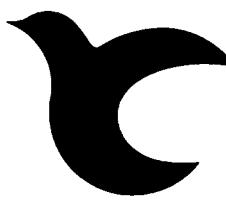
**組織の枠を超えた
チーム力の発揮**

- ・多様化・複雑化する課題の増加に対応し、区民の皆様の満足度を高めるため、様々な主体との連携、協働・共創に取り組みます。
- ・暮らしの中で生じる様々な課題の解決に向けて、地域や関係機関と連携・協力します。
- ・組織の枠を超えて職員の力を結集し、チームとして各種課題に取り組みます。

信頼される業務執行

- ・お客様の気持ちに寄り添い、親切丁寧な対応を心がけるとともに、公平公正に業務を執行します。
- ・適正な業務執行のため、リスクマネジメントに取り組みます。
- ・地域のニーズや社会環境の変化に対応し、行政サービスのデジタル化をはじめとした新たな手法の活用や、業務改善にチャレンジする組織風土の醸成を行います。

基本目標等を具体化する、主な事業・取組は次ページをご覧ください。



戸塚区

昭和14年4月1日創設

〒244-0003

戸塚区戸塚町16-17

TEL 045-866-8484(代表電話)

FAX 045-881-0241

昭和63年1月30日制定

人口 281,776人 (令和7年4月1日現在)

世帯数 126,533世帯 (令和7年4月1日現在)

面積 35.79 km² (令和7年4月1日現在)

区の花 桜 (平成11年4月1日制定)



ホームページアドレス <https://www.city.yokohama.lg.jp/totsuka/>

あゆみ

戸塚区は、昭和14年に戸塚町ほか7か村が鎌倉郡から横浜市に編入され、誕生しました。

昭和30年代以降、道路や鉄道などの交通網の整備により宅地開発が進み、人口が急増したことから、昭和44年に区の北側が瀬谷区として分区しました。その後も人口が増え続け、昭和61年に区の西側が泉区に、南側が栄区として分区し、現在の戸塚区の姿になりました。

区の中心を流れる柏尾川は、川沿いの桜並木とともに古くから区民のシンボルとして親しまれてきました。そこで、区制60周年(平成11年)を記念し、この柏尾川の桜並木に代表される「桜」を区の花に指定しました。

また、戸塚区は、東海道や戸塚宿をはじめとした名所旧跡が数多くある歴史の街でもあり、平成16年には戸塚宿開宿400周年を迎えました。

平成21年には区制70周年を記念して、区民公募による戸塚区のマスコットキャラクター「ウナシー」^(注)が誕生し、戸塚区のキャラクターとして区民に親しまれています。平成31年4月1日に区制80周年を迎えました。

(注)「ウナシー」の由来：戸塚区は横浜市内で牛の飼育数が多く、また、平戸地区を中心に「浜なし」の生産が行われていることから、このマスコットがデザインされました。

現況

戸塚区は横浜市の南西部に位置し、南北に長く、北は旭区・保土ヶ谷区の2区に、東は南区・港南区の2区に、南は栄区・鎌倉市に、西は泉区・藤沢市に接しています。

地勢上は、多摩丘陵の南端に位置し、区の中央部を柏尾川が南北に流れて低地を形成しており、その周囲を比較的起伏に富む大地が取り囲むように広がっています。

区域の面積は35.79 km²で、18区中1番広く、市域面積の8.2%を占めています。

人口は281,776人で市内第4位ですが、人口密度は1 km²あたり7,873人で10位となっています(令和7年4月1日現在)。

戸塚駅周辺のまちづくりは、戸塚駅西口第一地区第二種市街地再開発事業が平成25年3月に完了したほか、戸塚駅の東西をつなぐアンダーパスや、土地区画整理事業に関する工事も平成28年3月までにすべて完了しました。



戸塚区のマスコットキャラクター
「ウナシー」

令和7年度 戸塚区運営方針



I 基本目標

こころ豊かに つながる笑顔 元気なとつか

横浜市中期計画の基本戦略である「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」の実現に向け、暮らし、学び、働き、訪れる、戸塚に関わるすべての人がいきいきと笑顔あふれ、「住みたい、住み続けたい」と思っていただけるまちづくりを進めます。

人ととのつながりを大切に、区民の皆様と共に「とつかハートプラン（戸塚区地域福祉保健計画）」を確実に推進するとともに、地域の多岐にわたる活動を支援します。また、防災・防犯の強化に取り組み、誰もが安全に安心して暮らせるまちの実現を目指します。

II 目標達成に向けた施策



III 目標達成に向けた組織運営

「財政ビジョン」「中期計画」「行政運営の基本方針」を踏まえ、次の点を重視していきます。

- 市民目線を大切に、皆様にご満足いただける行政サービスを提供します
- 地域との連携・協働を推進し、スピード感を持って課題解決に取り組みます
- チーム力を高め、組織一丸で皆様に信頼される区役所を目指します



栄区

昭和62年12月6日制定

栄区いたち川
マスコット
「タッキーくん」

昭和61年11月3日創設
〒247-0005
栄区桂町303-19
TEL 045-894-8181(代表電話)
FAX 045-895-2260

人口	119,934人	(令和7年4月1日現在)
世帯数	54,722世帯	(令和7年4月1日現在)
面積	18.55 km ²	(令和7年4月1日現在)
区の花	キク	(平成3年11月3日制定)
区の木	サクラ、カツラ	(平成29年1月20日制定)

ホームページアドレス <https://www.city.yokohama.lg.jp/sakae/>
Eメールアドレス sa-kusei@city.yokohama.jp



あゆみ

栄区のある地域の歴史は古く、特に鎌倉時代には幕府の軍事政策上、重要な役割を果たしていたと推測され、現在も数多くの史跡が残されています。

明治・大正時代までは、平地のほとんどが田畠で山裾や谷戸に集落がある程度でした。

昭和14年に鎌倉郡から横浜市へ編入され戸塚区となり、昭和24年に本郷出張所が設置されました。

昭和13年、小菅ヶ谷に第一海軍燃料廠が設置されると、付近に軍関連施設が次々に設けられました。また、軍用道路として原宿六ツ浦線（現在の環状4号線）が開通し、柏尾川沿いに大規模な工場の進出が相次ぎました。

戦後、軍の施設の大部分は、アメリカ軍に接収され、地域の発展の大きな障害となりましたが、昭和40年から接収解除・払い下げが実現し、公共施設、学校、中高層住宅などに生まれ変わるとともに、昭和48年に本郷台駅が開設され、現在の街並みが形成されました。

また、丘陵部では、昭和30年代後半から50年代前半にかけて大規模な宅地開発が行われ、谷戸が連なる里山は戸建てを中心とした住宅街に大きく変貌しました。

こうした大規模開発により人口が急増したことから、昭和61年11月3日、戸塚区からの分離によって、栄区が誕生しました。

現況

■豊かな自然

栄区は、横浜市の南部に位置し、緑被率（区の面積に対する緑地の割合）は38.8%と高く（令和元年度調査、市第2位）、特に、区東部には大規模で良好な自然が残り、市の緑の10大拠点のひとつとなっています。また、区を東西に流れるいたち川は、自然環境に配慮した河川改修が行われ、区民の憩いの場となっています。

■活発な地域活動

公園等の清掃や環境保全、防犯・防災や交通安全、介護予防や高齢者・障害者支援、子育て支援など様々な分野で、地域と関係団体が協働した活動が活発に行われています。

■少子・高齢化

栄区の高齢化率（65歳以上の老人人口の割合）は、30.9%（令和7年3月末、市第2位）、合計特別出生率は、122（令和5年、市第5位）となっています。少子高齢化に対して、高齢者や子育てを行う家庭を地域社会全体で支えあっていく仕組みづくりを進め、誰にとっても住みやすいまちづくりをめざしています。

■道路・交通

栄区の都市計画道路整備率は41.7%（自動車専用道路、新交通システムを除く・令和7年3月末現在、18区中最下位）となっており、環状4号線の早期拡幅整備のほか、骨格的な道路網の整備が急務です。

令和7年度栄区区運営方針

I 基本目標

未来を育む 暮らしつづけたいまち さかえ

～ 人がつながり 地域がつながる ～

子育てしたいまち 次世代と共に育むまち ヨコハマ」を実現するため、区民の皆様の声を丁寧に伺いながら、地域課題の解決に迅速に取り組むとともに、社会情勢などの変化を的確にとらえ、誰もが“つながり”を実感し、住み続けたい魅力ある栄区を目指します。



いたち川

II 目標達成に向けた施策

施策Ⅰ 誰もが安心して出産や育児ができるまちづくり

施策Ⅱ 未来を育むつながり・自然・文化・学びに溢れるまちづくり施

策Ⅲ 住居・交通・仕事において便利で選ばれるまちづくり

施策Ⅳ いつまでも愛着を持って過ごせる魅力的なまちづくり

施策Ⅴ 将来の世代にわたり安全・安心に暮らせるまちづくり

III 目標達成に向けた組織運営

I 暮らしつづけたい想いに寄り添う 区役所づくり

- お客様の気持ちに寄り添う親切、丁寧な対応
- 「区民目線」と「データ」に基づいた「スピード感」を持った施策展開
- 区民の皆様や各種団体等との連携、協働による課題解決
- 中間支援組織との連携による地域支援機能充実

II 職員の能力・役割発揮の最大化

- 職位を問わず議論でき、柔軟な発想をもってチャレンジできる職場づくりにより職員の意欲と能力を最大化
- DXの推進による業務効率の向上
- 男女共同参画やワークライフバランスの推進



昭和62年3月制定



泉区

昭和61年11月3日創設

〒245-0024

泉区和泉中央北5-1-1

TEL 045-800-2323(代表電話)

FAX 045-800-2505

泉区マスコット

キャラクター
「いっしん」

人口 150,315人 (令和7年4月1日現在)

世帯数 65,062世帯 (令和7年4月1日現在)

面積 23.58 km² (令和7年4月1日現在)

区の花 あやめ (平成4年4月制定)

区の木 サクラ、キンモクセイ、ハナミズキ
アジサイ、コムラサキ、モミジ (平成19年11月制定)

ホームページアドレス <https://www.city.yokohama.lg.jp/izumi/>



あゆみ

泉区域は、昭和14年に旧中川村、中和田村などが鎌倉郡から横浜市に編入されて、戸塚区の一部となりました。昭和30年代半ばごろから、横浜伊勢原線の周辺を中心に宅地開発が進み、昭和51年に相鉄いずみ野線がいずみ野駅まで開通するなど、街並みは大きく変わりました。

昭和61年11月3日に、行政区再編により戸塚区から分かれて泉区が誕生しました。区名は、泉が湧き出るよう、若い活力を生み出しながら発展するようにとの願いから、区民により名づけられました。

平成11年には相鉄いずみ野線、市営地下鉄線が相次いで湘南台駅まで延伸し、区内に9つの鉄道駅を有するに至り、交通利便性が高まりました。平成14年には人口が15万人を超え、郊外部の住宅地として発展を続けています。

現況

泉区は、水と緑に恵まれた区です。区域の46.4%（令和5年度調査）が市街化調整区域で、樹林地や農地などの緑が多く残っており、緑被率は36.3%（令和元年度調査）と、市内で3番目に高くなっています。また、和泉川、阿久和川などの河川や湧水など豊富な水資源にも恵まれており、和泉川の「地蔵原の水辺」、阿久和川の5つの「まほろば」などの親水拠点のほか、泉区、戸塚区、藤沢市にまたがる県立境川遊水地公園など、自然豊かな水辺空間が数多く存在し、地域の方々に愛されています。

これらに加え、農業も盛んで、市内18区のうち、経営耕地面積が1番目、農家数は3番目（2020年農林業センサス）となっています。

都市基盤施設の整備も着実に進んでいます。道路に関しては、令和3年3月に開通した中田さちが丘線に続き、これに接続する権太坂和泉線（名瀬・岡津地区）の整備を進めています。河川に関しては、阿久和川において橋際橋から慶林橋区間の護岸整備が概成し、引き続き区間の河川管理用通路の整備を進めています。下水道に関しては、和泉中央北二丁目等の浸水被害解消に向け、令和3年12月より雨水幹線の整備を進めています。公園に関しては、中田町丸の内公園ほかでフェンスの設置や遊具の更新等を進めています。福祉施設に関しては、令和元年度に「岡津地域ケアプラザ」が開所、区内に7か所の地域ケアプラザがあります。

また、平成26年6月に返還された深谷通信所について、平成30年2月に策定された跡地利用基本計画に基づき、環境影響評価の準備書手続と併せ、都市計画手続を進めています。

相鉄いずみ野線ゆめが丘駅と市営地下鉄下飯田駅周辺において、「泉ゆめが丘地区土地区画整理事業」が進められ、大型商業施設の開業や集合住宅の建設など、地域に新たなぎわいが生まれています。令和6年9月には、換地処分の公告に伴い、新たな町名「ゆめが丘」が設定されました。

令和7年度 泉区運営方針

I 基本目標

みらいへ進もう！地域とともに

地域の皆様に泉区に住み続けたい、「住むなら泉区」と実感していただき、「子育てに優しいまち泉区」を目指し、あらゆる世代がいきいきと暮らせる持続可能なまちづくりを進めていきます。



II 目標達成に向けた施策

横浜市中期計画の基本戦略「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を踏まえ、以下の施策を開展していきます。

1 にぎわいの創出と発信による魅力づくり

ゆめが丘地区の新たなにぎわいを泉区全体に波及させるべく、農や伝統文化など、泉区ならではの魅力を区内外の方々に発信し、交流人口の増加や愛着心を高めるシティプロモーションを行います。

また、深谷通信所跡地などの地域特性を生かしたまちづくりを進めます。令和8年度の区制40周年や定住・転入に向けた取組を、多様な主体と連携し推進します。

2 区民の皆様とともに育む持続可能な地域づくり

地域の様々な活動に、将来を担う子どもたちが参画する風土をさらに醸成し、多世代交流や地域活動の活性化を図るとともに、地域主体の地域運営が行われるよう、地域支援チーム（泉区役所・社会福祉協議会・地域ケアプラザ職員で構成する支援体制）による支援を強化します。

また、GREEN×EXPO 2027開催の機運醸成と併せてグリーン社会の実現への行動変容を促す取組や、商店街のにぎわいづくりを推進します。

3 安全・安心のまちづくり

新たな地震防災戦略等を踏まえ、防災に関する「自助」「共助」の意識醸成を図るなど、区の防災に対する取組を強化します。また、防犯対策や感染症対策、道路等のインフラ施設の適切な維持管理など、安全に安心して暮らせるまちづくりを進めます。

4 あらゆる世代がいきいきと暮らせる繋がりづくり

誰もが安心して暮らせるまちをつくるため、第5期泉わくわくプラン（泉区地域福祉保健計画）の策定や泉区アクションプランを推進します。「子育てに優しいまち泉区」を目指し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援の充実、子育て支援活動の認知度向上と利用促進に向けた取組などを実施します。

また、障害児・者の理解促進と社会参加支援に向けた取組を推進します。

5 信頼される区役所づくり～チーム泉～

最も身近な行政機関として、基幹業務にしっかりと取り組みます。質の高いサービス提供により、区民の皆様の生活を支え、信頼される行政運営を推進します。

1

III 目標達成に向けた組織運営

○区民の皆様の信頼に応えます！

職員一人ひとりが、区民の皆様の「声」に耳を傾け、気持ちに寄り添い、ニーズを的確に捉えて区政に反映するとともに、正確で親切・丁寧な行政サービスを提供していきます。

○区役所全体で地域支援に取り組みます！

区役所の各部署が連携して、地域の皆様と顔の見える関係を深め、地域の状況や課題を一体的に把握します。各部署の専門性を活かしながら、区役所全体で地域支援・地域課題の解決に取り組んでいきます。

○「チーム泉」一丸で取り組みます！

市民目線とスピード感、全体最適の視点で、部・課の垣根を超えて「チーム泉」一丸となり区政を推進し、多様な課題に対応します。職位や所属に捉われず、タテ・ヨコのコミュニケーションを図り、一体感の醸成、組織力の強化を進めます。



瀬谷区

昭和63年8月制定

昭和44年10月1日創設
〒246-0021
瀬谷区二ツ橋町190
TEL 045-367-5656(代表電話)
FAX 045-365-1170

人口	121,076人	(令和7年4月1日現在)
世帯数	54,759世帯	(令和7年4月1日現在)
面積	17.17 km ²	(令和7年4月1日現在)
区の木	ケヤキ	(昭和59年10月制定)
区の花	アジサイ	(昭和59年10月制定)
区の鳥	オナガ	(昭和59年10月制定)

ホームページアドレス <https://www.city.yokohama.lg.jp/seya/>



あゆみ

現在の瀬谷区に当たる地域は、明治時代には鎌倉郡に属する農村地帯でしたが、村の統合などを経て、昭和14年に横浜市に編入されました。昭和20年代後半から公営住宅が相次いで建設され宅地化が進むと、人口が急増し郊外の住宅都市に変容しました。そして、昭和44年10月の行政区再編成によって瀬谷区が誕生し、令和元年に区制50周年を迎えました。

現況

瀬谷区は横浜市の西部に位置し、大和市や町田市と接する西の玄関口に当たります。昔ながらの相模野の面影を色濃く残し、南北に流れる5本の川と、豊富な生物相に恵まれた良好な緑地が多く残されており、水と緑に恵まれた環境です。和泉川では人や生き物にやさしい「ふるさとの川整備事業」により、川辺と樹林が一体となった光景は区を象徴するものとなりました。現在は二ツ橋～宮沢の約2.8km区間で6つの水辺が整備されており、豊かで魅力的な自然を楽しむことができる場所となっています。



瀬谷区総合庁舎・二ツ橋公園

区内では農業が盛んで、旧上瀬谷通信施設においては今後の土地利用と合わせて、農業振興に向けた検討が進められています。商業施設は三ツ境駅及び瀬谷駅周辺に立地しているほか、丸子中山茅ヶ崎線や環状4号線など幹線道路の沿道にも出店が進んでいます。また、東名高速道路横浜町田インターチェンジに近接した北部地域には、産業流通施設や工場などが集積していますが、近年は、住宅など他の用途への土地利用転換による周辺環境との調整が課題となっています。

まちづくりにおいては、平成27年6月末に日本側に返還された旧上瀬谷通信施設の土地利用の検討が進められ、GREEN×EXPO 2027の開催や、その後の「テーマパークを核とした複合的な集客施設」の立地等が予定されているほか、境川に特定都市河川浸水被害対策法の適用を受け、関連する地方公共団体等と連携して浸水被害対策の総合的な推進のための計画の策定を進めています。また、二ツ橋北部地区では、土地区画整理事業により、都市計画道路三ツ境下草柳線・瀬谷地内線とその沿道の整備を行い、交通利便性の向上や安全な歩行者動線の確保を目指したまちづくりを進めています。

瀬谷区の主要な生活拠点である瀬谷駅南口では、市街地再開発事業が行われ、再開発ビルや駅前広場等が整備されたほか、文化芸術活動の拠点として、令和4年3月、再開発ビル内に瀬谷区民文化センター「あじさいプラザ」が開館しました。

令和7年度 瀬谷区運営方針

I 基本目標

幸せが実感できる瀬谷づくり

～思い出も 未来も共に この瀬谷で～

地域とともに歩み、地域から信頼される区役所として、
基本目標の達成に向けて、2つの基本姿勢のもと取り組みます。

基本姿勢

1 基本的業務の
「正確・丁寧・公平・迅速」な遂行

2 区民の皆様に寄り添った
課題の解決

II 目標達成に向けた 施策

基本目標実現のため、全ての業務において基本となる窓口業務と
区の課題解決や住みたい・住み続けたいまちづくりに向けた4つの施策を柱として
一丸となって取り組んでいきます

施策4

賑わいと魅力の創出・
「GREEN×EXPO 2027」
に向けた機運醸成

施策1 安全・安心の住みやすいまち

P2

施策2

健やかな成長・
誰もが健康で自分らしい生活

P2

施策3 地域のつながり・ 支えあい

P2



詳細は
それぞれのページを
チェックしてね

III 目標達成に向けた 組織運営

区民満足度と職員満足度の向上のため職員一人ひとりが意識し、考えて行動することで

チーム瀬谷として組織運営に取り組んでいきます

区民満足度向上 のために

- ◆ 積極的な挨拶・声かけや
誠実で親身な対応、分かりやすい説明
- ◆ 迅速な対応(各種手続きのデジタル化等)や
誰もが利用しやすい窓口づくり
- ◆ 信頼される区役所を目指し、区民の皆様の視点に立ち
全体最適を意識した質の高いサービスを提供
- ◆ 地域課題を適切に把握し
地域との協働・共創を推進

職員満足度向上 のために

- ◆ 職員一人一人の個性や働き方を尊重し
互いに認め合い、支え合うことができる組織づくり
- ◆ 自由に自分の意見を発言できるなど
失敗を恐れず挑戦できる職場づくり
- ◆ 健康を意識し、全員が働きやすく
いきいきと活躍できる環境づくり
- ◆ 課内だけでなく、課の枠を超えた情報共有・連携強化

第6章

各局統括本部の事業案内

- ◆ 脱炭素・GREEN×EXPO 推進局
- ◆ 政策経営局
- ◆ 総務局
- ◆ デジタル統括本部
- ◆ 財政局
- ◆ 国際局
- ◆ 市民局
- ◆ にぎわいスポーツ文化局
- ◆ 経済局
- ◆ こども青少年局
- ◆ 健康福祉局
- ◆ 医療局・医療局病院経営本部
- ◆ みどり環境局
- ◆ 下水道河川局
- ◆ 資源循環局
- ◆ 建築局
- ◆ 都市整備局
- ◆ 道路局
- ◆ 港湾局
- ◆ 消防局
- ◆ 水道局
- ◆ 交通局
- ◆ 教育委員会
- ◆ 公立大学法人横浜市立大学

脱炭素・ GREEN × EXPO 推進局

サステナブルなグリーン社会の実現

2030 年度のハーフカーボン達成、2050 年のカーボンニュートラルの実現を目指し、脱炭素行動の促進・イノベーションをより一層推進するとともに、GREEN × EXPO 2027において、新たなグリーン社会の姿を、横浜から世界に発信すべく、市民・企業の皆様と共に取り組んでいきます。さらに、GREEN × EXPO を継承し、最先端のグリーンイノベーションを実装した次世代の社会モデルとなる上瀬谷のまちづくりを進めています。これら3つの取組を連動させ、一体的に推進することで、自然・人・社会が共に持続し、「カーボンニュートラル（脱炭素）」「ネイチャー・ポジティブ（自然との共生）」「サーキュラーエコノミー（循環経済）」を実現する「サステナブルなグリーン社会」を目指します。

《目標達成に向けた施策》

- 1 脱炭素化に向けた行動変容・イノベーション
 - (1) 市役所の率先行動
 - (2) 市民の行動変容
 - (3) 事業者の行動変容
 - (4) 脱炭素イノベーション
 - (5) サステナブルなグリーン社会に向けた連携・展開・発信

- 2 GREEN × EXPO 2027 の開催
- 3 上瀬谷のまちづくり
 - (1) 土地区画整理事業
 - (2) 広域防災拠点となる公園整備事業
 - (3) 周辺道路整備事業
 - (4) 交通輸送対策

脱炭素化に向けた行動変容・イノベーション

■市役所の率先行動（脱炭素マネジメント課、循環型社会推進課）

区庁舎の LED 化と再エネ化

横浜市地球温暖化対策実行計画（市役所編）における、公共施設の LED 導入目標の 3 年前倒し（2027 年度）での達成に向けて、区庁舎において、公共工事による照明 LED 化を進めています。令和 6 年度は、神奈川区、緑区及び磯子区総合庁舎の LED 化を実施しました。その他の公共施設についても、ESCO 事業など様々な手法の導入を検討し、LED 化を加速し、省エネを率先して進めます。

また、引き続き、市庁舎、区庁舎において再エネ電気を活用します。

公共施設への PPA 事業による再エネ設備導入

横浜市地球温暖化対策実行計画（市役所編）において、市役所の率先进的な取組の一つとして太陽光発電設備の導入を進めており、設置可能な 814 の公共施設を対象に 2035 年度までに導入割合 100% の達成を目指しています。

太陽光発電設備の導入にあたっては、初期費用や維持管理が不要な PPA 事業を活用することとしており、本市の実施する PPA 事業は、再生可能エネルギーを地産

地消し、平常時の温室効果ガス排出を抑制すると同時に、地域防災拠点等においては蓄電池を導入し非常時の防災用電源として活用することを目的としています。

令和 6 年度は、市立学校を中心に 23 施設に導入を進めるとともに、次年度の事業実施に向けた調査等を実施しました。

次世代自動車等の率先導入（公用車）

横浜市地球温暖化対策実行計画（市役所編）に基づき、2030 年度までに一般公用車における次世代自動車等（EV、PHV、FCV 及びハイブリッド自動車（HV））の導入割合を 100% にすることを目指し、公用車における次世代自動車等導入要領を運用しています。令和 6 年度は、市役所の率先行動の取組として、FCV 1 台を瀬谷区に導入しました。

風力発電事業

横浜市風力発電所（ハマウイング）は、横浜市の環境行動のシンボル的事業として平成 19 年 3 月に運用を開始しました。事業者と連携しながら、ハマウイングを活用した再生可能エネルギーの創出、普及啓発に取り組んでいます。

令和 6 年度実績：総発電量 1,892,186kWh

■市民の行動変容（脱炭素ライフスタイル推進課、循環型社会推進課）

脱炭素行動促進プロモーション

横浜市脱炭素・環境施策統一スローガン「YOKOHAMA GO GREEN」のもと、市民の皆様に向け、脱炭素行動の普及啓発を進めていきます。また、区役所と連携し、市民に身近なイベント等において、環境行動の実践に繋がる企画を実施していきます。

令和6年度には、「YOKOHAMA GO GREEN」の策定、脱炭素応援キャラクター「バクバク」を制作し、リーフレット等の広報物の作成やイベントにおけるブース出展を実施しました。引き続き、府内の脱炭素・環境施策と連携しながら、市民の皆様の行動変容の推進を図ります。

省エネ家電購入促進事業

家電製品のうち電力消費量が多いエアコン、冷蔵庫、LED 照明器具について、省エネ性能の高い製品への買い換えを促進し、家計負担の軽減と CO₂排出量の削減、脱炭素ライフスタイルへの更なる行動変容のきっかけづくりにつなげていくため、市民の皆様のエコ家電の購入を支援するキャンペーン「エコハマ」を令和5年度から実施しています。

令和6年度は約6.3万件の申請があり、約4000t-CO₂のCO₂排出量の削減効果がありました。

令和7年度はさらに省エネや再エネの創出・活用を促進するため、太陽光発電設備や燃料電池等の設備導入支援を行うとともに、設備導入により創出された環境価値を横浜市内で活用する、横浜グリーンエネルギーパートナーシップ事業を実施します。

次世代自動車の普及促進

運輸部門における温室効果ガス排出削減に向けた取組として、次世代自動車（電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV））の普及段階に応じた施策を実施しています。

本市は全住宅の6割を集合住宅が占め、全国と比較して割合が大きいことから、集合住宅を対象としたEV充電設備の設置に対する補助を引き続き実施するとともに、建物と車両との間で電気をやり取りできるV2H充放電設備の導入に対する支援を実施します。また、令和6年度にコンビニエンスストアを対象として開始した急速充電設備等設置費補助は、令和7年度は対象施設をドラッグストアやスーパー・マーケット等の商業施設等に拡充して実施するなど、充電環境の整備に取り組んでいます。

FCVについては、車両購入に対する補助を引き続き実施するとともに、公用車への率先導入を進めています。

令和6年度補助実績

V2H充放電設備設置補助：74件

急速充電設備等設置費補助：5件

FCV補助：11台

本市ではさらなる充電インフラ拡大に資する新たな仕組みづくりとして、令和3年度、全国で初めて公道上(注)

にEV用充電器を設置し、公道に充電器を設置する際の課題や有用性について検証する実証実験を実施しました。(注) 公道扱いである駐車帯（道の駅、サービスエリア、パーキングエリア）は除く。

これまで市内3か所（青葉区しらとり台、都筑区センター南駅広場、中区新港中央広場）で実証実験を行っていたEV用急速充電器の公道設置について、実験結果を踏まえ、事業化しました。また、事業利用におけるEV化促進のため、事業用車両向けEV充電ステーションを設置するなど、EVに乗りやすい環境整備や充電インフラ拡大に資する取組を進めました。



EV充電器の公道設置（新港中央広場）

郊外部のまちづくり

脱炭素化と地域課題の解決やにぎわいづくりを一体的に推進する「横浜版脱炭素化モデル事業」について、実施団体4者との連携により取組を推進しています。令和6年度は施設に太陽光発電設備、EV充電器等を設置し、発電した電力を活用して地域の課題解決に取り組みました。

また、新たに「脱炭素まちづくり推進事業」として、脱炭素行動に積極的に取り組む地域を公募・選定した2地区で、地域と一体となった脱炭素化に向けた市民の行動変容に向けた取組を行いました。

■事業者の行動変容（脱炭素マネジメント課、循環型社会推進課）

ヨコハマ SDGs デザインセンターを通じた試行的取組、Y-SDGs 認証制度

国から平成30年に選定された「SDGs未来都市」として、「環境を軸に、経済や文化・芸術による新たな価値・賑わいを創出し続ける都市」の実現に挑戦しています。

令和6年度は、食品ロス削減に資する取組として、消費期限内でありながら廃棄されてしまうパンや規格外野菜等の食品を購入できるロッカー型自動販売機を市内で7か所展開しました。また、高齢者や障害者の移動支援として、協賛企業を募り、椅子型自動運転モビリティを全国で初めて公立病院へ導入するなど、ヨコハマ SDGs デザインセンターを中心に、多様な主体との連携によるパイロットプロジェクト（試行的取組）を進めています。

事業者等の持続可能な経営・運営への転換に向けては、

「横浜市 SDGs 認証制度 “Y-SDGs”」の運用を通じた、認証事業者交流会の開催など、様々な企業・団体等と連携を進めました。さらに複数の金融機関とともに設立した「Y-SDGs 金融タスクフォース」をはじめとする14社と Y-SDGs 金融連携会合の開催など、事業者を金融面・非金融面から多面的に支援しています。

事業者脱炭素経営支援事業

2030 年のハーフカーボン及び 2050 年のカーボンニュートラル達成に向け、市内中小企業が脱炭素化の取組の実践につなげることを目的に、脱炭素化に関する情報や他社事例などを紹介する「脱炭素ガイドライン」を作成しました。企業のみならず、金融機関等でも活用してもらうことで、市内中小企業の脱炭素化への意識を高め、行動変容へつなげます。また、横浜市地球温暖化対策事業者協議会の運営、エコアクション 21 認証・登録の支援などを実施しました。

事業者温暖化対策促進事業

横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づき、温室効果ガス排出量の多い事業者に対して計画書の提出及び実施状況の報告を義務付けています。さらに、計画や実施内容への市による評価などを行うことで、温室効果ガスの排出抑制を促しています。

また、市内に電気を供給する小売電気事業者から、再生可能エネルギーにより発電された電気の割合などの計画や実績報告を義務付けています。さらに、計画や実績報告の情報を市がわかりやすく公表することで、二酸化炭素の排出が少ない電気の普及につなげます。

電気 (EV) バス補助、燃料電池 (FC) バス補助等

運輸部門の温室効果ガスの排出削減及び大気環境の更なる改善を図るために、路線バスの脱炭素化が重要な課題です。路線バスの EV 化を促すため、令和 6 年度から、EV バス及び EV バス用の充電設備の導入に係る費用の一部補助を開始しています。

また、FC バスについて、引き続き補助を実施します。

■脱炭素イノベーション（循環型社会推進課）

横浜脱炭素イノベーションの創出

2050 年カーボンニュートラルの達成には、省エネや再生可能エネルギーの拡大など既存の取組に加えて、化石燃料を利用する熱分野などの脱炭素化への取組も必須です。令和 6 年度も「横浜脱炭素イノベーション協議会」を開催し、引き続き化石燃料からの脱却に向けた水素等次世代エネルギーの普及促進や、二酸化炭素を分離・回収して活用する CCU に関する技術開発など、横浜市の多様な企業が集積する強みや、これまで築かれた社会基盤等のポテンシャルを生かし産学官で脱炭素イノベーション創出を目指しています。

令和 6 年度には、新たな水素の需要創出を目的として、水素利用設備の補助を開始しました。また、ごみ焼却工場の排ガスから分離・回収した CO₂ をメタネーションに利

用する実証を民間事業者と継続して実施するなど、カーボンニュートラルに向けた市内の連携、技術開発を推進していきます。

都心部のまちづくり（脱炭素先行地域の取組推進）

国から「脱炭素先行地域」に選定されている「みなとみらい 21 地区」において、参画施設とともに 2030 年度までに「電力消費に伴う CO₂ 排出実質ゼロ」の実現に取り組み、さらに熱の脱炭素化を目指していきます。

令和 6 年度は、国の補助金を活用し、参画施設が実施する照明の LED 化等の省エネ設備導入に加え、建物敷地内の通路を活用した路面太陽光発電設備の設置など、新たな再エネ電力の導入等に取り組みました。また、使用済みペットボトルを新たなペットボトルに再生するボトル to ボトルリサイクルの事業の本格運用等の廃棄物の削減・利活用に向けた取組を実施しています。

再エネ電気供給に向けた取組

再エネポテンシャルの低い横浜市は、市外からの再エネ供給が必要であることから、再エネ資源を豊富に有する自治体や他事業者との連携協定を通じて、都心部をはじめ、市内への再生可能エネルギーの供給拡大に向けた環境整備に取り組んでいます。あわせて、相互の地域活性化につながる交流など、連携した取組を進めています。

また、市内の家庭・事業者等において太陽光発電設備や蓄電池の導入などを促進するため、近隣の自治体等と連携したキャンペーンなどを実施しています。

次世代型太陽電池活用推進事業

横浜発の新技術であるペロブスカイト太陽電池をはじめとした次世代型太陽電池の認知度の向上、早期実用化の後押しを行うとともに、市民や事業者の皆様の脱炭素化への機運醸成に向けて、企業・大学・関係団体等と連携し取組を推進しています。

令和 6 年度は、市庁舎を始めとした公共施設で、ペロブスカイト太陽電池や建材一体型太陽電池等の次世代型太陽電池の実証実験を 4 件開始しました。

令和 7 年度も引き続き、次世代型太陽電池の市域での実証実験を推進し、多くの市民・事業者の皆様の脱炭素への意識向上につなげていきます。また、次世代型太陽電池の公共施設への実装に向け検討を進めています。

■サステナブルなグリーン社会に向けた連携・展開・発信（戦略企画課、脱炭素ライフスタイル推進課、GREEN × EXPO 推進課）

令和 6 年度は、地球にやさしい未来の暮らしをつくる横浜の人や活動を紹介し、賛同者・参画者を増やしながら、新たなグリーン社会の実現を市民や企業・団体の皆様と共に推進することを目的としたプロジェクト「地球 1 個分で暮らそう STYLE100」を立ち上げたほか、環境にやさしい生活や社会を目指し、次世代の若者が議論しアクションを起こすきっかけとなる「ヨコハマ未来

創造会議」の活動を本格始動させました。

令和7年度も、「STYLE100」及び「ヨコハマ未来創造会議」の運営を引き続き行います。

また、市内の小中学生等が、GREEN × EXPO 2027を通じて、地球規模の課題を自分事として捉え、新しいグリーン社会への意識を高めるきっかけとなるよう、教育プログラムの企画等を行います。さらに、グリーン社会の実現につながる新たな取組の創出や行動変容に向け、GREEN × EXPO 2027などを通じた体験・参加型の発信等について検討を進めます。

国際関係については、令和6年度は、5月にバチカン市国で開催された気候変動をテーマとした国際会議で本市の取組を紹介するとともに、6月には、脱炭素ワークショップをバンコクで開催し、両市の知見・取組の共有や、アジアの脱炭素化に向けた連携の強化を図りました。10月には、第13回アジアスマートシティ会議を横浜で開催（46か国から約2,200人参加）し、39の海外都市・政府機関等の賛同のもと、アジアのグリーン社会の実現に向けた横浜宣言を行いました。

令和7年1月には、独立行政法人国際協力機構（JICA）と連携し、アジアや中南米の6か国の自治体職員等に、約3週間にわたり気候変動対策に関する研修を実施し、海外諸都市の脱炭素化に貢献しました。

3月には、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の専門家が参加するセミナーや、経済協力開発機構（OECD）による、日本の環境保全の成果に関する報告書の公表イベントなどを、環境省等と連携して横浜で開催しました。

令和7年度についても、横浜市長が理事を務めるGCoM（世界気候エネルギー首長誓約）や、ICLEI（持続可能な都市と地域をめざす自治体協議会）、C40（世界大都市気候先導グループ）等の国際ネットワークや脱炭素に関連する国際会議に参加し、海外諸都市と連携しながら、世界の脱炭素化推進に貢献していきます。

GREEN × EXPO 2027 の開催

■ GREEN × EXPO 推進事業（GREEN × EXPO 推進課）

2027年に旧上瀬谷通信施設で開催される GREEN × EXPO 2027の成功に向け、主催者である公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（以下、「GREEN × EXPO 協会」という。）と連携して、取組を進めています。圧倒的な花と緑で来場者をお迎えするとともに、私たちの生活に大きな影響をもたらす気候変動に着目し、環境と共生し市民の皆様と共につくる「環共」を感じていただける、国際博覧会を目指しています。

令和6年度は、昨年度に引き続き、GREEN × EXPO 協会、18区役所等と連携した広報PR・機運醸成を実施しました。また、会場建設費について、補助金等を本市からGREEN × EXPO 協会へ支出しました。

開催まで500日前、1年前を迎える令和7年度は、会場整備の進展、会場内発信の検討、さらなる機運醸成等、あらゆる取組を本格化させていく1年となります。多くの市民や企業の皆様にご期待いただき、そしてご参加いただけよう、これまで以上に積極的な情報発信を行い、横浜の持つ市民力を發揮しながら、市民の皆様と共に創り上げる博覧会となるよう取組を進めています。

上瀬谷のまちづくり

■ 土地区画整理事業（上瀬谷整備推進課）

旧上瀬谷通信施設地区では、広大かつ豊かな自然環境を活かし、農業振興と都市的土地区画整備による郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しています。

地権者で構成されるまちづくり協議会とともに検討を進め、次世代に向けたテーマパークを核とした複合的な集客施設の立地を目指す「観光・賑わい地区」、サステナブルなグリーン社会を発信するGREEN × EXPO 2027を継承する「防災・公園地区」、新たな都市農業モデルとなる拠点を形成する「農業振興地区」、災害時ににおける救援物資の受け入れ等に寄与し、新たな技術を活用した「物流地区」の4つの地区を配置した「土地利用基本計画」を策定し、都市計画決定、事業計画決定を経て令和4年度から事業着手しています。

令和5年11月の仮換地指定を経て、基盤整備工事に着手しました。

令和6年度以降は地区全体の将来の土地利用を見据えながら、GREEN × EXPO 2027の開催までに必要な、道路・上下水道の整備や調整池の整備、会場エリア等の整地を着実に進めるとともに、郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指し、観光・賑わい地区の事業予定者との計画協議などを進めています。また、農業振興地区における営農者等と新たな都市農業に向けた具体的な検討も進めています。

■ 広域防災拠点となる公園整備事業

（上瀬谷公園企画課・上瀬谷公園整備課）

旧上瀬谷通信施設地区の「防災・公園地区」において、GREEN × EXPO 2027の跡地に「環境」と「防災」をテーマにした（仮称）旧上瀬谷通信施設公園を整備します。本市で初めての広域防災拠点となる、大規模災害時に全国から集まる応援部隊を受け入れるベースキャンプ機能などを有する公園として検討を進めています。

令和5年11月から公園整備工事に着手し、令和6年度は、GREEN × EXPO 2027の会場の基盤ともなる公園整備（植栽、園路、広場など）を行うとともに、「環境」と「防災」をテーマとした「新しい公園」構造の策定に向けて、次世代を担う市民や活動団体等との対話の実施及び、広域防災拠点となる公園の防災機能の検討を行いました。令和7年度は引き続き、公園内の上下水道や電気設備、植栽、園路・広場、相沢川・和泉川の生物生息

環境、公園の拠点施設であるパークセンターの整備を進めるとともに、閉幕後の公園整備に向けて、次世代を担う市民や活動団体、企業の皆様と対話を重ねながら、ソフト・ハードの両面で検討を進めます。

引き続き設計を進めるとともに、都市計画等の法定手続きや事業計画等の検討を進めます。

■周辺道路整備事業（上瀬谷整備推進課）

上瀬谷周辺の日常的な渋滞の解消に向けた都市計画道路の整備を着実に進めることにより、GREEN × EXPO 2027 開催時における円滑な交通の確保につなげるとともに、その後の新たなまちづくりに向け、土地区画整理事業での道路整備と併せて、道路の拡幅、新設、交差点立体化を進めています。

令和6年度は、八王子街道の拡幅や瀬谷地内線の整備に向けて、用地取得、設計、工事等を進めるとともに、環状4号線と八王子街道が交差する目黒交番前交差点の立体化に向けた工事を実施しました。令和7年度も引き続き、これらの整備を進めます。

■交通輸送対策（GREEN × EXPO 推進課、上瀬谷交通整備課）

郊外部の新たな活性化拠点の形成に向けた交通環境整備

上瀬谷地区における新たな活性化拠点の形成により、本市西部地域に多くの来街者が見込まれることから、同地区や近傍の拠点駅周辺において、住民や来街者が安全・快適に移動できるよう、駅前広場の改良や歩行者・自転車の通行環境の整備など公共空間の整備を進めます。また、GREEN × EXPO 2027 開催時には安全かつ円滑な移動を確保します。

令和6年度は、十日市場北口駅前広場の機能向上のための検討などを行いました。令和7年度は、具体的な設計を進めるとともに、一部工事に着手します。

新たな交通整備事業

道路混雑の抑制や来街者への交通利便性の向上、将来的には誰もが移動しやすい持続可能な地域交通を目指し、本市西部地域の交通ネットワークを構築していくことを目的に、瀬谷駅を起点とする新たな交通を導入するものです。

令和6年度は、瀬谷・上瀬谷間の専用道の設計に着手し、都市計画等の法定手続きに向けた準備を進めるとともに事業計画等の検討を行いました。令和7年度は、引き続き、瀬谷・上瀬谷間の専用道の整備に向けた設計や都市計画の法定手続きを進めます。また、本市西部地域の交通ネットワークの構築に向けた基本計画の検討を進めます。

インターチェンジ整備事業

旧上瀬谷通信施設地区に整備を予定している広域防災拠点の機能を最大限に発揮するとともに、市民の暮らしや経済の活性化に繋がる安定的な物流の確保を目指し、東名高速道路と同地区を直結するインターチェンジを整備するものです。令和6年度は、整備に向けた設計・調査等を実施し、環境影響評価の手続きに着手しました。令和7年度は、

政策経営局

持続可能な市政運営の実現に向けた、中期計画の推進、データに基づく経営サイクルの確立

横浜市の市政運営の方向性を示す「横浜市中期計画 2022～2025」に掲げた基本戦略「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」の実現に向け、様々な政策・施策に取り組んでいます。

現在の政令指定都市制度を抜本的に見直し、横浜にふさわしい、新たな大都市制度である「特別市」の早期法制化の実現に向けた検討、調整、市民の皆さんへのPR等を行っています。

誰もが多様な生き方を選択できる社会の実現を目指して、働く女性への支援、誰もが働きやすい職場づくりを進める企業支援、DV 防止とあらゆる暴力の根絶などに取り組んでいます。

広報と報道、プロモーションを一体的に展開し、市民の皆さんの立場に立った「迅速・正確」な情報発信を行います。また、市の施策や魅力を国内外に広く効果的に発信し、横浜の都市ブランド力の向上を図ります。

トップマネジメントの推進 (経営戦略課)

■市政運営の基本方針

1 市政運営の基本方針の位置付け

市政運営の基本方針は、年度ごとの（1）横浜市全体の運営方針、（2）予算の方向性を示し各区局統括本部が策定する運営方針の指針となるものです。

2 令和7年度の市政運営の基本方針

「令和7年度の市政運営の基本方針」を令和7年2月7日に公表しました。令和7年度は、横浜を将来にわたって発展させていくため、あらゆる世代の市民の皆さんのが心豊かな暮らしを送ることができ、魅力と活力にあふれ、人にも環境にもやさしい、サステナブルで未来志向のまちをつくるとともに、データも十分活用しながら持続可能な市政運営を実現するとしています。

■横浜市専門委員の運営

横浜市の将来を展望し、確かな未来をつくるため、行政の発想に留まらない様々な知恵を集めて市政運営に反映する必要があります。そのため、市政運営について、外部の専門的視点からの助言や、最新の知見等をいただくことを目的として、地方自治法第174条の規定により、横浜市専門委員を設置しています。

重要施策の企画・総合調整

■横浜市中期計画2022～2025の進行管理 (経営戦略課)

政策・施策を効率的・効果的に推進するため、設定した指標の状況などを毎年度検証し、事業の見直しを行うなどPDCAサイクルを機能させ、計画の進行管理を行います。

進行管理においては、各年度の実績等の進捗状況をとりまとめ、公表します。また、中間振り返り（令和6年度）・最終振り返り（令和8年度）時には、市民インタビュー、外部有識者へのヒアリングを行い、進捗状況等に対する意見をいただき公表します。

令和7年9月に、令和4～6年度中の実績を「横浜市中期計画 2022～2025 進捗状況（第3期）」として取りまとめ、公表しました。

■横浜市 デジタル田園都市国家構想の実現に向けたまち・ひと・しごと創生総合戦略の進行管理（経営戦略課）

国が令和4年に策定したデジタル田園都市国家構想総合戦略を受け、令和5年12月に策定した「横浜市 デジタル田園都市国家構想の実現に向けたまち・ひと・しごと創生総合戦略」について、令和7年9月に、令和4～6年度中の実績を取りまとめ、有識者意見とともに公表しました。

■戦略的・総合的な財源確保策の推進 (財源確保推進課)

横浜の持続的な成長・発展に向けて、政策課題の解決を図るため、財源を安定的・構造的に充実させていく観点から、戦略的・総合的な財源確保の取組を推進しています。

個人版ふるさと納税については、「更なる寄附金の確保」、「市内事業者支援」及び「市の魅力PR」に向けて、引き続き、寄附管理等業務を民間委託した上で、市内産品や体験型といった横浜ならではの返礼品の拡充、WEBマーケティングに基づくプロモーションの強化、寄附用ポータルサイトの充実等に取り組んでいます。

また、庁内の各部署が、企業版ふるさと納税や広告、ネーミングライツなどの財源確保策を推進できるよう、機運醸成や取組環境の整備、案件形成に向けた伴走支援などを行っているほか、財源確保の視点も踏まえた戦略的なまちづくりの調査検討にも取り組んでいます。

■新たな大都市制度「特別市」の早期法制化の実現に向けた取組（制度企画課）

大都市が抱える課題に対処し、将来にわたってより良い行政サービスを提供し続けていくためには、それにふさわしい権限と税財源を持ち、市域の仕事を一貫して担う「特別市」制度の実現が必要です。

「特別市」の早期法制化に向けて、川崎市・相模原市や指定都市市長会とも連携し、国等への働きかけや、特別市の更なる理解促進、機運醸成につなげるために、市民の皆さんへの説明会やシンポジウムの実施などの広報活動を行っています。また、附属機関「横浜市大都市自治研究会」において、特別市の法制化に向けた諸課題と対応方策等について調査審議しています。

■地方分権の推進（広域行政課）

市民の皆さんに最も身近な基礎自治体である横浜市が、地域のニーズや実情に合わせて総合的で一元的な行政サービスを提供するためには、国や県からの権限・税財源の更なる移譲が必要です。

国の地方分権の動向などに合わせて、他の自治体とも協力しながら、国への働きかけなどの取組を行っています。

■国の制度及び予算に関する提案・要望（広域行政課）

最大の基礎自治体である横浜市ならではの視点に立って、日本全体の課題解決と持続的な成長につながるよう、特に重要な施策に係る提案・要望を国へ行っています。

■首都圏空港機能強化関連施策の推進 (経営戦略課)

平成22年10月に羽田空港の新滑走路と国際線ターミナルが供用開始され、国際定期便の就航が開始されました。

た。平成25年度末に年間9万回だった国際線発着枠は、東京2020オリンピック・パラリンピックに向けて機能強化が進められ、令和2年3月に年間12.9万回に拡大されました。

本市としても空港との近接性をいかし、国等と協力した取組を進めています。

■「海洋都市横浜」を目指した取組 (経営戦略課)

平成19年に制定された海洋基本法、法に基づく海洋基本計画を踏まえ、教育・研究・産業等の活動の拠点となる都市「海洋都市横浜」を目指し、取組を進めています。

平成27年9月には、産学官がこれまで以上に連携し、海洋に関する取組を展開できるよう「海洋都市横浜うみ協議会」を設立しました。この協議会を中心に、「海洋都市横浜うみ博」や「海と産業革新コンベンション」をはじめとした「海洋に関する活動の総合的な情報発信」「市民の海に関する理解や関心の向上」「海洋環境の保全」「海洋産業の振興」などの取組を進めています。

■原油価格・物価高騰対策（経営戦略課）

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の状況を踏まえ、原油価格・物価高騰対策を実施し、厳しい社会環境にある市民や事業者の皆さんの安全・安心な生活の維持や市内経済の活性化を推進しました。

市政運営に関する総合調整

■広域的な行政の推進（広域行政課）

現在、市民の皆さん的生活は、通勤・通学だけでなく、消費活動、文化活動などの面でも、一つの行政区画を越えた広がりを持っています。また、防災・危機管理、廃棄物処理等、首都圏全体に共通する広域的な行政課題が多くなっています。

これらに対応するには、神奈川県や川崎市などの県内自治体はもとより、東京都をはじめとする首都圏自治体等と協調・連携した取組が欠かせません。さらに、大都市問題などの解決に向けて、全国の政令指定都市との共同の取組も必要です。

このため、指定都市市長会、九都県市首脳会議、8市連携市長会議、全国市長会、神奈川県市長会、県・横浜・川崎・相模原四首長懇談会等を通じて、各種調査の実施、関係自治体との協議・調整、国等への提言・要望及び情報交換等、広域的施策の展開に向けた取組を行っています。

■道志村及び昭和村との友好交流促進事業 (広域行政課)

横浜市と山梨県道志村は、明治30年に道志川から取水を始めて以来、水を通じて様々な交流を続けています。平成16年6月には「横浜市と道志村の友好・交流に関する協定」、平成26年10月には「災害時における相互

応援に関する協定」及び「道志村への水源林木材の寄附に関する協定」を締結しました。

横浜市と群馬県昭和村は、横浜市の施設である「横浜市少年自然の家赤城林間学園（旧「横浜市赤城山市民野外活動センター」）を昭和47年に昭和村に開設して以来、様々な交流を行っています。平成17年7月には、「災害時における相互応援に関する協定」、平成25年10月には「横浜市と昭和村の友好・交流に関する協定」を締結しました。

また、山梨県道志村との協定締結から20周年、群馬県昭和村との協定締結から10周年の節目を迎えるにあたり、両村との友好交流発展に向けた共同宣言を発表しました。

これらの協定等に基づき、市民・村民の皆さんの活発な交流が進められるよう、また、市・村間の相互協力を通じて、地域が活性化するよう取り組んでいます。

■横浜市強靭化地域計画の推進（経営戦略課）

国土強靭化基本法に基づき「横浜市強靭化地域計画」を策定し、様々な自然災害による被害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興できる「強さ」と「しなやかさ」を持った都市づくりを推進しています。

■データ経営の推進（データ経営課）

「3つの市政方針^(*)にもとづく予算編成・執行・評価・改善」という経営サイクルを、データに基づき実践し、施策の質向上と事業の創造・転換を推進しています。

- ・施策評価として、施策ごとに、施策目的と紐づく事業の整合性などを、ロジックモデル等を活用して確認・検証し、施策の質を高めながら効果的な事業への転換や類似事業の整理等の検討をプロジェクト形式で段階的に実施しています。

- ・区局への伴走支援を通じてデータに基づく事業改善事例を創出するとともに、職員のスキル向上やオープンデータ化等の取組によりデータ活用を推進しています。
- ・新たな財務会計システムを基盤とした行政経営プラットフォームを構築しながら推進しています。

※「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」、「横浜市中期計画2022～2025」、「行政運営の基本方針」。

■統計調査（統計情報課）

「国勢調査」をはじめ「経済センサス」「住宅・土地統計調査」「就業構造基本調査」などわが国の統計体系上、基礎的で重要な基幹統計調査を国の法定受託事務として実施しています。また、各種施策企画立案の基礎資料として「国勢調査」などについては、横浜市分の結果をとりまとめた報告書を発行しています。

このほか、市政運営の基本となる人口や世帯数の公表、また、横浜市の経済規模や構造、所得水準などを体系的にとらえた市民経済計算による市内総生産や市民所得の推計などを行っています。

■統計情報提供事業（統計情報課）

横浜市統計ウェブサイト「統計情報ポータル」(<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/tokei-chosa/portal/>)や、統計メールマガジン「はまめる」で、府内外に統計情報を提供しています。平成26年度からは統計データのオープンデータ化を順次進めています。

また、総合的統計資料である「横浜市統計書」や他の政令指定都市等と共同で「大都市比較統計年表」を編集し毎年発行しています。

男女共同参画の推進

（男女共同参画推進課）

■「第5次横浜市男女共同参画行動計画（令和3～7年度）」に基づく政策の推進

「横浜市男女共同参画推進条例」に基づき「横浜市男女共同参画行動計画」を策定し、男女共同参画社会の実現を目指した施策を総合的かつ計画的に推進しています。

1 女性活躍のさらなる推進

(1) 女性デジタル人材育成事業

女性のデジタルスキル習得からデジタル分野への就業までを支援するプログラム「横浜市Webマーケティングキャリアスクール」を実施しました。

(2) よこはまグッドバランス企業

誰もが働きやすい職場環境づくりを積極的に進める市内企業等を「よこはまグッドバランス企業」として認定し、その取組を広く紹介することで、他の企業等への普及・啓発を図っています。

2 安全・安心な暮らしの実現

若年層向けに、予防教育（生徒向け出前ワークショップ・教職員向けオンライン研修等）、相談（デートDVチャット相談窓口）、被害・加害者プログラム（専門相談員の学校派遣）、広報・啓発（SNSによる若年層への広報・啓発等）の4つを総合的に推進する「デートDV防止事業」を実施し、予防から回復まで切れ目なく支援しています。

3 誰もが活躍できる豊かな地域・社会づくり

(1) 地域におけるジェンダーに関する理解促進事業

ジェンダーに関する理解促進に向けて、NPOや市民団体との協働により、ジェンダーをテーマとした市民向けワークショップの担い手を育成しました。

(2) 地域防災における男女共同参画の推進

地域防災拠点の運営に男女共同参画の視点を取り入れられるよう、市内全域の地域防災拠点運営委員長、役員等を対象に、男女共同参画の視点を取り入れた防災研修を実施しました。

(3) 男女共同参画貢献表彰

横浜市において男女共同参画社会の形成に積極的に取り組み、他の模範として推奨できる個人又は団体を表彰し、その活躍を広く市民の皆さんにお知ら

せることで、男女共同参画への理解促進や取組の普及を図っています。

(4) 男女共同参画関連調査

施策の立案等の基礎資料とするため、市民の皆さん・事業者の意識、実態や社会動向の変化について、調査研究を実施しています。

令和6年度は「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。

4 行政運営（計画の推進に係る体制整備）

(1) 横浜市男女共同参画審議会

市長の諮問に応じ、男女共同参画行動計画その他男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議するため、市長の附属機関として、学識経験者、市民及び事業者等からなる横浜市男女共同参画審議会を設置しています。

(2) 横浜市男女共同参画推進会議

男女共同参画行動計画の効果的な推進を図るために、横浜市男女共同参画推進会議（市長・副市長、全局統括本部長、代表区長で構成）を設置し、男女共同参画関連施策に係る重要事項に関する審議や計画の進捗管理を行っています。

(3) 横浜市DV施策推進連絡会

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためにの施策を関係機関等の連携協力のもと総合的に推進するにあたり、関係者間の円滑な情報交換・情報共有を実施しています。

(4) 横浜市女性活躍推進協議会

市内経済団体等や行政が連携し、市内企業の女性活躍を推進するための意見交換・情報共有を実施しています。

また、女性活躍・働き方改革企業応援サイト「ジョカツナビ@横浜」において、女性活躍推進や働き方の見直しに関する取組を発信しています。

■横浜市男女共同参画センター運営事業

男女共同参画センター3館において、男女共同参画に関する相談、講座、講演会等の開催、資料及び情報の収集・提供を行っています。また、市民の皆さん及び事業者への活動の場の提供等を行っています。

男女共同参画センター横浜

所在地 戸塚区上倉田町 435-1

TEL 045-862-5050

開館 昭和63年9月

入館者総数 235,756人（令和6年度）

施設概要 ホール、セミナールーム、会議室、和室、音楽室、多目的スタジオ、生活工房、フィットネスルーム、情報ライブラリ、相談室、子どもの部屋、活動交流コーナー、健康サロン

男女共同参画センター横浜南

所在地 南区南太田 1-7-20

TEL 045-714-5911

開館 平成17年4月

*横浜市婦人会館廃止後、建物を利用して設置

入館者総数 127,352人（令和6年度）

施設概要 研修室、会議室、和室、音楽室、生活工房、トレーニング室、相談室、子どもの部屋、交流ラウンジ

男女共同参画センター横浜北

所在地 青葉区あざみ野南 1-17-3

TEL 045-910-5700

開館 平成17年10月

入館者総数 248,597人（令和6年度）

施設概要 レクチャールーム、セミナールーム、会議室、音楽室、生活工房、健康スタジオ、相談室、子どもの部屋、交流ラウンジ

■公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会

事務局 戸塚区上倉田町 435-1 (TEL 045-862-5053)

男女共同参画の推進に関する施策を実施するとともに、市民の皆さん及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するため、次のような事業を行っています。

- 1 男女共同参画に関する相談
- 2 男女共同参画に関する講座・研修の企画実施
- 3 男女共同参画に関する調査研究及び広報啓発
- 4 男女共同参画に関する情報の収集及び提供
- 5 男女共同参画に関する市民活動の支援及び市民等との協働・連携
- 6 男女共同参画推進に関する施設の管理運営

シティプロモーションの推進

■広報活動（広報・プロモーション戦略課）

広報紙発行（表1参照）

テレビ・ラジオ広報（表2参照）

インターネット広報（表3参照）

その他の広報（表4参照）

表1 広報紙発行

印 刷 物 名	内 容	配 布 方 法 等
広報よこはま	区版と市版を一体印刷して毎月1回発行 視覚障害者に対して「点字版」（市版のみ）と「録音版」（区版・市版）も発行	自治会町内会等を通じ、毎月各世帯に配布 市内公共施設、駅などに設置しているPRボックスでも配布

表2 テレビ・ラジオ広報

	番組名	放送局	放送日時	内 容
テレビ	ハマナビ	テレビ神奈川	毎週土曜日 午後6時から30分間	市政や観光・グルメ・イベント情報・市民活動などを紹介
ラジオ	YOKOHAMA My Choice!	FMヨコハマ	毎週日曜日 午前9時30分から30分間	市政や観光・イベント情報を音楽と共に紹介
	Happy Voice! From YOKOHAMA 内 ハッピーライチ押し情報※1	ラジオ日本	年6回金曜日 午後0時40分から10分間	市の重要な施策や観光・イベント情報を紹介（生放送）
	Public Service Announcement	インター FM897	毎週月～金曜日（中国語、韓国・朝鮮語、英語、スペイン語、ポルトガル語）午後0時55分から3分間	市政や生活情報を5か国語で紹介

※1 令和6年度（令和7年3月）で終了

表3 インターネット広報

媒 体	内 容	提 供 方 法 等
ウェブサイト	市政情報の提供、広報よこはま市版（ピックアップ版・やさしい日本語版掲載有）のウェブ版での提供、英語・中国語・ハングル及びやさしい日本語による在住外国人向けの情報提供	随時更新 https://www.city.yokohama.lg.jp/
横浜移住サイト	横浜での暮らしの魅力を発信するウェブサイトとして、子育て・教育、住まい、働く、エンタメ、交通利便性、エリア紹介などの居住地の検討に必要な情報を提供	随時更新 https://iju-sumu.city.yokohama.lg.jp/
LINE	横浜市からのお知らせやイベント情報の配信、図書館の蔵書検索や粗大ごみの申込、道路の損傷通報など各種サービスの提供	随時メッセージ配信 横浜市LINE公式アカウント LINE ID @cityofyokohama
X(旧Twitter)	横浜市からのお知らせやイベント情報の発信	随時更新 アカウント @yokohama_koho
YouTube	横浜の魅力や事業を動画で紹介	随時更新 YouTube 横浜市公式チャンネル「CityOfYokohama」 https://www.youtube.com/user/CityOfYokohama
スマートニュース	スマートフォン・タブレット用のニュースアプリ「スマートニュース」に「横浜市チャンネル」を開設、市政情報を配信	随時更新 スマートニュースアプリ「横浜市チャンネル」 https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho-koho/sns/other/smартnews.html
広報紙閲覧サービス カタログポケット	広報よこはま市版及び18区版の多言語版の提供（日本語の他9言語、音声読み上げ・ポップアップ機能有）	毎月更新 パソコンやスマートフォンアプリで閲覧 https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho-koho/insatsubutsu/koyoko/shiban/catalogpocket.html
Instagram	シティプロモーションにつながる写真・動画を発信	随時更新 アカウント @findyouryokohama_japan
Facebook	横浜の魅力を伝え、横浜への愛着を深めることを目的とした記事を発信	随時更新 https://www.facebook.com/city.yokohama.promotion

表4 その他広報

媒 体	内 容	提 供 方 法 等
デ 一 タ 放 送	市政情報、イベント情報など	tvk 地上波デジタル放送、tvk「自治体データ放送のご紹介」(WEB)
民 間 紙 と の 協 働	民間で発行している媒体に、市政情報を提供	リビング新聞(紙面、WEB版)

■シティプロモーション(広報・プロモーション戦略課)

横浜への居住促進など「選ばれる街」であり続けるため、都市ブランドを向上させることを目的に、子育てしやすい街であることをはじめとした様々な魅力を市内外へ発信し、戦略的・効果的なシティプロモーションを実施します。

また、シティプロモーション基本方針を活用し、研修、相談支援体制を整え、職員の広報プロモーション力の向上を目指すとともに、データに基づく効果測定を行うことで、より効果的なプロモーションを展開します。

■フィルムコミッショナ(広報・プロモーション戦略課)

市内における映画やドラマ等の撮影支援を通じた横浜の魅力発信により、横浜の都市ブランド向上及び作品を通じた施策の理解促進につなげます。

■市政報道の推進(報道課)

市民の皆さんに的確かつ迅速に市政情報を提供するため、報道機関と調整を図り、円滑な連絡体制を確立するとともに、広く報道情報を収集、把握し、整理します。

新たな価値を共に創り出す 「共創」の取組(共創推進課)

■共創推進の指針

共創の理念や目的を公民で共有化するための「共創推進の指針」に基づき、民間の皆さんと行政との対話を通じて、「質の高いサービスの提供」や「新たなビジネスチャンスの創出」、「横浜らしい地域活性化の推進」などに向けた新たな価値を共に創り出す「共創」の取組を進めています。

■公民による対話と交流

民間事業者から公民連携に関するさまざまな相談・提案を受け付ける窓口として「共創フロント」を開設しています。共創フロントでは、平成20年度から令和6年度末までに1,341件の提案を受け付け、うち571件が実

現しました。

地域課題の解決と、環境・経済・社会の調和による持続可能な発展と市民のウェルビーイングの実現を公民連携で目指すビジョン「横浜版地域循環型経済(サーキュラーエコノミーplus)」を推進する取組を実施しました。具体的には、市域鉄道沿線における休耕地を活用したオリーブ栽培、養蜂と園芸の取組、商店街のにぎわいづくりの取組を支援するとともに、対外的に発信するプロモーションを行いました。

また、協働・共創の一体的な取組を発信する「ヨコラボ2024」及び「サーキュラーエコノミーplus×EXPO」を開催しました。当該イベントのプログラムの一環で、主に小学生から大学生の「こども・若者」が主体となり横浜の未来を切り拓く議論と実践の場として、「よこはま未来の実践会議」を実施しました。

■指定管理者制度

指定管理者制度は、多様化する市民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的として、平成15年6月の地方自治法改正により導入されました。本市では新横浜公園や各区の地区センターなど、令和6年度末指定済964施設において指定管理者の指定を行っています。

公の施設のより良い施設運営と市民サービスの向上を図るために、本市独自の制度として、民間評価機関による指定管理者第三者評価制度を導入するとともに、制度運用の基礎となる「横浜市指定管理者制度運用ガイドライン」の策定などを行っています。これらの見直しを適宜行うことで、制度運用の継続的な改善を進めています。

■横浜PPPプラットフォーム

PPP／PFI事業への市内企業等の参画促進や効果的・魅力的な案件形成を目的に設立した「横浜PPPプラットフォーム」では、PPP検討事業紹介、具体的な事業に関する公民対話や実務的なノウハウの習得のためのセミナー等を4回開催しました。

また、将来、PPP手法導入の可能性のある事業をまとめた横浜市PPPリストを公表・更新しています。

■公有資産の有効活用

本市が保有する土地や建物等の資産について、民間のノウハウ等を活かしながら地域課題の解決を図るなど有

効活用を進めるため、民間事業者の皆さんのが参画・提案しやすい環境づくりに取り組んでいます。

具体的な取組として、未利用地や用途廃止施設等の活用検討にあたって、民間事業者の活用アイデアや公募に対する意向等を把握する「サウンディング調査」を実施しています。また、公園や道路などの公共空間の活用を一層すすめることを目的として、本市のビジョンや許認可手続フロー等をまとめた手引きを令和2年1月に策定し、取組を進めています。

■構造改革特区、地域再生の取組

国において創設された「構造改革特区制度」や「地域再生制度」を活用し、地域特性に応じた規制緩和による地域経済の活性化や、地域の資源や強みを活かした施策を進めています。

令和6年度末までに、構造改革特区は、救急、土地区画整理、特産酒類の製造などの分野で延べ12件の認定を受け、地域再生計画は、国際港湾物流、脱炭素、にぎわい創出などの分野で延べ21件の認定を受けました。

■公民連携手法の検討

公民連携手法の一つとして、行政課題の解決に対応した成果指標を設定し、その達成状況に応じて委託料を支払うことで、民間事業者の成果創出に向けたインセンティブを働きやすくする「成果運動型民間委託契約方式(PFS)」の推進等を行っています。

総務局

危機対応力強化と行政運営のイノベーションの推進

地震災害や近年頻発する風水害などから市民の皆様の命と暮らしを守るため、必要な措置を講じます。

特に、地震防災対策については、令和6年度に刷新した横浜市地震防災戦略に基づき、全庁一丸となって取り組みます。

全ての職員が意欲と能力を十分に発揮し、心身ともに健康でいきいきと働く職場環境づくりを推進し、市役所のチーム力を高めます。

「創造・転換」を理念とする歳出改革を進め、「選択と集中」による新陳代謝を促進するなど段階的な収支差解消に取り組み、市民・社会の要請に応え続ける持続可能な市政運営を目指します。

1 局の施策

○ 地域防災力の向上と危機対応力の強化

防災・減災の普及啓発や地域防災の担い手育成、地域防災拠点の機能強化等により、自助・共助による地域防災力の向上を図ります。

また、大規模災害や多様化する危機事案に対応した訓練を実施し、危機対応力を強化します。

○ 組織の最適化と職員の能力・役割発揮の最大化

「行政運営の基本方針」や「横浜市人材育成ビジョン」・「横浜市人材成長戦略」を踏まえ、キャリアアップのための研修や、職員が自身の成長を実感する機会の充実など、職員のキャリア形成を支援し、組織力の向上に向けた人材育成等に取り組みます。

○ 行政サービスの最適化と横浜市立大学の支援等

「行政運営の基本方針」に基づき、行政イノベーション、経費適正化等を推進します。

また、横浜市立大学の支援のほか、市内等の大学と行政、地域、企業等との連携を推進します。

2 局組織運営の考え方

○ 現場との一体感を意識して、各区局に対して適切なサポートを行います。

○ 若手職員の意見を吸い上げ、業務の効率化と適正な遂行を図りながら、活力に溢れる組織づくりを進めます。

また、日頃から業務上のリスクについて話し合い、一人ひとりがリスクの軽減に向けて主体的に行動します。

○ 長時間労働是正に向けたマネジメントにより、職員の心身の健康管理や働きやすい職場環境づくりを進めます。

法規審査

■政策法務（法制課）

横浜市独自の政策・事業を実現するために必要な法システムについて調整等を行っています。

■法規審査（法制課）

条例等の議会議案及び規則等の重要な文書の審査や横浜市の事務事業の遂行に伴って生じる法律問題の処理を通じ、法令に即した適正な行政の実現を図っています。また、市政に関する訴訟等の進行管理を行っています。

■行政手続条例等の運用（法制課）

横浜市行政手続条例及び行政手続法に関する事務についての総合的な調整など、行政手続の適正な運用に努めています。

■行政不服審査制度の運用（法制課）

行政不服審査法及び横浜市行政不服審査条例に基づく審査請求に関する審査手続など、行政不服審査制度の運用を行っています。

コンプライアンスの推進

■コンプライアンスの推進

(コンプライアンス推進室)

コンプライアンス推進体制

公正な職務の執行及び適正な行政運営の確保を図るために不正防止内部通報制度、特定要望記録・公表制度、内部監察制度、行政対象暴力対策等、コンプライアンスに関連する制度を運用しています。また、時代や社会情勢に即した制度運用を行うため、副市長を委員長とするコンプライアンス委員会や外部有識者から選任したコンプライアンス顧問により、各制度の点検・評価を実施しています。

職員行動基準

横浜市では「単に法令を遵守するにとどまらず、市民や社会からの要請に全力で応えていくこと」をコンプライアンスと位置付け、職員行動基準を定め、コンプライアンスを重視する職場風土の醸成に努めています。

事務処理ミス・事件事故等の再発防止

事務処理ミス・事件事故等が発生した際に、各区局における再発防止に向けた事務の点検・改善等の取組を支援するとともに、全庁的な対応が必要な課題については、関係区局と連携して取り組んでいます。

内部統制制度の推進

地方自治法に基づき事務の適正な執行を確保するた

め、横浜市内部統制基本方針を策定、全庁的に内部統制を推進しています。

毎会計年度、内部統制評価報告書を作成し、監査委員の審査意見を付して議会へ提出、公表しています。

人事・人材育成

■人事・組織管理（人事課）

現在、本市では、戸籍や税などの窓口サービスのほか、福祉・保健医療、環境改善、都市基盤整備、経済振興、教育文化などの分野で、約4万3千人の職員が市政に従事しています。

市民満足度の向上のためには、職員一人ひとりが意欲と能力を高め、自信とやりがいを持って働くことを通じて市役所全体の活力を生み出すことが重要です。

そのため、職員の意欲や能力、実績に応えられる人事給与制度を推進するとともに、人事異動・人事考課・研修を効果的に連携させた人材育成体系のもと、引き続き様々な取組を進めています。

職員の採用・異動

横浜市職員の採用は、法律に基づき、原則として競争試験等により行われています。

令和7年度の職員採用者数は、事務系489人、技術系115人、医師・医療技術系30人、技能系112人でした。

令和7年6月現在の障害者雇用率は本市全体では2.27%、市長部局では3.06%となっています。

また、人材育成・能力活用の観点から人員配置を行い、公務の能率的な運営や職場の活性化を図るため、令和7年4月の定期人事異動では、4,377人の異動を実施しました。

職員の服務管理

職員の義務と責任については、地方公務員法等で定められています。本市では、職員一人ひとりが法令や条例等を遵守し、公務を公正かつ公平に行うこと、公務外においても横浜市職員としての自覚と誇りをもって行動することを求めています。

組織機構

本市の組織機構については、日常の市民生活に密着したきめ細かい施策展開や市政全体にかかる緊急・重要な行政課題への的確な対応が可能となる執行体制の整備を図るとともに、既存体制の徹底した見直しを行っています。

また、行政の果たすべき役割の再検討、施策・事業の最適な実施主体・手法の選択など、効率的・効果的な執行体制の構築に向け、令和7年度も引き続き、政策・財政・運営の緊密な連動を図るとともに、社会情勢の変化等に応じた機動的かつ効果的な組織編成を推進しています。

職員定数の管理

職員の定員管理にあたっては、効率的・効果的な執行体制を構築していくことはもとより、市民の皆さんのニーズや意識の変化を踏まえ、重点政策課題などに機動的に対応できるよう、的確に人員をシフトしていく必要があります。

市民満足度向上や費用対効果の観点から、各施設・事

業の最適な実施主体あるいは実施手法を選択していくことを前提に、引き続き適正な管理を進めていきます。

■勤務条件（労務課）

職員の給与等の勤務条件については、地方公務員法により民間の実態や国の事情等を考慮するなどして、決定することになっています。横浜市でも、この地方公務員法の趣旨に基づき勤務条件を決定しています。

■福利厚生（職員健康課）

公務が適正かつ能率的に遂行されるためには、職員が健康で安心して積極的に職務に専念できる環境が必要です。このために、地方公務員法、労働安全衛生法等の趣旨にそって、職員の福利厚生、安全衛生管理、公務災害補償の適切な実施に努めています。

■人材育成（人材開発課）

人材育成にあたっては、職員一人ひとりの意欲と能力を高めることで組織力を向上させ、将来にわたって持続可能な行政サービスの提供につなげることが重要です。

そのため、「人材こそが最も重要な経営資源」であることを念頭に、求められる職員像である「ヨコハマを愛し、市民に信頼され、自ら考え行動する職員」の育成を進めています。

表1 市職員現在員数

令和7年4月現在

	合 計	局 長 級 別 計	部 局 室 担当 長 理 事			課 長 級 別 計	係 長 級 別 計	課 長 補 佐 級 別 計	係 長 級 別 計	経 営 責 任 職 種 合 計	一般 職 合 計							
			局 長 級 別 計	局 長 級 別 計	室 別 計						医 事 務 務	技 術 能	教 育 育	消 防 防				
			計	計	長	長	長	長	長	長	合 計	務	術	務	能	育	防	
横浜市合計	43,017	68	49	4	15	378	1,139	3,386	730	2,656	4,971	9,373	3,539	1,434	4,936	15,623	3,141	38,046
技監(※1)																		
危機管理監	1	1	1								1							
CISO補佐監(※2)																		
CISO補佐監(※3)																		
脱炭素・GREEN×EXPO推進局	284	3	1		2	13	36	87	11	76	139	50	95				145	
政策経営局	203	5	1	1	3	10	41	67	17	50	123	76	4				80	
総務局	390	2	1	1		10	35	133	24	109	180	181	5	4	18	2	210	
デジタル統括本部	106	1	1			3	12	28	7	21	44	61	1				62	
財政局	435	2	1	1		8	25	70	21	49	105	318	12				330	
国際局	76	1	1			3	14	34	5	29	52	22	2				24	
市民局	180	2	1		1	5	17	48	14	34	72	104	4				108	
にぎわいスポーツ文化局	145	2	1		1	8	20	52	10	42	82	58	5				63	
経済局	223	2	1		1	6	21	55	7	48	84	120	7		12		139	
こども青少年局	970	1	1			10	40	174	30	144	225	710	7	28			745	
健康新祉局	736	1	1			11	41	190	44	146	243	451	13	24	5		493	
医療局	345	2	1		1	13	30	74	18	56	119	84	94	44	4		226	
みどり環境局	589	2	1		1	7	37	105	20	85	151	124	272	1	41		438	
下水道河川局	787	1	1			6	32	75	15	60	114	101	502		70		673	
資源循環局	1,835	1	1			7	40	112	26	86	160	122	190		1,363		1,675	
建築局	514	2	2			9	33	98	19	79	142	65	307				372	
都市整備局	298	2	1		1	10	32	88	18	70	132	60	106				166	
道路局	324	2	1		1	6	22	64	15	49	94	91	139				230	
港湾局	293	2	1	1		7	24	54	11	43	87	103	94		9		206	
消防局	3,573	1	1			24	102	296	70	226	423	10		1		3,139	3,150	
鶴見区	510	1	1			5	17	58	8	50	81	354	31	31	13		429	
神奈川区	423	1	1			5	14	53	7	46	73	279	33	24	14		350	
西区	283	1	1			5	14	48	11	37	68	167	20	15	13		215	
中区	456	1	1			4	16	64	14	50	85	298	40	20	13		371	
南区	445	1	1			4	16	55	10	45	76	312	25	21	11		369	
港南区	402	1	1			4	16	50	12	38	71	268	28	23	12		331	
保土ヶ谷区	399	1	1			4	14	48	11	37	67	272	24	22	14		332	
旭区	463	1	1			5	15	53	13	40	74	317	28	26	18		389	
磯子区	355	1	1			4	14	49	11	38	68	226	26	22	13		287	
金沢区	391	1	1			4	16	48	14	34	69	262	27	20	13		322	
港北区	511	1	1			4	16	56	9	47	77	354	32	32	16		434	
緑区	355	1	1			4	14	48	11	37	67	236	21	19	12		288	
青葉区	430	1	1			4	15	50	15	35	70	288	27	31	14		360	
都筑区	383	1	1			5	15	49	12	37	70	247	25	23	18		313	
戸塚区	433	1	1			4	16	53	14	39	74	284	34	27	14		359	
栄区	300	1	1			4	14	45	11	34	64	182	23	17	14		236	
泉区	328	1	1			4	15	45	4	41	65	209	24	20	10		263	
瀬谷区	333	1	1			4	15	47	13	34	67	208	23	18	17		266	
水道局	1,421	2	1		1	9	41	134	35	99	186	413	699	1	122		1,235	
交通局	2,495	1	1			7	36	141	37	104	185	75	85	2	2,148		2,310	
医療局病院経営本部	1,578	1	1			85	57	138	19	119	281	75	305	917			1,297	
会計室	39	1	1			1	2	9	2	7	13	26					26	
教育委員会事務局	826	3	1		2	18	62	99	22	77	182	442	14	1		187	644	
教育委員会事務局(※4) (学校に勤務する職員)	17,017											602	86		893	15,436		17,017
選挙管理委員会事務局	17	1	1			1	2	4	2	2	8	9					9	
人事委員会事務局	27	1	1			1	2	7	3	4	11	16					16	
監査事務局	41	1	1			1	5	16	3	13	23	18					18	
議会局	49	1	1			2	6	15	5	10	24	23			2		25	

(※1)下水道河川局長が兼務。(※2～3)デジタル統括本部デジタル・デザイン室担当課長が兼務。(※4)職種のみ分類。

行政改革

■行政イノベーションの推進 (行政マネジメント課)

行政イノベーションの必要性の浸透や、その実践のためのプロジェクトを推進するなど、職員の「意識」「思考」「行動」の変容を図ります。また、区役所業務や区役所業務と関連する局業務等におけるB P R※₁による業務の効率化に取り組みます。

歳出改革の一環として、行政サービスの水準を維持しつつ、外部の専門的な知見を生かして経費適正化を図るために、成果連動型民間委託契約方式※₂を採用した財源創出に引き続き取り組むとともに、適正化ノウハウ等の庁内への展開・内製化を進めます。

※₁ B P R（ビジネスプロセスリエンジニアリング）：業務内容や業務フロー、組織構造などを見直し、再構築すること

※₂ 行政課題の解決に対応した成果指標を設定し、成果指標値の改善状況に連動して委託費等を支払う手法

■外郭団体の経営向上 (行政マネジメント課)

本市では、外郭団体の中期的な経営目標を「協約」として定め、経営向上に継続的に取り組む「協約マネジメントサイクル」を導入しています。

また、附属機関（横浜市外郭団体等経営向上委員会）による各団体の総合的な評価を行うなど、さらなる経営向上に向けた取組を進めています。

■文書管理（行政マネジメント課）

横浜市の全ての事業は、文書を作成し、その内容を判断した上で実施されます。そのため、作成、分類、保存、廃棄など文書事務が適正に実施されるよう、横浜市行政文書管理規則を中心とした諸規定を整備するとともに、分かりやすく、簡潔な行政文書の作成に取り組んでいます。

また、文書事務を電子化し管理する文書管理システム及び紙文書のライフサイクルを管理するファイル・書庫管理システムを運用し、文書事務の効率化・簡素化を図るとともに、ペーパーレスの推進について取組を進めています。

■市史資料等の保存活用（行政マネジメント課）

横浜市史資料室にて、「横浜市史Ⅱ」の編集過程で収集した資料、横浜の空襲と戦災関連資料、横浜市の歴史的公文書を、公開準備の整った資料から順次公開（閲覧利用）しています。

危機管理対策

■横浜市地震防災戦略の推進（防災企画課）

市の地震防災対策を強化するため、令和7年3月に改定した「横浜市地震防災戦略」について、全庁一丸となって取組を推進します。

■地域防災力の向上（地域防災課）

防災・減災の普及啓発

「広報よこはま」等の広報物や、ホームページ、ラジオ、横浜防災フェア、本市の自助・共助の中核施設である横浜市民防災センターと連携した各種イベントなどを通じ、防災・減災の意識啓発を図っています。

風水害時の避難行動の促進

地域の危険性を把握できる「浸水ハザードマップ」の発行および「横浜市避難ナビ」アプリ等により、風水害時の人一人ひとりの避難行動計画である「マイ・タイムライン」の作成を促進しています。

地域防災の担い手育成

地域防災活動の担い手を育成するとともに、自治会・町内会・マンション管理組合等を中心とした「町の防災組織」が行う研修や訓練等の防災活動に対してアドバイザー派遣や関係区局と連携した支援を実施する等、自助・共助の推進に向けた取組を進めています。

自主防災組織への支援

防災資機材の購入や防災訓練の実施など、自主防災活動を実施している自治会・町内会・マンション管理組合等の「町の防災組織」を支援するために補助金を交付しています。

地域防災拠点の機能強化

市民の皆さんに身近な小・中学校等（459か所）を災害時の避難所として地域防災拠点に指定し、住民の避難生活、物資供給及び情報受伝達の拠点として整備しています。防災備蓄庫には、食料・飲料水、生活用品等を備蓄しています。

地域防災拠点には、地域・学校・行政等で構成された地域防災拠点運営委員会が設置されており、日ごろからの活動を促進し、発災時の円滑な避難所の開設・運営に備える研修・訓練等に必要な活動経費の一部を助成しています。

横浜防災ライセンスの推進

地域防災拠点に備えている防災資機材の取扱講習を実施しています。受講者には、習得した知識や技術をそれぞれの地域での防災活動に役立てていただいています。

避難生活物資の確保

本市では、地震などによる大規模災害時に発生を想定している避難者及び帰宅困難者のための食料等を地域防災拠点、区役所、方面別備蓄庫などに備蓄しています。

なお、発災3日間は公的備蓄、家庭内備蓄を合わせて対応する計画としていることを踏まえ、地震発生時等には道路障害等により物資輸送が困難となり、一時的に被災市民の皆さんの食料等の不足を想定し、各家庭において1人3日分（できれば1週間分）の備蓄に取り組んでいただくよう呼びかけています。

■危機対応力の強化（緊急対策課）

横浜市総合防災訓練

令和7年度の横浜市総合防災訓練は、青葉区の谷本公園を訓練会場として実施しました。

地元の自治会、事業所、自衛隊、警察、消防等各関係機関と連携し、地域防災力の向上及び発災時における災害対策本部の機能強化を目的として、災害対応訓練を実施しました。

横浜駅周辺混乱防止対策訓練

横浜駅は本市において、鉄道利用客や来街者が多く利用する主要ターミナル駅です。大規模地震等災害発生時には、駅の利用者等の混乱が予想されることから、横浜駅及びその周辺の事業所等と連携して、横浜駅周辺混乱防止対策訓練を実施しています。令和7年度は、鉄道、横浜駅西口・東口各事業者、警察と連携し、大規模地震発生時の駅周辺の混乱防止及び来街者の安全確保を目的とした情報受伝達等の訓練を実施しました。

「防災の日」防災訓練及び「防災とボランティアの日」防災訓練

9月の「防災の日」及び「防災週間」、1月の「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」において、本市防災計画「震災対策編」に基づく状況付与型の市災害対策本部運営訓練を自衛隊、海上保安庁、県警等と連携して実施し、災害対応力の強化を図っています。

防災情報通信システム

災害時において、応急対策等を支援する「防災行政用無線」、「危機管理システム」、「被災者生活再建支援システム」などの各種システムを運用・管理しています。

繁華街安心カメラ

市民の皆さんをはじめ、国内外から多くの人が訪れる市内都心部の主要繁華街5地区（横浜駅周辺、みなとみらい21地区、関内地区、関外地区及び新横浜駅周辺）において、人々が安心して過ごせるよう繁華街安心カメラを設置し、災害時の状況把握、緊急事態への対処、及び大規模イベント時における事件・事故の未然防止に活用しています。

人を惹きつける魅力と活力に 満ちた学術都市を目指して

（大学調整課）

■公立大学法人横浜市立大学の自主自律的運営への支援

少子高齢化の進行に伴う大学間競争の激化、社会の急速なグローバル化など、大学を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした状況の中で、横浜市立大学は、地域に根ざした大学として、時代を担う人材の育成、多岐にわたる地域貢献、先進的な研究や医療の提供など、市民の皆さんの期待に応える多くの成果を挙げてきました。

横浜市立大学が、今後も国際都市・横浜にふさわしい

大学として時代の要請に応え、存在意義を發揮し続けるため、本市は法人の設立団体として、より効果的な運営ができるよう、様々な支援を行っています。

1 法人運営の仕組み

(1) 市会、横浜市及び横浜市立大学の関係

公立大学法人は、地方独立行政法人法の定めにより、法人が大学の設置者となります。市長、市会、横浜市公立大学法人評価委員会及び法人は、それぞれ決められた役割を果たすことが求められています。

横浜市立大学の運営に際して、市長が法人の6年間の運営目標として中期目標を定め、法人はこの中期目標に沿って中期計画を策定します。

また、法人の事業資金として横浜市が運営交付金の交付等をしますが、市の予算・決算として市会に諮ることとなります。

(2) 公立大学法人の組織

法人の理事長及び監事は市長が任命します。副理事長及び理事は理事長が任命し、市長に届け出るとともに、併せて公表します。

(3) 法人の評価

法人の業務の実績に関する評価等を行うため、地方独立行政法人法第11条に基づき、市長の附属機関として横浜市公立大学法人評価委員会を設置しています。

主な役割は次のとおりです。

ア 市長が横浜市立大学の中期目標を作成・変更する際の意見

イ 各事業年度における業務実績についての評価

ウ 中期目標期間における業務実績についての評価

令和6年度の実績

【横浜市公立大学法人評価委員会】3回開催

2 法人への支援と評価

横浜市立大学は、本市が定めた中期目標の達成に向けて法人自らが策定した中期計画等に基づいて、自主自律的な大学運営を推進しています。

本市は法人の設立団体として、法人と連携や連絡調整を図りながら支援を行っています。

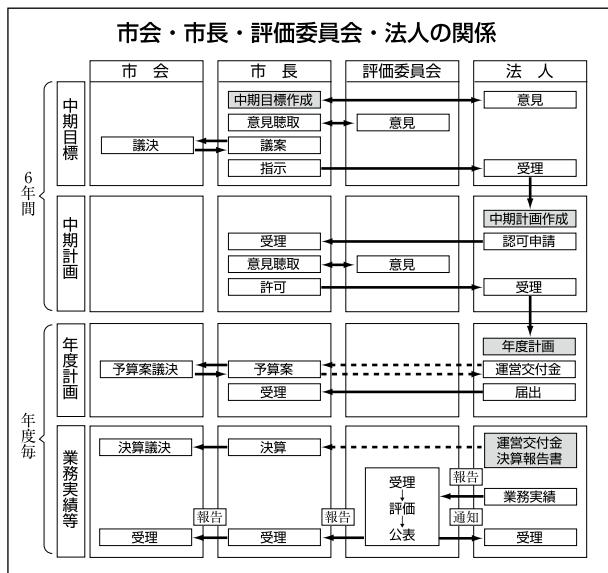
(1) 法人との調整及び評価委員会の運営

市長の附属機関である「横浜市公立大学法人評価委員会」の運営を行い、同委員会により法人の令和5年度の業務の実績に関する評価等を行い、評価結果を法人に伝えるとともに、市会に報告しました。

そのほか、法人の諸課題に対応するとともに、法人との共通理解を促進し、課題解決に向けた支援方策や連携方策などを協議する場として、「横浜市・公立大学法人横浜市立大学協議会」を令和6年7月及び11月に開催しました。

(2) 運営交付金の交付等

法人の設立団体である本市では、法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な運営交付金を算定基準に基づいて計画的に交付しています。



このほか、附属2病院においては、高度・先進的な医療を市民の皆さんに提供するための医療機器整備が必要不可欠であることから、医療機器整備に必要な資金については、市債を発行して、法人へ貸し付けを行うとともに、過去の貸付金の返済の一部を運営交付金で措置しています。

令和6年度の実績

【運営交付金】 12,383,054,000 円

【貸付金】 1,500,000,000 円

■市内大学と地域がつながるまち

1 大学・都市パートナーシップ協議会

「大学・都市パートナーシップ協議会」は、市内等大学の学長・理事長等と市長の意見交換の場として、平成17年3月に設立しました。市内等大学の豊富な知的資源などの蓄積を活かし、市民・企業・行政が連携して活力と魅力あふれる都市を実現するため、この協議会を頂点とする継続的、総合的な連携体制を構築し、協力しあうことを確認しています。

【参加大学一覧（五十音順・令和7年8月1日現在）】

神奈川大学	東京都市大学
鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大	東洋英和女学院大学
関東学院大学	日本体育大学
グロービス経営大学院	ピューティ&ウェルネス専門職大学
慶應義塾大学	フェリス女学院大学
國學院大學	放送大学
湘南医療大学	明治学院大学
情報セキュリティ大学院大学	八洲学園大学
昭和医科大学	横浜国立大学
星槎大学	横浜商科大学
玉川大学	横浜女子短期大学
鶴見大学・鶴見大学短期大学部	横浜市立大学
桐蔭横浜大学	横浜創英大学
東京科学大学	横浜美術大学
東京藝術大学大学院	横浜薬科大学

2 学術都市の推進

学術都市形成の一環として、横浜国立大学及び横浜市立大学とともに外国人留学生に対する就職促進の取組を引き続き推進しました。また、学生が社会と接する機会となるキャリア教育を促進するため、令和5年度に横浜未来機構とキャリア教育促進に係る連携協力協定を締結し、協働事業として大学と企業が連携した課題解決型授業等のコーディネートを行いました。

■横浜市立大学の施設整備

横浜市立大学関係施設の整備については、金沢八景キャンパスシーガルホール天井脱落対策工事を行うとともに、横浜市立大学附属市民総合医療センター救急棟の電気設備改修工事の実施設計を行いました。

横浜市立大学附属2病院と医学部等の再整備については、事業手法等について、民間事業者の皆さまの意見を参考とするため、サウンディング型市場調査（対話）を行いました。

デジタル 統括本部

デジタルの恩恵をすべての市民、地域に行きわたらせ、 魅力あふれる都市をつくる

少子高齢化による労働力不足や防災、福祉など様々な課題に直面するなか、新型コロナウイルス感染症への対応を通じて、行政分野におけるデジタル化の遅れが顕在化しました。一方で、スマートフォンなどの普及が進み、デジタル技術を活用できる場面が広がっています。

横浜市は、デジタルの力で、地域の担い手の活動サポートや、行政手続に要する時間の削減など、様々な課題を解決し新しい体験や価値を創造（DX=デジタル・トランスフォーメーション）していきます。

DXの推進にあたり、その方向性を示す「横浜DX戦略」に基づき、「デジタルの恩恵をすべての市民、地域に行きわたらせ、魅力あふれる都市をつくる」ことを基本目的に、次の3つのことを大切にします。

- ・デジタル×デザイン

人や地域を中心に置き、行政サービスへのデジタル技術の実装を設計・デザインします。

- ・創発・共創

行政の課題を、企業や大学、団体など様々な主体と連携して解決します。

- ・時間の創出

手続等に費やす時間（労力）を削減し、生み出した時間によって、必要な人にぬくもりあるサービスを届けます。

デジタル化の推進

■横浜 DX 戦略の推進 (企画調整課)

「デジタルの恩恵をすべての市民、地域に行きわたらせ、魅力あふれる都市をつくる」ことを基本目的に、DX実現のFirst Stepとして令和4年度に策定した「横浜DX戦略」の最終クオーターとして、目標を着実に達成し、市民目線でのサービス向上・業務効率化を具現化することで、4か年にわたる戦略の総仕上げを行います。

■デジタル人材確保・育成の推進 (企画調整課)

全庁を挙げてDXを推進するため、令和4年度に策定した「デジタル人材確保・育成基本方針」に基づき取組を進めます。人材確保については、デジタル職の採用や民間人材の活用などを進めます。人材育成については、研修の強化・拡充やeラーニング研修の実施基盤の移行・充実、ICT関連資格取得支援制度の運用などを進めます。

■社会保障・税番号制度（マイナンバー制度） への対応（企画調整課）

情報連携による事務手続での添付書類の削減及び情報連携を行うシステムの安定稼働に努めます。

■サイバーセキュリティの確保（企画調整課）

最高情報セキュリティ責任者を中心とする全庁的な推進体制を運営し、情報セキュリティについて全庁的な調整を行います。

■行政手続のオンライン化の推進 (デジタル・デザイン室)

年間総受付件数の約9割を占める上位100手続をはじめとするオンライン手続の便利さを一層実感いただき、利用を更に広げていくために、出産、引っ越しなど、同時に複数の申請が必要となるライフイベント関連手続のオンライン化を進めます。

エンドツーエンドのオンライン化※を目指すとともに、新たに生み出す時間によって、さらなる市民サービスの向上に努めます。

※エンドツーエンドのオンライン化：市民の接点となる申請等の手続とともに、行政内部の手続もオンライン化することで、手続全体をデジタルで完結させること

■デジタル技術を活用した新たな働き方の実現（DX基盤課、デジタル・デザイン室）

場所を選ばず組織を越えて連携できる新たな働き方のDX「Link-Up! YOKOHAMA」を実現するために、クラウドサービス※1やモバイルアクセスの導入を進めます。併せて、テレワーク制度やWEB会議環境の運用を継続します。

庁内でのA I^{*2}・R P A^{*3}等の導入や活用を支援・促進することで、単純作業の自動化などによる業務の効率化を進めます。

※1 インターネット上で提供されるメールやファイル共有等のサービス。自ら大規模なシステムを持たなくてよいというメリットがある。

※2 Artificial Intelligence 言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピューターに行わせる技術

※3 Robotic Process Automation ソフトウェアロボットを用いて、従来は人が行っていたPCでの単純作業等をロボットに行わせる技術

■デジタル区役所の推進 (デジタル・デザイン室)

デジタル区役所のモデル区（西区・港南区）における実証実験結果を踏まえ、効果のあった取組について他の区への横展開を支援し、区役所全体のデジタル化をさらに進めます。

■デジタルデバイド対策 (デジタル・デザイン室)

デジタルを必ずしも得意としない方にも寄り添いながらDXを推進するため、スマートフォンの基本操作マニュアルの配布など、市民の方々がいつでも機器の操作方法を知ることができる環境を整備します。

■創発・共創の取組「YOKOHAMA Hack!」 (デジタル・デザイン室)

行政課題と民間企業等が有するデジタル技術をマッチングするプラットフォーム「YOKOHAMA Hack!」を運営しています。

救急活動に関する行政課題を公表し、解決策の募集や民間企業等とのワーキング、実証実験などを行いました。

今後も、民間企業等との連携強化により、多くの行政課題を解決し、横浜のDXを加速させます。

■情報システムの調達適正化 (デジタル・デザイン室)

様々な行政サービスを実現するため、市の業務では多くの情報システムが活用されています。情報システムの調達を行う際には、企画時・予算編成時・予算執行時の段階に分けて、協議を行うことにより、適正な調達となるよう努めています。

■ICT環境の整備・安定稼働 (DX基盤課、住民情報基盤課)

昭和41年度以降「市民サービスの向上」「行政事務の効率化」を目的に情報化を進めてきました。現在では窓口業務を支える大規模な住民情報系のシステムが数多く運用され、様々な行政サービスの実現に情報通信技術（ICT）が活用されています。

引き続き、市民サービスを支える住民情報系システムの安定稼働を図るとともに、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）に基づいた自治体間等の情報連携に必要なシステムについても円滑な運用がなされるよう努めます。

行政内部事務を支えるネットワークについても、情報セキュリティの向上に努めるとともに、DX基盤としてのICT環境の整備・最適化に取り組み、業務の効率化を図ります。

■住民情報系システムの標準化 (住民情報基盤課)

令和3年5月に成立した「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」を受け、市民サービスの利便性向上や業務効率化などを目的に、住民記録や税務を始めとして、住民情報系システムを国が定める標準仕様書に準拠したシステムに移行する取組を進めています。

財政局

基本戦略の実現に向け、将来に責任を持ち柔軟かつ持続可能な財政運営を行います

1 施策の方向性

- (1) 財政ビジョンに基づく、持続可能な財政運営を進めます。
- (2) 区局統括本部を積極的に支援し、総合調整機能を発揮します。
 - DXによる利便性向上と業務効率化の推進
 - ファシリティマネジメントの推進
 - 財政基盤の強化に向けた財源確保
 - 経理・財産管理・契約などの財務事務の適正化
 - 入札・契約における適正な競争環境の整備と適切な履行の確保
 - 建設業における働き方改革の推進
 - 市内中小企業の受注機会の増大

2 組織運営の考え方

- (1) 市民目線と全体最適の観点から、各部署の持てる力を結集し、組織力を発揮します。
- (2) 公正・公平・適正な業務執行のため、リスク管理を徹底し、不断の見直しと改善に取り組みます。
- (3) 前例に捉われない新たな発想により、データ活用やDX、協働・共創の取組を推進し、創造・転換を図ります。
- (4) 情報共有と対話を充実させ、職員のチャレンジとワーク・ライフ・バランスを支援し、成長とモチベーション向上の好循環を生み出します。

経理事務の適正確保

■会計経理事務の適正化の推進 (総務課適正経理推進担当)

経理事務の実態に合わせた事務手続の検討や制度の見直しを実施し、経理事務の適正化を図っています。また、職員研修等の実施、区局統括本部における経理事務の点検、研修等の支援を行い、区局統括本部の経理事務の適正化と実務能力の向上に努めています。

財政運営

■令和6年度決算の概要（財政課）

一般会計については、最終的な予算現額2兆1,013億4,600万円に対し、歳入決算額2兆331億4,500万円（対前年度比3.9%増）、歳出決算額2兆92億8,700万円（対前年度比3.8%増）となりました。

なお、歳入決算額から歳出決算額を引いた「形式収支」から翌年度への繰越事業にかかる財源を差し引いた「実質収支」は、124億8,800万円となりました。

■歳入・歳出決算の特徴（財政課）

歳入決算の主な特徴として、市税収入は、前年度に比べて74億400万円増の8,937億800万円となりました。これは、法人市民税が企業収益の増により70億8,000

万円の増、固定資産税が土地の評価替え（地価上昇）に伴う増、新增築家屋の増などにより75億7,300万円の増となった一方で、個人市民税が定額減税による減などで93億4,900万円の減となったことなどによるものです。

市税収納率については99.3%となり、市税滞納額は50億円となりました。

市債発行額は、前年度に比べ、189億6,400万円減の951億7,900万円となりました。

特別会計・公営企業会計・外郭団体を含めた「一般会計が対応する借入金残高」は、前年度末に比べ893億5,100万円減の2兆9,492億1,700万円となりました。

歳出決算の主な特徴としては、令和6年能登半島地震を受けた地震防災対策強化パッケージを推進するとともに、「横浜市中期計画2022～2025」の基本戦略に掲げた「子育てしたいまち 次世代と共に育むまち ヨコハマ」の実現に向け、基本戦略を構成する5つの視点を重視するとともに、データに基づく企画立案等により、市独自の出産費用助成など子育て世代への直接支援をはじめ、GREEN × EXPO 2027の開催に向けた取組、総合的ながん対策、地域交通の維持・充実、「公園のまちヨコハマ」の推進に向けた取組などを着実に進めました。

また、昨年度に引き続き物価高騰の影響を受ける児童福祉施設・社会福祉施設等への光熱費等及び食材費の高騰に対する支援や、国制度に基づく低所得世帯等に対する給付金の給付など、喫緊の課題に対しても適時適切な対応を行いました。

なお、社会保障・税一体改革により、令和元年10月から消費税率が10%に引き上げられ、本市では地方消費税交付金のうち、税率引上げ分として社会保障財源503億円が交付されました。この503億円は、医療・介護・少子化対策等の社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費の中で、社会保障の充実・安定化のために充てられています。

特別会計については、最終的な予算現額1兆3,405億1,100万円に対し、歳入決算額は1兆3,322億8,600万円（対前年度比0.4%増）、歳出決算額は1兆2,939億8,600万円（対前年度比0.2%増）となりました。

■普通会計に見る横浜市財政の姿（財政課）

より健全で持続可能な財政運営を進めていくためには、他の都市との比較を通して、客観的に財政状況を把握することも必要となります。

他都市比較等を行う場合、一般会計、特別会計等、各会計で経理する事業の範囲は各自治体によって異なっていることから、一般会計と一部の特別会計を合算し、会計間の重複額等を控除した「普通会計」区分を統一的な基準として採用しています。以下、令和6年度普通会計決算に基づいて、横浜市の財政の特徴を、他の政令指定都市（20都市）との比較で見ていきます。

□歳入に占める市税の割合 43.5%

（令和5年度 44.6%、令和4年度 41.1%）

横浜市は、他都市と比べると、代表的な一般財源収入である市税収入の歳入総額に占める割合が高くなっています（参考指定都市平均36.0%）。このことは、一般的に財政の安定度が高いということを表しています。さらに、市税収入のうち、個人市民税の占める割合が47.3%と高い水準にあり（参考大阪市27.7%、名古屋市36.4%）、法人市民税の占める割合は6.6%（参考大阪市16.3%、名古屋市11.3%）と低くなっています。

これは、居住人口が多い一方、人口規模に比べ企業集積の割合が低いことを示しており、横浜市が景気変動の影響を比較的受けにくく歳入構造であるとされています。

また、市税収入のうち、固定資産税の占める割合は33.7%となっており、これは各都市とも概ね同程度となっています（参考指定都市平均37.1%）。

□経常収支比率 99.0%

（令和5年度 98.1%、令和4年度 97.9%）

経常収支比率とは、経常一般財源（市税、普通交付税及び地方譲与税など、経常的な収入で、その使途が限定されていないもの）に占める、市が毎年、固定的に支出する経常的な経費に充当する割合を表しており、この値が高くなるにしたがって財政構造の弾力性が低くなっています。

表1 令和6年度一般会計及び特別会計決算額

（千円）

会計別	予算現額	歳入決算額	歳出決算額	歳入歳出差引額
一般会計	2,101,345,675	2,033,144,792	2,009,286,953	23,857,839
特別会計	1,340,511,319	1,332,286,292	1,293,985,754	38,300,538
国 民 健 康 保 険 事 業 費	315,399,803	326,934,036	310,481,562	16,452,474
介 護 保 険 事 業 費	350,410,606	352,548,070	344,711,290	7,836,780
後 期 高 齢 者 医 療 事 業 費	103,265,629	102,422,070	101,952,003	470,067
港 湾 整 備 事 業 費	33,389,015	30,947,583	21,141,623	9,805,960
中 央 卸 売 市 場 費	4,162,807	4,473,273	3,523,780	949,493
中 央 と 畜 場 費	3,632,261	3,740,937	3,556,339	184,598
母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金	262,575	817,258	175,645	641,614
勤 労 者 福 祉 共 濟 事 業 費	542,443	617,330	508,650	108,679
公 害 被 害 者 救 濟 事 業 費	34,026	42,168	21,753	20,415
市 街 地 開 発 事 業 費	38,219,891	22,284,805	22,255,574	29,231
自 動 車 駐 車 場 事 業 費	259,428	293,986	177,741	116,245
新 墓 園 事 業 費	2,558,822	1,798,345	1,798,067	279
風 力 発 電 事 業 費	95,096	168,718	36,309	132,410
み ど り 保 全 創 造 事 業 費	11,867,986	10,607,048	9,957,048	650,000
公 共 事 業 用 地 費	3,395,664	3,557,427	2,655,135	902,292
市 債 債 金	473,015,268	471,033,237	471,033,237	—
合 計	3,441,856,995	3,365,431,084	3,303,272,707	62,158,376

(注) 各項目で四捨五入をしているため、合計等と一致しない場合があります。

表2 令和6年度公営企業会計決算額

（千円）

会計別	収益的収入	収益的支出	差 引	資本的収入	資本的支出	差 引
下 水 道 事 業	127,842,691	120,359,130	7,483,561	66,951,367	125,526,025	△ 58,574,658
埋 立 事 業	74,216	336,981	△ 262,765	5,840,064	14,901,510	△ 9,061,446
水 道 事 業	93,962,979	83,076,284	10,886,695	28,514,899	57,883,436	△ 29,368,537
工 業 用 水 道 事 業	3,047,334	2,256,701	790,633	1,026,900	2,959,323	△ 1,932,423
自 動 車 事 業	21,241,444	21,832,313	△ 590,869	2,295,659	897,424	1,398,235
高 速 鉄 道 事 業	51,409,854	44,849,802	6,560,052	29,911,767	46,809,601	△ 16,897,835
病 院 事 業	42,708,460	45,927,563	△ 3,219,102	5,470,978	7,661,072	△ 2,190,094
合 計	340,286,979	318,638,774	21,648,204	140,011,634	256,638,391	△ 116,626,757

(注) 各項目で四捨五入をしているため、合計等と一致しない場合があります。

本市の経常収支比率は、平成16年度までは80%台で推移していましたが、平成17年度以降は90%台に上昇しました。令和6年度は、経常一般財源のうち県税交付金等が増加したものの、経常経費充当一般財源のうち人件費等も増加したことなどにより、99.0%と令和5年度決算値よりも高くなりました。

表3 令和6年度一般会計歳入決算額

科 目	予 算 現 額 (a)	収 入 済 額 (b)	収入割合% (b/a)	差 引 (b-a)	令和5年度収入済額 (c)	差 引 (d)=(b-c)	伸び率% (d/c)
市 税	894,173,000	893,707,735	99.9	△ 465,265	886,303,551	7,404,183	0.8
地 方 譲 与 税	8,695,000	8,759,353	100.7	64,353	8,881,894	△ 122,541	△ 1.4
利 子 割 交 付 金	376,000	359,537	95.6	△ 16,463	239,113	120,424	50.4
配 当 割 交 付 金	6,085,000	8,237,653	135.4	2,152,653	5,919,481	2,318,172	39.2
株式等譲渡所得割交付金	5,887,000	11,837,205	201.1	5,950,205	6,584,579	5,252,626	79.8
分離課税所得割交付金	1,181,000	1,265,166	107.1	84,166	1,171,422	93,744	8.0
法 人 事 業 税 交 付 金	10,625,000	10,464,656	98.5	△ 160,344	9,783,701	680,955	7.0
地 方 消 費 税 交 付 金	91,979,000	93,028,160	101.1	1,049,160	88,356,773	4,671,387	5.3
ゴルフ場利用税交付金	150,000	151,449	101.0	1,449	149,176	2,273	1.5
環 境 性 能 割 交 付 金	3,204,000	3,086,671	96.3	△ 117,329	2,850,511	236,160	8.3
軽 油 引 取 税 交 付 金	12,192,000	12,062,270	98.9	△ 129,730	12,155,492	△ 93,222	△ 0.8
国有提供施設等所在市町村助成交付金	500,000	479,952	96.0	△ 20,048	489,837	△ 9,885	△ 2.0
地 方 特 例 交 付 金	28,129,675	28,134,136	100.0	4,461	4,967,360	23,166,776	466.4
地 方 交 付 税	48,121,919	48,814,285	101.4	692,366	42,333,663	6,480,622	15.3
交通安全対策特別交付金	743,000	711,078	95.7	△ 31,922	750,439	△ 39,361	△ 5.2
分 担 金 及 び 負 担 金	28,951,762	28,242,379	97.5	△ 709,383	29,348,799	△ 1,106,419	△ 3.8
使 用 料 及 び 手 数 料	49,307,328	46,439,092	94.2	△ 2,868,236	46,575,942	△ 136,850	△ 0.3
国 庫 支 出 金	465,829,585	430,874,969	92.5	△ 34,954,616	419,800,836	11,074,132	2.6
県 支 出 金	115,028,402	106,720,231	92.8	△ 8,308,171	102,161,342	4,558,888	4.5
財 産 収 入	36,336,656	36,258,104	99.8	△ 78,552	12,362,326	23,895,778	193.3
寄 附 金	6,886,823	7,226,603	104.9	339,780	9,712,598	△ 2,485,995	△ 25.6
繰 入 金	48,203,596	39,845,087	82.7	△ 8,358,509	32,677,189	7,167,898	21.9
繰 越 金	17,164,672	17,164,672	100.0	△ 1	19,787,468	△ 2,622,796	△ 13.3
諸 収 入	108,285,257	104,095,350	96.1	△ 4,189,908	99,258,817	4,836,532	4.9
市 債	113,310,000	95,179,000	84.0	△ 18,131,000	114,143,000	△ 18,964,000	△ 16.6
合 計	2,101,345,675	2,033,144,792	96.8	△ 68,200,884	1,956,765,309	76,379,483	3.9

(注) 各項目で四捨五入をしているため、合計等と一致しない場合があります。

表4 令和6年度一般会計歳出決算額

科 目	予 算 現 額 (a)	支 出 済 額 (b)	令和5年度支出済額 (c)	差 引 (d)=(b-c)	伸び率% (d/c)
議 会 費	3,195,026	3,115,473	2,985,260	130,213	4.4
総 務 費	126,358,277	115,608,367	107,446,165	8,162,201	7.6
市 民 費	46,245,002	42,272,287	41,382,058	890,228	2.2
にぎわいスポーツ文化費	22,317,673	21,416,743	23,252,161	△ 1,835,418	△ 7.9
経 済 費	83,393,420	82,892,545	79,221,442	3,671,103	4.6
こども青少年費	388,917,861	377,650,084	346,588,314	31,061,771	9.0
健 康 福 祉 費	421,154,797	403,984,124	394,880,286	9,103,839	2.3
医 療 費	33,775,837	31,719,292	38,152,690	△ 6,433,398	△ 16.9
みどり環境費	37,742,715	33,757,598	32,781,650	975,948	3.0
資 源 循 環 費	48,233,841	47,322,443	41,969,446	5,352,997	12.8
建 築 費	30,801,177	28,966,868	26,287,616	2,679,252	10.2
都 市 整 備 費	12,060,910	9,468,562	15,526,008	△ 6,057,446	△ 39.0
道 路 費	83,539,188	69,854,080	68,495,941	1,358,139	2.0
河 川 費	7,392,577	5,588,472	4,299,132	1,289,340	30.0
港 湾 費	28,600,731	22,621,707	17,657,549	4,964,158	28.1
消 防 費	44,436,658	43,506,850	51,283,085	△ 7,776,235	△ 15.2
教 育 費	299,845,141	288,317,546	271,994,109	16,323,437	6.0
公 債 費	186,955,206	186,643,778	179,182,675	7,461,104	4.2
諸 支 出 金	195,969,270	194,580,134	192,493,279	2,086,854	1.1
予 備 費	410,369	—	—	—	—
合 計	2,101,345,675	2,009,286,953	1,935,878,866	73,408,087	3.8

(注) 各項目で四捨五入をしているため、合計等と一致しない場合があります。

ただちに財政運営に支障が生じるわけではありませんが、厳しい財政状況が続いており、不断の行財政改革を引き続き推進していきます。

指定都市の中では、財政の硬直化が進んでいない方から20都市中15位となっています（参考指定都市平均97.0%、大阪市89.8%、名古屋市101.2%）。

■健全化判断比率等（財政課）

平成19年6月に成立・公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、各自治体は、財政健全化に関する比率を平成20年度から公表しており、平成21年4月からの法の全面施行に伴い、各比率が基準を超えた場合には、財政健全化計画等の策定が義務付けられています。

令和6年度決算における本市の比率は、実質公債費比率が9.2%、将来負担比率が114.9%と、いずれも早期健全化基準を下回っています。

表5 横浜市の健全化判断比率等

指標	横浜市		早期健全化基準	財政再生基準
	令和6年度 決算値	令和5年度 決算値		
実質赤字比率	—%	—%	11.25%	20%
連結実質赤字比率	—%	—%	16.25%	30%
実質公債費比率	9.2%	9.5%	25%	35%
将来負担比率	114.9%	127.2%	400%	
資金不足比率	該当なし	該当なし	(経営健全化基準) 20%	

■市債（資金課）

市債は、公共施設の建設などの財源として借り入れる長期の借入金です。道路や公園の建設等、長期間利用できる施設には世代間負担の公平を実現するため、有効な財源調達方法と言えますが、将来の世代に過度な負担を先送りしないよう適正に管理していくことが必要です。

令和6年度の市債発行額は、前年度と比べて189億6,400万円減の951億7,900万円となりました。

また、特別会計・企業会計・外郭団体を含めた「一般会計が対応する借入金残高」は、前年度末に比べ893億5,100万円減の2兆9,492億1,700万円となりました。

地方分権の流れの中で、平成16年度から、自己責任の下で、自主的、自立的に資金調達を行うために、市場公募債において独自に発行条件を決定する「個別条件決定方式」を他の自治体に先駆けて選択しました。これに

伴い、横浜市債の評価向上のため、市債格付けを取得し、高い評価を維持しています。さらに、投資家に対する説明会（IR）の充実などにも積極的に取り組んでいます。

市税、未収債権の管理及び徴収促進

■市税収入（税制課）

令和6年度の市税決算額は、前年度に比べて74億円(0.8%)増の8,937億円となりました。

税目別では、個人市民税は定額減税の影響などにより93億円の減収、法人市民税は企業収益の増などにより71億円の増収、固定資産税は地価上昇を反映した土地の評価替えの影響などにより76億円の増収となりました。

また、市税収納率は過去2番目に高い99.3%となりました。

なお、平成21年度から導入した横浜みどり税の決算額は30億円となりました。

■市税広報（税務課）

横浜市の税務行政に対する市民の皆さんの理解と協力を得ることを目的として、税の仕組みや市税の納期・各種証明書の取得方法などの情報を提供する市税広報を行っています。

令和6年度は、ホームページによる情報提供、冊子「税の知識」の発行、「広報よこはま」や税務協力団体向け会報等への記事掲載をはじめ、公共交通機関や庁舎内のデジタルサイネージへの広報掲載や、SNSでの納期案内などを行いました。

■市税の賦課徴収事務の指導及び審査 (税務課、固定資産税課、徴収対策課)

市税の課税に関する事務は各区役所税務課、法人課税課及び償却資産課で、納税に関する事務は各区役所税務

表6 令和6年度市税決算額

(単位：千円・%)

科 目	令和6年度 決 算 額 (A)	令和5年度 決 算 額 (B)	対 前 年 度 伸 び 率 (A-B)/B
市 税 合 計	893,707,735	886,303,551	0.8
市 民 税	481,811,490	484,079,795	△ 0.5
個 人 分	422,523,914	431,872,638	△ 2.2
法 人 分	59,287,576	52,207,157	13.6
固 定 資 産 税	300,780,121	293,206,685	2.6
軽 自 動 車 税	3,665,325	3,525,410	4.0
市 た ば こ 税	22,911,491	23,243,223	△ 1.4
入 湯 税	86,796	75,194	15.4
事 業 所 税	19,730,786	19,212,970	2.7
都 市 計 画 税	64,721,726	62,960,274	2.8

表7 市税収納率

(単位：%)

	市 税 収 納 率	
	前年比(増減)	
平成30年度	99.2	0.0
令和元年度	99.2	0.0
令和2年度	99.0	△ 0.2
令和3年度	99.3	0.3
令和4年度	99.3	0.0
令和5年度	99.4	0.1
令和6年度	99.3	△ 0.1

課及び納税管理課で行っていますが、税務課、固定資産税課及び徴収対策課では、この事務が円滑に行われるよう、事務処理の支援などを行っています。

なお、市税の課税についての不明な点は各区役所税務課、法人課税課及び償却資産課が、納税についての不明な点は各区役所税務課及び納税管理課が問合せ先になります。

■未収債権の管理及び回収促進（徴収対策課）

本来、市の収入となるべき未収債権（国民健康保険料、市税など）は、市民負担の公平性や歳入確保の観点から、適切かつ効率的に回収を進めていくことが必要です。

未収債権の管理及び回収促進については、法律解釈や債権回収に関する相談について弁護士から迅速に回答を得ることができる法的支援、初期滞納に対する電話催告を含む弁護士への徴収委任、弁護士による債権管理研修等を行いました。

表8 横浜市の未収債権額（滞納額）					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計	161	133	129	129	131
特別会計	80	69	65	58	59
合計	241	202	193	187	190

※一時的かつ特殊な原因により発生している「産廃最終処分場行政代執行費（令和6年度：60億円）」「東京電力ホールディングス株式会社賠償請求金（令和6年度：16億円）」を除く滞納額（決算額）です。
※億円未満四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

■事業者向け賦課事務 (法人課税課、償却資産課)

個人の市民税・県民税（特別徴収分）、法人市民税、市たばこ税、入湯税及び事業所税の賦課に関する事務については法人課税課で、固定資産税（償却資産分）の賦課に関する事務については償却資産課で行っています。

■市税収納状況の記録管理事務等 (納税管理課)

市税収納状況の記録管理事務、過誤納金の還付事務、口座振替手続や特別徴収税額の納入に関する問い合わせ対応などを行っています。なお、市たばこ税・入湯税以外の納税証明発行などの窓口サービスは、各区役所税務課で行っています。

工事、物品及び 委託の入札・契約

■公共工事の入札・契約（契約第一課）

道路や公園の整備、公共施設の建築など工事の入札・契約の締結を行っています。入札は電子入札を行っており、原則、一般競争入札により競争性・透明性の高い制度で運用しています。なお、水道局・交通局の案件についても入札・契約事務を行っています。

■物品及び委託の入札・契約（契約第二課）

横浜市で必要とする物品の購入、広報誌等の印刷、建物の清掃等の委託及び物品の修繕など（一定の額・種類を除く。）について、入札・契約の締結を行っています。入札は、電子入札を行っており、原則、一般競争入札により競争性・透明性の高い制度で運用しています。なお、水道局・交通局の案件についても入札・契約事務を行っています。

ファシリティマネジメントの 推進

■全庁的な保有土地等の現状把握の実施 (ファシリティマネジメント推進課)

「財政ビジョン」及び「横浜市資産活用基本方針」に基づき、全庁的に資産の戦略的な利活用を推進するため、保有土地等の現状把握を行うとともに、資産情報を整理・一元管理しています。また、未利用等土地については、適正化計画を策定し、総合的な視点から効果的な利活用を進めています。

■財産の管理・運用・処分 (ファシリティマネジメント推進課)

市民の皆さんの貴重な財産である市有地等公有財産の管理・運用・処分に関する調整を行っています。

財産を管理するだけではなく、公有財産の有効活用を図るため、市有地の活用・処分を進めています。

表9（参考）保有土地売却事業実績

	売却件数（件）	面積（m ² ）
令和4年度	14	4,023
令和5年度	20	6,813
令和6年度	19	6,054

■保有土地等の利活用及び総合調整 (ファシリティマネジメント推進課)

事業の変更・中止や社会経済状況の変化等で未利用・暫定利用となっている未利用等土地をはじめとした資産の適正化に向けて、保有土地及び用途廃止施設の活用・処分を総合調整するとともに、大規模な保有土地の開発事業者公募事業を行っています。

表10（参考）大規模土地売却及び貸付実績

	件数（件）	面積（m ² ）
令和4年度	4	16,220
令和5年度	0	0
令和6年度	1	13,819

■事業用地等の取得 (ファシリティマネジメント推進課)

みどり環境局、下水道河川局、道路局の主管に属するもの以外の、学校用地、保育所用地などの公共事業用地や、「横浜市開発事業の調整等に関する条例」に基づく公益用地の取得を行っています。

また、公共事業用地の取得等に伴う本市の損失補償基準に関し、適正な補償業務の総合調整を行うとともに、各局用地担当職員のための研修を実施しています。

その他公共事業用地の取得に伴う、代替地の提供に関する調整を行っています。

■先行取得資金の管理 (ファシリティマネジメント推進課)

横浜市の公共事業の推進のため、道路や河川などの用地を必要とする局の依頼に基づき、先行取得資金による事業用地の取得を行っています。

また、既に先行取得した事業用地については、取得依頼局と連携して縮減に取り組んでいます。

■公共施設のマネジメントの推進 (ファシリティマネジメント推進課)

□公共施設のマネジメントの推進

「財政ビジョン」及び「横浜市公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設（公共建築物及びインフラ施設）が提供する機能・サービスの持続的な維持・向上を図るために、中長期的な視点に立ち、施設の規模・量、質、保全更新コスト等を将来の人口や財政規模に見合った水準に適正化していく取組を進めています。

特に公共建築物については、市立小中学校や市営住宅、市民利用施設等における多目的化や複合化等の検討・調整を進めました。

□公共施設の保全更新

公共施設の計画的かつ効果的な保全更新を着実に進めるため、毎年度の予算編成及び決算において保全更新費を調査し、必要額の精査・確保を図っています。

令和6年度の実績額は1,054億円となりました。

表11 公共施設の保全・更新費

	保全・更新費（実績）
令和4年度	1,010億円
令和5年度	1,136億円
令和6年度	1,054億円

□公共事業の評価

公共事業の効率性及び実施過程の透明性の向上を図るために、事業の各段階に応じ、事業の必要性や効果等を客観的に評価し、公表しています。

評価については、工学系、環境系、経済・社会系の各専門分野の学識経験者を委員とする「横浜市公共事業評価委員会」にて評価の妥当性を審議しています。

表12 評価対象事業数

	事前評価	再評価	事後評価
令和4年度	6件	5件	2件
令和5年度	6件	11件	2件
令和6年度	4件	8件	4件

□PFI

PFI（Private Finance Initiative）は、公共施設の建設・維持管理・運営等を、民間の資金やノウハウを活用して効率的かつ効果的に実施し、市民サービスの向上や事業期間全体を通じたトータルコストの縮減等を図る事業手法です。

本市では、PFIの導入やPFI事業の適正な運用を進めています。

これまでに、上下水道や学校、庁舎、MICE施設、市民利用施設等の事業にPFIを導入してきました。また、PFI事業の安定的な実施を図るため、外部有識者による「横浜市民間資金等活用事業審査委員会」において、調査審議をしています。

表13 調査審議件数

	新規事業	進捗確認	効果検証
令和4年度	0件	12件	0件
令和5年度	0件	13件	1件
令和6年度	3件	13件	1件

■公共事業の総合調整（公共事業調整課）

□積算業務の改善

土木工事に関する積算業務の正確性と効率性を確保するため、土木工事を発注する局と全区の土木事務所で使用する土木積算システムの運用・管理を行っています。引き続き積算業務の効率化・透明性の向上、積算ミス防止対策に努め、土木積算システムのシステム改善を行っています。

□公共事業の品質確保と担い手の確保・育成

公共工事に関する品質確保や働き方改革を推進するため、国交省が令和2年度に定めた「新・全国統一指標」に基づき、本市では発注・施工時期の平準化を進めるとともに、週休2日工事においては交替制を導入することにより、建設現場における生産性の向上を図っています。週休2日工事の実施件数は令和6年度は2,232件となっており、制度運用開始時から増加傾向にあります。

また、適正な予定価格と工期の設定、インターネットクラウドを活用した情報共有システム（ASP）の利用促進などにより、建設現場における労働環境改善を図り、担い手の確保・育成に向けた取組を進めています。

□DXによる公共事業の効率化

公共事業の各種情報の電子化・共有化による効率化やコスト縮減などを図るため、公共事業へのDXの導入に向けた取組を進めています。

工事におけるICT活用を推進するため、知識とスキルの習得を目指した横浜市職員研修を令和2年度から

実施しており、令和6年度はe-ラーニング研修で実施しました。

□公共工事の総合評価落札方式の推進

公共工事の品質向上や企業の技術開発の促進を図るため、従来の標準的な設計、施工方針に基づき最も安い価格で入札した企業を落札者としてきた入札方式とは異なり、企業の技術力等と価格との双方を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式を推進しています。

令和6年度の実施件数は190件（入札公告ベース）で、前年度比30件増でした。

□表彰制度

(1) 優良工事表彰

本市発注工事のうち特に優れた工事を施工した請負人及び現場責任者を市長から表彰し、工事の品質及び請負人の施工技術並びに意欲の向上を図っています。

令和6年度に「横浜市優良工事表彰要綱」を改定し、土木部門を土木部門、舗装部門及び上水道部門に分け、6部門での選定としました。これにより、公平性をさらに高めました。

令和6年度表彰 施工会社：62社、現場責任者：44名

(2) 職員技術提案表彰

本市職員の技術力向上と本市が実施する事業の改善を図るため、事業の設計、工事、維持・管理に際し、本市職員独自の創意工夫をもってチャレンジし、技術面において優秀な提案をした職員を市長表彰しています。

最優秀賞1件優秀賞5件ほか全33件

国際局

「選ばれる国際都市・横浜」の実現を目指して

国際局は、「横浜市国際平和の推進に関する条例」で謳われている、国際交流、国際協力、多文化共生等の国際平和に貢献する取組を推進します。

また、国内外で活躍ができるグローバルな視点を持つ次世代を育成するとともに、海外諸都市との知見の共有や横浜の取組を世界へ発信することで、国際社会の平和や地球規模課題の解決に貢献し、あわせて、都市ブランドの向上にもつなげ、市民の皆さんのが誇りをもてる「選ばれる国際都市・横浜」を目指します。

グローバルネットワークの推進

■ GX 国際イノベーションネットワークの推進 (グローバルネットワーク推進課)

アジアの都市との連携を強化し、サーキュラーエコノミーへの移行・脱炭素化を先導しています。

令和6年度は、バンコク都との連携による脱炭素ワークショップの開催、ローマ教皇府主催による気候変動をテーマとした国際会議への出席、EUの都市と知見を共有するワークショップの開催等を実施し、グリーン分野の国際プロモーションを推進しました。

また、アジア開発銀行や世界銀行等と連携して、本市主催の国際会議「第13回アジア・スマートシティ会議」を開催し、国内外から約2,200名が参加しました。会議に参加した39の海外都市・政府機関等の賛同のもと、脱炭素社会形成における都市が果たすべき役割を宣言するなど脱炭素化を先導する横浜の施策を世界に発信しました。

引き続き、本市のサーキュラー・脱炭素や国際協力の取組について発信・プロモーションを行い、国際的なプレゼンス向上に取り組みます。また国際機関との連携や国際的なネットワークを通じて、国際社会における脱炭素化の推進に貢献します。

■国際ネットワークの強化(政策総務課)

姉妹・友好都市等をはじめとした世界各都市、また関係各国の駐日大使館、国際機関等との連携や交流の蓄積を通じて、本市が世界とつながる基盤となる国際的なネットワークを強化します。令和7年度は、ムンバイ、マニラ、オデーサ、バンクーバーの4都市と姉妹都市提携60周年を迎える機会となることも踏まえて、新たなグ

リーン社会の実現に向けた本市施策の推進や次世代育成等に重点を置いた取組を推進します。

■ TICAD 9開催に向けた取組(グローバルネットワーク推進課)

第9回アフリカ開発会議(TICAD 9)(令和7年8月20日～22日)のホストシティとして、過去3回のTICAD開催都市となった実績等を生かして、会議の成功に貢献するとともに、横浜を世界にPRしました。

開催に向けては、市内・県内の関係団体で構成する横浜開催推進協議会を設立するとともに、アフリカに関するビジネスセミナーや大学生を対象に「横浜からアフリカにつながる学生プロジェクト」を実施したほか、各種イベントへのブース出展などによる機運醸成等に取り組みました。

さらに、これまで築いてきたアフリカ各国との友好関係を継続し、小中高校生のアフリカ交流、水道や港湾、廃棄物管理などの分野での国際協力に取り組み、日本で「アフリカに一番近い都市・横浜」として、市民の皆様がアフリカの文化に触れる機会を提供しました。

日本で「アフリカに一番近い都市・横浜」として、今後もアフリカとの都市間連携を進め、次世代育成等に生かします。

■公民連携による国際技術協力(Y-PORT) (グローバルネットワーク推進課)

横浜市が有する都市づくりの経験やノウハウと市内企業が有する技術等を活用して、新興国の都市課題解決支援と市内企業の海外インフラビジネス展開支援に取り組んでいます。

令和6年度は、Y-PORTセンター公民連携オフィス

GALERIO 等へ年間で 1,000 名を超える海外からの視察・研修を受け入れ、アジアの脱炭素化を先導する本市の施策等について情報発信しました。また、一般社団法人 YUSA 等と連携して、ベトナムやフィリピンにてビジネスマッチングイベントを定期的に開催しました。タイ国バンコク都では、両首長出席のもと脱炭素ワークショップを開催し、横浜市が策定支援した「エネルギー・アクションプラン」が新たに公表されたほか、両市企業間の環境ビジネス形成を促進しました。インドネシア国バリクパパン市からは職員が研修生として 2 か月間来日し、横浜市の行政ノウハウを学ぶとともに、市内企業との環境技術に関する交流会を開催しました。

これらの取組の結果、市内企業による海外インフラビジネス展開において、6 件の事業化調査が行われるとともに 4 件の事業化を達成しました。

・Y-PORT センター公民連携オフィス
所在地 西区みなとみらい 1-1-1
横浜国際協力センター 6 階

■シティネット事業（グローバルネットワーク推進課）

貧困や災害、環境、疾病など国境を越えた様々な課題の解決に向け、都市間の協力・連携はますます重要となっています。こうした中、横浜市は自治体ならではの技術や経験を活かした国際協力活動に取り組んでいます。

具体的には、アジア太平洋都市間協力ネットワーク（シティネット）の名誉会長、実行委員、防災分科会議長（令和 4 年 12 月まで）・SDGs 分科会議長（令和 5 年 1 月から）として、実務者の研修受け入れ、専門家の派遣等、都市のニーズに応じた技術協力（都市間協力）を行っています。

令和 6 年度は、「SDGs と気候変動対策のシナジー」をテーマに、市内でシティネット SDGs 分科会セミナーを実施しました。シティネット会員、国際機関、学術機関が各々の SDGs の取組や脱炭素に向けた取組を紹介し、30 都市・組織から約 120 名の参加がありました。引き続き、アジアにおける SDGs 推進の取組等を進めています。

また、シティネット事務局主催「SDG ベンチマークリングワークショップ」などの国際会議・ワークショップへの参加等を通じて、本市の食品ロス削減と CO2 排出量削減等に貢献する「SDGs ロッカー」などの取組をはじめとして、SDGs や気候変動対策に関する取組を広く海外都市に発信しました。

さらに、次世代育成の取組として、市内・海外の学生がオンライン交流を通して SDGs 達成に取り組む事業を実施しました。

■国際機関等との連携（グローバルネットワーク推進課）

横浜国際協力センターに入居する国際機関等と連携

し、SDGs 達成・脱炭素化などの取組を推進するため、セミナーなどの次世代育成事業や市民向けイベント等を開催しました。

また、センターの適切な管理運営を通じて各機関の活動を支援するとともに、国際機関等のネットワークを通じて、GREEN × EXPO 2027 など本市の取組を世界に向けて発信しました。

【市内の主な国際機関等】

- ・国際熱帯木材機関（ITTO）
- ・国連世界食糧計画（WFP）日本事務所
- ・国連食糧農業機関（FAO）駐日連絡事務所
- ・国際農業開発基金（IFAD）日本連絡事務所
- ・シティネット横浜プロジェクトオフィス
- ・アメリカ・カナダ大学連合日本研究センター

■ウクライナ現地人道支援（グローバルネットワーク推進課）

ウクライナ現地人道支援では、オデーサ市関係者の来日機会やオンラインミーティングの機会を活用し、交通や医療、水道などの分野で復旧・復興に資する技術を有する企業等とのマッチングを実施しました。こうした取組の結果、市内企業 1 社による、ウクライナでの医療分野の技術の導入に向けた調査が、国連工業開発機関（UNIDO）の補助事業に採択されました。

また、ウクライナ政府等主催の「第 3 回ウクライナ復興会議」への参加などを通じ、本市のウクライナ支援を国内外へ広く発信したほか、国際機関や市内企業等と連携したウクライナ支援の実現に向けた協議を実施しました。こうした取組の結果、ウクライナの復興に向けた支援において豊富な実績を有する国連開発計画（UNDP）と、オデーサ市を中心としたウクライナの復興支援における連携のための合意文書を締結し、爆風によって被害を受けたオデーサ市第 141 保育園の復旧支援を推進しました。

■海外事務所運営（グローバルネットワーク推進課）

海外諸都市等との連携、市内企業の海外での事業活動の促進支援、海外企業の横浜への誘致、国内外の大学・政府機関との連携などを推進するための現地活動を担う 4 つの事務所の、管理・運営を行います。

事務所では、アジア・スマートシティ会議と連携した新たなグリーン社会の実現等に関する取組や GREEN × EXPO 2027 の広報等も推進します。

【横浜市海外事務所】

- ・欧州事務所（ドイツ、平成 9 年 6 月設置）
 - ・上海事務所（中国、昭和 62 年 10 月設置）
 - ・アジア事務所（タイ、令和 4 年 8 月設置）
 - ・米州事務所（米国、平成 30 年 11 月設置）
- 海外事務所ホームページ
<https://businessyokohama.com/jp/>

多文化共生・国際平和

■多文化共生推進（政策総務課）

現在、横浜市には約170の国・地域、約13万人の外国人が住んでいます。

横浜市では、外国人材の受入環境整備・多文化共生の推進を図るため、市内13か所の国際交流ラウンジなどで、生活に必要な情報の提供や相談対応、日本語学習の支援、地域住民との交流事業等を行い、在住外国人と地域社会が共に暮らしやすいまちづくりを進めています。

国際交流ラウンジは、市民ボランティアの協力を得ながら運営され、外国語による情報提供や相談、公共機関窓口等への通訳ボランティア派遣のほか、交流イベントなどを実施しています。

また、市民の皆さん・民間事業者・公益団体の代表者等で構成する「ヨコハマ国際まちづくり推進委員会」を平成19年9月に設置し、外国人にも暮らしやすく活動しやすいまちづくりを進めており、平成29年3月には、「横浜市多文化共生まちづくり指針」を策定しました。

公益財団法人横浜市国際交流協会（YOKE）では、多言語による生活情報の提供・相談の実施など、市内在住の外国人への支援を行っています。

令和元年8月からは「横浜市多文化共生総合相談センター」を開設し、在住外国人等への相談対応や情報提供を12言語で行っています。令和2年8月からは「よこはま日本語学習支援センター」を開設し、地域日本語教育の基盤整備を進めています。

■ウクライナ避難民の支援（政策総務課）

ロシアによるウクライナ侵略により避難を余儀なくされた方々が横浜市で安心して生活できるよう、オール横浜でのサポートを実施しています。

「オール横浜支援パッケージ」では、避難民等支援対策チームが、在日ウクライナ大使館とも連携しながら、市民・企業・関係機関等の皆様と一緒に、ウクライナ避難民の方々の生活を支えています。

横浜市ウクライナ避難民支援相談窓口の強化、区役所での手続き等の支援、ウクライナ避難民等の交流スペース「ドゥルーズィ」の運営を引き続き実施しています。

また、企業や公益財団法人の協力により、生活用品や食料の提供、就労を希望するウクライナ避難民への支援等、避難生活が長期化する中、生活の状況、ニーズの変化に合わせながら、支援を継続しています。

国際交流ラウンジ一覧

横浜市多文化共生総合相談センター (横浜市国際交流協会(YOKE))

所在地 西区みなとみらい1-1-1
パシフィコ横浜 横浜国際協力センター5階
TEL 045-222-1209、FAX 045-222-1187

青葉国際交流ラウンジ

所在地 青葉区田奈町76
青葉区区民交流センター(田奈ステーション)内
TEL 045-989-5266、FAX 045-982-0701

いずみ多文化共生コーナー

所在地 泉区和泉中央北5-1-1
泉区役所1階
TEL 045-800-2487、FAX 045-800-2518

いそご多文化共生ラウンジ

所在地 磯子区磯子3-4-23
浜田ビル3階
TEL 045-367-8492、FAX 045-367-8493

神奈川区多文化共生ラウンジ

所在地 神奈川区西神奈川1-9-3
グレース竹和式番館2階
TEL 045-548-8401、FAX 045-548-8402

金沢国際交流ラウンジ

所在地 金沢区泥亀2-9-1
金沢区役所2階
TEL 045-786-0531、FAX 045-786-0532

港南国際交流ラウンジ

所在地 港南区上大岡西1-6-1
ゆめおおかオフィスタワー13階
TEL 045-848-0990、FAX 045-848-3669

港北国際交流ラウンジ

所在地 港北区大豆戸町316-1
大豆戸地域ケアプラザ2階
TEL 045-430-5670、FAX 045-430-5671

都筑多文化・青少年交流プラザ(つづきMYプラザ)

所在地 都筑区中川中央1-25-1
ノースポート・モール5階
TEL 045-914-7171、FAX 045-914-7172

鶴見国際交流ラウンジ

所在地 鶴見区鶴見中央1-31-2
シークレイン2階
TEL 045-511-5311、FAX 045-511-5312

なか国際交流ラウンジ

所在地 横浜市中区日本大通35
中区役所別館1階
TEL 045-210-0667、FAX 045-224-8343

ほどがや国際交流ラウンジ

所在地 保土ヶ谷区岩間町1-7-15
横浜市岩間市民プラザ1階
TEL 045-337-0012、FAX 045-337-0013

みどり国際交流ラウンジ

所在地 緑区中山1-6-15
パークビュービル5階・6階
TEL 045-532-3548、FAX 045-532-3549

みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ

所在地 南区浦舟町3-46
浦舟複合福祉施設10階
TEL 045-232-9544、FAX 045-242-0897

■公益財団法人横浜市国際交流協会の活動 (政策総務課)

公益財団法人横浜市国際交流協会（YOKE）は、多文化共生のまちづくり及び市民の皆さんによる国際交流・協力活動の促進を図る事業を展開しています。

また、横浜国際協力センターや横浜市国際学生会館の管理運営を行っています。

ホームページ <https://www.yokeweb.com/>

主な事業

1 多文化共生のまちづくりを支援する事業

(1) 在住外国人の自立支援事業

在住外国人の生活支援を行うための情報提供や相談、日本語学習支援、災害時における在住外国人支援などを実施しています。

(2) グローバル人材育成を支援する事業

国際平和に貢献する国際機関やNGOなどと連携し、地球規模の問題への理解を深めるための講座や、国際協力・国際交流の活動を広く知ってもらうためのイベントなどを実施しています。

2 国際協力・交流に関する施設を管理運営する事業

環境都市問題など地球的規模の課題解決に取り組む国際機関が入居する「横浜国際協力センター」等の管理運営を行っています。

■横浜市世界を目指す若者応援事業 (政策総務課)

個人や企業の皆様からいただいた寄附金を活用し、国際社会を舞台に活躍を目指す市内在住・在学の高校生を対象とする海外留学支援事業を実施しています。

■国際平和の推進 (政策総務課)

横浜市は、国際平和に対する貢献が認められ、昭和62年に国際連合から「ピースメッセンジャー都市」の称号を授与されました。今後も、「横浜市国際平和の推進に関する条例」（平成30年6月制定）を踏まえて、海外諸都市や国際機関等との連携・協力を通じて、市民の皆さんのがんばりで安心な生活と、国際平和の実現に向けて取り組んでいきます。

市民局

「いきいきと安心して暮らすこと のできるまち」を目指して

人権尊重を基調とし、市民目線に立った行政サービスの提供と協働・共創の推進を通じて、「いきいきと安心して暮らすことのできるまち」を目指します。

5つのテーマに掲げる施策と重点取組を定め、局全体が一丸となって取り組みます。目標達成に向けた施策と重点取組は以下のとおりです。

■基盤となる5つの施策

- 1 地域コミュニティの活性化
- 2 市民の皆様の利便性向上に向けた窓口サービスの充実
- 3 施設の整備と維持管理
- 4 人権を尊重した市政運営
- 5 市民の皆様の声の施策反映と開かれた市政の推進

■3つの重点取組

- (1) 地域防犯力の向上
- (2) 地域支援の強化
- (3) デジタル技術等を活用した更なる市民サービスの充実

■身近な区行政の推進（区連絡調整課）

地域の抱える課題が複雑・多様化する中、身近な行政サービスを提供する場である区役所が、市民の皆さんとの声に答えていくことが必要です。

個性ある区づくり推進費は、区役所が地域の身近な課題やニーズに、迅速かつ、きめ細かく対応できるよう、平成6年度に創設されました。

区役所は、個性ある区づくり推進費を活用するとともに、局とも連携しながら、地域との協働で課題の解決を進められるよう、各区の特性に応じた様々な事業を展開しています。

■区総合庁舎（地域施設課）

市民サービスの最前線である区庁舎については、災害時に重要な拠点となることから、防災対策を行うとともに、バリアフリー対応など区民の皆さんを利用しやすい施設となる取組を推進します。また、公会堂についても、耐震性強化のほか、設備改修等を行っています。

■区役所戸籍課に係る事務の企画・調整 (窓口サービス課)

戸籍事務・住民基本台帳事務・印鑑登録事務・個人番号カード交付事務など区役所戸籍課に係る事務の企画・調整などを行っています。

■魅力ある窓口づくり推進事業 (窓口サービス課)

区役所窓口のサービス向上に向けて、区と連携した研修を行っています。また、ご遺族が行うお悔やみ手続について、モデル区での試行実施を踏まえ、お悔やみ窓口の全区展開に向けて取り組んでいます。

表1 行政サービスコーナー一覧

名 称	電 話
鶴見駅西口行政サービスコーナー	045-586-0975
横浜駅行政サービスコーナー	045-453-2525
上大岡駅行政サービスコーナー	045-848-0171
港南台行政サービスコーナー	045-835-2664
二俣川駅行政サービスコーナー	045-366-6615
新横浜駅行政サービスコーナー	045-475-1301
日吉駅行政サービスコーナー	045-565-0013
あざみ野駅行政サービスコーナー	045-903-8291
戸塚行政サービスコーナー	045-862-6641
東戸塚駅行政サービスコーナー	045-825-4994

1 取扱業務

戸籍全部事項証明書（謄本）・個人事項証明書（抄本）、住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し、身分証明書、印鑑登録証明書、市民税・県民税（非）課税証明書、固定資産課税台帳登録事項証明書（土地・家屋現年度分）、市税の納税証明書、市政案内

2 開所日時

月から金曜日 午前7時30分から午後7時まで

土・日曜日 午前9時から午後5時まで

3 休 所 日

国民の祝日及び国民の祝日の振替休日、国民の休日、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

■パスポートセンター事業（パスポートセンター、センター南パスポートセンター）

神奈川県条例による事務処理の特例により、令和元年10月から市内2か所にてパスポート発給事務を行っています。令和7年3月からは、パスポートの申請が全面的にオンラインでできるようになりました。

■住居表示整備事業

番地が飛んでいる、同番地が多くあるなど住所の連続性が失われ日常生活に不便や支障が生じている地域において、地番による住所の表示から建物に番号をつけて住所を表す方法にし、住所をわかりやすくします。

また、昭和40年代から住居表示実施地区の電柱に貼付している街区表示板について、順次更新を行っています。令和元年度からは、従来のアルミ製に比べ、より安全性の高いシール素材に変更し再設置を実施しています。

■広聴相談活動（広聴相談課）

市民の声

市民の皆さんのお住まいの区の区役所が中心となってご意見やご要望等を受け止め、迅速な回答や対応を行うとともに、幅広く意見を把握し、市政に生かしています。

・市民からの提案

手紙やインターネット・FAX等による投稿を、市民の皆さんのお住まいの区の区役所で受け付けます。区役所等の公共施設等に用意している「市民からの提案」の専用投稿用紙や、本市ウェブサイトの投稿フォーム等により受け付けています。

令和6年度実績 通数7,621通、件数7,918件

・市長陳情

市政に関し、団体から書面で寄せられる市長あて要望等を受け付けています。

令和6年度実績 通数109通、件数1,373件

※市民からの提案及び市長陳情については、寄せられたご意見やご要望等の投稿要旨とそれに対する回答等を本市ウェブサイトで公表することにより、市政の透明性の確保や市政に対する疑問解消等を図っています（原則として公表日から1年を経過した月末まで）。

また、「今後検討します」「今後実施予定です」と回答した案件について、その後の対応状況についても追跡・検証し、検討結果等を改めて本市ウェブサイトに公表しています。

公表件数 令和6年度受付分3,550件

市長の集会広聴（市長と語ろう！）

地域で活動している団体等の皆様から、事前に定めた

表2 広聴事業別の受付通数（令和6年度）

		市民からの提案	市長陳情	区長陳情	市政ダイレクト広聴	市長と語ろう！	新聞投書	その他	総計
令和6年度	通数	7,621	109	54	1,960	4	54	1,879	11,681
	%	65.2%	0.9%	0.5%	16.8%	0.0%	0.5%	16.1%	100.0%

表3 全広聴事業の内容別順位（令和6年度）

順位	1位	2位	3位	4位	5位
内 容	バス	道路	鉄道	教育内容	市民応対
件 数	2,113件	1,323件	1,047件	808件	490件
%	18.1%	11.3%	9.0%	6.9%	4.2%

テーマについて、お話をうかがい、市政運営の参考にしています。

令和6年度実施回数 4回

ヨコハマeアンケート

メンバーに登録いただいた市民の皆さんに、市政に関するアンケートをインターネットで実施しています。結果は、ウェブサイトで公開するとともに、施策や事業の企画、効果の測定、改善などに活用します。

令和6年度実績 アンケート25回

パブリックコメント

市の基本計画などを策定する際、その案を公表して市民の皆さんから意見・提案を募集し、寄せられた意見等を考慮して最終的な意思決定を行う制度です。

令和6年度実施件数 5件 意見総数 2,628件

「デジタルプラットフォーム」を活用した市民意見募集

市政・区政に生かすため、デジタルプラットフォームを活用して市民の皆さんにご意見を寄せていただき、地域のニーズ・課題等の把握をします。

令和6年度実施回数 1件

ご意見・アイデア投稿数（総数）655件

市民相談事業

市政相談や、専門相談員による法律、公証、交通事故等様々な相談を行い、複雑多様化した市民の皆さんの相談や要望に応えています。

また、各区役所でも区民のニーズに応えた各種相談を行っています。

横浜市コールセンター

横浜市コールセンターは、市役所や区役所での各種手続き、市政情報や生活情報、最新のイベント情報などの多様な問合せについて、午前8時から午後9時まで年中無休で案内しています。

また、区役所代表電話及び市庁舎代表電話の交換業務も行っています。

表4 令和6年度市民相談室・区役所広報相談係の相談件数 (単位:件)

種別	合計	市民相談室	区役所広報 相談係
相談計	29,561	6,783	22,778
市政相談	6,268	91	6,177
一般相談	8,789	926	7,863
法律相談	10,778	4,352	6,426
司法書士相談	1,586	709	877
交通事故相談	442	340	102
企画相談	45	45	0
民事調停	12	0	12
税務相談	382	0	382
消費生活	0	0	0
人権相談	67	67	0
宅地建物相談	219	219	0
公証相談	273	34	239
行政書士相談	528	0	528
行政相談	172	0	172
問合せ・窓口案内	762,358	10,661	751,697
計	791,919	17,444	774,475

表5 コールセンターの事業概要と利用実績

	令和6年度	令和5年度	令和4年度
ブース数	オペレータ 31 スーパーバイザー 5	オペレータ 50 スーパーバイザー 4	オペレータ 50 スーパーバイザー 4
問合せ件数	2,133件 / 日 (778,678件) うち区役所代表電話の受電 1,303件 / 日 (475,577件) うち市役所代表電話の受電 107件 / 日 (38,998件) うちIVR転送件数 575件 / 日 (209,867件)	2,125件 / 日 (777,851件) うち区役所代表電話の受電 1,415件 / 日 (517,745件) うち市役所代表電話の受電 111件 / 日 (40,788件) うちIVR転送件数 380件 / 日 (138,978件)	2,296件 / 日 (838,135件) うち区役所代表電話の受電 1,623件 / 日 (592,244件) うち市役所代表電話の受電 115件 / 日 (42,108件) うちIVR転送件数 294件 / 日 (107,317件)
ジャンル別上位	①住民票・戸籍・実印・マイナンバー (21.3%) ②福祉 (17.4%) ③健康保険・年金 (15.5%)	①住民票・戸籍・実印・マイナンバー (21.3%) ②健康保険・年金 (15.5%) ③福祉 (14.8%)	①住民票・戸籍・実印・マイナンバー (26.7%) ②健康保険・年金 (13.6%) ③福祉 (13.5%)
曜日別上位(下位)	①火曜日 ②金曜日 (⑦日曜日)	①月曜日 ②火曜日 (⑦日曜日)	①月曜日 ②金曜日 (⑦日曜日)
時間帯別上位(下位)		①9時台 ②10時台 (⑬20時台)	
閉庁時間帯の比率	12.9%	14.8%	13.7%

市政情報の提供・公開

■市民情報センター（市民情報課）

所在地 中区本町6-50-10（市庁舎3階）

TEL 045-671-3900、FAX 045-664-7201

横浜市が発行した刊行物等を配架（現在約25,000冊）し閲覧・貸出しを行うとともに、横浜市ウェブサイトや配架しているCDを閲覧できる端末を設置し、市政情報を提供しています。

■市政刊行物・グッズ販売コーナー（市民情報課）

所在地 中区本町6-50-10（市庁舎3階）

TEL 045-671-3600

有償刊行物の販売のほか、市民情報センターに配架している資料等のコピーが行えるよう、コピー機を設置（白黒1面10円、カラー1面50円）しています。

■情報公開制度（市民情報課）

本市では市政に関し市民の皆さんに説明する責務を全うするようにし、市民の皆さんとの的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政の推進に資することを目的に「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」（平成12年7月1日施行）を定め、情報公開制度を運用しています。この制度は、市が保有する行政文書を市民の皆さんのが求めに応じて開示しようとすることだけでなく、あらかじめ情報を積極的に提供し公表する情報公開の総合的な推進を図るものであります。

平成 17 年 2 月 28 日からは、横浜市ウェブサイトからの行政文書開示請求が可能になりました。また、同年 9 月 1 日からは、行政文書目録検索システムが稼動し、電子決裁を行った文書件名などの目録情報の検索や閲覧をウェブサイト上で行えるようになりました。

■保有個人情報の開示等請求制度（市民情報課）

「個人情報の保護に関する法律」に基づき、誰でも市の保有する自己の個人情報の開示、開示決定を受けた個人情報の訂正、利用停止を請求することができる制度です。令和 6 年 1 月 24 日からは、ウェブサイトから、マイナンバーカードの電子証明書による本人確認の上、保有個人情報の本人による開示請求が可能になりました。

簡易な手続による情報提供制度

横浜市が実施する各種試験の結果等について、本人からの口頭による申出等、開示請求によらない簡易な手続により、本人に提供する制度です。

■令和 6 年度行政文書開示等運用状況（市民情報課）

行政文書開示等の請求状況は、請求文書件数が 17,698 件となっています。

表6 行政文書開示等請求の処理状況 (単位: 件)

請 求 等 文 書		17,698 (2,290)
処理件数	開示（訂正・利用停止）	6,198 (881)
	一部開示（一部訂正・一部利用停止）	9,163 (886)
	不開示（不訂正・不利用停止）	1,918 (456)
	取 下 げ	419 (67)

(注)・かっこ内は保有個人情報の開示請求等の内数

■個人情報保護制度（市民情報課）

令和 5 年 4 月から地方公共団体にも適用されることになった個人情報の保護に関する法律に基づき、横浜市が保有する個人情報を対象に、保護の推進を図っています。

また、横浜市個人情報の保護に関する条例では、附属機関である横浜市個人情報保護審議会（「審議会」という。）の設置や審議会への報告事項等について定めています。

審議会では、主に個人情報を取り扱う事務を委託する場合の保護措置等について確認をしています。

■行政機関等匿名加工情報提供制度 (市民情報課)

個人情報の保護に関する法律が改正され、横浜市が保有する個人情報ファイルを個人が識別できないように匿名加工して民間事業者等に提供する制度が令和 5 年度より始まっています。本制度は、データの利活用による「豊かな国民生活の実現」等を目的としています。

市民利用施設の整備運営

■公会堂（地域施設課）

公会堂は、1 区に 1 館設置され、サークル活動、講座、音楽発表会、集会その他各種行事に広く利用されています。

令和 6 年度は約 146 万の方が公会堂を利用しました。

施設内容は、おおむね 550 人収容のホールを中心に 2 室から 6 室までの会議室と和室からなっていますが、南、磯子、金沢、青葉、都筑、栄、泉及び瀬谷公会堂の 8 館はリハーサル室も整備されています。

■地区センター（地域施設課）

地域住民が自主的に活動し、相互交流を深めることのできる場として、昭和 48 年から「地区センター」を計画的に整備し、地域の子どもからお年寄りまで日常的に利用されています。

個人・グループの学習や集会・講演会などの文化活動、スポーツ・レクリエーション活動、料理、工芸など多目的に活用されています。また、「地区センター」とほぼ同様の目的を持つ施設として、「コミュニティハウス」「集会所」「スポーツ会館」があります。令和 7 年 8 月 1 日現在「地区センター」が 81 館、「コミュニティハウス」が 40 館（学校施設活用型コミュニティハウスを含め 120 館）、「集会所」が 5 館、「スポーツ会館」が 11 館となっております。

なお、学校施設活用型コミュニティハウスは、教育委員会が所管しています。

■横浜市上郷・森の家（地域施設課）

所在地 栄区上郷町 1499-1

TEL 045-895-5151 FAX 045-895-5005

研修・宿泊体験などを通じて、市民の皆さんのがふるさと意識や連帯感の醸成と青少年の健全な育成を図ることを目的とした研修・宿泊施設です。横浜自然観察の森に隣接し、宿泊施設、多目的ホール、ミーティングルーム、レストラン、バーベキュー場、工房、ミニドーム、駐車場などを持つ施設です。

市民の皆さんに身近な研修・宿泊施設としてサービス向上を目指し、民間のノウハウを活用した PFI (RO 方式) で運営改善及び施設改修を行い、令和元年 9 月にリニューアルオープンしました。

表7 公会堂一覧表

令和6年度

名 称	所 在 地	電 話	利 用 人 数
鶴 見 公 会 堂	鶴見区豊岡町 2-1	045-583-1353	56,701
神 奈 川 公 会 堂	神奈川区富家町 1-3	045-432-3399	96,301
西 公 会 堂	西区岡野 1-6-41	045-314-7733	90,393
開 港 記 念 会 館	中区本町 1-6	045-201-0708	106,073
南 公 会 堂	南区浦舟町 2-33	045-341-1261	78,794
港 南 公 会 堂	港南区港南中央通 10-1	045-847-8480	60,870
保 土 ケ 谷 公 会 堂	保土ヶ谷区星川 1-2-1	045-331-0497	105,730
旭 公 会 堂	旭区鶴ヶ峰 1-4-12	045-954-6154	61,240
磯 子 公 会 堂	磯子区磯子 3-5-1	045-750-2520	83,750
金 沢 公 会 堂	金沢区泥亀 2-9-1	045-788-7890	78,962
港 北 公 会 堂	港北区大豆戸町 26-1	045-540-2400	81,811
緑 公 会 堂	緑区寺山町 118	045-930-2400	45,983
青 葉 公 会 堂	青葉区市ヶ尾町 31-4	045-978-2400	149,414
都 筑 公 会 堂 ^{*1}	都筑区茅ヶ崎中央 32-1	045-948-2400	65,675
戸 塚 公 会 堂 ^{*2}	戸塚区戸塚町 127	045-862-3334	57,315
栄 公 会 堂	栄区桂町 279-29	045-894-9901	124,286
泉 公 会 堂	泉区和泉中央北 5-1-1	045-800-2470	55,913
瀬 谷 公 会 堂	瀬谷区二ツ橋町 190	045-367-5770	60,775

注1 講堂の天井改修工事のため1月～休館。

注2 講堂の天井改修工事のため4月～5月休館。

表8 広場等一覧表

令和7年3月31日現在

広場別 区 名	子供の 遊び場	町の はらっぱ	少年 広場	地域スポーツ 広場	ちびっこ 広場	ちびっこ プール
鶴 見	12か所	1 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
神 奈 川	9	2	0	0	0	0
西	4	0	0	0	0	0
中	6	1	0	0	3	0
南	10	1	0	0	0	0
港 南	7	0	0	0	0	0
保土ヶ谷	17	2	1	0	0	0
旭	17	0	2	1	0	0
磯 子	1	4	0	1	0	0
金 沢	7	1	1	2	1	0
港 北	14	0	1	0	0	0
緑	13	1	0	3	0	1
青 葉	6	2	0	1	0	0
都 筑	4	0	0	0	0	0
戸 塚	11	1	0	0	0	0
栄	4	3	1	1	0	0
泉	6	6	0	1	0	0
瀬 谷	6	1	0	1	0	0
合 計	154	26	6	11	4	1

表9 地区センター等一覧表

令和6年度

名 称	所在地	電話	利 用 人 数
潮 田 地区センター	鶴見区本町通 4-171-23	045-511-0765	60,516
駒 岡 地区センター	鶴見区駒岡 4-28-5	045-571-0035	84,135
末 吉 地区センター	鶴見区上末吉 2-16-16	045-572-4300	63,449
寺 尾 地区センター	鶴見区馬場 4-39-1	045-584-2581	130,884
生 麦 地区センター	鶴見区生麦 4-6-37	045-504-0770	99,716
矢 向 地区センター	鶴見区矢向 4-32-11	045-573-0302	80,029
神 奈 川 地区センター	神奈川区神奈川本町 8-1	045-453-7350	81,371
神 之 木 地区センター	神奈川区神之木町 7-1	045-435-1712	100,104
神 大 寺 地区センター	神奈川区神大寺 2-28-18	045-491-4441	110,606
白 幡 地区センター	神奈川区白幡上町 44-12	045-430-3050	78,158
菅 田 地区センター	神奈川区菅田町 1718-1	045-471-2913	67,270
西 地区センター	西区岡野 1-6-41	045-314-7734	76,388
藤 棚 地区センター	西区藤棚町 2-198	045-253-0388	72,231
竹 之 丸 地区センター	中区竹之丸 133-3	045-651-5575	44,176
野 毛 地区センター	中区野毛町 3-160-4	045-241-4535	48,087

名 称	所在地	電話	
本 牧 地区センター	中区本牧原 16-1	045-622-4501	83,749
大 岡 地区センター	南区大岡 1-14-1	045-743-2411	110,317
永 田 地区センター	南区永田台 45-1	045-714-9751	49,189
中 村 地区センター	南区中村町 4-270	045-251-0130	70,085
南 地区センター	南区南太田 2-32-1	045-741-8812	102,338
港 南 地区センター	港南区日野 1-2-31	045-841-8411	68,884
港 南 台 地区センター	港南区港南台 5-3-1	045-835-2811	116,306
永 谷 地区センター	港南区芹が谷 5-47-5	045-823-7789	61,545
野 庭 地区センター	港南区野庭町 612	045-848-0100	76,174
東 永 谷 地区センター	港南区東永谷 1-1-12	045-826-3882	83,252
今 井 地区センター	保土ヶ谷区今井町 412-8	045-352-1183	57,097
西 谷 地区センター	保土ヶ谷区西谷町 918	045-371-3794	86,703
初 音 が 丘 地区センター	保土ヶ谷区日藤塚町 15-1	045-352-3992	53,714
ほ ど が や 地区センター	保土ヶ谷区天王町 1-21	045-333-0064	70,959
市 沢 地区センター	旭区市沢町 9	045-371-6662	57,298
今 宿 地区センター	旭区今宿町 2647-2	045-392-1500	67,557
希 望 が 丘 地区センター	旭区中希望が丘 145-4	045-361-0424	61,989
白 根 地区センター	旭区白根 4-6-1	045-953-4428	79,338
都 岡 地区センター	旭区今宿西町 292-2	045-953-7211	62,096
若 葉 台 地区センター	旭区若葉台 3-4-2	045-921-2213	79,561
磯 子 地区センター	磯子区磯子 3-1-41	045-753-2861	71,122
上 中 里 地区センター	磯子区上中里 397-2	045-773-3929	54,917
杉 田 地区センター	磯子区杉田 1-17-1	045-775-0541	79,364
根 岸 地区センター	磯子馬場町 1-42	045-751-4777	77,341
金 沢 地区センター	金沢区泥亀 2-14-5	045-784-5860	139,769
釜 利 谷 地区センター	金沢区釜利谷南 1-2-1	045-786-2193	67,531
富 岡 並 木 地区センター	金沢区富岡東 4-13-2	045-775-3692	104,577
能 見 台 地区センター	金沢区能見台東 2-1	045-787-0080	83,171
六 浦 地区センター	金沢区六浦 5-20-2	045-788-4640	84,716
菊 名 地区センター	港北区菊名 6-18-10	045-421-1214	116,006
篠 原 地区センター	港北区篠原東 2-15-27	045-423-9030	68,512
城 郷 小 机 地区センター	港北区小机町 2484-4	045-472-1331	80,718
綱 島 地区センター	港北区綱島西 1-14-26	045-545-4578	101,381
新 田 地区センター	港北区新吉田町 3236	045-591-0777	65,480
日 吉 地区センター	港北区日吉本町 1-11-13	045-561-6767	69,084
十 日 市 場 地区センター	緑区十日市場町 808-3	045-981-9573	82,511
長 津 田 地区センター	緑区長津田町 2327	045-983-4445	72,107
中 山 地区センター	緑区中山 2-1-1	045-935-1982	78,875
白 山 地区センター	緑区白山 1-2-1	045-935-0326	87,898
美 し が 丘 西 地区センター	青葉区美しが丘西 3-60-15	045-903-9204	162,911
大 堺 みすずが丘 地区センター	青葉区みすずが丘 23-2	045-974-0861	113,776
奈 良 地区センター	青葉区奈良町 1843-11	045-963-5380	111,010
藤 が 丘 地区センター	青葉区藤が丘 1-14-95	045-972-7021	130,579
山 内 地区センター	青葉区あざみ野 2-3-2	045-901-8010	138,965
若 草 台 地区センター	青葉区若草台 20-5	045-961-0811	141,228
北 山 田 地区センター	都筑区北山田 2-25-1	045-593-8200	87,053
都 筑 地区センター	都筑区葛が谷 2-1	045-941-8380	88,553
中 川 西 地区センター	都筑区中川 2-8-1	045-912-6973	92,834
仲 町 台 地区センター	都筑区仲町台 2-7-2	045-943-9191	111,098
都 田 地区センター	都筑区東方町 655-4	045-945-0075	24,375
踊 場 地区センター	戸塚区汲沢 2-23-1	045-866-0100	146,521
上 矢 部 地区センター	戸塚区上矢部町 2342	045-812-9494	94,817
大 正 地区センター	戸塚区原宿 3-59-1	045-852-4111	74,593
戸 塚 地区センター	戸塚区戸塚町 127	045-862-9314	105,466
東 戸 塚 地区センター	戸塚区川上町 4-4	045-825-1161	102,300
舞 岡 地区センター	戸塚区舞岡町 3020	045-824-1915	90,849
上 郷 地区センター	栄区上郷町 1173-5	045-892-8000	86,816
豊 田 地区センター	栄区飯島町 1368-1	045-895-1390	93,421
本 郷 地区センター	栄区小菅ヶ谷 1-5-4	045-392-5157	81,963
上 飯 田 地区センター	泉区上飯田町 3913-1	045-805-5188	39,415
下 和 泉 地区センター	泉区和泉が丘 1-26-1	045-805-0026	52,508
立 場 地区センター	泉区中田北 1-9-14	045-801-5201	67,562

名称	所在地	電話	利用人数
中川地区センター	泉区桂坂4-1	045-813-3984	75,233
阿久和地区センター	瀬谷区阿久和南2-9-2	045-365-9072	81,757
瀬谷地区センター	瀬谷区瀬谷3-18-1	045-303-4400	115,078
中屋敷地区センター	瀬谷区中屋敷2-18-6	045-304-3100	96,260
潮田公園コミュニティハウス	鶴見区向井町2-71-2	045-511-0880	28,275
鶴見市場 コミュニティハウス	鶴見区市場下町11-5	045-500-6688	44,689
鶴見中央 コミュニティハウス	鶴見区鶴見中央1-31-2-214	045-511-5088	56,446
幸ヶ谷公園 コミュニティハウス	神奈川区幸ヶ谷4	045-441-3788	30,065
戸部 コミュニティハウス	西区御所山町1-8	045-231-9865	20,004
浅間 コミュニティハウス	西区浅間町5-375-1	045-311-6085	20,905
中本牧 コミュニティハウス	中区本牧町2-351	045-623-8483	43,939
浦舟 コミュニティハウス	南区浦舟町3-46	045-243-2496	25,004
別所 コミュニティハウス	南区別所3-4-1	045-721-8050	20,531
六ツ川一丁目 コミュニティハウス	南区六ツ川1-267-1	045-721-8801	27,828
睦 コミュニティハウス	南区睦町1-25	045-741-9436	35,372
蒔田 コミュニティハウス	南区宿町3-57-1	045-711-3377	25,736
桜道 コミュニティハウス	港南区港南6-2-3	045-843-5406	22,967
上大岡 コミュニティハウス	港南区上大岡東2-9-38	045-352-7177	27,981
日野南 コミュニティハウス	港南区日野南6-14-1	045-843-2092	20,616
上永谷駅前 コミュニティハウス ^{*1}	港南区丸山台1-9-10	045-840-1261	17,108
上菅田笹の丘 コミュニティハウス	保土ヶ谷区上菅田町134-1	045-381-8810	10,037
桜ヶ丘 コミュニティハウス	保土ヶ谷区岩崎町15-30	045-331-5368	26,224
権太坂 コミュニティハウス	保土ヶ谷区権太坂3-1-1	045-713-6625	21,231
常盤台 コミュニティハウス	保土ヶ谷区常盤台53-2	045-348-8277	19,676
鶴ヶ峰 コミュニティハウス	旭区鶴ヶ峰本町1-16-1	045-953-2313	33,827
上白根 コミュニティハウス	旭区上白根町233-6	045-954-1691	18,972
滝頭 コミュニティハウス	磯子区滝頭2-31-39	045-761-7928	27,948
並木 コミュニティハウス	金沢区並木2-8-1	045-781-7110	26,858
柳町 コミュニティハウス	金沢区柳町1-3	045-785-2403	21,252
西柴 コミュニティハウス	金沢区柴町343-5	045-780-1150	14,919
菊名 コミュニティハウス	港北区菊名4-4-1	045-401-4964	33,683
師岡 コミュニティハウス	港北区師岡町700	045-534-2439	38,692
新羽 コミュニティハウス	港北区新羽町1240-1	045-542-7207	12,871
霧が丘 コミュニティハウス	緑区霧が丘3-23	045-922-2100	12,260
青葉台 コミュニティハウス	青葉区青葉台2-25-4	045-981-1400	124,697
荏田西 コミュニティハウス	青葉区荏田西1-4-2	045-507-1213	28,021
荏田 コミュニティハウス	青葉区あざみ野南1-4-1	045-479-1149	24,234
勝田小学校 コミュニティハウス ^{*2}	都筑区勝田町348-2	045-592-1877	11,602
倉田 コミュニティハウス	戸塚区上倉田町1865-4	045-866-1800	22,562
飯島 コミュニティハウス	栄区飯島町1863-5	045-891-1766	13,432
上郷矢沢 コミュニティハウス	栄区桂台南2-34-2	045-895-1037	19,401
中田 コミュニティハウス	泉区中田南4-4-28	045-802-2244	25,029
新橋 コミュニティハウス	泉区新橋町33-1	045-392-5538	23,008
幸ヶ谷集会所	神奈川区幸町12	045-453-2660	19,182
松見集会所	神奈川区松見町1-10-1	045-431-6001	17,073
平沼集会所	西区西平沼町5-70	045-320-9608	9,058
上台集会所	中区本郷町2-50	045-622-4171	16,196
しらゆり集会所	泉区中田東1-41-1	045-804-3779	29,066
羽沢スポーツ会館	神奈川区羽沢町1700-1	045-381-2540	15,706
六ツ川スポーツ会館	南区六ツ川2-112-1	045-713-4803	21,510
下野庭スポーツ会館	港南区野庭町136-4	045-842-9624	9,117
瀬戸ヶ谷スポーツ会館	保土ヶ谷区瀬戸ヶ谷町71	045-712-2412	11,448
本村スポーツ会館	旭区本村町15	045-365-1820	16,097
六浦スポーツ会館	金沢区六浦南5-19-2	045-788-5428	19,047
小机スポーツ会館	港北区小机町1800-1	045-471-0050	14,349
十日市場スポーツ会館	緑区十日市場町1633	045-983-9490	15,093
新石川スポーツ会館	青葉区新石川3-1346-2	045-911-9870	17,509
大熊スポーツ会館	都筑区大熊町310	045-941-9880	22,467
東山田スポーツ会館	都筑区東山田町105-2	045-593-4682	29,542

※1 令和6年7月開館　※2 令和6年9月開館

■青少年のための施設（地域施設課・各区地域振興課）

広場・遊び場、町のはらっぱ

子どもたちが安心して自由に遊べる広場を市民の皆さんの協力を得ながら設置しています。

用地は地元が確保（借用）し、地域の運営委員会で管理運営を行っています。

1 子どもの遊び場

小学校低学年を対象とした遊び場で、危険防止のため必要に応じて外柵を設置しています。

2 ちびっこ広場

幼児を対象とし、保護者の目の届くところで安心して遊べるよう、砂山等を設置しています。

3 ちびっこプール

小学校入学前の幼児を対象とした小規模なプールで、水に親しむことを目的としています。

4 町のはらっぱ

未使用となっている市有地を事業開始までの間、青少年を中心にだれもが利用できる「町のはらっぱ」として暫定的に開放しています。

5 少年広場

小学校高学年から中学生を対象とした広場で遊具は置かず、周囲をフェンスで囲み、ソフトボールやサッカーなど自由に遊ぶことが出来ます。

6 地域スポーツ広場

使用目的の決まっていない公有地（市や国等の所有地）を利用計画が決まるまでの間、青少年や地域の人々に体育文化活動の場として暫定的に開放しています。

人権施策の推進

■人権施策の企画・調整（人権課）

「横浜市人権施策基本指針」（令和4年3月改訂）に基づいて、人権に関する施策の総合的な企画・調整及び各区局が行う人権施策の推進を図っています。

また、人権に関する調査・研究を行い、人権に関する課題を的確に把握し、施策に反映しています。

■人権啓発・研修推進事業（人権課）

「横浜市人権啓発推進計画」（平成25年3月改訂）に基づき、市民の皆さんに人権問題を正しく理解し、身近に感じていただくための啓発事業及び職員に対する人権啓発研修の推進・支援を行っています。

（令和6年度の主な取組）

- 1 啓発イベントの開催
- 2 交通広告等を活用した人権啓発の実施
- 3 職員向け人権啓発研修の実施

■同和対策事業（人権課）

「横浜市同和対策事業に対する基本的考え方」（平成15年全部改正）等に基づき取組を進めています。

■犯罪被害者等支援事業（人権課）

横浜市犯罪被害者相談室において「横浜市犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者等からの相談をお受けし、支援しています。

また、犯罪被害者等のおかれた状況や心情について、理解促進のための啓発事業を市民・職員向けに実施しています。

■性的少数者等支援事業（人権課）

個別専門相談・交流スペースの提供や、「横浜市パートナーシップ宣誓制度」を実施する等、性的少数者等を支援しています。

また、性的少数者への正しい理解促進のため、職員・事業者向けの啓発、大学や企業と連携した市民向けの啓発を実施しています。

市民活動の支援・協働の推進 (市民協働推進課)

「横浜市市民協働条例」、「横浜市地域の絆をはぐくみ、地域で支え合う社会の構築を促進する条例」に基づき、協働を進めるとともに、市民活動が自立し、活発に行われるよう、市民活動がしやすい環境づくりに取り組んでいます。

■市民協働推進センター

地域における様々な課題の解決や新しい取組を創発するため、多様な主体の交流・連携が生まれる対話と創造の場として、協働事業の提案、相談等のワンストップ窓口を設けています。伴走支援や、様々な主体の連携を通じて課題解決や事業構築を図るコーディネートを行い、市民提案の活性化を図るとともに、市内における「協働」の取組を推進します。

- ・横浜市市民協働推進センター（中区本町6-50-10 横浜市役所1階）

■各区の市民活動支援センター

各区における市民活動支援の拠点として、地域に密着した事業を展開しています。

- ・つるみ区民活動センター（鶴見区鶴見中央3-20-1 鶴見区総合庁舎2階）
- ・神奈川区区民活動支援センター（神奈川区広台太田町3-8 神奈川区総合庁舎本館5階）
- ・にしく市民活動支援センター（西区中央1-5-10 西区役所1階）
- ・なか区民活動センター（中区日本大通35 中区役所別館1階）
- ・みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ（南区浦舟町3-46 浦舟複合福祉施設10階）
- ・港南区民活動支援センター（港南区港南中央通10-1 港南公会堂棟1階）
- ・ほどがや市民活動センター（保土ヶ谷区星川1-2-1）
- ・旭区市民活動支援センター（旭区鶴ヶ峰2-82-1）

ココロット鶴ヶ峰4階)

- ・いそご区民活動支援センター（磯子区磯子3-5-1 磯子区総合庁舎7階）
- ・金沢区民活動センター（金沢区泥亀2-9-1 金沢区総合庁舎2階）
- ・港北区区民活動支援センター（港北区大豆戸町26-1 港北区総合庁舎4階）
- ・緑区市民活動支援センター（緑区中山4-36-20）
- ・青葉区区民活動支援センター（青葉区市ヶ尾町31-4 青葉区役所1階）
- ・都筑区民活動センター（都筑区茅ヶ崎中央32-1 都筑区総合庁舎1階）
- ・とつか区民活動センター（戸塚区川上町91-1 モレラ東戸塚3階）
- ・さかえ区民活動センター（栄区小菅ヶ谷1-5-4 SAKAESTA 2階）
- ・いずみ区民活動支援センター（泉区和泉中央北5-1-1 泉区総合庁舎1階）
- ・瀬谷区民活動センター（瀬谷区二ツ橋町469 せやまる・ふれあい館2階）

■横浜市市民協働推進委員会

学識経験者と市民活動実践者で構成する横浜市市民協働推進委員会を設置し、市民協働の推進に関し必要な事項を調査審議しています。

■よこはま夢ファンド (横浜市市民活動推進基金)

市民活動団体の公益的活動に賛同する市民や企業の皆さんなどからの寄附を積み立て、登録したNPO法人に対する助成金の交付や、市民活動団体の運営支援等を実施しています。

■特定非営利活動法人認証等事務

特定非営利活動法人(NPO法人)の設立・定款変更の認証、認定、指定に関する事務を行うとともに、事業報告書等の各種届出の受理等を行っています。

■災害時におけるボランティア支援事業

災害時におけるボランティアの受入れ、派遣、情報収集が円滑に行えるよう、市内で活動しているボランティア団体が平常時から連携を図るために行う自主的な活動を側面的に支援しています。

■協働研修・情報提供

協働への理解を深め、協働の取組をより推進するため、職員を対象にした研修を実施するとともに、ホームページ等で市民の皆さんに向けて協働に関する情報提供を行っています。

■市民活動情報のデジタル化事業

市民活動団体等が情報発信し、地域活動に関心のある方が情報収集できるポータルサイトとして横浜地域活動・ボランティア情報サイト「よこむすび」を運用しています。

サイトを活用いただくことで、地域活動の促進や、新たな担い手の創出につなげていきます。

協働による地域づくりの推進 (地域活動推進課)

地域の抱える課題が多様化・複雑化している中、いきいきとした地域コミュニティを形成し、地域が主体的に課題解決に取り組めるよう、協働の取組の推進や地域の様々な活動への支援などを区とともに行います。

■地域の担い手応援事業

身近な地域において、自治会町内会をはじめとした様々な主体が連携・協働しながら、課題解決に取り組み、魅力ある暮らしがやすい地域をつくっていくための支援を行っています。

また、防災を切り口とした地域のつながりづくりのための講座・伴走支援等、地域活動への参加促進や地域の担い手の確保・育成を区とともに支援します。

■横浜市市民活動保険事業

市民の皆さんのが、安心してボランティア活動に参加できるよう、活動中の思いがけない事故によって損害賠償責任を負ったり、ボランティア活動者がケガをした場合に備え、保険会社と保険契約を結び「横浜市市民活動保険事業」を実施しています。

■地域活動推進事業

地域の連帯感を育むための活動や防犯、防災、環境美化などの活動を通じて、住みよい地域社会の形成や地域課題の解決に日々取り組んでいる自治会町内会の活動に対して補助金を交付しています。令和7年度からは、自治会町内会に交付する補助金の上限額を、1世帯あたり700円から900円に引き上げ、行政と地域住民とを結ぶ基礎的かつ重要な組織である自治会町内会を支援します。

また、加入促進活動や市政・区政への様々な協力活動等に取り組む横浜市町内会連合会及び区連合町内会の活動を支援します。

■自治会町内会館等への補助事業

地域住民の活動拠点である自治会町内会館等の整備を促進するため、建設費の補助を行っています。また、共助による減災に向けた拠点整備を進めるため、建替え・耐震補強工事や風水害等の自然災害に対する緊急修繕の補助も行っています。加えて、令和5年度からは、エネルギー価格の高騰への支援と脱炭素化の推進のため、省エネ効果の高い設備の導入に対する補助も行っています。

■自治会町内会 DX 応援事業

デジタルツールを活用した自治会町内会活動の推進に向け、ノウハウを持つ民間事業者と連携して相談会を開催するなど、各団体の状況やニーズに応じたデジタル化の支援を実施します。

■自治会町内会の新しい運営スタイル推進事業

市民主体の地域運営の中心である自治会町内会の持続可能な運営と活動の実現を目指し、多様な主体との連携や専門家によるアドバイス等を通じて自治会町内会の魅力アップや課題解決に向けて支援します。

地域防犯

令和 6 年中の市内の刑法犯認知件数は、平成 16 年のピーク時の 5 分の 1 程度まで減少しています。

しかし、自転車盗や車上ねらいなどの街頭犯罪や特殊詐欺など市民の皆さんの身近な犯罪はいまだに発生しており、市民の皆さんの安全・安心な暮らしを実現できる地域防犯環境を整備するため、関係機関との連携の下、「自分たちのまちは自分たちで守る」という自主防犯意識の向上を基本として、地域の防犯活動への支援を強化しています。

■防犯対策（地域防犯支援課）

防犯活動に対する支援及び広報啓発

特殊詐欺等市民の皆さんの身近に発生している犯罪に対し、各種イベント等での広報啓発を行います。

また、緊急な対策が必要な犯罪については、犯罪の発生状況に応じた防犯対策、啓発活動等を関係機関と連携して迅速に行います。また、区役所と地域が連携して行う防犯活動に対しても支援を進めています。

地域防犯カメラの設置促進

地域で取り組む防犯活動への支援として自治会町内会に対し、地域防犯カメラの設置に係る費用の一部を補助しています。

繁華街対策の推進

初黄・日ノ出町など市内の主要繁華街において、地域や警察と連携を図りながら環境浄化にむけた取組を推進します。

子ども安全対策

子どもの安全確保に向けて、啓発事業等を推進とともに、子どもの見守り活動の支援や関係機関との一層の連携強化を図っています。

暴力団排除条例の効果的な運用

「横浜市暴力団排除条例」の目的を達成するため、市民の皆さん、各区局、県警察と連携し、確実な運用を図ります。

落書き防止条例の運用

「横浜市落書き行為の防止に関する条例」の趣旨を踏まえ、イベント等での啓発を行います。

LED 防犯灯の整備

地域の安全安心を図るために、市所有の LED 防犯灯（約

18 万灯）の維持管理を行うとともに、自治会町内会からの申請に基づき新設を行います。また、自治会町内会が所有する地域防犯灯の維持管理を支援するための補助金を交付します。

地域の防犯力向上のための緊急対策

いわゆる「闇バイト」による凶悪事件の発生により、市民の皆さんの不安が高まっています。こうした状況を踏まえ、地域の防犯力を強化することで、安全安心なまちづくりを推進するため、自治会町内会が行う防犯対策に対して緊急補助を実施します。

にぎわい スポーツ文化局

にぎわいによるまちの活力の創出を通じた 市内経済の活性化と市民・来街者のウェルビーイングの実現

○目標達成に向けた施策

民間コンテンツを含む様々な大規模イベント等を契機に、まちを楽しんでいただく仕掛けを戦略的に展開することで、回遊性を向上させ、滞在時間を延長させるとともに、宿泊促進を図ります。あわせて、観光・MICE、スポーツ及び文化施策における、一つひとつの取組の魅力も高めることで、にぎわいによるまちの活力の創出につなげます。

7年度は、横浜市中期計画 2022～2025 の最終年度であることも踏まえ、基本戦略「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」、そして「選ばれる都市」「住みたい・住み続けたい都市」の実現に向けて、4つの柱を軸に、複雑化・多様化する社会課題や市民ニーズに対応するための5つの視点も重視しながら取組を推進し、2年後に迫った GREEN × EXPO 2027 の機運醸成・誘客促進につなげていきます。



○目標達成に向けた組織運営

共感・協働を大切に

現場の声をしっかりと受け止めるとともに、市民、民間事業者、NPO 等の皆様との対話を重ねることで信頼関係を築きます。

また、関係機関・区局統括本部と連携し、分野の垣根を越え施策を推進することで、横浜の魅力をさらに高め、活力にあふれ、経済活動が活発で、人々のウェルビーイングが実現できている、人を惹きつけるまち・横浜を創ります。

新たな発想で チャレンジ

時代や社会の要請を踏まえた施策の推進や持続可能な市政運営に向けた取組を実践します。

そのため、職員一人ひとりが「市民目線」「スピード感」「全体最適」の視点を持ち、データに基づく施策の「創造と転換」・「質の向上」に積極的に取り組むなど、横浜が持つ多様な可能性にチャレンジし続けられる土壌づくりを進めます。

人材育成と 職場づくり

職員一人ひとりの能力・役割の發揮を最大化し、チャレンジする職員の育成に取り組みます。

また、業務や職位を超えた活発な議論を通じて、風通しのよい職場を推進することでイノベーションの創出につながる好循環を生み出すとともに、ペーパーレス、デジタルツールの活用など、業務の効率化を図ることで、働きやすい職場づくりを推進します。

大規模イベントを契機とした回遊性向上・宿泊促進

■戦略的にぎわい創出事業

都心臨海部の水際線の魅力やポテンシャルを最大限引き出すなど、公共空間等を積極的に活用したにぎわいづくりに取り組むとともに、地元企業や商店街・団体等が実施主体となる横浜の歴史と魅力を生かした大規模イベントの開催を支援します。

また、音楽アリーナの集積等を契機に、コンサート等の多くの来街者が集まるイベントを活用した戦略的な回遊性向上・宿泊促進に取り組み、更なるにぎわいの創出や市内経済の活性化につなげます。

さらに、急成長分野であるeスポーツを活用し、大規模イベント等の開催と地域コミュニティの活性化を支援します。

併せて、多くのコンサートやイベント等が開催される本市の中核的な多目的施設である横浜アリーナの円滑な運営を支援します。

●横浜アリーナ（株式会社横浜アリーナ）

所在地：港北区新横浜三丁目10番地

TEL 045-474-4000 FAX 045-474-4040

<https://www.yokohama-arena.co.jp>

文化、スポーツ等各種催し物が催されるイベント施設

1事業：各種催し物のためのイベント施設の賃貸、各種催し物の企画実施

2施設内容：アリーナ面積8000m² 最大収容人数17,010人

3設立年月：昭和61年11月

■創造的イルミネーション事業

「THE YOKOHAMA ILLUMINATION」では、11月～2月に横浜都心臨海部各エリアのイルミネーション等イベント情報の発信や、街の魅力をお楽しみいただくデジタルスタンプラーなどを実施し、横浜の冬の夜を街一体で盛り上げ、回遊促進とにぎわい創出につなげていきます。

「夜にあらわれる光の横浜〈ヨルノヨ2025〉」では、港の水際線や歴史的建造物、ビル群などが連動し、光と音楽でダイナミックに躍動する5分間のスペクタクルショー「ハイライト・オブ・ヨコハマ」を30分毎に実施するほか、横浜港大さん橋国際客船ターミナルや山下公園で期間中常時お楽しみいただけるプロジェクトマッピングなどの光の演出を実施します。

〈THE YOKOHAMA ILLUMINATION〉概要

会期：令和7年11月から令和8年2月まで

会場：横浜都心臨海部

〈夜にあらわれる光の横浜〈ヨルノヨ2025〉〉概要

会期：令和7年12月4日（木）から令和7年12月30日（火）まで

会場：横浜都心臨海部

主催：クリエイティブ・ライト・ヨコハマ実行委員会

■フェスティバルによるにぎわい創出事業

都心臨海部に集積する音楽施設や民間イベントと共に、音楽を中心としたライブエンターテインメントのフェスティバル『Live！横浜』を開催します。

『Live！横浜』は、横浜を「音楽のまち」としてプランディングしていくため、民間と連携して創り上げるフェスティバルであり、大規模音楽フェスを中心に、音楽、ダンス、アニメコンテンツなど多彩なジャンルを取り込みます。

〈第2回「Live！横浜」〉

会期：令和8年4月3日（金）から5日（日）まで

会場：みなとみらい21地区を中心とした都心臨海部

主催：横浜アーツフェスティバル実行委員会

観光・MICEの振興

■持続可能な観光・MICE推進体制の構築と観光・MICE産業の活性化

人流データの分析や、レポートの作成等を行うなど、登録DMOである（公財）横浜市観光協会のマーケティング機能を強化します。

また、DMOが観光・MICEのけん引役として、マーケティング分析を観光施策に生かすとともに、観光地域づくりのワーキング等の開催を通じ、地域や観光事業者など多様な関係者によるデータを活用した事業展開を支援します。

■戦略的誘客プロモーション

国内向けには、記念日等の非日常を楽しむことのできるコンテンツ開発に取り組むとともに、OTA（※）や展示会等を活用したプロモーションを実施します。

また、GREEN×EXPO 2027を契機に実施する神奈川・横浜デスティネーションキャンペーンに向け、地域観光コンテンツの開発及びプロモーション素材の制作等に取り組みます。さらに、GREEN×EXPO 2027の機運醸成と誘客を見据え、臨海部を花で彩る企画「花の港」プランディング事業を展開します。

海外向けには、OTAを活用したデジタルプロモーション等を行い、インバウンド誘客を図ります。また、クルーズ旅客等の市内回遊を促進します。

（※）OTA（オンライン旅行代理店）

■MICE誘致・開催支援

経済効果の高い中大型の国際会議やビジネスイベント、政府系国際会議等の誘致に継続的に取り組むとともに、MICE参加者の行動実態を踏まえたアフターコンベンションの充実により、その来訪を促し、回遊性の向上を図ることで、市内経済の活性化に取り組みます。あわせて、セミナー開催等による、市内MICE関連産業の育成や、主催者ニーズの把握を進め、受入環境の整備にも取り組みます。

■ MICE 施設運営支援

本市の中核的 MICE 施設であるパシフィコ横浜の円滑な運営を支援します。

●パシフィコ横浜（株式会社横浜国際平和会議場）

所在地：西区みなとみらい 1-1-1

TEL 045-221-2155 FAX 045-221-2136

<https://www.pacifico.co.jp>

国際・国内会議及び文化・学術等各種催物、国内外商品等の見本市、展示会が開催される MICE 複合施設

1 事 業：国際・国内会議及び文化学術等各種催物、国内外商品等の見本市、展示会の企画、誘致及び開催

2 施設内容：国立大ホール約 5,000 席、会議センター
一大中小会議室約 50 室、展示ホール
20,000 m²、アネックスホール 1,350 m²、
ヨコハマグランドインター・コンチネ

ンタルホテル約 600 室

3 設立年月：昭和 62 年 6 月

●横浜みなとみらい国際コンベンションセンター (通称：パシフィコ横浜ノース)

所在地：西区みなとみらい 1-1-2

1 事 業：貸館、国際・国内会議及びレセプション等の誘致企画

2 施設内容：多目的ホール約 6,300 m²

最大収容人数約 6,000 名

大中小会議室 42 室

3 運営事業者：パシフィコ横浜（株式会社横浜国際平和会議場）

●みなとみらい公共駐車場

所在地：西区みなとみらい 1-1-1

1 施設内容：最大収容台数 1,154 台（自動車）、44 台（自動二輪）

2 運営事業者：パシフィコ横浜（株式会社横浜国際平和会議場）

表1 スポーツ施設等一覧表（令和 6 年度実績）

名 称	所在地	電話	利用人数
鶴 見 スポーツセンター	鶴見区元宮 2-5-1	045-584-5671	236,704
神 奈 川 スポーツセンター	神奈川区三ツ沢上町 11-18	045-314-2662	190,107
西 スポーツセンター	西区浅間町 4-340-1	045-312-5990	280,279
中 スポーツセンター	中区新山下 3-15-4	045-625-0300	210,153
南 スポーツセンター	南区大岡 1-14-1	045-743-6341	293,465
港 南 スポーツセンター	港南区日野 1-2-30	045-841-1188	262,827
保 土 ケ 谷 スポーツセンター	保土ヶ谷区神戸町 129-2	045-336-4633	313,946
旭 スポーツセンター	旭区川島町 1983	045-371-6105	222,417
磯 子 スポーツセンター	磯子区杉田 5-32-25	045-771-8118	242,279
金 沢 スポーツセンター ※	金沢区長浜 106-8	045-785-3000	20,738
港 北 スポーツセンター	港北区大豆戸町 518-1	045-544-2636	288,829
緑 スポーツセンター	緑区中山 1-29-7	045-932-0733	195,541
青 葉 スポーツセンター	青葉区市ケ尾町 31-4	045-974-4225	309,888
都 筑 スポーツセンター ※	都筑区池辺町 2973-1	045-941-2997	23,893
戸 塚 スポーツセンター	戸塚区上倉田町 477	045-862-2181	310,442
栄 スポーツセンター	栄区桂町 279-29	045-894-9503	299,129
泉 スポーツセンター	泉区西が岡 3-11	045-813-7461	238,666
瀬 谷 スポーツセンター ※	瀬谷区南台 2-4-65	045-302-3301	89,358
横 浜 B U N T A I	中区不老町 2-7-1	045-663-8050	382,051
横 浜 武 道 館	中区翁町 2-9-10	045-226-2100	723,158
平 沼 記念体育館	神奈川区三ツ沢西町 3-1	045-311-6186	139,115
横 浜 国際プール	都筑区北山田 7-3-1	045-592-0453	603,873
本 牧 市民プール	中区本牧元町 46-1	045-306-9275	93,419
旭 プール※	旭区白根 2-33-1	045-953-5010	53,309
港 南 プール	港南区港南台 6-22-38	045-832-0801	95,526
保 土 ケ 谷 プール	保土ヶ谷区狩場町 238-3	045-742-2003	81,237
都 筑 プール	都筑区葛が谷 2-2	045-941-8385	147,742
リネット金沢（金沢プール）※	金沢区幸浦 2-7-1	045-789-2181	71,230
鶴 見 川 潛艇場	鶴見区元宮 2-6	045-582-8680	20,473
たきがしら 会 館	磯子区滝頭 3-1-68	045-752-4050	136,469
緑 テニスガーデン	緑区霧が丘 1-1	045-922-1301	47,084
根 岸 テニスガーデン	磯子区原町 14-1	045-761-1515	73,134
泉 中 央 テニスガーデン	泉区和泉町 4715	045-801-2661	39,080
神 奈 川 スケートリンク (横浜銀行アイスアリーナ)	神奈川区広台太田町 1-1	045-411-8008	231,101

※金沢・都筑・瀬谷スポーツセンター、旭・金沢プールは、令和 6 年度内に工事等により休館期間あり

スポーツ環境の充実

誰もががスポーツを楽しみ、喜びを感じながら、「する」「みる」「ささえる」ことを真に実現できるよう、スポーツ施策を展開しています。

■スポーツ施設（スポーツ振興課）

各区のスポーツセンターや、本牧市民プール、旭・港南・保土ヶ谷・都筑・金沢プール、横浜国際プール、横浜武道館、横浜B U N T A I、たきがしら会館、平沼記念体育館等を設置しています。

各施設は、指定管理者等が管理運営しています。

■スポーツの機会（スポーツ振興課）

スポーツ情報の提供

公益財団法人横浜市スポーツ協会では、スポーツ情報サイト「ハマスポ」の運営を通じて、スポーツを「知る」機会を提供しています。

市民参加型スポーツイベントの開催

市民の身近なところで気軽にスポーツに親しむ機会を作るため、市民スポーツ大会や横浜八景島トライアスロンフェスティバルなどを開催、支援しています。

「横浜マラソン」の開催

市民参加型フルマラソン「横浜マラソン」は、「する、みる、ささえる」全ての人が楽しめる大会を目指して開催しています。

インクルーシブスポーツの推進

誰もが共にスポーツに親しむ機会を創出するため、18区におけるインクルーシブスポーツの体験会・交流会等を開催しています。

子ども・子育て世代のスポーツ活動支援

子育て世代が気軽に安心してスポーツに取組めるよう、託児サービス付きスポーツイベントや親子で共に楽しめるイベント等を開催しています。

■スポーツ観戦の機会（スポーツ振興課）

大規模スポーツイベントの開催

世界トライアスロン横浜大会や全日本少年軟式野球大会などを開催、支援しています。

トップスポーツチーム連携事業

市内を本拠地とするトップスポーツチームと連携した事業を行うことにより、次代を担う子どもたちに夢や目標を与える、市民スポーツの振興、地域の活性化、にぎわい創出を図ります。

■スポーツを支える担い手（スポーツ振興課）

公益財団法人横浜市スポーツ協会

所在地 中区尾上町6-81
(ニッセイ横浜尾上町ビル内)

TEL 045-640-0011、FAX 045-640-0021

横浜市のスポーツ振興を市と一体となって支える団体である公益財団法人横浜市スポーツ協会等へ助成しています。

スポーツ推進委員

地域スポーツ活動の推進役を担うスポーツ推進委員の研修会等を開催しています。(令和7年4月1日現在2,515人)

スポーツボランティア

横浜市スポーツボランティアセンターを通じて、スポーツボランティアの登録、スポーツイベントのボランティアの募集、研修等の人材育成を行っています。

横浜市スポーツボランティアセンター

所在地 中区尾上町6-81
(ニッセイ横浜尾上町ビル内)
TEL 045-640-0012
Eメールアドレス info@spo.yokohama-volunteer.jp

文化芸術創造都市施策の推進

■創造界隈形成事業

歴史的建造物や公共空間等、都心臨海部の地域資源を有効活用した創造界隈拠点の運営・管理を行い、アーティスト・クリエーターの集積や地域との連携を通して、まちのにぎわいづくりを進めます。

〈創造界隈拠点〉

BankPark YOKOHAMA（旧第一銀行横浜支店）、急な坂スタジオ（旧老松会館）、象の鼻テラス、初黄・日ノ出町地区、THE BAYS（旧関東財務局横浜財務事務所）、Art Center NEW

■アーツコミュニケーション事業

アーティスト・クリエーター、NPO、市民の皆さんなど様々な創造の担い手をサポートする「アーツコミュニケーション・ヨコハマ」(運営：公益財団法人横浜市芸術文化振興財団)を開設しています。ワンストップ相談窓口や助成制度、SNS・ウェブサイトによるプロモーションのほか、アーティスト・クリエーターの活動を発信する「国内外OPEN！」等、多様な人々の交流機会を創出するプラットフォームの運営を行っています。

また、遊休不動産を創造的に活用することでまちの活性化を進める芸術不動産事業について、募集した民間パートナーと連携協定を締結し、取組を進めています。

■映像文化都市づくり事業

本市が誘致した東京藝術大学大学院映像研究科等と連携して、横浜から魅力ある映像文化を発信します。

〈東京藝術大学大学院映像研究科〉

- ・映画専攻 平成17(2005)年4月開設
 - ・メディア映像専攻 平成18(2006)年4月開設
 - ・アニメーション専攻 平成20(2008)年4月開設
- 〈東京藝術大学による地域貢献事業〉
- ・各専攻による公開イベント
 - 令和7(2025)年5月～令和8(2026)年3月
 - ・馬車道コンサート

- 令和7（2025）年11月
・各専攻による市民公開制作展
令和7（2025）年5月～令和8（2026）年3月
・馬車道コンサート
令和7（2025）年8月

■創造都市推進事業

- ・YPAM
国内唯一かつアジアで最も影響力のある舞台芸術プラットフォームである「横浜国際舞台芸術ミーティング（YPAM）」を開催し、国内外への横浜発の舞台芸術を発信します。
〈YPAM2025〉
令和7（2025）年11月28日（金）から
12月14日（日）まで
- ・横濱JAZZPROMENADE
「まち全体をステージに」をコンセプトに、まちのにぎわいや来街者の回遊性を創出する「横濱JAZZPROMENADE」の開催を支援します。
〈横濱JAZZPROMENADE 2025〉
令和7（2025）年10月11日（土）・12日（日）
- ・創造都市ネットワーク日本
創造都市の取組を推進する地方自治体等で構成する「創造都市ネットワーク日本（CCNJ）」と連携して、各種会議等を実施するなど、文化芸術創造都市・横浜の発展と発信に取り組みます。

また、国際展開催に携わる自治体等の交流ネットワークである「現代芸術の国際展部会」を事務局として運営し、令和7年度は「現代芸術の国際展部会担当者ミーティングin高松市」を開催します。
〈現代芸術の国際展部会担当者ミーティングin高松市〉
令和7（2025）年10月16日（木）・17日（金）

■横浜トリエンナーレ事業

- 3年に一度行われる、現代アートの国際展「横浜トリエンナーレ」を通じ、文化芸術創造都市の推進を図る横浜市の取組を国内外にアピールします。
〈第8回展開催実績〉
会期：令和6（2024）年3月15日（金）から6月9日（日）まで
会場：横浜美術館、旧第一銀行横浜支店、BankART
KAIKO、クイーンズスクエア横浜、元町・中華街駅連絡通路
アーティスティック・ディレクター：リウ・ディン（劉鼎）、キャロル・インホワ・ルー（盧迎華）
主催：横浜市、公益財団法人横浜市芸術文化振興財団、N H K、朝日新聞社、横浜トリエンナーレ組織委員会
総来場者数：約58万人

■日中韓都市間文化交流事業

平成26（2014）年の日本における東アジア文化都市事業の初代開催都市として、中国泉州市、韓国光州広域市と文化芸術による交流を通じて培った協力関係を一過性

のものにすることなく、今後も交流を継続していきます。

令和6年度実績

横浜市では、泉州市および光州広域市から芸術団を招へいし、「ZOU-NO-HANA FUTURESCAPE PROJECT」において公演を実施することで、文化芸術を通じた国際交流を行いました。その他、光州広域市の「第9回西倉スキフェスティバル」の開催に合わせて、横浜にゆかりのあるアーティストを派遣しました。

■クラシック・ヨコハマ推進事業

国内最高峰の学生音楽コンクールである全日本学生音楽コンクール全国大会を中心に、コンクールに出場した国内屈指の若手演奏家に演奏機会を提供するとともに、市民の皆様に身近な場所でクラシック音楽を楽しんでいただく音楽イベントを実施します。

実施期間：令和7（2025）年11月3日～令和8（2026）年1月25日

■地域文化サポート事業（ヨコハマアートサイト）

文化芸術の持つ創造性を生かして、地域コミュニティの活性化に寄与するため、市内で実施される地域課題にアプローチする文化芸術活動を広く公募し、支援します。

令和7年度 29事業を採択

■芸術文化教育プログラム推進事業

次世代を担う子どもたちの表現力やコミュニケーション力等を育成するため、学校において、アーティストによる芸術文化の体験ができる教育プログラムを、N P O、文化施設等とのネットワークにより実施します。

令和6年度 市内小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校 130校で実施

■子どもの文化体験推進事業（みちくさアート）

より多くの子どもたちが身近な場所における文化体験を通じて、表現力やコミュニケーション力を育めるよう、地域の子どもたちが集まる放課後キッズクラブで音楽や美術などのプログラムを実施します。

令和6年度 42カ所で実施

■横浜市文化基金の積立

文化基金は、美術品等の収集、文化施設の建設を目的に昭和56年4月に設置されました。基金は、市費による積立と、市民の皆さん、企業等からの寄附で成り立っています。

文化基金積立状況（令和6年度末）

累計 9,528,2834 千円

文化基金で購入した美術作品 5,379点

※市民の皆さん等から寄贈された美術作品 10,088点

文化基金で購入した美術作品と市民の皆さん等から寄贈された美術作品は、横浜美術館でコレクション展示として一般に公開します。

■公益財団法人横浜市芸術文化振興財団

事務局 中区山下町2 産業貿易センタービル1階
TEL : 045-221-0212 FAX : 045-221-0216
<https://p.yafjp.org/>

芸術文化事業や文化情報の発信など、次のような事業を行っています。

- (1) 芸術文化の創造及び発信
- (2) 芸術文化活動の支援、協働及び創造性を育む機会の提供
- (3) 芸術文化振興のための助成
- (4) 芸術文化活動拠点の開発及び運営
- (5) 芸術文化資源の収集、保存及び活用
- (6) 芸術文化に関する情報の収集及び提供
- (7) 芸術文化振興に関する調査研究及び政策提言
- (8) 芸術文化振興のための国内外との交流
- (9) その他芸術文化振興を推進するための事業

■横浜未来の文化ビジョン（仮称）の策定

本市を取り巻く環境の変化を踏まえ、市民の皆さまが、文化的豊かさを実感していただくことを目的とした、概ね10年後の横浜の文化の将来像である「横浜未来の文化ビジョン（仮称）」を新たに策定します。

■文化施設運営

各指定管理者等による文化施設運営を通じて、各種の文化事業を実施します。なお、区民文化センターは区が所管しています。

横浜美術館

所在地 西区みなとみらい3-4-1
TEL : 045-221-0300 Fax : 045-221-0317
<https://yokohama.art.museum/>

美術を「観る」「創る」「学ぶ」の3つの機能をあわせ持つ総合美術館

- 1 事業 企画展・コレクション展の開催、美術図書室、子どものアトリエ・市民のアトリエの運営等
- 2 施設内容 グランドギャラリー、展示室、子どものアトリエ、市民のアトリエ、レクチャーホール（240席）等
- 3 開館年月 平成元年11月
- 4 指定管理者 （公財）横浜市芸術文化振興財団

横浜みなとみらいホール

所在地 西区みなとみらい2-3-6
TEL : 045-682-2020 Fax : 045-682-2023
<https://yokohama-minatomiraihall.jp>

理想的な音響、美しい音色のパイオルガンなどを備えた国内有数のコンサートホール

- 1 事業 音楽公演等
- 2 施設内容 大ホール（2,020席・他車椅子用スペース14席）、小ホール（440席）、リハーサル室、練習室、レセプションルーム
- 3 開館年月 平成10年2月（小ホール）、5月（大ホール）
- 4 指定管理者 （公財）横浜市芸術文化振興財団

横浜能楽堂

所在地 西区紅葉ヶ丘27-2（掃部山公園内）
TEL : 045-263-3055 Fax : 045-263-3031
<https://yokohama-nohgakudou.org/>

県内初の本格的な能楽堂（染井能舞台を復原した本舞台は横浜市指定有形文化財）

- 1 事業 能、狂言その他古典芸能の公演等
- 2 施設内容 本舞台・見所（486席・車椅子スペース5席含む）、第二舞台、研修室、展示コーナー等
- 3 開館年月 平成8年6月
- 4 指定管理者 （公財）横浜市芸術文化振興財団
- 5 備考 令和6年1月から令和8年6月まで大規模改修のため休館

横浜市芸能センター（横浜にぎわい座）

所在地 中区野毛町3-110-1
TEL : 045-231-2525 Fax : 045-231-4545
<https://nigiwaiza.yafjp.org/>

落語、漫才、大道芸など大衆芸能の専門館

- 1 事業 大衆芸能の公演
- 2 施設内容 芸能ホール（391席・車椅子対応可）、小ホール（最大141席・可動席）、練習室、制作室、情報コーナー等
- 3 開館年月 平成14年4月
- 4 指定管理者 （公財）横浜市芸術文化振興財団

横浜赤レンガ倉庫1号館

所在地 中区新港1-1-1
TEL : 045-211-1515 Fax : 045-211-1519
<https://akarenga.yafjp.org/>

歴史的建造物を活用した自由で創造的な空間

- 1 事業 舞台芸術公演、アート作品展示等
- 2 施設内容 ホール（約150～350席・可動席）、多目的スペース（3室）等
- 3 開館年月 平成14年4月
- 4 管理運営 （公財）横浜市芸術文化振興財団

横浜市民ギャラリー

所在地 西区宮崎町26-1
TEL : 045-315-2828 Fax : 045-315-3033
<https://ycag.yafjp.org/>

市民の皆さんに美術作品の創作・発表の場と鑑賞の機会を提供し、美術の奨励を図るための施設

- 1 事業 貸館、企画展、講座等
- 2 施設内容 展示室／アトリエ等
- 3 開館年月 平成26年10月に現在地に移転
- 4 指定管理者 （公財）横浜市芸術文化振興財団／西田装美株式会社共同事業体

横浜市民ギャラリーあざみ野

所在地 青葉区あざみ野南1-17-3
TEL : 045-910-5656 Fax : 045-910-5674
<https://artazamino.jp/>

市民の皆さんに美術作品の創作・発表の場と鑑賞の機会を提供し、美術の奨励を図るための施設

- 1 事業 貸館、企画展、講座等
- 2 施設内容 展示室／アトリエ等
- 3 開館年月 平成17年10月
- 4 指定管理者 （公財）横浜市芸術文化振興財団

横浜市市民文化会館 関内ホール

所在地 中区住吉町4-42-1

TEL : 045-662-1221 Fax : 045-662-2050

<https://www.kannaihall.jp/>

芸術文化の振興や市民の皆さんの文化の向上等を目的とした文化施設

- 1 事業 音楽公演、舞台芸術公演、古典芸能公演
- 2 施設内容 大ホール(1,038席・車椅子12席対応可)、小ホール(264席)、リハーサル室等
- 3 開館年月 昭和61年9月
- 4 指定管理者 かんないアート&メディアパートナーズ

横浜市吉野町市民プラザ

所在地 南区吉野町5-26

TEL : 045-243-9261 Fax : 045-243-9263

<https://www.yoshinoplaza.jp/>

市民の皆さんの文化活動と交流を図るために文化施設

- 1 事業 音楽公演、舞台芸術公演、古典芸能公演、美術展等
- 2 施設内容 ホール(200席・可動席・車椅子席4席含む)、ギャラリー、スタジオ等
- 3 開館年月 平成元年7月
- 4 指定管理者 吉野町・岩間アート&メディアパートナーズ

横浜市岩間市民プラザ

所在地 保土ヶ谷区岩間町1-7-15

TEL : 045-337-0011 Fax : 045-337-2500

<https://www.iwamaplaza.jp/>

市民の皆さんの文化活動と交流を図るために文化施設

- 1 事業 音楽公演、舞台芸術公演、古典芸能公演、映像芸術公演等
- 2 施設内容 ホール(181席・可動席・親子席4席含む)、リハーサル室、スタジオ、ギャラリー等
- 3 開館年月 平成3年7月
- 4 指定管理者 吉野町・岩間アート&メディアパートナーズ

横浜市大倉山記念館

所在地 港北区大倉山2-10-1(大倉山公園内)

TEL : 045-544-1881 Fax : 045-544-1084

<https://o-kurayama.com/>

深い緑に包まれた格調ある雰囲気をもった文化施設
(旧大倉精神文化研究所本館、横浜市指定有形文化財)

- 1 事業 音楽公演、講座、貸館等
- 2 施設内容 ホール(80席・可動席)、ギャラリー、集会室
- 3 開館年月 昭和59年10月
- 4 指定管理者 日比谷花壇・西田装美共同事業体

横浜市長浜ホール

所在地 金沢区長浜114-4(長浜野口記念公園内)

TEL : 045-782-7371 Fax : 045-782-7389

<https://nagahama-hall.com/>

横浜検疫所長浜措置場のシンボル、旧事務棟を外観復元し、音楽ホールや野口英世博士ゆかりの旧細菌検査室を備えた文化施設

- 1 事業 音楽公演、貸館等
- 2 施設内容 ホール(104席・可動席)、多目的ルーム、音楽練習室、会議室、旧細菌検査室(別館)
- 3 開館年月 平成9年5月
- 4 指定管理者 横浜メディアアド・相鉄・神奈川共立共同事業体

久良岐能舞台

所在地 磯子区岡村8-21-7(久良岐公園内)

TEL : 045-761-3854 Fax : 045-754-4050

<https://kuraki-noh.jp/>

閑静な日本庭園内に佇む、市民の皆さんに開かれた能舞台

- 1 事業 古典芸能公演、ワークショップ、貸室の運営(謡曲等)
- 2 施設内容 能舞台・見所(52畳)、和室、茶室
- 3 開館年月 昭和62年10月
- 4 指定管理者 (株)シグマコミュニケーションズ

横浜市陶芸センター

所在地 中区本牧三之谷59-3(本牧市民公園内)

TEL : 045-623-8904 Fax : 045-625-9087

<https://www.yokohamasitougeicenter.com/>

自然豊かな公園内に設置された陶芸活動の場

- 1 事業 陶芸教室の開催と貸室の運営
- 2 施設内容 貸室、窯場、作陶室等
- 3 開館年月 平成5年8月体験学習施設として開館
- 4 指定管理者 シンリュウ(株)

横浜市大佛次郎記念館

所在地 中区山手町113(港の見える丘公園内)

TEL : 045-622-5002 Fax : 045-622-5071

<https://osaragijiro-museum.jp>

横浜ゆかりの文豪大佛次郎の文筆活動の業績と生涯を紹介する施設

- 1 事業 企画展、講座、貸室(和室、会議室)の運営等
- 2 施設内容 展示室、和室、会議室等
- 3 開館年月 昭和53年5月
- 4 指定管理者 (公財)横浜市芸術文化振興財団

STスポット

所在地 西区北幸1-11-15 横浜STビル地下1階

TEL : 045-325-0411 Fax : 045-325-0414

<https://stspot.jp/>

演劇、ダンスのジャンルを中心に、若手アーティストの創造活動の支援を中心とした活動を行っている小劇場

- 1 事業 演劇、ダンスを中心とした芸術文化活動全般
- 2 施設内容 平土間型ホール56m²(収容人数:40~60席)、操作室、楽屋、ロビー
- 3 開館年月 昭和62年11月
- 4 管理運営 認定特定非営利活動法人STスポット横浜

■文化施設整備事業

市民の皆さんに身近に文化芸術に接し、個性豊かな文化芸術活動を活発に行うことができる環境整備のため、身近な拠点となる区民文化センターを、各区の地域特性等に応じて整備します。(表2 区民文化センター一覧表参照)

表2 区民文化センター一覧表（令和7（2025）年8月1日現在）

名 称	所 在 地	電 話	主なホールの席数
鶴見区民文化センター (サルビアホール)	鶴見区鶴見中央1-31-2 シークレイン内	045-511-5711	546席
神奈川区民文化センター (かなづくホール)	神奈川区東神奈川1-10-1	045-440-1211	300席
港南区民文化センター (ひまわりの郷)	港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおか中央棟4階	045-848-0800	381席
旭区民文化センター (サンハート)	旭区二俣川1-3 ジョイナステラス3	045-364-3810	300席
磯子区民文化センター (杉田劇場)	磯子区杉田1-1-1 らびすた新杉田4階	045-771-1212	310席
港北区民文化センター (ミズキーホール)	港北区綱島東1-9-10 新綱島スクエア4・5階	045-533-2360	401席
緑区民文化センター (みどりアートパーク)	緑区長津田2-1-3	045-986-2441	334席
青葉区民文化センター (フィリアホール)	青葉区青葉台2-1-1 青葉台東急スクエア South-1 本館5階	045-985-8555	500席
都筑区民文化センター (ボッシュホール)	都筑区中川中央1-9-33	045-530-5084	305席
戸塚区民文化センター (さくらプラザ)	戸塚区戸塚町16-17 戸塚区総合庁舎内	045-866-2501	451席
栄区民文化センター (リリース)	栄区小菅ヶ谷1-2-1	045-896-2000	300席
泉区民文化センター (ティアトルフォンテ)	泉区和泉中央南5-4-13 相鉄ライフいずみ中央3階	045-805-4000	386席
瀬谷区民文化センター (あじさいプラザ)	瀬谷区瀬谷4-4-10 ライブゲート瀬谷3・4階	045-301-3500	148席

経済局

「持続的に成長する横浜経済を目指します」

横浜は街づくりや商業・業務などの集積が進み、人口約377万人の大規模な市場を背景に、市民全体の経済活動を表す「市民総所得」は東京都に次ぐ2番目の規模を誇る大都市です。事業所数は、東京都特別区、大阪市、名古屋市に次いで4番目に多い約11万事業所もあります。

市内の中小・小規模事業者の業況は、回復基調で推移しているものの、人手不足や物価高騰、貸出金利の上昇、米国の関税措置等の不安定な海外情勢など、先行きは不透明な状況です。

こうした中、市内企業の99.6%を占める中小・小規模事業者の皆様を対象とした基礎的支援や経営革新に向けた支援、就労や人材活躍に向けた支援、商店街や中央卸売市場の活性化に力を入れて取り組みます。

また、GREEN × EXPO 2027までに、ほぼ全ての中小企業が脱炭素化に着手することを目指して、「脱炭素取組宣言」をさらに広げるとともに、排出量削減に向けた計画策定支援などにより、宣言企業の取組実践をサポートしていきます。

さらに、「TECH HUB YOKOHAMA」を核に、スタートアップ・エコシステムを形成し、国内外から人・企業・投資を呼び込む好循環を生み出すことで、市内経済の活性化を目指します。

加えて、国内外の企業に対して、横浜の優れたビジネス環境や立地メリットを積極的に発信するとともに、企業立地の支援制度により、事業拡大に係る投資を促進し、雇用の増、市内企業の事業機会の拡大等を図ります。

目標達成に向けた施策

- 1 脱炭素化と市内経済の持続的な成長の促進
- 2 テック系スタートアップの創出・成長支援
- 3 戦略的な企業誘致・立地の推進
- 4 中小・小規模事業者の経営基盤強化

経済動向の把握と経済政策の調整

■横浜経済活性化推進事業（企画調整課）

社会・経済情勢の変化に対応した効果的な施策展開を図るため、市内企業の経営動向の実態把握や、経済課題に関する調査・分析を行っています。

具体的には、本市の経済・産業政策の効果的な展開に必要な企業動向・ニーズを早期かつ的確に把握するために、四半期毎に市内に本社あるいは事業所のある企業を対象とした景況・経営動向調査などを実施しています。

景況・経営動向調査は、自社業況、雇用人員、資金繰り及び設備投資動向など経営環境等に関して同一の設問で実施する通常調査と、経済情勢などに応じたテーマで実施する特別調査で行っており、経済政策の調整に活用しています。

■横浜市中小企業振興基本条例に関する取組

横浜市中小企業振興基本条例は、中小企業の振興について、横浜市の責務、市内中小企業者の努力、大企業者の役割等を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項等を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、市内経済の発展及び市民生活の向上に寄与するものとして、平成22年4月1日に施行されました。

本条例に基づき、中小企業振興施策の検討・推進体制を強化するため、「横浜市中小企業振興推進会議」を設置し、全市的、総合的に取組を進めています。

企業投資の促進

■企業誘致・立地の促進（企業投資促進課）

企業立地促進条例による助成事業（企業投資促進課）

企業立地促進条例に基づき、企業立地等促進特定地域等に進出する事業者のうち、一定の要件を満たす事業計画を実施する事業者に対して、助成金の交付及び市税の免除を行います。

1 事業所等の建設・取得の場合

助成金の交付（最大30億円）を行います。

2 テナント本社・研究所の場合

本社機能・研究開発機能が横浜市に立地する場合、従業者数や経常利益など一定の要件を満たす事業者に対しては、法人市民税法人税割額を最大6年間免除します。

令和6年度実績

認定実績 17件

次世代重点分野立地促進助成事業（企業投資促進課）

横浜経済の持続的成長に資する企業の立地を促進するとともに、イノベーション創出が期待されるテック系スタートアップの集積を進めるため、脱炭素や半導体、モビリティなど、成長が期待される分野の企業が、一定以上の規模で市内に初進出、又は一定以上の規模で市内の本社、研究所等を拡張・移転する場合に助成金を交付します。

また、みなとみらい21地区に立地し、事業所等の電力消費に伴うCO₂排出を実質ゼロとする場合は、助成金を上乗せして交付します。

令和6年度実績

助成金の交付による立地件数 7件

企業誘致・立地促進事業（企業投資促進課）

ビジネス環境の魅力や横浜への立地メリットを、様々な機会を通じて広く発信するとともに、個別訪問、ウェブ面談等で企業に対する積極的な働きかけを行います。

物件情報収集等により立地希望企業とのマッチングを推進するとともに、市内の未利用地等の事業用地としての活用促進に向けた取組を行います。

京浜臨海部において、産業高度化や新たなイノベーション創出に向けた企業間連携に取り組みます。

- ・京浜臨海部活性化協議会（会員数 76 社・団体）

京浜臨海部（横浜市域）の立地企業とともに地域の共通課題について協議・検討

令和 6 年度実績

- ・企業向けイベントの開催
- ・京浜臨海部立地企業の取組のオンラインセミナー開催
- ・金融機関、不動産事業者等のパートナー企業と連携した立地支援制度説明会の開催
- ・企業誘致パンフレットの作成

■経済の視点に立ったまちづくりの推進 (企業投資促進課、ものづくり支援課)

工場立地法や、大規模土地取引事前届出制度、横浜市工業地域等共同住宅建築指導基準の運用など、市内産業の活性化につながる経済の視点に立ったまちづくりを関係区局等と連携して推進します。

■京浜臨海部の機能強化（企業投資促進課）

研究開発拠点としての機能強化

守屋・恵比須地区（神奈川区）において、研究開発拠点としての機能強化を推進します。

京浜臨海部活性化協議会（会員数 76 社・団体）との連携

京浜臨海部（横浜市域）の立地企業とともに、地域の共通課題について協議・検討し、産業の活性化を推進します。

京浜臨海部再編整備協議会

京浜臨海部（横浜、川崎市域）の活性化を図るため、神奈川県・横浜市・川崎市の三団体で、共通課題等について協議・検討を行っています。

テック系スタートアップの創出・成長支援

■グローバルに活躍するテック系スタートアップの創出・成長支援（イノベーション推進課）

テック系スタートアップ成長支援

スタートアップ・エコシステムの形成に向け、国内外のスタートアップや V C、企業の R & D に加え、市内の

支援拠点や海外支援組織等をつなぐハブとして、TECH HUB YOKOHAMA を運営し、イベント・プログラムやコミュニティマネージャーによる支援等を実施します。

また、テック系スタートアップの成長に必要な技術や知財、法律、経営等に関する助言などをを行い、個社のニーズに応じた伴走支援を迅速に行う相談体制を構築します。また、市内にあるラボ付き・工作スペース付きオフィスと連携し、スタートアップのニーズ把握や情報提供、入居支援を行います。

スタートアップのグローバル展開促進

世界水準のテック系カンファレンスでのプレゼン・ベース出展等を通じて、横浜のスタートアップ支援策やビジネス環境を P R し、海外スタートアップ等の誘致につなげます。

また、本市海外事務所、海外のスタートアップ支援機関、日本貿易振興機構（JETRO）、IDEC 横浜等と連携し、海外展開へ向けたプログラムを実施します。

実証実験支援

実証実験しやすい街として、「実証ワンストップセンター」により、先進技術を活用した実証実験の助言やフィールド調整等の支援を行います。また、テック系スタートアップを対象に、実証実験に要する経費の助成、協業先のマッチング等の伴走支援を実施し、円滑かつ効果的な実証実験により成長を後押しします。

あわせて、ライフサイエンス分野においては、スタートアップや中小企業、アカデミアに対して研究成果の実用化に向けた実証に必要な経費の助成を行います。

次世代起業人材育成

YOZO BOX を次世代起業人材の育成の場と位置付け、神奈川県と連携して、中高生を含む若年層の起業家や起業を目指す人材の成長支援を行うとともに、地域や生活等に関する課題解決に貢献するベンチャー企業の創出に向けたイベントやプログラムを実施します。また、市内事業者や先輩起業家との連携を深め、街ぐるみで次世代の起業人材を育成します。

中小企業の支援

■中小企業経営総合支援事業（中小企業振興課）

中小企業への基礎的支援事業

横浜市の中小企業支援センターに指定されている公益財団法人横浜企業経営支援財団は、市内中小・小規模事業者支援の核として、ワンストップ相談窓口の運営や企業の経営革新、海外展開など各種支援事業を実施しているほか、インキュベーション施設などの施設運営を実施しています。

- ・公益財団法人横浜企業経営支援財団

所在地：中区日本大通 11

TEL : 045-225-3700 FAX : 045-225-3737

ホームページアドレス <http://www.idec.or.jp/>

<財団が運営・管理している施設>

- ①研究開発・技術開発型企業のためのインキュベーション施設
 ・横浜新技術創造館（リーディング ベンチャープラザ）
 所在地：鶴見区小野町 75-1
 TEL：045-508-7450 FAX：045-508-7451
- ・横浜市産学共同研究センター
 所在地：鶴見区末広町 1-1-40
 TEL：同上

②その他の産業振興施設等

- ・横浜情報文化センター
 メディアの発展・情報関連産業の振興施設
 所在地：中区日本大通 11
 TEL：045-664-3737 FAX：045-664-3788
- ・横浜市金沢産業振興センター
 金沢臨海部の企業活動の円滑化、従業員の福利厚生を図る施設
 所在地：金沢区福浦 1-5-2
 TEL：045-782-9700 FAX：045-782-9712

中小企業向け情報発信事業

中小企業が自社の災害リスクを認識し、防災・減災対策の第一歩として取り組むために、発災時の初動対応等の事前対策に関する計画である「事業継続力強化計画」策定等を支援します。

多様で柔軟な働き方に取り組もうとする中小企業等の経営者、管理職、人事担当者に対し、仕事と育児・介護の両立支援等について、身近な事例紹介等を盛り込んだセミナーを開催し、支援します。中小企業の人材確保や生産性向上に寄与し、市内経済の活性化に繋げます。

また、LINE やメールマガジンを発信し、市内事業者に支援情報を届けます。

■地域貢献・健康経営企業支援事業（中小企業振興課）

地域貢献企業支援事業

社会や地域との共生を意識し、本業及びその他の活動を通じて、積極的に社会・地域貢献活動を行う企業等を「横浜型地域貢献企業」として認定し、企業 PR・各種メリットの付与等を通じて成長発展を支援します。

さらに、地域貢献に加え、働きやすい職場環境づくりや、健康経営、SDGs などに関する 4 つの認定・認証をすべて取得した企業を対象に「横浜グランドスラム企業表彰」を実施することで、各種認定・認証制度の更なる普及につなげます。

横浜型地域貢献企業認定（令和 7 年 4 月 1 日時点） 481 社
 横浜グランドスラム企業表彰（令和 6 年度） 23 社

健康経営推進事業

従業員の健康づくりを経営的な視点から戦略的に取り組む「健康経営*」を推進し、積極的に取り組む事業所を「横浜健康経営認証事業所」として認証し、事業所 PR・各種メリットの付与等を通じて成長発展を支援します。

令和 6 年度実績

横浜健康経営認証事業所数 940 事業所
 ※「健康経営」は特定非営利活動法人 健康経営研究会の登録商標です。

■事業継続支援事業（中小企業振興課）

中小企業の貴重な経営資源を将来に継続させ、雇用の確保や事業承継を機とした経営力の強化につなげるため、中小企業を対象に、専門家による無料相談や後継者を対象とした育成講座を実施し支援します。

■小規模事業者出張相談事業（中小企業振興課）

（令和 7 年度から中小企業経営総合支援事業に統合）
 公益財団法人横浜企業経営支援財団の職員と専門相談員による支援チームが、支援を求める小規模事業者の現場に訪問、またはオンライン等による相談対応を無料で実施します。

令和 6 年度実績

相談件数 177 件

■中小企業脱炭素化取組宣言事業（中小企業振興課）

（令和 7 年度から中小企業脱炭素化取組支援事業に名称変更）

脱炭素取組宣言

中小企業に、身近な省エネ活動を含む脱炭素化に取り組むことを宣言していただく「脱炭素取組宣言」を創設し、宣言された事業者の脱炭素化の取組を支援します。

令和 6 年度実績

宣言事業所数 4,642 事業所

横浜市省エネ診断支援補助金

経済産業省が実施する省エネルギー診断を受診した市内中小企業に対し、省エネ診断の受診費用のうち、事業者の自己負担分を補助します。

令和 6 年度実績

補助件数 24 件

アドバイザーによる脱炭素化取組支援

中小企業の脱炭素化に関する実践的な取組を支援するため、専門家を企業に派遣しアドバイスを行うとともに、排出量削減計画策定の支援を行います。

■貨物運送事業者燃料価格高騰等対策支援事業（中小企業振興課）

地域経済や市民生活を支える重要な社会インフラである物流を維持するため、燃料価格高騰等の影響を受けている市内の中小貨物運送事業者を対象に支援金を交付します。

■中小企業等の共同化支援 (中小企業振興課)

事業協同組合の設立認可等

中小企業や個人事業者が、経営革新や経済的地位の向上を図るための手段として、事業協同組合等の設立があります。その設立認可等にかかる業務を行っています。

横浜市所管組合 208 組合

■中小企業融資事業（金融課）

中小企業制度融資事業

中小企業の経営基盤の強化や成長・発展を促進するため、横浜市信用保証協会及び取扱金融機関と連携して、中小企業制度融資を実施しています。

令和 6 年度実績

預託金 73,054,000 千円

融資実績 6,686 件 101,656,116 千円

■中小企業経営安定事業（金融課）

セーフティネット保証等の認定

中小企業の資金繰り支援のため、中小企業信用保険法に基づくセーフティネット保証等の認定を行っています。

中小企業の技術力強化・成長支援

■ものづくり成長力強化事業（ものづくり支援課）

横浜市新技術開発等支援事業

1 中小企業新技術・新製品開発促進助成

技術力強化に取り組む中小企業に対し、研究や開発に取り組むためにかかる経費への助成などの支援を行います。

令和 6 年度実績

中小企業新技術・新製品開発促進助成 8 件

2 販路開拓支援事業

優れた商品を生産・保有する中小企業を販路開拓支援の対象事業者として認定し、認定商品の本市での試用等の販売促進活動に対する支援を行います。

令和 6 年度実績

販路開拓支援認定 6 件

カーボンニュートラル設備投資助成事業

中小企業のエネルギー価格高騰対策と脱炭素化を支援するため、省エネルギー化に資する設備や太陽光発電設備等の導入費用を助成します。

令和 6 年度実績

カーボンニュートラル設備投資助成 233 件

省エネルギー化支援助成金 219 件

太陽光発電導入支援助成金 14 件

中小企業デジタル化推進支援事業

中小企業のデジタル化を後押しするため、デジタル化に取り組むための設備導入に係る経費を助成します。

令和 6 年度実績

中小企業デジタル化推進支援補助金 40 件

知的財産戦略推進事業

独自の技術やノウハウ等の知的財産を活かした経営に取り組み、成長を志向する企業を「横浜知財みらい企業」として認定し、知的財産の取得に対する助成や融資での優遇などを通じて成長発展を支援します。

令和 6 年度実績

認定企業数 139 社

■ものづくり経営基盤強化事業（ものづくり支援課）

ものづくりコーディネート事業

コーディネーターが市内中小企業を訪問し、技術力やニーズを把握したうえで中小企業や大企業等とのマッチングを行い、販路拡大につなげます。また、デジタル化や脱炭素化等の技術的課題に対して専門家を派遣しアドバイスを行うとともに、本市施策を利用したことがない中小企業へ積極的に訪問し、各種施策の活用や継続的な支援につなげます。

令和 6 年度実績

派遣件数 830 件

うちマッチング件数 310 件

工業技術見本市開催・受発注支援

中小企業の技術・製品の販路拡大、ビジネスチャンスの創出、自社製品・技術の発表の場として、工業技術見本市「テクニカルショウヨコハマ」を開催し、その中で「横浜ものづくりゾーン」を設置し、市内中小企業を応援します。

工業団体活動等支援

市内の工業及び関連分野の企業が加盟している一般社団法人横浜市工業会連合会の活動を支援することにより、産業の活性化を図っています。

ものづくり魅力発信事業

1 コマ大戦への支援

コマ大戦を通じて、学生等が中小製造業の技術やものづくりの楽しさを体感する機会を創出し、ものづくりの魅力を広く発信していくために、こどもコマ大戦や県内工業系高校生のコマ大戦等の取組を支援します。

2 ものづくり魅力向上助成

中小製造業者がオープンファクトリー等を通じて住民との相互理解を深める活動や工業地域の課題解決につながる取組など、ものづくりの魅力発信・向上に寄与する取組を支援します。

LINKAI 横浜金沢活性化推進事業

「金沢臨海部産業活性化プラン」（平成 28 年度策定）に

に基づき、「LINKAI 横浜金沢」のプロモーション活動や、企業同士が連携・交流する機会を創出する取組等を推進します。

中小企業人材確保支援事業

中小企業の、求職者とのマッチング機会をより多く創出するため、多くの求職者が登録しているサイト運営企業と連携し、中小企業の人材確保を支援します。

令和6年度実績

- ・求人サイト
- 掲載社数 218社、応募者数 2,936人

ものづくり人材育成支援事業

一般社団法人横浜市工業会連合会と連携しながら、技術者の育成支援やものづくりの面白さや現場の魅力を伝える事業を行っています。

商業の振興

■商店街ブランド力向上支援事業

商店街活性化イベント助成事業

商店街と地域との交流を深め、消費者の来街と定着を促進するため、商店街が行うイベント事業を助成します。

令和6年度 助成件数 122件

空き店舗対策等個店支援事業

1 商店街空き店舗開業助成事業

商店街の空き店舗で、条件を満たして開業する方に対し、開業にかかる経費を助成します。

また、商店会が登録した空き店舗に、新規店舗が開店し、商店会に加盟した場合、商店会に奨励金を補助します。

令和6年度 開業件数 7件、空き店舗情報新規登録件数 8件

2 小規模事業者店舗改修助成事業

小規模事業者が業務改善のために行う店舗改修に係る経費を助成します。

令和6年度 助成件数 21件

3 繁盛店づくり支援事業

大型店等の商業施設やイベント等と連携し、商店街店舗が出店を通して魅力的な商品をPRし新たな顧客を獲得する場を作るとともに、販売ノウハウを学ぶ機会を提供します。

令和6年度 販売会等の実施 出店数 9店舗

■商店街つながり・連携促進事業

商店街原動力強化支援事業

1 商店街伴走支援

商店街支援の専門家を商店街に派遣し、地域や商店街の課題を分析し、将来の商店街の方向性を検討することで、商店街活動の持続化と発展を後押しします。

令和6年度 派遣回数 11商店街 計 86回

2 商店街デジタル活用アドバイザー

商店街のお悩みや課題に対し、デジタルを活用した

解決を支援するため、デジタル活用の専門家を商店街に派遣します。

令和6年度 アドバイザー派遣件数 6件

3 商店街セミナー

商店街の課題解決の支援となることを目的とし、セミナー等を実施します。

令和6年度 参加者数 31名

横浜ファッショング振興事業

地場産業である横浜スカーフのPRをはじめとしたファッション関連産業を振興します。

2024 横浜ファッショングウィーク

令和6年4月27日～5月6日

象の鼻テラス、シルクセンターB1F催事場

総来場者数：約3,900人

事業者等連携事業

民間事業者や学校など多様なパートナーと連携し、消費者や地域住民のニーズに応える新たな魅力づくりを支援します。

令和6年度 連携件数 5件

■明るい買い物環境支援事業

商店街環境整備支援事業

魅力ある商店街づくりを推進するため、利便性、快適性、安全性を高める商店街の共同施設（街路灯、防犯カメラ、アーチ等）の計画策定と整備、老朽化などの理由から行われる街路灯等の改修・撤去に係る経費を補助します。

令和6年度 補助件数 39件

安全・安心な商店街づくり事業

防犯パトロールに取り組む商店街に対し、街路灯の電気・ガス料金を補助します。

令和6年度 補助件数 160件

■商業活動等への支援（商業振興課）

商店街プレミアム付商品券支援事業

商店街が消費喚起策として行うプレミアム付商品券の発行を支援することで、地域経済の活性化につなげます。また、キャッシュレスサービスを活用した商品券の発行を促進します。

令和6年度 申請件数 40件

商店街にぎわい促進事業

物価高騰等の影響を受けている商店街等に対し、横浜市内外から人を呼び込むための広報活動やイベントなどを実施する費用の一部を補助することで、消費喚起や地域活性化につなげます。

令和6年度 申請件数 159件

■大規模小売店舗立地法等の運用

「大規模小売店舗立地法」、「横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱」等に基づき、大規模小売店舗の立地に関

する周辺地域の生活環境保持のため、大規模小売店舗設置者に対し適正な配慮を求めてます。

このために、市長の諮問機関として設置された「横浜市大規模小売店舗立地審議会」において、大規模小売店舗設置者の届出に関する公正かつ専門的な調査・審議を行います。

安全で豊かな消費生活の実現

■消費者の主体的活動への支援（消費経済課）

消費者を取り巻く環境は、デジタル化の進展・電子商取引の拡大・取引のグローバル化や高齢化の進行などにより、急速に変化しており、消費者問題は複雑化・多様化・巧妙化しています。

このため、デジタルとアナログ両方の様々な媒体を利用した啓発に加え、地域における消費生活推進員の活動の支援や、地域ケアプラザをはじめとした福祉関係者、学校等、様々な機関と連携した啓発や見守りを促進します。また、消費生活総合センターの運営、周知を行うとともに、エシカル消費の普及啓発等、消費者市民社会の実現に向けて取組を進めています。

消費生活総合センターの運営

消費生活総合センター

所在地 港南区上大岡西1-6-1
(ゆめおおおかオフィスタワー4、5階)
TEL : 045-845-6666 (相談)、FAX 045-845-7720
TEL : 045-845-6604 (展示・情報資料室)
TEL : 045-845-7722 (代表)

ホームページアドレス
<https://www.yokohama-consumer.or.jp/>

消費者利益の擁護と増進を図り、市民の皆さんの安全で快適な消費生活の実現に寄与することを目的に、消費生活総合センター（以下「センター」という。）の運営を行っています。

センターは、消費生活に関する相談及び苦情の処理、消費者教育のための講演会の開催、講師派遣等や商品テスト、消費生活に関する資料の展示、図書・DVDの閲覧・貸出等を行っています。

なお、公益財団法人横浜市消費者協会が指定管理者として、センターの管理・運営を行っています。

1 消費生活相談

消費生活に関する被害の未然防止と救済を図るために、消費生活相談を実施しています。

※面接相談は予約制、土日は電話相談のみ

・消費生活総合センター：平日 9:00～18:00

　　土日 9:00～16:45

　　(祝日・休日、年末年始を除く)

・区役所（予約制面接相談のみ）：あらかじめセンターに電話予約

消費生活相談実績

（単位：件）

年度	相談受付件数*	うち、電話・来所による相談件数
6	20,880	16,638
5	23,066	15,004
4	21,108	14,732

*電話、来所、メールによる相談件数と電話の自動音声応答のガイドによる納得終了件数の合計

2 消費者教育事業

(1) 若者・高齢者等市民の皆さんのが年代層へ向けた悪質商法等に関するリーフレットなどを発行しています。

(2) 消費生活教室、消費者教育講演会、出前講座、地域の担い手養成アウトリーチセミナー等を開催しています。

(3) 消費生活教室や悪質商法の注意喚起、消費者市民社会に関する動画をWebで公開しています。

3 「よこはまくらしナビ」の発行

市民の皆さんの消費生活に役立つ相談事例・消費者情報等を掲載した情報紙「よこはまくらしナビ」を隔月発行し、市内各所に配布しています。

4 商品テスト

簡易テスト実習等を行っています。

5 展示・情報資料室

消費生活に関する図書・DVDの閲覧・貸出しのほか、参考図書の相談・案内等も行っています。

6 会議室の貸出

消費生活に関する学習や研修のために貸出しを行っています。

消費生活推進員制度

市民の皆さんの安全で快適な消費生活を実現するために、消費生活推進員を委嘱しています。（任期2年）

消費生活推進員は、消費者として必要な消費生活に関する知識を研修等により身に付け、それぞれの地域で消費者被害未然防止に関する講座等の開催や高齢者等の見守り、情報誌の発行・パネル展などを実施しています。

学校や家庭向けの教育

学校現場や家庭での消費者教育の推進を図るため、専門家（弁護士、消費生活相談員、ファイナンシャルプランナー等）を派遣する出前講座を行っています。

令和6年度実績 市立学校等 14回

また、成年年齢引き下げに伴う消費者被害未然防止の啓発や、悪質商法対策、エシカル消費の普及・啓発等も行なっています。

地域の見守りネットワークの構築

高齢者の消費者被害の未然防止を目的に、関連機関との連携促進や、公共交通機関での啓発動画の放映等を行っています。

また、自治会・町内会や民生委員・児童委員の研修等に専門家等の講師派遣を行っています。

令和6年度実績 講師派遣 47回

事業者への調査・指導

消費生活総合センターで受けた相談に基づき事業者へ調査・指導を行っています。

令和6年度実績 口頭注意 4件

消費生活用製品等の適正表示に関する事業

消費生活用製品安全法等に基づき、市内販売業者への立入検査を実施し、表示の適正化や法の順守・指導を行っています。

令和6年度実績 16店舗 217点

横浜市消費生活審議会の運営

横浜市消費生活条例に基づき消費生活に関する重要な事項の調査、審議等のために設置された市長の附属機関で、委員は、学識経験者、消費者、事業者の代表（20人以内）で構成されています。

令和6年度実績 審議会3回

■計量事業（計量検査所）

「計量」は、生産・流通・消費などあらゆる分野で市民の皆さんの日常生活と深く関わり、社会活動の安定に欠かすことができません。

計量検査所では、常に正しい計量が行われるように事業を推進しています。

計量器の検査

市内の小売店舗、工場、病院等での適正な計量が実施されるよう、取引・証明に使用されている計量器の精度の確保を目的として、計量器定期検査を行っています。

検査は、計量法に基づき指定された横浜市指定定期検査機関が実施しています。

定期検査実績

令和6年度				
項目	検査戸数	検査個数	不適正個数	不適正率
定期検査	2,453戸	7,687個	118個	1.54%

適正計量の推進

市内のスーパーマーケットなどの小売店に対して、商品量目（目次）の立入検査を行い、正確な計量を指導しています。

また、計量器を使用している店舗・工場などに対し立入検査を行い、適正な計量器の使用を指導しています。

立入検査実績

令和6年度				
種別	検査戸数	検査個数	不適正個数	不適正率
商品量目	55戸	1,969個	19個	0.96%
計量器	87戸	3,619,663個	643個	0.02%

雇用・就業の支援

■就職支援事業（雇用労働課）

求職者の就労支援や、市内企業の人材確保に向けた取組を行っています。神奈川労働局やハローワークとの合同就職面接会の共催や、個別支援等を行い就職を促進し

ています。また、就職応援ポータルサイトによる就職関連情報の提供などを行っています。

■職業訓練事業（雇用労働課）

横浜市中央職業訓練校

所在地 中区万代町2-4-7 横浜市技能文化会館3階

TEL 045-664-6825

職業訓練

公共職業能力開発施設として、ひとり親家庭の親、生活保護受給者や一般の離職者を対象に職業訓練を実施し、就労の支援を行っています。

職業訓練実績						令和6年度
訓練科数	募集人員	応募者	入校生	修了者	就職者	就職率(%)
8	660	729	543	505	387	76.6

■技能職振興（雇用労働課）

技能職者の表彰及び育成

技能職に長年従事し、卓越した技能の持ち主で、業界でも指導的役割を担っている技能職者に対する技能功労者表彰と、中堅、若手の技能職者の今後の健闘と、より一層の技能向上を促すための優秀技能者表彰を毎年秋に行っています。

また、技能職団体が行う事業で、後継者育成の促進が期待されるものに助成を行っています。

横浜マイスター事業

技能職の後進育成や貴重な技能の継承を含む技能職の振興を目指して、「横浜マイスター事業」を平成8年度から実施しています。選定された横浜マイスターは、学校等での実演・講演等の活動を行っています。

■勤労行政の推進（雇用労働課）

連絡調整業務

市内の労働事情の把握に努め、これに対応した行政を推進するとともに、労働者団体等に対し、市政への理解と協力を得るために、連絡調整を行っています。

また、労働行政を通してその関連業務を統一的に推進するため、県及び他都市と労働関係についての連絡協議を行い、広域的な面からの総合調整を行っています。

教育・文化・福祉の振興事業

勤労者の知識の向上や福祉の充実等を図るために勤労者団体が自主的に開催する「教育事業」「文化行事」その他勤労者の福祉向上に寄与する事業などに支援を行っています。

■公益財団法人横浜市シルバー人材センター助成事業（雇用労働課）

高齢者に臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し提供すること等により、

生きがいの充実、福祉の増進並びに社会参加の推進を図り、活力ある地域社会づくりに寄与している横浜市シルバー人材センターの事業を支援しています。令和7年3月末現在のシルバー人材センターの会員数は11,045人となっています。

公益財団法人横浜市シルバー人材センター本部

所在地 中区万代町2-4-7
横浜市技能文化会館8階
TEL 045-847-1800
FAX 045-847-1716

■横浜市技能文化会館の運営（雇用労働課）

所在地 中区万代町2-4-7
TEL 045-681-6551 FAX 045-664-9400
<https://gibun.jp/>

技能職の振興、雇用による就業の機会の確保並びに勤労者の福祉の増進及び文化の向上を図るために設置している市民利用施設です。

1 事業

- (1) 技能職の振興
- (2) 勤労者の福祉の増進と文化の向上
- (3) 労働情報・相談コーナー（働く人の相談室）の運営

2 施設内容 多目的ホール、会議室、音楽室、工房、トレーニング室、研修室、和室など

3 開館年月 昭和61年4月

4 管理運営 指定管理者 株式会社明日葉

■勤労者の福利厚生（雇用労働課）

勤労者福祉共済事業（愛称：ハマふれんど）

中小企業に勤める勤労者の福利厚生の充実を図り、中小企業の振興を目的に、昭和45年6月に開始しました。

加入対象は、市内の従業員が300人以下の事業所で、令和7年4月1日現在で4,376事業所、76,533人が加入しています。

1 給付事業

慶弔金、祝品等の支給

2 福祉事業

宿泊施設の優待あっせん、コンサート・観劇チケットの割引あっせん、レジャー施設等の優待割引、各種講座やスポーツ大会の開催

連絡先 ハマふれんど

TEL 045-662-4435
FAX 045-224-5868
<https://www.hamafriend.jp/>

勤労者生活資金預託事業

勤労者の生活の安定と向上を図るため、低利の貸付制度の原資を中央労働金庫に預託しています。

中央卸売市場の食品流通対策と整備

■市場機能の充実・強化（本場運営調整課、本場経営支援課、食肉市場運営課）

公正・公平かつ効率的な取引の確保

公正・公平かつ効率的な取引を確保するため、市場の集荷・販売を担う卸売業者の業務・財務に関する検査を実施しています。また、各卸売業者のせり人登録に向けた試験や研修を実施しています。

仲卸業者等経営相談・支援（本場）

市場取扱高の減少等の厳しい環境の中、経営課題や経営に関わる法令対応等について、専門家による研修会を開催しています。

また、仲卸業者の経営・財務分析を行い、その結果に基づいて、中小企業診断士により事業継続や事業再構築、事業承継等の課題解決に向けた伴走支援を行っています。加えて、デジタル化・脱炭素化補助金や輸出支援等、各場内事業者の状況等により個別のニーズに応じた支援を行っています。

市場の機能強化（本場）

「横浜市中央卸売市場の再編・機能強化に関する基本方針」に基づき、本場では、品質管理の向上等に対応した水産物部施設の低温化改修工事を平成27年度に完了しました。

青果部においては、狭い敷地の有効活用と商品の品質管理の向上等に対応するため、屋内荷捌場や冷蔵保管庫など新たな施設整備を進めており、令和3年度から本体工事に着手しています。

南部市場については、本場を補完する「物流エリア」と、にぎわいを創出する「賑わいエリア」に分けて活用しています。「賑わいエリア」では、複合商業施設「ブランチ横浜南部市場」と地域が連携し、市場の活性化及び地域の活性化を図っています。

■生鮮食品の安定供給（本場経営支援課、食肉市場運営課）

集荷促進の取組（本場）

生鮮食料品等の安定供給を維持・強化するため、県内外の有力出荷団体等に対して優良出荷者表彰及び出荷要請を行うとともに、产地情報の収集を行っています。

食肉出荷促進事業等（食肉市場）

安全・安心で良質な食肉の安定的供給を促進するため、出荷者へ補助金を交付するほか、市場で開催される共励会（枝肉の品評会）において、優良出荷者を表彰しています。

■市場広報・プロモーションの推進（本場経営支援課、食肉市場運営課）

市場PRの取組

「横浜市場食材の魅力」や、「新しい『食』の楽しみ方」を広く市民の皆様に知っていただくため、①市場の食材を活用した「食」をテーマとするイベントの実施、②量販店と連携した横浜市場フェアの開催、③横浜市場直送店登録制度による飲食店等と連携した横浜市場食材のPRに取り組んでいます。

食育に関する取組（本場）

食育に関する各種事業を場内事業者とともに実施し、魚・野菜・果物等の生鮮食料品に関する知識や食品流通の仕組みなどについて、小学生や子育て世代に広く周知しています。

■安全・安心な食肉の提供（食肉市場運営課）

牛海綿状脳症（BSE）対策

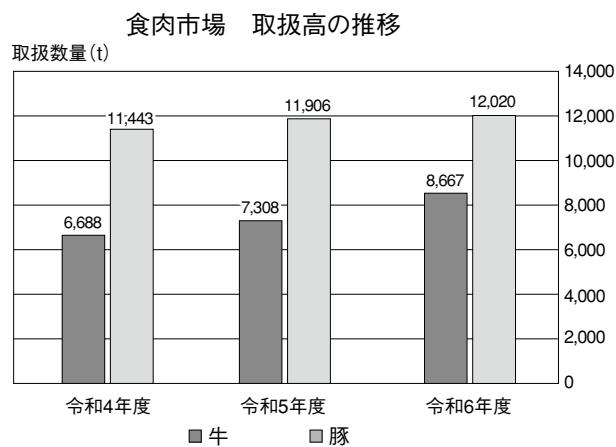
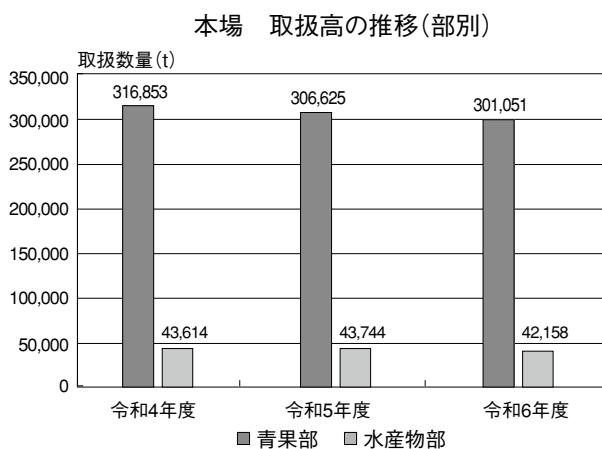
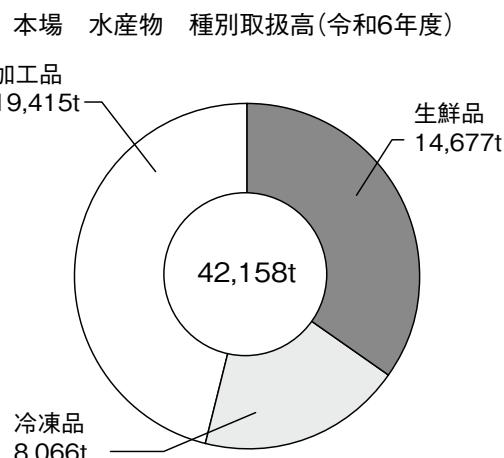
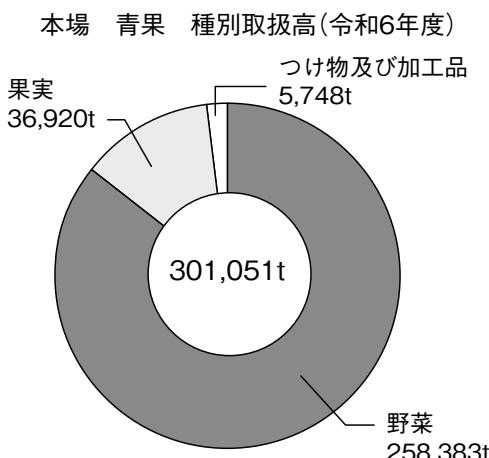
牛海綿状脳症（BSE）が疑われる牛について、スクリーニング検査を実施しています。また、全ての牛の特定部位が確実に除去されていることを確認しています。

家畜伝染病防疫対策

豚熱等の家畜伝染病について、市場での交差汚染防止のため、関係行政機関や市場関係者と連携し、搬入車両や施設等の消毒を適切に実施するなど対策を講じています。

■市場の災害対策（本場運営調整課、本場経営支援課、食肉市場運営課）

中央卸売市場は、災害時において市民生活の早期安定を図るため、卸売業者・仲卸業者等の市場関係者及び関東近郊の他市場と協定を締結し、生鮮食料品等の緊急確保及び相互に供給協力を得られる体制を整えています。



こども青少年局

未来の世代を育むまち「よこはま」

全ての子どものウェルビーイングを社会全体で支え、未来を創ることで一人ひとりが、自分の良さや可能性を發揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」の実現。

「こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン 2025～2029（第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画／横浜市こども計画）」に基づき、こどもや子育て家庭への支援を総合的に推進していきます。

「こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン 2025～2029」における重点テーマと9つの基本施策
「重点テーマⅠ」全ての子どものウェルビーイングを支える
「重点テーマⅡ」子育て家庭が実感できる「ゆとり」を生み出す

「基本施策」

- 1 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実
- 2 地域における子育て支援の充実
- 3 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期への円滑な接続
- 4 学齢期から青年期までのこども・若者の育成施策の推進
- 5 障害児・医療的ケア児等への支援の充実
- 6 困難を抱えやすいこども・若者への支援施策の充実
- 7 ひとり親家庭の自立支援／DV被害者支援／困難な問題を抱える女性への支援
- 8 児童虐待防止対策と社会的養育の推進
- 9 社会全体でこども・若者を大切にする地域づくりの推進

こども・子育て家庭への支援の推進

■よこはまわくわくプランの推進（企画調整課）

「こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン 2025～2029」に係る施策・事業の点検・評価を行い、計画を推進します。

■子育て応援アプリ「パマトコ」（企画調整課）

スマートフォンを通じて、子育てに関する申請・手続や情報等を保護者・こども一人ひとりに合わせて提供する「パマトコ」を運用します。引き続き機能の拡充を進め、これまで手続等に要していた時間を市民の皆様にお返しすることで、子育て中の心理的・時間的負担を軽減します。

■待機児童対策の推進（保育対策課）

あらゆる分野での女性の活躍推進等に伴い増加する保育ニーズに対応するため、既存資源を最大限活用して受入枠の確保を進めます。その上で、なお受入枠が不足する地域には、保育所等を整備し、保育・幼児教育の場の確保を進めます。さらに、保育士等の人材確保や、保育の質の確保・向上にも取り組み、待機児童対策を総合的に推進していきます。

■保育所等の整備（こども施設整備課）

待機児童対策として、既存施設における受入枠が不足する地域での保育所等の改築・改修や新設などにより、受入枠を確保します。

建物の内装整備費補助などの手法によって、保育所の整備を進めるとともに、教育と保育を一体的に提供する認定こども園の設置を推進します。

また、保育ニーズが高い低年齢児の対策として、小規模保育事業等の地域型保育事業を設置するとともに、保育所の老朽化に伴う改築についても引き続き取り組みます。

■保育所等の運営（保育・教育運営課）

保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業等を利用した場合に共通の仕組みで、こども・子育て家庭に質の高い乳幼児期の保育・教育を総合的に提供します。

こどもの健やかな育ちを支えるとともに、保護者の多様な働き方への対応や子育てに対する不安感・負担感の軽減を図るために、多様な保育・教育の場を確保し、乳幼児期の保育・教育の充実に取り組みます。また、幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点などを踏まえ、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化を実施しています。

保育所

保育が必要な乳児又は幼児を保育することを目的とす

る施設です。現在、市内には 870 施設の保育所（令和 7 年 4 月現在）があります。

幼稚園

幼稚園は学校教育法に基づく都道府県の認可を受けて設置された「学校」です。教育課程に基づく教育が受けられます。

現在、市内には 212 園（休園中を除く）の幼稚園があり、そのうち 140 園（令和 7 年 4 月現在）が市町村の確認を受けた新制度の給付対象施設に移行しています。

認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つ施設です。幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の 4 つの類型があります。市内には 77 か所（令和 7 年 4 月現在）あります。

横浜保育室

認可外保育施設のうち、保育料や保育環境、保育時間など、市が独自に設けた基準を満たしている施設を横浜保育室として市が認定し助成しています。市内に 9 か所（令和 7 年 4 月現在）あります。

家庭的保育事業

家庭的保育者（家庭保育福祉員）が、0 歳児から 2 歳児までのこどもを対象に、家庭的保育者（家庭保育福祉員）の自宅等で、少人数で家庭的な雰囲気の中、きめの細かい保育を行っています。市内に 14 か所（令和 7 年 4 月現在）あります。

小規模保育事業

借り上げたマンションの一室など、保育所に比べて小規模な施設で、親しみやすく安心が得られる環境の中で、保育を行う事業です。対象は 0 歳児から 2 歳児までで 1 か所あたりの定員は 6 名～19 名です。市内に 255 か所（令和 7 年 4 月現在）あります。

病児保育・病後児保育

生後 6 か月から小学校第 6 学年まで（施設によっては第 3 学年まで）の病気中又は回復期（けがも含む）の児童について、その保護者が仕事、疾病、事故、出産、冠婚葬祭などのやむを得ない事由により、家庭で育児を行うことが困難な期間、専用の保育室で一時的に保育します。市内に 29 か所（令和 7 年 4 月現在）あります。

一時保育

保護者等の仕事や疾病、入院等により一時的に家庭での保育が困難となる場合や、リフレッシュしたいときなど、保護者の育児不安の解消を図り、負担を軽減するために児童をお預かり（保育）する制度です。

市内 571 か所（横浜保育室含む）（令和 7 年 4 月現在）で実施しています。

休日一時保育

保護者の仕事の都合などにより、日曜や祝日に家庭でこどもの保育ができないときに、保育所での保育を行っています。市内 7 か所（令和 7 年 4 月現在）で実施しています。

24 時間いつでも預かり保育事業

保護者の病気やお仕事などで、緊急にこどもを預けなければならなくなった時、保育所で一時的にお預かりします。夜間・宿泊も含め、24 時間 365 日対応します。

市内 2 か所（令和 7 年 4 月現在）の保育所で実施しています。

乳幼児一時預かり

保護者等の仕事や疾病、入院等により一時的に家庭での保育が困難となる場合や、リフレッシュしたいときなど、理由を問わずこどもを一時的に預かります。

市内 39 か所（令和 7 年 4 月現在）で実施しています。

■乳児等通園支援事業

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するため、0 歳 6 か月から満 3 歳までの保育所等を利用していない児童を対象に、幼稚園・保育所等で月 10 時間まで定期的に受け入れます。

市内 13 か所（令和 7 年 4 月現在）で実施しています。

■保育・教育における人材育成等の推進 (保育・教育支援課)

研修・研究の実施及びあり方の検討

保育・教育の質の確保・向上のため、保育所等の職員向けに研修・研究を実施するほか、園内研修の支援を行っています。横浜で大切にしたいこどもの育ちや学び、保育の方向性を示す「よこはま☆保育・教育宣言」を活用し、種別や公私を問わず、質の高い保育を目指して研修等を実施します。また、会場での研修とオンライン研修の併用により、研修の参加を推進しています。

保育・教育施設等の給食指導

市立保育所には、献立の作成や訪問指導を通して栄養管理や衛生管理を行っています。その他の保育・教育施設等には、適正な給食運営のために必要に応じて運営指導を行っています。

また、市内保育・教育施設等を対象に食物アレルギーや食育等の研修会を実施し、給食運営の質の向上を図っています。

■幼保小連携・接続事業（保育・教育支援課）

幼児教育と小学校教育の円滑な接続と双方の教育の充実を図るために、幼保小連携及び接続に関する研究、研修、教育交流等の事業を行っています。オンラインや動画等を活用することにより、地域・施設の状況に応じた研修・交流等、幼保小連携を継続して推進しています。

研修・研究事業

市内に 31 地区の幼保小連携推進地区と、5 地区の接続期カリキュラム研究推進地区を設け、「横浜版接続期カリキュラム」を活用して、カリキュラムの検証や開発を行い、その研究成果を市内に発信しています。

幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、義務教育学校、特別支援学校の教諭・保育士同士の接続期研修等を行い、相互理解や教育連携を深めています。

交流事業

各区ごとに、幼保小連携にかかる教職員合同研修や、園児と児童の交流、保育・授業参観、保護者も参加する「健やか子育て講演会」等を行っています。

■地域における子育て支援の推進（地域子育て支援課、保育・教育運営課、保育・教育支援課）

地域子育て支援拠点

いつでも親子が交流でき、子育て相談、情報提供、利用者支援等の機能を持つとともに、地域の子育て支援活動のネットワークを進め、子育て支援の人材育成機能等も併せ持つ、総合的な子育て支援の拠点を設置しています。令和6年度は、28か所で実施しました。

横浜子育てサポートシステム

地域の中でこどもを預かってほしい人とこどもを預かる人が会員として登録し、会員相互の信頼関係のもとにこどもの預け・預かりを行うシステムです。令和6年度は、71,637件の活動を実施しました。

親と子のつどいの広場

子育て中の親子が気軽に集い、子育てについて同じような不安や悩みを持つ仲間との団らん・交流する場を提供し、子育てに関する不安の解消を図ります。令和6年度は、75か所で実施しました。

子育て支援者の配置

地区センター等の市民利用施設で地域の身近な相談役として保護者の交流支援や子育て相談を実施するほか、子育てグループ活動の場に出向いて活動への助言等を行い、地域での仲間づくりを支援することで、安心して子育てができる環境を整備しています。令和6年度は179会場で実施しました。

子育てひろば（認定こども園及び保育所地域子育て支援事業）

地域の親と子が遊び、交流し、相談できる場として、全ての市立保育所及び一部の認定こども園・私立保育所において、園庭開放、育児相談、育児講座等を行っています。令和6年度は、447か所で実施しました。

私立幼稚園等はまっ子広場

幼稚園等の園庭・園舎を利用して、園児や地域の幼児が友達や保護者とともに安全に楽しく遊んで過ごせる場、また保護者同士が子育てについて交流・情報交換できる場を設置しています。令和6年度は、45か所で実施しました。

子育て家庭応援事業「ハマハグ」

子育てを地域社会全体であたたかく見守り、応援する社会的気運を醸成するため、小学生以下のこどものいる家庭の方や妊娠中の方が、協賛店舗・施設で、設備・備品の利用や割引・優待など子育てを応援するサービスを受けられる事業を実施しています。令和6年度末時点で4,382件の協賛登録がありました。

こども食堂等支援事業

地域におけるこどもの居場所づくりを推進するため、月1回以上継続的に活動する「こども食堂」等に対する補助金の交付や、フードバンク等と連携した食材確保の支援等を行っています。

■児童教育の支援（保育・教育運営課）

私学助成幼稚園等に係る施設等利用給付費

児童教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担

の軽減を図る少子化対策の観点などから実施された児童教育・保育の無償化に伴い、私学助成幼稚園等の入園料と保育料について、無償化された利用料に相当する額を園に代理受領方式で支給しています。

私立幼稚園等預かり保育事業

私立幼稚園・認定こども園の施設などを活用して、通常の教育時間の前後に家庭で保育できない場合に、園児の保育を行うことにより、待機児童の解消と多様な保育ニーズに対応しています。

市内230園（令和7年4月現在）で実施しています。

私立幼稚園2歳児受入れ推進事業

保育を必要とする2歳児を対象に、幼稚園の教育・保育資源を活用した長時間の受入れを実施します。令和7年度は、市内21園で実施しています。

私立幼稚園等補助金

幼稚園・認定こども園の施設や設備の充実を目的として補助しています。令和6年度には、267園に対して助成しました。

私立幼稚園等特別支援教育費補助金

特別支援教育の振興を図るため、障害児が在園する幼稚園等に対し補助しています。

令和6年度には、480人に対して助成しました。

私立幼稚園等施設整備費補助金

幼稚園・認定こども園の良好な教育環境を維持するため園舎の大規模修繕に補助しています。

令和6年度には、28園の大規模修繕に対して助成しました。

私立幼稚園研究・研修補助金

児童教育の教育水準の向上と発展を図るため、教職員の研究・研修活動を中心とする公益社団法人横浜市幼稚園協会の事業に対し、補助しています。

■社会福祉法人の設立認可、社会福祉法人・施設の指導監査（監査課）

児童を対象とする社会福祉事業の実施を目的として、横浜市内に主たる事業所を置き設立する社会福祉法人の設立認可を行います。

横浜市の所管する社会福祉法人は264法人あり、そのうち、こども青少年局所管法人は101法人です。（令和7年4月1日現在）

また、社会福祉法人・施設等に対して指導監査を実施し、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図っています。

放課後児童の育成及び青少年の自立支援・健全育成

■放課後児童育成施策（放課後児童育成課）

放課後キッズクラブ事業

放課後キッズクラブは、すべてのこどもたちを対象に、小学校施設を活用して「遊びの場」と「生活の場」を兼

ね備えた安全で快適な放課後の居場所を提供することを目的として実施しています。

令和7年4月1日現在の実施か所数は、337か所です。
放課後児童クラブ事業

放課後児童クラブは、就労等により昼間家庭に保護者がいないこどもたちが、安全で豊かな放課後を過ごすために、地域の理解と協力のもと実施しています。

令和7年4月1日現在の実施か所数は228か所です。
特別支援学校はまっ子ふれあいスクール事業

一部の特別支援学校に設置されているはまっ子ふれあいスクールにおいて、学校施設を活用して、遊びを通じた異年齢児間の交流を促進すること等を目的として実施しています。

令和7年4月1日現在の実施箇所数は、5か所です。

■プレイパークの推進（放課後児童育成課）

こどもたちが公園等の自然環境を活用しながら自由な遊びができるよう、地域が中心となって行うプレイパーク活動を支援しています。

■青少年の自立支援の推進（青少年育成課・青少年相談センター）

横浜市子ども・若者支援協議会

「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、すべての子ども・若者が、他者と交流する中で、自己肯定感を持ち成長できる社会を目指して「横浜市子ども・若者支援協議会」を運営しています。

青少年相談センター

おおむね15歳から39歳までの若者及びその家族を対象に、ひきこもりや不登校など、若者が抱えている様々な問題について、電話相談や来所相談、グループ活動などを通じ、社会参加に向けた継続的な支援を行っています。

所在地 保土ヶ谷区川辺町5-10

TEL 045-752-8366 FAX 045-332-5077

地域ユースプラザ

青少年相談センターの支所的機能を有する施設として、地域において相談、居場所の運営などを通じ、若者の自立を支援しています。

よこはま東部ユースプラザ

所在地 鶴見区鶴見中央3-23-8

TEL 045-642-7001 FAX 045-642-7003

よこはま西部ユースプラザ

所在地 旭区二俣川1-2 二宮ビル3階

TEL 045-744-8344 FAX 045-744-8322

よこはま南部ユースプラザ

所在地 磯子区磯子3-4-23 浜田ビル2階

TEL 045-761-4313 FAX 045-761-4023

よこはま北部ユースプラザ

所在地 都筑区茅ヶ崎中央11-3 ウェルネスセンター

プラザ南ビル3階A号室

TEL 045-948-5503 FAX 045-948-5505

地域若者サポートステーション

ひきこもりや無業状態にある若者及びその家族を対象とした総合相談を実施し、他の支援機関等と連携しながら就労に向けた継続的な支援を行っています。

よこはま若者サポートステーション

所在地 西区北幸1-11-15 横浜STビル3階

TEL 045-290-7234

よこはま若者サポートステーション・新横浜サテライト

所在地 港北区新横浜3-18-6 新横浜TSビル5階

TEL 045-290-7234

湘南・横浜若者サポートステーション

所在地 鎌倉市小袋谷1-6-1 2階

TEL 0467-42-0203

就職氷河期世代相談サポート付集中プログラム事業

就職氷河期世代の方の就職意欲の向上及び就労に資する能力伸長のための「3か月間長期プログラム」、「受講期間中の定期的な面談」及び「受講後の進路調整」を一体的に実施し、支援を行いました。

よこはま型若者自立塾

不登校やひきこもり状態にあった若者等を対象に、本人が望む自立や生活スタイルの確立に向けたプログラムを提供し、社会的、経済的自立を支援しています。

よこはま子ども・若者相談室

来所や電話相談につながりにくいこどもや若者が気軽に相談できるよう、身近なツールであるSNSを活用した相談を年末年始を含め毎日実施し、必要に応じて専門相談につなげています。

寄り添い型生活支援事業

養育環境に課題がある等支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等が自立した生活を送れるよう、個々の状況に応じた生活・学習支援を行いました。

■青少年育成施策の推進（青少年育成課）

青少年の地域活動拠点

中・高校生世代を中心とした青少年が安心して気軽に集い、仲間や多世代との交流、社会参加プログラム等の体験活動を行う「青少年の地域活動拠点」を実施しています。

南区 青少年の地域活動拠点

所在地 南区睦町1-15-15 横浜青年館

TEL 045-711-9610

保土ヶ谷区 青少年の地域活動拠点

所在地 保土ヶ谷区天王町1-30-17 MKシティビル1階

TEL 045-334-3042

表1 青少年野外活動センター一覧表

名 称	所 在 地	電話番号
三ツ沢公園青少年野外活動センター	神奈川区三ツ沢西町3-1	045-314-7726
くろがね青少年野外活動センター	青葉区鉄町1380	045-973-2701
こども自然公園青少年野外活動センター	旭区大池町65-1	045-811-8444

磯子区 青少年の地域活動拠点

所在地 磯子区磯子3-4-23 浜田ビル2階

TEL 080-4423-1876

金沢区 青少年の地域活動拠点

所在地 金沢区谷津町359

TEL 045-374-4035

青葉区 青少年の地域活動拠点

所在地 青葉区市ヶ尾町1153-2 ライオンズプラザ市ヶ尾201

青葉区市ヶ尾町1153-3 第2カブラキビル301

TEL 045-500-9254

都筑区 青少年の地域活動拠点

所在地 都筑区中川中央1-25-1 ノースポート・モー

ル5階 都筑多文化・青少年交流プラザ

TEL 045-914-7171

栄区 青少年の地域活動拠点

所在地 栄区桂町711 さかえ次世代交流ステーション2階

TEL 045-898-1400

青少年の交流・活動支援事業

所在地 中区桜木町1-1 桜木町びおシティ6階

TEL 045-263-8020

青少年の居場所や活動の場の提供など、青少年の健やかな成長を支援し、社会参画に向かう力を育成するため、青少年の交流・活動支援事業を実施しています。

青少年指導員事業

地域社会において青少年の自主的活動とその育成組織活動の推進に取り組む青少年指導員に対し、情報提供や活動支援を行うことにより、青少年育成活動の活発化と効果的推進を図っています。

社会環境改善事業

地域における有害図書類の適正な区分陳列の促進を通して青少年を取り巻く有害環境改善のための取組を行っています。

青少年団体活動補助事業

青少年健全育成活動の充実や効果的な推進を図るため、横浜市域全般にわたり活動を行っている等の要件を満たす青少年団体に対し補助を行っています。

公益財団法人よこはまユース補助事業

本市と連携し、青少年行政の推進に取り組む（公財）よこはまユースに対し補助を行っています。

■青少年関係施設の運営（青少年育成課）

野島青少年研修センター

所在地 金沢区野島町24-2（野島公園内）

TEL 045-782-9169

体験学習・集団活動を通して青少年の育成を図るとともに、青少年指導者・育成者の研修活動を支援する宿泊研修施設として、昭和53年開館、平成5年に移転新築しました。

青少年育成センター

所在地 中区住吉町4-42-1 関内ホール地下1・2階

TEL 045-664-6251

青少年指導者・育成者の養成や活動支援を通して青少年育成活動の推進を図る拠点施設として、昭和61年に開館しました。

横浜こども科学館（はまぎん こども宇宙科学館）

所在地 磯子区洋光台5-2-1

TEL 045-832-1166

科学のふしぎ・面白さの体験を通じて、青少年の創造性を育む拠点施設として、昭和59年に開館しました。

ネーミングライツスポンサーである横浜銀行との連携を密にし、宇宙や科学を身近に感じてもらうためのイベントを行っています。

青少年野外活動センター

青少年に自然環境における共同生活の場を提供することにより、その心身の健全な発達を図る施設として、青少年野外活動センターを運営しています。（表1一覧表）

子ども福祉保健施策の推進

■児童虐待対策

児童相談所での取組（児童相談所）

児童相談所は、次代を担うこどもたちの健やかな成長と幸せを願い、児童福祉法により設けられた専門の相談機関です。18歳未満のこどもに関する様々な相談に応じています。相談に対して助言や他機関へのあっせん、継続的な支援を行うほか、児童の一時保護や児童福祉施設への入所、里親への委託等を行っています。

<主な相談内容>

- ・ こどもの養育に関する相談
- ・ 障害のあるこどもの相談
- ・ 非行のあるこどもの相談
- ・ 性格や行動、しつけの相談
- ・ こどもの進路や適性、学業の相談
- ・ 里親に関する相談

居住区に応じて、次の児童相談所で相談を受け付けています。

中央児童相談所（鶴見・神奈川・西・中・南区）

所在地 南区浦舟町3-44-2

TEL 045-260-6510 FAX 045-262-4155

西部児童相談所（保土ヶ谷・旭・泉・瀬谷区）

所在地 保土ヶ谷区川辺町5-10

TEL 045-331-5471 FAX 045-333-6082

南部児童相談所（港南・磯子・金沢・戸塚・栄区）

所在地 港南区丸山台1-9-10

TEL 045-349-0122 FAX 045-840-1258

北部児童相談所（港北・緑・青葉・都筑区）

所在地 都筑区茅ヶ崎中央32-1

TEL 045-948-2441 FAX 045-948-2452

よこはま子ども虐待ホットライン

TEL 0120-805-240

児童虐待に関する相談や通告を、24時間365日、フリーダイヤルで受け付けています。

区役所での取組（こどもの権利擁護課）

児童虐待に関する相談や通告は、お住まいの区役所でもお受けしています。

各区こども家庭支援課

(平日 月～金 午前8時45分～午後5時)

青葉区	045-978-2460
旭区	045-954-6160
泉区	045-800-2339
磯子区	045-750-2529
神奈川区	045-411-7172
金沢区	045-788-7709
港南区	045-847-5612
港北区	045-540-2388
栄区	045-894-8519
瀬谷区	045-367-5608
都筑区	045-948-2349
鶴見区	045-510-1814
戸塚区	045-866-8388
中区	045-224-8345
西区	045-320-8469
保土ヶ谷区	045-334-6396
緑区	045-930-2552
南区	045-341-1153

■保護を要する児童への援助 (子どもの権利擁護課)

児童の保護措置

児童福祉法に基づいて、保護を要する児童を各種児童福祉施設・里親に措置・委託しています。

また、母子生活支援施設、児童養護施設及び児童自立支援施設を各1施設設置運営しています。

表2 横浜市所管の児童福祉施設 令和7年4月1日現在

種別	区分	合計	公立	私立
母子生活支援施設		8	1	7
助産施設		13	3	10
児童養護施設		11	1	10
児童自立支援施設		2	1	1
乳児院		3	—	3
児童心理治療施設		1	—	1
児童家庭支援センター		18	—	18
合計		56	6	50

里親制度

里親制度は親の病気や死別、離婚、虐待等の様々な事情により、家庭で生活することができない子どもたちを、里親が家族の一員として迎え入れ、温かい愛情と家庭的な雰囲気の中で養育しています。

ファミリーホーム

様々な事情で家族と一緒に生活することができない児童を、一定の経験を有する里親が、地域の中にある一般的な住居で、少人数制で養育しています。

自立援助ホーム

義務教育終了後、児童養護施設等を退所して自立を目指す児童等について、ホーム職員が一緒に生活しながら、自立が図れるよう援助しています。

■児童手当（子ども家庭課）

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に、養育者に手当を支給する制度です（所得制限はありません。）。

(月額)

第1・2子		多子（第3子以降）	
3歳未満	15,000円	出生～小学生	30,000円
3歳～中学生	10,000円		
高校生年代	10,000円	高校生年代	

※多子加算の算定：22歳年度末まで（親等の生計費負担がある場合に限る）

■女性福祉相談（子どもの権利擁護課）

専門の職員が各区福祉保健センターで、女性が抱える様々な問題に対して相談に応じ、支援を行っています。緊急に保護を必要とする場合には一時的に施設などへの入所を実施します。

■ひとり親家庭への援助（子ども家庭課）

母子父子寡婦福祉資金貸付制度

母子家庭・父子家庭・寡婦の経済的自立を助け、生活意欲の向上を図るとともに、その扶養している児童の福祉を増進するために、修学資金など12種類の資金を貸し付けています。

ひとり親家庭への日常生活支援

就職活動や病気などのために、一時的に乳幼児の保育や食事の準備、買い物、掃除等の家事が困難になっている母子家庭・父子家庭・寡婦に、家庭生活支援員を派遣しています。

児童扶養手当

18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある（中度以上の障害がある場合は20歳未満）児童を養育するひとり親家庭の父、母、または父母に代わって養育している方に手当を支給する制度です（所得制限があります。）。

母子家庭・父子家庭への自立支援給付金の支給

母子家庭の母又は父子家庭の父が、就業に必要な資格を取得するための講座を受講するか、学校に通う場合、受講料の一部や生活費を支給し、経済的な自立を手助けします。

母子家庭等就業・自立支援センター事業

就業経験・情報や取得技能の不足から、厳しい雇用環境にある母子家庭の母等を対象に、セミナーや個別相談・職業紹介等を実施し、自立に向けた就労支援を行います。

ひとり親世帯フードサポート事業

物価高騰等により困窮しているひとり親世帯のために、母子福祉団体が実施する食品配布会の運営費用を助成しています。

■横浜市DV相談支援センター (子どもの権利擁護課)

配偶者等からの暴力について、専用電話にて相談を受け付けています。

TEL 045-671-4275

(月～金 9:30～16:30)

※祝日・年末年始を除く

TEL 045-865-2040

(月～金 9:30～20:00、土日・祝日 9:30～16:00)

※第4木曜・年末年始を除く

■こども家庭相談（こども家庭課）

保健・福祉の連携により、妊娠期・乳幼児期から思春期までのこどもと保護者を対象とした子育てに関する相談や情報提供を各区の福祉保健センターで実施しています。

■こども家庭センター（こども家庭課）

改正児童福祉法の施行に伴い「こども家庭センター」機能を段階的に設置し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの包括的な相談支援体制の強化を図ります。（令和7年4月現在で6区に設置）

■ヤングケアラーへの支援（こども家庭課）

ヤングケアラーを見守り、支える環境づくりを進めため、広く市民に向けた広報・啓発や研修を実施しています。また、ヤングケアラーの様々な負担の軽減を図るため、ピアサポートやオンラインサロンを実施する団体に対し補助をするとともに、SNS相談を「よこはま子ども・若者相談室」の相談メニューとして実施しています。

■母子保健（地域子育て支援課）

妊産婦・乳幼児の健康の保持増進を図るために、妊娠期、乳幼児期から思春期までのライフステージに応じた母子保健施策を関係機関との連携・協力のもとに体系的に実施しています。

妊産婦に対する健診及び相談等

妊産婦に対する健康診査と保健指導は、疾病や異常を早期に発見するための機会として、また疾病等の発症を予防するために非常に重要です。特に妊産婦への適切な指導は、妊娠高血圧症候群等の疾病や産後うつを未然に防ぐことにもつながります。このため、母子健康手帳・妊婦健康診査費用補助券（14回分）及び現金給付（5万円）・産婦健康診査費用補助券（2回分）の交付、母親（両親）教室の開催、母性相談等の事業を行っています。

こんなにちは赤ちゃん訪問

子育ての孤立化を防ぐため生後4か月までの赤ちゃんのいるすべての家庭を対象に、横浜市が委任した地域の「こんなにちは赤ちゃん訪問員」が訪問し、玄関先などで出産後に利用できるサービスや地域の子育て情報を提供しています。

母子訪問指導

妊娠、出産、育児に関する必要な保健指導を行うため、

妊産婦、新生児、未熟児等に対して、保健師・助産師等が家庭を訪問して保健指導を実施しています。

また、必要に応じ、関係機関との連携強化に努めています。

乳幼児健康診査等

乳幼児の健やかな発育・発達や疾病等の予防と早期発見のため、健康診査と保健指導を実施しています。新生児聴覚検査、先天性代謝異常症等検査、視聴覚検診等の検査のほか、1歳までに医療機関で受ける乳児健康診査と区福祉保健センターで受ける4か月児・1歳6か月児・3歳児の健康診査を行い、乳幼児の発育や発達を節目で確認し、発育や子育てなどに関して専門相談を行っています。

母子歯科保健

乳幼児期の歯科疾患の予防及び口腔機能（食べる機能等）の発達を図り、健全な発育を支援するため乳幼児歯科健康診査（4か月児、1歳6か月児、3歳児）及び乳幼児歯科相談、1歳6か月児歯科健診事後指導事業を行っています。

また、妊産婦の歯科疾患を予防し、母体の健康を保持増進させることを目的に妊婦歯科健康診査や妊産婦歯科相談を実施しています。

妊娠・出産サポート事業

妊娠・出産の不安や悩みを抱えた方が、電話やメール及びLINEで相談できる「にんしんSOS ヨコハマ」を運営しています。

不妊・不育相談

・一般不妊・不育相談

各区福祉保健センターの「女性の健康相談」で、助産師や保健師が一般的な不妊・不育相談を行っています。

・その他各種相談

不妊や不育について悩みを抱える方の精神的な負担・不安の軽減を図るため、不妊・不育専門相談、不妊・不育心理専門相談、LINEで相談できる「ヨコハマ妊活SNS相談」を行っています。

■妊婦のための支援給付 (出産・子育て応援金) (地域子育て支援課)

国の「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和4年10月）における、少子化対策、こども・子育て世代への支援として、出産・子育て応援事業を実施しました。妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援（出産・子育て応援金）を一体として実施しました。

また、令和7年4月から「妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）」及び「妊婦のための支援給付事業（経済的支援）」へ移行しています。

妊婦のための支援給付（1回目）：妊婦1人につき5万円
妊婦のための支援給付（2回目）：胎児1人につき5万円

■出産費用助成金（地域子育て支援課）

出産に係る経済的負担の軽減を図り、安心して出産できる環境を整えることを目的に、出産費用助成事業を実施しています。

令和6年4月1日以降に出産した方を対象に最大9万円を支給します。

■障害児とその家族への支援 (障害児福祉保健課、こども家庭課)

未就学児への支援

市内8か所の地域療育センター及び総合リハビリテーションセンターにおいて、療育に関する相談、診療・評価、集団療育及び保育所等への支援を行っています。

また、発達障害児等の増加を踏まえ、日常生活上の基本動作の指導、集団への適応訓練等を行う児童発達支援事業を実施しています。令和7年4月時点での事業所数は283か所です。

学齢障害児への支援

学齢期の障害児が放課後や長期休暇等をのびのびと過ごして療育や余暇支援を受けられるよう、放課後等デイサービス事業を実施しています。令和7年4月時点での事業所数は521か所です。

また、中学校期以降の、主に発達障害児を対象に、診療や相談支援を行う学齢後期障害児支援事業を実施しています。

障害児施設の整備

より望ましい生活環境を確保するために社会福祉法人が行う、施設の再整備にかかる建設費等を助成しています。

特別児童扶養手当

精神、知的または身体障害等で、政令に定める程度以上の障害がある20歳未満の児童を養育している方に手当を支給する制度です（所得制限があります）。

その他の支援

地域訓練会に対する運営費助成、身体障害児者に対する奨学金の支弁、訓練・介助器具購入費の助成、契約で障害児入所施設を利用する場合の利用者負担助成等を行っています。

表3 横浜市管の障害児施設数 令和7年4月1日現在

施設種別	施設数	定員
福祉型障害児入所施設	5	180人
医療型障害児入所施設	3	295人
児童発達支援センター (地域療育センター及び 総合リハビリテーションセンター)	9	590人

ワーク・ライフ・バランス等の推進

■ワーク・ライフ・バランス等の推進 (企画調整課、地域子育て支援課)

社会全体で子育てに取り組む機運を醸成し、ワーク・ライフ・バランスを推進するため、冊子等を配布し、啓発を行います。また、祖父母世代を対象にした、地域の子育てへの参加促進を目的とした啓発冊子を、地域子育て支援拠点等で実施される講座などで活用します。

父親の育児支援として、地域の身近な施設等において

父親育児支援講座を実施するほか、父親の子育てをテーマとしたウェブサイト等による情報発信を行います。

こどもの貧困対策の推進

■こどもの貧困対策の推進（企画調整課）

横浜の将来を担う子どもの育ちや成長を守り、貧困が連鎖することを防ぐため、令和4年3月に策定した「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」に基づき、子どもの生活・学習支援の実施や、困難を抱えやすいひとり親家庭や児童養護施設等を退所した子どもへの支援に取り組みます。

健康福祉局

「今日の安心、明日の安心、そして将来への安心」に向けて

高齢化が進む中、福祉や医療のニーズが増大し、課題も複雑化しています。さらに、生産年齢人口の減少に伴い、福祉分野の担い手確保がますます困難になると見込まれています。こうした中で、従来の施策を単に続けるだけではなく、事業の見直しを行い、柔軟な発想で新たな取組を行うことが必要です。

市民の皆様の「今日の安心、明日の安心、そして将来への安心」の実現に向けて、令和7年度は「4つの施策の柱」を基本としつつ、今、取り組まなければならない「2つの重点取組」をスピード感を持って進めています。

【4つの施策の柱】

- ①地域福祉保健と健康づくりの推進
- ②高齢者保健福祉の推進
- ③障害者施策の推進
- ④生活基盤の安定と自立の支援等

【2つの重点取組】

- ①誰もが暮らしやすいまちづくり
- ②防災・減災対策の推進

福祉の基盤づくり

■社会福祉審議会（企画課）

社会福祉審議会は「社会福祉法」等に基づいて、社会福祉に関する事項（児童福祉、精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するための機関です。

令和6年度の総会では、「令和7年度民生委員・児童委員の一斉改選に向けた本市の取組」についての報告を行ったほか、「いわゆる身寄りのない高齢者等の支援」、「地域における防災」についての意見交換を行いました。

■福祉サービスの第三者評価（企画課）

福祉サービス第三者評価は、評価の受審を通じて事業者が自主的にサービスの質の向上を図るとともに、利用者が適切にサービスを選択できるよう評価結果を公表する制度です。制度の推進に向けて、事業者への制度の周知や受審料補助の実施などに取り組みました。

■福祉のまちづくり推進事業（福祉保健課）

平成9年3月に「横浜市福祉のまちづくり条例」が公布され、同年4月に施行されました。この条例に基づき、横浜に暮らす人だけでなく、訪れる人や勤める人も含めた横浜に関わる全ての人が安心して生活し、自らの意思で自由に行動でき、様々な活動に参加できるまちづくりを推進しています。条例では、「ハード」と「ソフト」

が一体となった取組を、市民・事業者・市が相互に協力して推進することを基本としています。また平成24年度に、横浜市建築物バリアフリー条例と一本化しました。

令和6年度は、「福祉のまちづくり推進指針」を活用した啓発や、車いす使用者用駐車区画の適正利用推進を目的とした横浜市障害者等用駐車区画利用証制度（パーキング・パーミット制度）の導入、公共交通機関の施設における便所の改修や視覚障害者誘導用ブロックの敷設など「横浜市福祉のまちづくり条例」に関する事前協議に対応しました。

また、ノンステップバスの導入を促進するため、民間事業者に対し33台の補助を行いました。

地域福祉保健の推進

■地域福祉保健計画（福祉保健課）

市では、地域社会全体で様々な生活課題の解決に向けて取り組み、支え合う仕組みづくりを進めるため、「第5期横浜市地域福祉保健計画」（計画期間：令和6～10年度）を推進しています。

各区では、区域全体を対象とした区計画と、より身近な地域である連合町内会エリアを単位とした地区別計画からなる「区地域福祉保健計画」を推進しており、令和6年度は「第4期区地域福祉保健計画」（計画期間：令和3～7年度）の推進に加え、「第5期区地域福祉保健計画」（計画期間：令和8～12年度）の策定に取り組んでいます。

基本理念「誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせ

る「よこはま」をみんなでつくろう」の実現を目指して、住民主体の取組を推進しています。

■ごみ問題を抱えている人への支援 (福祉保健課)

住居や敷地内にごみ等を堆積し、近隣住民の生活環境に様々な影響を及ぼしている、いわゆる「ごみ屋敷」問題に対し、「横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例」に基づき取り組んでいます。

問題の解決に当たっては、その背景に生活上の諸課題があり得ることを踏まえ、当事者に寄り添った福祉的支援に重点を置き、関係機関や地域住民と協力しながら地域課題の解決に向けた取組として推進しています。

また、支援を基本とした対応だけでは解消が困難で、かつ近隣住民の生命・身体・財産にまで著しい影響を及ぼすおそれがある場合には、条例に基づいて、措置の適用も検討します。

令和6年度は、47件の近隣に影響がある不良な生活環境を把握し、そのうち13件を解消しました。

■高齢者・障害者の権利擁護（福祉保健課）

高齢者や障害者等が、判断能力が低下しても安心して日常生活を送れるよう法律的に支援する成年後見制度において、横浜市では中核機関「よこはま成年後見推進センター」を設置し、制度の周知・啓発、相談支援機関や支援チームのバックアップ、申立支援や後見人等受任調整、親族後見人や市民後見人等の支援を行い、本市における「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の構築を推進しています。

平成24年度から養成課程を実施している市民後見人は、令和6年度末までに延べ126名が選任されています。

各区社会福祉協議会の「あんしんセンター」では権利擁護に関する相談を幅広く受けるとともに、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などに不安のある高齢者や障害のある方を支援する権利擁護事業を行っており、令和6年度末では1,131人が利用しています。

■福祉保健研修交流センター 「ウィリング横浜」（地域支援課）

所在地 港南区上大岡西1-6-1
ゆめおおおかオフィスタワー4~5階、9~12階
TEL 045-847-6666

福祉保健人材の確保・育成を目的として、研修の企画・実施、情報提供及び研修室の貸出などをっています。

■地域ケアプラザ（地域支援課）

市民の皆さんが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、身近な場所で相談や福祉・保健サービスを提供するとともに、地域の福祉・保健活動や交流のための拠点施設として、中学校区程度に1か所地域ケアプラザを整備し、運営を行っています。

また、すべての地域ケアプラザに、介護保険制度の中

に位置づけられた「地域包括支援センター」を設置し、高齢者に対する総合的なサービスの相談・調整等を行います。さらに、介護予防ケアプランの作成等を行います。

1 開所状況

令和6年度末：146か所（表1参照）

（令和6年度中の開所は1か所）

表1 令和6年度地域ケアプラザ開所状況

施設名	所在地	開所時期
上永谷駅前地域 ケアプラザ	港南区丸山台一丁目9番10号	令和6年7月

2 施設の機能

- (1) 地域の福祉保健活動等の支援・活動交流のための施設の提供
- (2) 福祉・保健に関する相談・助言・調整
- (3) 高齢者デイサービス等（一部施設を除く）
- (4) ケアプラン・介護予防ケアプランの作成

■福祉保健活動拠点（地域支援課）

市民の皆さんのが日常的に相互に支えあい、住み慣れた地域で安心して自立した生活が続けられる社会の実現をめざすため、地域における市民の皆さんの自主的な福祉活動、保健活動等のための場として、各区に1か所整備・運営しています。

1 施設内容

団体交流室、対面朗読室・編集室、
録音室、点字製作室、多目的研修室等

2 利用日等

開館時間 平日・土曜：午前9時～午後9時
日祝休日：午前9時～午後5時
休館日 年末年始（12月29日から1月3日）

■民生委員・児童委員（地域支援課）

「民生委員」は厚生労働大臣の委嘱を受け、担当する区域において、高齢者、児童、障害児・者、生活上の悩みを抱えた方などへ相談支援を行っています。福祉保健センター・地域包括支援センター等関係機関と連絡・協力しながら、地域福祉増進のために幅広く活動しています。

また、児童福祉法により「児童委員」を兼ね、児童育成や児童福祉のための活動もしています。

児童福祉を専門に扱う「主任児童委員」は、子育て支援や児童虐待防止などの児童健全育成のための多様な活動の支援や関係機関との連絡・調整を行っています。

民生委員・児童委員数（令和7年4月1日現在）

4,372人（うち主任児童委員489人）

生活保護・生活困窮者自立支援等

■生活保護（生活支援課）

横浜市では、令和7年4月現在55,980世帯、68,099人が保護を受け、前年同月に比べ、世帯数及び人員とも

に、横ばいとなっています。保護率(常住人口百人当たりの被保護人員)は、1.81パーセントです。令和7年度の最低生活保障水準（1級地－1）の具体例は、表2のとおりです。

表2 最低生活保障水準 令和7年4月1日現在 (単位:円)

世帯構成 区分	標準3人 33歳 29歳 4歳子	母子3人 30歳 9歳子 (小学生) 4歳子	高齢者2人 68歳 65歳	単身世帯 68歳
合 計	176,090	218,030	133,900	89,880
生活扶助	163,090	195,860	120,900	76,880
教育扶助	—	9,170	—	—
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000

(注) 横浜市の住宅扶助は、3人世帯で68,000円（単身者52,000円）まで認められています。

■生活困窮者自立支援（生活支援課）

生活困窮者自立支援制度は、生活にお困りの方に対して、生活保護に至る前の段階から就労や家計収支の改善など様々な面から自立に向けた支援を行う制度です。横浜市では、18区全ての区役所内に相談窓口を設け、市民の皆さんのお暮らしを支えるセーフティネットとして、生活保護制度と一体的に実施しています。

■ひきこもり支援の推進（ひきこもり支援課）

ひきこもりに関する電話や対面での相談、講演会やパンフレット等による普及啓発、地域の関係機関への後方支援等を実施しています。

国民年金

■国民年金（保険年金課）

国民年金制度は、公的年金制度の土台として老齢・障害・死亡等について、全国民共通の「基礎年金」を支給する制度です。このため、自営業者や学生をはじめ、会社や官公庁に勤務する人及びその被扶養配偶者も20歳から60歳になるまでの間、国民年金に強制加入となります。また、国外に住む日本人等も任意で加入できる仕組みになっています。厚生年金保険等からは、基礎年金の上乗せとして、報酬比例の年金が支給されます。

必ず加入する人（強制加入）

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、日本国籍の有無にかかわらず、原則として次の3つの区分により、国民年金の被保険者となります。

- 1 第1号被保険者
自営業者、学生、無職の人など
被保険者が保険料を納付
- 2 第2号被保険者
厚生年金保険の加入者
被保険者と事業主が折半で保険料を納付
- 3 第3号被保険者

第2号被保険者に扶養される配偶者

厚生年金保険制度が保険料を負担

第1号被保険者で保険料を納めることが困難な人は、免除制度等があります。

- 1 法定免除
生活保護法による生活扶助を受けている人や、障害年金（1級・2級）を受けている人。
- 2 申請免除（全額、4分の3、半額、4分の1）、納付猶予制度
申請免除は、申請者・申請者の配偶者・世帯主の全員について、前年所得が一定基準以下の人、又は失業、倒産、事業の廃止、天災などで納付困難な人が対象となります。
納付猶予は、世帯主の所得が多く免除の対象とならない人のうち50歳未満の人が対象となります。
- 3 学生納付特例制度
20歳以上の学生で、学生本人の前年所得が一定基準以下の人が対象となります。
夜間部、定時制課程、通信制課程などの学生も対象となります。
- 4 産前産後期間の免除制度
2019年2月以降の出産等を行った人が対象になります。

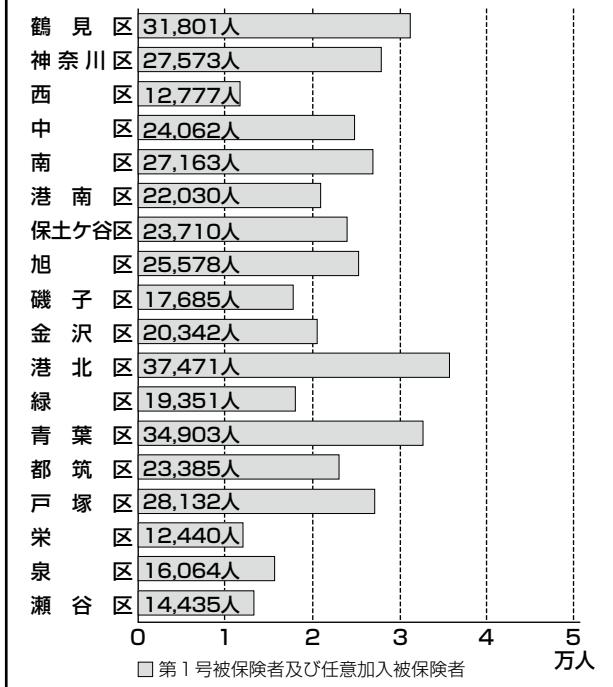
希望で加入する人（任意加入）

次の人は、希望により任意加入できます。

- 1 日本に住んでいる60歳以上65歳未満の人（老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けている人及び480ヶ月分の保険料を納付した人を除く。）
 - 2 日本に住んでいる60歳未満の人で、厚生年金保険や共済組合の老齢（退職）年金を受けている人
 - 3 国外に住んでいる20歳以上65歳未満の日本人
 - 4 老齢基礎年金の受給資格を満たしていない、65歳以上70歳未満の日本に住んでいる人、あるいは国外に住んでいる日本人
- 現在の横浜市の第1号被保険者数及び任意加入被保険者数は、418,902人で、全市民のおよそ11.1パーセントになります。加入状況は、図1のとおりです。

また、国民年金の制度からは、次の年金が支給されます。

図1 国民年金被保険者加入状況 令和7年3月31日現在



基礎（拠出）年金

- 1 老齢基礎年金
一定期間以上保険料を納付した時に原則として65歳から支給
- 2 障害基礎年金
年金加入中、又は65歳未満の傷病により一定の障害が残った場合に支給（一定以上保険料を納付していることが必要です。）
- 3 遺族基礎年金
被保険者の死亡により、生計を維持されていた子のある配偶者、又は子に支給（子は18歳に到達する年度末までか、子に一定の障害がある場合は20歳未満であること、一定以上保険料を納付していることが必要です。）
- 4 寡婦年金
第1号被保険者として10年以上の納付・免除期間がある夫が老齢・障害基礎年金を受けずに死亡した時、生計を維持されていた妻（婚姻期間が10年以上）に60歳から65歳まで支給
- 5 死亡一時金
第1号被保険者として3年以上保険料を納めた年金受給前の人人が死亡した場合、生計を同一にしていた遺族に支給
- 6 脱退一時金
第1号被保険者として6か月以上保険料を納めた外国人が、年金受給資格を満たさないまま日本に住所を有しなくなった後2年以内に請求を行った場合に支給

老齢福祉・障害基礎（無拠出）年金

- 1 老齢福祉年金
明治44年4月1日までに生まれた人が、70歳になったときから支給
- 2 障害基礎年金
20歳未満の時の傷病により一定の障害が残った場合、20歳以降に支給

無拠出の年金については、その大半が国庫負担による支給であるため、他の年金との併給調整や所得制限等があります。

年金生活者支援給付金

公的年金等の収入金額やその他の所得が一定基準額以下の方に、生活の支援を図ることを目的として、年金に上乗せして支給するものです。

国民健康保険・後期高齢者医療

■国民健康保険（保険年金課）

健康保険制度の中には、職場を通して加入する「健康保険」、75歳以上の方等が加入する「後期高齢者医療制度」、その他の方が加入する「国民健康保険」があります。国民健康保険（国保）は地域単位でつくられ、各市町村と都道府県が共同で運営しています。現在は、横浜市国民健康保険に、市民の皆さんの約15パーセント（令和7年3月31日現在412,989世帯、568,050人）が加入しています。

療養の給付

国民健康保険の加入者が病気やけがをした場合、一部負担金（表3）のみで病院や診療所で治療が受けられます。

表3 医療機関等で支払う一部負担金

年齢区分	本人負担額
70歳以上	2割・3割
一般 (小学生～69歳まで)	3割
小学校就学前	2割

療養費

被保険者が緊急その他やむをえない理由によりマイナ保険証または資格確認書を持参できなかったときなどに療養の給付に代えて支給します。

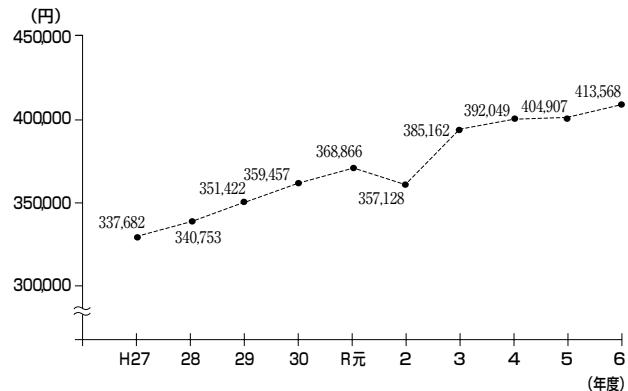
高額療養費

被保険者の一部負担金（自己負担分）が高額療養費算定期準額を超えた場合、その超えた額を支給します。

その他の給付

被保険者が出産した場合に、出産育児一時金として50万円（令和5年3月31日以前の出生は42万円）、死亡した場合に葬祭費として5万円を、また、生まれて2年以内に先天性の障害等が生じた場合に、障害児育児手当金として、その程度により、80万円、60万円、30万円又は10万円を支給します。

図2 国保被保険者一人あたり医療費の推移（療養諸費）



■特定健康診査・特定保健指導（保険年金課）

国保の医療費の約2割を占める生活習慣病の予防のため、メタボリックシンドロームに着目した健康診査及びその結果に応じての保健指導を40歳以上の被保険者に対し実施しています。

■保健事業（保険年金課）

被保険者の健康の保持増進を目的とした、保健事業を行っています。

1 生活習慣病重症化予防のために

- (1) 糖尿病性腎症重症化予防事業
- (2) 重症化リスク者適正受診勧奨事業

2 適正な受診のために

- (1) 後発医薬品差額通知
- (2) 医療費通知
- (3) 重複・頻回対策事業

■保険料（保険年金課）

保険料は、医療分（基礎賦課額）と支援分（後期高齢者支援金等賦課額）のほか、介護分（介護納付金賦課額）があります。なお、介護分は40歳以上65歳未満の被保険者のみについて算定します。保険料率は表4のとおりです。

表4 保険料率（令和7年度）

	所 得 割	被保険者均等割
医 療 分	基準総所得金額× 8.49%	40,060 円
支 援 分	基準総所得金額× 2.66%	13,110 円
介 護 分	基準総所得金額× 2.81%	15,340 円

■後期高齢者医療制度（医療援助課）

75歳以上の方及び一定の障害がある65歳以上の方を対象にした医療保険制度です。

この制度では、都道府県ごとに設立された後期高齢者医療広域連合が運営を行い、横浜市では、保険料の徴収及び各種申請の受付に関する事務を行っています。令和7年3月末現在の対象者数は534,275人です。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業

健診、医療、介護データ等を活用し、高齢者一人ひとりの健康課題に着目したフレイル対策を令和7年度は10区で実施しています。

6年度開始：南区、栄区、泉区

7年度開始：鶴見区、西区、中区、港南区、旭区、磯子区、瀬谷区

医療援助

■医療費助成（医療援助課）

ひとり親家庭等医療費助成

母子家庭・父子家庭等の生活の安定と自立を支援するために、保険診療の自己負担額を全額助成しています。

重度障害者医療費助成

障害者の健康の保持と生活の安定が図れるよう、保険診療の自己負担額を全額助成しています。

自立支援医療（更生・育成医療）

身体障害者・児の障害を軽減したり、機能を回復するための治療に係る、保険診療の自己負担額の一部を助成しています。

未熟児療育医療

未熟児の入院に係る保険診療の自己負担額を全額助成しています。

結核児童療育医療

結核で入院している児童に対し、保険診療の自己負担額を全額助成しているほか、日用品、学用品を支給しています。

小児医療費助成

安心して子どもを育てる環境づくりのひとつとして、中学3年生までのお子さまに係る保険診療の自己負担額を全額助成しています。

令和5年度には所得制限及び一部負担金を撤廃しています。

■難病対策（医療援助課）

難病医療講演会・交流会

難病患者・家族の方を対象に、各福祉保健センターで医療講演会・同じ疾患の患者さん同士の交流会を開催しています。

特定医療費の給付

「指定難病」にり患してて一定の認定基準を満たしている患者に対し特定医療費（指定難病）受給者証を交付し、保険診療の自己負担額の一部を助成しています。

在宅重症患者外出支援事業

難病に起因して座位を保つことが困難で、ストレッチャー対応の特殊車両を使用せざるを得ない患者の方に対して、通院等で横浜市指定の患者等搬送車を利用した場合に、その料金の一部を助成します。

難病患者一時入院事業

在宅で療養している医療依存度の高い難病患者の方を対象に、レスパイト（介助者の休養）等を目的とした一時入院事業を実施しています。

■小児慢性特定疾病対策（医療援助課）

医療費の給付

「小児慢性特定疾病」にり患してて一定の認定基準を満たしている患児に対し、患児家庭の負担軽減のため、保険診療の自己負担額の一部を助成しています。

日常生活用具

小児慢性特定疾病医療費助成の認定を受けた児童に対し、日常生活をより円滑に行うことができるよう、必要に応じて特殊寝台等の日常生活用具を給付します。

相談支援事業

小児慢性特定疾病児童等とその家族の持つ様々なニーズに対応した相談支援を実施しています。

障害者福祉

■障害者手帳の交付（障害者更生相談所、こころの健康相談センター）

障害児・者に対して一貫した支援を行い、各種の福祉サービスを利用しやすくなるため、障害の種類と程度に応じ、身体障害児・者には身体障害者手帳、知的障害児・者には療育手帳（愛の手帳）、精神障害児・者には精神障害者保健福祉手帳を交付しています。

■相談支援事業（障害福祉保健部）

障害児・者が地域で安心して自立した生活を送れるよう、福祉・保健に関する総合的な相談や情報提供を行うため、区福祉保健センター等の公的機関のほか、基幹相談支援センターや施設（表5）において、相談支援事業を実施しています。

表5 相談支援事業実施場所

令和7年4月1日現在

施設名	所在地
鶴見区基幹相談支援センター（つるみ地域活動ホーム幹）	鶴見区豊岡町
神奈川区基幹相談支援センター（かながわ地域活動ホームほのばの）	神奈川区反町
西区基幹相談支援センター（地域活動ホームガツツ・びーと西）	西区中央
中区基幹相談支援センター（中区障害者地域活動ホーム）	中区新山下
南区基幹相談支援センター（地域活動ホームどんとこい・みなみ）	南区中村町
港南区基幹相談支援センター（港南中央地域活動ホームそよかぜの家）	港南区港南中央通
保土ヶ谷区基幹相談支援センター（ほどがや地域活動ホームゆめ）	保土ヶ谷区天王町
旭区基幹相談支援センター（地域活動ホームサポートセンター連）	旭区二俣川
磯子区基幹相談支援センター（いそご地域活動ホームいぶき）	磯子区杉田
金沢区基幹相談支援センター（金沢地域活動ホームりんごの森）	金沢区能見台通
港北区基幹相談支援センター（しんよこはま地域活動ホーム）	港北区新羽町
緑区基幹相談支援センター（みどりい地域活動ホームあおぞら）	緑区中山
青葉区基幹相談支援センター（あおば地域活動ホームすてっぷ）	青葉区青葉台
都筑区基幹相談支援センター（つづき地域活動ホームくさぶえ）	都筑区牛久保東
戸塚区基幹相談支援センター（東戸塚地域活動ホームひかり）	戸塚区川上町
栄区基幹相談支援センター（地域活動ホームサポートセンター径）	栄区桂町
泉区基幹相談支援センター（泉地域活動ホームかがやき）	泉区中田北
瀬谷区基幹相談支援センター（せや活動ホーム太陽）	瀬谷区三ツ境
横浜医療福祉センター港南	港南区港南台
てらん広場	保土ヶ谷区上菅田町
青葉メゾン	青葉区奈良町
花みずき	港北区新吉田町
光の丘	旭区白根
十愛病院	戸塚区品濃町
横浜市発達障害者支援センター	中区羽衣町

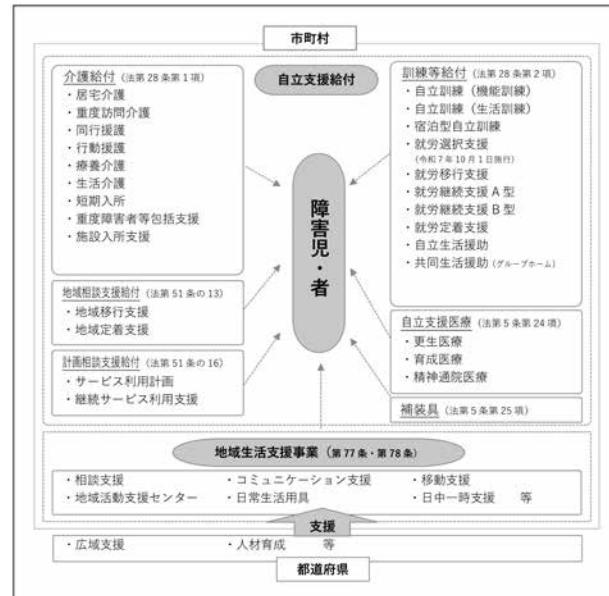
■障害者総合支援法の施行（障害福祉保健部）

平成25年4月1日に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）が施行されました。この法律は、地域社会における共生の実現に向けて障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、障害者自立支援法を改正したものです。この法律に基づき、横浜市は、障害支援区分の認定及び障害福祉サービスの支給決定、指定障害福祉サービス事業者等の指定・更新、並びに事業者等への指導・監査等を行います。また、障害福祉計画を含む横浜市障害者プランを策定し、それに基づいて、事業を実施しています。

事業体系のしくみ

サービスは、個々の障害のある方の障害支援区分や勘案事項（社会活動や介護者、居住等の状況等）をふまえ、個別に支給決定が行われる「介護給付」、「訓練等給付」

等の「自立支援給付」と、都道府県や市町村事業として柔軟に実施されるコミュニケーション支援、ガイドヘルプ（移動支援）、地域活動支援センター等の「地域生活支援事業」に大別され、構成されます。



■障害者の就労支援（障害自立支援課）

障害者就労支援センターを運営する各法人への補助等により、障害者の就労支援を進めています。また、障害者優先調達推進法などを踏まえ、「横浜市障害者共同受注センター」を設置するなど、工賃向上への寄与、利用者の自立促進を図っています。

■障害者スポーツ・レクリエーション・文化活動の振興（障害自立支援課）

障害者スポーツ文化センター（横浜ラポール・ラポール上大岡）を中心に、スポーツ・レクリエーション及び文化活動等を通じて、障害児・者の健康増進、体力向上、社会参加を推進しています。

1 スポーツプログラムの実施

リハビリテーションスポーツ教室や種目別教室のほか、ラポール指導員が地域のスポーツセンター等で教室を開催し、スポーツに親しむきっかけ作りをしています。

2 スポーツ大会の開催

全国障害者スポーツ大会の予選会を兼ねた横浜市障害者スポーツ大会「ハマピック」のほか、記録会やリーグ戦等の大会を開催しています。

3 文化振興事業の開催

文化活動の発表の場として「ラポール芸術市場」を開催しているほか、演劇や字幕付き映画会、コンサート、各種文化教室などを実施しています。

※横浜ラポールのプール及びラポールシアターは

特定天井改修工事のため閉鎖中（R6.10～R8.3予定）

■障害児・者とその家族の生活支援 (障害自立支援課)

ホームヘルプ事業・ガイドヘルプ事業

障害児・者の日常生活を支援するため、障害者総合支援法に基づき、家事援助や身体介護、通院等介助を行うホームヘルプサービスを提供します。また、買物や余暇活動、通学（特別支援学校）・通所等で外出する際の移動を支援するガイドヘルプサービスを提供します。

補装具・日常生活用具

障害によって生じる生活上の困難を軽減するため、義手、義足、視覚障害者安全つえ、車椅子などの補装具や特殊寝台、視覚障害者用ポータブルレコーダー、点字図書、ストーマ用装具などの日常生活用具の給付を行います。また、あんしん電話の設置も行っています。

住環境整備事業

障害者が住み慣れた家で安全に暮らし続けることができるよう、専門のスタッフによるアドバイスや住宅改造費や階段昇降機等自立支援機器の購入費・取付費の助成を行います。

移動支援事業

障害児・者の移動手段を確保し、社会参加を促進するために、市営地下鉄や市内運行バス等の乗車時に運賃を支払うことなく利用することができる福祉特別乗車券の交付（年額 1,200 円 20 歳未満 600 円の利用者負担あり）やタクシー料金、ガソリン料金の助成を行っています。そのほか、移動の相談窓口である移動情報センターの設置や車いすのまま乗車できるリフト付自動車（ハンディ

キャブ）の運行・貸出、自動車運転訓練・改造費の助成等を行います。

入浴サービス事業

家庭での入浴が困難な重度身体障害者を対象に訪問入浴や施設入浴を行います。

障害者手当

障害者の負担の軽減のために、各種手当の給付制度があります。

心身障害者扶養共済制度

保護者が死亡した場合等に、障害児・者の生活の安定を図るため、掛金制度による年金を支給しています。

■障害児・者への専門的な支援（障害自立支援課）

横浜市総合リハビリテーションセンター

障害児・者へのリハビリテーションを総合的に行う市の核的施設です。

1 総合相談機能

障害者更生相談所と連携しながら、医療・心理・職業・社会環境等総合的な観点から診断・判定を行い、リハビリテーション計画を作成します。また、福祉保健センター等の機関や福祉施設との関係を総合的に調整します。

2 専門的リハビリテーション

医療・療育・生活技術・職能開発等の専門スタッフが訓練を実施します。

3 地域リハビリテーション機能

利用者の生活環境に応じたリハビリテーションを

表6 障害者地域活動ホーム等の内容及び施設数（障害施設サービス課）

令和7年4月1日現在

施設種別	内 容	施設数	定 員
障害者地域活動ホーム	障害児・者の地域生活を支援する拠点となる横浜市独自施設で、日中活動、ショートステイ、一時ケア、相談支援事業等を実施しています。	41	日中活動 1,595
地域活動支援センター (障害者地域作業所型)	身体障害者・知的障害者に創作的活動や生産活動、地域との交流の機会などを提供します。	73	1,321
地域活動支援センター (精神障害者地域作業所型)	精神障害者に創作的活動や生産活動、地域との交流の機会などを提供します。	60	1,552

表7 障害福祉サービス（障害施設サービス課）

令和7年4月1日現在

事業名	内 容	施設数	定 員
生活介護 ※障害者地域活動ホーム含む	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	283	8,114
施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	24	1,167
機能訓練	理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーション、日常生活上の相談支援等を行います。	1	36
生活訓練	食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や日常生活上の相談支援等を行います。	34	668
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	94	1,698
就労継続支援 A 型	雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に向けた支援を行います。	35	584
就労継続支援 B 型 ※障害者地域活動ホーム含む	雇用契約を伴わない就労の機会や生産的活動の場を提供するとともに、一般就労等への移行に向けた支援を行います。	254	5,795
共同生活援助	共同生活を送る住居において、日常生活上の様々な支援を行います。	978	5,906

展開するため、医師・療法士等の専門スタッフが家庭を訪問し、評価・訓練等を行います。

4 企画・開発・研究機能

リハビリテーションに関する技術開発・調査研究・研修等を行います。

福祉機器支援センター

一人ひとりの障害や家庭の状況に合った福祉機器の利用や、住宅改造を支援するため、専門的な相談、情報提供、展示などを行います。また、地域リハビリテーションの拠点機能も有しています。

■地域生活の支援（障害施設サービス課）

身体障害児・者、知的障害児・者及び精神障害者の地域での生活を支援するための拠点施設として、障害者地域活動ホーム（社会福祉法人型18か所、機能強化型23か所）、障害者が自主製品の製作などの日中活動に参加する地域活動支援センター（障害者地域作業所型73か所、精神障害者地域作業所型60か所）の設置運営に対して助成を行っています（いずれも令和7年4月1日現在）。

■共同生活援助（グループホーム）（障害施設サービス課）

障害者が住み慣れた地域で暮らすための住まいの場として、本市では国制度化に先駆けてグループホーム試行事業を開始し、障害者自立支援法施行後は、本市独自の補助制度で設置促進を進めています。

■多機能型拠点（障害施設サービス課）

医療的ケアが必要な重症心身障害児者等やその家族が地域で安心して暮らせるよう、必要なサービスを一体的に提供する拠点です。相談支援、短期入所、日中一時支援、診療、居宅介護及び訪問看護等のサービスを行っています。

■障害者福祉施設・地域活動ホームの整備（障害施設サービス課）

障害者の施設利用ニーズに応えるため各種の施設整備を進めてきました。令和7年4月1日現在の施設数は表6、表7のとおりです。

■精神障害者生活支援センター（障害施設サービス課）

地域で生活する精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加を促進するため、精神保健福祉士などによる日常生活相談や食事・入浴サービス、生活情報の提供などを行っています。

■精神保健福祉対策事業（障害福祉保健部）

区福祉保健センターでは、医療ソーシャルワーカーや保健師が、精神疾患等により社会的、心理的、経済的問題を抱えた人に対し支援を行うとともに、早期発見・早

期治療・社会復帰に向けた相談等を行っています。

また、専門医の医学的指導を含めた相談を行うとともに、集団援助活動（生活教室、家族教室）の実施、精神障害者を支援する市民団体等の地域組織活動に対する支援を行っています。そのほか、市民の皆さんのこころの健康の向上や精神障害に対する理解の促進を図るため、講演会の開催やボランティア育成等の活動を行っています。

精神保健福祉課においては、市内精神科病院を対象とした精神保健福祉法に基づく実地指導及び虐待通報への対応や、精神科救急医療事業等を実施しています。

こころの健康相談センター

市民の皆さんのこころの健康の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための専門機関です。（精神保健福祉法上の精神保健福祉センターです。）

こころの電話相談、講演会やリーフレットを利用した普及啓発事業、精神保健福祉関係機関への専門的支援、人材育成、精神科病院入院中の患者の人権を守るために入院の適否を判断する精神医療審査会の運営、自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定等を実施しています。

さらに、自殺対策、依存症関連及び措置入院者退院後支援の各種事業を行っています。

■横浜市障害者プラン（障害施策推進課）

本プランは、「障害者基本法」に基づく「障害者計画」、「障害者総合支援法」に基づく「障害福祉計画」及び「児童福祉法」に基づく「障害児福祉計画」を一体的に策定したもので、本市における障害福祉施策の中長期的な計画として定めています。

第3期プラン（計画期間：平成27～令和2年度）から、障害のある人が日常生活を送る上での視点に立った構成としています。第4期プラン（計画期間：令和3～令和8年度）では、「障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きることができるまちヨコハマを目指す」を基本目標とし、幅広い施策・事業を推進しています。

高齢者福祉

■高齢者の生きがい・社会参加 (高齢健康福祉課・介護保険課)

敬老特別乗車証の交付

高齢者が、気軽に外出し、地域社会との交流を深めることができるよう、70歳以上の希望者に市のバスや市営地下鉄などが利用できる「敬老特別乗車証」を交付しています（所得等に応じた利用者負担あり。）令和6年度は、令和7年10月からの敬老バス制度にかかる新たな取組として、地域の身近な公共交通として一部の地域で運行しているワゴン型バスなどへの敬老バスの適用や、令和7年4月1日以降に、75歳以上で運転免許証を自主

返納した方への3年間無料交付等を開始するため、条例改正を実施しました。

老人クラブへの助成

市内に1,266ある老人クラブ（令和7年4月1日現在の会員数は77,974人）の健全な育成と発展を図るために、活動費を助成しています。老人クラブでは、仲間づくりを通じて、高齢者の生きがいを高め、健康の増進、社会参加促進を図るために、各種スポーツ活動、文化・学習活動、奉仕活動、友愛活動などに取り組んでいます。

高齢者のための優待施設利用促進事業（濱ともカード）

高齢者に敬意を払う社会を醸成するとともに、高齢者が楽しく元気に過ごせるよう、文化施設や飲食店などの協賛施設・店舗を優待利用できる「濱ともカード」を65歳以上の市民の皆さんにお配りしています。

敬老月間事業

毎年9月を敬老月間とし、「老人の日」「敬老の日」を中心に、敬老祝品の贈呈などを行っています。

全国健康福祉祭（ねんりんピック）への参加

人生の年輪を重ね、豊かな知識と経験を積んだ、はつらつとした高齢者を中心には毎年開催されるスポーツ・文化・福祉などの総合イベントです。

令和6年度は鳥取県で開催され、横浜市から60歳以上の高齢者158人が参加しています。令和7年度は岐阜県、令和8年度は埼玉県で開催されます。

老人福祉センターの運営

地域の高齢者が健康で明るい生活が営めるよう、趣味、教養、健康づくりの各種教室の実施や健康相談、生活相談を行っており、1区内に1館あります。

そのほかに、地域の高齢者の利用施設として、市内2か所に老人憩いの家があります。

高齢者保養研修施設ふれーゆの運営

高齢者の社会参加や世代間交流の促進を目的とした保養、健康づくりなどの機能を持つ施設で、資源循環局鶴見工場の余熱を利用しています。高齢者に限らず、どなたでも利用できます。施設には、プール、人工温泉大浴場、大広間、展示温室、多目的室などがあります。

よこはまシニアボランティアポイント

高齢者の健康増進、介護予防や社会参加、地域貢献を通じた生きがいづくりを促進するため、介護施設等での生活介助の支援や行事の手伝いなどの活動に参加することで寄附や換金が可能なポイントが貯まる制度を実施しています。令和6年度末で、活動者数8,097人、受入施設・団体数741か所となりました。

■介護予防・生活支援（地域包括ケア推進課）

介護予防普及啓発事業

高齢者をはじめ広く市民の皆さんに対して、講演会やイベントなどを通して、介護予防の必要性と知識の普及を図っています。

地域介護予防活動支援事業

高齢者の自主的な健康づくり・介護予防活動を支援するため、関係団体との連絡会やボランティア育成のための研修会などを行っています。

元気づくりステーション事業

地域で自主的に介護予防に取り組む高齢者のグループ活動を支援します。※上記3事業については、表12参照

生活支援体制整備事業

平成28年4月から「生活支援コーディネーター」を、区域は各区社会福祉協議会に、日常生活圏域には、地域ケアプラザ等に配置し、「高齢者一人ひとりができる大切にしながら暮らし続けるために多様な主体が連携・協力する地域づくり」を目指し、必要な活動・サービスの創出・持続・発展のための具体的な取組を進めています。

■自立支援（高齢在宅支援課、高齢施設課）

訪問指導

ひとり暮らしや、生活習慣病・認知症などで療養中の方及びその家族を対象に、保健師、訪問看護師、栄養士、歯科衛生士が訪問して、日々の生活へのアドバイスを行っています。

生活支援ショートステイ

要介護又は要支援に認定されていない、おおむね65歳以上の方で、介護者の不在や日常生活に支障があり、ひとり暮らしや困難な方や、虐待等在宅生活を継続すると本人の生命または身体に危険が生じるおそれがある方等を対象に、養護老人ホームへの短期入所サービスを提供し、日常生活に対する支援を行っています。

■要援護高齢者支援（高齢在宅支援課、高齢施設課、介護事業指導課）

日常生活用具給付・貸与

寝たきり又は認知症の状態にある要介護の方やひとり暮らしの高齢者の方などを対象に、紙おむつの給付、あんしん電話の貸与を行っています（紙おむつは市民税非課税世帯のみ対象。）。

高齢者見守り・安否確認機器補助事業

65歳以上でひとり暮らしの高齢者の方が、民間事業者が提供する見守り・安否確認機器を利用した際にかかる月額費用の一部を補助します。

訪問理美容サービス

おおむね65歳以上の要介護4又は5に認定された方などで、理容所又は美容所へ出向くことが困難な在宅の方を対象に、理容師又は美容師による訪問理美容サービスを提供しています。

在宅高齢者虐待防止事業

高齢者虐待の早期発見・対応のため、区役所と地域包括支援センターに相談窓口を設置しています。

また、介護保険事業所や病院等の関係機関との連絡会の開催や、虐待の未然防止のための市民向け啓発活動の実施等により、高齢者の尊厳ある生活を守るとともに、養護者への支援を行っています。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

居宅要介護者について、定期的な巡回・随時通報により「訪問」し、服薬管理・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話をを行うとともに、看護師等により療養上

の世話・診療の補助を行い、在宅生活の継続を支援します。

小規模多機能型居宅介護

居宅要介護者・居宅要支援者について、「通い」を中心として、様態や希望に応じて、隨時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話・支援、機能訓練を行い、在宅生活の継続を支援します。

看護小規模多機能型居宅介護

居宅要介護者について、小規模多機能型居宅介護に加え訪問看護（療養上の世話）を組み合わせたサービスを行い、在宅生活の継続を支援します。

認知症対応型共同生活介護

認知症の要介護者・要支援者について、家庭的な雰囲気の中、共同生活を送りながら、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話・支援、機能訓練を行います。利用者が役割をもって家事をするなどして、症状の進行緩和を目指します。

認知症高齢者等保健福祉相談事業

認知症の症状のある方やその家族などを対象に、専門医、保健師、ソーシャルワーカーによる保健福祉相談を実施しています。

認知症高齢者等緊急対応事業

在宅の認知症高齢者等が、症状の急激な悪化などにより、在宅での生活が困難となった場合、緊急相談及び本人の医療機関への緊急一時受入などを行い、本人の安全な生活の確保及び介護者の負担軽減を図っています。

認知症高齢者等SOSネットワーク等

健康福祉局、区役所、警察署、消防署、医療機関、地域関係団体などの関係機関で構成されるSOSネットワークにおいて、行方不明となった認知症高齢者等の早期発見を目的とした情報共有を行うとともに、行方不明になるおそれのある認知症高齢者等を対象に個人情報を守りながら早期に身元の特定ができる「見守りシール」を配付しています。また、警察に保護された身元の分からぬ認知症高齢者等を特別養護老人ホームなどで一時保護しています。

その他、認知症高齢者等への理解と地域での支え合い意識の向上を目的とした啓発・広報活動を行っています。

認知症疾患療センター

保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、行動・心理症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施しています。

認知症初期集中支援推進事業

認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を設置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を強化しています。

緊急ショートステイ事業

在宅の高齢者等が緊急にショートステイを必要とする場合に備えるため、予めベッドを確保し速やかに利用できる体制を整えています。

■老人福祉施設等の整備・運営（高齢施設課）

老人福祉施設の整備

特別養護老人ホーム等の建設に対する助成を行い施設

整備を推進しています。令和6年度には、表15の施設が新たに開所しました。令和7年度も引き続き整備を進めており、4施設の開所が予定されています。

老人福祉施設等の運営指導

市内には、表14のとおり特別養護老人ホームをはじめとする老人福祉施設及び介護老人保健施設等があり、施設の運営指導を行っています。

■介護保険事業

介護保険制度は、介護を社会全体で支えていく制度として、平成12年4月から40歳以上64歳までの医療保険に加入している方と65歳以上の方全員が加入し、市町村が保険者となって始まりました。

財源としては、給付と負担の関係が明確な社会保険方式となっています。

横浜市は、保険者として、被保険者の資格管理、保険料の徴収、要介護認定及び保険給付などを行うとともに介護保険法に基づき居宅・地域密着型サービス事業者等の指定・更新、事業者等への指導・監査を行います。また、3年毎に横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画を策定し、それに基づいて、サービスの基盤整備を進めています。

被保険者数（令和6年度末）

1 第1号被保険者（65歳以上の者）

約94万人

2 第2号被保険者

（40歳以上64歳までの医療保険加入者）

約135万人

要介護（要支援）認定

介護（予防）サービスを利用するためには、区役所に申請し、要介護（要支援）認定を受ける必要があります。区役所では、申請に基づき認定調査を行うとともに、主治医意見書の提出を受け、保健・医療・福祉分野の専門家からなる介護認定審査会の合議体（審査部会）の審査判定に基づいて、認定を行います。認定は、介護の必要度から7段階に区分されます（要支援1・2、要介護1～5）。

第1号被保険者は、原因を問わず認定を経て介護（予防）サービスが受けられますが、第2号被保険者は初老期認知症や脳血管疾患など加齢に起因する16種類の特定疾病に該当した場合に限り、認定を経て介護（予防）サービスが受けられます。

要介護認定の状況（令和7年3月31日現在）

1 要介護認定者数

195,890人

2 要介護度別内訳

（人）

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
24,299	32,975	31,515	41,316	26,597	24,042	15,146

■介護予防・日常生活支援総合事業

平成27年度の介護保険法改正に伴い、全国一律の基準で実施する予防給付（訪問介護・通所介護）は、市町村で取り組む地域支援事業の「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下「総合事業」という。）に移行しました。

表8 要支援・要介護認定者数等の見込み

(単位：人)

種 別	2024(令和6)年度見込み	2025(令和7)年度見込み	2026(令和8)年度見込み
第1号被保険者数(65歳以上)	943,400	949,900	956,500
要支援・要介護認定者数	193,300	198,200	202,800
介護保険サービス利用者数	在宅サービス	117,200	121,100
	居住系サービス	19,400	20,000
	施設サービス	26,400	27,200
(注)「第9期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画(令和6年度～8年度)」による。			

在宅サービスには、地域支援事業への移行分も含む。

表9 主な介護保険サービスの実施状況

サ ー ビ ス の 種 類		6 年度実績	6 年度見込量	単位
在宅サービス	訪問介護	8,284,490	8,399,700	回／年
	訪問看護	3,396,023	3,258,800	回／年
	通所介護	54,361	47,900	人／年
	短期入所生活介護	2,575,831	2,716,900	回／年
	特定施設入居者生活介護	717,740	799,400	日／年
		1,368	1,500	人／年
地域密着型 サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	137,827	150,000	人／年
	小規模多機能型居宅介護	15,554	17,700	人／年
	認知症対応型共同生活介護	10,691	11,100	人／年
		30,623	32,200	人／年
施設サービス	介護老人福祉施設	2,070	2,500	人／年
	介護老人保健施設	70,340	70,800	人／年
	介護医療院	198	200	人／年

(注)「第9期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(令和6年度～令和8年度)」による。

「介護」は要介護者への介護給付のサービス量を、「予防」は要支援者への予防給付のサービス量を示している。

表10 サービス・活動事業

サ ー ビ ス の 種 類	6 年度実績	6 年度見込量	単位
訪問介護相当サービス等	126,345	143,300	人／年
通所介護相当サービス	204,456	196,500	人／年

表11 介護保険外サービスの実施状況

事 業 等 の 種 類		6 年度実績	6 年度見込み・目標量
日常生活用具	給付(紙おむつ)	延べ月数	60,092
	貸与(あんしん電話)	台	838
食事サービス※		食	129,846
訪問理美容サービス	回	4,444	4,001
中途障害者地域活動センター	人	41,479	50,000
生活支援ショートステイ	日	912	690
老人福祉センター	か所	18	18
養護老人ホーム	か所	6	6
	人	498	498
軽費老人ホーム	か所	5	5
	人	250	250
ケアハウス	人	395	395

(注)「第9期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画(令和6年度～令和8年度)」による。

(※) 食事サービスは令和6年度末で終了。

表12 地域づくり型介護予防事業の実施状況

事業等の種類	6 年度実績	6 年度目標量
介護予防普及啓発事業	教室・講演会・イベント実施回数	593
地域介護予防活動支援事業	通いの場等への参加率	10.9%
元気づくりステーション事業	参加者実人数	11.9% (令和8年度目標量) 7,447

(注)「第9期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画(令和6年度～令和8年度)」等による。

表13 介護保険施設等の整備状況

施設の種類		6年度実績	6年度目標量
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	年度末定員数	18,150	18,179
介護老人保健施設	年度末定員数	9,571	9,571
介護医療院	年度末定員数	183	233
認知症高齢者グループホーム	年度末定員数	6,213	6,258
特定施設（有料老人ホーム等）	年度末定員数	16,483	16,664

(注)「第9期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画（令和6年度～令和8年度）」による。

表14 老人福祉施設等の施設内容及び施設開所数（令和7年4月1日現在）

施設種別	内 容	施設数	定員
老人福祉施設	寝たきりまたは認知症のために常に介護を必要とする人（原則、要介護3から5）で、在宅での介護を受けることが難しい人のための入所施設です。 入所希望者の多い施設で、重点的に整備を進めています。	172	18,150
	介護を常には必要としない原則として65歳以上の高齢者で、環境上の理由及び経済的事情によって在宅での生活が困難な人のための入所施設です。	6	498
	原則として60歳以上の高齢者（どちらかが60歳以上の夫婦）で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があり、家族の援助を受けるのが困難な人のための入所施設です。	5	250
	要介護者等を介護している家庭で、家族が疾病などのために介護することが困難になった場合や、ひとり暮らしで介護を受けることが出来ない場合、一定期間高齢者を介護する専用施設です。	6	395
	入院治療の必要はないが、リハビリや介護を必要とする要介護1～5に認定されている人が対象です。日常生活動作のリハビリなどを行なながら、在宅生活復帰を目指す施設です。	14	397
介護老人保健施設	慢性期の医療・介護ニーズを併せ持つ高齢者を対象に、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設です。	87	9,571
介護医療院	南区永田山王台898-2	5	183

※平成15年10月以降、特別養護老人ホームの入所申込みは、「特別養護老人ホーム入所申込受付センター」で郵送により受け付けられています。

表15 令和6年度特別養護老人ホームの整備

施設名称	施設所在地	開所時期
特別養護老人ホーム けいあいの郷山王台	南区永田山王台898-2	令和6年4月

保険給付及びサービス・活動事業

1 サービスの種類

要介護の方は介護給付のサービス、要支援の方は予防給付のサービスが利用できます。また、要支援の方及び事業対象者の方はサービス事業が利用できます。

介護給付のサービス	居宅サービス	①訪問介護、②訪問入浴介護、③訪問看護、④訪問リハビリテーション、⑤居宅療養管理指導、⑥通所介護、⑦通所リハビリテーション、⑧短期入所生活介護、⑨短期入所療養介護、⑩特定施設入居者生活介護、⑪福祉用具貸与、⑫特定福祉用具販売、⑬住宅改修
	地域密着型サービス	①定期巡回・随時対応型訪問介護看護、②夜間対応型訪問介護、③地域密着型通所介護、④認知症対応型通所介護、⑤小規模多機能型居宅介護、⑥認知症対応型共同生活介護、⑦地域密着型特定施設入居者生活介護、⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、⑨看護小規模多機能型居宅介護
	施設サービス	①介護老人福祉施設（原則として要介護3～5の方に限ります。）、②介護老人保健施設、③介護医療院
予防給付のサービス	介護予防サービス	①介護予防訪問入浴介護、②介護予防訪問看護、③介護予防訪問リハビリテーション、④介護予防居宅療養管理指導、⑤介護予防通所リハビリテーション、⑥介護予防短期入所生活介護、⑦介護予防短期入所療養介護、⑧介護予防特定施設入居者生活介護、⑨介護予防福祉用具貸与、⑩特定介護予防福祉用具販売、⑪介護予防住宅改修
	地域密着型介護予防サービス	①介護予防認知症対応型通所介護、②介護予防小規模多機能型居宅介護、③介護予防認知症対応型共同生活介護（要支援2の方に限ります。）
サービス・活動事業のサービス		①横浜市訪問介護相当サービス、②横浜市訪問型生活援助サービス、③横浜市訪問型支援、④横浜市訪問型短期予防サービス、⑤横浜市通所介護相当サービス、⑥横浜市通所型支援、⑦横浜市配食支援、⑧横浜市見守り支援

※サービス事業の「横浜市訪問型支援」「横浜市通所型支援」「横浜市配食支援」「横浜市見守り支援」は、要支援・事業対象者のときから継続して利用する要介護の方も利用することができます。

2 介護サービスの利用限度

介護保険の居宅サービスには、要介護度に応じた支給限度額が設定されています。

表16 介護サービスの利用限度

要介護度等		1か月当たりの居宅サービス等の利用限度額
事業対象者		5,032 単位（約 5 万円～約 6 万円）
要支援	要支援 1	5,032 単位（約 5 万円～約 6 万円）
	要支援 2	10,531 単位（約 11 万円～約 12 万円）
要介護	要介護 1	16,765 単位（約 17 万円～約 19 万円）
	要介護 2	19,705 単位（約 20 万円～約 22 万円）
	要介護 3	27,048 単位（約 27 万円～約 30 万円）
	要介護 4	30,938 単位（約 31 万円～約 34 万円）
	要介護 5	36,217 単位（約 36 万円～約 40 万円）

※利用限度額については、単位数に地域区分単価（10 円～11.12 円）を乗じて算出した目安額です。

単価はサービス種類によって異なります。

横浜市では「要介護状態の予防と自立に向けた支援」「多様で柔軟な生活支援のある地域づくり」を基本的考え方として、平成 28 年 1 月から総合事業を実施しています。

■サービス・活動事業

サービス・活動事業は、予防給付の旧介護予防訪問介護等から移行したサービス等で構成されています。サービス・活動事業の対象者は、要支援 1・2 の方に加えて、「基本チェックリスト」を実施し「事業対象者」と判断された方です。

居宅サービス計画及び介護予防サービス・支援計画の作成

在宅サービスを利用する場合、本人の心身の状態や希望等に応じた適切なサービスが受けられるよう、要介護認定者には居宅介護支援事業者が居宅サービス計画を、要支援認定者及び事業対象者には地域包括支援センター等が介護予防サービス・支援計画を作成します。

費用は全額が介護保険から支払われますので利用者の自己負担はありません。

利用者負担

1 サービスを利用した場合の自己負担

1 割（一定以上の所得者は 2 割または 3 割）の負担と食費・部屋代などがかかります。

1～3 割の負担（福祉用具の購入費、住宅改修費を除く。）が高額になる場合は、申請により一定の上限額（月額）を超えた分が高額介護サービス費等として払い戻されます（表 17 参照）。

このほか、各医療保険と介護保険の自己負担の 1 年間の合計額が一定の基準額を超えた場合に、申請により一定額を超えた分が支給される高額医療・高額介護合算制度を実施しています。

また、市民税非課税世帯であること等の一定の要件に該当する方については、施設入所及び短期入所利用時の食費・部屋代の軽減制度なども実施

しています（表 18 参照）。

2 その他の利用者負担軽減

(1) 横浜市介護サービス自己負担助成（本市独自制度）

要介護（要支援）認定を受けており、収入要件等が一定の基準に該当する場合、在宅サービスやグループホームを利用する際の利用者負担、グループホームの家賃・食費・光熱水費及び特別養護老人ホーム等のユニット型個室の居住費について、利用者負担の一部を助成します。

（助成対象要件及び助成内容の概要は表 19 を、助成対象サービスについては表 20 を参照）

(2) 社会福祉法人による利用者負担軽減

本市に軽減することを届け出た社会福祉法人が行う介護サービス等の利用者負担を軽減します。

ア 対象者の要件

介護サービス自己負担助成制度（在宅サービス助成）と同じ（一部異なる場合があります）又は、生活保護の方。

イ 助成内容

原則として利用者負担のうち 1 割負担の 25% 又は 50%、食費、居住費の 25% 又は 50% をそれぞれ軽減。生活保護の方は、個室居住費を 100% 軽減。

ウ 対象となるサービス

表 20 参照

(3) ユニット型特別養護老人ホーム施設居住費助成

ユニット型特別養護老人ホームに入居している方のうち、収入に対して利用料の負担割合が高くなることが見込まれる方に対して、居住費の一部を助成します。

ア 対象者の要件（すべての要件を満たす必要があります）

- ・横浜市の介護保険料段階第 5 段階から第 7 段階相当の方
- ・負担限度額認定を受けていない方（課税層に対する特例減額措置も含む）
- ・資産合計額が 500 万円以下の方（配偶者がいる場合は夫婦の資産合計が 1,500 万円以下）

※介護保険第2号被保険者の場合は資産合計額が1,000万円以下の方
(配偶者がいる場合は夫婦の資産合計が2,000万円以下)
・助成対象者及び配偶者が200m²以下の居住用の土地又は居住用の家屋以外の不動産を所有

していないこと
イ 助成内容
ウ 対象となるサービス
市内のユニット型特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

表17 高額介護サービス費

所得区分	上限額（月額）※1
現役並み所得者Ⅲ（課税所得が690万円以上に相当する方がいる世帯の方）	140,100円（世帯）
現役並み所得者Ⅱ（課税所得が380万円以上690万円未満に相当する方がいる世帯の方）	93,000円（世帯）
現役並み所得者Ⅰ（課税所得が380万円未満に相当する方がいる世帯の方）	44,400円（世帯）
世帯の全員が市民税を課税されていない方	24,600円（世帯）
・老齢福祉年金を受給している方	24,600円（世帯）
・前年の「公的年金等収入額」と「その他の合計所得金額※2」の合計が年間80万9千円以下の方	15,000円（個人）
生活保護等を受給されている方※3	15,000円（個人）

※1 「世帯」の上限額は、住民基本台帳の世帯で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」の上限額は、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

※2 その他の合計所得金額
…税法上の合計所得金額から、給与収入にかかる控除額等の見直しによる影響を考慮し、さらに土地や建物の売却にかかる短期・長期譲渡所得の特別控除額と公的年金等にかかる雑所得を差し引いた金額をいいます。なお、マイナスの場合は0円として計算します。

※3 上限額を15,000円に減額したことにより生活保護の被保護者とならない方は世帯で15,000円になります。

表18 食費・部屋代の負担限度額（日額）

段階	対象者	負担限度額（日額）			
		部屋代		食費	
		施設入所	短期入所		
第1段階	・生活保護等を受給されている方 ・市民税非課税世帯※1で老齢福祉年金を受給されていて本人の預貯金等※2の合計額が1,000万円（配偶者がいる場合は、夫婦の合計額が2,000万円）以下の方	多床室	0円	300円	300円
		従来型個室	(特養等) 380円 (老健・医療院等) 550円		
		ユニット型個室の多床室	550円		
		ユニット型個室	880円		
第2段階	市民税非課税世帯で、「公的年金等収入額と非課税年金収入額とその他の合計所得金額※3」の合計が年間80万9千円以下で、本人の預貯金等の合計額が650万円（配偶者がいる場合は、夫婦の合計額が1,650万円）以下の方	多床室	430円	390円	600円
		従来型個室	(特養等) 480円 (老健・医療院等) 550円		
		ユニット型個室の多床室	550円		
		ユニット型個室	880円		
第3段階①	市民税非課税世帯で、「公的年金等収入額と非課税年金収入額とその他の合計所得金額」の合計が年間80万9千円超の120万円以下で、本人の預貯金等の合計額が550万円（配偶者がいる場合は、夫婦の合計額が1,550万円）以下の方	多床室	430円	650円	1,000円
		従来型個室	(特養等) 880円 (老健・医療院等) 1,370円		
		ユニット型個室の多床室	1,370円		
		ユニット型個室	1,370円		
第3段階②	市民税非課税世帯で、「公的年金等収入額と非課税年金収入額とその他の合計所得金額」の合計が年間120万円超で、本人の預貯金等の合計額が500万円（配偶者がいる場合は、夫婦の合計額が1,500万円）以下の方	多床室	430円	1,360円	1,300円
		従来型個室	(特養等) 880円 (老健・医療院等) 1,370円		
		ユニット型個室の多床室	1,370円		
		ユニット型個室	1,370円		
第4段階	上記以外の方	・第4段階の方には負担限度額が設けられていません。 ・食費・部屋代は施設との契約によって決まります。			

※1 世帯…本人が属する住民基本台帳上の世帯（配偶者が別世帯にいる場合、その配偶者を含みます。）

※2 預貯金等…第2号被保険者は段階に関わらず1,000万円（配偶者がいる場合は2,000万円）以下

※3 その他の合計所得金額
…合計所得金額（税法上の合計所得金額から、公的年金等控除額等の見直しによる影響を考慮し、さらに土地や建物の売却に係る短期・長期譲渡所得の特別控除額を差し引いた金額（マイナスの場合は、0円として計算します。））から公的年金等に係る雑所得（公的年金等収入額から公的年金等控除額を差し引いた金額）を差し引いた金額（マイナスの場合は、0円として計算します。）

表19 横浜市介護サービス自己負担助成の助成対象要件及び助成内容の概要

助成種別	助成対象要件			助成内容
	収入基準	資産基準	その他の要件	
在宅サービス助成	生活保護受給者を除く介護保険料第1段階の方または、年間収入見込額の合計が150万円 ^{※1} 以下の方	金融資産が350万円 ^{※1} 以下であり、あわせて、居住用不動産（土地（200m ² 以下）及び家屋）以外の不動産を所有していないこと	市民税非課税世帯	
グループホーム助成			3か月以上横浜市に居住していること 税法上の被扶養者でないこと	利用者負担を5%に軽減及び定額助成
施設居住費助成	年間収入見込額の合計が50万円 ^{※1} 以下の方		介護保険負担限度額認定（第1・第2段階）を受けていること	ユニット型個室の居住費を月額5,000円程度助成（日額：165円）

※1 世帯人数により基準額は異なる。

表20 横浜市介護サービス自己負担助成と社会福祉法人軽減の助成対象サービス

サービス名	助成対象	横浜市介護サービス自己負担助成			社会福祉法人軽減
		在宅サービス助成	グループホーム助成	施設居住費助成	
訪問介護		○			○
(介護予防) 訪問入浴介護		○			
(介護予防) 訪問看護		○			
(介護予防) 訪問リハビリテーション		○			
通所介護 ※1		○			○
(介護予防) 通所リハビリテーション		○			
(介護予防) 短期入所生活介護 ※2		○		○	○
(介護予防) 短期入所療養介護 ※2		○		○	
(介護予防) 福祉用具貸与		○			
夜間対応型訪問介護		○			○
特定施設入居者生活介護（短期利用）※1		○			
(介護予防) 認知症対応型通所介護		○			○
小規模多機能型居宅介護		○			○※3
介護予防小規模多機能型居宅介護		○			○※3
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		○			○※3
看護小規模多機能型居宅介護		○			○※3
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護（短期利用）		○			
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 ※4			○		
訪問型サービス		○※5			○※6
通所型サービス		○※5			○※7
施設	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ※2			○	○※3
	介護老人福祉施設 ※2			○	○※3
	介護老人保健施設 ※2			○	
	介護医療院 ※2			○	

※1 地域密着型を含みます。

※2 施設居住費助成では、ユニット型個室の居住費を一部助成します。

※3 利用者負担段階が第2段階の方は、高額介護サービス費を適用するため、1割負担は軽減の対象外となります。

※4 グループホーム助成では、1割負担のほかに、居住費等についても、利用者負担の一部が助成対象になります。

※5 指定事業者によるものかつ、利用者負担が定率のものに限ります。

※6 旧介護予防訪問介護に相当する事業のうち、自己負担割合が保険給付と同様のものに限ります。

※7 旧介護予防通所介護に相当する事業のうち、自己負担割合が保険給付と同様のものに限ります。

保険料

1 第1号被保険者の保険料

第1号被保険者の保険料は、個人ごとに、前年中の所得等に応じた段階別の定額保険料となっています（表21参照）。

また、災害や失業、所得が低い等の理由で保険料を納めることができないときは、介護保険料が減免される場合があります（表22及び表23参照）。

なお、老齢・退職年金、障害年金、遺族年金が年額18万円以上の方は特別徴収（年金から天引き）となり、それ以外の方は、普通徴収（口座振替や納

付書）により直接保険料を納めます。

2 第2号被保険者（40歳から64歳まで）の保険料

各医療保険者が、加入する第2号被保険者の数等に応じて、社会保険診療報酬支払基金に納付しなければならない額に基づき、算出しています。

介護分保険料は、加入している医療保険として括して徴収され社会保険診療報酬支払基金を通じ、全国の市町村へ定率（27%（令和6年度～8年度））で交付されます。

表21 介護保険第1号被保険者保険料（令和7年度）

介護保険料は、本人及び住民票上の世帯（※1）の課税状況や所得状況に基づいた段階別の保険料となっていて、個人ごとに算定されます。

保険料段階	対象となる方		基準額×割合=年間保険料額
第1段階	・生活保護または中国残留邦人等支援給付受給者 ・市民税非課税世帯かつ老齢福祉年金受給者		79,440円×0.20=15,880円（※5） 軽減前【79,440円×0.37=29,390円】
第2段階	本人が 市民税 非課税	同じ世帯に い全員 市民 課税	本人の「公的年金等収入額（※2）」と「その他の合計所得金額（※3）」の合計が年間80万9千円以下の方 79,440円×0.20=15,880円（※5） 軽減前【79,440円×0.37=29,390円】
第3段階			本人の「公的年金等収入額」と「その他の合計所得金額」の合計が年間120万円以下の方で、かつ第2段階に属さない方 79,440円×0.34=27,000円（※6） 軽減前【79,440円×0.54=42,890円】
第4段階			上記以外の方 79,440円×0.585=46,470円（※7） 軽減前【79,440円×0.59=46,860円】
第5段階		同じ世帯に 市民 税 課 税 者 が い る 方	本人の「公的年金等収入額」と「その他の合計所得金額」の合計が年間80万9千円以下の方 79,440円×0.90=71,490円
第6段階 (基準額)			上記以外の方 79,440円×1.00=79,440円
第7段階	本人が 市民 税 課 税		本人の保険料算定用所得金額（※4）が120万円未満の方 79,440円×1.07=85,000円
第8段階			本人の保険料算定用所得金額が120万円以上160万円未満の方 79,440円×1.10=87,380円
第9段階			本人の保険料算定用所得金額が160万円以上210万円未満の方 79,440円×1.27=100,880円
第10段階			本人の保険料算定用所得金額が210万円以上250万円未満の方 79,440円×1.30=103,270円
第11段階			本人の保険料算定用所得金額が250万円以上320万円未満の方 79,440円×1.55=123,130円
第12段階			本人の保険料算定用所得金額が320万円以上420万円未満の方 79,440円×1.75=139,020円
第13段階			本人の保険料算定用所得金額が420万円以上520万円未満の方 79,440円×1.95=154,900円
第14段階			本人の保険料算定用所得金額が520万円以上620万円未満の方 79,440円×2.15=170,790円
第15段階			本人の保険料算定用所得金額が620万円以上720万円未満の方 79,440円×2.35=186,680円
第16段階			本人の保険料算定用所得金額が720万円以上1,000万円未満の方 79,440円×2.50=198,600円
第17段階			本人の保険料算定用所得金額が1,000万円以上2,000万円未満の方 79,440円×3.00=238,320円
第18段階			本人の保険料算定用所得金額が2,000万円以上3,000万円未満の方 79,440円×3.25=258,180円
第19段階			本人の保険料算定用所得金額が3,000万円以上の方 79,440円×3.50=278,040円

（※1）世帯とは、原則として4月1日現在での住民票上の世帯をいいます。ただし、4月2日以降に市外から転入された場合や年度途中で65歳（第1号被保険者）になられた場合、その年度はそれぞれ、転入日、誕生日の前日の世帯を基準とします。

（※2）公的年金等収入額とは、税法上課税対象の収入となる公的年金等（国民年金、厚生年金など）の収入額をいい、非課税となる年金（障害年金・遺族年金など）は含まれません。

（※3）その他の合計所得金額とは、税法上の合計所得金額（前年の収入金額から必要経費等に相当する額を差し引いた金額で、税法上の各種所得控除や上場株式等の譲渡損失に係る繰越控除などは行う前の金額）から、給与収入に係る控除額等の見直しによる影響を考慮し、さらに土地や建物の売却に係る短期・長期譲渡所得の特別控除額と公的年金等に係る雑所得（公的年金等収入額から公的年金等控除額を差し引いた金額）を差し引いた金額をいいます。なお、マイナスの場合は、0円として計算します。

（※4）保険料算定用所得金額とは、税法上の合計所得金額（前年の収入金額から必要経費等に相当する額を差し引いた金額で、税法上の各種所得控除や上場株式等の譲渡損失に係る繰越控除などは行う前の金額）から、さらに土地や建物の売却に係る短期・長期譲渡所得の特別控除額を差し引いた金額をいいます。なお、マイナスの場合は、0円として計算します。

（※5）消費税による公費を投入し、第1～2段階の年間保険料額を29,390円から15,880円に軽減します。

（※6）消費税による公費を投入し、第3段階の年間保険料額を42,890円から27,000円に軽減します。

（※7）消費税による公費を投入し、第4段階の年間保険料額を46,860円から46,470円に軽減します。

表22 保険料減免の要件

事情の種類	対象となる方	減免内容
災害	風水害、火災、震災等により家屋等の資産が20%以上被害を受けた方	被害の程度により、4か月分または6か月分を免除します。
所得減少	失職または事業の失敗等により所得が著しく減少した方	当該年中の見込所得金額等をもとに減額します。
低所得	保険料段階第3段階から第7段階までの方で、一定の「収入基準※1」及び「資産基準※2」の両方を満たす方（生活保護又は中国残留邦人等支援給付を受けている方は除く）	第2段階（公費による軽減措置後）相当額に減額します。

表23 低所得者減免の収入基準・資産基準

収入基準 ※1	世帯全員の年間収入見込額が、	
	単身世帯	150万円以下
	2人以上の世帯	150万円に、当該被保険者を除く世帯員1人につき50万円を加えた額以下
資産基準 ※2	以下の要件を全て満たしていること	
	(ア) 世帯全員の現金、預貯金、有価証券等の資産の合計額が、	
	単身世帯	350万円以下
	2人以上の世帯	350万円に、当該被保険者を除く世帯員1人につき100万円を加えた額以下
(イ) 居住用不動産（土地（200m ² 以下）及び家屋）以外の不動産を所有していないこと		

■よこはまポジティブエイジング計画 (第9期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画) (高齢健康福祉課)

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、老人福祉法及び介護保険法に基づき、高齢者に関する各種の保健福祉事業や介護保険制度の円滑な実施に関する総合的な計画として定めたものです。また、「認知症施策推進計画」は、共生社会の実現を推進するための認知症基本法において市町村が策定するよう努めることとされた計画です。

第9期計画（計画期間：令和6～8年度）では、「ポジティブ エイジング」を基本目標とし、歳を重ねることをポジティブに捉え、高齢者の皆様がいつまでも自分らしい暮らしができる地域をつくりたい、という思いの下、限られた社会資源の中で効率的・効果的な高齢者施策を実施し、老後に対する「不安」を「安心」に変えていきます。

市民の皆さんの健康づくり

■健康づくりの推進（健康推進課）

生涯を通じた健康づくりを目指して、正しい知識の普及や日常生活で実践できる健康づくり事業、健康になれる環境づくりを実施しています。

「第3期健康横浜21」の策定

横浜市民の最も大きな健康課題の一つである生活習慣病の予防を中心とした総合的な健康づくりの指針として、「市町村健康増進計画」を軸に関連する「歯科口腔保健推進計画」及び「食育推進計画」の3つを一体的にした「第3期健康横浜21」を令和6年3月に策定しました。

乳幼児期から高齢期まで継続した生活習慣の改善、生活習慣病の発症予防や重症化予防、健康に望ましい行動を取りやすくする環境づくりに、市民、関係機関・団体、行政が共に取り組むことにより、誰もが健やかな生活を送ることができる都市を目指します。

よこはま健康アクションの推進

「第3期健康横浜21」を推進するため、計画期間前半で重点的に推進する取組を「よこはま健康アクション[R6-R11]」と位置付け、行政が中心となり、様々な関係機関・団体等と共に取り組んでいます。

・職場を通じた健康づくり

健康経営の普及を通じ、従業員の健康を重視した取組を行う事業所を増やし、その取組を支援し、働く世代の健康づくりを推進しています。

・女性の健康づくり応援

女性特有の健康課題を踏まえ、セミナーの開催など健康づくりを支える取組を行っています。

・青年期からの意識啓発

大学や専門学校等との連携による健康な歯と口を維持するための取組や喫煙防止の教育に関する取組など、健康に関心が向きにくい若い世代に対して意識啓発に取り組んでいます。

・健康を守る暮らしの備え

屋内で生じる不慮の事故として、高齢者の冬場の溺水が多いため、入浴時の急な温度変化が血圧等の体に与える影響（ヒートショック）による事故の予防方法を周知します。

・食環境づくり

健康への関心の有無にかかわらず、誰もが栄養バランスのよい食事を自然に選択できるよう、食品関連事業者や関係機関とともに、商品開発や選択できる環境づくりに取り組んでいます。

・糖尿病等の重症化予防

糖尿病等の治療継続や重症化予防のための生活習慣改善が必要な方を対象に、個別支援を中心としたアプローチを行っています。

・健康格差を広げない取組

経済面等を含め様々な状況にある方へ、健康診査や医療機関受診の勧奨、健康相談を行っています。

よこはまウォーキングポイント事業

市民の皆さんのが、気軽に楽しみながら継続して健康づくりに取り組んでいただけるよう、専用のアプリをダウンロードしたスマートフォン又は専用の歩数計を持ち歩くと、歩数に応じて抽選に参加できる事業を実施しています。

受動喫煙防止対策

事業所等への助言・指導等、健康増進法に定められた事務を適切に執行するとともに、法の趣旨や内容について周知啓発を行い、受動喫煙防止に取り組んでいます。

保健活動推進員

保健活動推進員は、市長から委嘱を受け、各区福祉保健センターや地域の団体等と連携して、市民の皆さんの生涯にわたる健康づくり活動を推進しています。福祉保健センターの事業に協力するとともに、ウォーキングイベントや体操教室の開催など、健康づくり活動に取り組んでいます。

食生活等改善推進員

地域での健康づくり、食育の普及を中心としたボランティア活動を行う食生活等改善推進員を養成する講座の開催や、推進員が実施する地区活動への支援、協力を行っています。

■生活習慣病対策（健康推進課）

がん、心臓病、脳卒中等の生活習慣病は働き盛りの中高年層に多発しています。これらの疾病は、死亡順位の上位を占めています。

生活習慣病の予防は、定期的に健診を受け、早期発見・早期治療を行うとともに、食生活や運動などに気をつけ、病気にならないようにふだんからの健康づくりを心がける、いわゆる一次予防が大切です。このため、健康増進法による生活習慣病予防をはじめ、中高年期からの総合的な保健対策として、次の事業を実施しています。

健康診査

後期高齢者医療制度被保険者の方及び40歳以上の生活保護受給者等に対して、健康診査を実施医療機関で実施しています。また、制度の周知・啓発を推進しています。

肝炎ウイルス検査

過去に検査を受けていない方に対して、受診者負担額無料のB・C型肝炎ウイルス検査を実施医療機関で実施しています。

歯周病検診

生涯にわたり健康で快適な生活が送れるよう歯周病検診を20、30、40、50、60、70歳の方に実施医療機関で実施しています。また、チラシを活用した市民啓発等を行っています。

■原爆被爆者への援助（健康推進課）

被爆者援護法に規定する被爆者に対して、日常生活における健康維持等のための援護費の支給を行うとともに、はり・きゅう・マッサージの療養に要した費用の一部を助成し健康の保持・増進を図っています。

また、被爆者の実子が受けた医療のうち、被爆が原因であると認められた疾病については、その医療費の実費負担相当分を助成しています。

■横浜市スポーツ医科学センター（健康推進課）

所在地 港北区小机町3302-5（日産スタジアム内）
TEL 045-477-5050、FAX 045-477-5052

スポーツ医科学に基づいた、市民の皆さんの健康づくりの促進と競技力の向上およびスポーツ活動の振興を図り、多くの人々が安全で効果的にスポーツを実践できるよう様々なサービスを提供し、健康で豊かな生活をサポートします。

医学的検査・運動負荷試験・体力測定の結果に基づいた各種アドバイスを行うスポーツプログラムサービスや、スポーツ障害・生活習慣病などで運動療法等が必要な市民の皆さんに対する外来診療やリハビリテーションを実施しています。

また、体操や水泳などのスポーツ教室の実施、アリー

ナや研修室などの施設貸出も行っています。

■横浜市総合保健医療センター（健康推進課）

所在地 港北区鳥山町1735
TEL 045-475-0001、FAX 045-475-0002

要援護者の在宅生活を保健・医療面から専門的、総合的に支援することを目的として、各種の介護サービスを提供する介護老人保健施設及び介護医療院の運営をはじめ、診療所での認知症鑑別診断、精神障害者の社会復帰を支援する精神科デイケア、生活訓練、就労訓練、就労支援等を行っています。

また、地域医療の向上を図るための、医療検査機器の共同利用等を実施しています。

■公害健康被害者への支援（健康推進課）

「公害健康被害の補償等に関する法律」と「横浜市公害健康被害者保護規則」に基づき、大気汚染による公害健康被害者への補償給付及び市民の皆さんを対象とした普及啓発事業等を実施しています。

公益財団法人川崎・横浜公害保健センター

所在地 川崎市川崎区日進町23
TEL 044-211-0311、FAX 044-211-0312

横浜市と川崎市が共同設置したもので、公害健康被害者の医学的検査などを実施しています。

■骨髄移植等普及推進事業（健康推進課）

白血病、再生不良性貧血等の血液難病患者への有効な治療法である骨髄移植の理解を広め、骨髄バンクへのドナー登録を働きかけることにより、骨髄移植の普及推進を図っています。

また、ドナーの負担を軽減するため、骨髄等の提供による入院・通院などの日数に応じて、ドナーへ助成金を交付しています。

■献血の推進（健康推進課）

医療に必要な血液を献血により確保し、市民の皆さんに献血に関する理解と協力を求めるために普及啓発を行いながら、集団献血等を促進しています。

その他事業

■横浜市福祉調整委員会（相談調整課）

横浜市の福祉保健サービスを利用する市民の皆さんからの苦情相談を受け、中立・公正な第三者機関として、所管課や事業者等に対して調査・調整を行い、サービスの質の向上を推進する活動を行っています。また、必要に応じて、市長に対し、制度改善等の提言を行います。

■社会福祉法人の設立認可、社会福祉法人・施設の指導監査等（監査課）

高齢者、障害者等を対象とする社会福祉事業の実施を目的に、横浜市内に主たる事業所を置き設立する社会福祉法人の設立認可を行います。横浜市の所管する社会福祉法人は264法人あり、そのうち健康福祉局所管法人は163法人です。（令和7年4月1日現在）

また、社会福祉法人・施設等に対して指導監査等を実施し、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図っています。

■災害見舞金・弔慰金（福祉保健課）

災害により被害を受けた市民の皆さん的生活を支援するなどの目的で、見舞金及び弔慰金の支給等を行っています。

1 横浜市災害見舞金

火災等の災害により住家に被害を受けた人や重傷を負った人、自然災害により事業を営むために常時使用している建物に被害を受けた人に見舞金を支給

2 横浜市災害弔慰金※

火災等の災害により死亡した人の遺族に弔慰金を支給

一定規模以上の大災害時には、「災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、弔慰金の支給等を行います。

1 災害弔慰金

地震等の災害により死亡した人の遺族に弔慰金を支給

2 災害障害見舞金の支給

精神又は身体に著しい障害を受けた人に見舞金を支給

3 災害援護資金の貸付け

災害により被害を受けた人に資金を貸付け

※条例に基づき支給された場合は、重複しての支給は行われません。

また、「被災者生活再建支援法」に基づく、被災者生活再建支援金の申請受付を行います。

■横浜市社会福祉センター（地域支援課）

所在地 中区桜木町1-1

TEL 045-201-2060

市民の皆さんの福祉活動を支援するため、会議室、ホール等の貸出し、ボランティアセンターの運営を行っています。

■戦没者遺族等の援護（援護対策担当）

横浜市の戦没者は21,000余人で、毎年11月1日に戦没者追悼式を実施しています。各区で、遺族等に対する弔慰金等の進達事務を行っています。

■中国残留邦人等の帰国者の援護（援護対策担当）

横浜市内に居住している中国残留邦人等のうち、一定の条件を満たす方に対し、生活・住宅・医療・介護等の支援給付等を支給しています。

また中国残留邦人等の地域社会における定着自立を促進するため、日本語教室や各種交流事業等を実施しています。

■原爆被爆者援護（援護対策担当）

市内に居住している被爆者援護のため、被爆者団体への補助を行っています。

■寿地区対策（援護対策担当）

寿福祉プラザ

横浜市生活自立支援施設はまかぜ、健康福祉局直営部 分である寿地区対策担当（寿福祉プラザ相談室）、中区 所管事業（就労支援事業）、ホームレス就業支援相談室 等の機能を一体化することで寿地区・ホームレス対策を 総合的に行います。

なお、寿地区対策担当（寿福祉プラザ相談室）では地 域住民の生活各般の相談に応じるほか、地域内関係機関 等との協働による地域支援事業や社会調査の実施、広報 啓発事業を行っています。

横浜市寿町健康福祉交流センター

寿地区的保健医療の充実を図るとともに、寿地区的住 民をはじめとする市民の健康づくりや介護予防の取組、 自立した生活の支援、生活環境の向上を推進し、社会参 加を促進して、市民相互の交流を深めることで福祉の向 上に資するために設置された施設で、診療所、公衆浴場、 健康コーディネート室等を運営しています。

横浜市寿生活館

2階は町内会館となっているほか、3~4階は会議室 や娯楽室、洗濯室、シャワー室、炊事場等、地域住民の 利用施設として開放しています。

■困窮者等支援（援護対策担当）

ホームレス等自立支援事業

一定の住居を持たない生活困窮者に対し、横浜市生活 自立支援施設はまかぜで、原則3月以内、最大延長6月 以内の間、一時的な宿泊場所を提供するとともに、生活 支援や公共職業安定所の職業相談員による職業相談等の 就労支援等を行い、その自立を支援しています。

また、市内のホームレスの状況を把握し、その自立に 向けた支援を行うため、全市域を巡回し、相談支援を行って います。

■墓地・納骨堂、斎場の管理運営 (環境施設課)

墓地・納骨堂

市営5墓地及び2納骨堂の管理運営を行っています。

令和7年度は、日野こもれび納骨堂、久保山墓地、三 ツ沢墓地、日野公園墓地の使用者募集を行います。

久保山墓地

所在地 西区元久保町3-24

TEL・FAX 045-242-3201

三ツ沢墓地

所在地 神奈川区三ツ沢上町 20 – 6
TEL・FAX 045 – 321 – 5430

日野公園墓地

所在地 港南区日野中央 1 – 13 – 1
TEL・FAX 045 – 842 – 0771

メモリアルグリーン

所在地 戸塚区戸塚町 1367 – 1
TEL 045 – 858 – 3375 FAX 045 – 851 – 1444

根岸外国人墓地

所在地 中区仲尾台 7 – 1
TEL 045 – 622 – 6008

久保山靈堂

所在地 西区元久保町 1 – 1
TEL・FAX 045 – 231 – 7343

日野こもれび納骨堂

所在地 港南区日野中央 1 – 13 – 2
TEL 045 – 835 – 3684 FAX 045 – 835 – 3685

市民アンケート調査や、将来人口推計により、令和4年以降の20年間で、公民合わせて約11万区画の墓地整備が必要であると推計しており、増加が見込まれる墓地需要に対応するため、次の墓地整備計画を進めています。

1 舞岡しぜん墓園（旧（仮称）舞岡墓園）

- ・芝生型納骨施設 6,000 区画
- ・合葬式樹木型納骨施設 1,500 体
- ・合葬式樹林型納骨施設 1,500 体
- ・合葬式慰靈碑型納骨施設 17,000 体

（令和8年度末しゅん工予定）

2 深谷通信所跡地における公園型墓園

- ・芝生型納骨施設 約 15,000 区画
- ・合葬式納骨施設 約 30,000 体

斎場

市営斎場としては、横浜市久保山斎場、横浜市南部斎場、横浜市北部斎場及び横浜市戸塚斎場の4斎場があります。

横浜市久保山斎場

所在地 西区元久保町 3 – 1
TEL 045 – 231 – 3060 FAX 045 – 231 – 5027

横浜市南部斎場

所在地 金沢区みず木町 1
TEL 045 – 785 – 9411 FAX 045 – 785 – 9445

横浜市北部斎場

所在地 緑区長津田町 5125 – 1
TEL 045 – 921 – 5700 FAX 045 – 921 – 5775

横浜市戸塚斎場

所在地 戸塚区鳥が丘 10 – 5
TEL 045 – 864 – 7001 FAX 045 – 881 – 0894

将来にわたる火葬の安定供給を図るため、鶴見区において、市内で5か所目となる市営斎場の整備を進めています。

令和7年度は、斎場本体工事を進めます。

1 整備場所

鶴見区大黒町 18 番地の 18

2 整備火葬炉数

16 炉（予備炉 1 炉を含む）

3 しゅん工年度（予定）

令和8年度

■墓地等の設置紛争の調整（相談調整課）

墓地等の設置に際し、当該周辺住民と事業者との間で、設置に係る問題解決が困難な場合に、申出に基づき行政による紛争の調整や第三者機関による調停を行います。

医療局

医療局病院経営本部

安全・安心に暮らすことのできる最適な保健・医療提供を目指して

医療局・医療局病院経営本部では、よこはま保健医療プラン及び横浜市立病院中期経営プランに基づき、市民の皆様が将来にわたり安全・安心に暮らすことができ、必要な方に良質な医療が届くよう、最適な保健医療の提供に向けて取り組んでいます。

今後は、医療と介護の複合的なニーズを有する85歳以上の高齢者の急速な増加や、生産年齢人口の減少により、少子・高齢化の影響がより深刻になる2040年を見据えて、市民目線・スピード感・全体最適の視点と人権意識を持ちつつ、施策を推進していきます。

- 【施策1】未来につながるがん対策【重点】
- 【施策2】2040年に向けた医療提供体制の構築【重点】
- 【施策3】医療体制の充実・強化
- 【施策4】保健医療施策の推進
- 【施策5】脱炭素の取組
- 【施策6】能登半島地震を踏まえた災害対応力の強化
- 【施策7】市立病院における取組と経営

地域医療体制の確保と救急・災害時医療体制の充実

■ 2040年に向けた医療提供体制の構築 (地域医療課、医療政策課)

病床機能の確保

高度急性期・急性期を担う病床は将来も充足が見込まれる一方で、回復期・慢性期は現状の病床数と比べて、需要増加が見込まれるため、病床機能の転換や増床などの対策を進めています。

地域における医療連携の推進

限られた医療資源をより効果的・効率的に活用しながら患者の状態に応じた最適な医療等のサービスを提供できるよう、ICTを活用した地域医療連携ネットワークや、遠隔医療体制(遠隔ICU)の構築等、情報通信技術の活用を推進しています。

医療に関する総合的な市民啓発

医療をより身近に感じ、自分自身のこととして捉えてもらえるよう、局内横断的に多様な媒体や手法を活用した広報を展開しています。

■在宅医療の推進と医療・介護連携 (地域医療課)

横浜市医師会と協働し、在宅医療を担う医師への支援や、医療・介護従事者等に対する相談支援を実施する「在宅医療連携拠点」を全区で運営するほか、病院から在宅

療養に円滑に移行するための啓発や多職種による研修など、在宅医療と介護の連携を推進しています。

また、自らが望む人生の最終段階での医療・ケアについての意思決定を支援する「人生会議(アドバンス・ケア・プランニング)」の啓発に取り組んでいます。

さらに、人工呼吸器などの電源が必要な医療的ケア児・者等を対象とした災害時個別避難計画の策定に向けて、検討会を開催するなど準備を進めています。

■地域中核病院への支援(地域医療課)

必要とする医療サービスをいつでも適切に受けられるよう、救急医療や高度・専門医療等の機能を備えた地域の中核となる病院を方面別に整備しています。地域の医療機関との密接な連携のもと、市内の医療水準の向上を図ります。

・恩賜財団済生会横浜市南部病院

所在地：港南区港南台3-2-10

TEL045-832-1111(代)、FAX045-832-8335

開院：昭和58年6月 病床数：500床

・聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院

所在地：旭区矢指町1197-1

TEL045-366-1111(代)、FAX045-366-1172

開院：昭和62年5月 病床数：518床

・独立行政法人労働者健康安全機構横浜労災病院

所在地：港北区小机町3211

TEL045-474-8111(代)、FAX045-474-8323

開院：平成3年6月 病床数：650床

- ・昭和医科大学横浜市北部病院
所在地：都筑区茅ヶ崎中央 35-1
TEL045-949-7000（代）、FAX045-949-7117
開院：平成 13 年 4 月 病床数：689 床
- ・恩賜財団済生会横浜市東部病院
所在地：鶴見区下末吉 3-6-1
TEL045-576-3000（代）、FAX045-576-3525
開院：平成 19 年 3 月 病床数：562 床
- ・独立行政法人国立病院機構横浜医療センター
所在地：戸塚区原宿 3-60-2
TEL045-851-2621（代）、FAX045-851-3902
開院：平成 22 年 4 月 病床数：490 床

■看護人材確保対策の推進（地域医療課）

急速な高齢化の進展や医療の高度化により、保健医療業務に携わる看護人材の養成・確保とその質の向上が必要になっています。

そのため、横浜市医師会及び横浜市病院協会の看護専門学校の運営支援及び潜在看護師の復職支援を継続するとともに、人材確保に不安を抱える市内の病院（特に病床数 200 床未満の病院）を対象とした採用・定着支援などに取り組みます。

■産科医療対策（地域医療課）

産婦人科医療の充実や産婦人科医師の負担軽減を図ることを目的とした産科拠点病院を 3 か所指定しています。

また、分娩を取り扱っている医療機関の維持に対する支援などに取り組んでいます。

その他、子育て等により当直ができない医師の代替として医師を確保した医療機関に対し補助を行うなど勤務環境改善支援にも取り組んでいます。

■がん検診（がん・疾病対策課）

がんは、本市における死因の第 1 位を占めており、これを早期に発見し治療に結びつけることは、がんによる死亡率を減少させるために最も重要な対策のひとつです。このため、各種がん検診を実施医療機関等で実施しています。

- 1 肺がん検診、大腸がん検診（40 歳以上対象、年一度に 1 回）
- 2 胃がん検診（内視鏡検査又はエックス線検査）（50 歳以上対象、2 年度に 1 回）
- 3 子宮頸がん検診
 - (1) 細胞診検査（20 歳以上 29 歳以下及び 61 歳以上の女性対象、2 年度に 1 回）
 - (2) HPV 検査（30 歳以上 60 歳以下の女性対象、原則 5 年に 1 回※年齢・検査結果による）
- 4 乳がん検診（40 歳以上の女性対象、2 年度に 1 回）
- 5 前立腺がん検診（PSA 検査）（50 歳以上の男性対象、年度に 1 回）

■総合的ながん対策（がん・疾病対策課）

「横浜市がん撲滅対策推進条例」の制定を受け、平成 26 年 7 月に「がん対策推進会議」及び「関係課長会議」を設置し、庁内体制を整え、各区局の関わる事業の実施状況について情報共有し、全庁的にがん対策に関わる取組を積極的に進めています。また、「よこはま保健医療プラン 2024」において、がんに関する部分は、条例に基づき策定しました。

市内のがん診療連携拠点病院等との連携、すい臓がん早期診断プロジェクトの推進、乳がん対策、小児・AYA 世代のがん対策、メタバースを活用した小児がん患者支援、がん患者及びその家族等への支援、がん治療と仕事の両立支援、緩和ケアの充実、がんに関する各種調査及びがん研究に対する支援、市民の皆さんへの広報等の取組を総合的に実施しています。

■救急医療事業（救急・災害医療課）

救急医療体制

救急患者がその症状の程度に応じて、適切な診療機能を持つ医療機関に受け入れられるよう、初期・二次・三次の救急医療体制の整備を進めています。

・初期救急医療機関

休日、夜間等医療機関の診療時間外に初期救急患者の受入先を確保するため、救急医療体制を整備するとともに、初期救急医療施設に対し運営に係る経費の補助を行っています。

- 1 夜間急病センター（中区桜木町：指定管理者：市医師会）
- 2 北部夜間急病センター（都筑区牛久保西：市医師会運営）
- 3 南西部夜間急病センター（泉区和泉中央北：市医師会運営）
- 4 休日急患診療所（18 か所：各区医師会運営）

・二次救急医療機関

24 時間 365 日内科・外科の救急患者を受け入れる二次救急拠点病院及び 24 時間 365 日小児救急患者を受け入れる小児救急拠点病院を整備し、運用しています。

また、これらの拠点病院に加え、中等症以下の救急患者を対象に、各病院の輪番制により、夜間及び休日の診療を行っています。

加えて、妊娠婦、胎児及び新生児の救急患者の受入れの円滑化を図るために、産婦人科診療所等と連携している周産期救急連携病院を整備しています。

さらに、特に緊急性を要する疾患（脳血管疾患、急性心疾患、外傷）について、円滑かつ適切な医療を提供できるよう、疾患別の救急医療体制を構築しています。体制参加病院のリアルタイムな応需情報を収集し、その情報を救急隊と共有することで迅速な救急搬送につなげています。

・三次救急医療機関

重篤な患者の救急医療を①横浜市立大学附属市民総合医療センター（南区）、②聖マリヤンナ医科大学横浜市西部病院（旭区）、③昭和医科大学藤が丘病院（青葉区）、④国立病院機構横浜医療センター（戸塚区）、⑤済生会横浜市東部病院（鶴見区）、⑥横浜市立みなと赤十字病院（中区）、⑦横浜市立市民病院（神奈川区）、⑧横浜労災病院（港北区）、⑨横浜南共済病院（金沢区）の市内

9か所の救命救急センターで、また、ハイリスクの妊娠婦、胎児及び新生児の一貫した管理を行う専門的な周産期医療を①横浜市立大学附属市民総合医療センター（南区）、②聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院（旭区）、③県立こども医療センター（南区）の市内3か所の周産期センターで行っています。

加えて、横浜市の外傷診療の拠点として、交通事故や多発外傷などの重症外傷患者の救急搬送を24時間体制で受け入れる重症外傷センターを、横浜市立大学附属市民総合医療センター（南区）と済生会横浜市東部病院（鶴見区）に併設して整備しています。

・その他の救急医療関係

(1) ドクターカー運用事業

高齢者を中心に救急需要が増加傾向にある中で、医師による早期の医療介入を図り、救急患者の重症化の防止・救命率の向上と、患者の症状に応じた最適な医療機関へとつなげていくため、市民病院併設の救急ワーカステーション等から出場するドクターカーを運用しています。

(2) 外国籍市民救急医療対策補助事業

市内在住の外国籍の方が、市内の救急医療機関に入院し治療を受けた際に生じた医療費の未収金について、当該医療機関に対して補助を行っています。

(3) 精神疾患を合併する身体救急医療体制事業

精神疾患を合併する身体救急患者のうち、診療や救急活動に支障を生じる程度の症状（特定症状）のある方については、精神科の体制の整った特定症状対応病院に搬送する体制を整えています。また、一般の救急医療機関に搬送した後に精神疾患の特定症状が発現した場合、特定症状対応病院がバックアップする体制も構築しています。

■災害時医療体制（救急・災害医療課）

総合調整・指揮機能の強化

市災害対策本部内に医療調整チームを設置し、各区災害対策本部医療調整班と連携して、災害時医療の総合調整と指揮機能を司ります。また、市医療調整チーム及び区医療調整班に災害医療アドバイザーとして医師を配置するとともに、市医療調整チームには新たに災害薬事アドバイザーとして薬剤師を配置することで総合調整機能の強化を図っています。さらに、非常用通信機器を整備して、災害時における情報通信体制の一層の充実強化を図るほか、医療関係団体等で構成する災害医療連絡会議を平時から設置し、災害時医療に関する意見交換や情報共有を行っています。

緊急性・重症度に応じた医療提供体制

傷病者の緊急性や重症度に応じた医療提供体制を構築し、主に重症者を受け入れる災害拠点病院のほか、中等症者を受け入れる災害時救急病院、軽症者を受け入れる診療所、地域防災拠点等に対する医療救護隊による巡回診療等、本市の医療資源の総力を結集した医療提供体制を構築しています。さらに、市外からの応援医療チームを適切に配置調整し、医療体制の充実と強化を図ります。

医薬品等の備蓄及び供給体制

医療救護隊が用いる医薬品等を市内の薬局で備蓄するほか、各区の休日急患診療所や区役所でも備蓄しています。さらに医薬品等が不足する場合には、市薬剤師会の協力を得て薬局から拠出していただくほか、市内医薬品卸業者との協定に基づき、医薬品等を調達します。他都市等からの医薬品救援物資は、横浜薬科大学との協定に基づき、物流拠点の一元化と適切な集積・管理、仕分けができる体制を構築しています。また、全ての地域防災拠点において、市民の皆様自らが使用できる応急手当用品を配備しています。

横浜救急医療チーム（YMAT）の運営

横浜市内で発生した自然災害や交通事故等の災害現場で、消防局との連携により迅速に出動し、救命のための的確な医療活動を実施する医師、看護師等により構成される横浜救急医療チーム（YMAT）全9隊を運用しています。

■歯科保健医療推進事業（地域医療課）

歯科医療体制の充実を図るため、横浜市歯科保健医療センターの運営に係る経費の補助を行っています。

横浜市歯科保健医療センターでは、夜間、休日昼間の歯科診療のほか、通常の歯科診療では対応困難な心身障害児・者の歯科診療、通院が困難な在宅療養者や入院患者、施設入所者等への訪問歯科診療を実施しています。

健康で安全・安心な生活の確保

■感染症・食中毒発生時対応（健康安全課）

感染症及び食中毒に対して健康危機管理係で一元的に対応し、迅速で統一的な対応を行っています。

感染症対応

感染症予防のため、市民の皆さんへの啓発や施設等関係者に対する研修を行うとともに、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」に基づき、患者発生時に、健康危機管理係と各区福祉保健センターが連携して積極的疫学調査や関係者の健康診断等を行い、感染症の感染拡大防止に努めています。

さらに、感染症の発生動向を把握し、予防対策を図るために、27の疾患等について、市内218か所の患者定点医療機関からの患者発生数の報告及び市内17か所の病原体定点からの検体提出に基づく検査結果をもとに、発生状況を集計・分析し、医療機関等に情報提供しています。

食中毒対応

食品衛生法に基づき、食中毒発生時に、迅速かつ的確な調査により、病因物質、原因食品、汚染経路などを究明し、事故の拡大や再発防止を図っています。

令和6年度市内食中毒発生状況

件数	44件
患者数	479人
死者数	0人

■結核対策（健康安全課）

結核は感染症法において二類感染症に位置づけられ、感染症対策の一環として対応を行っています。

各区福祉保健センターでは、患者発生時の調査、接触者の健康診断等を行い、感染拡大防止に努めるとともに、啓発活動や罹患率の高い対象群への健康診断の実施など早期発見のための対策を推進しています。

また、患者の治療完遂のために服薬支援をはじめとする患者支援を行っています。

令和5年

結核罹患率 8.0（人口10万人対）

結核患者数 301人

■エイズ対策（健康安全課）

エイズ・性感染症に関する正しい知識の普及や感染者・患者への理解の促進を重視し、各種イベントや各区福祉保健センターにおける予防啓発、市民ボランティア活動の支援等を実施しています。

各区福祉保健センターでは感染者・患者の早期発見のため、相談及び無料・匿名のHIV検査を実施しています。さらに受検者の利便性を図るため夜間及び土曜・日曜の即日検査を実施しています。なお、令和6年度は1,790件の検査を実施しました。

また、感染者・患者が安心して医療を受けられるよう、エイズ治療拠点病院と連携して、受け入れ体制の整備を進めています。

■予防接種（健康安全課）

感染症の発生及び蔓延を予防し、公衆衛生の向上及び増進を図るために、次の定期予防接種を行っています。

予防接種の種類

ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、ロタウイルス、五種混合（ジフテリア、百日咳、破傷風、ポリオ、ヒブ）、四種混合（ジフテリア、百日咳、破傷風、ポリオ）、BCG、麻しん風しん混合、水痘、日本脳炎、二種混合（ジフテリア、破傷風）、子宮頸がん予防、新型コロナウイルス（高齢者等）、インフルエンザ（高齢者等）、成人用肺炎球菌（高齢者等）、風しん5期（成人男性）、帯状疱疹（高齢者等）

実施場所：予防接種協力医療機関

令和4年度から積極的勧奨を再開している子宮頸がん予防ワクチンについては、令和6年度が救済措置実施の最終年度となることから、対象者全員にハガキを送付し個別勧奨を行うとともに、新たに定められた令和7年度中も公費での接種が認められる国の経過措置について、希望者が接種の機会を逃がさぬよう、未接種者約11万人に通知を送付しました。

また、令和6年度から定期接種となった新型コロナワクチンについては、令和6年10月から定期接種を実施するとともに、令和7年度から新たに定期接種に位置づけられた帯状疱疹ワクチンについては、対象者約21万人に個別通知を送付し、接種費用の半額程度を助

成したうえで、令和7年7月から定期接種を開始しています。

■新興感染症対策（健康安全課）

平時から市民に対して感染対策等の啓発に取り組むとともに、感染症予防計画に基づいて、感染症対策の人材育成や訓練を実施しました。

また、新興感染症発生時に必要な医療資器材の備蓄を行っています。さらに、新型インフルエンザの発生に備え、医療従事者等が予防内服するための抗インフルエンザウイルス薬を横浜市薬剤師会との協定に基づき、市内薬局等で循環備蓄しています。

今後も横浜市医師会や医療機関、横浜市薬剤師会等との情報共有や対策を検討する「新型インフルエンザ等対策医療関係者連絡会」を運営し、保健・医療体制等に関する連携強化を図っていきます。

■保健統計（健康安全課、医療安全課）

厚生労働省委託統計調査として、人口動態調査をはじめ保健統計調査（地域保健・健康増進事業報告、衛生行政報告例、病院報告）、国民生活基礎調査、医療施設調査などを実施しています。

■食品衛生（食品衛生課）

市内で流通・製造・販売される食品の安全確保を目的として、食品中の残留農薬、食品添加物や細菌等に関する検査、アレルゲン表示等の食品表示の点検、飲食店等に対する監視指導等を行っています。

令和6年度は、特に生や加熱不十分な食肉による食中毒予防対策や、社会福祉関連施設におけるノロウイルス及びウエルシュ菌による食中毒予防対策、アニサキスを始めとした魚介類による危害発生防止対策として、食品等取扱施設への監視指導を強化し、啓発を実施しました。
食品衛生営業許可、監視指導など

各区の福祉保健センター等では、食の安全・安心を確保するため営業施設に対する許認可、監視指導及び食品等の抜取検査を行い、施設の衛生確保や違反・不良食品の排除に努めています。

- 1 飲食店等、食品衛生法関係32業種の許認可
- 2 野菜果物販売店等、食品衛生法に基づく営業届出業種の届出受理
- 3 施設、設備や食品の取扱いについての監視、指導
- 4 食品等の抜取検査

保健所食品専門監視班では、市内の大規模な食品製造施設、大量調理施設などを対象に監視指導、抜取検査、自主衛生管理の支援などを実施するとともに、市内量販店からの抜取検査やインターネットで流通する食品の買取検査、市内の大型イベントでの監視指導等も行っています。大規模食中毒や食品の重大な違反が発生した際には、区福祉保健センターと連携し緊急対応を行っています。令和6年度は、横浜マラソン2024が開催され、大会前・期間中の食品衛生対策を実施しました。

食品表示については、適正表示を推進するため、市内を流通する食品の抜き取り検査や、食品取扱施設の監視、食品等事業者に対して食品表示に関する知識の普及啓発を行っています。令和6年度は、消費者が栄養成分表示を活用できるよう、動画を作成し、啓発を行いました。

H A C C P (ハサップ) (Hazard Analysis and Critical Control Point : 食品等事業者自らが、食品の製造・出荷までの全工程の中で、食中毒菌汚染等の危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理する衛生管理の手法) に沿った衛生管理が義務付けられたことを受け、食品等事業者に H A C C P に沿った衛生管理の継続に向けた支援を行いました。引き続き食品関係団体と協力しながら、H A C C P に沿った衛生管理の導入及び継続を情報面・技術面で支援し、食の安全を確保します。

表1 食品衛生営業許可、監視指導などの状況 令和6年度

食品 営 業 関 係 施 設 数	51,484 施設
許 可 等 申 請 件 数	8,519 件
監 視 指 導 件 数	24,334 件
検 察 検 体 数	3,601 件
違 反 数 (率)	12 件 (0.3%)
行 政 処 分 件 数	44 件

リスクコミュニケーションの推進

消費者、食品等事業者と行政が食に関する意見交換を行うリスクコミュニケーションの一環として「食の安全を考えるシンポジウム」を開催しています。令和6年は、食の安全を考えるシンポジウム「実はよく知らない？冷凍食品の世界」を開催しました。

食品衛生の普及

食品関係者や消費者等を対象に普及・広報事業を実施しています。

- 1 食品衛生責任者や消費者等を対象とした衛生講習会の開催
- 2 食の安全に関するホームページ「食の安全ヨコハマ WEB」による情報提供
- 3 8月1日の「市民食品衛生の日」を中心とした「食中毒0」を目指す食中毒予防キャンペーンの実施

食品に関する相談

「利用した店が不衛生だった」「購入した食品に異物が混入していた」など、令和6年度は市民の皆さんから738件の相談を受け、施設の改善指導や原因究明などを実行いました。

食肉衛生検査所

所在地 鶴見区大黒町3-53

TEL 045-511-5812、FAX 045-521-6031

安全で衛生的な食肉を供給し、食肉から起こる事故・危害を未然に防ぐために、主に次の業務を行っています。

- 1 と畜場法に基づいて、食肉動物（牛、馬、豚、めん羊、山羊）を1頭ごとに検査し、食用に適さない食肉の流通を防止しています（令和6年度は、168,426頭）。また、と畜場施設及びと畜場内を衛生的に保つために、監視指導の実施や HACCP の支援を行っています。
- 2 牛海綿状脳症（BSE）について、全ての牛の特定部位（異常プリオンたんぱく質が貯まる部位）が

確実に除去されていることを確認し、さらに起立不能等の行動異常又は神経症状を呈する牛については、スクリーニング検査も実施します。

- 3 食品衛生法に基づいて、食肉市場内の食肉（枝肉、カット肉）の衛生検査を行うとともに、食肉市場での取扱いが衛生的に行われるよう、監視指導を実施しています。
- 4 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づいて、市内全域にわたる食鳥処理場等の許可調査、監視指導、HACCP の支援、疾病の確認・状況報告の受理業務を実施し、安全で衛生的な食鳥肉の確保に努めています。

中央卸売市場本場食品衛生検査所

所在地 神奈川区山内町1

TEL 045-441-1153、FAX 045-441-8009

食品衛生検査所では、市場に入荷する食品について、食中毒細菌、ノロウイルス、放射性物質、食品添加物、残留農薬、抗菌性物質、貝毒等、食品衛生法に基づく試験検査を実施し、不良食品の排除に努めています。

また、市場内及び場外関連業者に対し、施設・設備の衛生管理や食品の衛生的な取扱いに関する監視指導を行っています。

令和6年度は1,859件（福祉保健センター等の抜き取り検体を含む）の食品について微生物・理化学等の検査を実施するとともに、2,600件の監視指導を実施しました。

なお、南部市場物流エリアにおいては、引き続き食品の流通拠点として活用されているため、本場食品衛生検査所から出張して監視・抜き取り検査を実施しています。

■環境衛生（生活衛生課）

環境衛生営業関係業務

次の営業施設に対する許認可及び監視指導等を行い、安心して利用できるよう、施設の衛生確保に努めています。

- 1 旅館（ホテル、旅館等）
- 2 興行場（映画館、コンサートホール等）
- 3 公衆浴場（一般公衆浴場、サウナ等）
- 4 理容所、美容所、クリーニング所等
- 5 墓地、納骨堂、火葬場
- 6 プール、海水浴場
- 7 温泉
- 8 化製場等

表2 環境衛生営業施設、監視及び相談件数 令和6年度

種 類	施 設 数	監 視 件 数	相 談 受 付 件 数
計	11,866	2,329	4,937
旅 館	401	229	764
興 行 場	98	55	146
公 衆 浴 場	293	246	431
理 容 所	1,547	362	229
美 容 所	5,014	742	1,372
クリーニング所等	1,358	418	321
墓 地 等	2,727	14	1,289
プ ー ル 等	145	118	138
温 泉	60	78	79
化 製 場 等	223	67	168

施設数は令和7年4月1日現在

住宅宿泊事業法関係業務

民泊の適正な運営等について定めた「住宅宿泊事業法」に基づき、住宅宿泊事業の届出受付事務、関係局と連携した指導監督業務を行っています。

市内で事業を実施している届出住宅の件数は234件です（令和7年4月1日現在）。

生活環境衛生指導

安全で衛生的な生活環境を守るために、次の事業を行っています。

- 1 ねずみ・ハチ・ダニなどの防除相談、講習会の開催
- 2 室内空気（シックハウス等）の相談対応、講習会の開催
- 3 水害による浸水家屋への衛生対策指導
- 4 公害苦情に対する初期対応、調査

受水槽等の水の安全

ビル・マンションの受水槽に対して、安全で衛生的な飲料水を確保するために、次のことを行っています。

- 1 維持管理の指導
- 2 計画・設計段階の事前指導

ビルの衛生対策

興行場、百貨店、事務所などの大規模な建築物の衛生的な環境を確保するために、次のことを行っています。

- 1 建築物の計画・設計段階の事前指導
- 2 建築物の衛生管理の指導
- 3 建築物の空気環境の検査
- 4 建築物清掃業などの事業者の登録、適正業務指導

また、社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の指導を行っています。

家庭用品の衛生対策

衣料品、洗浄剤、家庭用エアゾル製品等の家庭用品について、有害な化学物質による健康被害を予防するため、次のことを行っています。

- 1 家庭用品取扱店舗の指導
- 2 家庭用品の試験検査

災害時の生活用水確保

災害時に生活用水を確保するため、次のことを行っています。

- 1 災害応急用井戸の指定
構造検査、水質検査の結果、洗浄水などの生活用水として利用可能な井戸を指定
指定件数 1,795件（令和7年4月1日現在）
- 2 災害応急用井戸の簡易水質検査の実施

■動物愛護管理（動物愛護センター）

動物愛護センターは、「人と動物が共に快適に暮らせる環境づくり」を推進する拠点です。動物愛護や適正飼育の普及啓発事業を行っています。

また、動物関係団体や市民ボランティア等との協働により、収容動物の譲渡を更に進めるとともに、市民の皆さんの自主的活動を支援する交流の場としても運営しています。

所在地 神奈川区菅田町75-4
TEL 045-471-2111、FAX 045-471-2133

狂犬病予防業務

飼い犬の登録・狂犬病予防注射を促進するため、次の業務を行っています。

1 登録済の犬の飼い主に狂犬病予防注射の案内状を送付するほか、広報よこはま、福祉保健センターからのお知らせ等で市民の皆さんに広く呼びかけ、飼い主の義務の周知徹底を図っています。

2 本市からの委託を受けた動物病院や、例年4月に市内各所に設けた出張会場において、犬の狂犬病予防注射を行っています。

動物の愛護と適正飼育普及啓発事業

動物の飼い主に向けて正しい飼い方やしつけ、災害への備え、終生飼育の啓発を行うとともに、小・中学生をはじめとした市民の皆さんに向けて動物愛護のイベントを実施しています。

また、飼い主のいない猫の繁殖を防止し、地域の環境を保全するため、猫の不妊去勢手術や地域猫活動を推進する取組を行っています。

犬・猫の引取り・保護収容

飼えなくなった犬・猫及び飼い主が判明しない犬・猫、負傷動物の保護収容を行っています。

犬・猫の返還・譲渡

迷子等で保護収容した犬・猫は飼い主への返還を進め、返還できない犬・猫及び飼い主から引き取った犬・猫は、個人や動物愛護団体等に可能な限り譲渡しています。

動物取扱業の登録・施設監視

動物の販売、保管、貸出し等を業として行う場合は、「動物の愛護及び管理に関する法律」により登録が義務付けられており、その登録事務を行うほか、責任者の研修を行っています。

特定動物の飼育許可及び指導

ワニ、サル、ライオン等、人に危害を加えるおそれの高い動物を飼育するための許可事務を行っています。また、定期的な監視により、危害防止を図っています。

施設の貸出し・見学

センター内の視聴覚室兼研修室、飼育体験実習室等の市民利用施設としての貸出や、施設見学の受入を行っています。

■医療安全支援センター（医療安全課）

医療安全の推進のため、次のことを行っています。

- 1 患者・市民の皆さんから、医療に関する相談に対応するため「医療安全相談窓口」を運営し、患者と医療機関との信頼関係の構築を支援しています。
- 2 医療安全に関しての市内医療従事者向け・市民向け講演会の開催及びリーフレットの配布等を通じて、普及・啓発を行っています。
- 3 市民、医療関係団体及び有識者による医療安全推進協議会を開催し、医療安全支援センターの運営等への助言を得ています。
- 4 医療安全に関する情報の収集及び医療安全メールマガジン等を通じて情報の提供を行っています。

■医療機関の許認可、指導（医療安全課）

医療機関（病院、診療所、助産所）や医療法人の許認可等を行っています。

また、医療機関における医療安全の推進を支援するため、立入検査等を通じて指導及び啓発等を行っています。

■薬事施設の許認可、指導（医療安全課）

各区福祉保健センターで行っている薬局、医薬品販売業及び毒物劇物販売業等の許認可や、これら施設への監視指導を支援・統括しています。

また、薬物乱用による青少年等の健康被害を未然に防止するため、ポスター掲示・リーフレット配布及びホームページを活用した普及啓発を行うとともに、関係団体と連携して薬物乱用防止キャンペーンを実施しています。

■衛生研究所

所在地：金沢区富岡東 2-7-1

TEL : 045-370-8460 FAX:045-370-8462

衛生研究所は、保健所と緊密な連携のもとに、市民の皆さんの健康・安全・安心に関する試験検査や調査研究等を通して健康危機管理の一翼を担っています。

1 試験検査

- 感染症や食中毒あるいは有害化学物質による健康危機の原因究明に関する検査
- 保健所がサンプリングした食品等の理化学的検査や微生物学的検査
- 感染症法に基づき急性呼吸器感染症、麻疹等の流行状況を把握するために医療機関から送られてくる検体の病原体検査
- 市民の皆さんからの食品等の相談に基づく原因究明に関する検査、衛生害虫の同定

2 精度管理

検査部門から独立した信頼性確保部門を設置し、食品衛生法に基づく食品検査及び感染症法に基づく病原体検査において、標準作業書に従い検査が実施されているかを定期的に点検・評価して検査の品質を保証します。

3 調査研究及び研修指導

試験検査から派生する検査技術上の課題、感染症、食品衛生対策などに関する行政課題及び国からの要請に基づく課題解決のための調査研究に取り組んでいます。

また、保健所や地域保健関係機関等の職員に対して研修指導を行っています。

4 公衆衛生情報等の収集・解析・提供

感染症法に基づく地方感染症情報センターとして、医療機関、市民、保健所、区福祉保健センター等に感染症の発生・流行情報を提供しています。また、保健所や各区が行う疫学的調査分析のサポートを行

っています。

なお、「衛生研究所ウェブサイト」により、感染症や食品衛生・生活衛生などの情報を提供しています。
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryofukushi/kenko-iryo/eiken/>

市立病院の経営

市立病院は、それぞれの病院の特徴を生かし、将来にわたって安定した経営基盤のもとで、引き続き、救急医療、感染症医療、災害時医療やアレルギー疾患医療等の政策的医療の充実や、入院前から在宅復帰に向けた患者支援体制の充実など地域医療全体への貢献に、中心的な役割を果たしていきます。

■市民病院

所在地：神奈川区三ツ沢西町1番1号

TEL045-316-4580（代）、FAX045-316-6580

市民病院は、昭和35年10月に4科、24床で開院し、以降医療機能の充実を図り、現在は34科、650床（うち感染症病床26床）で運営しています。平成29年から2度目の再整備を行い、令和2年5月に新病院が開院しています。

令和6年度の1日平均患者数は、入院患者576人、外来患者1,353人でした。

がん医療では、地域がん診療連携拠点病院及びがんゲノム医療連携病院として、da Vinci手術（ロボット支援下による手術）、先進的な薬物や高精度放射線治療装置による治療、がん遺伝子パネル検査など、高度な治療や検査に対応しているほか、がん相談支援センターを中心に様々な職種でがん患者さんの悩みや不安に対する支援を積極的に行ってています。

心血管疾患では、令和5年10月から経カテーテル的大動脈弁置換術（※）を開始し、心臓弁膜症患者の治療の選択肢が広がりました。

周産期医療では、母子医療センターにおいて県内でも有数の分娩を取り扱っています。特に無痛分娩は、産婦人科医、助産師、麻酔科医、看護師等の連携を進めながら、令和3年度からトライアル開始後、年々件数を増やしています。今後も利用者のニーズを踏まえた安心で安全な無痛分娩を行っていきます。

医療機関にとって、厳しい経営環境がありますが、横浜市のリーディングホスピタルとして、地域の方々にとっての「安心とつながりの拠点」として、良質な医療サービスの提供に努めます。

※通称 TAVI、血管を通路に見立て、人工弁を搭載したカテーテルを心臓まで運び、大動脈弁の交換を行う手術です。

■脳卒中・神経脊椎センター

所在地：磯子区滝頭1-2-1

TEL045-753-2500（代）、FAX045-753-2859

脳卒中・神経脊椎センターは、平成 11 年 8 月に脳血管医療センターとして開院、平成 24 年度から診療領域の拡充・拡大を図り、平成 27 年 1 月に病院名称を「脳卒中・神経脊椎センター」へ変更しました。現在は 8 科、300 床で運営しています。

令和 6 年度の 1 日平均患者数は、入院患者 252 人、外来患者 166 人でした。

脳血管疾患を中心に「断らない救急」を徹底し、救急車搬送患者受入件数は前年度の 2,090 件から 2,234 件に増加しました。

また、脊椎や膝関節等の運動器の疾患に対しても高度な治療を実施することで市民の健康寿命延伸に貢献し、整形外科における手術件数（入院・外来合計）は前年度の 628 件から 670 件に増加しました。

なお、併設の介護老人保健施設（入所定員 80 人、通所定員 33 人）は、平成 19 年から指定管理者の社会医療法人ジャパンメディカルアライアンスが管理運営を行っており、令和 6 年度の 1 日平均利用者数は入所者 73 人、通所者 28 人でした。

令和 7 年度も、市民の健康寿命延伸に向けた取組を進めるとともに、さらなる経営改善によって自立的かつ持続可能な経営基盤の確立を図ります。

■みなど赤十字病院

所在地：中区新山下 3-12-1
TEL045-628-6100（代）、FAX045-628-6101

みなど赤十字病院は、公設民営の市立病院として、指定管理者である日本赤十字社の運営のもと、平成 17 年 4 月に 23 科、584 床で開院しました。

平成 19 年 5 月には精神科病床が開床し、現在は 36 科、624 床で運営しています。

令和 6 年度の 1 日平均患者数は、入院患者 517 人、外来患者 1,163 人でした。

救急医療では、前年度に引き続き全国トップクラスの救急車搬送による受入患者数を維持しています。

アレルギー疾患医療では、アレルギー専門小児科医師等による保育士や幼稚園教諭等を対象とした食物アレルギーに関する研修会を引き続き積極的に実施しています。

また、指定管理者独自の取組としては、開院 20 周年を迎えるにあたり、地域における役割を明確化し、それらを発信、共有する「ブランディング活動」を開始しました。

令和 7 年度は、引き続き日本赤十字社を指定管理者として市との協定に基づいて、救急医療、アレルギー疾患医療、災害時医療などの政策的医療等を安定的に提供するとともに、市立病院として地域医療全体の質向上を図る先導的な取組を推進していきます。また、市としては令和 7 年度も質の高い医療が提供されるよう指定管理者の取組の点検・評価を行っていきます。

みどり 環境局

“豊かな水・みどり環境” “快適な生活環境”を未来へ

～まちの魅力や地域の活力を高め、誰もが心地よく暮らせるまちづくりを進めます～

約 2,700 か所ある公園の維持管理をはじめ、横浜みどりアップ計画によるみどりを守り育む取組、身近な農景観の保全や農業振興、大気等の良好な生活環境の保全といった市民生活の基盤となる取組を着実に進めます。さらに、住みたい・住み続けたい・子育てしたいまちの実現に向け、誰もが快適に過ごせる公園の整備や修繕、民間企業等と連携した公園の更なる活用、気軽に楽しめる農体験の推進、GREEN × EXPO2027 につながる花と緑の取組の拡充を一層進めます。

環境政策の総合調整

■環境管理計画の推進（戦略企画課）

「横浜市環境管理計画」は、環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」に基づき策定された計画です。

この計画は、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略である「生物多様性横浜行動計画（ヨコハマ b プラン）」でもあるほか、全ての施策に関わる土台となる「環境教育・学習」を基本施策に位置付けています。

本計画が目指す将来の環境の姿として、「あらゆる環境技術の導入やライフスタイルの変革などにより、脱炭素化に向けて温室効果ガスの排出が大きく削減しているまち」、「郊外部だけでなく都心臨海部においても身近に水とみどり豊かな自然環境があり、生物多様性の恵みを受けられるまち」を掲げ、市民生活、経済、まちづくりなどあらゆる分野、多様な主体との連携により取組を推進することとしています。

各施策の実施状況等については、環境に関する意識調査の結果も活用しながら年次報告書としてとりまとめ、公表しています。

■横浜市水と緑の基本計画の推進 (戦略企画課)

「横浜市水と緑の基本計画」は市内にある河川や水路、海域、樹林地、農地、公園といった水や緑を一体的にとらえ、横浜らしい水・緑環境をまもり、つくり、育てるために、本市で行う水・緑環境施策の方向性・考え方を

示した総合的な計画です。

平成 28 年度に社会状況の変化などを考慮し、計画を一部改定しました。

この計画に基づき、豊かな水・緑環境にあふれる横浜市を育んでいきます。

■横浜みどりアップ計画の推進（戦略企画課）

横浜市水と緑の基本計画に基づく重点的な取組として「横浜みどりアップ計画」を策定し、緑の保全と創造の取組を進めてきました。「横浜みどりアップ計画〔2024-2028〕」では、「市民とともに次世代につなぐ森を育む」、「市民が身近に農を感じる場をつくる」、「市民が実感できる緑や花をつくる」の 3 つの柱に基づく取組と、効果的な広報の展開を進めています。

身近な緑の創造・保全

■身近な公園の整備、再整備・改良（公園緑地事業課、公園緑地事務所、区土木事務所）

新設事業

- ・街区公園：北寺尾六丁目サムエル公園（鶴見区）、（仮称）西戸部町二丁目第二公園（西区）、中尾町かがやき公園（旭区）、岡津町ふれあい公園拡張（泉区）
- ・近隣公園：（仮称）新吉田東四丁目農園付公園（港北区）

再整備・改良事業

- ・公園施設改良事業等

■スポーツのできる公園の整備等 (公園緑地事業課)

再整備・改良・拡張事業

- ・新横浜公園（港北区：運動公園）、長坂谷公園（緑区：運動公園）

■大規模な公園の整備（公園緑地事業課）

新設事業

- ・横浜動物の森公園（旭・緑区：広域公園）

再整備・改良事業

- ・本牧市民公園（中区：総合公園）、富岡総合公園（金沢区：総合公園）、金沢自然公園（金沢区：広域公園）

■特色のある公園の整備（公園緑地事業課）

新設事業

- ・陣ヶ下渓谷公園（保土ヶ谷区：風致）、小菅ヶ谷北公園（栄区：風致）

■都心部公園の魅力アップ（公園緑地事業課）

新設事業

- ・港の見える丘公園（拡張部）（中区：風致公園）

■土地利用転換に対応した大規模な公園整備 (公園緑地事業課)

小柴自然公園（金沢区：広域公園）

- ・米軍から返還された小柴貯油施設跡地について、現況の自然環境や地形を生かしつつ、緑や環境に係る活動・体験・学習の拠点などを有する公園として整備を進めています。令和5年9月に横浜市で初めての「インクルーシブ遊具広場」を含む第1期エリアを公開しました。引き続き、第2期・第3期エリアの整備を進めています。

舞岡八幡山しぜん公園（戸塚区：総合公園）

- ・良好な樹林地や農地等から成る現況の自然環境を保全しつつ、多様なレクリエーションにも対応できる公園として整備を進め、令和7年3月に遊具広場・入口広場を公開しました。

(仮称)深谷通信所跡地公園（泉区）

- ・米軍から返還された深谷通信所跡地について、緑豊かな環境を生かしながら健康・スポーツの拠点となる公園の整備に向け、都市計画手続きを進めています。

■緑地の整備 (公園緑地事業課、公園緑地事務所)

市民の森、ふれあいの樹林の施設整備・改良及び市有緑地等における斜面地の防災工事を行っています。

■都市公園の管理（公園緑地管理課、公園緑地維持課、環境活動事業課、公園緑地事務所、区土木事務所）

身近な街区公園や近隣、地区、運動公園など計2,733か所(約1,754ヘクタール)の都市公園を管理しています。

街区公園などの美化活動は、「公園愛護会」など市民の皆さんの参加をいただいています。

■緑の保全（公園緑地事業課、環境活動事業課）

市民の森

民有の樹林を「市民の森」として所有者と市民の森契約を結び保存するとともに、現況を生かしながら園路・広場等の最小限の整備を行い、市民の皆さんに憩いの場として提供しています。

所有者には、土地の固定資産税及び都市計画税が減免されるほか、奨励金を交付しています。

指定面積は、約557ヘクタール(47か所)です。

(P174一覧表参照)

ふれあいの樹林

所有者と賃貸借契約を結び、市街地の樹林を保全しながら地域のふれあいの場として、提供しています。

指定面積は、19.2ヘクタール(14か所)です。

市民の森・ふれあいの樹林は、愛護会や森づくり活動団体などのご協力をいただき、市民協働で維持管理を行っています。

■よこはま協働の森基金事業 (戦略企画課、公園緑地事業課)

市民に身近な小規模樹林地を市民と行政との協働により保全するため、「よこはま協働の森基金」を創設し、用地の取得及び、施設整備等に取り組んでいます。

用地の取得については、樹林地の保全を希望する市民の皆さんの発意が前提であること、発意した市民の皆さんが募金活動等によって取得費用の1割以上(上限額500万円)を集めること、発意した市民の皆さんに取得後の樹林地の日常的な管理を行っていただくことなどが特徴です。

また、基金自体への寄附をより広く募るために「協働パートナー制度」を実施し、制度のPRとともに店舗等への募金箱の設置や、提携した飲料自動販売機の売上げの中から寄附をいただく、といった事業者との協働を進めています。

市民の森一覧 令和7年4月1日現在（面積：ha）

地区名	場所	面積
飯島市民の森	栄区飯島町	5.7
上郷〃	栄区上郷町、尾月	4.9
下永谷〃	港南区下永谷六丁目他	6.1
三保〃	緑区三保町	39.7
釜利谷〃	金沢区釜利谷町他	11.8
峯〃	磯子区峰町	15.9
獅子ヶ谷〃	鶴見区獅子ヶ谷二丁目他	18.6
瀬谷〃	瀬谷区瀬谷町、東野台他	19.3
氷取沢〃	磯子区氷取沢町他	73.0
小机城址〃	港北区小机町	4.6
瀬上〃	栄区上郷町	48.2
称名寺〃	金沢区金沢町、谷津町	10.7
熊野神社〃	港北区熊野神社町、樽町四丁目	5.3
豊顕寺〃	神奈川区三ツ沢西町	2.3
まさかりが淵〃	戸塚区汲沢町、深谷町	6.5
ウイトリッヒの森	戸塚区俣野町	3.2
矢指市民の森	旭区矢指町	5.1
綱島〃	港北区綱島台	6.1
追分〃	旭区追分町、下川井町	33.4
南本宿〃	旭区南本宿町	6.3
荒井沢〃	栄区公田町	9.6
新治〃	緑区新治町、三保町	70.6
寺家ふるさとの森	青葉区寺家町	12.4
舞岡ふるさとの森	戸塚区舞岡町	19.5
関ケ谷市民の森	金沢区金ケ谷西二丁目他	2.2
鴨居原〃	緑区鴨居原町	2.0
駒岡中郷〃	鶴見区駒岡三丁目	1.1
金沢〃	金沢区金沢町	26.5
深谷〃	戸塚区深谷町	3.1
中田宮の台〃	泉区中田北三丁目	1.3
今宿〃	旭区今宿町	3.0
川和〃	都筑区川和町	4.0
鍛冶ヶ谷〃	栄区鍛冶ヶ谷二丁目	2.9
新橋〃	泉区新橋町	4.3
柏町〃	旭区柏町	1.9
朝比奈北〃	金沢区朝比奈町他	11.5
池辺〃	都筑区池辺町	4.0
上川井〃	旭区上川井町	10.1
古橋〃	泉区古橋町	2.2
長津田宿〃	緑区長津田町	3.0
市沢〃	旭区市沢町	5.5
名瀬・上矢部〃	戸塚区上矢部町、名瀬町	15.2
今井・境木〃	保土ヶ谷区今井町	2.7
(仮称)恩田〃	青葉区恩田町	5.0
(仮称)富岡東三丁目〃	金沢区富岡東三丁目	1.6
(仮称)台村〃	緑区台村町	2.0
(仮称)御伊勢山・権現山〃	金沢区六浦二丁目、瀬戸	2.8
47か所		約 557ha

よこはま協働の森基金事業による樹林地取得状況

年度	所在地	面積
平成17	金沢区六浦五丁目	2,303.54m ²

■ガーデンネックレス横浜の展開（戦略企画課）

花と緑にあふれる環境先進都市「ガーデンシティ横浜」を推進する先導的な取組として「ガーデンネックレス横浜」を全市で展開しています。市民・企業等と連携した取組を全市・地域で一層広げ、街の魅力や回遊性の向上・賑わいづくりにつなげるとともに国際園芸博覧会の機運醸成に繋げます。

会場及び開催期間

- ①みなとエリア（山下公園／港の見える丘公園／横浜公園／日本大通り／新港中央広場）
令和7年3月19日（水）～6月15日（日）
- ②里山ガーデン（よこはま動物園ズーラシア隣接）
春：令和7年3月19日（水）～5月6日（火・休）
秋：令和7年9月20日（土）～10月19日（日）
- ③全市 通年

■漁港区域の水辺の管理（農政推進課）

横浜市の南側にある2か所の漁港（柴、金沢）の区域について、良好な水域環境の保全を図るために海上清掃を実施しているほか、適正に係留又は保管されていない船舶などに対する指導を行っています。

■生物多様性に関する研究（環境科学研究所）

1 生物生息状況モニタリング調査

(1) 水域生物相調査

昭和48年以來、河川域41地点、海域10地点での水域の生物相調査を実施しています。また、支川域での魚類等調査や川と海を往来するアユの遡上、産卵調査等を行っています。調査結果は、生物指標を用いた水質の評価や環境変化などの影響についての解析等に用いるとともに「横浜の川と海の生物」として公表しています。

(2) 陸域生物相調査

「緑の10大拠点」「緑の10大拠点の周辺」「都市化が進む市街地」において、陸域の生物相調査（植物、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類）を実施しています。調査結果は、環境変化や地域特性による生物の違いについての解析等に用いるとともに、公園や樹林地における保全管理計画の策定や振返りなどに活用しています。

(3) 市民協働調査

市立小学校を対象とした、こども「いきいき」生き物調査（小学生生き物アンケート調査）を実施しています。地域の自然や生き物への関心を高めてもらうとともに、市内全域での生き物の生息状況の把握に活用しています。

2 豊かな海づくり

多様な生き物が生育し、市民に身近な豊かな海を目指して、山下公園前海域でモニタリング調査を行うとともに、民間企業と連携し、海の環境改善につながる取組を進めています。

また、ワールドトライアスロン・パラトライアスロンシリーズ横浜大会等と連携したイベントを通して横浜の海への関心・環境意識の普及啓発を行っています。

都市農業の推進

■農業経営の安定化・効率化に向けた農業振興（農業振興課、農政推進課）

1 市内産農畜産物の生産振興

(1) スマート農業技術の普及促進

ICT（情報通信技術）などを活用したスマート農業技術の導入に対する支援を行います。

(2) 環境への負荷を軽減した農業の取組の奨励・推進

環境への負荷を軽減した農業の取組を奨励し、周辺環境に配慮した都市農業を推進します。

2 都市農業の拠点づくり支援

農業専用地区の推進

市内のまとまりのある農地について、都市農業の拠点として農業専用地区に指定し、基盤整備や農業振興策を推進します。

農業専用地区：28 地区：1,071.5 ヘクタール

3 生産基盤の整備と支援

農業生産基盤・設備の整備・改修

都市と調和した良好な環境の創出を図るため、ほ場整備、かんがい・排水施設の整備、農道整備等の農業生産基盤の整備を支援します。

■横浜の農業を支える多様な担い手に対する支援（農業振興課、農政推進課、環境活動支援センター）

1 農業の担い手の育成・支援

(1) 横浜型担い手

意欲的に農業に取り組む担い手を横浜型担い手として認定し、それぞれの担い手のニーズに応じた育成・支援を行っています。

認定農業者認定数：262 人

ゆめ・ファーマー認定数：145 人

環境保全型農業推進者認定数：158 人

(2) 新規参入

横浜の農を支える新たな担い手として、農外からの新規参入や法人参入を推進し、支援しています。

(3) 横浜チャレンジファーマー支援事業

農業以外から職業として新規就農を目指す市民の皆さんを応援するため、横浜チャレンジファーマー研修を実施しています。

2 農業経営の安定対策

農業経営の安定化を図るため、長期・短期の各種制度資金への利子補給や原資の貸付を行います。また、野菜価格安定事業に参加する生産者に対し支援を行い、市内産野菜の計画生産・出荷を促進します。

■農業生産の基盤となる農地の利用促進（農政推進課）

1 農地の貸し借りの促進

農業生産の基盤となる農地の有効利用を図るために、規模拡大を希望する農家や、新規参入者・法人等に積極的に農地の貸し借りを進めます。

2 まとまりのある農地等の保全

各種農地制度の適切な運用により、農業生産の基盤となる農地の保全を図ります。

生産緑地地区 1,454 か所：251.0 ヘクタール

農用地区域面積：991.8 ヘクタール

防災協力農地登録面積：231.1 ヘクタール

様々な市民ニーズに合わせた農園の開設

令和6年度開設実績	
認定市民菜園	0.34ha
収穫体験農園	2.94ha
農園付公園	0.10ha
合計	3.38ha

※四捨五入のため、内訳と合計は一致しません。



収穫体験農園

■農に親しむ取組の推進 (農業振興課、農政推進課、戦略企画課)

1 良好的な農景観の保全

農景観を次世代に継承するため、横浜に残る貴重な水田景観を保全する取組や、意欲ある農業者団体などにより農地周辺の環境を良好に保全する取組を支援します。

水田保全奨励事業：112.5 ヘクタール

集団的農地の維持管理事業：57 団体

2 農とふれあう場づくり

食と農への関心や、農とのふれあいを求める市民の声の高まりに応えるため、様々な市民ニーズに合わせた農園の開設など市民が農とふれあう機会の提供を支援します。

様々な市民ニーズに合わせた農園の開設：

3.38 ヘクタール

横浜ふるさと村、恵みの里での農体験教室等：119 回



柴シーサイド恵みの里でのじゃがいも堀り

■地産地消の推進（農業振興課）

1 身近に農を感じる地産地消の推進

地域でとれた農産物などを販売する直売所の整備等の支援や、市内で生産される苗木や花苗の配布など、地産地消の取組を進めます。

さらに、地産地消に関わる情報の発信など、市民が地産地消を身近に感じられる取組を推進します。

直売所等の支援：20 件

2 市民や企業と連携した地産地消の展開

地産地消に関わる人材の育成やネットワークの強化を図るとともに、市民・企業等と連携した取組を推進します。あわせて、横浜の農の魅力を「横浜農場※」を活用して、積極的にプロモーションを展開します。

(地産地消サポート店登録、はまふうどコンシェルジュの育成、地産地消ビジネス創出支援、市民や企業との連携等)



※「横浜農場」とは食や農に関わる多様な人たち、農畜産物、農景観など、横浜らしい農業全体を一つの農場として見立てた言葉です。

生活環境の保全

■生活環境保全推進ガイドラインの推進 (環境管理課)

横浜市環境管理計画で定めた生活環境分野の目標達成に向けて、「生活環境保全推進ガイドライン（平成31年3月策定）」に基づく取組を推進しています。

ガイドラインでは、生活環境の目指す姿を「安全・安心で快適な生活環境の保全」とし、「生活環境の保全の基盤となる取組の着実な推進」及び「連携による新たな取組の推進」を基本的な方向性として定め、それぞれの具体的な取組を体系的にわかりやすくまとめています。

各取組の実施状況については、年次報告書としてとりまとめ、公表しています。

■環境法令等に基づく規制指導（環境管理課）

環境法令、横浜市生活環境の保全等に関する条例等に基づき立入調査を行うなど、市内工場等の規制指導を行っています。

令和6年度末現在の対象工場・事業場数は大気汚染防止法が1,203、水質汚濁防止法が1,376、騒音規制法が3,637、振動規制法が1,928、横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく指定事業所が4,620となっています。これらの法令等の対象になっている事業所の申請や届出に関する情報は「環境情報管理システム」で管理しています。

■大気汚染・水質汚濁等の環境監視 (環境管理課監視センター)

市内の大気汚染の状況（大気27地点）や、大規模発生源（大気16工場、水質15工場）から排出される汚染物質の状況を常時監視するとともに、光化学スモッグ注意報発令やPM2.5の高濃度予報が出された時等には、関係機関と連絡体制をとっています。また、環境中の放射線、PM2.5、ダイオキシン類、有害大気汚染物質のほか、河川・海域・地下水の水質や道路交通騒音、新幹線鉄道騒音及び振動等の測定を行っています。

■固定発生源に対する大気汚染対策 (大気・音環境課)

「大気汚染防止法」、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」等により工場・事業場など固定発生源に対する大気汚染対策を推進しています。

近年、大気環境は以前に比べて改善されており、二酸化硫黄、二酸化窒素や浮遊粒子状物質については環境基準を達成しましたが、光化学オキシダントについては、環境基準が達成されない状況にあります。

微小粒子状物質（PM2.5）及び光化学オキシダントの原因物質の1つである揮発性有機化合物（VOC）については、VOCを排出する工場・事業場に対して立入・指導を実施するほか、光化学スモッグ注意報の発令が多い夏場は特に排出を抑えるよう求めています。

■公害に関する苦情・相談対応 (大気・音環境課、水・土壤環境課)

市民の皆さんからの公害に関する苦情については、受付後、原則三開庁日以内に現地調査等の対応を行っています。

令和6年度の公害苦情は1,572件で、令和5年度に比べ10件増加しました。また、公害苦情として受付した件数とは別に、日常生活に伴う騒音や悪臭、その他公害全般に関することなどについて、電話やメール等で寄せられた相談件数が1,201件ありました。

今後も迅速で適切な苦情・相談対応を行います。

■環境影響評価（環境アセスメント）制度 (環境影響評価課)

良好な都市環境を確保するため、事業者自らが環境に及ぼす影響について事前に調査・予測・評価を行い、その結果を公表して市民意見を聴くなどの手続きを通し、環境に配慮した事業とする環境アセスメント制度を運用します。

令和6年度に横浜市環境影響評価条例に基づく手続を行った事業は、次の6件です。

- 1 2027年国際園芸博覧会
- 2 横浜駅きた西口鶴屋地区第一種市街地再開発事業
- 3 旧上瀬谷通信施設地区と東名高速道路を直結する新たなインターチェンジ整備事業
- 4 中外製薬株式会社 横浜研究拠点プロジェクト
- 5 (仮称) 関内駅前港町地区第一種市街地再開発事業
- 6 相鉄・JR直通線

令和6年度に環境影響評価法に基づく手続を行った事業は、次の2件です。

- 1 相鉄・東急直通線
- 2 川崎事業所（扇町地区）火力発電設備リプレース計画（仮）

■土壤汚染対策（水・土壤環境課）

「土壤汚染対策法」、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に基づき、有害物質を使用している工場等の廃止時や、一定規模以上の土地の形質変更の機会をとらえ、土壤調査や汚染土壤の対策等について指導しています。

■水質汚濁対策（水・土壤環境課）

公共用水域の水質を保全するため、「水質汚濁防止法」「横浜市生活環境の保全等に関する条例」「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、排水を公共用水域に排出する工場・事業場から届出等を受け、定期的に立入調査を行い、排水基準の遵守状態を監視、指導するとともに、東京湾に排出する特定事業場に対しCOD等の総量規制を行っています。

■地盤沈下対策（水・土壤環境課）

「横浜市生活環境の保全等に関する条例」及び「工業用水法」に基づき、地下水採取の規制を行うほか、一定規模以上の掘削作業を行う事業者に対して指導を行っています。

また、横浜市内の地盤沈下の状況を把握するため、市域の沖積低地を対象に精密水準測量を行っています。

■ディーゼル自動車の運行規制 (大気・音環境課)

ディーゼル車の運行による大気汚染を抑制するため、九都県市で連携した運行規制を行っており、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」で県域内を運行できる車両の排ガス基準が設けられています。横浜市域では、国土交通省等と連携した路上検査やナンバープレートの撮影などによる検査・指導を行っています。

区別公害苦情発生件数

年度	2年度	3年度	4年度	5年度	令和6年度																		
	全 市	全 市	全 市	全 市	全 市	鶴 見	神 奈 川	西	中	南	港 南	保 土 ヶ 谷	旭 子	磯 沢	金 沢	港 北	綠 葉	青 葉	都 筑	戸 塚	栄 泉	瀬 谷	
種別																							
大気汚染	445	362	459	388	413	15	21	9	12	16	13	22	25	16	20	40	51	60	33	18	5	20	17
悪臭	466	358	391	371	313	13	16	4	14	13	8	16	17	10	11	34	17	51	31	20	8	21	9
騒音	555	430	504	552	585	34	57	26	67	36	28	30	28	19	21	62	26	34	36	25	11	19	26
振動	151	147	195	190	197	23	14	3	12	17	7	19	13	4	7	16	8	14	6	9	7	9	9
水質汚濁	74	57	73	44	42	0	3	0	2	0	0	4	2	0	1	3	2	6	6	3	6	2	2
地盤沈下	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土壤汚染	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	13	6	10	15	22	0	1	1	5	1	1	1	0	0	3	0	2	0	2	1	2	1	1
総 数	1704	1362	1632	1562	1572	85	112	43	112	83	57	92	86	49	60	158	104	167	112	77	38	73	64

■石綿対策（大気・音環境課、環境管理課）

建築物等の解体等工事に伴う石綿飛散を防止するため、「大気汚染防止法」及び「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に基づく届出を受け付け、現場検査等により作業方法の指導を行っています（届出件数：238件）。

また、届出の対象外となる解体等工事についても、石綿事前調査結果の報告等をもとに立入検査を行い、事前調査内容及び作業方法の確認、指導を行っています。

横浜市が所有する公共施設については、石綿障害予防規則を遵守するように、関連部署と連携して対応にあたっています。

■化学物質対策（環境管理課）

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づき、化学物質の排出量・移動量の届出を受け付けています。令和6年度は365事業所から届出がありました。

化学物質による環境リスクを低減していくためには、市民の皆さん、事業者及び行政が、情報を共有し、対話をしていくことが重要です。そのための取組として、市民の皆さんや事業者を対象としたセミナーの開催等を行っています。

■地盤環境の研究（環境科学研究所）

環境保全や災害対策等に役立てるため、地盤沈下観測所及び観測井において、地盤沈下量及び地下水位の観測や土質調査資料（ボーリング情報）の収集を行い、横浜市内の地質や地盤構造、地下水位等に関する調査研究を行っています。

■都市の暑さ対策調査研究（環境科学研究所）

市内気温観測を通じて、年々厳しさが増す市内の暑さの状況を把握し、記者発表やウェブサイト等により情報発信しています。令和6年度は、7～8月の全36地点の平均気温が29.2℃と平成16年以降の観測で最も高くなり、全ての観測地点で猛暑日日数の最多記録を更新しました。

また、暑さ対策技術の導入による暑さの緩和効果の調査を実施しているほか、各区局の暑さ対策に対する技術的支援を行っています。

環境活動の推進

■環境教育出前講座（生物多様性でYES！）の実施（環境活動事業課）

生物多様性の損失や地球温暖化といった環境問題への理解を深めるため、市内の小中学校や地域の方々を対象に、市民団体、企業、国際機関、市役所など専門知識を持った講師が講義を行う「環境教育出前講座」を実施しています。令和6年度は110回開催しました。



環境教育出前講座：ビオトープで小さな生態系を感じてみよう

■環境にやさしいライフスタイル推進事業（環境活動事業課）

小学生が夏休み期間中に家庭で環境行動に取り組み、それを応援する企業の協賛金により、海外の環境保全活動を支援する、「こども『エコ活』大作戦！」を実施しています。

■環境プロモーション（環境活動事業課）

地域、学校、職場での環境教育・学習機会の充実を図ってきたことにより、環境に関心があり、行動している市民の割合は8割を超え、多くの市民に環境行動が生活の一部として定着してきています。環境にやさしいライフスタイルの更なる浸透のため、積極的な広報展開とともに多様な主体との連携により、「環境プロモーション」を推進しています。今後もあらゆる機会をとらえて環境プロモーションの展開を図り、より一層の環境行動の実践につなげる取組を進めています。

■農と緑の人材育成事業（環境活動支援センター）

1 市民農業大学講座開催

援農や緑化ボランティアなどで活躍できる人材を育成するため、市民農業大学講座（2年間）を開催しています。

1年次：栽培基礎（35回／年）

2年次：農家の実習

2 農と緑の環境リーダー活動支援事業

援農や緑化ボランティア活動が円滑に行われるよう、援農活動等への支援として、農と緑の環境リーダー（市民農業大学講座修了者）による自主組織「横浜農と緑の会（通称：はま農楽）」に対してフォローアップ研修の実施、援農を希望する農家の情報提供や会議スペースの提供などを行っています。

3 ボランティア活動

横浜市児童遊園地における花壇や竹林の手入れなどの園内維持管理のボランティア活動を支援しています。（令和6年度は48回活動）

4 森に関わる多様な機会の創出事業

森に関わる第一歩として、親子で参加できるイベントなどを行っています。

■環境学習の推進 (環境活動支援センター、環境科学研究所)

みどりの学校（こども植物園）

自然に親しみ緑を大切にする心をはぐくむため、小学生を対象に、花や野菜の栽培、自然観察、植物を材料とした工作や遊びなど、実体験を中心とした研修会等を行っています。令和6年度は13回開催しました。

こどもエコフォーラム

生物多様性や身近な自然など、環境をテーマに市内の小中学校の児童生徒による研究や活動の成果を発表しています。令和6年度は2校が発表しました。



金沢自然公園での森づくり体験会（初級編）

■プレイパーク支援事業（環境活動事業課）

公園等において自然環境や素材を活用しながら、子どもの想像力を活かした自由な遊びができるプレイパークの活動を支援しています。

■公園愛護会活動の支援（環境活動事業課）

横浜市のおよそ9割の公園で公園愛護会が活動しています。公園愛護会は清掃等、公園の日常的な手入れをしているほか、花壇づくりやイベントなど公園の魅力を高める活動を地域全体で行っている所もあります。

土木事務所には公園愛護会の相談窓口となる職員（コーディネーター）があり、公園愛護会からの要請に応じ、様々な支援をしています

公園愛護会数：2,532団体（令和7年4月1日現在）



公園愛護会の活動

■森を育む人材育成事業 (環境活動事業課、環境活動支援センター)

市民の皆さんとの協働により、樹林地の保全・育成・活用を進めることで、樹林地の維持管理を良好に行います。

森づくり活動に取り組む市民や団体を対象に、活動のための知識や技術に関する研修を実施し、森を育む「人」を育てます。

また、森づくり活動を行う団体を対象に、必要な道具の貸出し、活動に対する助成、専門家派遣などの支援を行います。

森づくり活動団体等：75団体（令和7年4月1日現在）

■環境情報の提供（環境科学研究所）

大気・水質・地盤・生物の情報など、環境の状況を表すさまざまな調査データについて、情報提供を進めています。

なお、土質調査資料（ボーリング情報）については、官民が所有する地盤情報の共有化の実現を図るために「国土地盤情報データベース」による公表が始まったため、2024年11月30日に横浜市のウェブページ（地盤View）による公表を終了しました。

■野生鳥獣対策事業（環境活動事業課）

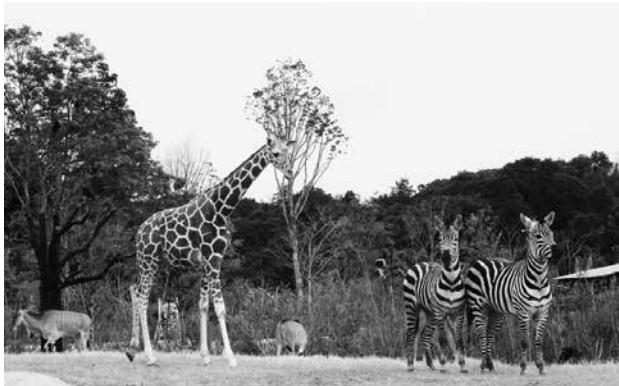
「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（鳥獣保護管理法）に基づく捕獲許可や飼養登録のほか、有害鳥獣対策に係る事務を行っています。家屋侵入等の生活被害を与えてアライグマ、ハクビシン、タイワンリスの捕獲等の対策に加え、繁殖期に攻撃・威嚇行動をするカラスの対策として、原因となる巣立ちビナの緊急回収を実施しています。

■動物園（動物園課）

よこはま動物園（ズーラシア）

「生命の共生・自然との調和」を目指して、希少動物を中心に動物の生息する気候帯別の展示を行い、植物や人の文化も織り交ぜながら世界の環境を演出しています。

オカピなど世界の希少動物の展示をはじめ「アフリカのサバンナ」ゾーンでは、肉食動物のチーターと草食動物のキリンなど合計4種類の動物を、一緒に展示しています。



野毛山動物園

昭和 26 年の開園以来、都心臨海部を見下ろす高台に位置する身近な動物園として小動物とのふれあいができる「なかよし広場」を始め、キリン、レッサーパンダや爬虫類などを展示、ミヤコカナヘビなど国内希少種の展示・保全を行っています。



万騎が原ちびっこ動物園

モルモットやハツカネズミなどの小動物を中心に展示し、コンタクトコーナーがあります。



金沢動物園

緑あふれる自然公園内にあり、海が望める動物園です。コアラなど世界の草食動物とライチョウやアマミトゲネズミなどの国内の希少動物、ミヤマクワガタやヘビ・カエル類などの身近な生き物を展示・保全し、植物区に自生する希少ラン類等の保全もしています。



横浜市繁殖センター

横浜に生息するカエル類やミゾゴイ、世界的に絶滅の危機に瀕するカンムリシロムクやカグーなどの飼育下繁殖に取り組むとともに、環境省保護増殖事業に参画し、ライチョウやツシマヤマネコの保全に取り組んでいます。また、動物園の動物の繁殖に関する専門的な研究施設として、繁殖生理や遺伝的多様性の研究、配偶子など遺伝資源の凍結保存、人工繁殖技術の研究等も行っています。

動物園の状況

令和 7 年 3 月 31 日現在

区分		よこはま動物園	野毛山動物園	万騎が原ちびっこ動物園	金沢動物園	繁殖センター
飼育動物点数	管理面積 (ha)	45.3	3.3	0.2	12.8	(3.7)
	ほ乳類	52 種 350 点	14 種 216 点	2 種 106 点	26 種 151 点	1 種 3 点
	鳥類	41 種 211 点	24 種 99 点	1 種 18 点	11 種 16 点	8 種 157 点
	は虫類	5 種 10 点	24 種 175 点	—	5 種 14 点	—
	両生類	—	—	—	7 種 40 点	2 種 1,410 点
	魚類	1 種 1 点	3 種 688 点	—	4 種 819 点	—
計		99 種 572 点	65 種 1,178 点	3 種 124 点	53 種 1,040 点	11 種 1,570 点
令和 6 年度出生傷病鳥類保護治療点数		22 種 140 点	24 種 69 点	—	24 種 118 点	—
令和 6 年度入園者数(人)		1,003,288	434,262	38,186	257,448	—

※

※ よこはま動物園の管理面積には、繁殖センター分が含まれています。

効率的・効果的な事業運営

■地籍調査事業（地籍調査課）

国土調査法に基づき、一筆ごとの土地について、地番、地目、所有者の調査及び境界、面積の測量を行い、土地についての基礎資料を整備しています。また、過去に地籍調査を実施した地区的成果の管理及び閲覧を行っています。

令和 7 年度は、金沢区洲崎町、寺前一丁目、町屋町の各一部ほかを対象として調査を実施します。

なお、地籍調査により作成された簿冊及び地図の写しは法務局に送付され、登記簿と公図に反映されます。

■公園への指定管理者制度の推進（公園緑地管理課）

公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上や業務の効率化などを図るため、「指定管理

者制度」を公園へ導入しており、新横浜公園や山手西洋館など92公園、99施設を指定管理者により管理しています。

■適切な工事発注と安全な施工の推進 (公園緑地維持課)

老朽化する公園施設が増える中、公園工事は多工種に及ぶことが一般的であり、様々な知識、技術を要します。みどり環境局で発注する公園施設の更新や新規整備を円滑、効率的に推進するために技術基準や積算基準書の作成を行っています。また、適切な発注事務を進めるために担当職員への技術的支援も行っています。

既存公園など市民の皆さんに身近な場所で行う工事では、安全な施工が市民生活の安全にもつながります。そこで請負業者、監督職員に向けて事故防止に係る啓発活動を行っています。

■建設発生土等対策 (公園緑地維持課)

横浜市の公共工事等から発生する建設発生土及びその他の建設副産物について、「発生の抑制」「再利用の促進」「適正処理の推進」を図り、公共事業の円滑な推進と環境の保全に努めています。

特に、建設発生土については、工事現場内での埋め戻しや、工事間利用の促進に努めるとともに、横浜市臨海部の埋立事業に活用するほか、他都市の建設資源としても活用しています。

また、アスファルト廃材・コンクリート廃材等については、再資源化施設で処理し、市内の道路工事等に再生資材として利用しています。

■外郭団体の経営向上への取組 (総務課)

公益財団法人横浜市緑の協会と本市が協議して定めた、一定期間における主要な経営目標を「協約」として掲げ、団体経営の向上を目指しています。

令和7年度は、令和6年度に策定した協約（令和6年度～令和8年度）の目標達成に向けた取組を進めています。

■人材育成の推進 (総務課)

みどり環境局では、全ての職員が意欲と能力を發揮できる組織づくりを進めています。

その実現に向けて、職員の能力向上を図るための研修を実施するほか、資格取得支援制度やみどり・公園・農業・環境保全等の各分野の連携促進などに取り組んでいます。

横浜みどりアップ計画と横浜みどり税

横浜市は大都市でありながら、市民生活の身近な場所に水や緑の環境を有しています。この緑の環境を生かし、次世代に引き継いでいくため、市は平成18年に策定した「横浜市水と緑の基本計画」に基づき、「横浜らしい水・緑環境の実現」に向けて、水と緑の環境を育む様々な取組を展開しています。

平成21年度からは「横浜みどり税」を財源の一部に活用した重点的な取組として「横浜みどりアップ計画」を推進しており、令和6年度からは第4期目である「横浜みどりアップ計画 [2024-2028]」を推進しています。

横浜みどりアップ計画 [2024-2028] の概要



計画の理念

みんなで育む みどり豊かな美しい街 横浜



1. 緑の減少に歯止めをかけ、総量の維持を目指します
2. 地域特性に応じた緑の保全・創出・維持管理の充実により緑の質を高めます
3. 市民と緑との関わりを増やし、緑とともに豊かな暮らしを実現します



柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む

森（樹林地）の多様な役割や機能が發揮されるよう、緑のネットワークの核となるまとまりのある森を重点的に保全するとともに、保全した森を市民・事業者とともに育み、次世代に継承します。



柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる

良好な景観形成や生物多様性の保全など、農地が持つ環境面での役割や機能に着目した取組、地産地消や農体験の場の創出など、市民と農の関わりを深める取組を展開します。



柱3 市民が実感できる緑や花をつくる

街の魅力を高め、賑わいづくりにつながる緑や花、市民が実感できる緑の創出に取り組みます。また、地域で緑を創出・継承する市民や事業者の取組を支援します。

5か年の主な取組

- ・ 緑地保全制度による指定と買入れ申し出への対応による樹林地等の保全
- ・ 良好な森の育成
- ・ 指定した樹林地における維持管理の支援
- ・ 森に親しむきっかけづくり

5か年の主な取組

- ・ 水田の継続的な保全の支援
- ・ 農園の開設など、農とふれあう機会の全市的な展開
- ・ 市民や企業と連携した地産地消の推進

5か年の主な取組

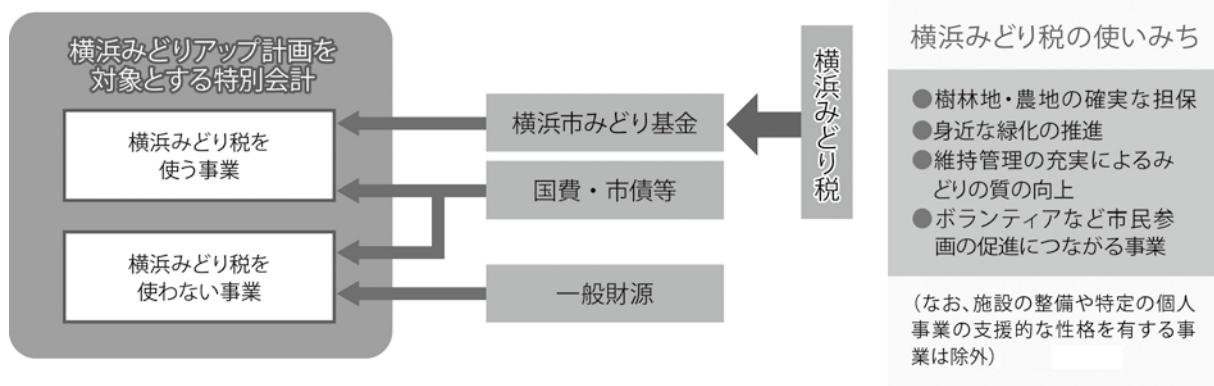
- ・ シンボル的な緑の創出や街路樹による景観づくり
- ・ 緑や花があふれる地域づくりの支援
- ・ 保育園や小中学校での緑の創出・育成
- ・ 緑や花による魅力ある空間づくり

効果的な広報の展開

取組の内容や実績について、より多くの市民・事業者に理解されるとともに、緑を楽しみ、緑に関わる活動に参加していただけるよう、広報媒体の特性を生かし、効果的な情報発信を進めていきます。

■横浜市みどり基金と特別会計

「横浜みどり税」の使いみちは「横浜みどりアップ計画」に限定されます。そこで、この税収を管理する基金（横浜市みどり基金）を設置することにより、他の一般財源から明確に分離するとともに、年度間の財源調整も行っています。また、横浜みどり税を使わない事業を含めた横浜みどりアップ計画全体を対象とする特別会計により、横浜みどり税の使いみちを明確にしています。



■横浜みどりアップ計画市民推進会議

「横浜みどりアップ計画」を進めるにあたって、公募市民や学識経験者などからなる「横浜みどりアップ計画市民推進会議」という組織を設置しています。市民推進会議では、「横浜みどりアップ計画」の推進に向けて、事業、施策の評価・意見・提案や市民の皆さんへの情報提供等を行っています。

横浜みどりアップ計画 [2024-2028] 2024 年度の実績概要



市民とともに次世代につなぐ森を育む

土地の所有者のご協力を頂き、緑地保全制度による指定が進みました。また、市民の森や公園などで愛護会などと連携して樹林の維持管理を実施するとともに、指定した樹林地で土地所有者が行う維持管理への支援や、森づくり活動を行う人材の育成などを行いました。

- ・緑地保全制度による新規指定: 49.5ha(特別緑地保全地区、市民の森、緑地保存地区など) [5か年の目標: 180ha]
- ・森の維持管理: 推進 [5か年の目標: 推進]
- ・維持管理の助成: 134件 [5か年の目標: 750件]
- ・市内大学や関係団体などとの連携や区主催による地域の森でのイベントの実施: 115回 [5か年の目標: 180回]



市民が身近に農を感じる場をつくる

横浜に残る貴重な水田景観の保全や農景観を良好に維持する取組への支援を進めました。また、様々なタイプの農園の開設支援、整備により、農にふれあう機会が増えました。さらに、直売所等の開設支援、青空市等の運営支援により、地産地消にふれる機会を拡大する取組を進めました。

- ・水田保全面積: 112.5ha [5か年の目標: 115ha/年]
- ・まとまりのある農地を良好に維持する団体の活動への支援(集団農地維持活動団体): 57団体/年 [5か年の目標: 60団体/年]
- ・様々な市民ニーズに合わせた農園の開設: 3.38ha [5か年の目標: 19.5ha]
- ・地産地消にふれる機会の拡大: 直売所・加工所の支援20件、青空市・マルシェ等の支援42件



市民が実感できる緑や花をつくる

地域の皆さんのが主体となり、地域にふさわしい緑化を計画し実現する「地域緑のまちづくり」が進んでいます。また、公共施設・民有地の緑化や、都心臨海部等での緑や花による街の魅力や賑わいづくりが進みました。

- ・シンボル的な緑の創出: 3か所 [5か年の目標: 5か所]
- ・地域緑のまちづくり: 7地区 [5か年の目標: 35地区]
- ・保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出: 28か所 [5か年の目標: 100か所]
- ・都心臨海部等の緑花による魅力ある空間づくり: 推進 [5か年の目標: 推進]

下水道 河川局

市民の安全安心な暮らしを支え、良好な水環境を創出する 強靭で持続可能な横浜の下水道・河川

～「住みたい、住み続けたいまち横浜」～

1. 目標達成に向けた施策

施策1 強靭なまちづくり

頻発化・激甚化する豪雨災害に備え、新たにデータを活用した事前防災の観点を取り入れた下水道と河川が一体となった「流域治水」に取り組みます。また、下水道河川の持つストックを最大限に活用するなど相乗効果を発揮し、効率的・効果的な浸水対策に取り組みます。

令和6年能登半島地震の支援経験を活かし、震災時における地域防災拠点等の重要施設の排水機能や緊急輸送路等の交通機能の確保に向け、上下水道連携した施設の耐震化や河川護岸の耐震化を推進するとともに、職員対応力の向上を図ります。

施策2 持続的なサービスの提供

下水道や河川の機能を確保し、将来にわたり安定したサービスを提供するため、民間事業者や国・県等の多様な主体との連携をより一層推進するなど、効率的かつ計画的に予防保全を中心とした適切な維持管理や施設の再整備・再構築を進めます。

施策3 良好的な水環境の創出・循環型社会への貢献

下水道と河川が連携して良好な水環境を創出するため、下水処理機能の向上による更なる水質改善を図るとともに水辺愛護会の活動支援を通じて良好な水辺空間の保全・創出を進めます。また、下水道が持つポテンシャルを有効に活用し、循環型社会の形成に貢献します。

施策4 カーボンニュートラルの推進

2030年度の温室効果ガス排出量50%削減、更には2050年度の温室効果ガス排出量実質ゼロを目指します。

2. 組織運営のための視点

・アセットマネジメント・プロモーション活動・DX、技術開発・国際技術協力・市内経済の活性化

強靭なまちづくり

■下水道による浸水対策（マネジメント推進課）

安全な市民生活と都市機能を確保するために、都心部や過去に浸水被害が発生している地域を重点的に、下水道管や雨水貯留施設を整備するなどの浸水対策を進めています。

市域全体を対象に1時間あたり50mmの降雨に対応する雨水排水施設の整備を進め、令和6年度末の整備率は67.0%となりました。また、人口が集中し、かつ地盤の低い地域では、1時間あたり60mmの降雨に対応する整備を進め、令和6年度末の整備率は66.0%となりました。

また、横浜駅周辺地区を全国初となる浸水被害対策区域に指定し、官民連携して浸水対策を推進しています。

雨水排水施設の整備にあたっては、公園を活用した雨水貯留・浸透施設の設置や既存施設の活用を図るなど、効率的な浸水対策を進めています。

特定都市河川に指定された河川の流域では、河川管理者と下水道管理者が共同で作成する流域水害対策計画に沿って、一体となって浸水被害の防止に取り組みます。

■雨水幹線の整備 (管路整備課、下水道事務所)

浸水被害箇所に対する安全度を高めるため雨水幹線の整備を重点的に進めています。

エキサイトよこはま龍宮橋雨水幹線、中和田雨水幹線等の整備

■雨水浸透の促進（マネジメント推進課、管路保全課）

雨水浸透まずは、屋根や道路に降った雨を集めて、地面にしみ込ませる施設で、地盤に透水性があり、地下水位が低いなどの条件が整った地域において、個人の住宅等への設置を促進しています。

雨水浸透までの設置を促進することにより、計画降雨量を超えたゲリラ豪雨などによる都市型水害の抑制や、地下水のかん養、河川水量の回復などへの効果が期待されています。

雨水浸透を設置する住宅等に対して助成金を交付しています。

また、水循環の再生を目的に、雨水をゆっくり流す流出抑制対策、雨水の有効利用推進として雨水貯留タンクの設置を促進しており、雨水貯留タンクの購入費に対して助成を行っています。

■河川の改修（河川流域整備課）

市内には国、県、市がそれぞれ管理する一・二級河川と市が管理する準用河川が合わせて56河川（総延長約215キロメートル）あります。

そのうち本市では、市管理もしくは県市協議に基づき市が河川改修を実施する一・二級河川及び治水上重要な準用河川（計28河川（総延長約86キロメートル））において、当面の目標として時間降雨量約50mmに対応する河川改修を進めるとともに、下流区間の河川管理者である国や県との協議が整った河川から、河川整備計画に基づく時間降雨量約60mmの降雨に対応できる整備

を行っています。

計画 28 河川のうち、都市基盤河川改修事業は 18 河川あります。このうち 12 河川は令和 5 年度末までに時間降雨量約 50 mm 対応の改修が完了し、残る 6 河川について順次改修を進めています。さらに、令和 5 年度より時間降雨量約 60 mm 対応の整備に着手しました。

また、準用河川改修事業は 10 河川あり、このうち 6 河川は平成 25 年度までに改修が完了し、残る 4 河川について順次改修を進めています。

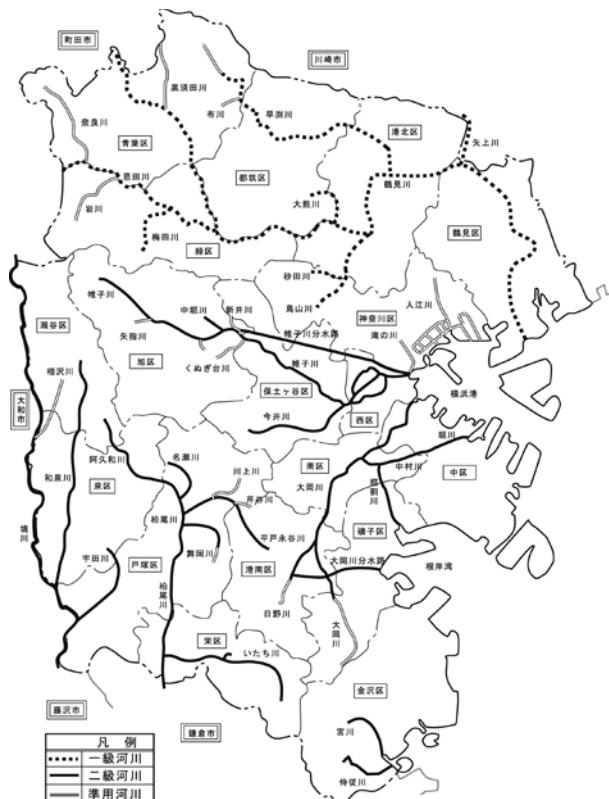


都市基盤河川改修事業（今井川）



準用河川改修事業（日野川）

横浜市河川図



■河川遊水地、地下調節池の整備 (河川流域整備課)

河道拡幅が困難な河川において、洪水流量の低減を図るために、河川遊水地等の整備を進めており、平成 26 年までに、宇田川遊水地、舞岡川遊水地など 10箇所が完成（一部仮供用）しています。

■流域貯留浸透施設の整備 (河川流域管理課)

流域の保水・遊水機能を確保し、河川への流出を抑制するため、学校や公園の敷地を利用して雨水貯留施設等を設置するとともに、既設雨水調整池の容量拡大や環境整備を行っています。



流域貯留浸透事業（青葉区泉田向雨水調整池）

令和6年度末までに110箇所の貯留施設の設置と、50箇所の容量拡大、及び3,546個の雨水浸透ますを設置しました。

■開発雨水調整池等の設置・指導 (河川流域管理課)

河川流域の宅地開発等に当たっては、開発区域内に雨水調整池等を設置して、雨水を一時貯留するよう指導し、河川への流出を抑制しています。なお、令和6年度末までに宅地開発等で設置された雨水調整池等は約6,200箇所となっています。

■「特定都市河川浸水被害対策法」に基づく 浸水被害対策の推進(河川流域調整課)

一級河川鶴見川水系は特定都市河川及び特定都市河川流域として、平成17年4月に指定され、平成19年3月14日に流域内の河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体が共同で「鶴見川流域水害対策計画」を策定しました。

これにより、河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体等の関係所管、地域住民等が連携して、浸水被害対策を推進しています。

二級河川境川水系についても、神奈川県知事及び東京都知事が、平成26年2月14日に特定都市河川及び特定都市河川流域として指定(告示)し、平成26年6月1日から施行しています。

また、関係機関と流域水害対策計画策定及び変更の協議を進めています。

■「横浜市水防災情報」のページによる河川 水位情報の提供(河川流域管理課)

河川状況等をリアルタイムかつ視覚的に把握していくため、36河川86箇所の水位情報及び76箇所の河川監視カメラ画像をホームページにて提供しています。
[\(https://mizubousai.city.yokohama.lg.jp/\)](https://mizubousai.city.yokohama.lg.jp/)

また、令和3年度から閲覧性や操作性の向上のため、スマートフォン版サイトを公開しています。スマートフォンの位置情報機能を活用し、現在地付近の河川情報にもアクセスしやすくなっています。

なお、親水拠点において安全に水辺に親しんでいただくために、「親水拠点警報装置」を、現在、市内に20箇所合計23基設置しています。拠点内で遊んでいる子どもたちに対して、大雨注意報や大雨・洪水警報の際などには回転灯と音声で、避難を呼びかけています。

■下水道システムの耐震強化(マネジメント 推進課、施設整備課、管路整備課、管路保 全課)

震災時においても下水道の使用を可能にし、都市の衛生環境を維持するために、水再生センター等の下水道施設の耐震化を図ります。震災時のトイレ機能確保のため、地域防災拠点等から水再生センターまでの下水道管の耐

震化を進めるとともに、緊急輸送路等の下水道管についても耐震化を進めます。

そのほか、災害時に多くの市民の皆さんのが集まる地域防災拠点等へのハマッコトイレ整備は令和5年度末で概ね完成しました。

■マンホールトイレ設置助成制度(管路保全課)

横浜市では、地域防災拠点等にハマッコトイレを順次整備していますが、同時に市民の皆さんの自助・共助の促進を図る目的で、自主的な防災活動を積極的に行っている組織を対象に、マンホールトイレ設置に対する助成を令和2年度から本格的に実施しています。

令和6年能登半島地震を受けて、令和6年度から制度の拡充(助成対象基数の増)を行いました。

■危機管理体制の強化(マネジメント推進課)

震災時において下水道機能を継続するために、被災した機能を早期に復旧することを目的として「下水道BCP【地震・津波編】」を平成25年3月に策定しました。

また、近年の全国での豪雨による下水道施設の被害等を鑑み、令和3年3月に「下水道BCP【水害編】」を策定しています。

さらに、令和3年3月に第3版として【地震・津波編】、令和4年3月に第2版として【水害編】を改定し、より実効性の高い計画へと見直しを行うとともに、図上訓練を行うなど、被災時の対応力向上のための取組を実施しています。

■水再生センター等のリスク管理手法の構築 (施設管理課)

大雨時の災害対応と地震対応の訓練を水再生センター等で実施しています。

- ・一斉点検(雨季に備え、緊急時における出動体制の確認のほか、情報収集伝達訓練、排水設備の整備、運転訓練、下水道BCPに関連したセンターの独自点検、災害協定協力会社との災害時応急措置合同訓練等を実施)
- ・地震訓練(地震発生後を想定した施設設備点検や応急復旧訓練のほか、津波等を想定した避難訓練等の危機対応能力向上訓練を実施)
- ・主要設備点検(台風に備え、情報の収集伝達、排水設備の整備、運転訓練等を実施)

持続的なサービスの提供

■下水道管きょの維持管理(管路保全課、 区土木事務所)

下水道管きょは、各家庭や事業所から排出される汚水や雨水をポンプ場や水再生センターなどへ導く役割をしています。市内の管きょの総延長は、約12,000キロメートルにも達しています。これらの膨大な施設を良好な

状態に保つため、平成 30 年度から清掃と併せたノズルカメラによる点検を年間約 1,200 キロメートル実施するなど状態を監視する管きょの維持管理を行っています。

令和 3 年度から中大口径管の維持管理に包括的民間委託を導入しました。

また、管きょの埋設状況（位置・太さ・深さ等）を記載した下水道台帳を作成し、維持管理や市民の皆さんへの閲覧に利用しています。なお、インターネットでも閲覧できるように情報を提供しています。

■下水道管きょの更新（管路整備課）

下水道本管約 12,000km、マンホール約 54 万個、取付管約 140 万個の膨大なストックを保有しており、これらの下水道管路施設は、1960 年代（昭和 35 年～44 年）以降から短期間に整備されたものが大部分を占めています。約 20 年後には標準耐用年数 50 年を超過する下水道管路施設が全体の 84% に達するなど、老朽化の進行が全市域に広がり、老朽化した下水道管路施設を起因とした道路陥没等の事故が増加傾向にあります。

これまで、臨海部を中心とした「再整備区域」を対象に再整備を実施してきましたが、今後、老朽化する下水道管路施設が全市域に広がることを踏まえ、令和 4 年度から再整備の対象を全市域に拡大しています。

■下水道施設の更新（施設整備課、設備課、下水道事務所）

水再生センター・ポンプ場の老朽化等による機能停止を未然に防止するため、横浜市下水道ストックマネジメント計画に基づき施設・設備の更新を計画的に進めています。水再生センターやポンプ場等では、防食・覆蓋・外装等の施設の更新を進めるとともに、水処理設備や発電・沈砂池等の設備の更新を進めます。

■河川・水路等の管理（区土木事務所、河川流域管理課）

1 補修、土砂掘削、除草

水辺環境の保全と親水性の維持、洪水やはんらん等による被害軽減のため、河川・水路等の堆積土砂の掘削や除草などの維持管理業務を実施しています。

2 維持管理計画

社会の動向やデジタル技術の進展状況を踏まえたうえで、市民の意見を反映した計画を策定していく予定です。

3 河川点検

毎年出水期前に目視による河川点検を行っています。

令和 6 年度からは、効率的な点検を行うため河川点検システムを導入しました。また、保全計画に基づき、優先度の高いものから計画的に補修を行っています。

4 占用許可

横浜市が管理する河川・水路等について、管理上支障とならない範囲で通路や橋梁、水道管などの占用を許可しています。

良好な水環境の創出・循環型社会への貢献

■高度処理の推進（設備課）

下水処理水放流先の水質環境基準の達成や、海域での赤潮の一因となる富栄養化を防止するため、通常の標準活性汚泥法では十分除去できない窒素、りんの除去率の高い高度処理を推進しています。

■事業場排水対策（水質課（工場排水担当））

下水道施設の保護と水再生センターの放流先の公共用水域の水質保全のため、公共下水道に接続する工場・事業場に対して、「下水道法」「横浜市下水道条例」に基づき、施設設置等に関わる届出等を受けるとともに、定期的に立入調査を行い、排水の監視、指導を行っています。

■水洗化未整備地域の解消（管路整備課）

令和 6 年度末の下水道普及率は、概成 100 パーセントですが、まだ、約 620 世帯の方々が公共下水道を利用できない状況にあります。このため、引き続き、関連局等と積極的に調整を図りながら、公団混乱地区や他事業関連地域等において、地元の市民の皆さんと協力して整備を進めます。

■水洗化普及促進事業（管路保全課）

横浜市では、次のような制度や施策を設け、未接続世帯の解消を図っています。

1 経済的な負担軽減や私道に公共下水道等を敷設するための助成

- (1) 「水洗便所設備資金助成・貸付金制度」と、併用する「宅地内排水ポンプ施設設置工事貸付制度」
- (2) 私道対策受託下水道工事制度
- (3) 共同排水設備工事の助成制度
- (4) 取付管接続受託下水道工事制度

2 水洗化普及促進の相談や指導のための対策

- (1) 「水洗化普及相談員」の配置
- (2) 「水洗化紛争仲介委員会」の設置

■排水設備指定工事店制度（管路保全課）

排水設備は、宅地の下水を公共下水道に流入させるための大切な設備です。この設備が法令などの基準に基づき正しく設置されなければ、公共下水道の維持管理に支障をきたすばかりでなく、設備の使用者にも不都合が生じるおそれがあります。

この制度は、排水設備の設計・施工に関する十分な知識と能力をもった工事店を市長が指定し、この指定を受けた工事店でなければ市内の排水設備工事を行うことができないとしている制度です。

■下水道資源の活用（施設管理課、設備課）

下水汚泥を処理する過程で発生する消化ガスを、汚泥焼却炉等の補助燃料や、消化ガス発電の燃料に使用し、一部の発電電力を売却しています。また、汚泥を原料に燃料化物を製造している他、下水道工事等で掘削された土に汚泥焼却灰を混合して良質な埋め戻し材（改良土）として利用しています。

下水汚泥燃料化事業においては、南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業、および北部汚泥資源化センター汚泥処理・有効利用事業をPFI事業として実施しています。

事業期間を通じて市の財政負担の縮減や、事業の効率的な実施と長期安定的な有効利用先の確保、循環型社会の構築等への貢献、リスク分担の明確化による安定した事業運営ができます。

■河川の環境整備（河川流域調整課、河川流域整備課）

1 市民協働による川づくり

市民協働による川づくりを全市的に展開するため、令和2年度より、川づくりに興味をお持ちの市民の皆さんを支援する「川づくりコーディネーター制度」を開始しました。支援内容は、「川づくりの専門家（川づくりコーディネーター）の派遣」、「川づくりに関する資材の支給」、「川づくりに関する情報の提供」です。現在は、旭区の中堀川、金沢区の宮川及び保土ヶ谷区の今井川で、制度を活用した川づくりが行われています。石を組んで生き物の棲みかを作ったり、地域の皆さんを対象とした生き物調査を実施したりする等、河川環境の改善・保全を目指して活動しています。

2 多自然川づくり

周辺の公園、樹林と一緒に、河床に低水路、瀬や淵を設けるなど生態系に配慮し水辺に親しめるよう、水辺空間の創造を工夫するほか、河川沿いの一定の空き地や旧川敷、遊水地を利用した水辺空間を整備しています。

これまで、ふるさとの川整備事業やまほろばの川づくりモデル事業により、いたち川、和泉州や阿久和川において緩傾斜護岸や親水拠点の整備を実施しています。



いたち川尾月橋下流完成

3 川辺の散歩道【河川管理用通路の植栽、散策路の整備】

河川管理用通路を緑化し、多くの市民の皆さんができる川辺の散歩道を整備しています。

■水辺愛護会活動等の推進（河川流域調整課）

1 水辺愛護会への支援

河川や水路等の水辺施設の環境を良好に保ち、市民の皆さんのが快適にふれあい、親しめるよう、日常的に清掃活動等を行う水辺愛護会に対して、活動経費の一部を助成し、その取組みを支援しています。

また、長年にわたる活動への感謝の意を表すため、表彰式を開催しています。

水辺愛護会数：99団体（令和7年4月1日現在）



水辺愛護会の活動

2 梅田川水辺の楽校協議会

梅田川水辺の楽校協議会は、地域ボランティア団体の方々と協働し、自然を大切にしながら、人々が憩える場、体験・学習の場として活用していくことを通じて、子どもたちの健やかな成長を支え育むことを目的として活動しています。

令和3年度より、梅田川遊水地で、生き物調査と外来種の駆除を目的とした「梅田川遊水地生き物観察会」を実施しています。

河川改修事業の状況

令和7年4月1日現在

事業名	河川数	延長計画	令和5年度実績	令和6年度実績	令和7年度予定
都市基盤河川改修事業	18	68.4 km	93.2%	93.6%	93.7%
準用河川改修事業	10	17.1 km	78.4%	78.4%	78.6%
計	28	85.5 km	90.3%	90.5%	90.7%

(小数点第二位以下四捨五入)



水辺の楽校協議会の活動

カーボンニュートラルの推進

■下水道事業の温暖化対策 (マネジメント推進課)

令和6年度は、「横浜市下水道脱炭素プラン」に基づき、下水道事業からの温室効果ガス排出量を2030年度までに50%削減する取組を推進しました。

今後も、それらの取組を着実に推進するとともに、多様な主体との連携や、新技術の導入等カーボンニュートラルを見据えた取組を検討し、目標達成を目指します。

施策推進のための取組

■下水道事業中期経営計画の推進 (マネジメント推進課)

「横浜市下水道事業中期経営計画2022」は、令和4年度から令和7年度を計画期間として、経営理念及び経営方針をはじめ、施策、事業運営、財政運営の方向性と取組を掲げた計画です。本計画に基づき、災害に強いまちづくりや良好な環境の実現、市民生活を支える下水道の管理などの取組を進めています。

計画最終年度となる令和7年度は、これまでの進捗をふまえ、目標達成に向けて事業を推進していきます。

■横浜市下水道事業経営研究会 (マネジメント推進課)

下水道事業の経営に関し必要な事項についての調査研究及び審議を行うため、横浜市附属機関設置条例に基づく「横浜市下水道事業経営研究会」を設置しています。

令和7年3月に設置した横浜市下水道事業経営研究会(第10期)では、中期経営計画2022の最終振り返り、次期の計画策定に向けた審議及び本市の下水道システムの今後の方向性等について審議を行う予定です。

■下水道事業・河川事業の課題解決に資する 技術開発(マネジメント推進課)

脱炭素・循環型社会の構築に向け、更なる温室効果ガスの削減や下水道資源の新たな価値の創出を目的とし、本市下水道システムへの適合性を踏まえ、最先端技術の調査・研究を実施しています。

主に新たな水処理技術、DXを活用した維持管理性向上に資する技術開発、新たな下水道資源の有効活用に資する研究として再生リソース事業に取り組み、循環型社会の構築に貢献します。

■資源・資産の有効活用による収入の確保 (マネジメント推進課)

局の所有する雨水調整池の上部空間や下水道用地を有効に活用し、土地活用等の推進による収入の確保に努めています。

また、下水道では処理の過程で、様々な資源が生まれており、消化ガスを使って発電した電力や再生水を販売しています。

これらの資源・資産の有効活用から得られる収入は貴重な財源であり、費用対効果や地域の課題解決への貢献といった視点も踏まえながら、収入確保に向け一層努力していきます。

■下水道使用料収入の確保(経理課)

下水道事業においては、雨水処理に要する経費は市税(公費)で、汚水処理に要する経費は下水道使用料等(私費)で負担することを基本としています。

下水道使用料収入は、水道使用水量の動向に大きく影響を受けます。市内の世帯数の増加により、水道使用者数は増加していますが、一世帯あたりの人員と使用水量は減少傾向にあります。また、景気動向も事業活動を左右するため、使用料収入変動の要因の一つと考えられます。

このような状況の下、下水道河川局では、井戸水や雨水使用者等、水道水以外の水使用者について調査を行うなど、使用料の適正徴収に努め、使用料収入の確保に取り組んでいます。

下水道使用料収入の確保

排出量、平均排出量、使用料収入の推移

	R2	R3	R4	R5	R6
排出量(千m ³)	384,990	382,401	375,722	373,841	373,828
平均排出量(m ³ /月)	16.94	16.68	16.27	16.07	15.93
使用料収入(千円)	59,034,712	59,181,482	58,721,227	59,023,071	59,419,655

(排出量及び平均排出量は一般汚水、使用料収入は税込で総額)

井戸水使用実績(上記数値の内数)の推移

	R2	R3	R4	R5	R6
排出量(千m ³)	3,229	3,319	3,292	3,288	3,365
使用料収入(千円)	1,374,865	1,423,471	1,411,597	1,407,067	1,447,490

■下水道施設の維持管理費用削減の取組 (施設管理課)

水再生センター場内清掃業務等の委託管理や設備の長寿命化対策、省エネルギーの推進などにより維持管理費の削減に取り組みました。

水再生センター等の委託管理では、市内10か所の施設の点検や清掃を委託業務により実施しています。また、市内2か所の汚泥資源化センター及び金沢水再生センター前処理施設では、従来の委託業務よりもさらに民間のノウハウを活用した包括的管理委託を採用し、維持管理費の削減に努めるとともに安全・安心かつ効率的な運営管理を図っています。

設備の長寿命化対策では、老朽化した設備について、設置から維持管理、更新に係る費用を含めたライフサイクルコストを低減するため、設備の長寿命化対策に取り組んでいます。なお、国のストックマネジメント支援制度を活用し、設備機器の修繕費用の削減を図っています。

省エネルギーの取組としては、本市の節電対策にあわせた、空調・照明の適正管理・機器の効率的な運転を徹底するとともに、電力需要の高い時間帯の電力抑制を実施しました。

■下水道・河川広報事業 (マネジメント推進課、河川流域調整課)

下水道・河川事業の役割や重要性、魅力を発信し、事業の持続可能性の確保につなげるため、様々な主体と連携し、積極的な情報発信や環境教育を推進しています。

令和6年度は「東京湾大感謝祭」への参加や8月1日の「水の日」に合わせて水循環に関する普及啓発などを行いました。また、下水汚泥の肥料利用の啓発およびGREEN × EXPO 2027 機運醸成のため、下水道展'24 東京ヘーブース出展しました。加えて、年齢を問わず防災・減災の意識を高めていただくことを目的として、「防災の日」に合わせて、トレッサ横浜において、水防災に関する普及啓発などを行いました。

■国際貢献事業と海外水ビジネス展開 (マネジメント推進課)

横浜市では、経済成長に伴う産業型の公害や、自動車の交通公害、近隣騒音そして生活排水による河川の汚染などの都市生活型の公害に対し対応してきた経験、これまで蓄積してきた下水処理・汚泥処理技術をはじめとする環境全般に関する技術・ノウハウ等を新興国等に対して提供するなど、技術協力をしています。

例年、JICA等を通じた世界各国からの視察者を受け入れており、令和6年度の受入人数は合計161名でした。

また、横浜水ビジネス協議会との連携のもと、JICAが実施する無償資金協力事業および技術協力プロジェクトを活用し、地方自治体と協働した官民連携の取り組みを推進しています。これにより、新興国等における水環境課題の解決を図るとともに、市内企業等の海外における水ビジネスの案件形成を支援します。

■適切な工事発注と安全な施工の推進 (技術監理課)

老朽化する下水道施設や河川施設が増大する中で、施設を供用しながら施工する更新事業は複雑で高度な技術を要します。下水道河川局で発注する下水道・河川の更新や新規整備を円滑、効率的に推進するために技術基準や積算基準書の作成を行っています。また、適切な発注事務を進めるために担当職員への技術的支援も行っています。

道路上や河川など市民の皆さんに身近な場所で行う工事では、安全な施工が市民生活の安全にもつながります。そこで請負業者、監督職員に向けて事故防止に係る啓発活動を行っています。

資源循環局

ごみ処理を通じた社会課題の解決に向けて

現在、「地球沸騰化」と表現されるように、気候変動の危機感が高まる中、その原因ともいわれる温室効果ガスの削減が喫緊の課題となっています。廃棄物分野では、温室効果ガスの約9割がプラスチック等の焼却により発生しています。

そこで、「ヨコハマ プラ5.3計画」に基づき、脱炭素社会の実現に向けたプラスチック対策の推進に重点を置き、「燃やすごみに含まれるプラスチックごみの量」を2万トン削減することを目標に掲げています。

計画目標の達成には、市民一人あたり5.3kg削減する必要があることから、「5.3」を「ごみ」と読むメッセージ性のある計画名称としています。

ごみ処理状況

■令和6年度の状況（政策調整課）

令和6年度のごみと資源の処理量は103.5万トンで、令和4年度に対して5.3パーセント（5.8万トン）減少しました。

家庭系のごみと資源の処理量については6.7パーセント減少し、事業系のごみ量については1.4パーセント減少しました。

表1 令和6年度ごみと資源の処理量実績 【単位：トン】

		令和6年度実績	令和4年度実績 (基準年度)	令和4年度比
市 全 体		1,034,758	1,093,017	▲ 58,259
内 訳	家庭系	ごみ量	531,581	566,139 ▲ 34,557
		資源化量 ^{※1}	225,825	245,517 ▲ 19,692
		小計	757,407	811,656 ▲ 54,249
事業系		ごみ量	277,352	281,362 ▲ 4,010
		小計	277,352	281,362 ▲ 4,010

※1 家庭系の資源化量は、行政が回収した資源化量と資源集団回収量の合計です。
※表中の数値は整数表示をしているため、算出した結果が一致しない場合があります。



「ヨコハマ プラ5.3計画」ロゴ

ごみ ヨコハマ プラ5.3計画の推進

■「ヨコハマ プラ5.3計画」の概要（政策調整課）

1 基本理念

将来にわたってごみの処理を安定的に継続していくとともに、SDGsの達成はもちろん、脱炭素社会の実現や循環経済の移行に向け、果敢に挑戦していきます。

さらに、ごみの処理を通じて、環境、経済、社会的な課題解決に向け、市民・事業者・行政が共に考え、取り組んでいくことで誰もが快適に暮らし、将来世代に良好な環境を引き継いでいきます。

2 目標

2023（令和5）年度から2030（令和12）年度まで

3 計画期間

燃やすごみに含まれるプラスチック量を年間で2万トン削減

4 体系図

基本方針1 SDGsの達成と脱炭素社会の実現

政策1 プラスチック対策の推進

政策2 食品ロス削減の推進

政策3 環境学習・普及啓発の推進

基本方針2 市民ニーズへの対応と安心したごみ処理

政策4 多様な社会ニーズへの対応

政策5 安定したごみの収集・運搬・処理・処分

政策6 将来を見据えた施設整備

■市民・事業者に対する啓発の実施（政策調整課、3R推進課、業務課、施設課）

市民意識を高めるため、各種の広報・啓発事業を展開しています。

1 「ヨコハマ プラごみ計画」広報の推進

- (1) 各種広報媒体を活用した3Rの行動事例の情報提供
- (2) 市内イベントでのPR
- 2 小・中学生を対象にしたヨコハマ3Rポスターコンクールの開催
- 3 焼却工場等の施設見学会の実施
- 4 小学4年生用環境学習副読本の作成・配付
- 5 スマートフォンアプリ「横浜市ごみ分別アプリ」の配信、AIを使ったごみ分別案内の実施（イーオのごみ分別案内）
- 6 SNSやホームページを活用した情報提供
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/>
- 7 啓発拠点
子どもから大人まで誰もが楽しみながら3Rや環境問題について学べるよう、収集事務所や焼却工場に、ごみの分別パネルや環境に関する情報を展示した啓発拠点を設置しています。

(1) ミーオ・イーオひろば 鶴見

所在地 鶴見区末広町1-15-1 (鶴見工場内)
TEL 045-521-2191 FAX 045-521-2193
ホームページ
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/shokyaku/kojo-tsur/tsurukou-hiroba.html>

(2) ミーオ・イーオひろば あさひ

所在地 旭区白根2-8-1 (旭工場内)
TEL 045-953-4851 FAX 045-953-4852
ホームページ
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/shokyaku/kojo-as/3rmhiroba.html>

(3) ミーオ・イーオひろば 金沢

所在地 金沢区幸浦2-7-1 (JFE横浜金沢マリンエネルギーセンター(金沢工場)内)
TEL 045-784-9711 FAX 045-784-9714
ホームページ
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/shokyaku/kojo-ka/14slim-hiroba.html>

(4) ミーオ・イーオひろば つづき

所在地 都筑区平台27-1 (都筑工場内)
TEL 045-941-7911 FAX 045-941-7912
ホームページ
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/shokyaku/kojo-tsuz/3rmhiroba.html>

(5) 遊んで♪学んで！都筑3R教室

所在地 都筑区平台27-2 (都筑事務所内)
TEL 045-941-7914 FAX 045-941-8409
ホームページ
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/jimusho/tsuzuki/info/3rmkyoshitsu.html>



横浜市資源循環局マスコット
ミーオ



横浜市資源循環局マスコット
イーオ

(6) プレパークさかえ

所在地 栄区上郷町1570-1 (栄事務所内)

TEL 045-891-9200 FAX 045-893-7641

ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/jimusho/sakae/info/purepaku.html>

■市民・事業者・行政が協働し、ごみ減量を推進（政策調整課調査等担当、3R推進課、事業系廃棄物対策課、街の美化推進課）

1 食品ロス・生ごみの削減

(1) 食品ロス削減に向けた取組の推進

家庭から出される燃やすごみに含まれる食品ロスを減らすため、出前講座の開催、フードバンク・フードドライブ活動の推進など食品ロス削減の呼びかけを行っています。環境や食育など、様々な視点から取組を進め、自ら取り組んでいただけるよう働きかけています。

また、平成29年度から食品廃棄物の発生抑制や再生利用などに関する取組が特に優れている事業者を「横浜市食の3R きら星活動賞」として表彰しています。

(2) 土壤混合法の普及啓発

生ごみの減量に向けた取組の一つとして、プランターやダンボールを使用して、家庭から排出される生ごみを土と混ぜ合わせることで、土中の微生物が生ごみを分解し、栄養分豊かな土に変える土壤混合法の講習会等を行い普及啓発を行っています。

(3) 生ごみの資源としての有効利用

更なる資源の有効活用促進のため、生ごみのバイオガス化技術に関する調査、情報収集などを引き続き進め、関係局と協議、連携を図りながら検討しています。

(4) 食べきり協力店

外食時の食品ロス削減に向け、食べ残しを減らす取組を実践していただける飲食店や宿泊施設を「食べきり協力店」として登録し、取組内容等をホームページで紹介しています。

令和6年度末現在

・登録店舗数 974店

2 環境事業推進委員制度

環境事業推進委員は、市長の委嘱を受けて自治会町内会などの地域において行政と緊密に連携し、3R行動を中心に次のような取組を行っています（任期2年、3,641名）。

- ・ごみ集積場所における分別排出の実践・啓発活動
- ・3R(スリーアール)行動を中心とした環境行動の実践・啓発活動
- ・地域清掃活動の推進
- ・清潔できれいな街づくりの推進
- ・地域への情報提供
- ・住民からの相談と行政機関への連絡

3 横浜環境行動賞「3Rまちの美化」功労者表彰

様々な環境行動により3Rやまちの美化などの推進に功労のあった個人・団体の表彰を行います。

4 リデュース（発生抑制）の推進

プラスチックごみの削減に向けた取組の一つとして、事業者と連携してキャンペーンを行っています。

また、ペットボトル等の使い捨てを減らすため、持参したマイボトルに入れたてのコーヒーやお茶などを販売したり、お水などを無料で提供する場所を「マイボトルスポット」として登録し、周知しています。

■徹底的なごみの分別と資源化の推進 (業務課、事業系廃棄物対策課)

1 家庭系ごみ

(1) 分別収集の実施

家庭から出るごみの減量・リサイクルを推進するため、10分別15品目の分別収集を実施しています。

「プラスチック製容器包装」は、容器包装リサイクル法に基づき国の指定法人に引き渡し、再商品化しています。なお、令和6年10月から中区、港南区、旭区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区で、「プラスチック製容器包装」に「プラスチックのみでできた製品」を加えた「プラスチック資源」に分別収集品目を変更し、令和7年4月からは市内18区で実施しています。また「古紙」「古布」「スプレー缶」「小さな金属類」「粗大ごみから取り出した金属類及び羽毛布団」はそれぞれ再生資源として売却し、「乾電池」及び「燃えないごみ」は再資源化事業者に委託し、再生利用しています。

分別収集で集めた缶・びん・ペットボトルは、資源選別施設で缶は材質別、びんは色別に選別し、缶と無色・茶色のびんは品目ごとに再生資源として売却し、びんのうちその他の色とペットボトルは、容器包装リサイクル法に基づき国の指定法人に引き渡し、再商品化しています。なお、「プラスチック製容器包装」とびんのその他の色の市町村負担割合分及びガラス残さについては再資源化事業者に委託し、再生利用しています。

(2) 小型家電リサイクル事業

家庭から排出された携帯電話やデジタルカメラ等、小型家電のリサイクル事業を、平成25年10月から実施しており、平成28年5月からは回収品目にパソコンを追加しています。

対象は、小型家電リサイクル法施行令に規定されている品目のうち、小型家電回収ボックスの投入口(30cm×15cm)に入る長さ30cm未満の使用済小型家電です。各区の総合庁舎や資源循環局事務所、市内の大型スーパー・ホームセンター等に専用の回収ボックスを設置して回収するとともに、18区で行われる区民まつり等のイベント会場でも回収しています。回収拠点は市内79か所です(令和7年4月現在)。

回収した小型家電は、小型家電リサイクル認定事業者に売却し、解体・破碎・選別処理を行い、基盤等からの有用金属の再資源化を行っています。

(3) 資源集団回収

自治会町内会、子ども会、老人クラブ、PTAなどの団体が、地域の自主活動として古紙等の資源物を回収し資源化しています。これらの活動に対して、奨励金の交

付を行い、地域コミュニティの活性化やリサイクル意識の醸成を図っています。

現在、市内の家庭から排出される古紙・古布については、原則として資源集団回収により回収されています。(ただし、拠点回収及び「ふれあい収集」など個別収集が必要な場合は、行政による回収を実施しています。)

(4) 資源回収ボックス

資源物のリサイクルとごみの減量化を推進するための常設の資源回収拠点として、一部の区役所・地区センター・コミュニティハウスなど87か所(令和7年4月現在)に設置した「資源回収ボックス」で、新聞、雑誌・その他の紙、紙パック、布類を回収しています。

(5) センターリサイクル

センターリサイクルとは、各区の資源循環局事務所が実施している資源物の拠点回収です。

平成17年度からは、全収集事務所(緑区は長坂谷ストックヤード、栄区は栄ストックヤード)において、資源物の受入れをしています。

(6) 分別ルールを守らない者に対する罰則制度

「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に基づき、分別に御協力いただいている多くの市民が不公平感を抱かず、今後も意欲的に分別していただけるよう、繰り返し指導等を行っても分別しない人に対して罰則(過料2,000円)を科す制度を平成20年5月1日から実施しています。

(7) 廃棄物及び資源物の持去り禁止

「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に基づき、集積場所等に出された廃棄物及び資源物を持去ることを禁止しています。持去り対策としてパトロールを実施し、禁止命令に従わない場合は20万円以下の罰金を規定しています。

2 事業系ごみ

(1) 排出事業者指導

市内の事業者に対し、「ヨコハマ プラ5.3計画」の趣旨や必要性を周知するとともに、減量・リサイクルの取組を働きかけています。また、「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」により事業用大規模建築物から毎年提出される「減量化・資源化等計画書」に基づき、立入調査を実施するとともに、中小事業所へも、減量・リサイクルの働きかけや適正処理の指導を行っています。

令和6年度実績

- ・事業者への説明・働きかけ 5回 1,380人
- ・立入調査件数(大規模建築物) 420か所
- ・現況確認等件数(中小事業所) 2,771か所

(2) 焼却工場での搬入物検査

焼却工場では、搬入物検査を実施し、古紙等の資源物や、廃プラスチック類等の産業廃棄物が搬入された場合は、持ち帰り等の指導を行うとともに、資源化ルート等への誘導を行っています。

令和6年度実績

- ・検査台数 169,556台、指導台数 839台、
持ち帰り台数 124台

(3) 分別違反等への罰則制度

事業者には、「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に基づき、ごみの分別区分や排出方法のルールを守ることを義務づけるとともに、繰り返し指導を行ってもルールを守らない事業者に対して改善を促し、最終的には罰則（過料 2,000 円）を科す制度を平成 20 年 5 月 1 日から実施しています。

(4) 処理業者指導

一般廃棄物収集運搬業及び処分業の許可審査や指導を行っています。また、資源循環産業の担い手として、他の模範となる事業者に対し、平成 17 年度から優良事業者認定を行っています。

令和 6 年度実績 17 事業者

(5) 市役所ごみゼロの推進

横浜市役所も一事業者として、施設から排出されるごみの減量・適正処理に率先して取り組んでいます。

全職場に対し、ごみの分別徹底や 3R 行動を呼びかけるとともに、目標の設定、本市施設を対象としたルート回収を通じて、市役所での 3R の取組を推進しています。

■環境に配慮したごみ処理の推進

(政策調整課調査等担当、施設課、施設計画課、処分地管理課)

1 焼却処理

家庭ごみ等の燃やすごみを 4 つの焼却工場で安全・安定的に焼却処理しています。焼却にあたっては、高度技術を導入した排ガス処理設備により、ダイオキシン類など有害物質の排出を抑制するとともに、工場排水について浄化処理を行うなど、工場周辺の環境に影響を与えないよう適正な維持管理に努めています。

2 焼却工場の脱炭素化への取組

焼却工場では、ごみ焼却に伴い発生する熱エネルギーを有効利用しています。

この熱エネルギーを利用して創出される蒸気や電力は、化石燃料を使用しないため、社会全体の脱炭素化につながる環境にやさしいエネルギーとして注目されています。

これらのエネルギーを市内企業や公共施設等で活用することで、市域内での脱炭素化を進めています。

(1) 蒸気供給による取組

熱エネルギーを蒸気として、工場併設の余熱利用施設に供給しています。また、地域の脱炭素化についての取り組みを進めており、令和 5 年度には鶴見工場近隣の末広地区を対象として、実証試験を行う事業者を公募型プロポーザル形式で募集し、東亜合 成株式会社を選定しました。令和 6 年度からは熱エネルギーの供給設備等の整備を実施しています。

(2) ごみ発電による取組

電力は、工場内で利用するほか、余熱利用施設や隣接する下水道施設に供給しており、令和 2 年度からは市庁舎への自己託送を実施しています。

また、非化石証書（環境価値）の活用として、令和 3 年度から小売電気事業者と連携し、焼却工場で創出した CO₂ 排出ゼロの電気を市内事業者へ供給する「はまっこ電気」を開始しました。さらに、市庁舎・区庁舎でも活用するほか令和 5 年度には横浜市営地下鉄「グリーンライン」へ活用を拡大するなど、地産地消の更なる促進を図り、市内で 100% 活用しています。

(3) 新たな脱炭素化への取組

工場の排ガスに含まれる二酸化炭素を分離・回収し、水素と合成して e-Methane を生成する実証実験を、民間企業と共同で実施しています。

また、クリーンガス証書による環境価値の移転や、二酸化炭素を有効利用する脱炭素化への取り組みを進めています。

3 焼却灰の有効利用

南本牧第 5 ブロック廃棄物最終処分場を本市唯一の処分場として長く大切に使用していくため、ごみの減量化に加え、焼却灰の資源化を継続的に実施することが重要です。資源化の手法については、溶融処理や焼成処理、セメント原料化、薬剤固化があり、令和 6 年度は民間による溶融処理を実施しました。

4 埋立処分

焼却工場で発生する焼却灰や不燃性の一般廃棄物及び市内中小企業の事業者から排出される産業廃棄物は、臨海部にある南本牧第 5 ブロック廃棄物最終処分場で埋立処分されています。最終処分場では、排水処理施設により、浸出水を適正に処理・浄化しています。

5 焼却工場や最終処分場の環境対策

焼却工場では排出されるガスなどを適正に処理し、安全で適切な管理を行っています。

最終処分場（埋立てが終了した場所も含む。）では、排水処理施設により、発生する浸出水の処理を行うとともに、水質等の調査を定期的に実施するなど、周辺環境に影響を与えないよう確認し、環境保全に努めています。

6 廃棄物減量化・資源化技術等の調査・研究

廃棄物の更なる減量化や資源化・適正処理の推進等に関する技術の調査・研究を行っています

7 将来を見据えた施設整備

ごみ処理を将来にわたり環境に配慮し、安定的に継続していくため、保土ヶ谷工場の再整備や金沢工場の長寿命化工事を行うとともに、老朽化が進む焼却工場や資源選別施設等の計画的な更新に向けた調査、検討を実施しました。

■環境にやさしい、きれいなまちづくりの推進 (街の美化推進課、区資源化推進担当)

1 クリーンタウン横浜事業

「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」に掲げた「清潔で安全な街」の実現に向けて、美



※再整備中

施設配置図（令和7年4月現在）



清掃活動の様子



喫煙禁止地区での指導の様子

化対策やポイ捨て・歩きたばこ防止の取組を推進しています。

(1) まちの美化の推進

空き缶や吸い殻等のポイ捨てを禁止し、まちの美化を推進するため、主要駅や繁華街などを美化推進重点地区として指定しています。横浜駅や桜木町駅周辺など都心部の歩道等の清掃や地域住民によるクリーンアップ活動を支援し、各区では、清掃活動やポイ捨て防止の啓発活動などを行っています。

(2) 路上喫煙・歩きたばこ防止の取組

吸い殻のポイ捨て防止や、たばこの火による火傷や服の焼け焦げなどから市民の安全を守るために、特に人通りの多い横浜駅周辺地区、みなとみらい21地区、関内地区、鶴見駅周辺地区、東神奈川駅周辺地区、新横浜駅周辺地区、戸塚駅周辺地区、二俣川駅周辺地区の8地区を喫煙禁止地区に指定しており、地区内では職員が巡回し、違反者への指導を行っています。(違反者は罰則(過料2,000円)の対象となります。)

喫煙禁止地区以外の地域では、喫煙スポットパトロー

ルを駅周辺で実施し、歩きたばこやポイ捨ての防止等について周知・啓発をしています。

2 不法投棄の防止

不法投棄されたごみの撤去を行うほか、不法投棄されやすい場所に防止看板や監視装置を設置し、また、夜間監視パトロールを実施するなど、防止策を行っています。

3 放置自動車対策

「横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例」に基づき、放置自動車の対策を実施しています。市民からの通報等により、現場調査や各関係機関へ所有者等について照会し、所有者等が判明したものは撤去の要請を行います。

また、所有者等が不明なものについては、「横浜市放置自動車及び沈船等廃物判定委員会」に諮問し、廃物と判定されたものを公告、廃物認定を経た後に撤去しています。

4 焼却工場の24時間受入れ

JFE 横浜金沢マリンエネルギーセンター（金沢工場）では、24時間受入れを実施しています。事業系ごみの計画的で効率的な収集作業や夜間営業飲食店等から出されたごみの迅速な収集を可能とし、ごみのない美しい街の実現を推進します。

ごみ・し尿の収集処理

■家庭系ごみの収集（業務課）

市内の18収集事務所等が、ステーション方式で収集を実施しています。ごみの減量・リサイクルを推進するため、以下のとおり分別収集を実施しています。

1 燃やすごみ・燃えないごみ（ガラス類・陶磁器類・蛍光灯等）・スプレー缶・乾電池

週2回収集し、燃やすごみは焼却工場で焼却しています。燃えないごみ（ガラス類・陶磁器類・蛍光灯等）・スプレー缶・乾電池は資源化しています。

2 プラスチック製容器包装※、缶・びん・ペットボトル及び小さな金属類

週1回民間委託事業者が収集し、資源化しています。
※令和6年10月から中区、港南区、旭区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区で、「プラスチック製容器包装」に「プラスチックのみでできた製品」を加えた「プラスチック資源」に分別収集品目を変更し令和7年4月からは市内18区で実施しています。

3 古紙・古布

原則として資源集団回収で収集されていますが、「ふれあい収集」など一部は、行政が収集し、資源化しています。

4 粗大ごみ

粗大ごみ受付センターへのインターネットなどのICTツール又は電話での事前申込みにより、有料で民間事業者が収集しています。また、粗大ごみのうち、まだ使うことができる家具類などをリユース品として工場や一部の事務所などで市民に提供しています。

粗大ごみ受付センター

URL <https://www.sodai.city.yokohama.lg.jp/>
TEL 0570-200-530（ナビダイヤル）
045-330-3953

5 家庭系ごみの排出支援に関する取組

(1) ふれあい・粗大ごみ持ち出し・狭あい道路収集

家庭ごみを集積場所まで持ち出すことができない一人暮らしの高齢者や障害のある方などを対象に、玄関先などまで家庭ごみの収集に伺う「ふれあい収集」を実施しており、ごみが出ていない場合には声かけを行っています。さらに、粗大ごみを持ち出すことができない同様の方などを対象に、自宅内に入って粗大ごみを収集する「粗大ごみ持ち出し収集」を実施しています。また、道路が狭く収集車が通行することができない地域には、軽四輪車でごみを収集する「狭あい道路収集」を行っています。

(2) いわゆる「ごみ屋敷」対策

いわゆる「ごみ屋敷」に対応するため、平成28年12月1日に施行された「横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例（いわゆる「ごみ屋敷」対策条例）」に基づき、対策を進めています。

市内の様々な案件の解決に向け、区と局が連携して福祉的支援を重ね、本人から堆積物撤去の同意を得た案件について、区役所等と協力し排出支援を行っています。

6 犬・猫等動物の死体処理

路上や空き地などで発見された動物死体については、市民からの連絡を受けて処理しています。なお、飼育動物の合同火葬を希望する場合は手数料（6,500円）を徴収して出張回収を行っています。

■し尿の収集処理

（業務課、施設課、事業系廃棄物対策課、街の美化推進課）

本市のし尿処理方法は、全市的に下水道処理が普及しております。一部、浄化槽処理及びくみ取り処理を行っています。

令和6年度末におけるし尿処理状況は本市人口約376万人のうち、浄化槽処理約0.21%、くみ取り処理約0.03%と推測されます。

令和6年度のくみ取りし尿及び浄化槽汚泥等の収集量は34,350キロリットルで、全量を磯子検認所で受け入れ、前処理をした後に、下水道河川局水再生センターへ圧送し、最終処理をしました。

1 処化槽

令和6年度に設置された基数は30基で、市内全体での設置累計は4,455基となっています。

横浜市では、これらの処化槽の設置及び維持管理が適正に行われるよう「処化槽法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建築基準法」等に基づいた指導を行っています。

2 公衆トイレ・災害対策用トイレ

市内の駅周辺など、人通りの多いところには公衆トイレを設置しており、日常清掃や破損箇所の補修などの維持管理作業により、清潔な公衆トイレの保持に努めています（令和7年4月1日現在、74か所）。

また、地震等の災害時のし尿処理対策として、地域防災拠点等に災害対策用トイレを配備しています。

■産業廃棄物の適正処理指導 (事業系廃棄物対策課)

1 産業廃棄物の適正処理及び資源化・再利用

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では事業活動に伴って発生する廃棄物のうち20種類を産業廃棄物として定めるとともに、特に、爆発性・毒性・感染性等の性状を有する産業廃棄物を特別管理産業廃棄物として定め、排出事業者の自己処理責任の原則を明確にしています。

現在市内には、約11万8千の事業所があり、そこから排出される産業廃棄物の量は、令和5年度で約822万トンと推計されています。

横浜市では、産業廃棄物の適正処理を図るため、排出事業者に対する適正処理指導、産業廃棄物処理業の許可及び指導監督業務等を行っています。

2 不適正処理の監視・指導

平成17年4月1日から、不適正処理に対する迅速な対応を図るため、各区の収集事務所に相談窓口を開設しました。また、事業系廃棄物対策課に県警OB職員と市職員で構成する専従機動班を設置し、収集事務所と連携しながら、違法事案に対し厳正な措置を講じていくなど事業系廃棄物の不適正処理の監視・指導の強化を図っています。

3 PCB廃棄物適正処理の推進

PCB（ポリ塩化ビフェニル）は、変圧器・コンデンサーなどの電気機器等に広く使用されてきましたが、人体への影響から昭和47年に製造が中止され、その後、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき対策を進めてきました。

高濃度PCBを含む廃棄物は、変圧器・コンデンサーが令和3年度末、蛍光灯安定器等が令和4年度末をもって処分期間が終了しました。

引き続き、低濃度PCBの保管状況を把握し、保管が判明した事業者に対し、期間内に所定の手続きを行うよう働きかけていきます。

4 処理業者指導

産業廃棄物処理業は、「産業廃棄物」の収集運搬業と処分業、「特別管理産業廃棄物」の収集運搬業と処分業4種類の許可区分に分類されます（処分業とは、焼却・破碎などの中間処理業又は埋立などの最終処分業です）。

横浜市では、産業廃棄物の適正処理推進のため、これら処理業者に対して現地審査や立入指導を行っています。

5 最終処分に対する指導

横浜市内で埋立処分される汚泥、燃え殻、鉱さい、ばいじん等の環境影響の大きい廃棄物については、排出事業者が事前に提出する分析調査報告書により基準を満たしていることの確認をしてから最終処分を認めることとしています。

最終処分場に対しては、法令に基づく処分基準、事前承認制度、処理伝票や帳票類の整理等の遵守状況の把握、廃棄物の抜取検査、排水処理などの維持管理等についての指導監督を行っています。

また、埋立終了後の処分場についても、維持管理や跡地利用に関する指導を行うため、立入検査を実施しています。

6 公共関与による最終処分場

南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場において、公共事業や市内中小企業から発生する産業廃棄物の受入れを行っています。

7 建設工事に係る資材の再資源化等の促進

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」及び「建築物の解体工事に係る指導要綱」による特定建設資材（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び木材）の再資源化を促進するために助言・指導を行っています。

また、「ヨコハマ ブラ5.3計画」の掲げる目標の達成のため、特に建設工事における新築・増改築及び修繕工事から排出される建設混合廃棄物（分別可能な廃プラスチックを含む）についても、パトロール等を通じて現場分別の徹底を事業者のみなさまへ呼びかけていきます。

8 自動車リサイクル

使用済自動車のリサイクルや適正処理を図るため、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」により、使用済自動車の解体業や破碎業に対する許可制度、使用済自動車の引取業やフロン類回収業の登録制度、リサイクル料金の預託制度などが運用されています。

本市では許可を取得した事業者に対して、許可基準の遵守状況の確認や、環境への影響が起きないよう定期的な立入指導等を行っています。

9 戸塚区品濃町最終処分場対策

戸塚区品濃町最終処分場では、生活環境の保全上の支障のおそれがない状態を維持するため、環境省の産業廃棄物適正処理推進費補助金（特定支障除去等維持事業補

助金) の交付を受け、行政代執行にて、場内汚水を浄化する水処理施設の維持管理やモニタリング等の対策を行っています。

また、行政代執行に要した費用については、引き続き原因者へ求償を行っています。

廃棄物分野における国際協力

■ Y – PORT 事業を通じた支援 (政策調整課ほか)

ごみ排出量増加が社会課題になっているベトナム国ダナン市において、横浜市の廃棄物管理のノウハウの提供などを行い、令和6年度にベトナム国全体のモデルとなる廃棄物管理計画が策定されました。

また、フィリピン国セブ市から、分別・リサイクルの推進に向けて本市の知見やノウハウを提供してほしいと依頼があったため、来日研修や現地派遣を通じて支援を行います。

■アフリカ諸国・都市への支援 (政策調整課ほか)

平成29年4月に環境省・JICA等と共同で設立した「アフリカのきれいな街プラットフォーム(ACCP)」のもと、本市は、廃棄物管理の知見や先進的な技術が評価され、アフリカ諸国・都市の廃棄物管理を改善するための研修の拠点を担っています。アフリカ各国・都市の廃棄物行政関係者を対象に、2018年から継続して研修を実施しています。

■海外からの視察受入れ (政策調整課ほか)

廃棄物処理施設等の視察受入れや国際機関等が実施する研修を通じて、本市の廃棄物管理の取組を紹介します。

各種委員会等

■横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会 (政策調整課)

ごみの減量・リサイクルや適正な処理の推進に関するさまざまな施策について、審議しています。

■横浜市放置自動車及び沈船等廃物判定委員会 (街の美化推進課)

放置自動車及び沈船等が廃物に該当するか否かの判定を行っています。

■公益財団法人 横浜市資源循環公社 (総務課)

廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理並びに地球温暖化対策に関する諸事業を通じて、市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、循環型社会及び低炭素社会の形成に寄与するため、各種事業を実施しています。

建築局

「子育てしたいまち 次世代と共に育むまち ヨコハマ」の実現

将来にわたり安全で快適な暮らしを確保し、多様な世代から選ばれる都市を目指すため、横浜市中期計画 2022～2025 総仕上げの年として、5つの施策を着実に推進します。

- 1 災害に強いまちづくり
- 2 脱炭素社会・循環型社会の実現
- 3 多様な世代に選ばれ、安心して暮らせる住環境の整備
- 4 安全・安心やまちづくりを支える建築・宅地指導行政の推進
- 5 市民生活を支える公共施設の整備・保全

都市計画・土地利用調整

■都市計画の手続等（都市計画課）

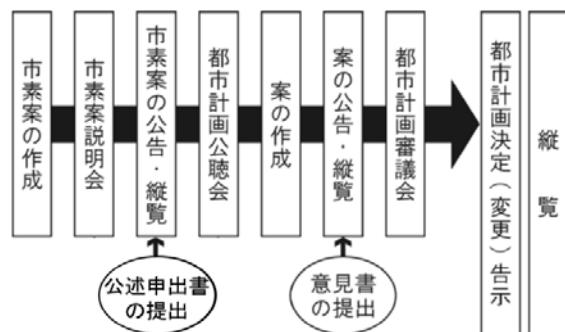
都市計画の手続

都市計画は、広域的・根幹的なものを都道府県が、その他のものを市町村が定めることとなっています。

平成 27 年 6 月から、都市計画の基本的な方針を定める都市計画区域マスタープランの決定権限が神奈川県から横浜市に移譲され、都道府県とほぼ同等の権限を有することになりました。

都市計画の案の作成に際しては、必要に応じて説明会や公聴会等を開催するとともに、都市計画案の縦覧や意見書の受付を行うなど、住民の意見を反映する機会が設けられています。

都市計画の手続



都市計画の提案制度

住民等がより積極的に都市計画に関わることを可能とするため、土地所有者等が一定の条件を満たした上で、

地方公共団体に都市計画の提案ができる制度が平成 14 年の都市計画法の改正により創設されました。

1 提案できる都市計画

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等の方針を除く都市計画

2 提案できる主体

土地所有者等、まちづくり N P O 等あるいは民間事業者等

3 提案の要件

- ・0.5 ヘクタール以上の一団の土地の区域
- ・法令で定める都市計画に関する基準に適合
- ・提案区域内の土地所有者等の 2/3 以上の同意（人数及び面積）

市街化区域と市街化調整区域

都市計画区域を、すでに市街地を形成している区域及びおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域（市街化区域）と市街化を抑制する区域（市街化調整区域）に区分（区域区分）し、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図ります。

この区域区分（線引き）は、昭和 45 年 6 月に決定され、これまで 52 年 3 月、59 年 12 月、平成 4 年 9 月、9 年 4 月、15 年 3 月、22 年 3 月、30 年 3 月、令和 7 年 5 月に全市的見直しを行いました。

地域地区

次の制度により適正な土地利用を図っています。

1 用途地域

地域における住居の環境の保護又は業務の利便の増進を図るため、住居系・商業系・工業系の 12 種類の用途地域を指定し、建蔽率、容積率、敷地面積

の最低限度などを定めています。

2 防火地域・準防火地域

建築物の不燃化による都市防災の強化を図るために、防火地域又は準防火地域を指定し、建築物の規模による構造上の規制を行っています。

3 その他

用途地域内において市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るために、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める高度地区、都市における風致を維持するための風致地区、港湾を管理運営するための臨港地区、良好な都市環境の形成に必要な緑化を推進するための緑化地域、地域の特性にふさわしい、きめ細やかなまちづくりを行うための地区計画等を定め、これらの諸制度の活用により、都市の健全な発展と秩序ある整備を図ります。

都市施設

円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上を図り、良好な都市環境を確保するためには、道路・鉄道・公園・緑地・下水道・ごみ焼却場などの都市施設を計画的に配置することが求められます。都市施設の都市計画決定(変更)にあたっては、広く住民に施設の規模、配置を明確に示し、住民の合意形成を促進しつつ、土地利用や他の都市施設等と計画の整合性及び一体性の確保を図ります。

■都市計画に関する許可、指導（都市計画課）

都市計画法に基づく許可等

都市計画施設（道路・公園・河川等）区域内の都市計画法に基づく建築許可や、用途地域その他の地域地区、都市計画施設の都市計画決定線の位置確認を行っています。令和6年度の建築許可件数は177件、都市計画決定線の位置確認件数は591件です。

都市計画情報の提供

1 最新の都市計画情報

用途地域や都市計画施設などの都市計画の内容を、本市ホームページの横浜市行政地図情報提供システム（iマッピー）で公開しています。また、iマッピーの閲覧端末を、市庁舎2階の「よこはま建築情報センター」に設置しています。

令和6年度には「公図（14条地図）」に都市計画決定線を重ねた新マップ「Cマッピー」を公開しました。（令和6年度iマッピーアクセス件数963,054件・Rマッピーアクセス件数57,839件・Cマッピーアクセス件数3,778件）

（iマッピー・Rマッピーアドレス・Cマッピーアドレス）
<https://www.city.yokohama.lg.jp/>

2 過去の都市計画情報

都市計画法により縦覧に供することとなっている、都市計画決定（変更）を行った都市計画の図書を本市ホームページから閲覧できます。

（Aマッピーのアドレス）

<http://a-mappy.city.yokohama.lg.jp/>

■土地利用の総合調整（企画課）

横浜市では、本市が指定する工業集積地域内の土地利用転換の機会や民間事業者が一定の規模を要する建築・開発計画を策定する初期段階を捉え、本市の都市計画マスタープランなどの行政計画への整合や、子育て・交通などの地域が抱える課題への対応等を踏まえた総合的な視点で助言を行い、適正な土地利用が促進されるよう取り組んでいます。

令和6年度

土地利用総合調整会議に関する届出件数 25件

工業集積地域に関する届出件数 31件

建築防災

■住宅の耐震診断・改修の支援（建築防災課）

地震に強い「安全・安心なまちづくり」を推進するため、平成12年5月末日以前に建築確認を得て着工された木造住宅と、昭和56年5月末日以前に建築確認を得て着工された分譲マンションの耐震診断と改修等を支援する制度を実施しています。

木造住宅は、横浜市が耐震診断士を無料で派遣します。倒壊のおそれがある住宅については、耐震改修費用（持家のみ）、もしくは除却費用を補助します。

また、木造住宅の1階に設置できる防災ベッド、耐震シェルターの設置費用を補助します。

マンションは、予備診断で「本診断（精密診断）が必要」と判定されたマンション等が本診断を行う場合、その費用を補助します。本診断の結果、「改修が必要」と判定された場合、耐震設計・改修費用を補助します。

令和6年度

木造住宅耐震診断士派遣件数	621件
木造住宅訪問相談件数	377件
木造住宅耐震改修件数	50件
住宅除却件数	132件
防災ベッド等設置件数	34件
マンション本診断実施戸数	2,172戸
マンション耐震改修工事補助実施戸数	318戸

■特定建築物の耐震診断・改修の支援（建築防災課）

昭和56年5月末日以前に建築確認を得て着工された、多数の者が利用する民間の建築物及び地震発生時に通行を確保すべき道路沿道にある建築物について、耐震診断、耐震改修設計、耐震改修及び除却の費用を補助しています。

令和6年度 耐震診断費補助件数 1件

耐震改修設計費補助件数 1件

耐震改修工事費補助件数 2件

除却費補助件数 3件

耐震診断義務付け建築物の診断結果の報告

・多数の者が利用する大規模な建築物、大規模な危険物の貯蔵庫・処理場

平成25年の「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正に伴い、平成27年12月末までに耐震診断の実

施とその結果の報告が義務付けられた対象建築物の診断結果を平成29年3月に公表し、耐震性のない建物については、積極的に建物所有者を支援しています。

・市が指定した災害時に特に重要な道路沿道の建築物

平成25年に改定した横浜市耐震改修促進計画により、耐震診断の実施とその結果の報告を義務付けた対象建築物の耐震診断が概ね完了したことから、平成31年2月に診断結果を公表しました。

耐震性がないと判定された建築物の所有者を対象に、建築士や弁護士等の専門家と連携した「耐震トータルサポート事業」により、耐震化を支援しています。

■崖地の対策等に関する業務（建築防災課）

崖地防災対策事業

1 応急資材整備事業、応急仮設工事及び緊急応急対策工事

崖崩れが発生した際には、2次災害による被害の拡大を防ぐため、応急資材等を使用した応急措置（応急資材整備事業）を行うほか、土地所有者等が行う土留柵設置などの応急措置（応急仮設工事、緊急応急対策工事）を支援します。

令和6年度実施 応急資材整備事業 4件

2 崖地防災対策工事助成金制度

個人等が所有する高さ2メートルを超える崖地、又は道路等に被害が及ぶ恐れがある崖地においては、道路面から上方1メートル又は下方2メートルを超える崖地の改善工事（予防・復旧）に対する助成制度として、「崖地防災対策工事助成金制度」を行っています。

令和6年度実施 崖地防災対策工事助成金 8件

3 崖地減災対策工事助成金制度

個人等が所有する高さ2メートルを超える崖地、又は道路等に被害が及ぶ恐れがある崖地においては、道路面から上方1メートル又は下方2メートルを超える崖地で、減災工法を活用した工事を実施する場合の助成制度として「崖地減災対策工事助成金制度」を行っています。

令和6年度実施 崖地減災対策工事助成金 8件

4 土砂災害警戒区域

神奈川県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域の指定を行っています。

本市は、区域指定に伴いハザードマップを作成・配布し、警戒避難体制の整備を図っています。

令和7年4月現在、市内の土砂災害警戒区域指定数は2,378区域、土砂災害特別警戒区域指定数は2,063区域です。

急傾斜地崩壊対策事業

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、崖崩れ災害から市民の生命を保護するため、神奈川県が行う急傾斜地崩壊危険区域の指定に協力し、その

後、神奈川県が崩壊防止工事を行う事業です。本市は、崩壊防止工事費の一部を負担しています。

令和7年4月現在、市内の区域指定数は738区域です。

■狭あい道路拡幅整備事業（建築防災課）

「横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例」（平成29年9月1日改正条例施行）により、幅員が4メートル未満の狭あい道路のうち、特に整備の促進を図る必要があるものを横浜市が「整備促進路線」として指定し、この路線に接した敷地で建築等を行う場合には、建築確認申請等の30日前までに横浜市と道路後退の整備について事前に協議を行うものです。

この協議に基づいて整備の支障となる、門・塀等の除去や移設等に要する費用を助成し、公道に面する後退用地の市による舗装を行っています。

また、整備促進路線以外の狭あい道路（公道）についても、整備に要する費用を助成する制度があります。

令和6年度 整備完了件数 563件
(整備距離 7.1キロメートル)

■吹付けアスベスト等の含有調査・除去等の支援（建築防災課）

多数の者が利用する民間建築物（店舗、事務所、駐車場等）で施工されている吹付けアスベスト等の含有調査を無料で実施しています。また、除去等の場合には工事費用を補助しています。

令和6年度 含有調査者派遣 7件
除去等工事費用補助件数 0件

■ブロック塀等の改善に関する支援（建築防災課）

平成30年6月の大阪府北部における地震を受け、地震発生時における歩行者への被害を防止する観点から、市内全域でコンクリートブロック塀等の改善工事費の一部を補助しています。

令和6年度 補助要件適合調査 223件
ブロック塀改善補助金 113件

住宅

■市営住宅の管理（市営住宅課）

市営住宅等の管理は、公営住宅法、住宅地区改良法、横浜市営住宅条例、横浜市改良住宅条例等に基づいて行っています。また、平成10年4月1日からは、高齢者用等に民間土地所有者等が建設した共同住宅を市営住宅として借り上げて、管理を行っています。令和7年3月末現在、公営住宅29,932戸、改良住宅1,066戸、更新住宅174戸の計31,172戸を管理しています。

管理業務の主なものは、市営住宅（公営・改良）の入退去、土地と建物の管理、住宅使用料の決定と徴収、建物修繕等の保全などです。

市営住宅の募集では、高齢者世帯、母子・父子世帯、障害者世帯、多子世帯及び申込回数の多い世帯等の当選

率を優遇させるなどの制度があります。令和6年度の定期募集では、空家住宅1,403戸の募集に対して8,840件の申込みがありました。

■市営住宅の再生事業（市営住宅課）

昭和56年以前に建設され、公営住宅法の法定耐用年限70年の過半を経過した、直接建設型の市営住宅を再生の対象として住戸改善事業の実施や建替事業を実施しています。

ひかりが丘住宅、川辺町住宅では住戸改善を、洋光台住宅、六浦住宅では建替えのため工事着手に向けた準備を進めています。野庭住宅では、一部街区を対象に建替えの検討を進めています。また、尾張屋橋住宅は令和7年度中、さかえ住宅は令和8年度中の完成に向けて、建替工事を進めています。

■公的賃貸住宅の供給（住宅政策課）

良質な賃貸住宅の供給を目的として、低所得の高齢者世帯向けに「高齢者向け地域優良賃貸住宅」、低所得の子育て世帯向けに「子育てりぶいん」、低所得の住宅確保要配慮者向けに「家賃補助付きセーフティネット住宅」事業を行っています。

高齢者向け地域優良賃貸住宅は、高齢者に配慮した仕様で建設する民間賃貸住宅に対し整備費及び家賃の一部を補助しています。

子育てりぶいんは、子育てに適した居住環境の民間賃貸住宅に対し家賃の一部を助成しています（現在新規供給は行っておりません）。

家賃補助付きセーフティネット住宅は、民間賃貸住宅に対し家賃及び家賃債務保証料等の一部を補助しています。

■高齢者住宅対策（市営住宅課、住宅政策課）

高齢化社会の本格化に対応し、高齢者の安定した居住確保の支援や安全な住まいづくりを進めるため、各種施策を実施しています。

市営住宅では、市が建設し所有している直接建設の住宅や、民間賃貸住宅を市営住宅として借り上げた住宅の一部を、単身もしくは、二人世帯の高齢者を対象として供給しています。

これらの住宅では、バリアフリー設計に加え、生活援助員の派遣や、生活相談室・緊急通報システムの設置など福祉施策と連携した「シルバーハウジング・プロジェクト」を実施しています。

さらに、高齢者世帯が一般の市営住宅に申し込む場合には、当選率を優遇しています。

また、高齢化対応住宅普及のため、生活支援サービス等を備えた公的賃貸住宅として、高齢者向け地域優良賃貸住宅事業を実施しています。

加えて、高齢者の多様な居住ニーズに対応するため、高齢者住替え相談事業や、高齢者が住替えた後の持家を子育て世帯へ賃貸する高齢者住替え支援モデル事業を実施しています。

■住まいの確保にお困りの方等への入居支援（住宅政策課）

横浜市居住支援協議会の相談窓口では、住まいの確保にお困りの方や、オーナー・不動産事業者等からの住まい探しに関する相談に応じています。

（よこはま住まいサポート相談窓口）

令和6年度 相談件数 2,125件

所在地 横浜市神奈川区栄町8番地1 ヨコハマポートサイドビル6階 横浜市住宅供給公社

TEL 045-451-7812

受付時間：10時～16時

（12時～13時、土日・祝日・年末年始を除く）

■分譲マンション管理組合支援（住宅再生課）

マンションの適切な維持管理を促進し、良質な住宅ストックを形成していくため、マンション管理組合の活動に対する様々な支援を行っています。

日常の維持管理、改修等については、マンション・アドバイザー（マンション管理士や一級建築士等）の派遣や、マンション関連団体との協働により各区での専門家と管理組合同士の交流会やセミナー等を行うマンション管理組合サポートセンター事業を行っています。

また、建替えや性能向上工事等をはじめとした再生における検討活動費の一部補助や、マンション共用部分のバリアフリー整備費用の一部補助、自己再建で行う建替え事業に対するモデル的な支援も行っています。

令和6年度	マンション・アドバイザー派遣件数	93件
	マンション・バリアフリー化等支援件数	4件
	マンション建替促進事業補助件数	1件
	管理計画認定制度の認定件数	128件

■郊外住宅地の再生（住宅再生課）

郊外住宅地の持続と再生を目的に、高齢化対応、子育て支援、医療・介護連携、多世代交流、地域交通、地域エネルギーなど、地域の課題解決に取り組む「持続可能な住宅地推進プロジェクト」を進めています。地域特性の異なる4つの地区において、市民の皆さん、民間事業者、行政、大学等が連携しながら、郊外住宅地を再生するための成功モデルを創り出し、市内の他地区へ展開していくことを目指しています。

また、団地総合再生支援事業として、建物の老朽化や居住者の高齢化が進むマンション・団地において、課題や現状を把握するとともに、様々な再生方法や活動段階に応じた支援を推進しています。

令和6年度	持続可能な住宅地推進プロジェクト	4地区
	大規模団地等の再生支援の件数	16件

■住宅の省エネ対策（住宅政策課）

省エネ住宅普及促進事業

住宅の脱炭素化を誘導し、技術力の向上及び市民への普及啓発等の取組を推進するために、省エネ住宅普及促進事業を行っています。

多様な主体と連携したよこはま健康・省エネ住宅推進

コンソーシアムにより、市民や事業者向けのセミナー等を開催し、省エネ住宅について学ぶ場としています。さらに「よこはま健康・省エネ住宅事業者登録・公表制度」を創設し、設計・施工者のさらなる技術力の向上を支援しています。

令和6年度 省エネ住宅に関する	
セミナー等の取組の実施回数	23件
登録・公表制度の登録事業者数	214社

■脱炭素リノベ住宅推進補助事業 (住宅政策課)

子育て世代をはじめ、全世代が行う最高レベルの断熱性能を備えた省エネ住宅への改修に要する費用の一部を補助することで、省エネ性能のより高い住宅の普及、空家の流通及び全世代の転入・定住を促進するため、リノベーション型の補助を新たに開始しました。

なお、令和6年度は子育て世代を対象に、最高レベルの断熱性能を備えた省エネ住宅等への住替えに要する費用の一部を補助しました。

令和6年度 省エネ住宅補助	412件
---------------	------

■マンション防災対策の支援 (住宅政策課)

災害に強いマンションの形成と周辺地域を含めた防災力の向上を図るため、「よこはま防災力向上マンション認定制度」を推進しています。

具体的には、防災活動などのソフト対策を実施しているマンションを「ソフト認定」、建物全体の防災対策を実施しているマンションを「ハード認定」、さらに地域との連携が図られているマンションを「ソフト+（プラス）認定」、「ハード+（プラス）認定」として認定を行っています。

また、新たに認定を取得しようとするマンション管理組合等に対し、防災アドバイザーを派遣するなどの支援を行っています。

令和6年度 認定件数	13件
------------	-----

■総合的な空家等対策の推進 (住宅政策課)

令和6年3月に策定した第3期横浜市空家等対策計画に基づき、空家化の予防、空家等の流通・活用促進、管理不足空家等の防止・解消を取組の柱として、関係区局、地域住民、専門家団体、NPO・民間事業者等と連携して対策を進めています。

令和6年度は、空家活用の「マッチング」や「改修費補助」などを行うとともに、空家所有者等を対象に「空家無料相談会」を2回開催しました。また、5つの地域ケアプラザで、住まいの終活ノートの書き方講座を開催しました。

建築指導

■建築確認業務 (建築指導課)

建築物等の確認

建築基準法第6条第1項に掲げる建築物や建築設備(エレベーター等)、工作物(広告塔、貯蔵施設等)を設ける場合は、確認の申請書を提出して建築主の確認を受けなければならないことになっています。

令和6年度	
-------	--

建築物確認申請件数	48件
建築物計画通知件数	88件
工作物確認申請件数	14件
工作物計画通知件数	3件
昇降機確認申請件数	0件
昇降機計画通知件数	65件

中間・完了検査制度

本市では延べ面積が50平方メートル以上の建物について、工事の途中段階及び完了時に検査を実施しています。

令和6年度 中間検査件数	10件
完了検査件数	40件

定期報告制度

建築基準法第12条第1項及び第3項の規定に基づき、市が指定する建築物や建築設備、防火設備、昇降機、遊戯施設の所有者等に対して、それらの調査・検査及び市への報告(建築物は3年に1回、それ以外は年1回)を義務付けています。この制度により、所有者等に建築物等を常時適法な状態に維持するよう促し、安全性の確保を図っています。

令和6年度 報告件数	40,657件
------------	---------

■建築指導業務 (市街地建築課、建築指導課)

建築物の許可・認定

建築物の許可是、法令により一般的に禁止されている事項を特定の場合に解除して、それを適法に行うことができるようにするものです(敷地の最低限度を下回る建築物の許可等)。そのほか、第一種低層住居専用地域内の高さの認定等を行っています。

令和6年度 許認可件数	999件
-------------	------

管理不足空家等

管理不足空家等については、空家等対策の推進に関する特別措置法及び横浜市空家等に係る適切な管理、措置等に関する条例に基づき、地域住民の生命、身体又は財産の保護、生活環境の保全等を目的として、関係区局の連携のもと、改善の指導を行っています。

令和6年度 特定空家等認定件数	447件(累計)
-----------------	----------

横浜市市街地環境設計制度

都市をゆとりと魅力あるものにするため、敷地内に市民の皆さんができるだけ自由に利用・通行できる歩道や広場等(公園空地)を設けるなど、都市環境の整備向上に寄与する建築物に対して、建築基準法による容積率の緩和や用途地域に応じた横浜市高度地区による高さの制限の緩和を行っています。

令和6年度 適用件数	7件
------------	----

■風致地区内行為許可（建築企画課）

緑豊かな生活環境が形成されることをめざし、都市における風致を維持するため、風致地区条例に基づき、風致地区内における建築物等の新築、宅地の造成等の行為に対する許可を行っています。

令和6年度 許可申請件数 415件

■建築物環境配慮制度（CASBEE 横浜）の届出及び認証（建築企画課）

建築物の環境負荷等の低減を図るために、床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物の建築主に対し、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に基づき、環境配慮の度合いを自己評価した結果を届け出ることを義務付けています。また、戸建住宅を含む床面積の合計が2,000平方メートル未満の建築物についても、任意の届出を受け付けています。届け出られた評価結果は市のホームページで公開しており、販売又は賃貸を目的とした広告にも表示されています。

また、平成18年4月から、建築主の積極的な取組を促進させるため、希望者に対し、市が認証する制度を行っています。

令和6年度 届出件数 106件
令和6年度 認証申請件数 0件

■建築物省エネ法に基づく届出・適合性判定・認定（建築企画課）

平成27年7月に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）」が公布され、平成28年4月から容積率の特例が受けられる「省エネ性能向上計画の認定」と省エネ基準に適合している旨を表示できる「基準適合認定」を行っています。（「基準適合認定」は、令和7年4月1日廃止）

平成29年4月1日から建築物省エネ法に基づき、床面積の合計が一定規模以上（2,000m²以上（令和3年4月より300m²以上））の非住宅建築物について、新築時等におけるエネルギー消費性能基準への適合義務及び適合性判定が義務付けられ、同法の改正により令和3年4月1日から床面積の合計が300m²以上の住宅等について、新築時等における省エネ計画の届出が義務付けられました。

令和7年4月1日より、従前の届出制度が廃止され、原則全ての建築物で基準適合が義務付けられています。

令和6年度 届出件数 454件
令和6年度 省エネ基準適合性判定申請件数 9件
令和6年度 省エネ性能向上計画の認定申請件数 3件
令和6年度 省エネ基準適合認定の認定申請件数 0件

■長期優良住宅認定（建築企画課）

平成20年12月に、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅の普及促進を目的とした「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」が公布され、平成21年6月より新築を対象とした住宅の建築及び維持保全に関する計画（長期優良住宅建築等計画）

の認定を行っています。また平成28年4月より増築・改築、令和4年10月より建築行為を伴わない既存建築物も対象となり認定を行っています。

令和6年度	認定申請件数	新築	2,851件
令和6年度	認定申請件数	増築・改築	0件
令和6年度	認定申請件数	建築行為無	3件

■低炭素建築物新築等計画認定（建築企画課）

平成24年9月に、都市における社会経済活動等に伴って発生する二酸化炭素の削減を目的として「都市の低炭素化の促進に関する法律」が公布され、平成24年12月から建築物の低炭素化に資する建築物の新築や増築、改修等の計画（低炭素建築物新築等計画）の認定を行っています。

令和6年度 認定申請件数 1,025件

■民間建築物の木材利用の促進（建築企画課）

本市では令和4年に横浜市建築物における木材利用の促進に関する方針を策定し、建築物の木造化、木質化を進めています。民間建築物への取組では、優良建築物の表彰、また、木材利用月間におけるイベント等を通じて木材の利用に関する情報の発信や普及啓発を行います。

■福祉のまちづくり条例の事前協議（市街地建築課）

すべての人が、基本的人権を尊重され、安心して生活し、自らの意思で自由に行動できる福祉のまちづくりを目的とする「横浜市福祉のまちづくり条例」に基づき、対象となる建築物などを建築する際、バリアフリーに関する整備について事前協議を行っています。

令和6年度 協議件数 584件

■高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（市街地建築課）

障害者や高齢者だけでなく、誰もが利用しやすい建築物を誘導するため、法・条例で定められた基準に加え、さらに望ましい基準を満たした建築物について認定を行っています。

令和6年度 認定件数 2件

■住みよいまちづくり（建築企画課）

建築協定

より良い市街地の形成を目指し、特定の区域内において建築物の用途、形態、敷地規模等の基準を土地所有者等全員の合意により定め、これを市長が認可することにより、住宅地や商業地などの環境を高度に維持増進することを目的にしています。

令和6年度 協定認可件数 15件（内廃止0件）

地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例

地区計画は、より良い市街地や個性あるまちづくりを

進めるため、住民の意向を踏まえて地区ごとに身近な道路、公園等の施設の整備、建築物の形態・高さ等に関する必要なルールを定める制度です。このうち、建築物の制限内容を条例化することにより実効性を担保します。

令和6年度 地区計画条例化件数 追加1地区

■建築指導の企画・立案（建築企画課）

建築関係法令に係る条例・規則の企画・立案、法解釈及び技術基準の策定を行っています。

■建築情報の提供及び諸証明交付（情報相談課）

建築計画概要書の閲覧等

建築基準法に基づく概要書の閲覧のほか、建築に関する各種情報を提供しています。

令和6年度 概要書窓口閲覧申請書枚数	32,961枚
概要書web閲覧件数	402,237件

住宅用家屋証明書等の交付

マイホームとして住宅を新築又は新築住宅を購入した場合、所有権の保存・移転・抵当権の設定登記の際に、住宅用家屋証明書によって登録免許税の軽減が受けられます。そのほか建築確認申請台帳記載事項証明書等の交付を行っています。

令和6年度

住宅用家屋証明書交付件数（郵送申請及び電子申請を含む）	10,536件
建築確認申請台帳記載事項証明書交付件数（電子申請を含む）	36,665件

■中高層建築物等に係る日照などの相談調整業務（情報相談課）

住民相談

中高層建築物等の建築が及ぼす日照阻害、電波障害や開発事業に伴う問題、解体工事が周辺の住環境に及ぼす騒音、振動、じんあいの飛散、その他の問題に関して、周辺の住民からの相談及び陳情に応じています。

良好な建築計画への誘導

「横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業等に係る住環境の保全等に関する条例（以下、「条例」）」に基づく手続を通じて、中高層建築物等の建築主に対して良好な建築計画への誘導を図っています。

紛争調整

中高層建築物等の建築や開発事業等が住環境に及ぼす影響に関して、周辺の住民と建築主・開発事業者等との間で紛争が生じた場合は、紛争当事者からの申出により、職員が行うあっせん及び弁護士・学識経験者・民事調停委員等で構成する横浜市建築・開発紛争調停委員会が行う調停により紛争の迅速、円満な解決を図っています。

紛争解決手段の充実のため、平成24年度から、中高層建築物等にかかる専門家助言制度の運用を開始しています。また、平成26年度からは、条例改正により解体工事の事前周知や建築主の説明会出席義務に関する規定を設ける等、紛争の未然防止に努めています。

令和6年度

標識設置届受理件数	277件
近隣説明等報告書受理件数	240件
あっせん件数	1件
調停件数	3件
専門家助言件数	4件

■指定確認検査機関の指導（建築指導課）

指定確認検査機関（令和6年度 39機関）が行った建築確認に係る報告の審査・指導等を行っています。また、建築基準関係規定・市条例等に関する指定確認検査機関への情報提供、まちづくり・建築指導行政に係る指定確認検査機関との連絡調整を行っています。

令和6年度 指定確認検査機関報告件数

建築確認件数	10,439件
中間検査件数	13,169件
完了検査件数	10,918件
工作物確認件数	113件
昇降機確認件数	704件

宅地指導

■開発事業調整条例の運用 (宅地審査課、調整区域課、情報相談課)

住民、開発事業者等及び横浜市が協働して、地域の特性に応じた良好な都市環境の形成を図ることを目的とした「横浜市開発事業等の調整等に関する条例（※）」に基づき、開発事業等の計画の同意を行います。

令和6年度 標識設置届
同 意

252件
208件

※「横浜市開発事業の調整等に関する条例」を改正し、令和7年4月1日に「横浜市開発事業等の調整等に関する条例」を施行しました。

■開発許可（宅地審査課、調整区域課）

開発行為を行う場合には、都市計画法に基づく許可が必要です。開発許可制度は、良好な市街地形成を図るために、宅地として必要となる道路や下水道等の公共施設の整備を義務づけて許可する制度です。

なお、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域とされ、一般的に開発行為は認められませんが、一定の条件に適合するものは許可されます。

令和6年度 申請 317件（協議を除く）
許可 317件（協議を除く）

■盛土規制法の許可（宅地審査課、調整区域課）

令和7年4月1日から宅地造成等工事規制区域（市全域）で宅地造成等の工事を行う場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に基づく許可が必要となりました。

盛土規制法の許可制度は、盛土等に伴う災害防止することを目的としたもので、宅地、農地、森林等で宅地造成等を行う場合が対象となります。

令和6年度(※) 申請 460件（協議を除く）
許可 483件（協議を除く）
※旧宅地造成等規制法に基づく許可（宅地造成工事規制区域（市域の約63%）で宅地造成工事を行う場合）

■市街化調整区域内の建築許可（調整区域課）

市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域で、原則として建築物の建築はできませんが、既存の建築物の建替えなど一定の条件に適合するものは、都市計画法に基づく許可を受けて建築することができます。

令和6年度 許可件数 363件（協議を除く）

■宅地開発指導の企画・立案（宅地審査課）

都市計画法、宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に係る条例・規則の企画・立案、法解釈及び技術基準の策定を行っています。

違反対策等

■違反対策業務（違反対策課）

建築基準法、都市計画法、旧宅地造成等規制法等に違反する建築物等に対して、是正指導を行っています。人命への危険や周辺への影響が大きい案件に対しては命令等の行政処分を実施し、特に緊急性が高い案件に対しては行政代執行を視野に入れて指導を強化するなど、市民の安全性を重視した違反是正指導を行っています。

また、違反の早期発見を目的としたパトロールの実施や未然防止の取組の推進など、違反対策に総合的に取り組んでいます。

令和6年度 違反件数	建築基準法違反	80件
	都市計画法違反	18件
	旧宅地造成等規制法違反	8件

■建築開発法務支援（法務課）

違反建築等への対応強化に伴う法的課題の整理や、その他建築開発指導行政に係る法的紛争を未然に防止するための調査業務、弁護士相談など、局内の法務を統一的・一元的に管理するとともに、職員への法務研修を実施しています。

■建築審査会・開発審査会（法務課）

建築基準法の規定に基づく許可に係る同意、審査請求に対する裁決についての議決等を行う「建築審査会」と、都市計画法の規定に基づく市街化調整区域内における開発行為・建築行為の許可に係る審議、審査請求に対する裁決についての議決等を行う「開発審査会」に関する業務を行っています。

令和6年度		
建築審査会	開催回数 9回	付議件数 767件
	審査請求件数	1件
開発審査会	開催回数 9回	付議件数 377件
	審査請求件数	0件

公共建築物

■公共建築物の整備（公共建築部各課）

公共建築部では建物の環境・長寿命・耐震などさまざまな観点から設計・工事に取り組み、「誰もが利用しやすく地域が誇れる施設づくり」を進めています。

市民の皆さんのが貴重な財産である横浜市の公共建築物が、多くの市民の皆さんに親しまれ、また、高齢者や障害者など誰にでも利用しやすいように、機能性や安全性・快適性を十分に考慮し、設計・工事を行っています。

■公共建築物の省エネルギー化（公共建築部各課）

公共建築物の更なる省エネルギー化のため、民間の資金とノウハウを活用して設備の省エネ改修を行うESCO事業を実施しています。また、長寿命化対策工事に省エネ要素をプラスする改修を実施しています。さらに公共建築物に求められる環境配慮の基準を改定し、脱炭素社会の推進に努めています。

■公共建築物の長寿命化対策（公共建築部各課）

建築局で長寿命化対策の対象とする公共建築物は、約860施設あります。これらの施設を長く、安全・安心・快適に利用していただくため、建物の劣化程度の調査や保全費用の効果的・計画的な執行、施設管理者に対する相談・技術支援などを実施しています。

また、公益財団法人横浜市建築保全公社により修繕工事等を効率的に進めるとともに、施設管理者に対する保全知識の普及啓発活動などを実施し、公共建築物の適切な保全に努めています。

■公共建築物の耐震対策（公共建築部各課）

建築基準法施行令の改正により既存不適格となった市民利用施設等の全ての特定天井を改修する方針とし、平成27年3月に「横浜市公共建築物天井脱落対策事業計画」を策定し、順次対策を推進しています。

■公共建築物の木造化・木質化（公共建築部各課）

横浜市建築物における木材の利用の促進に関する方針に基づき、公共建築物で積極的に木造化し、県産木材、地域材等の利用を促進します。

また、市民の皆さんの中に触れる機会が多い部分を中心に、壁や天井等の内装仕上げに木材を使用し、木質化を推進していきます。

都市整備局

「人や企業が集い、未来をひらく 次世代に誇れる都市」の実現

次世代を見据えた都市づくりの総合調整を図りつつ、エリアのポテンシャルを活かし、持続的な成長・発展につなげるまちづくりと、市民生活と経済活動を支える都市基盤づくりを進めていきます。

《目標達成に向けた施策》

「人や企業が集い、未来をひらく 次世代に誇れる都市」の実現に向け、各取組を連携させながら力強く都市づくりを推進します。

- 次世代を見据えた都市づくりの総合調整
- 横浜の経済成長をけん引し、多くの人を惹きつける都心部のまちづくり
- 地域の特色や資源を活かし、誰もが生き生きと暮らせる郊外部のまちづくり
- 安全で安心な災害に強い都市づくり
- 市民生活と経済活動を支える交通サービスの充実

次世代を見据えた都市づくりの総合調整

■都市づくりにおける総合調整（企画課）

将来を見据えたまちづくりの検討

都市計画マスターplanとは、都市計画法第18条の2に基づく、市町村の都市計画に関する基本的な方針であり、市域全体を対象とした「全市プラン」を令和7年5月に改定しました。

また、主要な都市計画の方針として、都市計画法第6条の2に基づく「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」※1（以下「整開保」とします。）、都市計画法第7条の2に基づく「都市再開発の方針」※2、「住宅市街地の開発整備の方針」※3及び「防災街区整備方針」※4を定めており、都市計画マスターplanとともに令和7年5月に改定しました。

令和7年度は、「都市計画マスターplan（全市プラン）」の改定を踏まえ、地域別構想（区プラン）の改定に向けた検討を進めています。併せて、「都市計画マスターplan」の実現策として、時代や社会のニーズに応じた土地利用規制の見直し策をまとめた「土地利用誘導戦略」の策定に向けた検討を深度化しています。

※1 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」とは
「都市計画法」に基づき、都市計画区域を対象として、都市計画の目標や区域区分の方針など都市計画の基本的な方針を定めるもの

※2 「都市再開発の方針」とは
「都市再開発法」に基づき、計画的な再開発を行うことにより都市全体の機能の回復、向上に貢献する

こととなる市街地で、既成市街地を中心とする市街地について、再開発の目標や土地の高度利用に関する方針などを定めるもの

※3 「住宅市街地の開発整備の方針」とは

「大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法」に基づき、実現すべき住宅市街地のあり方、住宅の建設及び更新、良好な居住環境の確保に係る目標などを定めるもの

※4 「防災街区整備方針」とは

「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」に基づき、市街化区域内の密集市街地において、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区に関する整備・開発の計画などを定めるもの

■脱炭素 / 循環型まちづくりのモデル創出（企画課）

脱炭素 / 循環型のまちづくり検討

2050年カーボンニュートラルや循環型社会の実現に向けて、脱炭素化と一体となったまちづくりの取組を推進しています。

他地域の先進的な取組を本市の都市開発へ活用できるか、妥当性等の調査を実施し、まちづくりにおいて脱炭素化を推進する方策について検討を進めました。令和7年度は、環境性能の高い建築物を誘導できるよう、新たな制度を検討するほか、規制市街地で太陽光発電設備の導入や建築物の省エネ化を推進するため、閑内地区をモデルとして地域団体と連携した実証事業を実施し、既存ビル所有者の関心と意欲を高める支援策の検討を進めます。

■魅力ある都市空間の創出 (都市デザイン室、景観調整課)

都市デザイン行政の推進

個性と魅力あふれる都市空間を形成していくため、各地域の自然的、歴史的特色を生かし、歩行者空間、広場、オープンスペースの確保や、街並みづくりなどを進める都市デザインの企画及び調整を行っています。

都市デザインの企画・調整

各地域の個性をつくるため、デザインプロデュースやデザイン調整などを行っています。

関内地区周辺の都心臨海部は、開港以来の歴史を伝える資産が多く残り、みなとまちというイメージを代表するウォーターフロントがあることから、横浜を世界にアピールする景観を創るために、都市デザイン活動を実施しています。

周辺部・郊外部では、地域への愛着をもってもらえるよう、地域の顔となる施設やオープンスペースのデザイン調整や利活用を推進しています。

令和6年度は、都心臨海部では、水際線とまちなかの回遊性向上につながる計画の検討、旧市庁舎街区などの景観・デザインの調整およびデジタルサイネージを活用したにぎわいづくりの検討を行いました。郊外部では、多様なライフスタイルの実現を支援する取組を進めました。

歴史的景観の保全

横浜には、都心臨海部を中心に、開港以来の近代建築や西洋館、土木産業遺構が残されており、郊外部には、農村の風情を伝える古民家や社寺が残されています。これらの歴史的資産を再評価し、まちづくりの資源として位置付け、保全活用を積極的に行ってています。

昭和63年度に施行した「歴史を生かしたまちづくり要綱」は、歴史的景観の保全を目的としており、外観を保全する代わりに、内部は状況に応じ、所有者等と協議の上、使いやすいうように改修することができ、凍結的な保存より、現役で長く使い続けてもらうことを狙いとしています。景観的・歴史的・文化的に価値の高い歴史的建造物を「登録」し、そのうち、特に重要なもので、将来の保全活用計画について所有者の同意が得られたものを「認定」しています。認定歴史的建造物は、外観保全、耐震改修や維持管理等の費用の一部が助成の対象となります。

この要綱に基づき、令和6年度は、旧根岸競馬場一等馬見所（近代建築）を新たに登録及び認定しました。令和7年3月末で、「登録」は212件、「認定」は104件となりました。令和6年度は、総通横浜ビル（旧本町旭ビル）、山手237番館の外観保全工事等の費用の一部を助成しました。さらに、ふるさと納税では、令和6年度は、1,112件 58,597,700円のご寄附をいただき、認定歴史的建造物の認定プレート2件の製作に活用しました。

また、歴史的建造物の保全活用をさらに推進していくために、横浜市歴史的風致維持向上計画を策定し、3月に国から認定を受けました。

魅力的な都市景観の形成

魅力ある都市景観の形成を目指して、景観法や「横浜

市魅力ある都市景観の創造に関する条例（景観条例）」及び景観施策の基本的な考え方を示した「横浜市景観ビジョン」に基づく施策を推進しています。

景観法に基づく「横浜市景観計画」では、全市域の斜面緑地における開発行為を対象とした制限のほか、関内地区、みなとみらい21中央地区、同新港地区、山手地区を景観推進地区に定め、建築物等の高さや色彩、屋外広告物の表示等に関する基準を定めています。あわせてこれら4地区では、景観条例に基づく創造的な協議（都市景観協議）を行うことにより、質の高い景観形成を図っています。

さらに、「横浜市都心臨海部夜間景観形成ガイドライン」に基づき、都心臨海部の横浜らしい魅力的な夜間景観形成を進めています。

日本大通りのイチョウ並木を景観法に基づく景観重要樹木に指定しているほか、「旧円通寺客殿（旧木村家住宅主屋）」「旧藤本家住宅主屋及び東屋」と「池谷家住宅母屋」を、景観条例に基づく特定景観形成歴史的建造物に指定しています。

また、魅力ある景観を表彰する「横浜・人・まち・デザイン賞」を隔年で開催するなど、普及・啓発に取り組んでいます。

屋外広告物の管理・適正化

屋外広告物法に基づき「横浜市屋外広告物条例」を制定し、市内の屋外広告物について必要な規制の基準を定め、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止等に努めています。

また、路上違反広告物の除却や、商店街を対象に広告物の安全点検まち歩きを行うとともに、横浜の魅力ある景観をつくる広告物を「横浜サイン」として位置づけ、パネル展を開催するなど、広報・普及事業を行っています。併せて、市長の諮問機関として「横浜市屋外広告物審議会」を設置し、屋外広告物に関する重要事項について調査・審議しています。

令和6年度実績

屋外広告物の許可申請件数	2,471 件
屋外広告業の登録・届出数	95 件
路上違反広告物の除却件数	852 件

横浜の経済成長をけん引し、多くの人を惹きつける都心部のまちづくり

■都心臨海部の魅力づくりやにぎわい創出 (臨海部活性化推進課)

都心臨海部の活性化

「都心臨海部の活性化」に向け、地域団体・企業等と連携した山下公園通りや大岡川夢ロードなどの公共空間を活用した取組、「山下公園通り周辺地区」のまちづくりビジョンや水際線のにぎわい創出に向けた検討を進めました。

■横浜駅周辺のまちづくり（都心再生課）

エキサイトよこはま22の推進・整備

国際都市横浜の玄関口である横浜駅周辺地区は、羽田空港に近接する首都圏有数のターミナルであり、首都圏における社会・経済活動の重要な役割を担う一大拠点です。

現在、老朽化した建物や施設が多くリニューアルの時期を迎えており、災害時には首都圏全体の機能に大きな影響を与える防災的な課題等も有するため、都市の再生が急務となっています。

「エキサイトよこはま22」は横浜駅周辺において、国際化への対応・環境問題・駅としての魅力向上・災害時の安全性確保などの課題を解消し、「国際都市の玄関口としてふさわしいまちづくり」を進めるための指針となる計画です。「横浜駅周辺大改造計画づくり委員会」及び分科会等を開催し、それぞれ専門的見地から討議、検討を重ねてきました。市民の皆さんのお意見を取り入れながら、概ね20年後のあるべき姿を描いた計画として、平成21年12月に取りまとめました。

平成22年度から計画実現に向けスタートし、国際競争力強化に資するまちづくりを推進しています。開発や基盤整備を進めるに当たっては、平成29年1月に全国初となる浸水被害対策区域の指定を受け、更なる防災性向上にも取り組んでいます。西口では、西口地下街中央通路接続事業（馬の背解消事業）が令和元年12月に完成したほか、民間開発の西口開発ビル（JR横浜タワー）が令和2年6月に開業しました。現在は、待合せ等の滞留空間やイベント活用等による賑わいの創出に向けて、駅前広場の整備を進めています。

横浜駅きた西口鶴屋地区は、平成28年9月に国家戦略住宅整備事業に係る内閣総理大臣認定を受け整備を進め、令和6年6月に再開発建物（THE YOKOHAMA FRONT）が開業し、令和7年3月に交通広場（タクシー乗り場）が供用開始しました。東口では、民間開発であるステーションオアシスの事業化に向けた検討や、これに関連する基盤整備（駅前広場、デッキ等）の検討を進めています。

引き続き、民間開発の促進及び全体の基盤整備に係る計画策定等を進め、国際競争力強化に資するまちづくりを推進します。

■みなとみらい・東神奈川臨海部のまちづくり（交通企画課、みなとみらい・東神奈川臨海推進課）

みなとみらい21地区の概要

街区開発の進捗率は、令和7年4月1日時点で進捗率は、総宅地面積約87ヘクタールに対し、本格利用（建設中、計画中を含む。）の開発面積は約82ヘクタールで約94パーセント、さらに、暫定利用（建設中、計画中を含む。）を加えた開発面積は約86ヘクタールで約99パーセントとなっています。

また、中央地区では、地権者等で「みなとみらい21街づくり基本協定」を締結し、街づくりのルールを自主的に定めています。この協定では、土地利用イメージ、街並み・色調・広告物等の街づくりの基本的な考え方や、

建築物の敷地規模、高さ、ペデストリアンネットワーク、外壁後退などの基準が示されています。

みなとみらい21地区の公共施設整備

街区開発の進展に合わせた安全で快適な歩行者ネットワークの充実に向け、横浜駅からKアリーナ横浜方面に繋がる高島水際線デッキ（令和7年3月暫定供用開始）の本設スロープ・階段等を整備しています。

また、横浜駅東口からみなとみらい地区への回遊性向上・誘導策として、みなとみらい歩道橋における案内サインの検討等を行っています。

首都高速出入口にあたるけやき通り西交差点については、昨年度に実施した横断歩道を一時閉鎖した社会実験の結果を踏まえ、交差点の渋滞対策を進めています。

みなとみらい21地区におけるエリアマネジメントの推進

みなとみらい21地区の開発の進捗や社会環境が変化する中で、引き続き地区の魅力を高め、質の高い都市環境の維持・向上を図ります。

エリアマネジメント推進団体である一般社団法人横浜みなとみらい21を実施主体として、まちづくり調整・環境対策・防災対策などとともに、オープンイノベーションの促進、都市観光・MICE・ナイトタイムエコノミーへの対応、公共空間の活用など、地区の魅力向上に引き続き取り組んでいます。

みなとみらい21地区のまちづくりに関する企画調整

当地区は、業務・商業施設に加えて音楽施設などの機能集積が進み、概成しつつあります。街区開発を進める時代から更なる街のにぎわいの創出に向けた次の時代を迎えるなか、今後のまちづくりビジョンの検討を進めています。

また、横浜駅周辺や関内・関外地区などの周辺地区との連携強化や回遊性向上に向けた来街者の実態調査を実施しています。

東急東横線廃線跡地の整備検討

みなとみらい線と東急東横線との相互直通運転の開始（平成16年2月）により、東横線の東白楽駅～横浜駅間は地下化され、横浜駅～桜木町駅間は廃線となりました。

これに伴い生じた跡地及び鉄道構造物は、横浜都心部における貴重なオープンスペースとして活用し、回遊性の向上と地域の活性化を図るために、緑道や遊歩道として整備を進めています。

地下化区間については、緑道（公園）として整備し、平成23年4月に全線供用しました。

廃線区間については、緑あふれる魅力的な歩行者空間（歩行者専用道路）として整備を進めており、平成26年7月に、桜木町駅西口広場を供用開始しました。その後、令和元年7月に同広場から紅葉坂交差点までの区間を供用開始しました。

- ・面 積 約13,000平方メートル
- ・延 長 約1.8キロメートル
- ・幅 員 約7～10メートル

東高島駅北地区の開発事業

東高島駅北地区を含む東神奈川臨海部周辺地区については、平成16年3月に「東神奈川臨海部周辺地区再編整備計画」を策定し地区の再編整備を進めており、平成27年2月に策定した「横浜市都心臨海部再生マスター プラン」において都心臨海部の一地区として位置づけら

れました。

東高島駅北地区では、平成 16 年に設立された地元協議会において、まちづくりの具体的な検討が進められ、平成 24 年度には主な地権者による土地区画整理事業準備組合が、平成 30 年 6 月に、土地区画整理組合が設立されました。現在は、一体的なまちづくりに向け、本市による埋立事業と組合施行による土地区画整理事業により、基盤整備工事を進めています。また、地元と協力しながら、医療、健康、居住など、新しい都心にふさわしいまちづくりを進めています。

令和 7 年度は、土地区画整理事業として橋梁の新設や護岸整備等を実施すると共に、埋立事業として水域の埋め立てを引き続き実施しています。

また、令和 9 年の神奈川区制 100 周年を見据え、東高島駅北地区及びその周辺の歴史遺産である神奈川台場について、広く PR するとともに地域の歴史を継承していくため、公民連携により VR や AR を作成しています。

■関内・関外地区の活性化推進（都心再生課）

関内駅周辺地区の活性化推進・整備

横浜市では、関内・関外地区が抱える課題に対応し、地区の活性化を持続的に図っていくため、平成 21 年度に、新たな計画として「関内・関外地区活性化推進計画」を取りまとめました。

この計画に基づき、地元主体の取組を中心に具体的な内容を整理したアクションプランを策定するとともに、優先的取組として、関内駅北口周辺の結節点強化、業務機能の再生、回遊性強化、都心機能誘導検討を進めました。

平成 24 年に設立した関内・関外地区活性化協議会と共に、地域・事業者・行政が当地区の活性化に取り組むにあたり、共有すべき方向性を「関内・関外地区活性化ビジョン」として令和 2 年 3 月に策定しました。

市庁舎移転を契機とした関内駅周辺地区の新たなまちづくりを進めており、平成 29 年 3 月に策定した「横浜市現市庁舎街区等活用事業実施方針」に沿って、教育文化センター跡地の事業者公募を行い、平成 30 年 3 月に事業者を決定し、令和 5 年 4 月に関東学院大学横浜・関内キャンパスが開設されました。旧市庁舎街区については、平成 31 年 1 月に事業者公募を開始し、令和 3 年 9 月に事業者と本契約を締結しました。その後、令和 4 年 7 月に民間都市再生事業計画の認定を受け、建築工事を進めています。

関内駅前地区の市街地再開発事業

旧市庁舎街区に隣接する関内駅前港町地区では、平成 30 年 11 月に再開発準備組合が設立され、令和 7 年 4 月 25 日には市街地再開発組合の設立が正式に認可されました。また、関内駅前北口地区では、令和 4 年 11 月に再開発準備組合が設立され、令和 7 年 6 月 25 日に市街地再開発組合の設立が認可されました。

両地区では、令和 6 年 5 月に再開発事業等の都市計画決定及び変更が行われており、事業協力者の支援を受けながら、一体的な再開発に向けた検討が進められています。

港町地区では高さ約 170m の超高層ビルが、北口地区では高さ約 106m の高層ビルが建設される予定であり、

オフィス、住宅、商業施設、交通広場などが整備されることで、関内駅前エリアの都市機能と景観の向上が期待されています。

初黄・日ノ出地区、野毛地区等のまちづくり

初黄・日ノ出地区は、かつて、一部店舗の違法営業に伴う環境悪化が大きな問題となっていましたが、平成 15 年 11 月に地元で「初黄・日ノ出町環境浄化推進協議会」が発足したことを契機として、地元、警察、行政の連携により、誰もが安心して歩ける健全な街を目指して、現在、様々な環境整備に向けた取組を行っています。

本市では、平成 19 年 8 月に「街づくり協議指針」を策定し、街の賑わいの連続性やマンションの適正な居住水準を誘導しています。

現在、地区の活性化に向け、土地利用転換を促すとともに、京急高架下の利用等を検討・調整しています。

また、平成 21 年 4 月に発足した「黄金町エリアマネジメントセンター」による、アートと商業が共存する取組や、大岡川の親水施設活用など、街の再生と賑わいづくりに向けた取組を進めています。

野毛・戸部・高島地区は、隣接しているみなとみらい 21 地区との連携や地区の特性を踏まえた街づくりを進める必要があります。

野毛地区では、来街者の回遊性確保のための道路整備や地区の魅力づくりのための様々な取組を行っています。また、その他活性化策についての話し合い等を地元とともに進めています。

戸部・高島地区は、地区振興についての定期的な話し合いを進めています。

■新横浜都心のまちづくり（都心再生課）

都心にふさわしいまちづくりの検討・推進

新横浜駅北部地区では、地域住民や企業等と将来のまちづくりを共有し、さらなる都市機能の集積を図るため、まちづくりワークショップを実施し、まちづくり方針の策定を進めます。

新横浜駅南部地区では、都心部にふさわしいまちづくりの実現と地域課題解決を目指し、地域住民と土地区画整理事業に代わる新たなまちづくりの検討を進めます。

■京浜臨海部のまちづくり（企画課）

京浜臨海部再編整備マスターplan実現に向けたまちづくり

京浜臨海部は、製造業を中心として日本の高度経済成長を支えてきましたが、経済のグローバル化等により、産業構造の転換が進められてきています。

本市では、平成 9 年に策定した「京浜臨海部再編整備マスターplan」等に基づき、既存産業の高度化や新産業の創出等を推進してきましたが、マスターplan策定から約 20 年が経過し、先端技術の普及による技術革新の進展、環境や防災への意識の高まり等、社会経済情勢が急速に変化していることを踏まえ、平成 30 年にマスターplanを改定しました。

末広町地区及び新子安地区（恵比須町）においては、立地する企業により設置されたまちづくり協議会をはじ

め、関係者の皆様と連携しながら、マスタープランの実現に向けた取組を進めています。

地域の特色や資源を活かし、誰もが生き生きと暮らせる郊外部のまちづくり

■地域の特徴や個性を活かしたまちづくり (市街地整備推進課、二ツ橋北部土地区画整理事務所、綱島駅東口周辺開発事務所)

「土地区画整理事業」「市街地再開発事業」による駅前広場や都市計画道路、歩行者空間等の確保、商業・業務施設や都市型住宅、生活利便施設の機能集積など、市民の日常を支え、地域活力を高める郊外部の拠点整備を推進します。

二ツ橋北部地区の土地区画整理事業

二ツ橋北部地区の土地区画整理事業は、一部を除いて大半が未着手となっており、地域の重要な幹線道路である都市計画道路三ツ境下草柳線も一部の整備にとどまっています。

そこで、都市計画道路と沿道の一体的整備に向け、市施行による区画整理を実施し、本市西部の道路ネットワークの形成を図り、自動車交通の利便性向上や、安全で快適な歩行者空間を整備します。

令和6年度は、当地区のうち事業中である三ツ境駅側の約4.1ヘクタールの第1期地区において、宅地の整備のほか、都市計画道路や公園、雨水調整池等の都市基盤施設工事を実施しました。

また、瀬谷駅側の第2期地区については、土地利用計画の修正や事業計画案の作成、測量の実施、事業説明会の開催などにより、事業推進に取り組みました。

令和7年度は、第1期地区の都市基盤施設工事を進めるとともに、第2期地区の早期事業化に向けた事業説明会の開催や事業計画決定に向けた準備を進めます。

綱島駅東口周辺の整備

綱島駅東口周辺地区の約4.5ヘクタールでは、都市基盤施設の不足や低未利用地などの課題を解消し、ターミナル拠点にふさわしい安全・安心で活力あるまちづくりを進めています。

令和5年3月に開業した東急新横浜線の新綱島駅周辺の約2.7ヘクタールでは、市施行による新綱島駅周辺地区土地区画整理事業と、組合施行による新綱島駅前地区市街地再開発事業を一体的に施行しています。

今後、綱島駅東口駅前の約0.9ヘクタールでも綱島駅東口駅前地区市街地再開発事業を進め、両駅周辺を一体的に整備し、新たな地域の拠点を形成します。

令和5年度は、新綱島駅周辺地区において、再開発ビルが竣工し港北区民文化センターがオープンしたほか、綱島東線が開通し綱島駅のバス乗り場の一部が移転するなど、区画整理としてのひとつの節目を迎えました。

令和6年度は、区画整理において、雨水調整池や電線

共同溝、道路などの都市基盤施設の整備を進めるとともに、宅地造成工事を完了させ、令和7年4月からすべての宅地で使用収益を開始しました。引き続き、都市基盤施設の整備を進め、換地に向けた測量などを実施します。

綱島駅東口駅前地区では、再開発の建設事業予定者等と共に事業計画の見直しを含めた検討を行いました。令和7年度も、引き続き事業計画決定に向けた検討を進めます。

駅周辺における拠点整備の推進

・泉ゆめが丘地区土地区画整理事業（泉区）

泉ゆめが丘地区は、市営地下鉄ブルーライン「下飯田駅」、相鉄いずみ野線「ゆめが丘駅」及び都市計画道路環状4号線に隣接した地域特性を踏まえ、駅前広場及び都市計画道路の整備を行い、交通結節機能の強化を図るとともに、良好な居住環境を備えた宅地と新たなにぎわい・交流をはぐくむ地域拠点の形成を図るため、組合施行による土地区画整理事業を実施しています。

令和5年度に駅前広場や駅へのアクセス道路等の都市基盤施設の整備が完了するとともに、令和6年7月には大型商業施設「ゆめが丘ソラトス」が開業し、エリアマネジメント活動も開始されるなど、地域に新たなにぎわいが生まれています。区画整理は、令和6年9月に換地処分が完了し、令和7年度の組合解散を予定しています。

・中山駅南口地区市街地再開発事業（緑区）

中山駅南口地区は、JR横浜線、市営地下鉄グリーンライン及びバス路線の交通結節点であり、駅前商業地にふさわしい駅前広場の整備や土地の高度利用を進めるため、市街地再開発事業の都市計画を決定しています。

再開発組合の設立に向けた合意形成の支援など、事業化に向けた取組を推進しています。

・藤が丘駅前地区（青葉区）

藤が丘駅前地区では、駅周辺にふさわしい魅力あるまちづくりに取り組んでおり、令和6年3月に策定した「藤が丘駅前地区再整備基本計画」の実現に向け、土地区画整理事業による地域の中核病院や都市公園の再配置や地区計画による駅周辺の計画的なまちづくりを進めています。令和7年度は、都市計画手続きを進めるとともに、区画整理の事業化に向けた検討を進めます。

・上大岡C北地区（港南区）

上大岡駅周辺地区は、京急本線、市営地下鉄ブルーライン及びバス路線の交通結節点であり、駅前商業地にふさわしい魅力的な市街地を形成するため、段階的に市街地再開発事業を進めてきました。

上大岡駅周辺地区のうち、都市計画道路が未整備であり、土地のポテンシャルが十分に発揮されていない上大岡C北地区についても、再開発によるにぎわいのあるまちづくりを目指しています。

再開発の都市計画決定及び事業化に向けた支援を行ふとともに、事業推進に取り組みます。

・鶴ヶ峰駅北口周辺地区（旭区）

鶴ヶ峰駅北口周辺地区では、「相模鉄道本線（鶴ヶ

峰駅付近)連続立体交差事業」と効果的な連動・連携を図りながら、地域とともに駅前にふさわしいまちづくりを進めます。

令和7年度は、市街地再開発事業の都市計画決定及び事業化に向けた支援と合わせて、地区内の市有地（市営住宅跡地）活用の検討等を進めます。

■米軍施設の返還への取組と跡地利用の促進 (基地対策課)

返還への取組

・米軍施設返還の経過

第二次世界大戦後進駐した連合国軍により、横浜市は、市の中心部や港湾施設などが広範囲にわたり接収され、横浜の再建・復興は著しく遅れることとなりました。

それ以来、本市では市民の皆さんとの共通の念願、市政の重要課題として市内米軍施設の早期全面返還に向けた取組を進め、今日まで多くの返還を実現してきました。

しかし、市内には今もなお、米軍施設が存在し、都市づくりを進める上で大きな妨げとなっています。

・近年の動き

平成16年10月に、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域への住宅等の建設及び上瀬谷通信施設・深谷通信所・富岡倉庫地区・根岸住宅地区の全部、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域の飛び地、小柴貯油施設の一部の返還の方針が日米合同委員会において合意されました。

このうち、小柴貯油施設については、横浜市からの度重なる全面返還の要請を受け、平成17年12月に陸地部分全域が返還され、富岡倉庫地区については、平成21年5月に返還され、瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックの一部についても同年3月に返還されています。なお、小柴貯油施設については平成29年8月から公園整備に着手し、令和5年9月に「小柴自然公園」として第1期エリアを開園しています。

また、返還方針の合意から約10年を経て、平成26年4月の日米合同委員会において深谷通信所と上瀬谷通信施設の大規模な2施設の返還時期が示され、平成26年

6月には深谷通信所の返還が実現し、平成27年6月には上瀬谷通信施設の返還が実現しました。

その後、平成30年11月に開催された日米合同委員会において、池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における家族住宅等の建設を取り止めること、並びに根岸住宅地区について、早期の引渡しに向け、原状回復作業を速やかに実施するため、共同使用について日米間で協議を開始することが合意されました。令和元年11月にはこの共同使用が合意され、令和2年6月より、国による原状回復作業が実施されています。

引き続き、市内米軍施設・区域の早期全面返還を国に對し要請しています。

・米軍施設の現況

根岸住宅地区

管理：在日米海軍横須賀基地司令部及び防衛省にて共同使用

令和元年11月の日米合同委員会において、早期の引渡しに向け、原状回復作業を速やかに実施するための共同使用が合意されました。令和2年から調査等が開始され既に住宅の解体は完了し、現在、埋設物（一部）などの撤去工事が行われています。

また、令和6年1月の日米合同委員会において、横浜市による跡地利用のための作業を実施するため、共同使用の内容変更について合意され、測量など現地調査を実施しています。

池子住宅地区及び海軍補助施設

管理：在日米海軍横須賀基地司令部

施設は、逗子市及び横浜市にわたり所在しています。このうち、逗子市域には、米軍人、軍属及びその家族が居住しており、管理事務所、スポーツ施設（テニスコート等）、中央公共施設等があります。

鶴見貯油施設

管理：在日米海軍横須賀補給センター燃料部

横須賀市に所在する貯油施設（吾妻倉庫地区）からタンカーで運ばれた航空機燃料を一旦貯蔵し、ここから鉄道、自動車で横田基地に供給されています。13基のタンクがあり、約12万キロリットル

横浜市内米軍施設・区域一覧表

令和7年4月1日現在（単位：m²）

施設名	所在区	土地面積
4か所	6区	1,503,894
根岸住宅地区（海軍）	中区 南区 磯子区	429,203
池子住宅地区及び 海軍補助施設（横浜市域）（海軍）	金沢区	367,590
鶴見貯油施設（海軍）	鶴見区	183,784
瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドック（陸軍）（海軍）	神奈川区	523,317
水域名称	所在	水域面積
小柴水域（海軍）	金沢区沖合	約420,000
瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドック専用水域（陸軍）	瑞穂ふ頭の周囲	約107,500

（注）施設名末尾かっこ内は所管を示しています。

の貯油能力があるといわれています。

瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドック

管理：在日米陸軍基地管理本部、在日米海軍横須賀基地司令部

ふ頭地区では、大型・小型船舶用バース、野積場、倉庫等があり、物資の搬出入や軍人・軍属等の移動に伴う貨物輸送業務等が行われています。

郵便地区では、極東からペルシャ湾に至る米海軍関係の郵便業務が行われています。

また、施設の周囲には、約 11 ヘクタールの提供水域があります。

令和 6 年度の入港実績は、年間 129 隻、月平均 10.8 隻となっています。

小柴水域

管理：在日米海軍横須賀基地司令部

約 42 ヘクタールに及ぶ円形の提供水域です。米国船舶の停泊及び積荷の積み卸しのために使用する、とされています。

航空騒音・安全対策

厚木基地の米軍機の航空騒音と航空安全については、国と米軍に対し、その対策を要請しています。これらの問題は、県内広域にわたることから、県と厚木基地周辺 9 市（横浜、大和、綾瀬、藤沢、相模原、海老名、座間、茅ヶ崎、町田）が連携して、騒音問題の解消に取り組んでいます。

また、米軍による航空事故が発生した場合に備え、国、米軍、関係自治体で構成する「航空事故等連絡協議会」に参加しています。

なお、消防局は、在日米海軍及び陸軍と消防相互援助協約を結び安全の確保に努めています。

跡地利用の促進

返還後の跡地利用の促進については、平成 16 年 10 月に返還方針が合意された市内米軍施設について、平成 18 年 6 月に策定した「米軍施設返還跡地利用指針」や平成 23 年 3 月に改定を行った「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画」等に基づき、民間土地所有者、地元の方々と意見交換を行いながら、跡地利用の具体化に向けた検討を行いました。

平成 21 年 5 月に返還された富岡倉庫地区については、平成 23 年度に「跡地利用基本計画」を策定し、平成 26 年度には敷地の一部を活用して衛生研究所を開所しました。計画策定から 14 年以上が経過し、社会情勢等の変化もあったことから、具体的な土地利用の実現に向けて、計画改定の検討を行っています。

平成 26 年 6 月に返還された深谷通信所については、平成 25 年 3 月に泉区深谷通信所返還対策協議会が作成した「跡地利用計画案」や戸塚区が取りまとめた「区民の意見」等を踏まえ、平成 30 年 2 月に「跡地利用基本計画」を策定しました。

同計画の実現に向けて、令和 2 年度から環境影響評価の手続を開始し、令和 2 年度に配慮書、令和 4 年度に方法書の手続が完了しました。また、令和 7 年度から都市計画手続を開始しました。

令和元年 11 月に共同使用が合意された根岸住宅地区は、地権者組織である「米軍根岸住宅地区返還・ま

ちづくり協議会」が平成 29 年 5 月に「まちづくり基本計画（協議会案）」を取りまとめました。

同計画を尊重しつつ、令和 2 年 9 月に「根岸住宅地区跡地利用基本計画（案）」を取りまとめるとともに、市民意見募集を実施し、令和 3 年 3 月に「根岸住宅地区跡地利用基本計画」を策定しました。

■地域主体のまちづくり推進・支援 (地域まちづくり課)

地域まちづくり活動への支援

地区計画などの各種制度を活用したまちづくりの誘導や、身近な地域における市民発意のまちづくり活動の支援などにより地域で活動する多様な主体と連携し、地域の特性を活かした新たな魅力と価値を創造することで、若い世代を始め、様々な世代が「住み」「働き」「楽しみ」「交流できる」郊外住宅地などのまちづくりに取り組みます。

・制度に基づくまちづくりの誘導

まちの将来像を実現するため、地域の関係者と地区計画などのルール策定を進めるとともに、そのルールに基づく建築計画等の届出審査や、街づくり協議を行うことで、民間開発等のまちづくりの誘導を行います。

また、建築協定の更新や運用の支援並びに地域まちづくり推進条例に基づくルール等の策定を通じて、地域の主体的なまちづくりを進めます。

(制度に基づく地区数・手続き件数)

地区計画（郊外部）

	4 年度	5 年度	6 年度
地区数	100	100	100
手続き件数	340	343	322

まちづくり協議（郊外部（市街地開発地区除く））

	4 年度	5 年度	6 年度
地区数	10	10	10
手続き件数	90	84	80

・地域まちづくり活動の支援

まちづくりの初動期から実施段階、策定後のルールの点検・見直しなど、各段階に応じてきめ細かに地域の取組を支援します。

あわせて、顕彰事業などを実施し、地域まちづくりの一層の普及啓発や地域への働きかけを進めます。

令和 7 年 8 月 1 日現在

地域まちづくり組織認定数	39
地域まちづくりプラン認定数	20
地域まちづくりルール認定数数	21
まちづくりコーディネーター数	52
まちづくり支援団体数	12

・ヨコハマ市民まち普請事業「子育てプラス」

地域住民が主体となって行う、地域の課題解決や魅力向上に役立つ施設整備を伴うまちづくり提案を募集し、2 段階にわたる公開コンテストで選考した提案に最大で 500 万円の整備費を助成することなどを通じて、市民主体

のまちづくりを支援します。

7年度も、「子育てしたいまち次世代を共に育むまちヨコハマ」の推進に向けて、子育て世代を支える活動など地域まちづくりの発展につながる提案を支援します。

また、地域コミュニティの活性化をより効果的に行うため、まちづくりの専門家や市職員が提案内容の実現や仲間づくりなどの「伴走支援」を実施します。

令和6年度は、14件の応募があり、5件が整備助成対象提案として選考されました。

(整備助成対象提案一覧)

整備提案名	提案グループ名	区名
いの池を中心とした地域資源循環システムの再生と維持	師岡熊野神社「いの池」愛護会	港北区
あおぞら広場	あおぞら広場をつくる会	金沢区
シェアキッチンを備えた多世代交流拠点の整備	二つ台みーとみーとPJ	保土ヶ谷区
懐かしい街の記憶を次世代へと繋ぐ拠点	パレット境木ベース運営委員会	保土ヶ谷区
熊野の森、子どもの居場所プロジェクト	熊野の森、子どもの居場所プロジェクト実行委員会	港北区

(最近3か年の実績)

	応募件数	整備件数
4年度	11	3
5年度	7	3
6年度	14	2

安全で安心な災害に強い都市づくり

■横浜市地震防災戦略と連動した地震火災対策の更なる強化（防災まちづくり推進課）

まちの不燃化推進事業

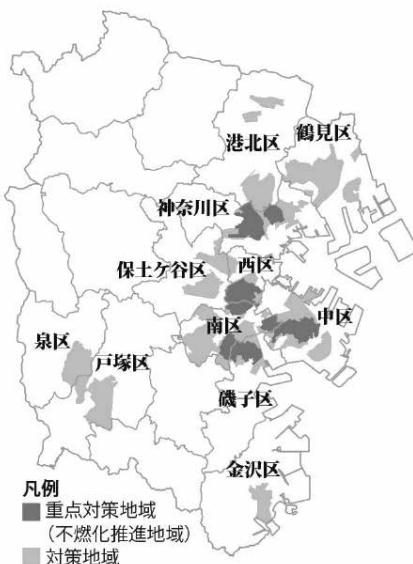
平成26年から、地震による火災の被害が大きいと想定される地域において、建物被害を最小限に抑える取組を進めており、令和5年度から令和14年度までを計画期間とする「横浜市密集市街地における地震火災対策計画」に基づき、まちの不燃化を推進しています。

令和6年度は、延焼の危険性が特に高い「重点対策地域

（不燃化推進地域）において、条例による「防火規制」とあわせて、老朽建築物の除却や「準耐火建築物」以上の新築に対する補助を継続して行いました。また、防災まちづくり協議会等と連携し地域防災力向上を進めました。

令和7年度は、従来の取組に加え、地震火災からの逃げやすさを向上させる建築物開口部の不燃化改修補助の新設や地域と協働でつくる防災型公園の整備のほか、自治会等が整備する身近なまちの防災広場や防災施設等への補助の対象を全市域に拡大するなどの取組を行います。

地震火災対策計画における 「重点対策地域（不燃化推進地域）」・「対策地域」



市民生活と経済活動を支える 交通サービスの充実

■都市交通政策の企画調整（交通企画課）

横浜都市交通計画

本市の交通政策全般については、「横浜都市交通計画」（平成20年3月策定、平成30年10月改定）に基づき、持続可能な交通の実現に向けて、「市民生活の質向上につながる交通政策」、「都市の成長を支え魅力を高める交通政策」、「持続可能で安全・安心な都市づくりに寄与する交通政策」を基本方針とした取組を進めています。

横浜市地域公共交通計画

地域公共交通を充実させ、誰もがいきいきと安心して暮らせる街を実現するため、令和7年4月に「横浜市地域公共交通計画」を策定しました。今後5年間のアクションプランとして、公共交通を「守る」、「増やす」、そして積極的に「使う」という3つを基本方針として掲げ、4つの施策「バスネットワークの維持」、「新たな地域公共交通の導入」、「利用促進・外出促進」、「交通DX・GX・共創の推進」を設定し、取組を推進していきます。

横浜市地域公共交通活性化協議会

交通を取り巻く様々な環境の変化や多様な交通ニーズに適切に応じていくため、市民・企業・交通事業者・行政・学識経験者で構成される「横浜市地域公共交通活性化協議会」において、公共交通を含め様々な交通施策のあり方とその方向性について意見交換を行っています。地域公共交通計画の推進にあたっては、計画に位置づけた取組の報告や意見交換を継続して行えるよう運営していきます。

■誰もが移動しやすい地域公共交通の実現 (交通企画課、地域交通推進課)

地域公共交通サービスの導入支援

地域に適した移動サービスを導入するため、これまでには「横浜市地域交通サポート事業」による地域の主体的な取組への支援や、様々なタイプの実証実験を通じた移動手段の検討などを行ってきました。

令和7年度は、既存の事業や実証実験の検証結果等を踏まえ、新たな制度「横浜市みんなのおでかけ交通事業」を開始し、支援内容を拡充するとともに、公共交通圏域外の地域に対して本市から取組意向を確認するプッシュ型支援を行うなど、地域公共交通のさらなる充実に向けた取組を進めています。

また、施策を持続可能なものとしていくため、各地区的移動課題や利用実態の把握、データの横比較による効果検証を行います。

バス運転士確保に関する支援

バス運転士不足への対応策として、働きやすい環境づくりを目的とした民間バス事業者の運転士を対象とした住宅手当補助制度の創設や、運転士の魅力向上のための広報といったバス運転士確保に関する支援を進めています。

生活交通バス路線の維持支援

市民の皆さんの日常生活の利便性を確保するため、必要と認められるバス路線について、バス事業者に補助金を交付し、路線の維持を図っています。

公共交通の利用促進

公共交通サービスが将来にわたって継続して確保できるよう、小学校への出前授業やバスイベントの開催、広報動画の配信など、公共交通利用を促すモビリティマネジメントの取組を進めています。

また、地域の移動を支えるボランティアバス等の担い手育成に向けた運転者講習を実施するなど、地域支え合いの関係構築を推進しています。

駐車場施策の推進

横浜の都心部など、商業・業務施設の集積地をはじめとして、市域全体の駐車場問題の解決を図るため、

- 1 駐車場法に基づく駐車場整備に関する指導・調整
 - 2 横浜市駐車場条例の所管
 - 3 協議会と連携した、駐車場案内システムによる駐車場情報の提供
 - 4 都心部観光バス対策
- などを行っています。

令和7年度は、横浜市駐車場条例の改正に向けた検討

と手続を行っています。

■鉄道計画の検討と鉄道利用の安全性向上 (交通企画課)

鉄道計画検討調査

交通政策審議会答申第198号（平成28年4月）に位置付けられた高速鉄道3号線の延伸、横浜環状鉄道、東海道貨物支線の貨客併用化等について、より充実した鉄道ネットワークの構築に向けた検討を進めています。

高速鉄道3号線の延伸（あざみ野～新百合ヶ丘）について、令和2年1月の概略ルート・駅位置の決定を踏まえ、早期事業着手に向けて、国や関係者との協議・調整を行いました。

また、国の交通政策審議会答申を踏まえ、横浜環状鉄道等について事業性の確保に向けた検討を進めます。

神奈川東部方面線

相鉄本線西谷駅から羽沢横浜国大駅でJR東海道貨物線へ乗り入れる「相鉄・JR直通線」と、さらに羽沢横浜国大駅から新横浜を経由し、東急東横線・目黒線日吉駅で東急線へ乗り入れる「相鉄・東急直通線」を都市鉄道等利便増進法に基づき整備しています。



神奈川東部方面線路線図

この事業により、相鉄線とJR線、相鉄線と東急線とが相互に乗り入れができるようになり、横浜市西部地区及び神奈川県央部と東京都心方面との速達性の向上や、広域鉄道ネットワークの形成が図られます。

令和元年11月に開業している「相鉄・JR直通線」に加え、令和5年に「相鉄・東急直通線」が開業し、神奈川東部方面線全線で運行を開始しました。

みなとみらい線・こどもの国線

みなとみらい線は、みなとみらい21地区や横浜駅周辺地区、関内地区などの各地区を結び、回遊性を向上させるなど、横浜都心臨海部全体の発展を図る重要な路線です。また、東急東横線、東京メトロ副都心線、西武有楽町線・池袋線、東武東上線と相互直通運転をしており東京都心や埼玉県西南部と直結し、商業・業務活動の誘致促進や観光客の増加など、横浜市の活性化に寄与しています。

長津田駅からこどもの国駅までを結ぶこどもの国線は、平成12年の通勤路線化により沿線住民にとって重要な交通手段となっていることから、当該路線を健全に維持するために必要な助成を実施しています。

鉄道駅可動式ホーム柵整備事業

鉄道駅における市民の安全を確保し、列車運行の安定性の向上を図るため、可動式ホーム柵の整備費の一部について、国や県と連携して鉄道事業者に補助金を交付し、整備を促進しています。

■東京都市圏パーソントリップ調査・物資流動調査（交通企画課）

都県を越えた広域的な交通政策について検討する場として、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、群馬県、栃木県及び茨城県（東京都市圏）における都県、政令市並びに関係機関において、東京都市圏交通計画協議会が設置されています。

当協議会において、これまで人の動きに着目した交通実態調査として、パーソントリップ調査を実施してきており、また、併せて物の動きとそれに関連する貨物自動車の動きに着目した物資流動調査を定期的に実施しています。

調査結果は、協議会が、将来の交通体系のあり方を検討するために用いられるだけでなく、国や都市圏内の公共団体などに対して貸し出されて、様々な検討に活用されています。

道路局

市民の皆さんの生活を支える「道路」

道路は、私たちの日常生活における移動やさまざまな物資を輸送する交通施設としての役割をもつとともに、地下鉄や上下水道、ガス、電気、電話などを収容する空間、災害時の避難路や延焼防止といった防災のための空間、また、通風や採光、緑などの空間としての役割があります。

道路は、都市を支え、私たちの生活に欠かすことのできない重要な基盤施設です。

一方、整備状況が不十分なことから、交通渋滞や交通事故などを引き起こし、経済活動の発展や市民生活の阻害要因の一つになっています。また、少子高齢化の急速な進展や地球環境問題の深刻化、低迷する経済情勢など、社会環境が大きく変化する中で、多様な課題・ニーズへの対応が求められています。

道路局では、このような道路が直面する課題・ニーズに応えるため、区土木事務所とともに道路の整備・維持管理に取り組んでいます。

都市の骨格となる道路ネットワーク

■整備の考え方（道路政策推進課、事業推進課、企画課、維持課、施設課、建設課、横浜環状道路調整課）

災害対応力の強化や市民生活の利便性向上、経済活動の活性化を図るとともに、環境負荷の低減にも寄与する、効率的で効果的な道路ネットワーク等を実現するため、次の3つの道路整備を進めます。

1 高速道路の整備

横浜環状道路は、本市の骨格となる高速道路です。保土ヶ谷バイパスに集中する交通の分散や道路の混雑緩和など市民生活の利便性向上をはじめ、本市の経済活動や国際コンテナ戦略港湾である横浜港を支えるとともに、災害対応力の強化を図るため、横浜環状道路等高速道路ネットワークの整備を進めます。

2 幹線道路の整備

活力ある横浜経済の実現とともに、環境負荷の低減、災害対応力の向上など、市民生活の安全・安心の確保に向け、地域的なバランスに配慮しつつ、整備効果が早期に現れる路線や緊急輸送路などを中心に、幹線道路の整備を進めます。

3 地域道路の整備

地域の利便性の向上に資する道路改良をはじめ、駅周辺のバリアフリー化など、地域のニーズを踏まえた道路整備を進めます。

■高速道路の整備（横浜環状道路調整課）

高速道路は、都市間及び市域内の比較的長距離の交通を担う自動車専用道路であり、市内では別図2「横浜市高速道路網」のとおり放射環状型で計画しています。

東名高速道路や横浜横須賀道路、高速湾岸線など、11路線、全長134.1キロメートルが供用されています。

横浜環状道路

横浜市の都心から10～15キロメートルを環状につなぐ、本市道路網の骨格となる自動車専用道路です。

・横浜環状南線

全長 約8.9キロメートル
(市内 約8.4キロメートル)
車線数 往復6車線

横浜横須賀道路の釜利谷ジャンクションから国道1号の(仮称)戸塚インターチェンジを結ぶ路線で、首都圏中央連絡自動車道(圏央道)の一部です。現在、国土交通省と東日本高速道路株式会社が新設の道路整備事業を進めています。

・横浜北線

全長 約8.2キロメートル
車線数 往復4車線

第三京浜道路の横浜港北ジャンクションと首都高横浜羽田空港線の生麦ジャンクションを結ぶ路線で、平成29年3月に開通しました。

開通を受けて、交通利便性の向上や京浜臨海部、新横浜都心などの活性化、生活環境の改善等の効果があらわれています。馬場出入口については、令和2年2月27日に法隆寺交差点側の入口と2か所の出口が開通し、内路交差点側の入口は令和2年10月21日に開通しました。

・横浜北西線

全長 約7.1キロメートル
車線数 往復4車線

東名高速道路の横浜青葉ジャンクションと第三京浜道路の横浜港北ジャンクションを結ぶ横浜北西線は、令和2年3月22日に開通しました。平成29年3月に開通した横浜北線と一体となり、横浜市北西部と横浜都心、湾岸エリアとのアクセス性等が向上しました。

図1 幹線道路ネットワーク

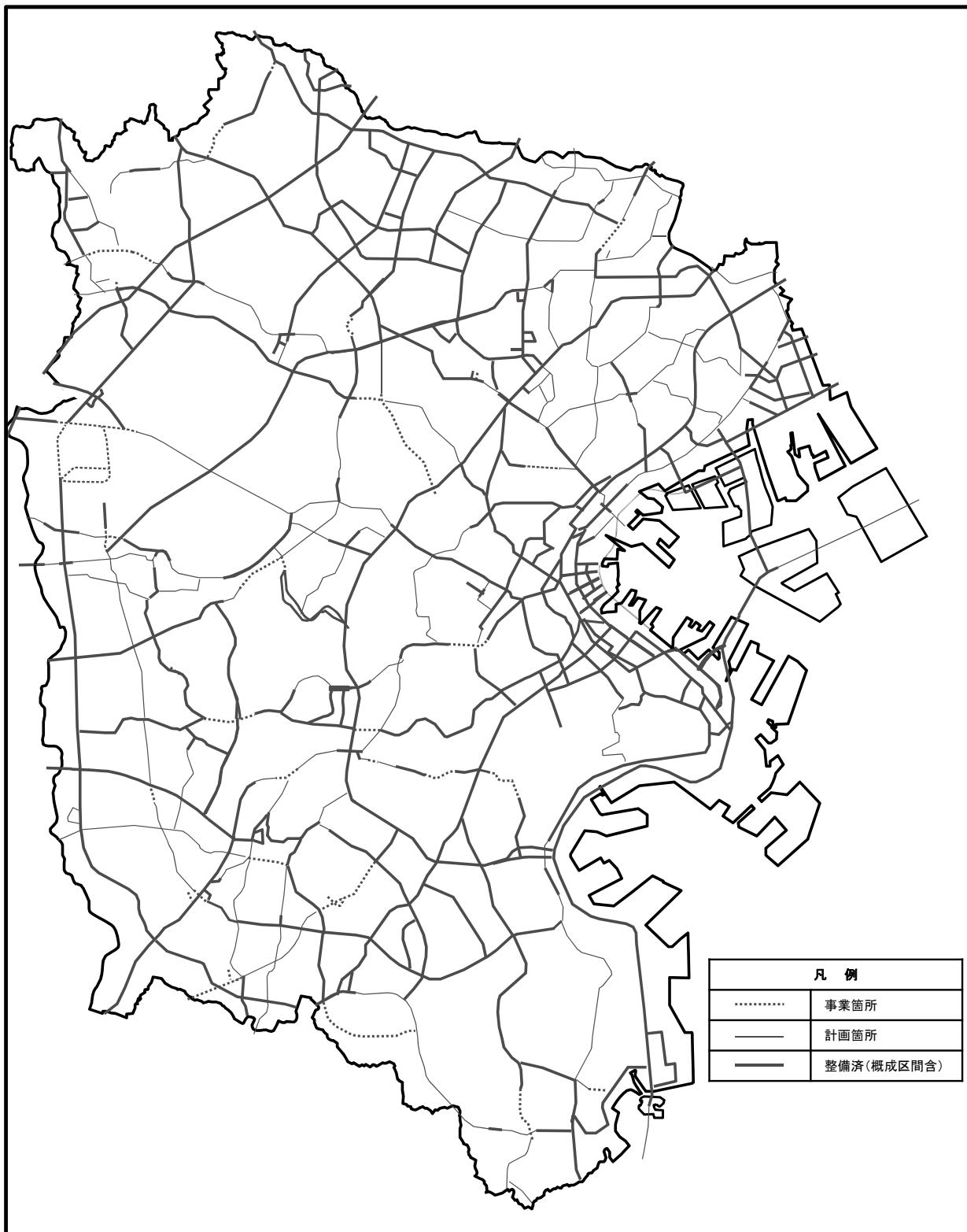
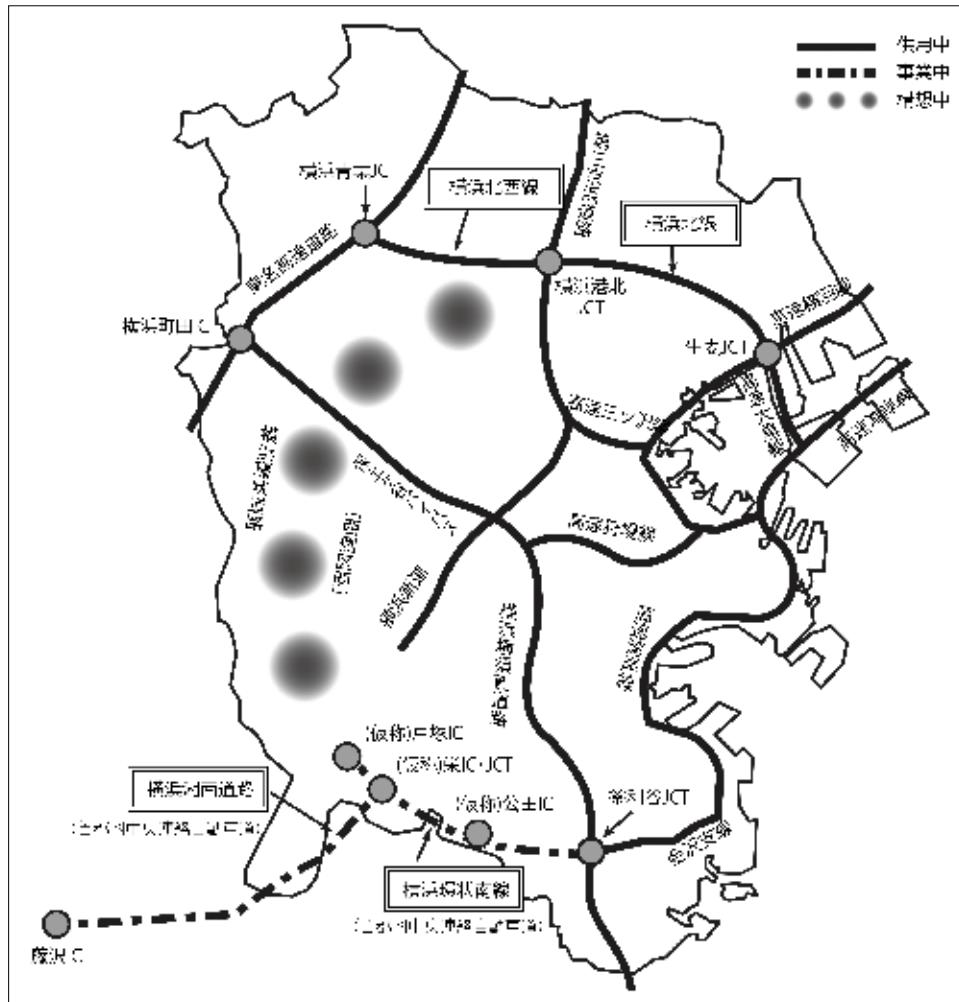


図2 横浜市高速道路網



・横浜環状道路西側区間

横浜環状道路西側区間については、首都圏の道路ネットワーク計画や本市の道路状況などを見ながら検討していきます。

・横浜湘南道路

全長 約7.5キロメートル
(市内 約1.9キロメートル)
車線数 往復4車線

横浜環状南線の（仮称）栄インターチェンジ・ジャンクションから藤沢市の新湘南バイパス藤沢インターチェンジを結ぶ路線で、圈央道の一部です。現在、国土交通省と東日本高速道路株式会社が新設の道路整備事業を進めています。

■高速道路の関連街路の整備 (横浜環状道路調整課、建設課)

上郷公田線

全長(計画) 約3.2キロメートル
(事業中) 約3.2キロメートル
幅 17~32メートル

栄区上郷町から公田町に至る路線です。横浜環状南線と（仮称）公田インターチェンジで接続します。現在、交差点改良を含めた新設の道路整備事業を進めています。

横浜藤沢線（田谷小雀地区）

全長(計画) 約1.4キロメートル
(事業中) 約1.4キロメートル

幅 32~38メートル

栄区田谷町において、横浜環状南線及び横浜湘南道路と（仮称）栄インターチェンジ・ジャンクションで接続します。現在、交差点改良を含めた新設の道路整備事業を進めています。

田谷線

全長(計画) 約0.7キロメートル
(事業中) 約0.7キロメートル
幅 16メートル

栄区田谷町に位置し、主に戸塚方面と横浜環状南線及び横浜湘南道路を（仮称）栄インターチェンジ・ジャンクションで接続します。なお、田谷線は、都市計画道路田谷線と都市計画道路戸塚大船線の一部から構成されます。現在、交差点改良を含めた新設の道路整備事業を進めています。

環状3号線

全長(計画) 約28.3キロメートル
(完成済) 約17.0キロメートル
(事業中) 約2.0キロメートル（戸塚地区、南戸塚地区、汲沢地区）
幅 22メートル

磯子区杉田五丁目（国道16号）を起点とし、都筑区佐江戸町に至る路線です。本市中心部に集中する交通の分散と郊外部の連携強化を図る環状道路です。令和4年3月24日に戸塚区日之出橋交差点から国道1号下り線までの区間が開通しました。現在は、戸塚区戸塚町から戸塚区汲沢町の区間で、設計及び用地取得等を進めています。

ます。

環状4号線

全長(計画) 約36.6キロメートル
(完成済) 約30.3キロメートル
(事業中) 約0.5キロメートル(笠間交差点から鎌倉女子大前交差点の市域部分)
幅 11~24メートル

環状4号線は、横浜市の外郭部を連絡する環状道路です。笠間交差点から鎌倉女子大前交差点まで、横浜環状南線の用地を活用し、渋滞緩和・安全性向上のための改良事業を進めています。

■幹線道路の整備(建設課、維持課)

交通混雑の緩和と道路ネットワークの充実のため、幹線道路の整備をすすめます。

横浜藤沢線

全長(計画) 約7.3キロメートル
(完成済) 約1.2キロメートル
(事業中) 約1.9キロメートル
(上永谷地区、上永谷舞岡地区)
幅 32~48メートル

横浜藤沢線は、港南区丸山台の環状2号線から栄区及び戸塚区を通過して、鎌倉市及び藤沢市に連絡する延長約7.3キロメートルの幹線道路です。

現在は、港南区を中心に2地区で、新設の道路整備事業を進めています。

県道川崎町田

全長(計画) 約20.0キロメートル
(拡幅整備済) 約9.3キロメートル
(事業中) 約3.2キロメートル(田奈地区、恩田地区、大熊地区、大熊・新羽地区)
幅 22メートル

県道川崎町田は、町田市と川崎市に連絡する本市北部の主要な幹線道路です。渋滞緩和と歩行環境改善のための拡幅整備を進め、現在は4地区の道路整備事業を進めています。

権太坂和泉線

全長(計画) 約9.6キロメートル
(完成済) 約6.5キロメートル
(事業中) 約2.2キロメートル(名瀬・岡津地区)
幅 18~25メートル

権太坂和泉線は、保土ヶ谷区狩場町の国道1号と泉区和泉町の環状4号線を結ぶ幹線道路です。現在、戸塚区名瀬町から泉区新橋町の区間で道路整備事業を行っており、設計及び用地取得等を進めています。

桂町戸塚遠藤線

全長(計画) 約10.2キロメートル
(完成済) 約4.0キロメートル
(事業中) 約0.9キロメートル(上倉田戸塚地区)
幅 22~33メートル

桂町戸塚遠藤線は、栄区桂町の環状4号線との交差部を起点とし、環状3号線、横浜藤沢線、国道1号及び環状4号線に接続し、泉区下飯田町(藤沢市境)を終点とする幹線道路です。現在、戸塚区上倉田町(下永谷大船

線交差部)から戸塚区戸塚町(国道1号交差部)の区間で道路整備事業を行っており、柏尾川から国道1号までの区間で現道の拡幅工事を行うとともに、それ以外の区間で用地取得等を進めています。

国道1号

全長(計画) 約29.0キロメートル
(事業中) 約0.8キロメートル(保土ヶ谷橋工区)
約1.1キロメートル(不動坂工区)
幅 25メートル(保土ヶ谷橋工区)
15~24メートル(不動坂工区)

日本の主要幹線である一般国道1号は、西区浜松町から戸塚区汲沢町までの約14キロメートルが横浜市管理区間となっています。

保土ヶ谷区の保土ヶ谷橋交差点付近から一般国道16号(保土ヶ谷バイパス)狩場インターチェンジまでの区間は、狩場工区に引き続き、保土ヶ谷橋工区の交差点改良を含めた現道の拡幅整備事業を進めています。

また、不動坂交差点は、東海道と呼ばれる「一般国道1号」と横浜新道方面へ渡る「戸塚支線(一般国道1号)」、そして「県道瀬谷柏尾」が接続する交差点です。

不動坂工区では、戸塚区柏尾町から戸塚区上矢部町までの約1.1キロメートル区間で交差点改良を含めた現道の拡幅整備事業を進めています。

東京丸子横浜線

全長(計画) 約8.8キロメートル
(拡幅整備済) 約1.8キロメートル
(事業中) 約1.0キロメートル(綱島地区)
幅 20メートル

東京丸子横浜線は川崎市境の港北区日吉町を起点とし、神奈川区六角橋交差点を終点とする延長約8.8キロメートルの幹線道路です。

現在は、港北区綱島地区(港北区箕輪町二丁目から綱島東一丁目)で設計及び用地取得を進めています。

鴨居上飯田線

全長(計画) 約13.1キロメートル
(拡幅整備済) 約7.1キロメートル
(事業中) 約1.6キロメートル
幅 18~28.5メートル

鴨居上飯田線は、都筑区池辺町を起点とし、泉区上飯田町(大和市境)を終点とする延長約13.1キロメートルの幹線道路です。

現在は、二俣川駅周辺(旭区本宿町からさちが丘)から保土ヶ谷二俣川線の一部を含む保土ヶ谷バイパス南本宿インターチェンジまでの区間が事業中です。

このうち、さちが丘から二俣川駅付近までの約1キロメートルの区間について、令和5年3月28日に開通しました。残る区間については、令和7年内の開通を目指して工事を進めています。

横浜逗子線

全長(計画) 約11キロメートル
(完成済) 約8.4キロメートル
(事業中) 約1.4キロメートル(金利谷六浦地区)

横浜逗子線は、港南区の横浜鎌倉線を起点とし、環状3号線、環状4号線と交差して、逗子市境に至る延長約11キロメートルの幹線道路です。

現在は、釜利谷六浦地区（釜利谷南一丁目から六浦四丁目）で整備を進めています。

泥亀釜利谷線

全 長（計 画）約 4.2 キロメートル
 （拡幅整備済）約 3.4 キロメートル
 （事 業 中）約 0.5 キロメートル（寺前地区）
 幅 15 メートル

泥亀釜利谷線は金沢区瀬戸を起点とし、金沢区釜利谷町を終点とする延長約 4.2 キロメートルの幹線道路です。

現在は、寺前地区（金沢区寺前二丁目から寺前一丁目）で測量、設計及び用地取得を進めています。

汐見台平戸線

全 長（計 画）約 7.2 キロメートル
 （拡幅整備済）約 4.1 キロメートル
 （事 業 中）約 2.5 キロメートル（大岡地区、別所地区、岡村七丁目地区）
 幅 15 メートル

汐見台平戸線は、磯子区森四丁目を起点とし、戸塚区平戸町を終点とする延長約 7.2 キロメートルの都市計画道路です。

現在は、大岡地区（大岡三丁目）、別所地区（別所一丁目から五丁目）及び岡村七丁目地区で設計及び用地取得等を進めています。

■地域道路の整備 (区土木事務所、建設課、維持課)

市道片倉六角橋線【神大寺地区】(神奈川区)

自動車交通の円滑化や歩行者の安全対策として、神奈川区神大寺四丁目付近で歩車道の拡幅整備等の道路改良事業を進めています。

市道平戸第 486 号線【別所地区】(南区)

周辺地区的歩行者の安全対策及び車両通行の円滑化として、南区別所一丁目付近で歩車道の拡幅整備等の道路改良事業を進めています。

市道長津田第 34 号線(緑区)

長津田第二小学校周辺地区の歩行者の安全対策として、長津田四丁目付近で歩道設置等の道路改良事業を進めています。

県道横浜生田【柚の木交差点】(都筑区)

周辺地区的渋滞緩和対策として、都筑区荏田南町付近で交差点改良事業を進めています。

市道矢部第 281 号線(戸塚区)

周辺地区的渋滞緩和対策として、戸塚区矢部町付近で歩車道の拡幅整備等の道路改良事業を進めています。

市道和泉町第 449 号線(泉区)

ボトルネック解消対策として、泉区和泉町付近の環状 4 号線赤坂橋交差点で交差する道路の交差点改良事業を進めています。

県道瀬谷柏尾【二ツ橋地区】(瀬谷区)

瀬谷駅へのアクセス道路整備及び周辺地区的渋滞緩和対策として、瀬谷区二ツ橋町付近で車道拡幅等の道路改良事業を進めています。

快適な暮らしのための道づくり

■都市計画道路網の見直し（企画課）

横浜市では、都市構造や社会状況などの変化に対応するため、平成 16 年度より将来の幹線道路ネットワークとなる都市計画道路網の見直しを進めています。

平成 20 年 5 月には、全ての見直し対象路線・区間を評価・検証し、「存続」「変更」「追加」「廃止」のそれぞれの候補路線・区間を示した「見直しの素案」を取りまとめ公表しました。

令和 6 年度末までに、14 路線の都市計画手続を完了しました。

引き続き、準備が整った路線から順次、都市計画の手続を進めていきます。

■既存道路の整備（区土木事務所、維持課）

維持修繕

安全な道路を維持するため、徒步による路面の目視点検やパトロール、市民の皆さんからの陳情・要望を整理し、整備の必要性が高い道路から修繕を実施しています。

■無電柱化の推進（企画課、管理課、施設課、建設課、横浜環状道路調整課）

平成 30 年 12 月に策定した「横浜市無電柱化推進計画」に基づき、無電柱化を進めています。具体的には、地震や台風など災害時における都市防災機能の向上や、電力・通信サービスの安定性・信頼性の向上、安全で快適な歩行空間の確保を目的として、災害発生時に物資や機材、要員等の輸送のため、緊急車両が通行する緊急輸送路の環状 2 号線や山下本牧磯子線などで、電線共同溝の整備を行っています。

■道路と鉄道の立体交差化（建設課）

交通の円滑化や、地域の一体化を図るため、平成 14 年度から進めてきた相模鉄道本線（星川駅～天王町駅）連続立体交差事業（保土ヶ谷区）について、平成 30 年 11 月の全線高架化を経て、高架化とともに進めてきた周辺道路が全線開通し、令和 4 年 3 月 31 日に全ての事業が完了しました。

相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）は、平成 30 年度から事業化に向けた都市計画や環境影響評価等の手続を進め、令和 4 年 1 月に都市計画決定、6 月に事業認可を取得しました。現在は、用地取得やトンネル工事等を進めています。

■橋梁（きょうりょう）・トンネル等の維持管理（橋梁課）

橋梁の地震対策

緊急輸送路上にある必要な耐震性能を満たしていない

9橋について、横浜市地震防災戦略に位置付け、優先的に対策を進めています。

橋梁・トンネル等の老朽化対策

橋梁や道路トンネル・大型カルバート・カルバート・シェッドの定期点検を行い、その結果を踏まえ毎年更新する長寿命化修繕計画に基づき、優先度の高い橋梁やトンネル等の補修や架け替えなどを実施しています。

■地下駐車場の運営（施設課）

都心部の路上駐車を減らし安全な道路交通を確保するため、道路等の地下空間を有効利用した駐車場を運営しています。

1 横浜市福富町西公園地下駐車場	184台
2 横浜市ポートサイド地下駐車場	200台
3 横浜市馬車道地下駐車場	200台（25台）
4 横浜市山下町地下駐車場	193台（26台）
5 横浜市日本大通り地下駐車場	200台
6 横浜市伊勢佐木長者町地下駐車場	200台
（ ）は自動二輪（125cc超）で外数	

■バリアフリー基本構想の策定 (道路政策推進課)

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年12月施行、通称「バリアフリー法」）に基づき、駅及び駅周辺地区を対象に重点的・一体的にバリアフリー化を進めるため、関係事業者と連携して、バリアフリー化を進めるための基本計画である「バリアフリー基本構想」の策定を進めています。

■交通安全施設の整備 (区土木事務所、道路政策推進課、施設課)

交通安全施設の整備

誰もが安全に利用できる道路空間を実現するため、歩道、防護柵（ガードレール等）、道路照明灯、道路標識、区画線等の交通安全施設を整備しています。

通学路の取組

学校、PTA、教育委員会、警察署及び道路管理者等の関係機関で組織するスクールゾーン対策協議会による市内通学路の点検などにより、通学路における交通安全施設の整備に取り組んでいます。

また、ビッグデータや事故データ等を活用した生活道路の交通安全対策を進めており、車両速度抑制を目的としたハンプや狭さくの設置などを行っています。

道路照明灯のLED化

夜間の交通安全のため、交差点や横断歩道、交通量の多い道路などに約63,000灯（ガス灯除く）の道路照明灯を設置しています。脱炭素化、省エネ化のため、令和6年度で道路照明灯のLED化が完了しています。

バリアフリー歩行空間の整備

重点整備地区で、歩道の段差や傾斜、有効幅の改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置等を行い、高齢者や障害者などすべての人が安心して安全に移動できる道路づくりを進めています。

昇降機の整備

歩道橋などに設置されている昇降機について、安心してご利用いただけるよう確実な維持管理と計画的な更新を進めています。

■交通安全対策（道路政策推進課）

交通安全運動

各季の交通安全運動や強化月間において、交通安全に関する街頭キャンペーンを実施しているほか、SNS、ポスター、チラシ等を活用し、交通ルールの遵守、マナー向上に関する情報発信を行っています。また、自転車のマナーアップに向けて、駅前における自転車の押し歩きや放置自転車の防止に関する啓発を行っています。

交通安全教育活動

警察等の関係機関との連携による世代別の交通安全教室として、幼児を対象とした幼児交通安全教育訪問指導や幼児保護者向けの交通安全教室、小学生対象の「はまっ子交通あんぜん教室」、「中学生・高校生向け自転車交通安全教室」、高齢者向け「シルバーリーダー養成研修会」、地域で見守り活動を行う方向けの「はたふり誘導講習会」などを実施しています。また、子どもを交通事故から守るための「こども・交通事故データマップ」を公開していますが、令和6年7月からは、防犯情報を加えた「こども・安全安心マップ」にリニューアルしました。さらに、各種交通安全教育動画の作成や啓発物品の配布を行っています。

自転車損害賠償責任保険等への加入及び自転車乗車用ヘルメットの着用促進

自転車損害賠償責任保険等への加入促進や自転車乗車用ヘルメットの着用率向上に向け周知・啓発活動を行っています。周知・啓発にあたっては、チラシや動画、SNS、ウェブ広告、ラジオ等さまざまな媒体を活用した啓発に取り組んでいます。

■自転車交通施策の推進（区土木事務所、道路政策推進課、施設課）

自転車活用推進計画の策定と推進

平成31年3月に策定した「横浜市自転車活用推進計画」に基づき、関係機関・団体と連携を図り、シェアサイクル事業など自転車活用施策を推進しています。

自転車駐車場の管理運営・維持管理

自転車等の放置防止と適正利用を図るため、市内240箇所の市営有料自転車駐車場のうち、239箇所の運営及び維持管理を行っています。

放置自転車等の対策

「横浜市自転車等の放置防止に関する条例」に基づき、地域からの要望による自転車等放置禁止区域の指定、放置自転車等の移動・保管・返還、民営自転車駐車場の整備費補助、放置防止の啓発活動などの施策を実施しています。

自転車駐車場の附置義務制度の運用

「横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例」に基づき、集客施設及び共同住宅等において駐輪場の設置を義務づけられています。

務付ける制度の適切な運用を推進しています。

自転車通行空間の整備

「横浜市自転車通行環境整備指針」に基づき、主に鉄道駅周辺など自転車利用が多く、自転車利用環境の向上が望まれる地域を「重点エリア」に指定し、整備を進めています。

■道路の清掃（区土木事務所、施設課）

道路の安全な通行機能を確保し、良好な沿道環境を維持するため、主要な幹線道路については、路面清掃車による車道清掃を、乗降客の多い駅前広場、歩道橋、地下道等については、掃き清掃や水洗い等の施設清掃を行っています。

■街路樹の維持管理（区土木事務所、施設課）

都市に潤いと憩いを与える街路樹や植樹帯を良好に育成させるため、せん定や草刈りなどの維持管理を行っています。また、街路樹の根上がりや老朽化により歩行者の安全な通行の妨げが生じている歩道において、樹木の良好な育成を確保しつつ歩道の改善を行う工事を実施しています。

■歩道橋の維持管理（区土木事務所、施設課）

横浜市が管理する327（令和7年3月末現在）橋の歩道橋について、健全度調査を行い、計画的に塗装塗り替えや橋面舗装等の補修を行っています。

また、緊急輸送路等の上を跨ぐ歩道橋については、落橋防止等の地震対策も行っています。

■共同溝の維持管理（区土木事務所、施設課）

災害時における都市防災機能の向上や、電力・通信サービス等、インフラ設備の安全性・信頼性の向上、安全な歩行空間の確保及び都市景観の向上を目的として、みなとみらい21地区及び港北ニュータウン地区に共同溝が整備されています。これらの共同溝の維持・管理のため、監視及び設備等の点検・補修を行っています。

<共同溝延長>

みなとみらい共同溝：5.8キロメートル（このほかに港湾局管理分
1.2キロメートルがあります）

港北ニュータウン共同溝：2.0キロメートル

■私道の整備（区土木事務所、維持課）

私道整備

不特定多数の市民の皆さんのが公共的な施設等を利用するため通行し、公道と同じように使われている私道を、地権者及び利用者の申請により横浜市で整備しています。

私道整備助成

多数の市民の皆さんに利用され公共性を有する私道の舗装工事等を行う場合、その工事費用の9割を助成しています。

安全な道路のための道路管理

■道路監察（区土木事務所、管理課）

道路を保全し円滑な交通を確保するため、土木事務所が常時、道路パトロールを行い、損傷箇所や汚損箇所の早期発見、応急措置、道路工事や占用工事の安全対策の監察・指導、不法占用の指導などを行っています。また、日常のパトロールのほか、台風や大雨などの災害時にも実施しています。

■公道の認定（路政課）

私道の中で市民の皆さんのが生活に密着した公共性の高い道路の市道への移管や、新たに建設した都市計画道路及び開発によって建設された道路など、横浜市が管理すべき道路を道路法に基づき認定し、不要となった道路を廃止しています。令和6年度には、58路線、延長9,608メートルを認定し、112路線、延長7,837メートルを廃止しました。

また、市道の認定基準に適合する個人所有の道路を市道に移管するために必要な測量費を助成する制度があり、令和6年度には8件、約1,771万円を助成しました。

■道路占用（区土木事務所、管理課）

道路上や路面下等に工作物、物件、施設（電柱、水道管、看板等）を設けることについて、道路本来の目的である一般交通等に支障のない範囲において、公共性や安全性等を考慮し、道路占用許可をしています。

また、道路上に家屋、埠等の構築物を不法に設けることや、商品等により営業の場として使用している場合等に、道路本来の機能の回復を図るために、早急な除去、撤去の指導に努めています。さらに、はり紙や立看板、のぼり旗については、街の美観を損ねることになるため、関係各局と協力して、防止及び早期撤去に努めています。

■特殊車両の通行許可（管理課）

特殊車両の通行に関しては、道路の構造を保全し交通の危険等を防止するために、法令に基づき徐行等の通行条件をつけて許可しています。

特殊車両通行許可実績（令和6年度）966件

■道路啓開活動（区土木事務所、維持課）

地震などの災害時に、国・県・各道路管理者等の関係機関や建設業協会・レンタル業協会等と連携し、迅速、適切な情報共有を図り、幹線道路を中心とする緊急輸送路の機能を確保します。

■ハマロード・サポーター（区土木事務所、管理課）

道路愛護や維持管理の充実を図るために、地域のボランティア団体と行政が協働して、道路の美化や清掃等を行

う制度です。自治会・町内会や学校、商店街及び地元企業等のボランティア団体が市内で活動しています。

活動団体数（令和6年度）595団体

■道水路境界調査（区土木事務所、道路調査課）

境界調査は、道水路に隣接する土地との境界を明確にし、土地売買、地積更正等に必要な証明を行うと共に、各種事業の実施や道水路の維持管理に資するものです。

表2 道水路境界調査等の申請及び処理実績（件数）令和6年度

	境界調査	境界承認	謄本交付	写し証明	閲覧
申 請	961	4	1,729	2,542	124,056
処 理	902	4	1,729	2,542	124,056

（注）境界調査の処理件数には、令和5年度以前に申請を受けたもので、令和6年度に処理された件数を含みます。

■道路台帳の整備と閲覧（道路調査課、区土木事務所）

道路台帳は道路に関する基本的な事項を把握するため、道路法第28条に基づき道路管理者が調製するもので、道路の現況や区域を記入した図面と道路の延長・面積、認定路線名等を記載した調書があります。

道路台帳図面等はよこはま建築情報センター（市庁舎2階）及び各区の土木事務所の窓口に設置した道路台帳閲覧システムで閲覧できます。また、インターネットを通じて「よこはまのみち」でも情報提供を行っています。

■横浜市公共基準点の管理・保全（道路調査課）

横浜市公共基準点は、公共測量の基準となる、位置に関する数値（座標、標高等）を有した標識で、道路台帳の整備や道水路境界調査、地籍調査事業等で使用されています。公共基準点の適正な密度を保持するため、現地調査を行い、基準点の再観測、再設置等を実施しています。

■土木技術基準書の作成（技術監理課）

快適で安全な生活を支える道路の整備等を円滑、効率的に推進するため、土木工事の設計、積算、監督、検査等各種の技術基準書やマニュアルの作成を行っています。

■工事の検査（技術監理課）

道路局及び区土木事務所が発注する道路の建設・維持・修繕等の請負工事の検査（契約に基づき工事が完成していること及び代価を支払ってよいことを確認する）、及び局内の施工管理基準等を定めています。

令和6年度は、339件の請負工事の検査を実施しました。

土木構造物の維持・管理に関する専門性の高い研修を実施し、長寿命化対策にも取り組んでいます。

■積算システム・公共事業IT化推進（技術監理課）

土木工事積算システムの単価データ作成及びCAD・電子納品の推進等の職員支援を行っています。

■道路がけ防災対策（施設課）

道路を利用する市民の皆さんの安全と交通機能確保のため、計画的に道路がけの点検を行い、点検結果に基づく対策を実施していきます。

表1 横浜市道路現況

令和7年4月1日現在							
区分	道路延長(m)	舗装延長(m)	舗装率(%)	道路面積(m ²)	舗装面積(m ²)	道路率(%)	路線数(件)
国道	高速自動車国道	12,948	12,948	100.0%	462,241	462,241	0.1%
	一般国道（指定区間）一般道路	104,051	104,051	100.0%	2,570,957	2,570,957	0.6%
	一般国道（指定区間）有料道路	43,323	43,323	100.0%	1,397,028	1,397,028	0.3%
	一般国道（指定区間外）	15,477	15,477	100.0%	291,610	291,610	0.1%
	計	175,799	175,799	100.0%	4,721,836	4,721,836	1.1%
県道	主要地方道県道	122,051	122,051	100.0%	2,090,798	2,090,798	0.5%
	一般県道	77,956	77,956	100.0%	958,306	958,306	0.2%
	一般県道 有料道路	39,917	39,917	100.0%	1,337,558	1,337,558	0.3%
	計	239,924	239,924	100.0%	4,386,662	4,386,662	1.0%
市道	主要地方道市道	53,422	53,422	100.0%	1,399,127	1,399,127	0.3%
	一般市道	7,383,812	7,256,391	98.3%	47,688,022	47,278,508	10.9%
	一般市道 有料道路	28,027	28,027	100.0%	720,758	720,758	0.2%
	計	7,465,261	7,337,840	98.3%	49,807,907	49,398,393	11.4%
本市管理計		7,652,718	7,525,297	98.3%	52,427,863	52,018,349	12.0%
総計		7,880,984	7,753,563	98.4%	58,916,405	58,506,891	13.5%
							51,799

（注）数値はすべて、供用開始済みの路線を対象としています。

表3 道路施設状況

	令和7年	令和6年	令和5年	令和4年	令和3年	令和2年	平成31年	平成30年	平成29年	平成28年	平成27年
歩道延長(km)	2,544.5	2,540.0	2,531.1	2,528.7	2,523.6	2,520.0	2,515.2	2,508.6	2,507.7	2,507.0	2,485.0
共同溝延長(km)	7.8	7.8	7.8	7.8	7.8	7.8	7.8	7.8	7.8	7.8	7.8
トンネル数(か所)	28	28	28	28	28	28	28	39	39	39	39
横断歩道橋数(橋)	327	326	326	327	326	326	325	326	327	327	328
自転車駐車場(件)	260	260	260	259	261	261	266	263	263	258	261
自転車駐車台数(台)	101,650	101,541	102,266	102,992	103,756	103,933	103,865	103,486	103,486	102,139	103,982
道路照明数(灯)	62,634	62,634	61,170	62,631	62,216	62,419	62,239	61,340	61,064	60,439	62,736 (ガス灯含む)

(注) 数値は、当該年4月1日現在です。

(注) トンネル数は平成31年度より定義を国に合わせて「トンネル」「大型カルバート」「カルバート」「シェッド」に再分類したため数に変更が生じています。

(注) 令和7年における自転車駐車場260件のうち、20件は無料自転車駐車場です。

表4 土木事務所一覧

令和7年4月1日現在

名 称	郵便番号	所 在 地	電 話
鶴見土木事務所	230-0051	鶴見区鶴見中央3-28-1	045-510-1669
神奈川土木事務所	221-0801	神奈川区神大寺2-28-22	045-491-3363
西土木事務所	220-0055	西区浜松町12-6	045-242-1313
中土木事務所	231-0023	中区山下町246	045-641-7681
南土木事務所	232-0024	南区浦舟町2-33	045-341-1106
港南土木事務所	233-0004	港南区港南中央通10-1	045-843-3711
保土ヶ谷土木事務所	240-0005	保土ヶ谷区神戸町61	045-331-4445
旭土木事務所	241-0032	旭区今宿東町1555	045-953-8801
磯子土木事務所	235-0016	磯子区磯子3-14-45	045-761-0081
金沢土木事務所	236-0014	金沢区寺前1-9-26	045-781-2511
港北土木事務所	222-0037	港北区大倉山7-39-1	045-531-7361
緑土木事務所	226-0025	緑区十日市場町876-13	045-981-2100
青葉土木事務所	225-0024	青葉区市ケ尾町31-1	045-971-2300
都筑土木事務所	224-0032	都筑区茅ヶ崎中央32-1	045-942-0606
戸塚土木事務所	244-0003	戸塚区戸塚町2974-1	045-881-1621
栄土木事務所	247-0007	栄区小菅ヶ谷1-6-1	045-895-1411
泉土木事務所	245-0024	泉区和泉中央北5-1-2	045-800-2532
瀬谷土木事務所	246-0022	瀬谷区三ツ境153-7	045-364-1105

(注) 平成17年4月に区役所へ移管しています。

港湾局

横浜経済の活性化と市民生活を豊かにする総合港湾づくり

1 國際競争力のある港

国際コンテナ戦略港湾として、基幹航路の維持・拡大、近海航路の更なる拡充、新たな貨物の獲得に向けて、コンテナ船の大型化やアジアを中心とした世界の貨物量の増加などの海運動向に的確に対応し、コンテナ埠頭の再編・強化や先進的な施設整備を進めます。併せて大水深・高規格コンテナターミナルと高度な流通加工機能を有するロジスティクス施設を一体的に配置した新たな物流拠点となる新本牧ふ頭の整備を進めています。

横浜港の主力取扱貨物である完成自動車をはじめ、コンテナ以外の一般貨物を効率的に取り扱えるよう、埠頭の機能転換や集約を進めます。また、増大する港湾物流に対応するため、広域道路ネットワークと臨港道路を接続し、貨物集貨力を強化するとともに、埠頭間の円滑な交通を確保します。

2 市民が集い、憩う港

クルーズ船の大型化・多様化や寄港増加に対応できるワールドクラスのクルーズポートとして、寄港促進や賑わいの創出を図るとともに、国際交流の推進に取り組みます。

物流機能の沖合展開など利用形態の変化が生じている内港地区において、土地利用を転換し、新たな賑わい拠点づくりを進めます。

市民や来街者への身近な親水空間の提供や海洋性レクリエーション需要に対応するため、開かれたウォーターフロントの形成を進め、地区の特性を活かした快適で魅力ある親水空間を創出します。

3 安全・安心で環境にやさしい港

発災時に市民生活や経済活動を支える拠点として、横浜港の防災機能を強化し、災害に強い港づくりを進めます。

親しみやすく美しい横浜港を次世代へ引き継ぐため、緑地の確保、水質環境の改善など環境保全の取組を推進します。

2050 年の脱炭素社会の実現を目指し、温室効果ガスの排出を港全体としてゼロにするカーボンニュートラルポートの形成に向けた取組を進めます。

横浜港港湾計画

横浜港を計画的に開発・利用・保全するため、港湾管理者である横浜市が港湾法に基づいて定める基本的な計画です。

社会情勢や横浜港を取り巻く環境の変化を踏まえ、令和元年代後半を目標年次とする貨物量や施設の規模、配置等を定めています。

やコンテナ貨物の集貨支援の充実による「集貨」、輸入貨物の拡大と定着に向けてロジスティクス機能の強化を図る「創貨」、高規格なコンテナターミナル整備や国の施策を活用したターミナルコストの低減などの「競争力強化」を進めています。

また、平成 28 年 1 月 12 日に「横浜川崎国際港湾株式会社」を設立し、3 月 4 日に国土交通大臣より港湾運営会社の指定を受け、コンテナターミナルの一元的・効率的な運営を行う体制が整い、現在、同社を軸に、さらなる競争力強化を推進しています。

■コンテナ取扱機能強化 (物流企画課、物流運営課・新本牧事業推進課)

我が国の物流を支える国際コンテナ戦略港湾として、高規格コンテナターミナルの重点整備や臨港道路の整備を実施するとともに、コンテナ取扱貨物量の増加、基幹航路の維持・拡大を図っていきます。

そのため、横浜川崎国際港湾株式会社を中心とした航路ネットワークの拡充を目的とした支援策や内航コンテナ船による国際フィーダー航路網の強化等に取り組み、横浜港の国際競争力の更なる強化を図ります。

国際競争力のある港

日本港湾の国際競争力は、アジア諸港の躍進的な発展等に伴い、国際的な地位が相対的に低下しており、基幹航路（アジアと北米・南米・欧州・アフリカ・豪州を直接結ぶ航路）から外れることによる我が国経済への深刻な影響が懸念されています。こうした状況の中、国は、我が国港湾の国際競争力を強化するため、横浜港をはじめとする京浜港及び阪神港を、平成 22 年 8 月に「国際コンテナ戦略港湾」に選定しました。

横浜港では、国際コンテナ戦略港湾施策を推進するため、港湾運営会社を中心とした戦略的なポートセールス

表1 入港船舶数 令和6年：速報値（単位：隻、千総トン）

区分	合計	外航船	内航船
隻 数	27,412 (5,966)	8,602 (4,628)	18,810 (1,338)
総トン数	277,640 (126,364)	238,388 (123,834)	39,252 (2,530)

(注) () 内は、フルコンテナ船で内数

表2 施設別取扱貨物量 令和6年：速報値（単位：千トン）

区分	合計	外国貿易			内国貿易		
		計	輸出	輸入	計	移出	移入
合 計	101,206	71,204	29,015	42,189	30,003	10,861	19,142
構成比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
公共施設	61,220	54,618	27,738	26,880	6,602	2,145	4,456
構成比(%)	60.5	76.7	95.6	63.7	22.0	19.8	23.3
民間施設	39,987	16,586	1,277	15,309	23,401	8,716	14,685
構成比(%)	39.5	23.3	4.4	36.3	78.0	80.2	76.7

(注) 民間施設は、横浜港埠頭株式会社及び横浜川崎国際港湾株式会社が運営する施設を除く。

図1 横浜港の現在と将来計画

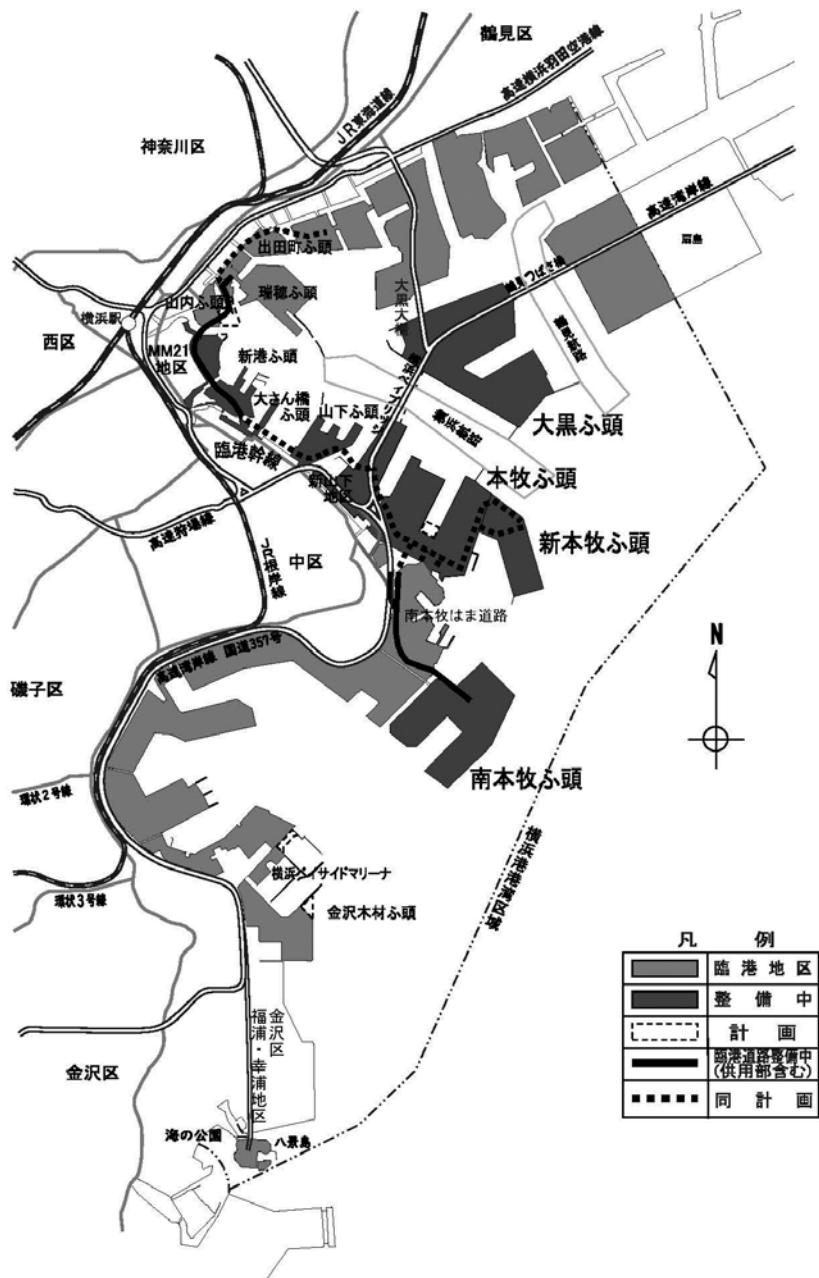


表3 定期航路の外貿コンテナ貨物取扱量 令和6年：速報値（単位：千トン）

区分	合計	輸 出	輸 入
コンテナ貨物	43,144	18,101	25,043
定期航路貨物	47,461	21,912	25,549
コンテナ化率(%)	90.9%	82.6%	98.0%

(注) コンテナ化率 = コンテナ貨物量 ÷ 定期航路貨物量

表4 貿易額 令和6年（単位：百万円）

区分	合計	輸 出	輸 入
全 国	219,647,059	107,087,928	112,559,131
横 浜 港	14,838,023	8,538,595	6,299,428
全国比 (%)	6.8	8.0	5.6

(資料：普通貿易統計)

(注) 表1～4のそれぞれの数値は端数処理のため、合計値等が若干合わない場合があります。

本牧ふ頭

本牧ふ頭は、横浜港のコンテナ貨物の約4割を取り扱う主力埠頭です。

B C ターミナルは、令和4年7月に、水深16m岸壁の延長を390mから470mに延伸し、更なる機能強化を図りました。また、D 突堤では、D 4・D 5 ターミナルの一体的な運用と超大型コンテナ船の受入れに向けて、D 5 ターミナルの岸壁改良や荷役方式を蔵置効率の高いタイヤ式門型クレーン方式へ転換するとともに、ヤードの拡張等の再整備を進めています。A 突堤では、コンテナ貨物取扱量の拡大と定着に向けて、ロジスティクス拠点の整備を進めています。

南本牧ふ頭

南本牧ふ頭は、コンテナ取扱貨物の増大やコンテナ船の大型化に対応できる最新鋭の埠頭として、平成2年から建設が進められてきました。MC-1・2 ターミナルは、平成13年4月に供用し、水深16m・延長700mの連続岸壁となっています。MC-3・4 ターミナルは、それぞれ平成27年4月、令和2年8月に供用し、我が国最大・唯一の水深18m、延長900mの連続岸壁と24列対応ガントリークレーンを擁し、世界最大級のコンテナ船にも対応できる大水深・高規格コンテナターミナルとなっています。令和3年4月には、世界最大級のコンテナ船運航会社等による一体運用が開始され、多方面の航路の船舶が、船型やスケジュールに応じて施設全体を柔軟に利用できる画期的な運用が実現しています。

また、コンテナターミナルの背後では、高機能な物流施設や配送サービス拠点等を備えた総合物流拠点の整備が進んでいます。

さらに、南本牧ふ頭は、市民生活から発生する廃棄物の焼却灰等を長期にわたり安定して受入れる役割も担っています。



国内最大級の南本牧ふ頭コンテナターミナルにて荷役を行うMSC ISABELLA（全長約400m）

新本牧ふ頭

新本牧ふ頭は、国際コンテナ戦略港湾としての横浜港の将来を見据え、大水深・高規格コンテナターミナルと高度な流通加工機能を有したロジスティクス施設を一体的に配置し、約90ヘクタールの最新鋭の物流拠点を形成するものです。

平成26年に横浜港港湾計画に位置付けた後、環境影響評価や公有水面埋立免許・承認の手続き等を行いました。令和元年度から整備に着手し、令和3年10月から埋立を開始しています。

また、事業への理解を深めてもらうため、横浜ベイブリッジスカイウォークを活用し、本事業の役割や環境への取組などを展示しています。

■自動車取扱機能強化（物流運営課）

大黒ふ頭

自動車貨物は、横浜港の主力輸出品目であり、大黒ふ頭は「東日本最大の自動車取扱拠点」となっています。

自動車専用船の大型化や着岸隻数の増加に対応するため、自動車専用岸壁の改良、コンテナターミナルの自動車ターミナルへの機能転換等を行った結果、日本最大級となる11隻の大型自動車専用船の同時着岸が可能な自動車取扱拠点となりました。

今後も引き続き、自動車取扱機能の強化を進めています。

■総合物流ターミナル等の強化（物流運営課）

横浜港流通センター

大黒ふ頭に立地する横浜港流通センター（Y-CC）は、コンテナ化の進展や製品輸入の増大等、国際海上物流の変化に合わせ、横浜港における輸入貨物取扱機能の拡大・強化を図ることを目的に、第三セクターの株式会社横浜港国際流通センターが事業主体となり整備した、延床面積約32万平方メートルの総合物流施設です。

ランプウェイ方式により大型コンテナトレーラーが各階に直接乗り入れることができ、総合保税地域により、外国貨物の蔵置、加工、展示などを総合的に行うことができる高機能・複合型物流拠点として、横浜港の国際競争力の強化とみなと経済の活性化に貢献しています。

<https://www.yokohama-cargo-center.jp/>

■横浜港へのアクセスの充実・強化（物流企画課、物流運営課）

道路網の整備

横浜港の国際競争力強化には、埠頭間道路の整備とともに、首都圏や背後圏を直結する幹線道路網の整備やアクセス強化も重要です。

このため、臨港幹線道路の整備を進めるとともに、横浜環状道路をはじめとする広域幹線道路について、国などの関係機関と協力して整備促進に取り組んでいます。

臨港幹線道路は大型車両の多い物流交通と一般交通を分離し、都市臨海部の混雑緩和を図るとともに、埠頭間交通の円滑化を目的としています。既に開通している新港～瑞穂地区（約3.2キロメートル）に続き、臨港幹線道路の早期整備に取り組みます。

南本牧ふ頭では、高規格コンテナターミナルの機能を十分に発揮させるため、首都高速道路湾岸線と南本牧ふ頭を高架で接続する臨港道路（はま道路）が平成29年3月に開通しました。

鉄道・内航輸送の促進

港湾貨物は主にトラックにより輸送されていますが、交通渋滞のない円滑で効率的な輸送や環境負荷の軽減と

といった観点から、鉄道や内航・はしけを活用した輸送体系の拡充を進めています。横浜港においては、神奈川臨海鉄道の横浜本牧駅と本牧埠頭駅を拠点とした海上コンテナやJRコンテナ等による輸送が行われています。

また、はしけを用いた定期輸送については、京浜港間に加え、千葉港など東京湾内における輸送サービス網が拡充されています。さらに、内航・はしけに係る入港料の減免などによる利用促進に向けた取組も進めています。

■船舶・貨物の誘致への取組（物流運営課）

近年、アジア諸港の飛躍的な成長等により、我が国と北米や欧州を結ぶ基幹航路の寄港数が減少するなど、我が国港湾の国際的地位の低下が危惧されています。

こうした状況のなかで、横浜港の国際競争力強化に向けた基幹航路の維持・拡大及び貨物量の増加を図るために、横浜川崎国際港湾株式会社を中心に、コンテナ貨物集貨や航路開設支援等を実施しています。

また、荷主企業、物流企業等へのポートセールスの実施や、東日本の主要な港と協定を締結し連携した集貨事業に、取り組んでいます。

■横浜港港湾情報システムの充実（港湾管財課）

横浜港港湾情報システムは、横浜港に入出港する船舶、公共の港湾施設を総合的に管理運用するために、港湾局及び指定管理者と港湾事業者等をオンラインで結び、港湾業務の迅速化・効率化を図っています。また、利用者サービス向上を図るために、入出港や港湾施設の使用許可等の港湾管理者への申請について、利便性の高い電子申請（港湾EDI）を実施しています。令和6年度の横浜港の電子申請利用率は、84.1パーセントとなり、主要港では高い水準となっています。

また、平成31年1月末から現行の第4次システムを運用しており、令和5年度に機器の更新を行いました。

■快適な就業環境づくり（物流運営課、港湾管財課）

船員の福利厚生

船員の福利厚生の向上を図るため、国、神奈川県、関係団体と協力し、各種の事業を行っています。

一般財団法人日本船員厚生協会が運営する横浜国際船員センター（ナビオス横浜）、横浜海員会館（エスカル横浜）は、船員やその家族の利用をはじめ、外航船の船員の交代に伴う休泊や次世代船員の担い手の啓発など、船員の福利厚生に利用されています。

港湾労働者の福利厚生

港湾労働者のために、食堂、売店、休憩所、公衆トイレ、港湾労働者共同住宅を設置しています。主な施設は指定管理者制度を導入し、「一般社団法人横浜港湾福利厚生協会」が管理運営を行っています。

市民が集い、憩う港

都心臨海部では次の視点で市民の皆さんに開かれた賑わいの場づくりを進めています。

- ① 市民や来街者へ開かれた水際線の提供や海洋性レクリエーションの需要に対応するため、地区の特性を活かし、快適で魅力ある親水空間を創出します。
- ② 物流機能の沖合展開など利用形態の変化が生じている内港地区において、土地利用を転換し、新たな賑わい拠点づくりを進めます。
- ③ 我が国を代表するクルーズポートとして、ラグジュアリーからカジュアルまで様々な種類のクルーズ船を受入れ、賑わいの創出を図ります。

■クルーズ船受入機能強化（客船事業推進課・整備推進課）

クルーズ船の寄港は、経済的な効果に加えて、街の賑わいづくりなど、様々な効果をもたらします。東アジアのクルーズ発着拠点としての魅力の向上、乗船客の市内回遊促進を図るとともに、安全・快適な受入を行っています。

令和5年3月から、約3年ぶりに外国クルーズ船による国際クルーズが再開し、令和6年には12隻の初入港や、4月の国内初となる月内に2回の4隻同時着岸など、積極的な受入に取組んでいます。

横浜港大さん橋国際客船ターミナル

所在地 中区海岸通1-1-4

TEL 045-211-2304

大さん橋ふ頭は、明治27年の完成以来、日本の玄関口として、国内外のクルーズ船を迎え入れ、横浜の発展にも大きく貢献してきました。平成14年にリニューアルした大さん橋国際客船ターミナルは、曲面を多用し、柱のない大空間を構成する個性的なデザインで、旅客機能と併せて、最大400台が駐車できる駐車場、各種イベントに利用できる多目的のホール、横浜港を一望できる屋上広場などがあり、クルーズ船の入出港を間近に楽しむことができるなど、市民と港を結ぶ拠点となっています。

なお、3万トンクラスのクルーズ船は4隻、それ以上のクラスのクルーズ船は2隻が同時着岸可能です。引き続き、多くのクルーズ船に対し持続的・安定的なオペレーションを維持するため、ボーディングブリッジ1基の製作を令和6年6月から行っています。

新港ふ頭客船ターミナル

令和6年3月にサークルウォークから新港ふ頭客船ターミナルまでを結ぶデッキの整備が完了しました。

デッキの完成により、桜木町駅からロープウェイやサークルウォークを経て、ハンマーヘッドパークまでの安全・快適な歩行者ルートが形成され、みなとみらい21中央地区や赤レンガパークなどへの更なる回遊性が向上し、都心臨海部の活性化につながっています。

クルーズ振興事業

- (1) 市民クルーズ

市民の皆さんに実際にクルーズを体験していただ

き、その楽しさ、魅力を感じていただくため、クルーズ船運航会社や旅行代理店と連携を図りながら、通常料金より割安な料金のクルーズを「市民クルーズ」として市民の皆さんに紹介しています。

(2) 客船見学会

市民の皆さんにクルーズ船やクルーズ、横浜港をより身近に感じていただくため、客船運航会社等の協力を得て「客船船内見学会」を実施しています。

(3) フォトコンテスト

より多くの人にクルーズ船や港に興味をもっていただくため、平成 16 年から他団体と共に、「横浜港客船フォトコンテスト」を実施し、入賞作品を大さん橋国際客船ターミナルなどで展示しています。



「就航の日」
横浜港客船フォトコンテスト 2024 横浜市港湾局長賞

■賑わいのある港

(政策調整課、賑わい振興課、整備推進課、 港湾管財課、山下ふ頭再開発調整課)

横浜港には、物流や産業だけでなく臨港パークや赤レンガパーク、象の鼻パーク、ハンマーヘッドパークなど、港内の歴史的資産や特徴のある景観を活かした快適な緑地やウォーターフロントの形成により、多くの来街者で賑わっています。今後も、

- ①魅力ある親水空間の創出
- ②立地する地区的特性を活かした周辺地域との調和のとれた景観形成
- ③海辺の自然再生に配慮した施設整備の推進
- ④次世代の市民の皆さんへ豊かな港湾環境の継承
といった視点から、引き続き、市民の皆さんに開かれた港湾緑地を目指します。

横浜港について、市民の皆さんに理解していただくため、船を使った横浜港見学会を行っています。

さらに、横浜港振興協会をはじめとする関係団体等が、港に対する市民理解の促進や、海事思想の啓発、水際の賑わい創出などを目的として、物流施設の見学会や「横浜港カッターレース」など、様々な事業を実施していますが、これら港の振興事業が安全かつ円滑に進められるよう支援しています。

みなとみらい21

基盤整備の大きな柱である埋立事業や道路整備を行うとともに、客船ターミナル、緑地など市民の皆さんが親

しみやすい施設を集積し、新しい港湾空間の創出を目指しています。

埋立事業は、中央地区 65.4 ヘクタールと新港地区 8.5 ヘクタールの全体面積約 73.9 ヘクタールで、昭和 58 年に着工し、ほぼ完了しています。

みなとみらい21 地区では、ウォーターフロントの特性を活かし、水際線に面した緑地を整備し、緑豊かな歩行者空間の確保や水と緑のネットワーク化を図っています。

中央地区の臨港パークは広大な芝生広場や階段状の親水護岸を特徴とする地区内最大の緑地で、国際会議の関連イベントや花火等、催しの場としても利用され、多くの市民の皆さんが訪れています。「横浜港をテーマとしたフィールドミュージアム（野外博物館）」として整備された日本丸メモリアルパークには、横浜港のシンボル的存在である重要文化財帆船日本丸や横浜みなと博物館があり、幅広い世代の皆さんに親しまれています。特に、帆船日本丸の総帆展帆の日などは多くの見学者で賑わいます。

新港地区では、これまでの「埠頭」から歴史と景観を活かした「街」へと機能転換を図り、港と歴史を感じができる、ゆったりとした街並みの形成を目指しています。歴史の香に富んだ特色ある緑地として、歴史的資産を受け継いだ赤レンガ倉庫と赤レンガパーク（※）は横浜の観光名所となり、賑わっています。

中央地区の臨港パークと新港地区のカップヌードルミュージアムパークを結ぶ女神橋により、周辺の商業施設や観光スポットへの回遊性が向上し、水際線及び都心臨海部一帯の活性化につながっています。

また、新港地区は赤レンガ倉庫をはじめとする歴史的資産を活かした、特色のある市街地の形成を図るため、みなとみらい21 新港地区的景観計画（景観法）と景観協議地区（横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例）を策定し平成 22 年 1 月から施行しました。これに基づき建築物や工作物の新築等の際には事業者と協議等を行い、周辺に調和した景観を形成しています。

みなとみらい21 地区の主要幹線道路である国際大通り（臨港幹線道路）は、都心部における交通渋滞の緩和を図るとともに、港湾関連車両の円滑な通行を確保するための道路で、現在、新港から瑞穂地区の約 3.2 キロメートルが供用されています。

さらに、街区開発の進展により発生している交通渋滞を緩和するため、地区内の既完成区間（トンネル区間）について、平成 25 年 3 月に供用を開始しました。

(※) 赤レンガ倉庫の保存・活用

(賑わい振興課)

所在地 中区新港1-1 TEL 045-227-2002

みなとみらい21 新港地区に立地する赤レンガ倉庫は、明治40年から大正2年にかけて建設された、わが国を代表するレンガ造りの歴史的建造物です。

本市では、「ハマの赤レンガ」と呼ばれ多くの市民の皆さんに親しまれてきた赤レンガ倉庫を貴重な歴史的資産として保存し、また、「港の賑わいと文化を創造する空間」をコンセプトに活用することとしました。

そして、1号倉庫は、ホール（300席程度）や多目的スペースを備えた文化施設として横浜市が、また、2号倉庫は、ピアレストラン・ライブレストラン等の飲食を中心とした商業施設として民間事業者が、それぞれ改修工事を行いました。

平成14年4月の施設オープン以来、横浜の新名所として賑わいを見せてきた赤レンガ倉庫は令和4年5月に20周年を迎え、開業からの来館者数は6年度末で1億2870万人に達しました。

横浜・八景島

所在地 金沢区八景島

TEL 045-788-8888

金沢の地は、鎌倉時代中期に北条氏の一族が邸宅内に造った武家の文庫である、金沢文庫（神奈川県立金沢文庫ホームページから一部抜粋）、また幕末には浮世絵師の歌川（安藤）広重も描いた絶景である金沢八景として、親しまれています。

この歴史的に由緒ある海辺を残し、市民の皆さんの海洋性レクリエーションニーズにこたえるために、海の公園と横浜・八景島を整備しました。

海の公園は、延長約1キロメートルにわたる砂浜と緑地からなる都市公園であり、市内唯一の海水浴場もあります。

横浜・八景島は、海の公園と一体的に計画された約24ヘクタールの人工島で、園地、さん橋、マリーナと民間企業が運営する水族館、各種遊具、商業飲食施設等があり、園地、さん橋等については指定管理者制度を導入し、「株式会社横浜八景島」が管理運営を行っています。

横浜・八景島は、多数の来島者を迎える海の公園とともに広く市民の皆さんに親しまれています。

横浜ベイサイドマリーナ地区

横浜ベイサイドマリーナ地区は「海の公園」や「横浜・八景島」などとともに、海辺の豊かな自然環境に恵まれた金沢区内に海洋性レクリエーション拠点を形成しようとするものです。この地区の中心施設は、日本最大級の収容力と先進的な施設を持つマリーナで第3セクターの横浜ベイサイドマリーナ株式会社が建設・管理を行っています。平成8年4月に第1期分（1,148隻）の供用を行い、市内河川等の放置艇を含む多くのヨット、モーターボートを受け入れています。係留施設は段階的に整備を進めており、現在では全体で約1,400隻の係留が可能となっています。

マリーナ周辺には、マリン関連のショールーム、店舗やレストラン等の商業施設が立地し、多くの市民の皆さんが訪れています。全面建て替え工事を行っていたアワトレット施設が令和2年6月に営業を開始するなど、地区全体のさらなる賑わいの創出に資する開発事業を推進しています。

山下ふ頭

これまでにいただいた市民の皆様のご意見等を踏まえ、令和5年8月から「横浜市山下ふ頭再開発検討委員会」を開催し、まちづくりの方向性や導入機能等についてご議論をいただき、令和6年12月に答申を受領しました。

この答申を踏まえ、「山下ふ頭再開発の基本的な方向性」を令和7年6月に取りまとめ、新たな事業計画策定に向けて、検討を進めています。

新山下地区

新山下地区では、埋立地と周辺地域を対象として商業、業務、レクリエーション機能がバランス良く配置されたまちづくりを地元とともに進めています。

当該地区は、横浜港港湾計画で「効率的な流通業務を特に促進する区域」に位置づけられており、今後、上屋の整備など、物流機能の促進を図っていきます。

水上交通ネットワーク

都心臨海部における回遊性の向上を目指し、平成26年12月の横浜港港湾計画改訂により設定した「レクリエーション等活性化水域」では、海洋性レクリエーション活動をはじめ、水上交通や観光船などの利用を促進しています。

現在、横浜駅東口・ハンマーHEAD・赤レンガパーク・山下公園間の定期船や港内遊覧・工場夜景等の観光船があり、多くの人に利用されています。

更に、市民の皆さんのが水に親しみ楽しむことができるよう、水陸両用バスの運行による賑わいの創出や、港と河川を結ぶ水上交通社会実験を推進するなど、水辺空間の活性化策について検討を進めています。

海外の港との国際交流事業

(1) 姉妹港・友好港等交流事業

横浜港は、米国・オークランド港、カナダ・バンクーバー港及びドイツ・ハンブルク港と姉妹港、中国・上海港及び大連港と友好港、オーストラリア・メルボルン港と貿易協力港の提携を行い、相互の港の発展に向け、人的交流や情報交換を行っています。令和6年度は、ワイニイミー港とグリーン自動車海運回廊の形成に関する覚書を締結しました。

また、国際港湾協会総会（ハンブルク開催）、Port Authorities Roundtable、C40 Green Ports Forum（バルセロナ開催）、シンガポールマリタイムウイーク（シンガポール開催）などの国際会議に参加し、世界の港湾管理者等と知見を共有しました。

脱炭素・グリーン・シッピング・コリドー連携港であるオークランド港及びシンガポール海事港湾庁等とは、一年を通じて定期的に脱炭素に関する意見交換を行いました。

今後も、成果ある交流を推進していきます。

(2) 国際協力事業

横浜港は、先進港湾として海外諸港への国際協力事業を推進しています。

令和6年度は65人の港湾技術研修生等を受け入れました。今後も、世界各国からJICA（独立行政法人国際協力機構）等を通じて、研修生を積極的に受け入れていきます。

■市民利用施設の整備・運営 (賑わい振興課、施設管理課)

日本丸メモリアルパーク（「帆船日本丸」・「横浜みなと博物館」）

所在地 西区みなとみらい2-1-1

TEL 045-221-0280 FAX 045-221-0277

日本丸メモリアルパークには、帆船日本丸と横浜みなと博物館があります。

帆船日本丸は、昭和57年から約83万人の署名を得て、全国10都市の中から横浜への誘致が成功し、昭和60年4月から公開しており、平成29年9月15日には、海上で保存されている帆船としては我が国初の国の重要文化財に指定されました。この機会に老朽化していた船体等の大規模改修を2か年をかけ実施しました。

帆船日本丸では、新たな解説パネルや写真、映像により、「日本丸のあゆみとしくみ」、「練習船での訓練・生活」などを、わかりやすく紹介しています。

また、市民ボランティア等の協力により、全ての帆を広げる総帆展帆を年に10回程度行っているほか、青少年等を対象に海洋教室などを開催しています。

横浜みなと博物館は、横浜港をテーマとした初めての博物館です。

平成28年4月に、アンクルトリスの生みの親である柳原良平氏の御家族から寄附を受けた作品を、多くの市民に観ていただけるよう、平成30年3月に常設展示スペース「柳原良平アートミュージアム」をオープンしました。

同博物館は、平成元年の開館から30年以上が経過し、展示設備等の老朽化や耐震化への対応が必要となっていました。このため、令和3年6月7日から休館し、リニューアルを行い、令和4年6月28日にオープンしました。主なリニューアル内容としては、体験型コンテンツ（VRシアター）の導入等展示施設の更新、案内サインの多言語化等の拡充、吊り天井の耐震化等を行いました。これにより、これまでの博物館機能に加え、都心臨海部を中心とした観光の中核施設として生まれ変わりました。

また、特別展示を年3回程度実施しているほか、教育普及事業として「横浜みなとキッズクラブ」などを実施しています。このほか、ライブラリー事業、資料の調査・研究・収集・出版活動事業なども行っています。

本施設は指定管理者制度を導入し、「公益財団法人帆船日本丸記念財団」が管理運営を行っています。

象の鼻パーク

所在地 中区海岸通1

TEL 045-671-2888 (賑わい振興課)

横浜港発祥の地「象の鼻地区」は、開港150周年記念事業として、みなとみらい21地区から山下公園に至る都心の貴重な水辺空間の中に位置する立地特性や地区的歴史的遺構などを生かし、横浜の歴史と未来をつなぐ象徴的な空間「象の鼻パーク」として生まれかわりました。

象の鼻パークには、港や海を見渡す緑のオープンスペース「開港の丘」や文化観光交流の拠点となるカフェを併設した休憩施設「象の鼻テラス」、日本大通りから港への通景空間を確保した石張り広場「開港波止場」等があります。また、「象の鼻防波堤」は明治20年代後半の姿に復元され、その曲線を活かし水域を囲むように配置したスクリーンパネルは、夜間には照明として魅力的な景観を演出しています。

汽車道・運河パーク・カップヌードルミュージアムパーク

所在地 中区新港

TEL 045-671-2888 (賑わい振興課)

新港地区へのアプローチとして、旧臨港鉄道のトラス橋などの歴史的資産を活かした汽車道は、穏やかな水面と都市景観が楽しめる散歩道です。令和6年1月からは、老朽化が進行している遊歩道の改修を行っています。この道を渡ると運河パークが広がります。

同パークには令和3年4月に民間事業者による国内初の都市型ロープウェイがオープンしました。

カップヌードルミュージアムパークは総面積約2ヘクタールの緑地で、親水護岸、芝生広場、園路があり、臨港パークと赤レンガパークを結ぶ位置にあります。港の景色を楽しみながらの散策や、イベントのできる空間としても利用できます。

令和3年8月に港湾施設条例の設置等許可を活用し、民間事業者により緑地の便益施設としてグランピング施設がオープンしました。

また、災害時に市民の皆さんの飲料水を確保するための耐震貯水槽（約1,300トン）も備えています。

なお、カップヌードルミュージアムパークの名称は、ネーミングライツ事業により新港パークの愛称として平成24年8月から使用しています。

臨港パーク

所在地 西区みなとみらい1-1

TEL 045-221-2155

みなとみらい21中央地区先端に位置する臨港パークは、海とのふれあい・水際線のにぎわいの演出を目的とした、人々が散策し、休養することができるみなとみらい21地区最大の緑地です。

長さ600メートルに及ぶ湾曲した護岸は階段状にしてあり海への親水性を高めるとともに、そこからの景観はペイブリッジをはじめ横浜港内が一望できるものとなっています。

護岸背後は、緑豊かな芝生広場などを設け、快適な空間としています。令和5年度からは、未供用となっていた緑地先端部の整備を行っています。

本パークは指定管理者制度を導入し、「株式会社横浜国際平和会議場」が管理運営を行っています。

なお、令和7年10月に港湾施設条例の設置等許可を活用し、民間事業者により緑地の便益施設としてカフェ・レクリエーション施設が一部オープンしました。

本牧海づり施設

所在地 中区本牧ふ頭1

TEL 045-623-6030

昭和53年7月開設以来、安全で快適に海づりを楽しめる施設として、子どもからお年寄りまで幅広く市民の皆さんに親しまれています。

本施設は指定管理者制度を導入し、「イオンディライト株式会社」が管理運営を行っています。

横浜港シンボルタワー

所在地 中区本牧ふ頭1-16

TEL FAX 045-622-9600

横浜港シンボルタワーは、本牧ふ頭D突堤の先端に位置しています。

横浜港のシンボルとして、入港する船舶を歓迎するほか、市民の皆さんが港に入り出する船や港を間近に望む施設として、昭和61年7月に開設されました。

タワーの高さは約48メートルで、地上12.5メートルに展望ラウンジ、36.5メートルに展望室があります。敷地内には緑地、休憩所等を整備しています。

開設以来、多くの市民の皆さんに利用されています。

本施設は指定管理者制度を導入し、「商船三井興産株式会社」が管理運営を行っています。

大黒ふ頭中央緑地

所在地 鶴見区大黒ふ頭1

TEL 045-501-6233

横浜港で働く人や内外船員等にスポーツや緑を楽しんでもらうため、昭和52年6月にオープンしました。

ペイブリッジを背景としたこの緑地には、軟式野球、サッカー、ソフトボールなどができる運動場、テニスコートと散策緑地があり、市民の皆さんにも利用されています。

大黒海づり施設

所在地 鶴見区大黒ふ頭20

TEL 045-506-3539

大黒ふ頭の先端に、海づり施設と、広場・池などを備えた緑地とが一体となった施設として、平成8年7月にオープンしました。

開放的な景色と潮風を満喫しながら散策をするなど、家族で楽しめる、水際線を生かした施設です。

海づり施設は、安全で快適な海づりを楽しめる施設です。

本施設は指定管理者制度を導入し、「イオンディライト株式会社」が管理運営を行っています。

磯子海づり施設

所在地 磯子区新磯子町39

TEL 045-761-1931

市民の皆さんの要望により、憩いの場所として昭和58年5月にオープンしました。根岸湾の埋立地の先端に位置し、見晴らしの良い海づりポイントです。潮通しが良く、魚が回遊しているのを見つけることもあります。

本施設は指定管理者制度を導入し、「イオンディライト株式会社」が管理運営を行っています。

金沢水際線緑地・海辺の散歩道

所在地 金沢区 福浦2

TEL 045-671-2888 (賑わい振興課)

以前から「海辺の散歩道」として多くの市民に親しまれていた金沢水際線緑地は、令和元年9月の台風により甚大な被害を受けました。この復旧に当たり、遊歩道の再生を求める多くの声が寄せられたことから、かさ上げした護岸の上部を遊歩道として仕上げました。これにより、多くの皆様が海の景色を眺めながら散策や釣りを楽しむことができるようになりました。復旧にあわせて、バリアフリートイレを備えた休憩棟やイベント広場、駐車場、駐輪場等も整備しました。

安全・安心で環境にやさしい港

■安全で安心な港づくり

(政策調整課、物流運営課、建設第一課、施設管理課、維持保全課、整備推進課)

関係機関と連携・協力し、地震・津波時の迅速な情報収集など防災対策に取り組むとともに、国際貿易港に求められるセキュリティ水準を確保するための保安対策や感染症等の水際対策などに取り組みます。

さらに、港湾施設の点検・補修を計画的かつ効率的に実施することで、施設の機能や安全性を維持し、長寿命化するなど、港湾施設のファシリティマネジメントを推進します。

なお、東京電力福島第一原子力発電所の被災による放射性物質流出について、横浜港の大気中の放射線量、海水中の放射能の測定結果を公表し、コンテナターミナルに輸出コンテナの放射線測定を実施するため、据置型の放射線測定装置を設置しています。

震災時に緊急物資の受入れ等を行う耐震強化岸壁については、引き続き横浜港港湾計画に基づいて整備等を進めています。

津波対策については、防護レベルの津波と高潮からの浸水被害を防ぐため、東京湾沿岸海岸保全基本計画（神奈川県区間）に本市域の計画を位置付け、平成29年度に大黒ふ頭、令和元年度に金沢地区で海岸保全区域の指定を行い、海岸法に基づく海岸保全施設の整備を行っています。

■環境にやさしい港づくり

(政策調整課、物流運営課、施設管理課)

カーボンニュートラルポートの形成

2050年の脱炭素社会の実現を目指し、国や民間事業者等と連携しながら、カーボンニュートラルポート形成に向けた取組を行っています。

官民の連携による脱炭素化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進を図るため、「横浜港脱炭素化推進臨海部事業所協議会」等の議論を踏まえ作成した、「横浜港湾脱炭素化推進計画」(以下、本計画という。)を令和7年3月に公表しました。本計画は、横浜港の臨港地区及び港湾区域に、みなとみらい21地区や金沢産業団地などを加えた臨海部を対象範囲とし、2050年度までの

長期目標値となるKPIとして「横浜市臨海部からの二酸化炭素排出量」、「ブルーインフラの保全・再生・創出による二酸化炭素吸収量」を設定し、「次世代船舶燃料の普及促進、横浜港CNPサステナブルファイナンス・フレームワーク、グリーン電力供給拠点の形成に向けた検討」等の横浜港の特色を生かした取組を位置付けています。

また、世界経済フォーラム主催のプライベートセッションに参加し、海運とトラック輸送の脱炭素化に向けた世界のエネルギーインフラの促進について意見交換を行うなど、横浜港のプレゼンスの向上に努めました。

さらに、豊かな海づくりとして、新本牧ふ頭で生物共生型護岸の整備を進めるとともに、杉の森林と同程度の二酸化炭素を吸収する「ブルーカーボン」としての機能を担う藻場・浅場の検討、「ブルーカーボン」の拡大に向けた水際線の護岸前面にワカメを繁茂させる実証実験、市民に開かれた漁港の改修、プラスチック等の海底ごみの回収に取り組みました。

ゆっくり走ろう！横浜港

横浜港では、港湾関連事業者と港湾局が協働で「事故・コスト・CO₂の削減」を目指し、港における総合的な環境対策として、「ゆっくり走ろう！横浜港」の推進に取り組んでいます。

また、グリーン経営認証※の認証取得事業者に対し補助を行っています。

※「交通エコロジー・モビリティ財団」が認証する環境に配慮した経営を実現するための制度

海の水質改善に向けた市民活動の支援等

内港地区の水質改善・生物多様化を図るため、汽車道前面水域において、一般社団法人横浜みなとみらい21と協働で「アマモ場の形成実験」など、生物の生息場や着生基盤を形成する取組を行っています。

■港湾環境の魅力づくり (港湾管財課、水域管理課、施設管理課、 賑わい振興課)

埠頭清掃

公共埠頭のじんかい処理は、ふ頭利用者と市が共同して清掃を実施しています。

令和6年度の処理実績（一般ごみ・パレット類）

横浜港内（本牧ふ頭・山下ふ頭・大黒ふ頭等） 552トン

海上清掃

海上漂流物を清掃船で回収し、分別のうえ、処理しています。

令和6年度の処理実績 228トン

プレジャーボート等対策

「横浜市船舶の放置防止に関する条例」に基づいて、港湾区域内のパトロールと指導を行うと共に、各水域管理者と協力して係留防止策を実施し、放置船舶発生防止に努めています。

令和7年3月末の放置船舶隻数（河川、漁港含む）は219隻確認され、平成7年のピーク時に比べて1,878隻、約89%の減少となっています。

今後も、放置船舶所有者へ適正な保管場所への自主的

な移動を指導すると共に、関係機関と協力して放置船舶の減少に向けた対策を進めています。

沈廃船対策

各水域管理者が、「横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例」や関係法令等に基づき対策を進めています。

今後も、市内の港湾・河川等にある沈廃船の撤去及び不法投棄の防止に努め、安全な航路の確保と快適な生活環境の実現を目指します。

みなと色彩計画

横浜港において、国際港都としてふさわしい景観形成を図るために、横浜港全域に立地する建築物等の配色をゾーン別・地区別に定めたものであり個性的・魅力的な景観形成に寄与しています。

港湾環境整備負担金

横浜港における環境の整備・保全のため、港湾区域及び臨港地区内の工場、事業場において事業を行っている事業者（敷地面積1万平方メートル以上）に、「横浜市港湾環境整備負担金条例」に基づき緑地の建設・改良・維持工事及び海面清掃等の費用の一部をご負担いただいている。令和6年度は、165社の事業者の皆様に合計8,276万円のご協力をいただいております。

消防局

安全・安心を実感できる都市の実現に向けて

「あらゆる災害への的確な対処」「安全・安心な暮らしのサポート」「安全基盤の整備」を通して、『安全・安心を実感できる都市ヨコハマ』の実現を図ります。

目標達成に向けた施策として、消防体制の充実強化、救急救命体制の充実強化、消防団の充実強化、地域・事業所防災力の向上、消防施設の整備などの事業を実施します。

警防対策

■警防体制（警防課）

近年は、都市・社会生活の変化に伴う都市型災害の発生に加え、気象・環境の変化に伴い日本各地で記録的な豪雨や局地的大雨による土砂災害や洪水等の自然災害が頻発し、甚大な被害をもたらしています。

また、令和7年2月26日に岩手県大船渡市において発生した林野火災に対し、緊急消防援助隊を派遣し、航空消防隊による空中消火や陸上部隊による消火活動を行いました。

このような活動の困難性が高い様々な災害に、迅速・的確に対応するため、保有する資機材の更新や見直しを行うほか、消防隊員の個人装備等の充実を図るとともに、様々な災害を想定した訓練を継続的に実施し、災害への対応力を強化しています。

これからも、市民の皆さん及び横浜を訪れる皆さん的安全・安心を守るために、職員一人ひとりの活動能力の向上を図り、消防局として災害対応能力の一層の強化に努めます。

■警防計画と警防査察（警防課）

一定規模以上の建築物や放射性物質、毒劇物、大量の危険物などを保有する施設等について、災害発生時に効率的な警防活動を実施するため、警防査察を実施するとともに、警防計画を策定しています。

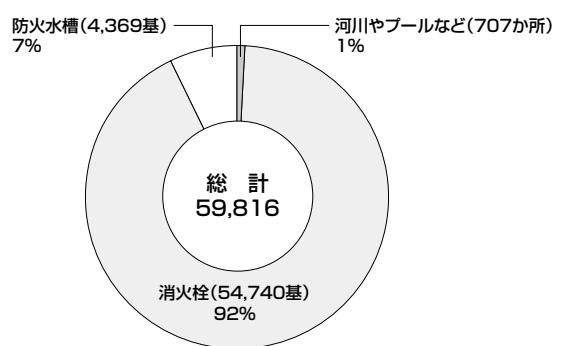
■消防水利（警防課）

消防活動上必要な消火栓や防火水槽については、防火水槽整備事業や都市計画法等に基づく開発協議により整備拡充を図っています。

さらに、河川やプールなど、消防隊により取水可能なものは、消防水利の指定を行い、水利の確保に努めています。

消防水利の現況は、図1のとおりです。

図1 消防水利の現況



消防力の現況

■消防施設（施設課）

令和6年度末現在で、消防本部庁舎、消防署18か所、消防出張所78か所、消防訓練センター、ヘリポート、市民防災センター、救急救命士養成所等の消防施設を配置しています。

■消防機械（施設課）

令和6年度末現在で、機動救助工作車や支援車などの特殊車両を含む消防車277台、救急車117台をはじめ、ヘリコプター2機、消防艇2艇など計560台の車両等を市内に配置して各種災害に備えています。

また、令和7年度も消防車9台、救急車19台、その他の車両8台を更新するとともに大型水槽車1台及び救急車3台を増車し、消防力の充実強化を図ります。

■消防団（消防団課）

横浜市消防団は、明治27年5月消防組として3組・217人の編成で発足しました。その後、昭和14年4月1日警防団令の公布により、消防組は警防団に統合され、昭和17年には20団・8,932人を有し、昭和22年5月の

表1 消防団の現勢

令和7年4月1日現在

区分\団別	総数	鶴見	神奈川	西	中	南	港南	保土ヶ谷	旭	磯子	金沢	港北	緑	青葉	都筑	戸塚	栄	泉	瀬谷
団員定数	8,305	550	430	230	495	395	285	400	655	370	580	700	370	485	440	760	370	480	310
実員数	7,720	494	430	230	437	367	274	375	593	357	548	631	353	452	400	732	315	463	269
分団数	102	8	9	3	7	6	4	4	5	7	8	8	4	3	5	7	4	5	4
消防自動車	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1	—	—	—	—
小型動力ポンプ	552	37	36	13	31	28	20	31	31	35	44	61	24	33	24	45	15	25	19
小型動力ポンプ積載車	392	28	20	10	19	21	16	23	23	25	32	39	18	25	17	31	11	20	14
器具置場	421	29	24	14	21	22	17	25	24	23	33	46	18	25	20	33	10	21	16

消防団令の公布による改組まで存続しました。

昭和22年12月消防組織法が制定され、新生消防団が誕生し、昭和23年3月消防組織法の施行により自治体消防が発足しました。消防団は常備消防とともに横浜市に移り、横浜市消防団の第一歩が始まりました。

消防団は、本業のかたわら郷土愛護の精神に立脚した「義勇消防」の性格と、消防組織法に基づく「非常勤公務員」としての性格を有しています。

本市では平成9年度から、消防団組織の中で女性の力を生かし、消防団の活性化と消防力の強化を図ることを目的として、女性消防団員を採用しています。

平成17年12月から消防団員のホームページを開設しました。

平成18年4月には、「横浜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例」の一部を改正し、定員を8,305人に定め、資格要件を「居住するもの」から「居住し、勤務し、又は在学する者」としました。

近年の消防団員の業務は、火災等の平常時における災害活動や大規模災害発生時の応急活動に加え、地域住民に対する防災指導の実施、国民保護法に基づく消防機関としての任務の付加など、消防団の業務が拡充しているのが現状です。これを受け本市では、処遇改善の一環として、平成20年度から消防団員個人に対し、報酬の支給を始めました。その後、地域防災において重要な役割を果たしている消防団員の処遇改善を図るため年額報酬を平成21年度以降、段階的な引上げを行い、令和3年度の改定により国基準相当となりました。

平成22年4月1日には、南区にある寿消防団と大岡消防団が統合し、南消防団が発足しました。

平成24年3月31日から条例改正により、横浜市の消防団に70歳定年制が導入され、令和2年4月1日からは外国人の任用を開始しました。令和5年4月1日からは消防団活動に伴う報告事務をデジタル化し、消防団員の負担軽減を目的として、消防団アプリを導入しました。令和6年4月1日には、中区にある伊勢佐木消防団、加賀町消防団、山手消防団が統合し、中消防団が発足しました。令和7年4月1日現在、本市消防団は18団・102分団をもって組織されています。令和6年中の災害出場回数は1,883件、出場人員は4,221人、このほか、警戒、訓練等に延べ136,614人の消防団員が活動しました。現在は、地域防災の要である消防団の更なる消防力強化と、活性化を図るための事業の推進、器具置場の建設と消防

団車両や資機材の更新など、環境の整備に取り組んでいます。

■通信施設（司令課）

消防・救急活動を効率的に実施するため、消防局、消防署、消防出張所等の通信設備及びすべての消防隊、救急隊等に有線・無線の設備による通信のネットワークを設けています。

その中心となるのは、消防局消防本部庁舎4階司令センターに設置されている設備です。主な機能として有線・無線の制御、119番等災害通報の受信及び地図表示、災害種別に応じた部隊の自動選別と指令、支援情報の検索等があります。さらに、消防署所にある署所指令受信装置等とも専用回線で結ばれ、指令業務の効率化に効果を上げています。

また、消防車・救急車には無線機が取り付けられ、指令室と音声により連絡をとりながら現場活動が行えるようになっています。

なお、消防ヘリコプターからの映像伝送に加え、平成8年9月1日からは、横浜ランドマークタワーに設置した4基の監視カメラによる「災害情報画像伝送システム」を運用しています。

このシステムにより、発災直後の市内の被災状況を迅速に把握し、横浜市危機管理室へ映像を伝送するとともに、衛星通信ネットワークにより、国（消防庁）や県等の関係機関にも映像伝送を行うことができます。

消防司令センターの主な通信設備

指令台・総合指令台・救命指導医専用台・マルチプロジェクタ・119番着信表示盤・指令用コンピュータ・指令通信制御装置・発信地表示システム装置・その他の関連機器、その他電源装置等

消防署所の主な通信設備

署所指令受信装置・出場表示盤・署所端末装置等

消防・救急デジタル無線整備

多様化する災害等に対応するため消防救急無線の高度化と、限りある電波資源の有効活用とを両立させるために、消防救急デジタル無線を整備しました。平成15年及び平成20年に関係法令等が改正され、従来使用していたアナログ無線の使用期限が平成28年5月31日と規定されたため、これに対応して計画的な整備を実施してきました。

消防救急デジタル無線は、県内各消防本部が共同で利用する共通波整備と本市が独自に使用する活動波整備に大別されます。共通波設備については、整備経費の縮減のため、県内 24 消防本部の合意のもとに本市が主体となって整備しました。活動波設備については、本市を含む各消防本部が個別に整備を行いました。

その他の機能

- 1 災害通報受信中に音声合成による出場指令を行うことで、出場の迅速化を図っています。
- 2 統合型位置情報通知システムは 119 番通報者があわてていて場所等を正確に伝えることができない場合や携帯電話からの通報時に活用して、通報者の要請場所の特定に役立てています。
- 3 傷病者の状態に応じて救急隊や消防隊を弾力的に運用するために、119 番通報の内容から傷病者の容態を聞き取り、コンピュータプログラムにより「緊急性度・重症度識別」を行っています。
- 4 ひとり暮らしや寝たきり高齢の方などからあんしん電話、聴覚・言語障害のある方からは Net 119、FAX 119 により緊急通報を受信します。

消防隊等に早期に出場を指令しています。

音声の指令に加え、出場指令書を送り、確実な指示を行っています。

司令センターに常駐する救命指導医により、救急隊への指示・支援体制の強化を図っています。

消防隊、救急隊等の活動状況を常に把握し、確実・迅速な災害対応を行っています。

署所の有線回線が不通になってしまっても自動的にバックアップ無線に切り替え音声指令の確保ができるシステムになっています。

指揮隊に配備されているスマートフォンを使用し災害現場の映像等を共有できます。

119 番通報者のスマートフォンに URL 付ショートメッセージを送り、そちらに接続すると映像の送受信ができる「LIVE 映像通信システム」を行っています。

消防テレホンニュース（TEL 045 - 334 - 0119）により、市民の皆さんに災害情報を提供しています。

災害情報（消防テレホンニュースインターネット版）をホームページで公開しています。

URL (<https://cgi.city.yokohama.lg.jp/shobo/disaster/index.html>)

■指令業務（司令課）

消防司令センターでは、市民の皆さんからの 119 番通報の受付から消防隊、救急隊への出場指令、現場活動支援など一連の消防業務を確実・迅速に運用しています。

出場指令をコンピュータ制御により行い、出場した消防隊・救急隊に現場の建物・道路・水利等の状況やヘリコプターからの情報など、消防活動上必要な情報を提供しています。

なお、救急の要請については、平成 20 年 10 月 1 日から施行の「横浜市救急条例」に基づき、119 番通報から、聴取した傷病者の情報を、指令台の識別プログラムによ

り、傷病者の緊急性度・重症度（カテゴリー）を判定し、必要な救急隊等に出場指令を行います。

令和 6 年中の 119 番通報等は 372,979 件で、1 日約 1,019 件の通報がありました。

同じく、令和 6 年中の消防隊等への指令状況は、火災に関するもの 1,213 件、その他災害に関するもの（救助、救助・救命を含む）23,764 件、救急に関するもの 256,483 件で、総数は 281,460 件でした。

■査察業務（指導課）

査察業務は、消防法等に基づき事業所等への立入検査等を行い、自主防火・防災管理状況や消防用設備等の設置、維持、管理状況等を確認するとともに、不備な点について是正指導を行うことにより、出火危険や人命危険を事前に排除し、市民の皆さんの生命、身体及び財産を火災等の災害から保護することを目的として実施しています。

表2 火災予防査察実施状況

区分	令和6年4月1日～令和7年3月31日	
	査察対象物数	査察実施数
特定防火対象物	特：13,989 対象	2,957 対象
非特定防火対象物	非： 9,143 対象	3,899 対象
合 計	計：23,132 対象	6,856 対象

■違反是正措置業務（指導課）

査察等での違反是正指導後においても、改善が図られない消防法令等違反対象物に対し、行政上の措置を段階的に行い、その違反状態を是正しています。

■消防同意（指導課）

建築確認申請に伴う消防同意にあたっては、消防用設備等の適正な設置を主眼に、建築物の防火上の安全性及び消防活動上の観点から総合的な防火安全対策を指導しています。

■危険物・火薬類・ガス保安業務（保安課）

「消防法」に基づく危険物規制や「石油コンビナート等災害防止法」、「火薬類取締法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に加え、平成 30 年度からコンビナート地域を除き事務・権限が移譲されていた「高压ガス保安法」についても、令和 6 年 12 月に神奈川県の「事務処理の特例に関する条例」が改正・公布されたことにより、令和 7 年度から横浜市全域の事務を所管することとなりました。

危険物、火薬類及び高压ガスを取り扱う産業施設等における事故は、ひとたび発生すれば重大な災害に発展するリスクが伴います。こうしたリスクを回避するため、行政による監督指導のほか、事故防止対策などの啓発活動を通じて、事業所の自主保安体制の向上に努め、公共

の安全確保と災害の発生及び拡大の防止に取り組んでいます。



■消防音楽隊広報活動 (横浜市民防災センター)

横浜市消防音楽隊は、横浜市民防災センターを活動の拠点とし、本市が主催する行事や各地域での催し、学校等での演奏会など、演奏、演技活動を通じて防火・防災広報を行っています。また、定期公演会や防災ふれあいコンサート、市庁舎アトリウム等でのランチコンサートなどの演奏会を定期的に開催しています。



演奏会の様子

市民防災

■市民防災の日（予防課）

「家庭・地域・事業所は自らの手で守る」ことを基本とし、自主防災活動の積極的な推進を図り、「地震対策」、「住宅防火対策」、「放火されない・放火させない環境づくり」などの防災実践活動を展開しています。

■家庭防災員（予防課）

火災を予防し地震・風水害などの災害による被害を軽減するために必要な知識及び技術を身に付ける研修を各消防署で実施しています。研修で学んだ知識等を活かし、地域の人たちと共に防災、減災の取組を実施しています。



家庭防災員研修（防火研修）

■甲種防火管理講習等（予防課）

消防法第8条に基づき、多数の者が出入する、又は勤務する防火対象物等の火災予防対策を担う防火管理者を育成するため「防火管理講習」を、また、大規模な防火対象物について、防災管理や自衛消防組織に必要な資格者を育成するため「防災管理講習」「自衛消防業務講習」を実施しています。

令和6年度の各講習の実施回数及び修了者数は、甲種防火管理新規講習と防災管理新規講習を併せて実施する講習 60回 5,381人、甲種防火管理再講習及び防災管理再講習を併せて実施する講習 7回 812人、甲種防火管理再講習 4回 174人、乙種防火管理講習 9回 672人、防災管理新規講習 1回 60人、自衛消防業務新規講習 32回 475人、自衛消防業務再講習 14回 250人です。

■住宅防火対策の推進（予防課）

住宅火災による死傷者の発生防止及び被害軽減のため、出火防止や避難方法等の啓発・指導を行い、市民の皆さんへの防火意識の高揚を図っています。

防災訓練等の機会を捉え、住宅用火災警報器の設置と適切な維持管理に関する普及啓発や、防災訪問などを実施しています。



住宅用火災警報器啓発活動

■地域防災力の向上（予防課）

自治会・町内会、町の防災組織に対し、防災意識の高揚と様々な災害から命を守る減災の取組を消防署が中心となって支援しています。

また、地域の初期消火力を高めるとともに、共助の取組を推進し、地域防災力の向上を図るために、初期消火器具の設置普及事業を展開し共助の取組を支援しています。



初期消火器具取扱訓練

■子どもの防災教育（予防課）

将来の地域防災の担い手育成のため、幼年期から年代ごとの教育内容を定め、保育園児等を対象とした「キッズ防災教室」や小学生を対象とした「お出かけ防災教室」、中学生を対象とした「はまっ子防災教室」などを実施しています。



お出かけ防災教室

■横浜市民防災センター（横浜市民防災センター）

横浜市民防災センターは、「自らの命を守る自助意識」や「お互いに助け合う共助意識」の啓発と、その行動を起こすことができる人の育成を目的とした、市内唯一の体験型防災学習施設です。

館内では、地震・火災や風水害について専門的に学べる「体験ツアー」をはじめ、実際の水を使用した水災害体験、マンションにおける防災対策について学べるコーナー、災害時に役立つワークショップなどの「体験プログラム」を実施しているほか、VRやAR技術を駆使し災害発生時の状況を疑似体験できるコーナーがあります。



体験の様子

■火災調査（予防課）

火災調査業務は、消防法第31条に基づき、火災の原因と火災により発生した損害の調査を実施しています。

また、火災調査の結果は、出火防止対策、人命安全対策等の様々な消防施策に活用されるとともに、統計処理したデータを総務省消防庁に報告しています。

科学的根拠に基づく火災調査の推進のため、調査員の養成及び研修の実施並びに本部調査員による鑑識・実況見分支援等を行っています。

火災状況

令和6年中、火災は678件発生しました。焼損棟数は565棟、焼損床面積は6,846平方メートル、損害額は約6億2,313万円、死者は25人、負傷者は108人でした。

出火原因

出火原因是、「放火（疑いを含む）」、「たばこ」、「ころろ」が上位となりました。

第1位の放火は115件発生し、前年と同数でした。

火災通報状況

火災件数678件のうち、市民等の一般の方が第一通報者として消防機関に通報したものは590件で、全火災件数の約87パーセントを占めています。

通報のあった590件のうち、出火してから3分以内に消防機関に通報されたもの（早い通報）は145件（約25パーセント）で、3分を超えたもの（遅い通報）は282件（約48パーセント）です。

また、鎮火後に消防機関へ通報されたもの（事後聞知）は163件（約28パーセント）あります。

初期消火状況

678件の火災のうち、市民等の一般の方が何らかの初期消火を実施したものは422件（約62パーセント）でした。初期消火を実施した422件のうち、市民等の一般の方のみで消し止められた火災（初期消火成功）が317件（約75パーセント）、初期消火を試みたものの消すことが出来なかった火災（初期消火失敗）は105件（約25パーセント）です。

政令指定都市等の比較

横浜市の火災件数は678件で、東京消防庁管内（以下「東京」という。）の4,517件、大阪市消防局管内の721件について、3番目に多い火災件数となっています。

横浜市の人口1万人当たりの火災件数（以下「出火率」という。）は1.8で、前年と比べると0.1減少しました。

他都市の出火率は、東京が3.3で最も高く、次いで浜松市の2.7の順です。横浜市の出火率は福岡市の1.7に次いで2番目に低くなっています。

表3 行政区別火災発生状況

	令和6年	令和5年
鶴見	48	54
神奈川	42	43
西	38	38
中	93	88
南	41	47
港南	28	26
保土ヶ谷	34	31
旭	34	46
磯子	22	22
金沢	40	38
港北	74	75
緑	16	26
青葉	30	38
都筑	18	34
戸塚	45	49
栄	20	18
泉	27	30
瀬谷	28	30

図2 火災通報状況

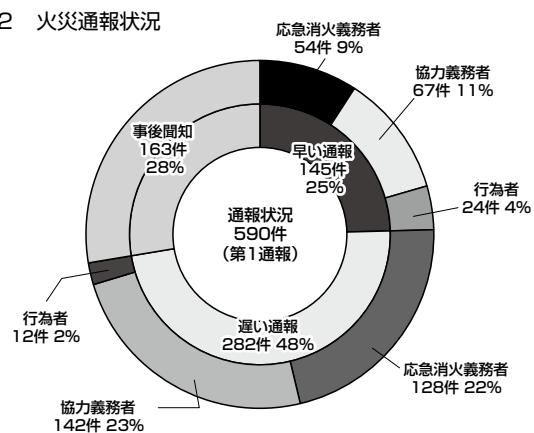


図3 初期消火状況

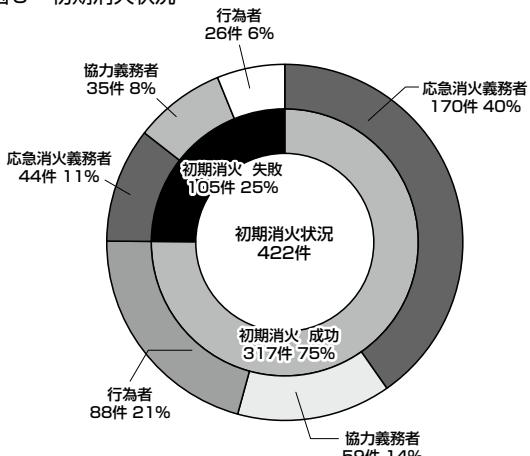


表4 火災状況

区分	年別	令和6年	令和5年	増△減
火災種別	火 灾 件 数	678	733	△ 55
	建 物 火 灾	457	438	19
	林 野 火 灾	—	—	—
	車両火災	59	87	△ 28
	船舶火災	—	2	△ 2
	航空機火災	—	—	—
火災種別	その他の火災	162	206	△ 44
	焼損棟数	565	544	21
	爆発被害棟数	—	—	—
	罹世員	451	475	△ 24
	死 者	868	945	△ 77
	負傷者	108	117	△ 9
1日当たり	火 灾 件 数	1.9	2.0	△ 0.1
	建 物 火 灾 件 数	1.2	1.2	—
	焼損床面積	18.7	25.3	△ 6.6
	焼損棟数	1.5	1.5	—
	損害額	1,702.5	1,934.8	△ 232.3
	建物火災損害額	1,325.1	1,431.9	△ 106.8
	市民1人当たりの損害額(千円)	0.2	0.2	—
	市民1世帯当たりの損害額(千円)	0.3	0.4	△ 0.1
	出火率	1.8	1.9	△ 0.1
	建物火災件数	1.2	1.2	—
建物火災件数	焼損床面積	15.0	21.1	△ 6.1
	焼損棟数	1.2	1.2	—
	損害額	1,325.1	1,431.9	△ 106.8
	市民1人当たりの損害額(千円)	0.2	0.2	—
建物火災件数	市民1世帯当たりの損害額(千円)	0.3	0.4	△ 0.1
	出火率	1.8	1.9	△ 0.1
	焼損床面積	15.0	21.1	△ 6.1
	焼損棟数	1.2	1.2	—
建物火災件数	損害額	1,325.1	1,431.9	△ 106.8
	市民1人当たりの損害額(千円)	0.2	0.2	—
	市民1世帯当たりの損害額(千円)	0.3	0.4	△ 0.1
	出火率	1.8	1.9	△ 0.1

表5 主な出火原因別比較表

原因別	年別	令和6年	令和5年	増△減
放火(疑いを含む)		115	115	—
たばこ		110	125	△ 15
こんろ		84	81	3
電気機器		74	74	—
配線器具		30	44	△ 14
ストーブ		22	16	6
排気管		15	20	△ 5
電灯・電話等の配線		14	18	△ 4
マッチ・ライター		10	13	△ 3
灯火		8	10	△ 2
上記以外の原因		196	217	△ 21

※ 「上記以外の原因」には、「不明」のほか「灯火」、「たき火」等があります。

表6 政令指定都市等の状況

区分 都市別	火災件数	出火率	1日当たりの 火災件数
横浜	678	1.8	1.9
札幌	420	2.1	1.1
仙台	247	2.3	0.7
さいたま	354	2.6	1.0
千葉	259	2.6	0.7
東京	4,517	3.3	12.3
川崎	398	2.6	1.1
相模原	153	2.1	0.4
新潟	143	1.9	0.4
静岡	171	2.0	0.5
浜松	210	2.7	0.6
名古屋	510	2.2	1.4
京都	267	1.9	0.7
大阪	721	2.6	2.0
堺	212	2.3	0.6
神戸	386	2.6	1.1
岡山	187	2.6	0.5
広島	260	2.1	0.7
北九州	220	2.4	0.6
福岡	279	1.7	0.8
熊本	180	2.3	0.5

※ 横浜市以外の都市は速報値

■その他の災害（警防課）

火災以外の災害で、被害が生じ又は拡大の恐れがあり、消防隊が出場し、災害活動を必要としたものは17,214件発生し、消防隊等42,218隊143,227人が活動しました。

表7 その他の災害発生状況

種別 年別	計 (件)	自然 災害	爆 発 災 害	ガス・ 酸 災 害	危 険 物 災 害	交 通 災 害	水 難 災 害	その 他
令和6年	17,214	56	1	43	136	1,661	88	15,229
令和5年	17,000	67	2	58	114	1,613	73	15,073
増△減	214	△11	△1	△15	22	48	15	156

■救急業務（救急企画課、救急指導課）

救急体制

市内に救急隊を87隊配置しており、令和7年10月には90隊となります。

消防局には、傷病者に対し適切な救急救命処置が実施できるよう高度な教育を受け、国家試験に合格した救急救命士が令和7年4月1日現在で889人（フルタイム再任用職員を含む。）います。さらに、救急救命士が救急救命処置をより迅速に行えるよう平成5年8月から救命指導医制度を実施しています。この制度は、医師が消防司令センターに勤務し、救急救命士が救急救命処置を実施する際に必要な具体的指示や助言などを行うものです。また、救命効果の向上を図るために、平成20年10月1日から横浜型救急システムの運用を開始しました。これにより緊急救度・重

症度に応じて、救急隊、ミニ消防隊、消防隊等による弹力的な部隊運用を実施しています。

表8 救急車の配置状況

令和7年4月1日現在

行政区	救急隊配置場所
鶴見	鶴見第1、鶴見第2、生麦、矢向、岸谷、寺尾、駒岡
神奈川	神奈川第1、神奈川第2、菅田、片倉、松見
西	西第1、西第2、西第3、浅間町、境之谷
中	中第1、中第2、北方、山下町第1、山下町第2、山元町
南	南第1、南第2、大岡、六ツ川、蒔田
港南	港南第1、港南第2、芹が谷、野庭、港南台
保土ヶ谷	保土ヶ谷、西谷、今井、権太坂
旭	旭、都岡、南本宿、若葉台、今宿
磯子	磯子、杉田、洋光台
金沢	金沢第1、金沢第2、富岡、釜利谷、幸浦
港北	港北第1、港北第2、綱島、日吉、篠原、高田、新羽
緑	緑第1、緑第2、長津田、鴨居、白山
青葉	青葉、元石川、鴨志田、荏田、青葉台
都筑	都筑、川和、仲町台、北山田
戸塚	戸塚第1、戸塚第2、大正、吉田、東戸塚
栄	栄、豊田、上郷
泉	泉、岡津、中田、いずみ野
瀬谷	瀬谷第1、瀬谷第2、中瀬谷、下瀬谷
計	87台（すべて高規格救急車）

救急活動状況

令和6年中の救急活動状況は、出場件数が256,481件で、5年中と比較して1,845件(0.7パーセント)の増加でした。また、搬送人員は207,471人で、5年中と比較して2,500人(1.2パーセント)の増加でした。

市民の皆さんへの応急手当の普及啓発事業

救急隊現場到着前に、現場に居合わせた市民の皆さんに傷病者に適切な応急手当を実施することができるよう、平成6年9月から事業を開始し、多くの市民の皆さんに普及することを目標にしています。事業の具体的な内容は、市民の皆さんを対象として心肺蘇生法（平成17年度より自動体外式除細動器の取扱いを含む。）及び大出血時の止血法を中心とした講習を行なう「普通救命講習」、普通救命講習の内容に傷病者の体位管理や骨折に対する応急手当等を加え、より広範囲の講習を行う「上級救命講習」、事業所や町の防災組織等で従業員や住民等に応急手当の方法を普及するための指導者を養成する「応急手当普及員講習」の3種類を実施してきました。平成24年4月からは従前の「普通救命講習」を、主に成人の傷病者を対象とした「普通救命講習（I）」とし、新たに主に小児の傷病者を対象とした「普通救命講習（II）」を設置しました。さらに、短時間の講習である「救命入門コース」を設置し、より多くの市民の皆さんに、応急手当を学んでいただけるよう事業を実施しています。

救急の日

救急医療及び救急業務に関する国民の正しい理解と認識を深め、救急医療関係者の意識の高揚を図るため、毎年9月9日が「救急の日」、そしてこの日を含む一週間が「救急医療週間」と定められ、横浜市でもさまざまな事業を実施しています。

表9 事故種別救急出場件数及び搬送人員

令和6年

区分 事故種別	出場件数(件)	搬送人員(人)
計	256,481	207,471
急 病	180,499	143,228
一 般 負 傷	47,011	40,299
交 通 事 故	9,345	7,799
自 損 行 為	1,401	888
加 害	1,024	656
労働災害事故	1,260	1,194
運動競技事故	1,342	1,262
火 災	781	107
水 難 事 故	76	21
そ の 他	13,742	12,017

表10 救命講習等実施状況

令和6年度

講習種類別	実施回数(回)	受講者数(人)
普通救命講習	589	12,364
上級救命講習	105	2,633
救命入門コース	29	1,128
合 計	723	16,125

救急救命士教育

横浜市救急救命士養成所及び横浜市救急ワークステーション等において、主に救急業務を担当する職員に対し、救急救命士に必要な知識・技術について教育を行い、業務の適正な執行、職員の能力向上とキャリア形成支援を行っています。

表11 救急救命士教育の実施状況（本市職員のみ）

教 育 别	令和6年度 教育人員(人)
救急救命士養成所 教育	救急救命士養成教育 19 指導救命士養成教育 5
救急ワークステー ション教育	救急救命士再教育病 院実習 291 救急救命士就業前教 育病院実習 39
その他の教育	気管挿管病院実習 11 ビデオ硬性挿管用喉 頭鏡を用いた気管挿 管病院実習 10 救急救命士気管挿管 再教育病院実習 0 救急救命士薬剤投与 再教育病院実習 5

■教育訓練（教育課）

消防訓練センターでは、「人材こそが最も重要な経営資源」であることを念頭に、変化する社会の要請に応えることができる人材の育成を基本方針とした教育を推進しています。

新採用消防職員には、公務員、消防職員としての倫理観、使命感及び規律を身につけさせるとともに、消防業務の遂行に必要となる知識・技術を習得させるための基礎的な教育（初任教育）を行っています。

また、各消防署等、現場の第一線で働く消防職員には、

より高度で専門的な知識・技術の習得、職責に応じた基礎的・専門的能力の習得、業務上必要となる資格の取得などを目的とした教育（現任教育）を行っています。

さらに、消防団員に対しては、その任務遂行に必要な知識・技術の習得、向上を目的とした教育（消防団員教育）を行っています。

表12 職員教育等の実施状況

課程別	年 度 别	令 和 6 年 度	
	回 数(回)	教 育 人 員(人)	
消防学校教育	初 任 教 育	1	103
委託教育	現 任 教 育	24	816
消 防 大 学 校	資 格 取 得	18	127
消 防 团 員 教 育	消 防 大 学 校	10	12
合 計	そ の 他 の 讲 習	10	15
	合 計	4	336
		67	1,409

水道局

暮らしとまちの未来を支える横浜の水

～将来にわたり、安全で良質な水を安定してお届けするため、
変革の意識を持って職員一人ひとりが役割を果たします～

水道事業は、明治 20 (1887) 年の創設以降、拡張期、維持管理期を経て、今後は減少する水需要を踏まえ水道システムを再構築していかなければならない時代を迎えてます。

平成 28 年3月に市民や事業者の皆さんと共に共有すべき将来像を描いた「横浜水道長期ビジョン」を策定するとともに、その将来像を具体化するための実行計画である「横浜水道中期経営計画」を策定しています。第1期計画では「将来を見据えた事業運営の検討」を進め、第2期計画では、水道システム再構築を着実に推進できる組織となるよう、運営基盤や財政基盤の強化などの「水道事業の基盤強化」に取り組んできました。

第3期計画（令和6年度～9年度）では、引き続き基盤強化に取り組むとともに、将来を見据えた水道システム再構築による施設の最適化、効率的・効果的な執行体制の構築や業務効率化による運営体制の最適化など、「水道事業の最適化」に向けて事業を推進し、持続可能な事業運営を目指します。

1 水道事業の現状

■給水状況（総務課、経営企画課、サービス推進課、浄水課）

令和6年度の給水状況は、給水人口 3,769,110 人、給水戸数 1,968,852 戸で、令和5年度と比較して、それぞれ約 0.8 パーセントの増加、約 0.04 パーセントの増加となりました。

また、年間有収水量は、令和5年度と比較して約 0.09 パーセント、328,910 立方メートル減少し、372,638,422 立方メートルとなりました。

なお、1日最大給水量は、1,174,100 立方メートル（令和6年7月8日）で、令和5年度と比較して約 0.01 パーセントの増加となりました。

（※）有収水量とは、料金徴収の対象となった水量や他会計等から収入のあった水量など、水道局の収入に結びついた水量です。

図1 給水人口・給水戸数の推移

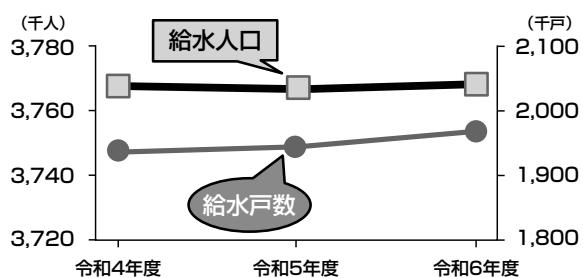


図2 有収水量の推移

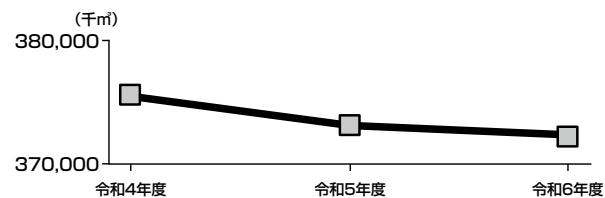


表1 区別給水戸数・給水人口

令和7年4月1日現在

区別	給水戸数	給水人口
総 数	1,968,852 戸	3,769,110 人
鶴見区	160,349	297,998
神奈川区	149,852	252,242
西 区	68,841	107,819
中 区	99,134	153,433
南 区	118,387	199,641
港 南 区	105,051	211,463
保土ヶ谷区	109,023	205,281
旭 区	118,728	240,197
磯子区	86,323	164,295
金沢 区	98,745	192,807
港 北 区	197,847	366,574
緑 区	88,453	182,418
青葉 区	146,836	307,281
都筑 区	99,544	214,580
戸塚 区	134,562	281,774
栄 区	57,961	119,922
泉 区	70,591	150,315
瀬 谷 区	58,625	121,070

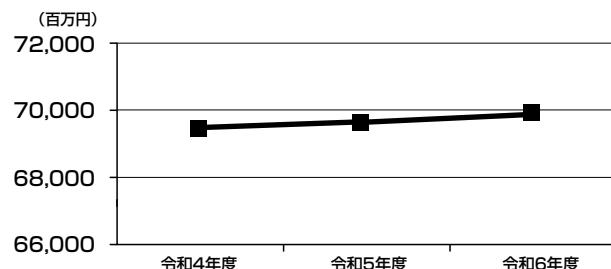
■料金収入（サービス推進課）

令和6年度の水道料金収入（税込）は 768 億 2,043 万円になり、前年度決算比 2 億 6,712 万円 (0.34 パーセント) の増収、当年度予算比 5 億 9,321 万円 (0.77 パーセント) の増収となりました。

また、使用水量は前年度比 32 万立方メートルの減少となりました。使用水量の減少要因としては、1世帯当たりの人数減少や、節水機器の普及や高性能化が挙げられます。

なお、使用水量は前年度比で減少していますが、1立方メートルあたりの単価が高い水量段階における使用者が増えたことにより水道料金収入は増収となりました。

図3 料金収入の推移（税抜）



■施設の規模（計画課）

横浜市の保有水源は、道志川系統、相模湖系統、馬入川系統、企業団酒匂川系統、企業団相模川系統の5系統であり、取水できる量は合わせて1日 1,955,700 立方メートルです。

取水施設で取り入れた原水を浄水場へ送る導水施設は、ずい道、管路、水路のほか、沈でん池2箇所、ポンプ設備2箇所です。

原水を浄化する浄水場には、西谷浄水場、川井浄水場、小雀浄水場があり、一日当たりの給水能力は、神奈川県内広域水道企業団からの受水量を含めて 1,818,700 立方メートルです。

その他、配水池は 22 箇所、送水ポンプ設備は 7 箇所、配水ポンプ設備は 32 箇所、送配水管の総延長は約 9,300 キロメートルです。

表2 上水道給水能力 令和7年4月1日現在（単位：m³/日）

系統	給水能力
道志川系統	160,700
相模湖系統	366,400
馬入川系統	264,800
企業団酒匂川系統	562,800
企業団相模川系統	464,000
合計	1,818,700

■経理の状況（経理課）

令和6年度の収益的収支は、水道事業収益 939 億 6,298 万円に対し、水道事業費用は 830 億 7,628 万円で、消費税等の影響額を除いた純利益は、前年度より 10 億 9,646 万円減少し、70 億 5,603 万円となりました。

また、資本的収支は、収入総額 285 億 1,490 万円に対し、支出総額 578 億 8,344 万円で、差引不足額 293 億 6,854 万円は、損益勘定留保資金等で補填しました。この結果、累積資金残額は 250 億 2,301 万円となりました。

なお、資本的支出は、予算額より 142 億 2,253 万円少ない支出となりましたが、このうち 122 億 2,382 万円は令和7年度に繰り越される事業費です。

2 工業用水道事業の現状

■主要事業（工業用水課）

横浜市の工業用水道は、京浜工業地帯における工場の地下水汲み上げによる地盤沈下を防止するため、昭和 35

年 10 月に創設され、鶴見・神奈川地区及び西・保土ヶ谷地区に供給を開始したのが始まりです。

その後、磯子・戸塚地区等に進出した産業の基盤強化と既成工業地帯の水需要に対応するため、2回の拡張工事を施工し、現在の給水能力は一日当たり 362,000 立方メートルとなっています。

令和6年度は、老朽化が進行している施設の改良更新・耐震化を図るために、東寺尾送水幹線口径 1100 mm 更新工事（その1）、根岸線口径 600 mm から 700 mm 配水管布設替工事（その8）などの更新工事を施工しました。

■業務の状況（工業用水課）

令和6年度末時点の給水工場数は 66 事業所で、前年度から 1 減となり、契約給水量は、一日当たり 253,900 立方メートルとなり前年度と比較して 800 立方メートル減少となりました。

また、各給水事業所の一日当たりの平均使用水量は 88,830 立方メートルで、前年度と比較して 1,860 立方メートルの減となりました。

表3 工業用水道 業務状況 令和6年度末時点

地区別区分	鶴見・神奈川・旭地区	西・保土ヶ谷地区	中・磯子・戸塚・栄地区	合計
給水能力 (m ³ /日)	195,000	17,000	150,000	362,000
契約給水量 (m ³ /日)	127,600	2,200	124,100	253,900
1 日平均使用水量 (m ³ /日)	38,366	274	50,190	88,830
給水事業所数	41	2	23	66

■経理の状況（工業用水課）

令和6年度の収益的収支は、工業用水道事業収益 30 億 4,733 万円に対し、工業用水道事業費用 22 億 5,670 万円で、消費税等の影響額を除いた純利益は 5 億 7,270 万円でした。

また、資本的収支は、収入総額 10 億 2,690 万円に対し、支出総額 29 億 5,932 万円で差引き 19 億 3,242 万円の不足となりましたが、損益勘定留保資金等で補填しました。

なお、資本的支出は、予算額より 29 億 2,729 万円少ない支出となりましたが、このうち 25 億 2,700 万円は令和7年度に繰り越される事業費です。

3 安全で良質な水

■適正な水質管理や浄水場の再整備

道志水源林の保全（水源林管理所、広報課）

山梨県道志村に水道局が所有する水源林（2,873 ヘクタ

ル）のうち 27 パーセントを占める針葉樹の人工林（762 ヘクタール）については、「道志水源林プラン（第十一期）（平成 28～令和 7 年度）」に基づき、整備が必要となる林地の間伐等を行い、針広混交林化を進めます。これにより、水源かん養機能を高め、健全な水環境と水源地域の自然環境を保全します。

なお、整備費用の一部には「水源エコプロジェクト W-eco・p（ウイコップ）」を通じて、企業や団体からの寄附を活用しています。（現在の参加企業・団体数：19）

また、全国で拡大している広葉樹の害虫被害（ナラ枯れ※）が水源林でも見られるため、令和 6 年度からは新たにドローンを活用し、迅速に被害状況を把握するとともに、山梨県や道志村と協力しながら引き続き対策を進めます。

※「カシノナガキクイムシ」が媒介する菌（ナラ菌）によって、ナラ類、シイ・カシ類等が集団的に枯れる被害

水源水質の変化への対応（浄水課）

青山沈でん池などに設置している活性炭注入設備により、夏季を中心に発生する道志川のかび臭物質の増加に対応します。

また、道志川への建設発生土流入など不測の事態に備え、水質監視装置による原水の常時監視や現場パトロールに取り組みます。

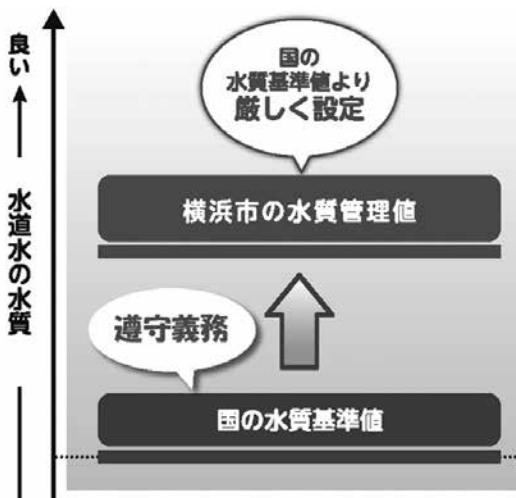
水質管理体制の維持・強化（水質課、浄水課）

安全で良質な水道水を供給するために、国が定める「水質基準値」よりも厳しい「水質管理値」を本市独自で設定しています。

浄水場からお客様の蛇口に至るまで水道水の品質が確保されるよう、浄水場等において ISO9001 の認証や、水道 GLP の認定を継続するとともに、市内 43 箇所に設置した水道計測設備で水質の 24 時間連続監視を行います。

新たな水質リスクである有機フッ素化合物（PFOS・PFOA など）については、最新の知見や国の動向等の情報収集を行いつつ、汚染の実態把握、測定体制の強化を図ります。

図 4 水質基準と横浜市の水質管理値の違い



西谷浄水場の再整備（施設整備課）

西谷浄水場では、「①耐震性が不足しているろ過池と排水池の整備」、「②水源の水質状況に対応できる粒状活性炭処理の導入」、「③相模湖系統の水利権水量の全量処理を可能とするための処理能力増強」を目的とし、浄水処理

施設と排水処理施設の再整備を進めています（図 5）。

また、これに合わせて、「導水能力の増強と耐震化」を図るため、川井接合井から西谷浄水場までの新たなルートに、シールド工事で導水管の整備を進めています（図 6）。浄水処理施設の整備工事については、沈でん池の改良工事や、ろ過池新設のための旧配水池の解体工事を行いました。

排水処理施設の整備工事では、場内配管の更新、排水池、脱水機棟や受電・自家発電の新設、排泥池や濃縮槽の補修などを実施しました。

相模湖系導水路改良事業では、引き続き、川井浄水場から西谷浄水場に向かってシールドマシンによる掘削を進めています。

また、旧旭・瀬谷地域サービスセンターや西谷浄水場などの用地内で、立坑の築造工事を並行して進めています。

図 5 西谷浄水場再整備の事業範囲

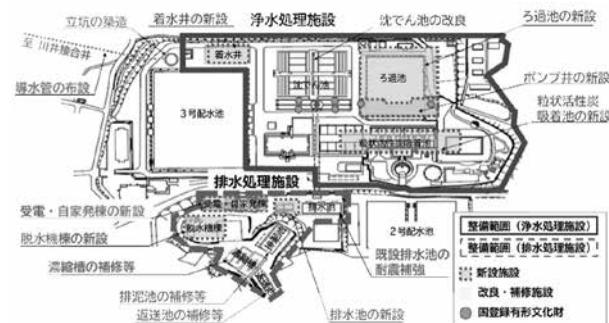


図 6 相模湖系導水路改良事業の整備範囲



直結給水の促進（給水維持課）

建物建築等の給水装置工事の相談の際に、直結給水を推奨しており、既設の受水槽施設については、維持管理に関する啓発時のパンフレットの配布や、ウェブサイトにより直結給水に関する広報を行っています。

子どもたちが水道水を飲む文化を育む事業（給水維持課）

未来を担う子どもたちに、より安全で良質な水が飲める環境を作り、蛇口から直接水道水を飲んでもらえるよう、平成 17 年度から教育委員会事務局が実施する小・中学校の改修工事に合わせて屋内水飲み場の直結給水化を進めています。

4 災害に強い水道

■施設の更新・耐震化や災害対応力の強化

能登半島地震及び能登半島豪雨を踏まえた災害対策(総務課)

令和6年1月の能登半島地震では、多くの水道施設が被害を受け、長期間の断水が発生しました。水道局としても職員を派遣し、応急給水・復旧支援活動を行いました。

また、令和6年9月の能登半島豪雨では、再度職員を派遣し、復旧計画策定のサポートを行いました。

この経験を踏まえて得た課題への対応や、令和7年3月に策定された本市の地震防災戦略に基づき、水道局防災計画を改訂しました。今年度は、局内のマニュアルの改訂を行い、それらをもとに訓練を実施することで、災害対策の強化につなげます。

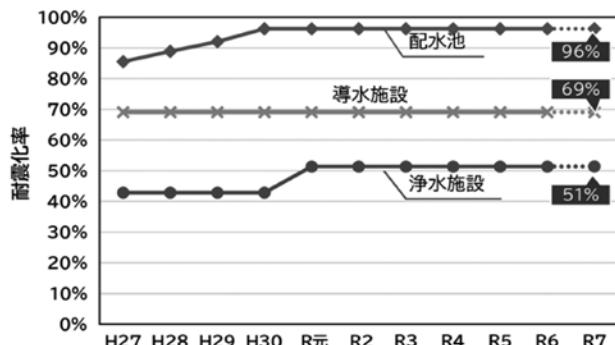
基幹施設の更新・耐震化(計画課、設備課)

基幹施設は、取水・導水施設、浄水場・配水池など、お客さまに水道水をお届けする上で重要な役割を担う施設です。災害発生時においても被害を最小限にとどめ、安定給水を行う必要があるため、今後も継続して更新・耐震化を進めます。中でも、停電に強い自然流下式施設の更新・耐震化を優先的に進めます。

さらに、基幹施設の多くは高度経済成長期に整備されており、今後、順次更新時期を迎えます。このような状況であっても、将来にわたり安定して水道水をお届けするためには、施設の長寿命化を考慮して、最適な更新時期の設定を行い、着実に更新を行っています。

また、ポンプ・発電装置などの電機設備や流量などを測定・制御する計装設備について、適切な修繕を行うなど長寿命化を図りつつ、計画的に更新することで、故障による断水等の事故を防止します。

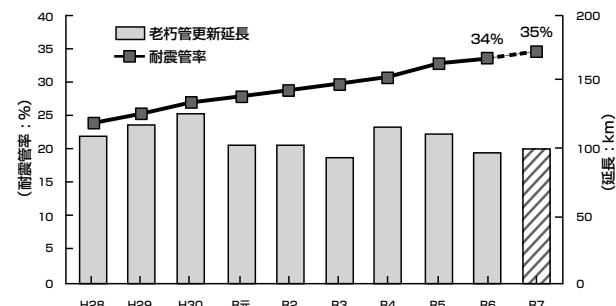
図7 基幹施設の耐震化率



送配水管の更新・耐震化(配水課)

漏水・破裂事故等の恐れがある老朽化した送配水管を、引き続き地震に強い耐震管へ計画的に更新するとともに、災害時に重要な拠点となる地域防災拠点や病院、区役所などの施設への管路を優先的に耐震化し、漏水事故防止や災害時における給水の確保に努めます。

図8 老朽管の年間更新延長と耐震管率

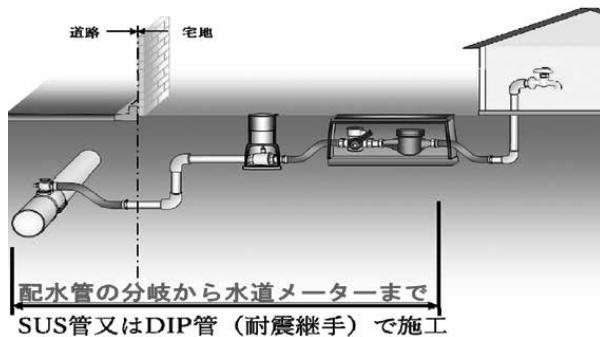


給水管の更新・耐震化(給水維持課)

老朽化した給水管は、漏水事故の主な原因となっているほか、災害時には水道施設復旧の遅れの原因となることも考えられます。このため、配水管の更新時に老朽給水管も合わせて更新するほか、給水管所有者からの申請に基づき、水道局の費用で配水管の分岐から水道メーターまでの老朽給水管を、耐震性に優れた給水管(ステンレス管等)への改良を進めています。

現行は改良工事を水道局で施工していますが、給水管所有者が希望する時期に合わせた実施が困難であるため、給水管所有者が自ら行った改良工事(一定の条件を満たした老朽給水管に限る)に対し、工事費の一部を助成する制度への変更を検討しています。

図9 老朽給水管改良促進工事の範囲



他都市等との連携強化(総務課)

災害時における各都市間の相互応援を円滑に行うことを目的として、日本水道協会関東地方支部内及び神奈川県支部の水道事業体や名古屋市上下水道局等と協定を締結しており、発災時に備えた連携の強化として、情報連絡体制の構築や訓練等を実施しています。

耐震給水栓の整備(給水維持課)

主に災害用地下給水タンク等の応急給水施設が設置されていない地域防災拠点を対象に、災害時にも飲料水の確保が可能となるよう、配水管から屋外水飲み場までを耐震化し、総務局や教育委員会事務局と共に「耐震給水栓」の整備を進めています。

民間企業等との連携(総務課、給水維持課)

災害時の連携の強化として、横浜市管工事協同組合と災害時の協力に関する協定を締結し、災害時給水所等での防災訓練に参加していただくとともに、災害時に迅速な応急給水活動ができるよう応急給水装置等の保守点検を委託しています。

また、災害時の応急給水・応急復旧を迅速に実施するた

め、運搬給水の実施や燃料、資機材及び薬品等の供給、水道施設等の復旧について、民間企業や団体の皆さんと協定を締結しています。

今年度も災害時の備えとして、平時から協定を締結している民間企業等と防災訓練等を実施することで、災害時の連携体制の強化に取り組みます。

5 環境にやさしい水道

■脱炭素化に向けた取組

自然流下系施設の整備（西谷浄水場の再整備）（施設整備課）

水源から浄水場までポンプを使用せずに、自然流下で導水する（原水を送る）ことができる西谷浄水場の処理能力を増強することで、自然流下系の給水エリアがさらに拡大し、環境負荷の低減に繋がります。

エネルギーの効率化を目指した施設整備（設備課）

本市の水道施設は、標高の高い地域に水を送るために多くのポンプを使用しており、電力消費が大きく、環境に負荷がかかっています。

こうした状況を踏まえ、配水ポンプ設備について、運用状況に応じて必要な量だけポンプを動かすことのできる効率の良い制御機器への切替えを進め、電力消費を抑えることで、エネルギーの効率化を図ります。

高効率モータ使用機器への更新による省エネルギー化（設備課）

電力消費量を削減し、環境負荷を低減するために、浄水場やポンプ場などで換気を目的に設置している送排風機について、更新に合わせて高効率モータ使用機器への切替えを進めます。

LED等高効率照明、次世代自動車等の導入（総務課、設備課、施設整備課）

「横浜市地球温暖化対策実行計画（市役所編）」の目標達成に向けて、2027年度までに、公共施設におけるLED等高効率照明の100パーセント導入を目指します。

また、2030年度までに、一般公用車における次世代自動車等の100パーセント導入を目指します。

太陽光発電設備等の導入促進（経営企画課、設備課、浄水課、施設整備課）

川井浄水場ほか3施設においてPPA（電力購入契約）により、太陽光発電設備を導入するため、事業提案者の募集を行っています。小水力発電設備については、事業者ヒアリングを行い、事業手法等の詳細検討を行います。

市民ボランティアによる民有林整備（広報課）

道志村の民有林のうち、所有者の高齢化や人手不足により手入れが行き届かなくなってしまった森林を、市民ボランティアの協力を得て整備しています。

なお、この活動には、市民・企業の皆さんからの寄附などから成る「横浜市水のふるさと道志の森基金」を活用しています。

6 充実した情報とサービス

■お客さま満足度の向上や水道事業のPR

市民ニーズ等を踏まえた情報発信（広報課）

市民・事業者の皆さんのニーズを的確に把握し、関心の高い項目について、様々な媒体・機会を活用してお伝えすることで、水道事業への理解を促進します。

紙媒体による情報提供はもとより、イベントなどでの直接対話によるコミュニケーションの充実やウェブサイト・SNSによるタイムリーな情報発信に取り組みます。

給水スポット設置による水道水のPR（給水維持課）

市民の皆さんや横浜を訪れる方々に、横浜の水道水が良質であることを実感していただくために、給水スポットを設置しております。令和6年度は野毛山動物園及び横浜市役所アトリウム1階に設置しました。今年度は、子育て世代や子供たちが多く来園する金沢動物園に設置し、「横浜で子育てをしたい」と思っていただっくりきっかけづくりにも繋げます。

各種手続きに係るSMS送信サービスの活用（サービス推進課）

水道使用開始や口座振替などの各種手続きのために、お客さまサービスセンターに電話をかけてきた方に、インターネット上で完結する手続きをSMSで案内することで、電話の混雑緩和と手続きの迅速化を図ります。

スマートメーターの導入に向けた取組（経営企画課、サービス推進課、給水維持課）

令和2年度から第1次モデル事業として461箇所で実施している水道スマートメーターによる自動検針を継続しています。

また、新たに第2次モデル事業として、電力会社の「電力スマートメーター通信ネットワーク」を水道の自動検針に共用する方式（共同検針）の実証実験を令和7年10月から行うため、水道局施設で通信試験を行うとともに、現在、約800個の水道スマートメーターの調達を行っています。

7 国内外における社会貢献

■国際貢献の推進や市内中小企業の振興

国内外水道事業への貢献と市内企業の海外水ビジネス展開支援（国際事業課）

国内外水道事業体の課題解決や経営基盤強化に向け、横浜ウォーター株式会社やJICA等と連携し、職員の派遣や研修員の受け入れなどを通じて、必要な技術・ノウハウを提供しています。

また、横浜水ビジネス協議会会員企業に対して、海外からの研修員受け入れ時を活用した企業PR機会の創出や国際協力の中で把握した課題・ニーズ等情報の提供、海外で開催される展示会へのブース出展を通じて、海外水ビジネス展開支援を推進しています。

第9回アフリカ開発会議（TICAD 9）横浜開催に向けた機運醸成の取組（国際事業課）

アフリカの開発をテーマとした国際会議であるTICADが、8月に横浜市で開催されます。4回目となる横浜開催に向け、水道局によるアフリカとのこれまでの取組を、横

浜とアフリカの繋がりの一つの象徴として様々な広報媒体で紹介することで、TICAD 9横浜開催の機運醸成に取り組んでいます。

また、メディアによる取材時や水道局主催イベントで積極的にPRに取り組んでおり、2008年のTICAD開催を契機に継続しているアフリカ地域を対象にしたJICA課題別研修も引き続き実施します。

市内中小企業者の受注機会確保（経理課）

令和6年度の水道局の競争入札による工事発注では、件数の96パーセント、金額の95パーセントを市内中小企業者が受注しており、この金額は本市全体の市内中小企業受注額の25パーセントを占めています。

また、工事の発注や施工時期の平準化により、年間を通して工事量の安定化を図るために、公営企業で認められている建設改良費繰越を柔軟に活用するとともに、「工期12か月未満の工事への債務負担行為の設定」を平成28年度予算から拡大させており、令和7年度は72億円の工事を予定しています。

このほか、次年度の4月上旬に契約していた工事についても、年度当初から工事に着手できるよう103億円の債務負担を設定するなど、積極的に平準化に取り組んでいます。

建設現場等の働き方改革と人材育成の支援（技術監理課）

水道工事における働き方改革支援のため、契約中の工事が年度を通じて一定になるよう施工時期の平準化を進めてきました。加えて、週休2日制の確保やICT活用の取組について請負工事事業者への働きかけを行いました。

「一般社団法人横浜市建設コンサルタント協会」、「一般社団法人横浜市地質調査業協会」、「一般社団法人神奈川県測量設計業協会横浜支部」、「横浜市補償コンサルタント協会」の4団体との協定に基づき、技術力向上に関する研修会や水道工事の見学会を相互に行いました。

また、「一般社団法人横浜建設業協会」構成員の技術力向上のために、「横浜市土木工事技術・安全講習会」への講師派遣や、請負工事事業者を対象に工事事故防止を目的とした研修を開催する等、人材育成支援に取り組みました。

障害者就労施設等からの優先調達（経理課）

障害者の就労支援や福祉の増進を図るため、障害者就労施設等へ様々な作業の委託を積極的に発注し、障害のある方の自立を支援します。

8 持続可能な経営基盤

■将来にわたる健全な事業運営を目指した取組

施設の維持管理の強化とアセットマネジメントの推進（計画課、給水維持課、配水課）

これまで、点検の結果に応じて個別に補修を行ってきた水管橋等の露出管路について、市内全域で詳細調査を実施しました。この調査結果に基づき、施設の劣化に繋がる要因や傾向を分析し、効率的な維持管理に繋げていきます。

また、仕切弁などの弁栓類やマンホール鉄蓋等の附属設備について、点検等の結果をマッピングシステムに蓄積することで、一元化したデータの元で効率的な維持管理を行えるよう、マッピングシステムの改修を行いました。収集した

情報を用いて、ライフサイクルコストが最小となる長寿命化計画・更新計画の策定を目指します。

配水池等については、これまで実施してきた劣化状況調査の結果を整理し、点検台帳の作成や長寿命化によるライフサイクルコストの検討を行い、保全・更新計画の策定に取り組みます。

水道事業におけるICT活用・DX推進（経営企画課）

水道局におけるDX推進の考え方・方向性を水道局職員に共有するとともに、市民や事業者の皆さんに示すため「横浜水道DXの取組」を作成しました。

また、23事業体が参加している「水道ICT情報連絡会」での課題発信と民間企業からの技術提案による課題解決を図っています。令和7年6月27日には、民間企業との情報交換の場となる「第6回情報連絡会」を横浜市で開催しました。

効率的な執行体制の構築（人事課）

物価上昇による影響等、水道事業を取り巻く事業環境が厳しくなる中、老朽化した施設の更新や安定給水に必要な耐震化工事等増加する事業量を、限られた人員で着実に実施していく必要があります。

業務を効率的に進め生産性の向上をはかるため、業務を可視化するための業務フローの作成等、局の業務改革(BPR)などに取り組んでいます。

将来の横浜の水道システム構築に向けた検討（計画課）

本市では、水需要の減少や施設の老朽化が進む中、ダウンサイ징や環境に配慮した効率的な水道システムの構築の検討に取り組んでいます。

小雀浄水場については、多額の更新費用や、導水に要するエネルギー消費、水質事故リスク等を踏まえ、令和22年度を目途に廃止するため、廃止に向けて必要な施設整備や既存施設の撤去等の検討を進めています。

また、神奈川県内の5水道事業者（神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市及び神奈川県内広域水道企業団）は、連携して「水道システムの再構築」を計画的に実施していくため、必要となる施設整備の内容と費用などを取りまとめた「5事業者の『施設整備計画』」の実施に向け、河川管理者や関係者との協議などを進めるとともに、施設整備の費用負担を軽減するため、連携して国の財政支援措置等を得るよう努めています。

保有資産の有効活用による財源確保（資産活用課）

ファシリティマネジメントにおける「資産の戦略的活用による価値の最大化」の視点から、水道局が保有する施設の上部や事業所跡地などの貸付、未利用地の売却等を進めるとともに、小水力や太陽光発電による売電収入など、引き続き財源確保に取り組みます。

また、新たな方法による収入確保を目的に実施したネーミングライツ・広告導入に関するサウンディング調査の結果を踏まえ、具体的な検討を進めます。



横浜市水道局キャラクター
「はまピョン」

交通局

信頼を心で運ぶ市バス・地下鉄

横浜の市営交通は、住宅地から鉄道駅、都心部、公共施設などを結ぶバス路線網と、基幹交通として市を縦断する地下鉄（ブルーライン・グリーンライン）により、市民の皆さんに身近な公共交通機関としての役割を果たしています。

市営バスは、昭和3年に営業を開始して以来、横浜市の発展とともに事業規模を拡大し、現在は市中心部を主な営業エリアとして、市内最大規模の140路線を運行し、1日平均約31万人のお客様にご利用いただいております。

市営地下鉄は、路面電車にかわって昭和47年12月から営業を開始し、現在ではブルーラインが湘南台～あざみ野間（40.4km・32駅）で横浜中心部と地域の拠点をつなぎ、グリーンライン（平成20年3月営業開始）が中山～日吉間（13.0km・10駅）で横浜市北部の市民の皆さんの足として役割を果たしています。現在2路線合計で1日平均約63万人のお客様にご利用いただいております。

交通局は、将来にわたって市民の皆さんに真に必要とされる「市営交通」となるため、今後も市民の皆さんの足として、安全・確実・快適な交通サービスを提供し、お客様にご満足いただける市バス・地下鉄を目指してまいります。

市営バスの運営

■バスの営業（営業課、路線計画課、運輸課）

市営バスは市中心部を主な営業エリアとし、1日平均約31万人のお客様にご利用いただいている。一般乗合バスのほか、路線バスの貸切も行っています。

令和6年度バス運輸現況

表1 一般乗合バス運輸概要 令和7年3月31日現在

営業キロ	516.9km
運転系統数	140系統
系統長	平均7.0km
停留所数	1,237か所
在籍車両数	788両
運転車両数	1日平均612両
運転キロ数	1日平均約6万km
乗客数	1日平均31万人



走行中の市営バス

表2 バス運輸実績

令和6年度

種別		年間(決算)	1日平均
運転車両	計(両)	231,095	633
	一般乗合	223,749	613
	貸切	7,346	20
運転キロ	計(km)	24,150,159	66,164.8
	一般乗合	23,615,562	64,700.1
	貸切	534,597	1,464.6
乗車人員	計(千人)	114,935	314.9
	一般乗合	113,401	310.7
	貸切	1,534	4.2
乗車料収入	計(千円)	19,688,060	53,940
	一般乗合	19,350,506	53,015
	貸切	337,554	925

(注1) 乗車料収入は税込み。

(注2) 四捨五入の関係で、内訳と合計が一致しない場合があります。

■施設の整備及び利便性の向上 (営業課、路線計画課、運輸課)

バス停留所上屋、ベンチの更新

老朽化したバス停留所の上屋、ベンチなどを更新し、バス利用をより安全で快適なものにしていきます。

平成16年度から民間事業者と契約し、交通局の財政的負担のない広告付上屋を設置しています。(令和7年8月現在270基)

路線の再編整備

お客様の需要動向や採算性、効率性を考慮しながら、バスサービスのさらなる充実・強化、ダイヤの改善による定時性の向上や地下鉄・他鉄道との接続改善に取り組んでいます。

走行環境の改善

運行の支障となる箇所の改善を図り、バスが安全に運行できるよう、関係機関への要望・調整を行っています。

■交通安全啓発（運輸課、営業所）

地域の小学校等と連携して、バスの乗り方教室・交通安全教室・バリアフリー教室などを開催しています。また、バスに関する事故防止のため、交通安全動画等の配信や、交通安全リーフレットの配付を行っています。



交通安全教室



交通安全動画

■バリアフリーの向上（車両課）

どなたにも利用しやすいバスネットワークの構築に向けて、平成8年度から、車いすのお客様にもご利用いただけるよう、中扉にスロープ板を備えたバス車両を導入しています。令和6年度末現在、ノンステップバス756両、ワンステップバス27両を保有し、ノンステップバス導入率は95.9%、ワンステップバスを含むバリアフリー適合率は100%となっています。（一般乗合）

■環境対策の推進（営業課、車両課）

バスはマイカーと比較すると利用者1人当たりの二酸化炭素(CO₂)排出量が少なく、“地球にやさしい”交通手段です。市営バスでは地球温暖化防止など環境対策



スロープ板

に力を入れています。

最新排出ガス規制適合車への更新促進

自動車の排出する窒素酸化物(NOx)などの総量減のため、最新排出ガス規制適合車への車両更新を引き続き進めます。

ハイブリッドバスの導入（令和6年度末現在：161両）

モーターを用いてエンジン出力を補助することにより粒子状物質(PM)、二酸化炭素(CO₂)排出量を削減した低公害バスです。

燃料電池バス（FC）の導入

次世代エネルギーとして注目されている水素を燃料とした燃料電池バス(FC)を令和元年11月から運行しています。このバス車両は、走行中にCO₂や環境負荷物質を排出しない優れた環境性能を有しており、令和4年度に2両追加導入し、引き続き水素ステーションの整備状況、車両費や燃料費の動向を踏まえながら今後の導入について検証します。



FCバス

■バス営業所・定期券発売窓口（営業課）

市営バスでは、10か所の営業所において運行を行っています。

また、お客様サービスセンターや定期券発売所、一部の営業所において、バス定期券を発売しており、バス路線図や詳しい案内パンフレットなども用意しています。（表3、4参照）

表3 バス営業所

令和7年8月1日現在

営業所名	所在地	電話番号
保土ヶ谷営業所	保土ヶ谷区川辺町4-2	045-331-2401
若葉台営業所	旭区若葉台2-15-1	045-921-0581
浅間町営業所	西区浅間町4-340-1	045-311-2251
滝頭営業所	磯子区滝頭3-1-33	045-751-5548
本牧営業所	中区本牧元町45-1	045-621-1071
港南営業所	港南区日野南3-1-1	045-833-1511
港北営業所	港北区大豆戸町581	045-545-1804
鶴見営業所	鶴見区生麦1-3-1	045-501-0701
緑営業所	緑区白山1-10-1	045-931-2266
磯子営業所	磯子区森3-1-19	045-751-7581

(注) 緑、磯子営業所は、運行業務を横浜交通開発（株）に委託しています。

表4 定期券発売窓口

令和7年8月1日現在

定期券発売窓口	営業日	電話番号
地下鉄駅構内	毎日	045-311-3299
横浜駅お客様サービスセンター		045-844-7100
上大岡駅お客様サービスセンター		045-943-4651
センター南駅お客様サービスセンター		045-472-9193
横浜駅東口バス定期券発売所	毎日	045-465-2040
鶴見駅東口バス定期券発売所	月～土 日、祝日休業ただし繁忙期は営業	045-501-5270
バス営業所(保土ヶ谷、若葉台、滝頭、本牧、緑、磯子)	月～金(祝日を除く)	表3のとおり

(注) 営業日及び営業時間は窓口によって異なりますので、交通局ホームページをご確認ください。

年末年始の営業日についても、交通局ホームページをご確認ください。バスのICカード定期券は、上記発売窓口のほか、地下鉄の各駅でも購入できます。

なお、地下鉄の定期券は、横浜駅、上大岡駅、センター南駅のお客様サービスセンターのほか、地下鉄の各駅でも購入できます。

鶴見駅東口バス定期券発売所は、3月下旬、4月上旬、9月下旬等において一部の日曜祝日も営業します。

■観光事業の推進（営業課）

観光スポット周遊バス「あかいいくつ」

横浜都心部の観光スポットをレトロ調バスで周遊する「あかいいくつ」は、車内で観光情報も案内しています。

周遊ルート：桜木町駅前→ハンマーへッド→赤レンガ倉庫・マリン＆ウォーク→中華街→港の見える丘公園前→大人さん橋客船ターミナル→赤レンガ倉庫前→桜木町駅前

(注) 定期券、敬老特別乗車証・福祉特別乗車券などではご乗車できません。

連節バス BAYSIDE BLUE（ベイサイドブルー）

全長18mの連節バス「BAYSIDE BLUE（ベイサイドブルー）」は、横浜駅を起終点として横浜の水際線沿いを循環路線として運行しています。

運行ルート：横浜駅前（東口）→パシフィコ横浜→カップヌードルパーク・ハンマーへッド入口→山下公園前→中華街入口→赤レンガ倉庫前→ハンマーへッド→パシフィコ横浜→横浜駅改札口前

ぶらり三溪園 BUS ※土休日運行

運行ルート：横浜駅前（東口）～桜木町駅前～中華街入口～三溪園

ぶらり野毛山動物園 BUS

運行ルート：横浜駅前（東口）～びあアリーナMM～桜木町駅前～野毛山動物園前～一本松小学校前

みなとぶらりチケット（横浜観光一日乗車券）

横浜の主な観光スポットが集中するベイエリア周辺の市営バス・市営地下鉄・神奈中バスに1日乗り放題のチケットです。

観光施設やショッピング施設、博物館など約130の施設で、特典も受けられます。

適用区間：市営バス・神奈中バス（横浜駅東口～元町・港の見える丘公園、三溪園、関内・伊勢佐木町～横浜橋・中村橋・滝頭）
地下鉄（横浜駅～吉野町駅）

連節バス「BAYSIDE BLUE（ベイサイドブルー）」、観光スポット周遊バス「あかいいくつ」、ぶらり三溪園 BUS、ぶらり野毛山動物園 BUS（横浜駅前～野毛山動物園前）全線

料金：大人 700円、小児 350円

(注1) 「みなとぶらりチケットワイド」（大人750円、小児380円）は、上記の適用区間に加え、新横浜駅で乗降できます。

(注2) 「みなとぶらりチケット」に京浜急行の往復割引乗車券、「みなとみらい線のフリー乗車券」がついた「横浜1DAYきっぷ」（取扱いは京急のみ）及び横浜駅経由の相鉄往復割引乗車券がついた「相鉄発みなとぶらりチケット」（取扱いは相鉄のみ）も発売しています。

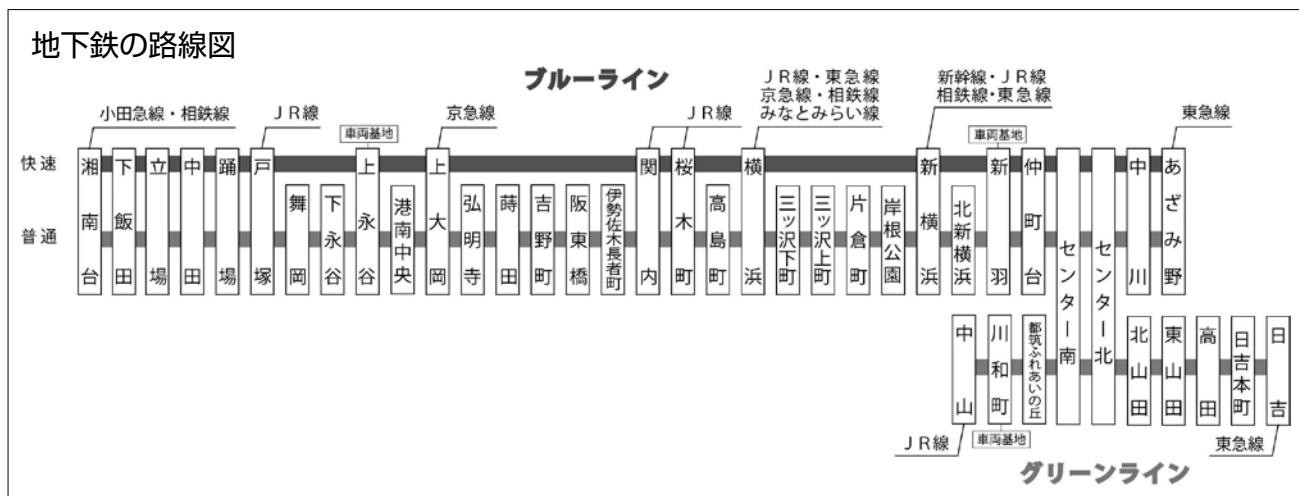
(注3) スマートフォンアプリ「my route」や、アジア圏の観光客に強い、旅行・レジャー予約アプリ・ウェブサイトの「Klook」、観光情報サイト「アットヨコハマ」でも、みなとぶらりチケット及びみなとぶらりチケットワイドを発売しています。

■貸切事業の推進（営業課）

学校の遠足や自治会、企業のイベントなど大人数が移動する際に、3種類のバス（リムジン型・路線バス型など）をお貸ししています。

料金は時間及び距離で決定します。市内だけでなく県外への移動にもご利用いただけます。貸切バスをご利用のお客様が安全・安心にご利用いただける取組を継続するとともに、企業従業員の送迎バスとしての活用をはじめ、地域団体や旅行事業者、客船シャトルバスなどの需要に応えています。また、本市事業に合わせて送迎バスを運行するなど、本市施策の一翼を担っています。

地下鉄の運営



令和6年度地下鉄運輸現況

表5 地下鉄運輸概要

令和7年3月31日現在

区分		ブルーライン(1・3号線)	グリーンライン(4号線)
線区概要	営業区間	あざみ野～湘南台	中山～日吉
	営業キロ	40.4km	13.0km
	駅数	32駅(地下27駅、地上5駅)	10駅(地下7駅、地上3駅) センター北・センター南は共用駅
運転概要	所要時間	普通68分、快速60分(ラッシュ時を除く)	20分
	平日朝混雑時	4分40秒	3分30秒
	昼間時	8分30秒～10分	10分
	夕混雑時	6分	6分
車両	運行回数	平日172回、土休日156回	平日174回、土休日136回
	車両編成	6両	6両(一部4両)
	使用車両	3000形(A、N、R、S、V)、4000形	10000形
車両	保有車両	222両(37編成)	88両(17編成)
	車両基地	上永谷・新羽	川和

表6 地下鉄運輸実績

令和6年度

区分		年間	1日平均
乗車人員(千人)	総数	228,232	625
	定期	138,144	378
	定期外	90,088	247
乗車料収入(千円)	総数	42,740,491	117,097
	定期	19,847,423	54,377
	定期外	22,893,068	62,721

(注1) 乗車料収入は税込み。

(注2) 四捨五入の関係で、内訳と合計が一致しない場合があります。



ブルーライン4000形車両

■地下鉄の営業（営業課、運転課）

市営地下鉄ブルーラインは、昭和47年の開業以来着実に路線を延ばし、現在、横浜市域北部のあざみ野駅から市中心部を抜け、隣接する藤沢市湘南台駅までの40.4kmを運行しています。また、平成20年3月には、中山駅からブルーラインのセンター南駅・センター北駅を経由し、日吉駅に至る全長13.0kmのグリーンラインが開業しました。

現在、市営地下鉄は、ブルーライン、グリーンラインを合わせ53.4kmを運行し、都心と副都心、街と街をつなぎ、1日平均約63万人のお客様を運ぶ横浜の基幹交通として沿線地域の発展に大きな役割を果たしています。

■安全対策（駅務管理所、運転課、施設課、車両課、建築課、電気課）

地震対策

気象庁の観測データを受けて地震の大きな揺れが到達する前に走行中の列車を自動的に止め、被害を軽減する「早期地震警報システム」を設置しています。また、大規模地震発生後に早期に列車の運行を再開するために、駅部を含めた高架橋・トンネルの耐震補強を進めています。

津波・浸水対策

地震による津波が発生した場合の対応マニュアルの整備や訓練の実施などの取組を強化するとともに、トンネルからの避難口や、停電時でも津波浸水区間の列車を次駅まで走行させるための大容量蓄電池を設置しています。

また、浸水対策として駅出入口に止水板を、道路面にある通風口に浸水防止機を設置しています。

施設の老朽化対策

開業から50年以上経過したブルーラインにおいて施設の点検を進めるとともに、特に沿岸部の海水による塩害が進んでいる区間の軌道補修、老朽化したトンネル補修に取り組み、安全性を高めています。また、設置から長期間経過したエレベーター・エスカレーターの更新を順次行っています。

ホームの安全対策

全駅に設置したホームドア（可動式ホーム柵）により、ホームからの転落や電車との接触等の事故を防止し、一層安全な運行に努めています。

応急処置対策

お客様の人命を守るために、応急処置手当や迅速な対応ができるよう駅係員が普通救命講習を受講しています。

また、全駅に「AED」を設置し、お客様の命救助に備えています。

地下鉄車両の電気機器の予防保全

地下鉄車両は、走る、止まる、その他各種サービスを提供するために多くの電気機器を搭載しています。それらの機器は、著しい温度変化や湿気、振動、衝撃等の厳しい環境におかれており、経年劣化します。一般的に電気機器は経年劣化に伴い故障率が上昇するため、電気機

器を更新することで、車両の安全性を維持しています。

地下鉄の車内安全強化

令和4年より運用を開始したブルーライン4000形車両に車内防犯カメラの導入を行いました。

地下鉄車内の更なる防犯対策強化のため、車内防犯カメラをブルーライン車両に設置拡大しています。

■ワンマン運転の安全性の維持・向上（運転課）

ブルーラインは平成19年12月、グリーンラインは平成20年3月の開業からワンマン運転を実施しています。乗務員は運転席のモニター画面の指差確認・称呼の徹底や機器類の確実な操作を実施し、安全運行の向上を図っています。

トンネル内には限界支障センサーを設置し、センサーが反応した場合は、その反応したエリア内を停電させ、列車を緊急停止させます。また、各車両に4箇所ずつ、非常通報装置を設置しています。通報時に乗務員が対応できない場合は、総合司令所が応答し、車内での非常時の速やかな対応を図っています。



グリーンライン10000形車両

■ブルーライン快速運転（運転課）

ブルーラインでは、平成27年7月から快速運転を実施しております。快速運転の実現により、主要駅間の速達性や利便性が向上するとともに、港北ニュータウンを中心とする市内北部や南西部等と都心部のアクセスが向上し、市域の一体化やバランスある発展を図ります。

■車内マナー向上（営業課）

車内マナー向上のため、車内放送やポスター等の取組を中心に啓発活動を行っています。

平成24年7月から真に座席を必要とするお客様が利用しやすくなるよう、特に席の譲り合いをお願いする「ゆずりあいシート」を各車両に設置しています。

また、平成23年度から、（一財）横浜市交通局協力会と都市整備局との共催で、小学生を対象に乗車マナーをテーマとしたポスターコンクールを実施しています。

資産の活用（資産活用課）

交通局資産（駅・車両・所有土地等）について、市場価値を十分に活かし、駅構内・高架下の開発や土地の貸付、広告事業の運営等、収益事業を推進しています。

駅構内では、お客様のニーズに応える魅力的な店舗の誘致やATM設置等により利便性向上を図っているほか、高架下等の交通局所有地では、店舗や駐車場・保育園等へ貸付を行い、収益を確保しつつ賑わい向上に寄与しています。

広告事業では、デジタルサイネージ・車内ビジョン等デジタル化の推進や、大型広告ボード・ラッピングバス等、変化する広告ニーズを捉え、増収を図っています。

市営交通情報

横浜交通 hama-eco カード

交通局では、市営バス・地下鉄の定期券が購入できるクレジットカード「横浜交通 hama-eco カード」について、三井住友カード株式会社と提携しています。

このカードで、市営バス・地下鉄の定期券を購入すると翌年度のカード年会費が無料になるほか、バスモーターチャージやタッチ決済に対応しています。



交通局ウェブサイト

市営バス、地下鉄をご利用いただいているお客様をはじめ、幅広く、手軽に市営交通事業の情報を取得できるようウェブサイトを開設しています。

交通局の最新情報以外にも、市営バス、地下鉄の運賃・経路検索、時刻表、路線図のほか、お楽しみ情報、職員採用情報、お問合せ先などを見ることができます。

(URL <https://www.city.yokohama.lg.jp/kotsu/>)

市営バス・市営地下鉄運行情報

多くのお客様がPC・スマートフォン・携帯電話でインターネットを利用されていることを踏まえ、市営バス・地下鉄の時刻表・経路検索・遅延証明書のほか、リアルタイム情報として、市営バスの混雑情報・接近情報や市営地下鉄の列車走行位置・遅延情報など、インターネットでの運行情報提供サービスの充実を図っています。

(URL <https://navi.hamabus.city.yokohama.lg.jp/>)

横浜市電保存館

所在地 磯子区滝頭3-1-53

TEL 045-754-8505

開館時間 平日 10:00~16:00（入館は15:30まで）

土日祝日・夏休み 9:30~17:00（入館は16:30まで）

休館日 毎週水曜日・木曜日（祝日は開館、振替休館なし）

及び年末年始（12月29日～1月3日）

横浜市立小学校の春休み、夏休み、冬休みは無休

昭和47年に廃止されるまで市民の皆さんの足として親しまれていた横浜市電の車両やパネルを展示しています。また、新たなジオラマゾーン（ハマジオラマ）や横浜の発展と都市交通のあゆみをテーマとした歴史展示コーナーもあります。



かつて横浜を駆け巡った市電を当時の姿で7両展示

教育委員会

未来を創る子どもたちを育む横浜の教育

教育委員会では、横浜の教育が目指す人づくりや方向性を示す「横浜教育ビジョン 2030」を平成 30 年 2 月に策定し、「自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人」の育成を目指すとともに、子どもに身につけてほしい力を五つの視点「知：生きて はたらく知」「徳：豊かな心」「体：健やかな体」「公：公共心と社会参画」「開：未来を開く志」で表し、バランスよく育む教育を推進しています。令和 5 年 2 月には、「横浜教育ビジョン 2030」の具現化に向けたアクションプランとして「第 4 期横浜市教育振興基本計画」を策定し、「横浜教育ビジョン 2030」が示す 4 つの方向性に基づき各施策を進めています。

「横浜教育ビジョン 2030」における 4 つの方向性

- 方向性 1 子どもの可能性を広げます
- 方向性 2 魅力ある学校をつくります
- 方向性 3 豊かな教育環境を整えます
- 方向性 4 社会全体で子どもを育みます

総合教育会議

令和 6 年度の総合教育会議では、「今後の横浜の教育政策について～「第 5 期横浜市教育振興基本計画」の方向性～」について協議を行い、教育委員会や関係区局、関係者と共に、第 5 期横浜市教育振興基本計画策定に当たっては、「総合的ないじめ防止に向けた対策の充実・強化」、「教育 DX 基盤の形成」、「教育ビッグデータを活用した教育 DX の推進」、「グローバル教育」と「誰もが学びを保障される環境」の充実、「共創による教職の魅力づくりとプロモーション」の 5 つの重点戦略に基づいて、検討を進めることを確認しました。あわせて、令和 8 年度以降についても、横浜教育ビジョン 2030 のアクションプランである本計画をもって教育大綱に代えることとすることで、市として一貫性をもって教育行政を推進することが確認されました。

<開催概要>

- ・日 時：令和 6 年 12 月 23 日（月）14:00 ~ 15:30
- ・会 場：横浜市庁舎 議会棟 3 階 多目的室
- ・出席者：市長、教育長、教育委員 5 名
- ・同席者：副市長 1 名、関係区局長等 9 名
- ・傍聴人：18 名

学校教育の充実

■学校教育指導（学校経営支援課、高校教育課、人権教育・児童生徒課）

学校教育活動の改善・充実

本市では、「学習指導要領（小中学校：平成 29 年 3 月、特別支援学校：平成 29 年 4 月、高等学校：平成 30 年 3

月改訂・公示）」、「横浜市基本構想」及び「横浜教育ビジョン 2030」を踏まえた上で、市立学校や小中一貫教育推進プロックが、教育課程（カリキュラム）を自主的・自律的に編成・実施・評価・改善していく際の拠り所として、「横浜市立学校 カリキュラム・マネジメント要領 総則・総則解説」を策定しました。これをもとに、市立学校では、学習指導要領の趣旨の実現に向けて、「授業」「人」「学びの場」のつながりを位置付けた教育課程を編成し、「じっくり考え 高め合い 次につなげる確かな学び」を通して、「横浜の教育が目指す人づくり」を目指しています。

また、小中一貫カリキュラムによる義務教育 9 年間を通した資質・能力の育成を目指し、小中一貫教育を推進しています。

市立高等学校については、「第 4 期横浜市教育振興基本計画」に基づき、魅力ある高校教育の推進を目指し、事業を実施しています。

国際社会で活躍できるグローバル人材を育成するため、海外大学への進学支援や、課題の発見・解決に向けて主体的・協働的に学ぶことを通して探究する力の育成を図っています。

特色ある高校づくりでは、戸塚高校音楽コース・横浜商業高校スポーツマネジメント科において、横浜の資源・人材を活用した横浜ならではの専門教育を推進とともに、南高校・附属中学校、横浜サイエンスフロンティア高校・附属中学校において、中高一貫教育を推進しています。

また、桜丘高校では、近隣の教育機関等と連携した教員養成プログラムを展開し、未来の横浜市の教育を担う人材の育成にも力を入れています。

教職員の採用についても引き続き人物重視の採用を進めるとともに、教職員研修を推進し、教育活動の充実に努めています。

横浜の子ども学力向上事業

「横浜市子ども学力向上プログラム」（平成 22 年 3 月策定）を平成 31 年 3 月に改訂し、「横浜市立学校 カリキュラム・マネジメント要領」を踏まえた学力向上の取組を推進しています。市立小・中・義務教育学校において「横浜市学力・学習状況調査」を実施し、その結果をまとめた分析チャートをもとに、自校の状況を多面的に分析・評価し、課題の解決に向けた「学力向上アクションプラン」を作成して、具体的な取組を展開しています。

「横浜市学力・学習状況調査」は、学習指導要領の改訂を踏まえ、令和 4 年度に全面改訂しました。継続して調査を重ねることで、児童生徒一人ひとりの学力の伸びが 9 年間を通して把握できるようになります。

学校図書館の利活用

子どもの読書意欲の向上や情報活用能力の育成のため、市立小・中・義務教育学校・特別支援学校に学校司書を配置しています。さらに、令和 7 年 7 月から、小学校・義務教育学校・特別支援学校に学校向け電子書籍サービスを導入しています。

児童生徒指導の充実

児童生徒の健やかな心の成長と人格形成を支援するために、児童生徒指導の充実、学校への指導・支援を行っています。

いじめをはじめとした諸課題への対応として、全小中学校に、「児童支援専任教諭」、「生徒指導専任教諭」を配置しています。

また、心理や法律の専門家を加えた学校課題解決支援チームの派遣等、学校の組織力向上に取り組んでいます。

児童生徒の健全育成に向け、いじめや不登校、暴力行為等の諸課題の解決に関する情報共有、実践活動を推進するため、小学校児童支援専任教諭・中学校生徒指導専任教諭、PTA、青少年健全育成団体及び関係機関が一堂に会する「横浜市児童生徒指導中央協議会」をはじめとした、各種協議会を開催しています。

SNS の普及等、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化し、いじめ事案も複雑化・多様化している経緯や社会情勢を踏まえ、全ての関係者と共に通の認識を持ち、いじめ防止等の対策を進めるため、いじめ防止対策の基本を定める、「横浜市いじめ防止基本方針」（平成 25 年 12 月策定）を令和 7 年 5 月に改定しました。この基本理念のもと、市全体で児童生徒の健全育成を図り、いじめを「しない」「させない」「見逃さない」安心できる社会の実現を目指しています。

各学校においても、市基本方針や地域の実情を踏まえ、児童生徒の意見を取り入れながら、「学校いじめ防止基

本方針」を策定し、実効的・組織的ないじめの防止等のための対策に取り組んでいきます。

豊かな心を育む教育活動の充実

市立小・中・義務教育・特別支援学校では、国に先駆け平成 29 年度から道徳を教科化しました。また、「豊かな体験を通して感動する心を大切にするとともに、礼儀や規律を重んじ人格や生命を尊重して行動する」子どもの姿の実現を目指し、平成 24 年 3 月に策定した「『豊かな心の育成』推進プログラム」を平成 31 年 3 月に改定しました。

このプログラムは、道徳科の授業や体験活動の充実、確かな人権感覚・意識の育成、豊かな感性や情操の育成など、子どもたちの豊かな心を育成するために学校、家庭、地域が一体となって取り組む視点やそれを支える施策等をまとめたものです。各学校では、これらのプログラムをもとに推進プランを作成し、学校経営計画・中期学校経営方針に位置づけて取り組み、学校評価と連動させています。

学校安全教育の推進

学校安全教育の推進を図るため、「学校安全教育推進校」（令和 7 年度：小学校 5 校）を指定し、「横浜市防災教育の指針・指導資料」を活用する等、実践的な取組を行い、その成果を発信します。

中学校部活動支援

部活動の活性化及び教職員の負担軽減等、持続可能な部活動を推進するため、学校のニーズに応じて、運動部及び文化部に顧問や引率のできる部活動指導員を配置しています。

関東大会及び全国大会に出場する生徒の経済的負担の軽減のために、交通費等の補助を行っています。

■いきいき学校づくり予算（総務課、東部学校教育事務所教育総務課）

「いきいき学校づくり予算」とは、各学校の予算について、校長の権限と責任の下、一定の範囲内で自由に予算を使うことができる仕組みです。

これによって、各学校の特色を活かした自主的・主体的な学校運営が可能となっています。

教材・教具の整備充実

各教科に必要な教材等や学校運営上必要な備品等については、各学校の規模等に応じて予算措置し、その充実に努めています。

表1 市立学校一覧

校種別 項目	総 数	小学校	中学校	義務教 育学校	高 等 学 校		特別支援学校
					全 日 制	定 時 制	
校 数	505 (3)	336 (2)	144 (1)	3	8	2	13
児童生徒数	252,288	165,704	74,962	2,428	6,601	1,121	1,472
学 級 数	10,465	7,188	2,535	101	171	44	426
教 員 数	19,664	12,090	5,425	203	674	177	1,095
職 員 数	1,849	1,253	390	16	72	17	101

※小学校、中学校の（ ）内は分校の数で内数です。高等学校の校数（計）は実学校数ではありません。（全日制との併置校が 1 校あるため）

■学校体育（学校経営支援課）

生涯にわたる健康の保持増進と豊かなスポーツライフの実現に向けた資質・能力の育成が、学校体育のねらいです。そのために、次のような事業を推進しています。

健康・体力づくりの推進

子どもたちの健康・体力に関して、現状把握・分析を行い、今後の健康・体力づくりに取り組んでいます。

令和4年度からは、各校で作成した「健やかな体の育成プラン」に基づき、各校での健康・体力づくりを推進しています。

各種体育大会や競技大会の開催

児童生徒が年間を通しての体育活動の成果を発表し、親睦を深めるとともに、生涯スポーツの推進と競技力の向上を図るため、各種の体育活動や競技大会を開催しています。

宿泊体験学習・自然教室の実施

市立小・中・義務教育学校で、豊かな自然環境の中での規律ある集団宿泊生活を通じて、通常の学校生活では得難い体験ができるよう、宿泊体験学習や自然教室を実施しています。

■国際教育の推進（学校経営支援課、高校教育課）

国際社会の一員としての自覚をもち、広い視野に立った国際性豊かな児童生徒を育成するため、多文化共生の視点に立った国際理解教育をはじめ、英語による児童生徒のコミュニケーション能力の育成を図る英語教育、日本語指導が必要な児童生徒への支援を推進しています。

国際理解教育
横浜市独自に雇用した外国人講師を全小学校、派遣を希望する中学校及び特別支援学校に派遣し、英語を通して異文化を体験的に学ぶ国際理解教育を推進しています。

また国際平和に対する意識を高め、国際社会で自分たちのできることを実践しようとするグローバル人材を育成するため、「よこはま子ども国際平和スピーチコンテスト」の実施や、「よこはま子どもピースメッセンジャー」のニューヨーク国際連合本部等への訪問・交流を行っています。

英語教育推進事業

児童生徒が英語でコミュニケーションを図る資質・能力の育成を図るため、英語指導助手（A E T）を市立小・中・義務教育学校及び高等学校全校並びに特別支援学校12校に配置しています。また、生徒一人ひとりが達成度を確認し、今後の学習目標をもつとともに、各学校が自校の授業改善に生かすため、「実用英語技能検定」の外部指標を活用しています。小・中・高等学校12年間を見通した英語教育を推進しています。

日本語指導が必要な児童生徒教育

市立小・中・義務教育学校に多数在籍する日本語指導が必要な児童生徒の教育については、日本語教室（集中5教室の設置・各学校への講師派遣）及び国際教室担当教員配置校（令和7年5月1日現在：小学校218校、中

学校60校）等で日本語指導を行うとともに、ボランティアの協力を得て、母語による初期適応・学習支援や放課後の補習等を行っています。また、「横浜市帰国児童生徒教育ガイド」「ようこそ横浜の学校へ」等による保護者等への情報提供及び学校通訳ボランティア派遣等も行っています。

また、平成29年度には、日本語支援拠点施設「ひまわり」を中区に、令和2年度には「鶴見ひまわり」を鶴見区に、令和4年度には「都筑ひまわり」を都筑区に開設し、集中的な初期日本語指導や学校生活の体験を行う「プレクラス」や日本語指導が必要な児童生徒の保護者に日本の学校生活を紹介することで転・編・入学時の不安を軽減する「学校ガイダンス」を行っています。

国際学生会館の管理運営

市内の大学・専門学校等に在籍する留学生に快適な住環境を提供するとともに、地域での国際理解と交流を図るために平成6年に設置しました。管理・運営は、指定管理者として、公益財団法人横浜市国際交流協会が行っています。（令和7年4月1日現在）

横浜市国際学生会館

所在地 鶴見区本町通4-171-23
TEL 045-507-0121

■特別支援教育（特別支援教育課、特別支援教育相談課）

国のインクルーシブ教育システム構築の考え方も踏まえ、一人ひとりの子どもの得意なことを引き出し、可能性を最大限に伸ばしていくため、あらゆる教育の場で一貫した適切な指導や必要な支援を行っています。学校では、特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対し、一人ひとりが自己実現を図り、生きる喜びを創造しながら、成長・発達できるよう教育活動に取り組んでいます。

市立の特別支援学校は、盲特別支援学校1校、ろう特別支援学校1校、知的障害特別支援学校4校、肢体不自由特別支援学校5校、肢体不自由・知的障害部門併設特別支援学校1校、病弱特別支援学校1校の計13校です。

弱視、知的障害、情緒障害の児童生徒のための個別支援学級を小学校334校、中学校141校、義務教育学校3校に設置し、併せて一般学級に在籍する弱視、難聴、言語障害、情緒障害の児童生徒のために、障害の状態等に応じて指導を受けられる通級指導教室を小学校16校、中学校4校、ろう特別支援学校及び盲特別支援学校に設置しています。（令和7年5月1日現在）

また、小中学校の一般学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等、特別な教育的支援を必要とする児童生徒への総合的な支援体制づくりを進めています。

特別支援教育に関する校内研修の実施

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する横浜市立学校教職員対応要領」の手引き等を活用し、障害特性の理解や合理的配慮に関する校内研修会を全校で実施しています。

特別な支援を必要とする児童生徒への支援

小中学校に在籍する特別な教育的支援を必要とする児

童生徒に対して、学習面や生活面、安全面の支援の充実を図るため、「特別支援教育支援員」を配置とともに、これに携わる市民ボランティアの研修を実施しています。
就学・教育相談、研修・研究事業（特別支援教育総合センター）

特別な支援を必要とする児童生徒に対し、教育・心理学等の専門的な視点や、発達検査等に基づき、就学相談・教育相談を実施しています。

また、教職員を対象に、特別支援教育への理解を深め、実践的指導力を高めるための各種の研修や研究を実施しています。

■人権教育（人権健康教育課、生涯学習文化財課）

横浜市立学校では、全ての教育活動の基盤として人権教育を位置づけ、「人権尊重の精神を基盤とする教育」の一層の推進に取り組んでいます。

学校教育では

「『だれもが』『安心して』『豊かに』生活できる学校をめざして」と「人とのつながりから学び、自分も他の人も大切にできる子どもの育成」の2つの理念で人権教育を進めています。

一人ひとりの子どもの課題解決をめざす取組を通して、子どもの自尊感情を育んでいます。また、多様性を認め合い、差別や偏見に気付き、それをなくすために具体的に行動できるよう、教育活動全体を通して取組を推進しています。

推進体制として、人権教育センター校（4校）、人権教育実践推進校（56校）、人権教育推進地域校（5ブロック、27校）及び区別・校種別人権教育推進協議会（20協議会）を設置するとともに、全校に「人権教育推進担当者」を置き、取組の推進を図っています。

さらに、管理職及び教職員を対象とした人権研修や各校で人権教育を推進していくための研修を行い、教職員が自らの人権感覚・人権意識を磨き続けています。

社会教育では

一人ひとりの市民の皆さんが互いに尊重しあい、共に生きる社会の実現に向けて、市民向けの成人教育講座を開催しています。

■校務DXの推進、情報教育（教育DX推進課、学校経営支援課）

GIGAスクール構想を推進し、子どもたちの情報活用能力を育成するため、教育情報ネットワーク、教育用コンピュータや校内LANなど学校の情報基盤を運用管理します。また、教員のICT活用指導力の向上を図るために、ICT支援員を学校に派遣するとともに各種研修を実施します。

主な事業

①教育情報ネットワークシステムの運用管理。②教育用コンピュータの無線LAN環境の運用管理。③校務用コンピュータの整備運用、校務システムの運用管理及び改修。④ICT支援員の派遣。⑤文部科学省より示された

教員のICT活用指導力の基準に合わせた研修や学校現場へ講師を派遣する研修など、時代や学校現場のニーズに合わせた研修の実施。

■学校保健（人権健康教育課）

健康診断

学校保健安全法等に基づき、児童生徒の健康診断を実施しています。

感染症対策・アレルギー対策

学校における新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、感染性胃腸炎、麻疹・風疹等感染症対応を行っています。

また、「アレルギー疾患の児童生徒対応マニュアル」に基づき、アレルギー疾患の児童生徒が学校生活を安心・安全に送れるよう、対応を行っています。

保健室支援事業

養護教諭非常勤講師を配置し、保健室経営の安定、学校及び児童生徒の状況に応じたきめ細やかな支援を行っています。

■小学校等給食（学校給食・食育推進課）

市立小学校335校、義務教育学校（前期課程）3校、義務教育学校（後期課程）2校及び特別支援学校10校において、学校給食法等に基づく学校給食を実施しています。

安全・安心でおいしい学校給食を提供するため、本市では基準献立に基づいて調達した給食用物資を各学校に配達し、各学校の給食調理場で調理を行う自校調理方式をとっています。

また、平成29年3月に教育委員会で策定した「学校における食育推進指針」に基づき、各校ごとに「食育の全体計画」を策定し、食育に取り組んでいます。

食中毒対策

学校給食衛生管理基準及び衛生管理のマニュアル等に基づき、学校に納入される食材の検査の実施、加熱調理の徹底、日常点検の実施等の対策を行い、食中毒の発生防止に努めています。

給食調理業務民間委託

学校給食の一層の効率的な運営を図るため、令和7年度には、市立学校203校において、調理、教室までの運搬等について民間委託を実施しています。

■中学校給食（学校給食・食育推進課）

市立中学校143校（市立高校附属中学校2校含む）、義務教育学校（後期課程）1校において、令和3年4月から学校給食法等に基づく学校給食を実施しています。「横浜市中期計画2022～2025」に基づき、令和8年度からの全員給食に向けて、対象中学校をA区分とB区分の2区分に分け、給食の調理・配達を行う事業者公募を実施し、すべてのエリアで事業者が決定し、委託契約を締結しました。また、配膳室などの環境整備を進めると共に、中学校給食推進校を18区34校に拡大して効率的な配膳方法を検証したほか、プロモーション等による

利用促進に努めました。今後も引き続き、食缶による汁物の提供やアレルギー代替食の提供といった新しい取組を円滑に実施するための具体的な検討を進めるほか、安全・安心で魅力ある給食を提供するため、衛生管理の強化、生徒と共に作る献立など、着実に取り組んでいきます。

■公益財団法人よこはま学校食育財団（学校給食・食育推進課）

学校給食の充実発展とその円滑な運営を図ることを目的に、給食物資の調達、食の安全・安心への取組、地産地消及び食育の推進等を委託しています。

公益財団法人よこはま学校食育財団

所在地 横浜市中区尾上町1丁目6番地
TEL 045-662-2541、FAX 045-662-7834

■方面別学校教育事務所（各学校教育事務所）

学校教育事務所は市内4方面にそれぞれ設置されており、「教育活動支援」、「人材育成」、「学校事務支援」、「地域連携推進」を柱に、より学校に近い場所から、教育課程や学校経営等を適確・迅速・きめ細かに支援することで、学校の自主性・自律性を高めています。更に学校が抱える様々な課題への対応力の向上を支援する「学校課題解決支援チーム」を派遣するなど、校長のマネジメントによる学校経営を推進しています。

また、教員の授業力向上を支援する「授業改善支援センター（ハマ・アップ）」を各事務所に併設、事務所としてより包括的に学校を支援する体制づくりを進めています。

・東部学校教育事務所

西区花咲町6-145 横浜花咲ビル4階
TEL 045-411-0603

・西部学校教育事務所

保土ヶ谷区仏向町845-2 特別支援教育総合センター2階
TEL 045-336-3730

・南部学校教育事務所

港南区上大岡西1-13-8 大樹生命上大岡ビル4階
TEL 045-843-6403

・北部学校教育事務所

都筑区茅ヶ崎中央40-3 グランクレールセンター南1階
TEL 045-944-5968

■地域と学校との連携（学校支援・地域連携課）

学校運営協議会の設置

保護者や地域住民のニーズを学校運営に反映させるとともに、学校・家庭・地域が一体となってより良い教育の実現に取り組むため、保護者や地域住民等が一定の権限を持って学校運営へ参画する合議制の機関である「学校運営協議会」の設置を進め、令和7年4月までに累計500校に設置しました。

学校・地域コーディネーターの養成

学校教育と地域の人材や社会的資源をつなぐ「学校・地域コーディネーター」を令和6年度には、165名養成（累計1,802名）し、子どもの学習支援や学校と地域との交流事業を推進しました。

よこはま学援隊の活動支援

校門・通学路など児童生徒の安全見守り活動などをを行う保護者・地域住民から構成される学校安全ボランティア団体「よこはま学援隊」の活動を支援しています。

■就学奨励事業（学校支援・地域連携課）

①経済的理由により就学困難な児童生徒に対し学用品費等を支給する就学援助事業 ②個別支援学級に就学する児童生徒に対し特別支援教育の振興のため学用品費等を支給する個別支援学級就学奨励事業 ③市内の私立学校に在籍する児童生徒、外国人学校に在籍する外国人児童生徒、市内外の国・県立学校に在籍する児童生徒のうち経済的理由により就学困難な者に対し、学用品費等を支給する私立学校等就学奨励事業 ④高校生（保護者が市内居住者に限る）に対する奨学金給付事業 ⑤夜間学級に就学する生徒のうち、経済的理由により就学困難な者に対し、学用品等を支給する夜間学級就学奨励事業を行っています。

■私学助成事業（学校支援・地域連携課）

私学教育の振興を図るため、昭和57年以来、私立学校に対し施設・設備の充実を目的として助成しています。

令和5年度には、小学校（10校）、中学校（28校）、高等学校（36校）、特別支援学校（2校）、外国人学校（21校）の計97校に対して、総額で7,091万円を助成しました。

※中等教育学校は、前期課程を中学校、後期課程を高等学校として積算

表2 給食実施状況

令和7年5月1日現在

給食種別	校種別	実施学校数	実施児童生徒数	給食従事者数				備考
				計	栄養教諭	学校栄養職員	調理員	
完全給食	小学校	338	156,254	502	91	93	318	米飯給食 (小)週3.5回実施 (中)週4.5回実施 (特)週3.5回実施
	中学校	146	75,691	—	—	—	—	
	特別支援学校	10	1,125	34	9	1	24	
合 計		494	233,070	536	100	94	342	
夜間給食	定時制高校	2	1,129	—	—	—	—	

※学校数、児童生徒数について義務教育学校（前期課程）は小学校に、義務教育学校（後期課程）は中学校に含む。

表3 就学援助費支給内訳

令和6年度(単位:円)

区分	支給人員	事業費
総計	27,068	1,602,939,266
小学校	17,094	588,930,381
中学校	9,974	1,014,008,885

※被災児童生徒分を除く

表4 個別支援学級就学奨励費支給内訳 令和6年度(単位:円)

区分	支給人員	事業費
総計	8,272	239,839,163
小学校	5,950	180,554,426
中学校	2,322	59,284,737

表5 高等学校奨学金支給内訳

令和6年度(単位:円)

区分	支給人員	月額	年額	事業費
高等学校	2,000	5,000	60,000	120,000,000

※辞退による未支給あり

表6 小・中学校の建替え事業

令和6年度

区分	校数	校名
建替工事着手校	6校	今宿小、つつじが丘小、矢向小、吉原小、菊名小、戸塚小

表7 大規模改造等

令和6年度

事業名	校数	校名
防災機能強化	25校	小田中ほか
大規模改修	66校	中和田中ほか
体育館空調設備設置	20校	篠原小ほか

学校施設の整備

■学校施設(教育施設課、学校計画課)

全国的には、児童・生徒数は減少傾向にありますが、本市では、大規模な住宅開発などにより、児童・生徒数が増加している地域が一部あります。そのため校舎の新増改築事業を進めています。

また、老朽化が進んだ学校施設の建替えを進めました。令和5年6月に改訂した「横浜市立小・中学校施設の建替え等に関する基本方針」に基づき、学校施設の長寿命化にも取り組みます。

既存の学校では、教育環境の充実を図るため、外壁・窓サッシの改修、体育館の改修、トイレの改修、エレベーターの設置、体育館への空調設備の設置などを行っています。

■学校用地(教育施設課)

校庭や運動施設などの整備を行い、児童・生徒が安全に体育活動等ができるよう、良好な環境づくりに努めています。

生涯学習の推進

■生涯学習の推進(生涯学習文化財課)

国際化、高度情報化、少子高齢化の進展や地域課題の多様化といった社会情勢の変化を踏まえ、生涯学習の視点からの市民の自発性に基づく学習の支援と社会のさまざまな課題に対応した生涯学習施策を推進するとともに、地域における課題解決に向けた取組が進むための仕組みづくりなど、さまざまな支援を行っています。

社会教育委員の設置

学校教育関係者、社会教育関係者、学識経験者、家庭教育関係者、その他教育委員会が必要と認める者に社会教育委員を委嘱し、社会教育に関する調査・研究に取り組んでいます。

生涯学習を支援する体制の整備

市民の皆さんの自主的な学習活動を支援するため、市民活動・生涯学習支援センターの運営を各区で実施し、学習情報の提供、学習相談等を行っています。

また、生涯学習を全市的視点から総合的に推進していくため、調査・研究や学習情報の収集・整理、生涯学習関係職員への研修などをを行っています。

■生涯学習の振興(生涯学習文化財課、学校支援・地域連携課)

人生100年時代が到来し、ICT活用の進行などを背景に、市民の皆さんの学習活動への参加意欲はますます高まっています。一方、家庭や地域の教育力低下への対応、地域コミュニティの再生と地域教育力の活用など、新たな課題も生まれています。こうした状況に対応するため、様々な機会を提供し、生涯学習の振興を図るとと

表9 文化財関連施設一覧表 ※印 指定管理者制度導入 生涯学習文化財課

名 称	所 在 地	TEL	FAX	開館時間	休 館 日	入館料	概 要
※横浜市歴史博物館	都筑区中川中央 1 - 18 - 1	045 (912) 7777	045 (912) 7781	午前9時 ～午後5時	月曜日 (祝日を除く) 年末・年始他	有 料	横浜に生きた人びとの生活の歴史を展示の基本理念としています。 ホームページ https://www.rekihaku.city.yokohama.jp/
大塚・歳勝土遺跡 (国指定史跡)	都筑区大棚西1 大塚・歳勝土 遺跡公園内	045 (912) 7777	045 (912) 7781	午前9時 ～午後5時	月曜日 (祝日を除く) 年末・年始他	無 料	弥生時代のムラの跡で竪穴住居7棟をはじめ高床式倉庫などを復元して公開しています。 大塚遺跡を除く公園部分は24時間オープン。
埋蔵文化財センター	栄区野七里 2 - 3 - 1	045 (890) 1155	045 (891) 1551	午前9時 ～午後5時	土・日曜日 祝日 年末・年始	無 料	横浜市内の出土品を収蔵展示室で公開しています。 ホームページ https://www.rekihaku.city.yokohama.jp/maibun/
※横浜開港資料館	中区日本大通3	045 (201) 2100	045 (201) 2102	午前9時30分 ～午後5時	月曜日 (祝日を除く) 年末・年始他	有 料	開港期を中心とする横浜の歴史資料を集め、閲覧に供するとともに、広く公開・普及・展示をしています。 ホームページ http://www kaikou.city.yokohama.jp/
※横浜都市発展記念館	中区日本大通 12	045 (663) 2424	045 (663) 2453	午前9時30分 ～午後5時	月曜日 (祝日を除く) 年末・年始他	有 料	開港期から現在にいたる都市横浜の発展の歩みを、昭和戦前期を中心に、「都市形成」「市民のくらし」「ヨコハマ文化」の3つの側面にスポットをあてて展示しています。 ホームページ http://www.tohatsu.city.yokohama.jp/
※横浜ユーラシア文化館	中区日本大通 12	045 (663) 2424	045 (663) 2453	午前9時30分 ～午後5時	月曜日 (祝日を除く) 年末・年始他	有 料	ヨーロッパとアジアを合わせた広大なユーラシア地域の考古、美術、歴史、民族、文化などに関する資料を展示しています。 ホームページ https://www.eurasia.city.yokohama.jp/
※横浜市三段台考古館	磯子区岡村 4 - 11 - 22	045 (761) 4571	045 (761) 4603	午前9時 ～午後5時(4月～9月) ～午後4時(10月～3月)	月曜日 (祝日を除く) 年末・年始	無 料	縄文・弥生・古墳の各時期の遺跡が複合する国指定史跡三段台遺跡の公開をしています。 ホームページ https://www.rekihaku.city.yokohama.jp/shisetsu/sandai/
横浜市八聖殿郷土資料館	中区本牧元町 76 - 1 本牧臨海公園内	045 (622) 2624	045 (622) 2657	午前9時30分 ～午後4時	第3水曜日 (祝日を除く) 年末・年始	無 料	市内の近世から現代に至る庶民の生活用具であった民俗資料等を展示しています。 ホームページ https://www.rekihaku.city.yokohama.jp/shisetsu/hasei/
市ヶ尾横穴古墳群 (県指定史跡)	青葉区市ヶ尾町 1639 - 2	連絡先 045 (671) 3284				無 料	6世紀後半から7世紀後半にかけて、関東地方南部の古墳文化を解明する上で貴重な横穴墓群を公開しています。
稻荷前古墳群 (県指定史跡)	青葉区大場町 156 - 10外	連絡先 045 (671) 3284				無 料	『古墳の博物館』と呼ばれる各種の古墳が作られた遺跡で、3基の古墳を保存公開しています。
称名寺境内 (国指定史跡)	金沢区金沢町 212	連絡先 045 (671) 3284		午前8時30分 ～午後4時30分		無 料	称名寺の寺域、称名寺の塔頭、金沢文庫跡推定地、背後の丘陵等の歴史的景観を含んだ旧境内地を国指定史跡として管理しています。

表10 野外活動施設一覧表 学校経営支援課

名 称	所 在 地	電話番号	休 館 日	R6 年度利用者数
少年自然の家赤城林間学園	群馬県利根郡昭和村糸井 7135	0278-24-7011	赤城：水曜、南伊豆：月曜 施設点検日 12/28～1/4(2 施設共通)	赤 城：12,658
少年自然の家南伊豆臨海学園	静岡県賀茂郡南伊豆町子浦 1437	0558-67-0255		南伊豆： 6,847

※少年自然の家赤城林間学園のキャンプ場については H26.3.31 廃止。

もに、学校への支援を進めています。

1 社会教育コーナーの管理運営

市民の皆さんのが生涯学習・社会教育活動の場を提供しています。

横浜市社会教育コーナー

所在地 磯子区磯子3-6-1-1
TEL・FAX 045-761-4321

2 家庭教育の支援

親子で参加する「体験活動」や、子育てについて学ぶ「学習会」などを活用して、大人同士が交流し、地域で気軽に話し合える関係のきっかけづくりを目的とした事業を実施しています。

また、父親の子育て参加の機会を広めるため「おやじの会」の活動を支援しています。

3 社会教育関係団体の活動支援・指導者養成

自主的・自立的な社会教育関係団体の活動を支援することにより、団体の振興と活性化を図っています。

PTAには、横浜市PTA連絡協議会機関紙「PTAよこはま」発行や、新任役員研修会等に対する経費や、各区・部会PTA連絡協議会研修事業等に対する経費の一部を補助しています。

4 二十歳の市民を祝うつどい

二十歳を迎えた市民を祝い励ますとともに、成人としての社会的責任を改めて自覚し、横浜への愛着を深めてもらうことを目的として「二十歳の市民を祝うつどい」を開催しています。

5 読書活動の推進

「横浜市民の読書活動の推進に関する条例」等関係法令に基づき、令和7年3月に「第三次横浜市民読書活動推進計画」を策定し、市全体で読書活動を推進しています。

さらに、全区で策定した読書活動の目標に基づき、多くの人が読書に親しみ、楽しむことができるよう区役所、図書館、学校が連携して取組を進めています。

■学校開放の推進（学校支援・地域連携課）

学校施設の開放

地域における文化・スポーツ活動の場として、学校教育上支障のない範囲で市立小・中学校、特別支援学校の校庭、体育館、音楽室などの開放を行っています。

運営については、登録団体や地域の方を中心に組織さ

れた「文化・スポーツクラブ」により、自主的・自立的に行われています。

コミュニティハウス（学校施設活用型）の開設

地域における学習・文化・福祉活動などの場として、また地域の人のふれあいや学校と地域との交流・連携を深める場として開設しています。

施設内容としては、研修室（多目的室）、和室、ミーティングサロン、図書コーナーなどがあります。

■文化財保護（生涯学習文化財課）

横浜市指定・地域文化財の保護助成

横浜市文化財保護条例に基づき、横浜の歴史、文化又は自然を理解するうえで重要なものを市指定文化財に指定し、地域が大切に守ってきたもの、地域の歴史を知るうえで必要なものを地域文化財として登録します。

これらの文化財に対して、所有者への修理等補助金、管理奨励金を交付しています。

令和6年度指定件数

横浜市指定文化財 指定3件

史跡等の保護

国指定史跡である三殿台遺跡及び大塚・歳勝土遺跡をはじめ、県指定史跡市ヶ尾横穴古墳群・稻荷前古墳群等の良好な維持管理に努めています。

無形民俗文化財の保護

市内の地域性のある民俗芸能を保存する団体に補助金を交付し、伝承と後継者の育成を図っています。

天然記念物の保護

国指定天然記念物「ミヤコタナゴ」の保護育成を図るための保護増殖・生息地復元調査等を実施しています。

埋蔵文化財の保護

文化財保護法に基づき、発掘調査等を行い土木工事等により失われる埋蔵文化財の保護に努めています。

文化財の調査研究

市内にある各種文化財の現況を把握するための総合調査を行い、文化財保護行政の基礎資料とするほか、専門的な学術調査も実施しています。

文化財の普及活動

文化財に対する市民の皆さんの理解と関心を高めるために、埋蔵文化財の発掘調査の成果を標示した旧跡・由来板や、指定・登録された文化財の説明板を設置するほか、文化財の学校教材としての活用や、文化財を所有する方の御協力をいただき、特別公開事業を実施する等の取組を進めています。

文化財保存活用地域計画推進

市域における文化財の保存・活用に関する総合的な計画の文化庁認定を令和6年度に受けました。計画周知のために作成した動画等を活用した情報発信を行うとともに計画に基づく事業を推進します。

■公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団（生涯学習文化財課）

ふるさと意識の醸成と市民文化の発展に寄与することを目的として設立された公益財団法人横浜市ふるさと歴

史財団に対し、横浜市歴史博物館等文化財関連5施設の指定管理者として管理運営及び歴史・文化財の普及、調査研究、資料収集保管等の各種事業を委任しているほか、市内史跡等の管理を委託しています。

公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団

所在地 都筑区中川中央1-18-1（横浜市歴史博物館内）

TEL 045-912-7771、FAX 045-912-7780

横浜市立図書館

■横浜市図書館ビジョンの推進（教育政策推進課、中央図書館企画運営課）

10～20年後を見据え、これから図書館の「目指す姿」や「取組の方向性」を示すものとして、横浜市図書館ビジョン（以下「図書館ビジョン」という。）を令和6年3月に策定しました。

この図書館ビジョンの具体化に向け、令和6年12月に「今後の市立図書館再整備の方向性」を策定し、サービス充実に向けて取り組んでいます。

■図書館の運営（中央図書館企画運営課、調査資料課、サービス課、地域図書館17館）

図書館の運営とサービス

横浜市立図書館では、市民の皆さんの生涯学習・課題解決・読書活動を支援しています。市立図書館全館をオンラインで結ぶ図書館情報システムにより、全館の所蔵資料を検索、どの図書館でも貸出・返却・予約ができます。また、図書等の発注・整理などの作業は中央図書館で集中処理し、業務を効率化しています。ホームページでは、蔵書の検索ができるほか、イベント情報や地域資料リスト等、各種の情報発信も行っています。

令和7年3月に、都筑南図書取次所（愛称：つづきの本ばこ）を新たに開設し、サービスの充実に取り組んでいます。

【各図書館】

各図書館では、各区で策定した読書活動推進目標に基づき、収集している豊富な図書等の資料や司書職員の専門性を活かし、地域性に応じた企画事業を行っています。区役所や地域の各種機関・企業と連携し、効果的な事業展開に取り組んでいます。図書館における市民参加の仕組みづくりにも取り組み、おはなし会や本の修理などのボランティアを養成・支援する講座を開催し、同時に活動の場も提供しています。

【蔵書充実などの取組】

「横浜市立図書館資料収集基準」に基づく資料収集を継続実施しています。各分野の基本書や定番図書を核に、市民の皆さんの多様な情報要求に応えられる蔵書の構築を推進しています。

また、市民・地域団体・企業・大学などから積極的に図書の寄贈を受け付け、蔵書の充実を図っています。

そのほか、最新の専門情報を扱うオンラインデータベース、自分の情報端末で読書が楽しめる電子書籍など、デジタル技術を活用したサービスにも取り組んでいます。

表11 横浜市立図書館

令和7年3月31日現在

館名	所在地	電話番号	併設施設	閲覧席(児童)	資料数									開館日数	入館者数		
					図書資料			音楽映像資料	点字図書	総数	新聞	雑誌	点字雑誌				
					一般書	児童書	計										
中央図書館	〒220-0032 西区老松町1	045 (262) 0050	公共駐車場	658 (37)	1,579,331 冊	181,714 冊	1,773,130 冊	15,037 点	1,488 冊	1,789,655 冊	185 紙	1,289 誌	8 誌	344 日	666,623人		
鶴見図書館	〒230-0051 鶴見区鶴見中央 2-10-7	045 (502) 4416	保育所	44 (8)	73,722	36,862	110,584	-	0	110,584	11	69	-	344	239,273		
神奈川 図書館	〒221-0063 神奈川区立町 20-1	045 (434) 4339	老人福祉 センター 他	47 (15)	81,034	35,316	116,350	-	0	116,350	12	66	-	344	296,425		
中図書館	〒231-0821 中区本牧原 16-1	045 (621) 6621	地区センター・ 知的障害者 通所施設	35 (12)	76,355	35,087	111,442	-	151	111,593	23	100	-	344	236,448		
南図書館	〒232-0067 南区弘明寺町 265-1	045 (715) 7200	公園・公園屋 外プール	40 (10)	75,040	31,976	107,016	-	150	107,166	27	85	-	343	271,498		
港南図書館	〒234-0056 港南区野庭町 125	045 (841) 5577	-	39 (14)	77,745	36,551	114,296	-	22	114,318	22	69	-	343	178,408		
保土ヶ谷 図書館	〒240-0006 保土ヶ谷区星川 1-2-1	045 (333) 1336	公会堂	67 (10)	114,034	49,066	163,100	-	150	163,250	17	76	-	343	314,338		
旭図書館	〒241-0005 旭区白根 4-6-2	045 (953) 1166	公共駐車場	36 (6)	85,474	35,444	120,918	-	0	120,918	13	69	-	344	216,580		
磯子図書館	〒235-0016 磯子区磯子 3-5-1	045 (753) 2864	区役所・ 公会堂	57 (20)	105,483	44,612	150,095	-	0	150,095	15	89	-	343	337,413		
金沢図書館	〒236-0021 金沢区泥亀 2-14-5	045 (784) 5861	地区センター	43 (6)	104,194	46,677	150,871	-	160	151,031	15	78	-	344	379,035		
港北図書館	〒222-0011 港北区菊名 6-18-10	045 (421) 1211	地区センター	109 (11)	113,800	56,013	169,813	-	150	169,963	25	111	-	344	422,408		
緑図書館	〒226-0025 緑区十日市場町 825-1	045 (985) 6331	老人福祉 センター・地 域ケアプラザ	32 (12)	74,907	42,209	117,116	-	63	117,179	27	72	-	344	373,973		
山内図書館	〒225-0011 青葉区あざみ野 2-3-2	045 (901) 1225	地区センター	80 (24)	119,033	74,971	194,004	-	150	194,154	12	107	-	344	446,817		
都筑図書館	〒224-0032 都筑区茅ヶ崎中央 32-1	045 (948) 2424	区役所・公会堂・ 児童相談所 他	80 (28)	106,684	55,434	162,118	-	0	162,118	18	119	-	343	778,254		
戸塚図書館	〒244-0003 戸塚区戸塚町 127	045 (862) 9411	ポンプ場・公 会堂・地区セ ンター	61 (16)	132,405	55,613	188,018	-	143	188,161	18	84	-	343	554,177		
栄図書館	〒247-0014 栄区公田町 634-9	045 (891) 2801	-	62 (23)	74,431	36,481	110,912	-	155	101,067	14	55	-	344	257,434		
泉図書館	〒245-0016 泉区和泉町 6207-5	045 (801) 2251	-	35 (12)	78,944	33,448	112,392	-	150	112,542	13	71	-	344	191,192		
瀬谷図書館	〒246-0015 瀬谷区本郷 3-22-1	045 (301) 7911	-	34 (7)	75,250	36,284	111,534	-	0	111,534	15	64	-	344	145,342		
全館計					3,159,951	923,758	4,083,709	15,037	2,932	4,091,678	482	2,673	8	-	6,305,638		

(注1) 閲覧席のカッコ内は内数、統計数値については、令和7年3月31日現在または令和6年度年間の数値

(注2) 「資料数」内の「図書資料」の計には、団体貸出用を含む

開館時間 火～金曜日…中央図書館・山内図書館 午前9時30分～午後8時30分、地域図書館（山内図書館を除く） 午前9時30分～午後7時
土・日・月曜日・祝日・12/28…午前9時30分～午後5時 1/4…正午～午後5時

休館日 施設点検日（月1回）、年末年始（12/29～1/3）、図書特別整理期間（3日間）

【障害者サービス・移動図書館・団体貸出事業】

中央図書館では、視覚等に障害がある方向けの録音図書等の製作、来館困難な方向けの図書の配送貸出を実施しています。また、全館で対面朗読サービスや録音図書等の貸出を実施しているほか、デジタル録音図書再生機や拡大読書器を設置しています。

市民の皆さんのがんばりのところでの読書機会の充実のため、①移動図書館「はまかぜ号」では、約3,000冊の本を積載し、市内30か所を巡回、②団体貸出事業では、

中央図書館と5つの地域図書館で、地域団体が運営する地域文庫などに最大500冊まで貸出しています。

市民の学習活動・課題解決の支援

図書館の資料を使って、調べものや資料・情報探しの援助を行うレファレンス（調査相談）サービスでは、窓口、電話、電子申請などで受け付け、市民の皆さんからの相談のほか、市役所各部署からの調査依頼にも応じています。

また、就労や子育て、医療健康、法情報など、区の特

性に合わせた資料や情報を、各区の図書館でコーナー化するなどして再編し、市民の皆さん的生活課題の解決に役立つ情報を、わかりやすい形で提供するよう努めています。

講座・講演会、企画展示については、大学や専門研究機関、民間団体や市役所各局と連携した事業に、積極的に取り組んでいます。中央図書館では「ヨコハマライブラリースクール」を開催し、最新の研究成果や、起業や医療などの生活課題について幅広く学習する機会を提供しています。

図書館のホームページでは、絵地図などの歴史的資料や市民の皆さんから提供を受けた写真をデジタル化し、アーカイブ「都市横浜の記憶」として公開しています。これらのデータは、企業や民間団体の事業でも活用されています。

学校や地域と連携した読書活動推進

子どもに身近な学校図書館への支援のため、①教職員向け貸出や授業支援に役立つ本をまとめたセット貸出、②外国语を母語とする児童生徒向け図書の学校貸出、③学校図書館ボランティアや学校司書向けの研修や相談などを実施しています。

一方、地域と連携した読書活動推進の支援のため、①保育施設や福祉施設など地域で活動するボランティア向けに絵本の読み聞かせ講座、②地域の施設での出張講座などを実施しています。

教育センター

■教育センター事業（教職員育成課、学校経営支援課）

教育センター

教育センターでは、教職員への研修・指導等の他、教育に関する調査研究事業、カリキュラム開発に関する事業を行うとともに、研修室、授業改善支援センター（ハマ・アップ）を設置し、教職員の研究・研修を支援しています。

授業改善支援センター（ハマ・アップ）

教職員の授業力向上のための支援の一環として、各学校教育事務所に併設し、教育関係の新刊図書や雑誌、学習指導案を収集・整備し、教職員が閲覧できるようにしています。

■教職員育成事業（教職員育成課）

教職員研修

年々複雑化・多様化していく教育課題に対応していくため、「人材育成指標」に基づき、オンライン研修や集合研修、企業等への研修派遣などの各種研修を初任者から管理職に対し実施することにより、教職員の資質・能力の向上を図っています。

令和7年度も、海外研修派遣（ニュージーランド）を実施します。教職大学院、大学・企業等への研修派遣は内容・効果等を考慮し、適切な方法で実施しています。

また、大量採用した初任者等が安心して教育活動等を行えるよう、学校管理職経験者等を初任者等支援員として派遣し、経験の浅い教職員への支援を行っています。



「ロイロノート・スクール説明会」風景

■教員養成事業（教職員育成課）

よこはま教師塾「アイ・カレッジ」

実践力のある教員の養成を図るため、本市教員志望者を対象としたよこはま教師塾「アイ・カレッジ」を開講しています。

「アイ・カレッジ」では、実践的な講義・演習等を行うとともに、大学設置型の「アイ・カレッジ」を横浜国公立大学、日本体育大学、関東学院大学、玉川大学で実施するなど、大学と連携して学校が求める教員の養成に取り組んでいます。

なお、卒塾した塾生は、令和8年度実施の横浜市教員採用試験において、アイ・カレッジ特別選考区分で受験することができます。

大学等との連携・協働事業

教職経験が浅い教員の増加が引き続き見込まれる中、学校での実際の状況を踏まえた実践力のある教員の養成が求められています。このため、学生が学校現場を体验して実践力を付ける場の提供を目的に、教育実践ボランティア、インターンシップ、教育実習の受け入れ及び活動の充実を図っています。今後も、大学等との連携・協働により、教員の養成から育成まで、連続した一体的な取組の充実を図っていきます。

■教育課程開発・授業改善支援・学校評価推進事業（学校経営支援課）

教育課程開発

「横浜市立学校 カリキュラム・マネジメント要領」に基づき、各学校が、「育成を目指す資質・能力」を育むカリキュラム・マネジメントを推進する支援をしています。

また、「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業改善を進めるための情報を各学校に提供しています。

学校が自主的・自律的に学習指導要領や「横浜教育ビジョン2030」の理念を踏まえた教育課程の編成等を進めているように、学校らしさを生かしたカリキュラム・マネジメントへの支援を充実していきます。

小中一貫教育推進

全ての小・中学校が、中学校区を基本とした「小中一貫教育推進プロック」を構成し、小・中学校の教職員の

連携・協働による義務教育9年間の連続性・系統性のある教育の実現に向けた支援を行っています。

平成28年度に本市教育委員会の規則の改正を行い、これまで7ブロックに中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校の制度を導入しました。令和4年4月1日に義務教育学校緑園学園が開校し、併設型小・中学校7ブロックと義務教育学校3校が9年間を通した資質・能力の育成を目指すカリキュラム・マネジメントの充実に向けた研究を進め、その成果を全市立学校に向けて発信します。

授業改善支援

増加する新任教員の授業力向上を支援するため、市内4か所に「授業改善支援センター（ハマ・アップ）」を開設しています。新刊図書や実践資料である学習指導案等を情報資料として提供するとともに、指導主事や授業改善支援員などによる「授業づくり講座」や「出前授業づくり講座」「授業づくり相談」によって、授業力や教師力の向上を支援しています。

学校評価の推進

「横浜市立学校 カリキュラム・マネジメント要領 学校評価編」＜令和4年1月策定＞、「同別冊（令和7～9年度版）」＜令和6年11月＞に基づき、各学校は、取組の現状と課題について把握し、学校経営の改善につなげる中期学校経営方針を作成し、取組を進めます。また自己評価や保護者・地域住民・学校運営協議会等による学校関係者評価を活用し、学校評価の取組を推進します。

教育総合相談センター

■教育総合相談センター（不登校支援・いじめ対策課）

不登校やいじめ、友人関係、学習、学校での性被害などの教育相談や不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援などを行っています。

教育相談

一般教育相談では、不登校、友人関係、学習、学校での性被害などの教育に関する様々な相談に電話で応じています。

また、専門相談では、臨床心理士等を配置し、心理や医療に関する相談に対応しています。

24時間子どもSOSダイヤルでは、365日24時間体制、フリーダイヤルにより、いじめ等に関する相談に対応しています。

学校生活あんしんダイヤルでは、社会福祉の専門職であるスクールソーシャルワーカーが児童生徒やその保護者から、学校には相談しにくいことのほか、いじめや不登校の背景にある学校生活での困りごとの相談を受け、早期解決を図ります。

さらに、子どもや保護者、教員へ心理的な支援・助言等を行うため、スクールカウンセラーを全小・中・義務教育学校及び高等学校・特別支援学校（一部）に配置しており、チーム学校の一員として、学校における教育相談体制の充実を推進しています。

また、いじめや不登校などの背景にある様々な課題の

解決を図るため、スクールソーシャルワーカーを方面別学校教育事務所及び不登校支援・いじめ対策課に配置し、全小・中・義務教育学校及び高等学校・特別支援学校を巡回しながら、学校からの要請にも応え訪問し、教職員とともに子どもを支援するチーム支援体制を整えてています。

スクールスーパーバイザー派遣事業では、教員の問題解決能力の向上を図るために、心理の専門家等を学校に派遣して、教員への相談・助言を行っています。

不登校児童生徒への支援

横浜教育支援センターでは、不登校児童生徒の家庭に大学生等を派遣し、児童生徒の話し相手や遊び相手になることで心のつながりを育む「ハートフルフレンド事業」や、家庭でオンライン学習教材を活用しながら自分のペースで学習できる環境を提供する「アットホームスタディ事業」を実施しているほか、登校はできないものの外出することができる児童生徒の通室施設「ハートフルスペース」や「ハートフルルーム」を運営しています。令和7年8月には、「ハートフルセンター上大岡」を開設し、オンラインを活用した多様な学びの提供や、保護者支援の充実等に取り組んでいます。

また、民間との連携事業として2か所の教育支援センター「ハートフルみなみ」「ハートフル西部」を実施しているほか、外出することが困難な不登校児童生徒への学習支援を行う「家庭訪問による学習支援等事業」も実施するなど、民間事業者との連携を通じた支援の充実を図っています。

さらに、在籍級には登校できないものの、別室であれば登校できる生徒を対象として、校内の特別支援教室等に不登校生徒への対応の経験が豊富な教員経験者等を配置し、校内の教科担当による指導やICT教材による学習支援等を行う「校内ハートフル事業」を令和6年9月から中学校全校で実施しています。

これらの事業を通じて不登校児童生徒の「安心できる居場所」と「学びの機会」を確保し、子どもや保護者を孤立させることがないよう、支援を行っています。



公立大学法人
横浜市立大学



「横浜から世界へ羽ばたく」人材育成と知の創生・発信

横浜市立大学は「国際都市・横浜と共に歩み、教育・研究・医療分野をリードする役割を果たすことをその使命とし、社会の発展に寄与する市民の誇りとなる大学」を目指します。

大学の魅力を一層高めつつ、学生・市民・社会に対して大学が有する知的・医療資源の還元に積極的に取り組み、令和10年に迎える創立100周年と次の100年に向けて、大学の歴史と伝統を重んじ、更なる発展を目指します。

<令和7年度の位置付け>

第4期中期計画（令和5～10年度）の3年目となる令和7年度は、大学の理念である YCU ミッションのもと、本学の3つの核である「教育・研究・医療」の各分野における取組を着実に実行するとともに、令和7年1月に採択された文部科学省「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業（J-PEAKS）」に全学を挙げて取り組みます。

■ 横浜市立大学の運営

公立大学法人横浜市立大学は、経営組織と教育研究組織の役割を区分し、それぞれの権限と責任の所在の明確化を図っています。

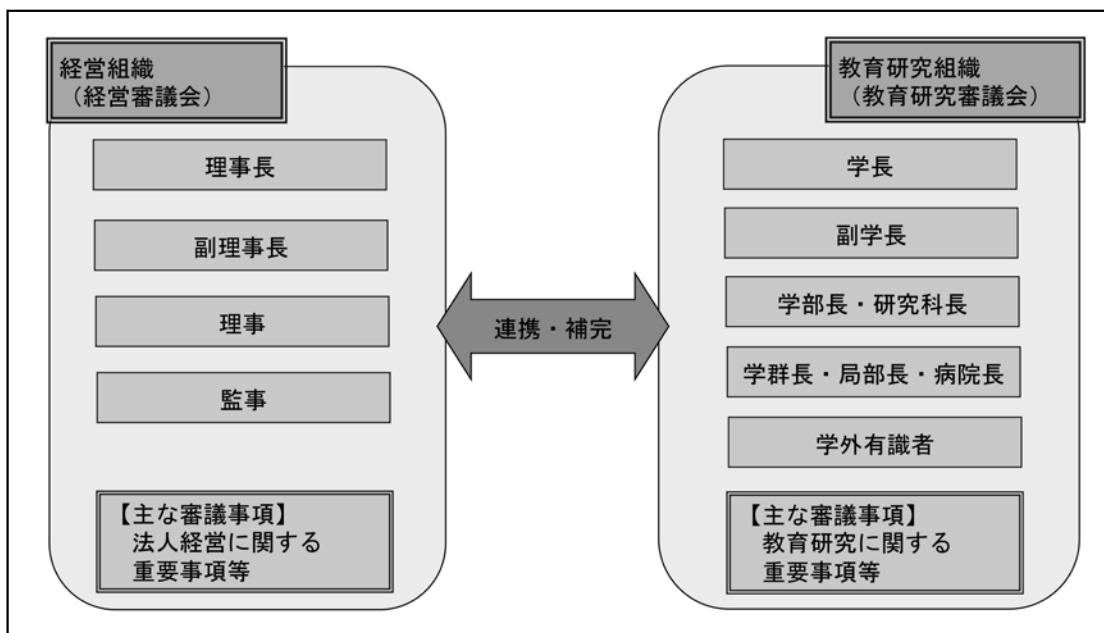
経営審議会は、法人の経営に関する重要事項等について審議する機関であり、法人の代表者である理事長をトップとして、副理事長、理事等で構成されています。

教育研究審議会は、大学の教育研究に関する重要事項

について審議する機関であり、教育研究組織の最高責任者である学長をトップとして補佐役の副学長や、学部長をはじめとした部局長等、教育研究関係者を中心に構成されています。

なお、経営審議会には副理事長となる学長をはじめ、副学長等も参加する構成となっており、教育研究組織としての自主性、自立性を確保しながら経営側と連携する体制となっています。

図1 運営体制



■ 横浜市立大学の経営

第4期中期計画は、大学が取り組む基本目標として、教育・研究・医療を中心に、地域貢献・グローバル展開を横断的項目と位置付けています。また、これらの取組を効果的に情報発信することでYCUの価値向上を図り、創立100周年に向け更なる発展を目指します。

18歳人口の減少や大学に求められる役割の変化など、大学を取り巻く環境が大きく変化する中、今後も「社会情勢の変化に柔軟に対応できるしなやかで芯のある大学」としてさらに発展していくため、令和4年度から「改革推進会議」を設置し、経営改革を進めています。

令和7年1月には、文科省の事業である「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業（J-PEAKS）」に採択されました。「共創を加速する『よこはまデータサイクル』を構築し未来社会における高いヘルスウェルビーイングを実現する」という目標に向かい、大学改革を加速しながら、地域大学を牽引し、未来社会のヘルスウェルビーイング向上に貢献する大学を目指します。

図2 中期計画の概要

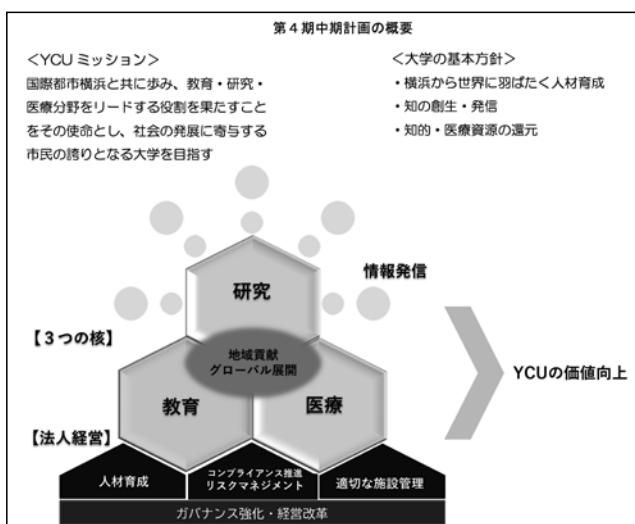
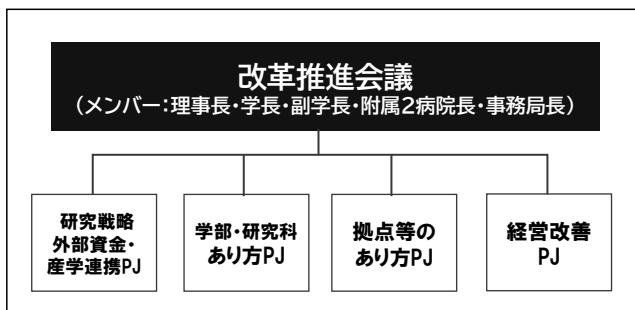


図3 横浜市立大学 経営改革の推進体制 概要図



大学案内

- 1 令和8年度大学案内
アドミッションズセンターまたは金沢八景キャンパス正門守衛室にて配布
- 2 大学webサイト
アドレス <https://www.yokohama-cu.ac.jp/>



金沢八景キャンパス

■ 学部

平成17年度の公立大学法人化において、国際総合科学部と医学部の2学部制でスタートしましたが、平成30年度にデータサイエンス学部を新設。さらに、平成31年度には、国際総合科学部を再編し、国際教養学部、国際商学部及び理学部を設置し5学部体制となりました。専門性を見える化し、複雑化する社会課題に対応できる人材を育成します。

国際教養学部

国際教養学部では、英語をはじめとする外国語の運用能力、文化的背景に基づいた多様性への理解、理論を実践に応用する能力、そして共感を獲得し課題を解決するためのコミュニケーション能力を身に付けます。また、確かな専門性に裏打ちされた論理的思考力を身に付ける「教養学系」と世界と日本の都市や地域の課題に実践的に取り組む「都市学系」という2つの学系での学びを通して、真のグローバル人材の育成に取り組んでいます。

国際商学部

国際商学部では、グローバル企業に必要な経営管理能力、新事業を創造する企画立案力、マネジメントの高度な実学能力を養います。ビジネスの国際的な共通言語である経営学・経済学を学び、ビジネスの現場で役立つ確かな英語力も身に付けます。海外・国内インターンシップやフィールドワーク、海外大学とのサマープログラムなどの多彩な学外実習で、学問的な理論・知識に加えて実践力を高める教育を行い、実業界や公的機関で活躍できる職業人の育成に取り組んでいます。

理学部

理学部では、物質科学や生命科学、そしてこれらの融合領域の専門知識を学修し、物質科学の概念を持ちながら、細胞・個体スケールの生命現象を捉える事ができる人材、生命現象を原子・分子スケールで起こる物理・化学現象として捉える事ができる人材、医学・工学・農学等との連携研究にも積極的に挑戦できる人材の育成に取り組んでいます。

データサイエンス学部

データサイエンス学部では、データ活用の基盤となる数理科学、統計科学、計算機科学の知識を体系的に身に付けます。さらにPBL（課題解決型学修）を通じて、医療、経済、都市など実社会における課題発見・課題解決能力を磨き、データから豊かな価値を創出できる人材の育成に取り組んでいます。

医学部

医学部では、課題解決能力を導く教養と豊かな人間性、生命と個人の尊厳を尊ぶ倫理観を備え、全人的な人間理解と人権尊重の態度を育んでいます。

医学科では、医学研究科、附属2病院と連携して医学教育を行い、医学・医療分野における課題を解決するための創造的研究を推進し、最新の医療技術を臨床現場に導入して、全人的医療を実践できる人材の育成を目指しています。教育カリキュラムを通じて、地域医療の担い手たるプライマリ・ケア医をはじめとする医師に加え、生命科学、医学、医療の分野をリードする臨床医、医学研究者、医学教育者、医療行政官など、医学・医療の分野における指導的医師・研究者を育成します。

看護学科では、幅広い教養と豊かな人間性および生命と個人の尊厳を尊ぶ高い倫理観、多様な社会に柔軟に対応する応用力を備え、看護学研究の基礎的能力および学際的な看護の専門性を有し、看護学を基盤に多様な社会で活躍するリーダーを育成します。

■ 大学院

市立大学では、学部の学びと深く結びつき、より高度な研究や専門性を追求できる大学院を設置しています。

従来の5研究科（人文社会科学系の都市社会文化研究科（都市社会文化専攻）、国際マネジメント研究科（国際マネジメント専攻）、理学系の生命ナノシステム科学研究科（物質システム科学専攻・生命環境システム科学専攻）、生命医科学研究科（生命医科学専攻）、医学系の医学研究科（医学専攻・看護学専攻））に加え、社会が求める高度なデータサイエンティスト育成のためにデータサイエンス研究科（データサイエンス専攻・ヘルスデータサイエンス専攻）を設置し、6研究科体制となりました。

社会におけるデジタル人材、とりわけデータサイエンティストの需要の高まりを受けて、令和7年4月にデータサイエンス研究科の定員を増員しました。

大学院は、社会人の学び直しを含め各分野における次世代を担う人材育成と研究成果や知的財産の社会還元などを通じて、積極的な地域貢献を果たします。

都市社会文化研究科

都市社会文化研究科では、超高齢化・国際化等による現代社会の課題を予測・解決するために、研究科で蓄積した研究成果を活用・発展させ、人文科学の深い知見を基盤としながら、都市社会の現実的な問題等に実践的に取り組んでいける人材を育成します。

教育課程の特色として、多分野融合型の授業科目を提供し、市内の国際機関、自治体関連団体をはじめとする地域社会と緊密な連携を行っています。また、社会人を積極的に受け入れるため、持続可能な地域社会プログラムを原則平日夜間に開講しています。博士前期課程では、研究報告書によって学位を取得できる制度を導入しています。

博士前期課程の履修科目は総合研究科目、特講科目、演習科目（特別研究科目）の3種類とし、さらに特講科目は、理論や思考様式を学ぶ基礎科目と応用・実践的な分野を学ぶ展開科目から構成され、多角的に学べるカリ



鶴見キャンパス



舞岡キャンパス



福浦キャンパス



みなとみらいサテライトキャンパス

キュラムとしています。

博士後期課程では、多分野交流演習、攻究科目、演習科目の3種類の科目群を用意し、研究者及び高度専門職業人の養成に取り組んでいます。

国際マネジメント研究科

国際マネジメント研究科では、国際的な経済環境の変化を素早く総合的に分析し、的確な戦略を実行できる人材、また、企業の海外進出、特にアジアへの進出に重点

を置き、本格的に海外に展開する企業及びこれらの企業を支援する組織で活躍できる、国際的なマネジメントの知識、戦略及びセンスを備えた人材を育成します。

この教育目標を達成するため、博士前期課程では、履修科目群を基礎科目と応用科目で構成し、専門知識を2段階で身につける体制を整えます。また、2年間の研究指導を通じて、問題発見能力、資料収集能力、問題解決能力及びプレゼンテーション能力の向上を図ります。特色として、経営学分野では経営管理手法を用いて社会課題解決をめざす学生を対象としたソーシャル・イノベーション社会人MBAプログラム(SIMBA)が、経済学分野では欧米の主要大学、国立大学経済学研究科で採用されているコースワーク型教育によって経済理論とデータ分析スキルの双方を備える人材を育成するYCU EconMastersプログラムによって、経営学・経済学の知識やスキルの習得を目指します。博士後期課程では、多様な分析手法に関する科目、グローバルな視点から効率的企業経営を達成するために必要な知識を扱う科目、実践的テーマや喫緊の経営課題を扱う科目及び学内外の研究者が集って最先端の議論を交わす総合演習等が用意され、多角的な分析能力を養います。

生命ナノシステム科学研究科

生命ナノシステム科学研究科では、複雑な生命システムを物質科学の立場から解明し、創薬・医療や食料・生物環境など人類社会の永続的発展のために必要な諸問題の解決策を見出すべく、これまでの物理・化学・生物の融合をさらに進め、高度な科学技術を担う人材、また産業の活性化に関わる諸問題に対して積極的に取り組む人材を育成します。

研究科の2つの専攻は、計測・情報科学に基づき、電子・原子・分子レベルからナノスケールシステム構築の解明を目指す物質システム科学専攻、ゲノム科学に基づき遺伝子・タンパク質レベルから細胞システム構築の理解を目指す生命環境システム科学専攻から構成されています。

これら2つの専攻は、研究科の共通理念のもと固有の階層的研究対象を持ちながら、お互いに補完協力する関係にあることを特長とします。

また、グローバルな研究者育成のために、連携大学院協定を結ぶ理化学研究所、海洋研究開発機構、物質・材料研究機構、NTT物性科学基礎研究所、農業・食品産業技術総合研究機構との連携を強化するとともに、国外の研究教育機関との間に新たな世界的交流のネットワーク構築を推進し、統合科学を目指します。

生命医科学研究科

生命医科学研究科では、ポストゲノム時代に対応できる研究開発能力を持った人材を育成するために、革新的な計測技術を駆使した生物学的新分野として原子レベルや分子レベルでの生命医科学の確立を目指します。

生命原理を物質に基づき原子レベルで解明する構造生物学を基盤として、生体分子→生体超分子複合体→細胞内オルガネラ→細胞→器官→個体からなる生命の階層性を理解する教育を行うとともに、細胞極性や細胞ネットワークにおける細胞間コミュニケーション、分化や細胞初期化に関連するエピゲノム、再生医療につながる生殖

細胞の独自性、あるいはさらに高次生命現象としての神経科学などを分子レベルや原子レベルで理解し、様々な疾病に対する合理的な創薬等の教育も行います。

令和3年度にはクライオ電子顕微鏡を用いる構造ダイナミクス部門を新設し、生体分子などの構造や仕組みを明らかにする教育研究の充実を図っています。

また、国内の国立研究開発法人等（理化学研究所、産業技術総合研究所、国立医薬品食品衛生研究所）との連携や国外の教育機関とのネットワークにより、グローバルな視点からも教育を行い、本研究科で得られた知識、経験を基に人類の抱える健康、環境、衛生、医療等の課題に国内外で活躍出来る人材を育成します。

データサイエンス研究科

データサイエンス研究科では、データ駆動型社会において社会課題解決を推進できるデータサイエンス人材を育成すること及び予防・医療・介護等のヘルス領域の専門知識を有する学生がヘルスサービスの質向上に向けたデータサイエンス研究に取り組むことを目的として、データサイエンス専攻・ヘルスデータサイエンス専攻の2専攻で構成されています。

令和7年4月には、データサイエンス専攻博士前期課程の入学定員を20人から32人へ、ヘルスデータサイエンス専攻博士前期課程の入学定員を12人から15人へと増員し、より多くのデータサイエンティストを社会に輩出します。

データサイエンス専攻では、博士前期課程で座学の講義と実践的データサイエンス演習を通じて、即戦力となるデータサイエンティストを養成します。また、博士後期課程ではより専門分野に特化した高度な研究活動を通じて、独創性・国際性・実践性を備えた人材を養成します。

ヘルスデータサイエンス専攻の博士前期課程では、「基礎教育」として3つの専門領域（生物統計学、研究デザイン学、ヘルス情報テクノロジー学）を学び、データサイエンスの手法を駆使したヘルスデータの利活用を通じて、学術的意義の高い研究を実施できるヘルス領域の研究リーダーを育成します。また、博士後期課程では、3つの専門領域をさらに深め、最先端の学問を学ぶ数少ないヘルスデータサイエンスプロフェッショナルとして、持続可能な未来社会を拓く研究を推進する人材を養成します。

この2つの専攻を通じて、先端技術を用いてデータを解析・活用し、社会にイノベーションをもたらすことのできる高度なスキルと実践力を持つデータサイエンティストの育成・輩出に取り組んでいます。

医学研究科

医学研究科では、医学・医療の創造的研究を行い、生命科学、医学、医療の発展に寄与するとともに、新しい時代の医学・医療を指導的に実践する研究者及び専門的職業人を養成することを目的に、修士課程（博士前期課程）及び博士課程（博士後期課程）が設置されています。

医学専攻修士課程では、医学部以外の大学出身者を対象に医科学教育を行い、新たな医療技術や医療機器の開発に貢献できる人材を育成してきました。

医学専攻博士課程においては、通常の修業年限を超えて計画的に履修することができる長期履修学生制度を

表1 学生数(令和7年5月1日現在)

(単位:人)

		学科・研究科<入学定員・収容定員>	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	
国際教養学部		国際教養学科< 270・1080 >	308	304	294	377			1,283	
国際商学部		国際商学科< 260・1040 >	271	299	297	336			1,203	
理学部		理学科< 120・480 >	137	134	125	145			541	
データサイエンス学部		データサイエンス学科< 60・240 >	63	70	66	79			278	
国際総合科学部		国際総合学科	0	0	0	8			8	
医学部		医学科< 93・543 >	97	102	94	84	87	97	561	
		看護学科< 100・400 >	114	105	110	106			435	
学部 計			990	1,014	986	1,135	87	97	4,309	
大学院	博士前期	都市社会文化研究科 < 20・40 >	156	171					327	
		国際マネジメント研究科 < 20・40 >								
		生命ナノシステム科学研究科 物質システム科学専攻 < 30・60 >								
		生命ナノシステム科学研究科 生命環境システム科学専攻 < 30・60 >								
		生命医科学研究科 生命医科学専攻 < 40・80 >								
		データサイエンス研究科 データサイエンス専攻 < 32・64 >								
		データサイエンス研究科 ヘルスデータサイエンス専攻 < 15・30 >								
	博士後期	都市社会文化研究科 < 3・9 >	27	37	53				117	
		国際マネジメント研究科 < 3・9 >								
		生命ナノシステム科学研究科 物質システム科学専攻 < 5・15 >								
		生命ナノシステム科学研究科 生命環境システム科学専攻 < 5・15 >								
		生命医科学研究科 生命医科学専攻 < 10・30 >								
		データサイエンス研究科 データサイエンス専攻 < 3・9 >								
		データサイエンス研究科 ヘルスデータサイエンス専攻 < 3・9 >								
医学 研究 科 (修士)		医科学専攻< 20・40 >	9	18					27	
		看護学専攻(博士前期) < 25・50 >	25	26					51	
	医学 研究 科 (博士)	医科学専攻< 80・320 >	93	77	74	174			418	
		看護学専攻(博士後期) < 6・18 >	6	3	17				26	
大学院 計			316	332	144	174			966	
総合計			1,306	1,346	1,130	1,309	87	97	5,275	

表2 令和7年5月1日時点 学部別教員数

(単位:人)

配属先	専任教員等												
	教授		准教授		講師		助教		助手		計		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	合計
国際総合科学部	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
国際教養学部	12	8	15	8	0	1	0	0	0	0	27	17	44
国際商学部	12	3	10	2	1	1	0	0	0	0	23	6	29
理学部	21	1	12	3	1	0	9	0	0	0	43	4	47
理学部 兼 生命医科学研究科	9	2	8	1	0	0	4	0	0	0	21	3	24
データサイエンス学部	10	0	10	0	0	0	0	0	0	0	20	0	20
データサイエンス研究科	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
医学部医学科 兼 データサイエンス研究科	1	0	3	0	0	1	0	0	0	0	4	1	5
医学部(医学科)	37	4	35	0	36	4	64	16	1	0	173	24	197
医学部(看護学科)	0	10	1	1	0	9	3	9	0	0	4	29	33
研究・産学連携推進センター	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
附属病院	1	0	17	1	13	4	96	45	0	0	127	50	177
附属市民総合医療センター	2	0	35	5	25	5	123	49	0	0	185	59	244
保健管理センター	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
先端医科学研究センター	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	2	2	4
計	112	29	146	21	76	25	300	120	1	0	635	195	830
総計	141		167		101		420		1		830		

採用しています。

さらに、連携大学院では、横浜市立の市民病院や脳卒中・神経脊椎センター、国立の医療機関・研究機関等と連携協定を締結しています。大学院生が現場に即した高度な研究環境で研究を行い、各施設の医師、研究者を医学研究科の客員教員として迎えることで、活発な人的交流、人材育成、情報交流等を図っています。

看護学専攻博士前期課程では、看護職ができるだけ離職しないで修学できるように、講義・演習科目の夜間・土曜日開講、長期履修学生制度を実施しています。先端医療に対応できる高度な専門性と実践能力の育成を目指し、実践現場を改革できる人材を育成しています。

平成30年度には、看護学専攻博士後期課程が開設され、多様化複雑化した課題を多角的に分析し、その解決に向けて新たな方法論を提示する能力、看護学研究の成果等を国際水準で、また政策提言に向けて発信する能力を持つ人材育成を目指します。

金沢八景キャンパス

所在地 金沢区瀬戸22-2
 (京浜急行「金沢八景」駅下車徒歩5分、
 金沢シーサイドライン「金沢八景」駅下車徒歩5分)
 TEL 045-787-2311 (代)、FAX 045-787-2316

福浦キャンパス

所在地 金沢区福浦3-9
 (金沢シーサイドライン「市大医学部」駅下車徒歩1分)
 TEL 045-787-2511 FAX 045-787-2767

鶴見キャンパス

所在地 鶴見区末広町1-7-29
 (JR「鶴見」駅、京浜急行「京急鶴見」駅から
 臨港バス「ふれーゆ」行バス乗車約15分「理研・市
 大大学院前」下車すぐ、またはJR鶴見駅よりJR鶴
 見線に乗換「鶴見小野」駅下車徒歩15分)
 TEL 045-508-7201、FAX 045-505-3531

舞岡キャンパス

所在地 戸塚区舞岡町641-12
 (市営地下鉄「舞岡」駅下車徒歩10分)
 TEL 045-820-1900、FAX 045-820-1901

みなとみらいサテライトキャンパス

所在地 西区みなとみらい2-2-1
 横浜ランドマークタワー7階
 (JR・市営地下鉄「桜木町」駅下車動く歩道で徒歩5分
 みなとみらい線「みなとみらい」駅下車徒歩3分)
 TEL 045-681-7560
 MAIL mmoffice@yokohama-cu.ac.jp

■ 木原生物学研究所

所在地 戸塚区舞岡町641-12
 (市営地下鉄「舞岡」駅下車徒歩10分)
 TEL 045-820-1900 FAX 045-820-1901

コムギの染色体群を詳細に分析することにより、ゲノムの概念を確立したことで著名な故木原均博士の研究業績を引き継いだ施設として、木原生物学研究所が舞岡キャンパス内に設けられています。

コムギなどの遺伝資源を活用して食料の安定供給と環境保全に貢献するため、植物科学に特化した最先端の研究に取り組んでいます。あわせて、生命ナノシステム科学研究科及び理学部に所属する学生に対する教育を通して、研究者・専門技術者等の人材の育成に努めています。

また、故木原均博士の足跡を示す資料や記念品を展示した木原記念室を公開するとともに、横浜の次世代を担う人材育成に向けて、近隣の小学校、中学校、高校の理科教育への支援に取り組んでいます。

■ 学術情報センター

学術情報センター（大学図書館）では、教育・研究・

診療及び学修に必要な情報拠点として、図書や雑誌、電子ジャーナル、データベースなどの学術情報を総合的に収集し、提供しています。

各キャンパスの図書館として、人文・社会・自然科学各分野にわたる資料を備えた学術情報センター（金沢八景キャンパス）、医学・看護に関する資料を備えた医学情報センター（福浦キャンパス）、鶴見キャンパス図書室、木原生物学研究所図書室（舞岡キャンパス）、附属市民総合医療センター図書室が設置されています。

また、学術情報センターと医学情報センターでは、市民利用サービスも行っているほか、学外の方も受講できる市民講座や、横浜市金沢図書館と連携した企画展示を実施しています。

■ 先端医科学研究センター

先端医科学研究センターは、がんや生活習慣病などの疾患の早期発見・予防・治療に繋がる開発型医療を指向し、基礎医学研究の成果を実際の医療へ橋渡しする「トランスレーショナルリサーチ（※）」を推進しています。こうした取組は、国等の様々な大型プロジェクトに採択されただけなく、メディアにも数多く掲載される等、着実に成果を上げています。

平成24年度に稼働した研究棟は、平成27年度に増築を行い、現在はゲノム、プロテオーム、セローム、疾患モデル、エピゲノム、バイオインフォマティクスの6つの解析センターを設置しています。これにより、遺伝子レベルからタンパク質、細胞レベルでの解析だけでなく、前臨床研究である疾患モデル動物による解析までを一貫して行う、高度解析技術の開発・支援体制を強化しました。また、平成30年度には、文部科学省共同利用・共同研究拠点に認定され、各種オミックスやバイオインフォマティクスの解析技術や遺伝子発現制御研究に関する知見を広く他機関に提供しているほか、デザインなどのクリエイティブ手法を用いてヘルスケア分野の課題解決を図る研究拠点、コミュニケーション・デザイン・センターを開設しました。さらに、令和5年度より新興感染症研究センターを新たに設置し、新興感染症に係る研究活動の一層の推進や発展に取り組んでいます。

※ 基礎研究の成果を臨床の場に応用すること。

■ 学術院

学術院とは、学長をトップとする全教員が所属する組織であり、人事（教員評価・リソースマネジメント）、将来構想（組織改編）、融合教育・研究を推進するため設置されています。市立大学の教員は、学術院（国際総合科学群又は医学群）に属しており、学部・研究科の枠にとらわれない専門分野間の壁を越えた教育研究等の推進が可能となっています。

サバティカル（特別研究期間）制度や教員採用・昇任・教員評価、横浜市・国の審議会等の就任状況、海外出張・兼職の状況に関する事項等、教員の人的資源についても学術院が調整・管理を行っています。

また、各学群の全教員が参加する会議を開催し、大学の方針について情報共有する場を設けている他、教育・研究に係る様々な問題等について検討を行い、全学的視

点で取り組んでいます。

■ 生涯学習事業

地域貢献センターにおいて、大学の持つ教育研究機能を拡充し、地域社会のニーズに応える継続学習に関する取組を行っています。市民の皆さんの学習意欲に応えるため、大学の知的資源を活用し、多様な生涯学習講座を開催するとともに、幅広い世代の方々が体系的に学習できる機会等も提供しています。

■ 国際交流事業

グローバル人材育成への取組の一環として、本学では学生海外派遣を推進しており、様々な海外留学・研修機会を提供しています。交換留学先は、21の国と地域にわたり45大学あります。

令和6年度には、新たにアベリストウィス大学、グラスゴー・カレドニアン大学、ケッジビジネスクール、キャンベラ大学と交換留学を開始しました。

交換留学以外の長期プログラムでは、学生に人気のある米国・英国を主な派遣先とするセメスター留学プログラムなどがあり、留学の成果については、交換留学同様、要件を満たせば所属の学部・研究科で単位として認定しています。

短期プログラムとしては、令和2年度より、2年生の前期後半（第2クォーター）の時期に海外渡航をする第2クォータープログラムを設けました。

これまで提供していた夏季短期プログラムと併せて、英語語学とビジネスの専門科目を学べるカスタマイズプログラムなど、多種多様なプログラムを充実させています。

令和3年度秋から長期プログラムを、令和4年度夏から短期プログラムを再開しました。大学全体の派遣数はコロナ禍以前の水準を上回る規模となっています。

■ 産学連携の推進

平成31年度より、研究者の研究活動や産学官連携活動を支援する目的で「研究・産学連携推進センター」を設置し、令和4年には拠点事業推進部門を整備するなど、更なる研究活動の推進のため、必要な機能強化を図っています。

各種展示会やホームページ等を通じて、教員の多様な研究シーズを積極的に発信しているほか、国内外の研究機関や大学、企業等との共同研究、包括協定の締結による人材交流に取り組んでいます。

研究成果については、知的財産として権利化を図るとともに、早期の事業化・製品化に向けて、企業等へ技術移転を進めるなど、市民生活の向上や経済の活性化、産業振興に貢献しています。また、令和6年4月には産学連携研究のさらなる発展と社会実装、外部資金の確保に向けた中心的な役割を担う新しい産学官連携、オープンイノベーションを推進する組織として共創イノベーションセンターを設置しました。

■ インターンシップ・キャリア教育プログラム

学生が自身の専攻や将来のキャリアと関連した就業体験等を一定期間行う制度です。本学では、インターンシ

ップ（企業等が学生に対して提供する就業体験）とキャリア教育プログラム（官公庁や民間企業、国際機関等において学生の仕事理解・キャリア観の醸成を目的に実施）があり、定められた要件を満たしたプログラムについては、単位認定を行っています。

令和6年度は、市内企業をはじめ、中央官庁や地方自治体等に75名の学生が参加しました。海外プログラムは夏季にオーストラリアで実施されたインターンシップに1名が参加しました。

■ アカデミックコンソーシアム事業

アカデミックコンソーシアム（都市の課題解決を目的とした大学間ネットワーク、横浜市立大学が事務局）では、アジアトップレベルの大学が参加し、横浜市、国際的機関等と連携し活動を展開しています。

令和6年度は3巡目となるフィリピン大学が主催校となり、第15回国際シンポジウム及び総会が開催されました。アジア5大学の教員や専門家によるパネルディスカッションや大学混成チームによる国際学生フォーラム、またメンバー大学の研究者及び国際学生フォーラムの参加学生による、一般公開の発表会が行われました。令和7年度には、第16回大会をハサヌディン大学（インドネシア）にて開催予定です。

■ 附属病院

附属病院

所在地 金沢区福浦3-9

(金沢シーサイドライン「市大医学部」駅下車徒歩1分)

TEL 045-787-2800(代)、FAX 045-787-2931

ホームページアドレス

<https://www.yokohama-cu.ac.jp/fukuhp/>

附属病院は、平成3年7月に横浜市南区浦舟町（現：市民総合医療センター）から移転し、新たに金沢区福浦に医学部附属病院として開院しました。横浜市内で唯一の特定機能病院として、「『市民が心から頼れる大学病院』を目指し、医療、教育、研究、人材育成、イノベーションを通じて、私たちと私たちが関わる全ての人々の幸せに貢献すること」を理念に掲げ、先進的な高度医療を含め、安心・安全な医療を市民の皆さんに提供しています。

「地域がん診療連携拠点病院」「がんゲノム医療拠点病院」（厚生労働省）、「エイズ治療中核拠点病院」「災害拠点病院」「肝疾患診療連携拠点病院」「難病医療連携拠点病院」（神奈川県）、「赤ちゃんにやさしい病院」（WHO、ユニセフ）、「小児がん連携病院」「乳がん連携病院」「認知症疾患医療センター」（横浜市）等の承認を受けています。また、神奈川県唯一の公的医育機関附属病院として、医学生、看護学生など将来の優秀な医療の担い手の教育・育成にも努めています。

さらに、附属2病院の治験・臨床研究を推進する「次世代臨床研究センター（Y-NEXT）」において、先進的医療研究や、がん研究への支援などを通じて、病気に苦しむ患者さんに「次の一手」となる治療法等の開発を推進しています。



附属病院

(診療科)

血液・リウマチ・感染症内科、呼吸器内科、循環器内科、腎臓・高血圧内科、内分泌・糖尿病内科、脳神経内科、脳卒中科、消化器内科、臨床腫瘍科、総合診療科、精神科、児童精神科、小児科、心臓血管外科・小児循環器、消化器・一般外科、消化器外科、呼吸器外科、乳腺・甲状腺外科、乳腺外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線治療科、放射線診断科、核医学診療科、歯科・口腔外科、矯正歯科、麻酔科、脳神経外科、形成外科、リハビリテーション科、病理診断科、救急科、がんゲノム診断科、遺伝子診療科、難病ゲノム診断科、緩和医療科（39診療科）

(病床数) 671床（ただし、臨床試験専用病床20床を含む。）

附属市民総合医療センター（通称 市大センター病院）

所在地 南区浦舟町4-57

(市営地下鉄「阪東橋」駅下車徒歩5分、

京浜急行「黄金町」駅下車徒歩10分)

TEL 045-261-5656(代)、FAX 045-231-

1846

ホームページアドレス

<https://www.yokohama-cu.ac.jp/urahp/>

附属市民総合医療センター（通称 市大センター病院）は、明治初期から市民の皆さんに親しまれてきた「十全病院」をその前身とし、旧附属浦舟病院を再整備した平成12年に名称を新たに開院しました。「市民の皆様に信頼され”地域医療最後の砦”となる病院の創造」を目指し、日々医療を提供しています。

市民医療に徹した地域医療の基幹病院として、第3次救急医療や高度・専門医療等を10の疾患別センターと25の専門診療科が一体となり、市民の皆さんが必要とする医療を総合的に提供する大学病院として機能しています。

平成15年には「高度救命救急センター」（厚生労働省、神奈川県）や「赤ちゃんにやさしい病院」（WHO、ユニセフ）、平成19年には「総合周産期母子医療センター」（神奈川県）や「地域医療支援病院」（神奈川県）、平成26年には「地域がん診療連携拠点病院」（厚生労働省）、令和2年には「がんゲノム医療連携病院」の認定（厚生労働省）等を受けました。加えて、病院機能評価（一般病院3）についても持続的に認定を受けています。また、将来の優秀な医療の担い手の教育・育成にも努めています。

(10 疾患別センター)

高度救命救急センター、総合周産期母子医療センター、リウマチ膠原病センター、炎症性腸疾患（IBD）センター、精神医療センター、心臓血管センター、消化器病センター、呼吸器病センター、小児総合医療センター、生殖医療センター

(25 専門診療科)

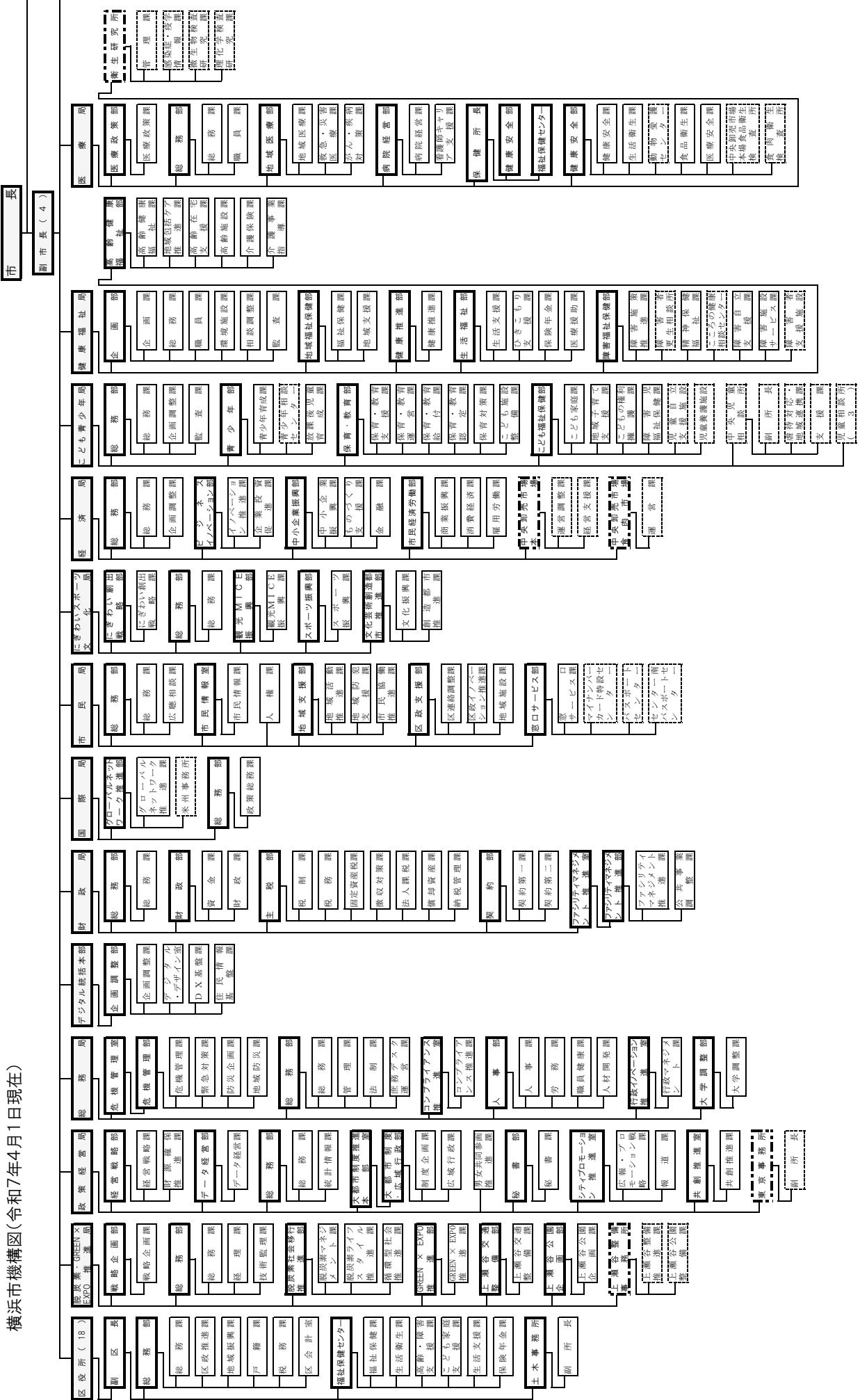
総合診療科、血液内科、腎臓・高血圧内科、内分泌・糖尿病内科、脳神経内科、乳腺・甲状腺外科、整形外科、皮膚科、泌尿器・腎移植科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線治療科、放射線診断科、歯科・口腔外科・矯正歯科、麻酔科、ペインクリニック内科、脳神経外科、リハビリテーション科、形成外科、緩和ケア内科、臨床検査科、病理診断科、遺伝子診療科、がんゲノム診療科

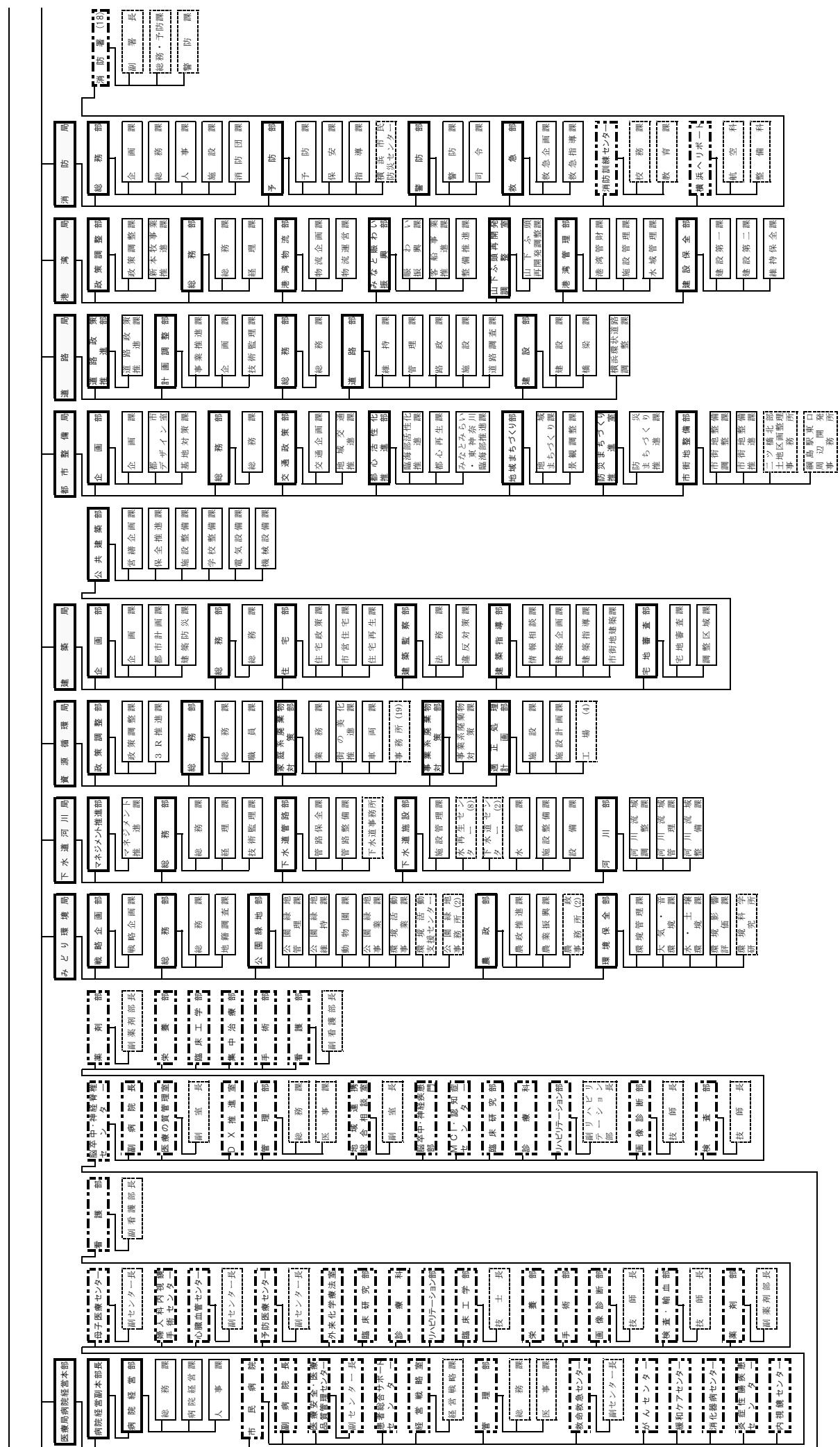
(病床数) 655 床

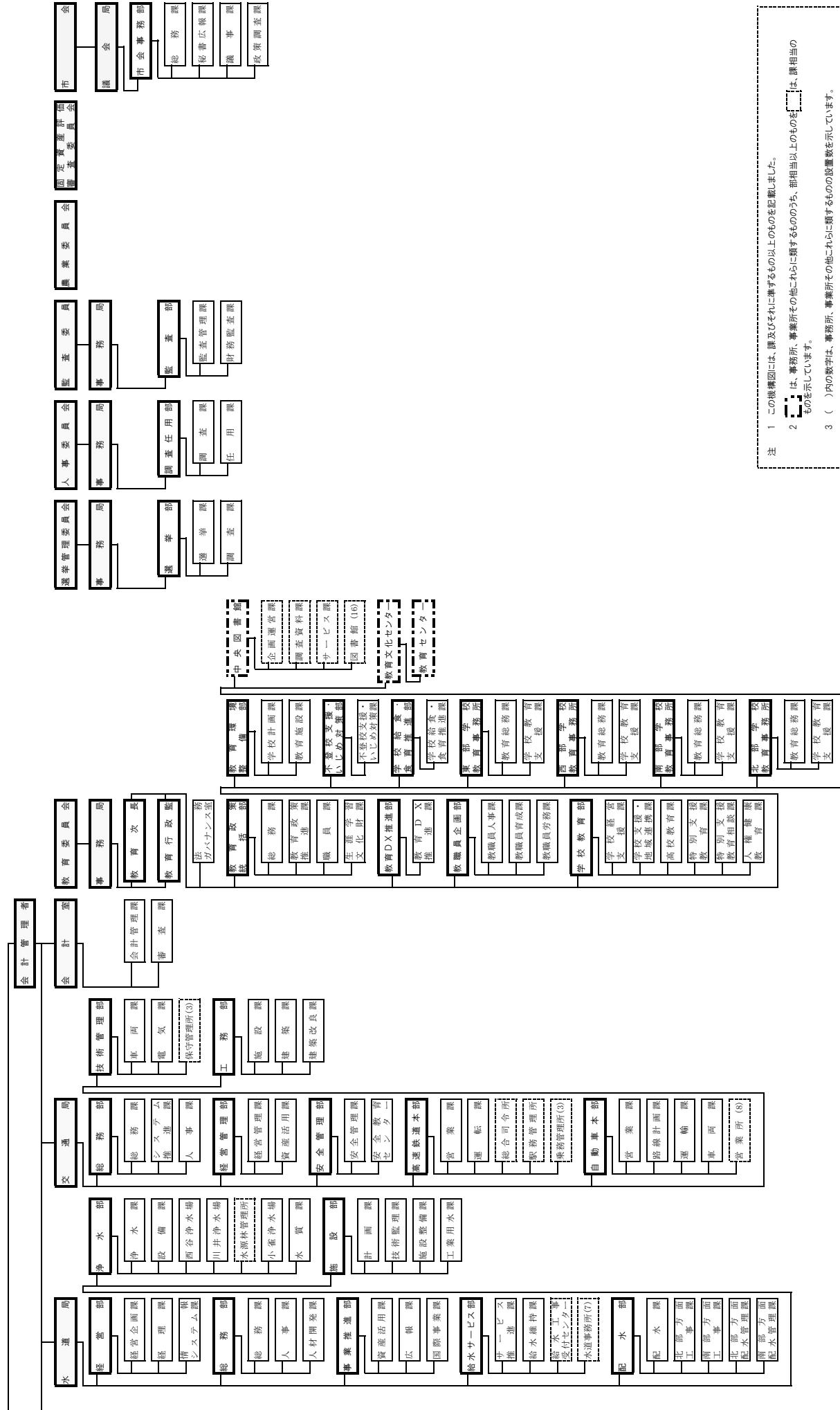


附属市民総合医療センター（通称 市大センター病院）

横浜市機構図(令和7年4月1日現在)







機構図－3

市政記録 2025 年版

令和8年1月 発行

編集 横浜市市民局市民情報課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

TEL(045)671-3882

FAX(045)664-7201

E メール sh-shiminjoho@city.yokohama.lg.jp

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/gaiyo/kiroku/>

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

横浜市市民局市民情報課